

三井住友DS・ ポートフォリオ・シリーズ

三井住友DS・TOPIXインデックス・ファンド

追加型投信／国内／株式／インデックス型

三井住友DS・先進国株式インデックス・ファンド

追加型投信／海外／株式／インデックス型

三井住友DS・先進国債インデックス・ファンド

追加型投信／海外／債券／インデックス型

三井住友DS・国内リートインデックス・ファンド

追加型投信／国内／不動産投信／インデックス型

三井住友DS・ゴールドインデックス・ファンド(為替ヘッジあり)

追加型投信／内外／その他資産(商品)／インデックス型

三井住友DS・日経225インデックス・ファンド

追加型投信／国内／株式／インデックス型

三井住友DS・新興国株式インデックス・ファンド

追加型投信／海外／株式／インデックス型

三井住友DS・新興国債インデックス・ファンド

追加型投信／海外／債券／インデックス型

三井住友DS・先進国リートインデックス・ファンド

追加型投信／海外／不動産投信／インデックス型

三井住友DS・ポートフォリオ・シリーズの募集については、委託会社は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第5条の規定により有価証券届出書を2026年2月26日に関東財務局長に提出しており、2026年2月27日にその届出の効力が生じております。

発行者名	三井住友DSアセットマネジメント株式会社
代表者の役職氏名	代表取締役社長 荻原 亘
本店の所在の場所	東京都港区虎ノ門一丁目17番1号
有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所	該当事項はありません。



三井住友DSアセットマネジメント

本書は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書です。

1. 本書は、金融商品取引法第13条第2項第2号に定める内容を記載した目論見書です。
2. 運用による損益はすべて投資家の皆さまに帰属いたします。したがって、預貯金とは異なり、投資元本が保証されているものではなく、一定の投資成果を保証するものでもありません。
3. 基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
4. 投資信託は、預金保険、貯金保険または保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関は、投資者保護基金には加入しておりません。
5. 税制に関する本書の記載内容は、税法の改正等により将来変更されることがあります。

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

三井住友DS・TOPIXインデックス・ファンド

三井住友DS・日経225インデックス・ファンド

三井住友DS・先進国株式インデックス・ファンド

三井住友DS・新興国株式インデックス・ファンド

三井住友DS・先進国債インデックス・ファンド

三井住友DS・新興国債インデックス・ファンド

三井住友DS・国内リートインデックス・ファンド

三井住友DS・先進国リートインデックス・ファンド

三井住友DS・ゴールドインデックス・ファンド（為替ヘッジあり）

以下、上記ファンドを総称して、「三井住友DS・ポートフォリオ・シリーズ」または「当ファンド」ということがあり、それぞれを「各ファンド」ということがあります。

また、各ファンドを以下の略称でいうことがあります。

三井住友DS・TOPIXインデックス・ファンド	: TOPIXインデックス
三井住友DS・日経225インデックス・ファンド	: 225インデックス
三井住友DS・先進国株式インデックス・ファンド	: 先進国株インデックス
三井住友DS・新興国株式インデックス・ファンド	: 新興国株インデックス
三井住友DS・先進国債インデックス・ファンド	: 先進国債インデックス
三井住友DS・新興国債インデックス・ファンド	: 新興国債インデックス
三井住友DS・国内リートインデックス・ファンド	: Jリートインデックス
三井住友DS・先進国リートインデックス・ファンド	: Gリートインデックス
三井住友DS・ゴールドインデックス・ファンド （為替ヘッジあり）	: ゴールドインデックスヘッジ有

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の受益権です。

*ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社である三井住友DSアセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

当初元本は1口当たり1円です。委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

(3)【発行（売出）価額の総額】

各ファンド2兆5,000億円を上限とします。

(4)【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額となります。

ただし、累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は、各計算期末の基準価額となります。

※「基準価額」とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権口数で除した価額をいいます（基準価額は、便宜上1万口単位で表示される場合があります。）。

基準価額は、組入有価証券の値動き等により日々変動します。

基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせいただけるほか、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊紙面に、以下の通り掲載されます。

ファンド名	掲載名
TOPIXインデックス	SMDTPイ
225インデックス	SMD225イ
先進国株インデックス	SMD先株イ
新興国株インデックス	SMD興株イ
先進国債インデックス	SMD先債イ
新興国債インデックス	SMD興債イ
Jリートインデックス	SMDJリイ
Gリートインデックス	SMDGリイ
ゴールドインデックスヘッジ有	SMD金イH

委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	コールセンター※	ホームページ
三井住友DSアセットマネジメント株式会社	0120-88-2976	https://www.smd-am.co.jp

※お問い合わせは、午前9時～午後5時（土、日、祝・休日を除く）までとさせていただきます。

(5) 【申込手数料】

ありません。

(6) 【申込単位】

お申込単位の詳細は、お申込みの販売会社にお問い合わせください。

(7) 【申込期間】

2026年2月27日から2026年8月27日まで

申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

販売会社において申込みを取り扱います。

販売会社によっては一部のファンドのみの取扱いとなる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

販売会社の詳細につきましては、前記「(4) 発行（売出）価格」に記載の委託会社にお問い合わせください。

(9) 【払込期日】

取得申込者は、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数）を、販売会社の指定の期日

までに、指定の方法でお支払いください。

各取得申込みにかかる発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

販売会社において払込みを取り扱います。(販売会社は前記「(4) 発行(売出) 価格」に記載の委託会社にお問い合わせください。)

(11) 【振替機関に関する事項】

当ファンドの振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(12) 【その他】

イ 申込証拠金

ありません。

ロ 日本以外の地域における募集

ありません。

ハ スイッチング

販売会社によっては、「スイッチング」(ある投資信託の換金による手取額をもって、他の投資信託を買い付けること)による当ファンドの取得申込みを取り扱う場合があります。

ニ お申込不可日

上記にかかわらず、各ファンドにつき、取得申込日が以下のお申込不可日に当たる場合には、ファンドの取得申込みはできません(また、該当日には、解約請求のお申込みもできません。)

ファンド名	お申込不可日
先進国株インデックス	・ニューヨークの取引所の休業日 ・ロンドンの取引所の休業日
新興国株インデックス	・ニューヨークの取引所の休業日 ・ロンドンの取引所の休業日 ・香港の取引所の休業日
先進国債インデックス	・ニューヨークの銀行の休業日 ・ロンドンの銀行の休業日
新興国債インデックス	・ニューヨークの取引所の休業日 ・ロンドンの取引所の休業日 ・ニューヨークの銀行の休業日 ・ロンドンの銀行の休業日
Gリートインデックス	・ニューヨークの取引所の休業日 ・オーストラリアの取引所の休業日 ・ニューヨークの銀行の休業日
ゴールドインデックスヘッジ有	・ニューヨークの取引所の休業日 ・ニューヨークの銀行の休業日

※「TOPIXインデックス」、「225インデックス」、「Jリートインデックス」は、お申込不可日はありません。

ホ クーリング・オフ制度（金融商品取引法第 37 条の 6）の適用
ありません。

ヘ 振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、ファンドの振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則に従って取り扱われるものとし、ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および当該振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われます。

（参考：投資信託振替制度）

- ・ ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理するもので、ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われます。
- ・ 受益証券は発行されませんので、盗難や紛失のリスクが削減されます（原則として受益証券を保有することはできません。）。
- ・ ファンドの設定、解約等における決済リスクが削減されます。
- ・ 振替口座簿に記録されますので、受益権の所在が明確になります。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

- イ 各ファンドは、投資対象とする各マザーファンド受益証券への投資を通じて、実質的に投資対象とする資産へ投資し、ベンチマークの動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。
※各マザーファンドおよびベンチマークについては後述の「2 投資方針」をご参照ください。
- ロ 委託会社は、受託会社と合意の上、各ファンド金 5,000 億円を限度として信託金を追加することができます。この限度額は、委託会社、受託会社の合意により変更できます。
- ハ 当ファンドが該当する商品分類、属性区分は次の通りです。

《商品分類表》

三井住友DS・TOPIXインデックス・ファンド

三井住友DS・日経225インデックス・ファンド

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
単位型	国内	株式	インデックス型
	海外	債券	
		不動産投信	
追加型		その他資産 ()	特殊型
	内外	資産複合	

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

三井住友DS・先進国株式インデックス・ファンド

三井住友DS・新興国株式インデックス・ファンド

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
単位型	国内	株式	インデックス型
		債券	
	海外	不動産投信	

追加型	内外	その他資産 () 資産複合	特殊型

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

三井住友ＤＳ・先進国債インデックス・ファンド

三井住友ＤＳ・新興国債インデックス・ファンド

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
単位型	国内	株式	インデックス型
追加型	海外	債券	
		不動産投信	
	内外	その他資産 () 資産複合	特殊型

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

三井住友ＤＳ・国内リートインデックス・ファンド

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
単位型	国内	株式	インデックス型
追加型	海外	債券	
		不動産投信	
	内外	その他資産 () 資産複合	特殊型

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

三井住友ＤＳ・先進国リートインデックス・ファンド

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
	国内	株式	

単位型		債券	インデックス型
	海外	不動産投信	
追加型		その他資産 ()	特殊型
	内外	資産複合	

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

三井住友DS・ゴールドインデックス・ファンド（為替ヘッジあり）

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
単位型	国内	株式	インデックス型
		債券	
	海外	不動産投信	
追加型		その他資産 (商品)	特殊型
	内外	資産複合	

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

《属性区分表》

三井住友DS・TOPIXインデックス・ファンド

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	対象インデックス
株式	年1回	グローバル		
一般				
大型株	年2回	日本		日経 225
中小型株	年4回	北米		
債券			ファミリーファンド	
一般	年6回(隔月)	欧州		
公債				
社債	年 12 回(毎月)	アジア		
その他債券				
クレジット属性 ()	日々	オセアニア		TOPIX
不動産投信	その他 ()	中南米		
		アフリカ	ファンド・オブ・ファンズ	
その他資産 (投資信託証券 (株式 一般))		中近東(中東)		その他 ()

資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

三井住友DS・日経225インデックス・ファンド

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	対象インデックス
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル	ファミリーファンド	日経225
	年2回	日本		
	年4回	北米		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回(隔月) 年12回(毎月) 日々	欧州 アジア オセアニア		
不動産投信	その他 ()	中南米 アフリカ	ファンド・オブ・ファンズ	TOPIX
その他資産 (投資信託証券 (株式 一般))		中近東(中東)		
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		
				その他 ()

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

三井住友DS・先進国株式インデックス・ファンド

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (日本を除く)	ファミリーファンド	あり	日経225
	年2回	日本			
	年4回	北米			
債券 一般 公債 社債 その他債券	年6回(隔月) 年12回(毎月)	欧州 アジア			

クレジット属性 ()	日々	オセアニア			TOPIX
不動産投信	その他 ()	中南米	ファンド・オブ・ファンズ	なし	
その他資産 (投資信託証券 (株式 一般))		アフリカ			その他 (MSCIロクサイ・イン デックス(配当込み、 円換算ベース))
資産複合 () 資産配分固 定型 資産配分変 更型		中近東(中東)			
		エマージング			

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

三井住友ＤＳ・新興国株式インデックス・ファンド

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル			日経 225
債券 一般 公債 社債 その他債券	年2回	日本			
クレジット属性 ()	年4回	北米	ファミリーファンド	あり	
	年6回(隔月)	欧州			
	年12回(毎月)	アジア			
不動産投信	日々	オセアニア			TOPIX
	その他 ()	中南米	ファンド・オブ・ファンズ	なし	
その他資産 (投資信託証券 (資産複合(株 式、株価指数先 物取引)資産配 分変更型))		アフリカ			
		中近東(中東)			その他

資産複合 () 資産配分固 定型 資産配分変 更型		エマージング			(MSCIエマージング・ マーケット・インデック ス(配当込み、円換算 ベース))

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

三井住友DS・先進国債インデックス・ファンド

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス
株式	年1回	グローバル (日本を除く)			
一般 大型株 中小型株	年2回	日本			日経 225
	年4回	北米			
債券			ファミリーファンド	あり	
一般 公債 社債 その他債券 クレジット属 性 ()	年6回(隔月)	欧州			
	年 12 回(毎月)	アジア			
	日々	オセアニア			TOPIX
	その他	中南米			
不動産投信	()		ファンド・オブ・ ファンズ	なし	
		アフリカ			
その他資産 (投資信託証券 (債券 一般))					
		中近東(中東)			その他 (FTSE世界国債イン デックス(除く日本、円 換算ベース))
資産複合 () 資産配分固 定型 資産配分変 更型		エマージング			

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

三井住友ＤＳ・新興国債インデックス・ファンド

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス
株式 一般 大型株 中小型株	年1回 年2回 年4回	グローバル 日本 北米	ファミリーファンド [※]	あり	日経 225
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回(隔月) 年 12 回(毎月) 日々 その他 ()	欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ			
不動産投信	()	中近東(中東)			
その他資産 (投資信託証券 (債券 一般))		エマージング	ファンド・オブ・ファンズ	なし	その他 (JPモルガン・エマー ジング・マーケット・ ボンド・インデックス・ プラス(円換算ベー ス))
資産複合 () 資産配分固 定型 資産配分変 更型					

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

三井住友ＤＳ・国内リートインデックス・ファンド

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	対象インデックス
株式 一般 大型株 中小型株	年1回 年2回 年4回	グローバル 日本 北米	ファミリーファンド [※]	日経 225
債券 一般	年6回(隔月)	欧州		

公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年 12 回(毎月)	アジア		
	日々	オセアニア		TOPIX
不動産投信	その他 ()	中南米	ファンド・オブ・ファンズ	
その他資産 (投資信託証券 (不動産投信))		アフリカ		
		中近東(中東)		その他 (東証REIT指数に当り)
資産複合 ()		エマージング		
資産配分固定型 資産配分変更型				

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

三井住友DS・先進国リートインデックス・ファンド

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス
株式	年1回	グローバル (日本を除く)			
一般 大型株 中小型株	年2回	日本			日経 225
	年4回	北米			
債券			ファミリーファンド	あり	
一般	年6回(隔月)	欧州			
公債	年 12 回(毎月)	アジア			
社債					
その他債券 クレジット属 性 ()	日々	オセアニア			TOPIX
	その他	中南米			
不動産投信	()	アフリカ	ファンド・オブ・ ファンズ	なし	
その他資産 (投資信託証券 (不動産投信))					
		中近東(中東)			その他 (S&P先進国REIT指 数(除く日本、配当込 み、円換算ベース))
資産複合		エマージング			

() 資産配分固 定型 資産配分変 更型					

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

三井住友DS・ゴールドインデックス・ファンド（為替ヘッジあり）

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス
株式	年1回	グローバル (日本を含む)			
一般 大型株 中小型株	年2回	日本			日経 225
	年4回	北米			
債券			ファミリーファンド	あり (フルヘッジ)	
一般 公債	年6回(隔月)	欧州			
社債	年 12 回(毎月)	アジア			
その他債券 クレジット属 性 ()	日々	オセアニア			TOPIX
	その他	中南米			
不動産投信	()		ファンド・オブ・ ファンズ	なし	
		アフリカ			
その他資産 (投資信託証券 (商品))					
		中近東(中東)			その他 (LBMA金価格(円へ ッジ換算ベース))
資産複合 ()		エマージング			
資産配分固 定型 資産配分変 更型					

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

※属性区分の「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

※商品分類および属性区分は、一般社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき記載しています。

※商品分類および属性区分の用語の定義については下記をご覧ください。なお、一般社団法人投資信託協会の

ホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>) でもご覧頂けます。

一般社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」

《商品分類表定義》

1. 単位型投信・追加型投信の区分

- (1) 単位型投信… 当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
- (2) 追加型投信… 一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

2. 投資対象地域による区分

- (1) 国内… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 海外… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 内外… 目論見書または投資信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

3. 投資対象資産（収益の源泉）による区分

- (1) 株式… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 債券… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 不動産投信（リート）…
目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) その他資産… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記（1）から（3）に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- (5) 資産複合… 目論見書または投資信託約款において、上記（1）から（4）に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

4. 独立した区分

- (1) MMF（マネー・マネジメント・ファンド）…
「MR F 及びMMF の運営に関する規則」に定めるMMF をいう。
- (2) MR F（マネー・リザーブ・ファンド）…
「MR F 及びMMF の運営に関する規則」に定めるMR F をいう。
- (3) E T F… 投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成 12 年政令 480 号）第 12 条第 1 号及び第 2 号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 9 条の 4 の 2 に規定する上場証券投資信託をいう。

5. 補足分類

- (1) インデックス型… 目論見書または投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の

記載があるものをいう。

- (2) 特殊型… 目論見書または投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

《属性区分表定義》

1. 投資対象資産による属性区分

(1) 株式

- ①一般… 次の大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのものをいう。
②大型株… 目論見書または投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
③中小型株… 目論見書または投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

(2) 債券

- ①一般… 次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらないすべてのものをいう。
②公債… 目論見書または投資信託約款において、日本国または各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。）に主として投資する旨の記載があるものをいう。
③社債… 目論見書または投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
④その他債券… 目論見書または投資信託約款において、公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。

⑤格付等クレジットによる属性…

目論見書または投資信託約款において、上記①から④の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記①から④に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

(3) 不動産投信… これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

(4) その他資産… 組み入れている資産を記載するものとする。

(5) 資産複合… 以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

- ①資産配分固定型… 目論見書または投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
②資産配分変更型… 目論見書または投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行う旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

2. 決算頻度による属性区分

- ①年1回… 目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
②年2回… 目論見書または投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
③年4回… 目論見書または投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。
④年6回（隔月）… 目論見書または投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。
⑤年12回（毎月）… 目論見書または投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいう。
⑥日々… 目論見書または投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
⑦その他… 上記属性にあてはまらないすべてのものをいう。

3. 投資対象地域による属性区分（重複使用可能）

- ①グローバル… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
- ②日本… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ③北米… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ④欧州… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑤アジア… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑥オセアニア… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑦中南米… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑧アフリカ… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑨中近東（中東）… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑩エマージング… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

4. 投資形態による属性区分

- ①ファミリーファンド… 目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいう。
- ②ファンド・オブ・ファンズ… 「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

5. 為替ヘッジによる属性区分

- ①為替ヘッジあり… 目論見書または投資信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
- ②為替ヘッジなし… 目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

6. インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分

- ①日経 225
- ②TOPIX
- ③その他の指数… 上記指数にあてはまらないすべてのものをいう。

7. 特殊型

- ①ブル・ベア型… 目論見書または投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動もしくは逆連動（一定倍の連動もしくは逆連動を含む。）を目指す旨の記載があるものをいう。
- ②条件付運用型… 目論見書または投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いる

ことにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。

③ロング・ショート型／絶対収益追求型…

目論見書または投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨もしくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。

④その他型…

目論見書または投資信託約款において、上記①から③に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

(2) 【ファンドの沿革】

2021年8月23日

信託契約締結、設定、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

イ 当ファンドの関係法人とその役割

(イ) 委託会社 「三井住友DSアセットマネジメント株式会社」

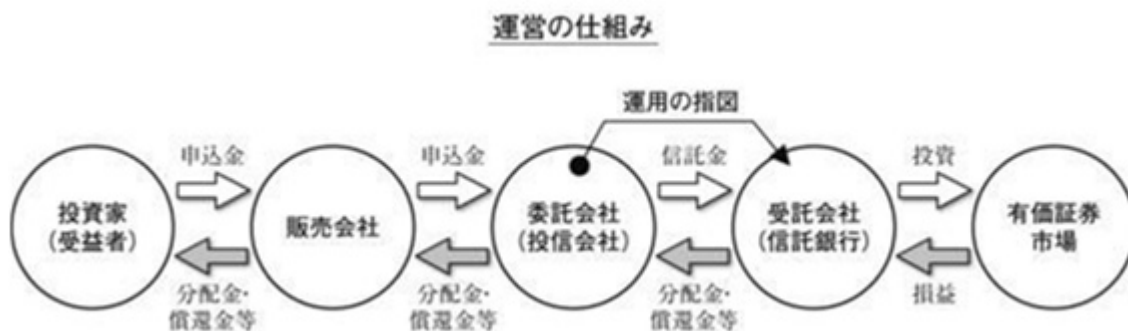
証券投資信託契約に基づき、信託財産の運用指図、投資信託説明書（目論見書）および運用報告書の作成等を行います。

(ロ) 受託会社 「三井住友信託銀行株式会社」

証券投資信託契約に基づき、信託財産の保管・管理・計算等を行います。なお、信託事務の一部につき、株式会社日本カストディ銀行に委託することがあります。また、外国における資産の保管は、その業務を行うに十分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行う場合があります。

(ハ) 販売会社

委託会社との間で締結される販売契約（名称の如何を問いません。）に基づき、当ファンドの募集・販売の取扱い、投資信託説明書（目論見書）の提供、受益者からの一部解約実行請求の受付け、受益者への収益分配金、一部解約金および償還金の支払事務等を行います。



ロ 委託会社の概況

(イ) 資本金の額

20億円（2025年12月30日現在）

(ロ) 会社の沿革

1985年7月15日 三生投資顧問株式会社設立

1987年2月20日 証券投資顧問業の登録

1987年6月10日 投資一任契約にかかる業務の認可

1999年1月1日	三井生命保険相互会社の特別勘定運用部門と統合
1999年2月5日	三生投資顧問株式会社から三井生命グローバルアセットマネジメント株式会社へ商号変更
2000年1月27日	証券投資信託委託業の認可取得
2002年12月1日	住友ライフ・インベストメント株式会社、スミセイ グローバル投信株式会社、三井住友海上アセットマネジメント株式会社およびさくら投信投資顧問株式会社と合併し、三井住友アセットマネジメント株式会社に商号変更
2013年4月1日	トヨタアセットマネジメント株式会社と合併
2019年4月1日	大和住銀投信投資顧問株式会社と合併し、三井住友DSアセットマネジメント株式会社に商号変更

(ハ) 大株主の状況

(2025年12月30日現在)

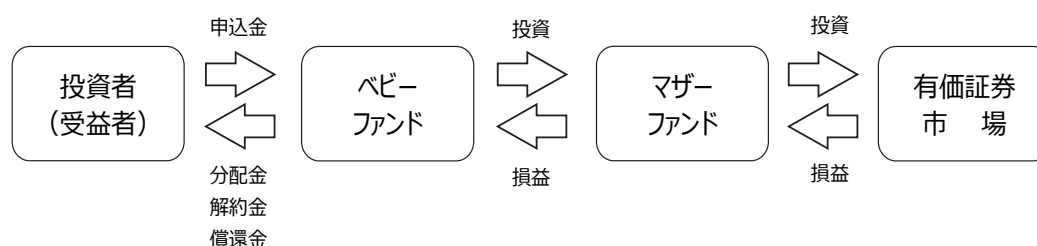
名称	住所	所有 株式数 (株)	比率 (%)
株式会社三井住友フィナンシャルグループ	東京都千代田区丸の内一丁目1番2号	16,977,897	50.1
株式会社大和証券グループ本社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	7,946,406	23.5
三井住友海上火災保険株式会社	東京都千代田区神田駿河台三丁目9番地	5,080,509	15.0
住友生命保険相互会社	大阪府大阪市中央区城見一丁目4番35号	3,528,000	10.4
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号	337,248	1.0

ハ ファンドの運用形態

●各ファンド（三井住友DS・ゴールドインデックス・ファンド（為替ヘッジあり）を除く）

（ファミリーファンド方式による運用）

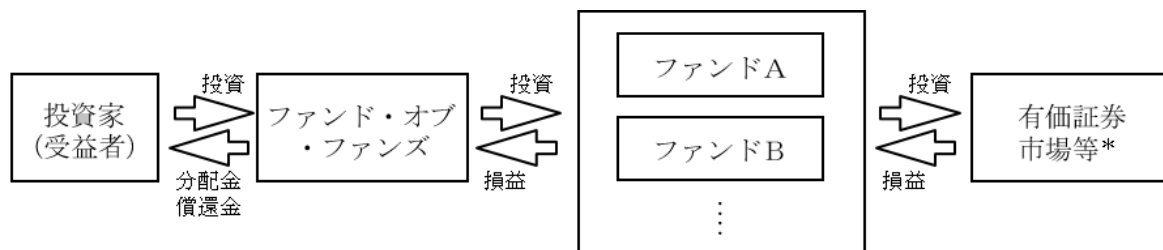
「ファミリーファンド方式」とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、受益者の資金をまとめて「ベビーファンド」とし、「ベビーファンド」の資金の全部または一部を「マザーファンド」に投資することにより、実質的な運用は「マザーファンド」において行う仕組みです。



●三井住友DS・ゴールドインデックス・ファンド（為替ヘッジあり）

（ファンド・オブ・ファンズによる運用）

一般に、「ファンド・オブ・ファンズ」においては、株式や債券などの有価証券に直接投資するのではなく、複数の他の投資信託（ファンド）を組み入れることにより運用を行います（投資信託に投資する投資信託）。また、種々の特長を持った投資信託を購入することにより、効率的に資産配分を行います。



*当ファンドにおいては金現物を含みます。

※なお、当ファンドは、「ファミリーファンド方式」を採用しており、実際の他のファンドへの投資は、マザーファンドを通じて行います。

2【投資方針】

(1)【投資方針】

イ 基本方針

各ファンドは、投資対象とする各マザーファンド受益証券への投資を通じて、実質的に投資対象とする資産へ投資し、ベンチマークの動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

ロ 投資態度

●三井住友DS・TOPIXインデックス・ファンド

- (イ) 国内株式インデックス・マザーファンド（B号）への投資を通じて、主としてTOPIX（東証株価指数）に採用されている銘柄の株式に投資することにより、TOPIX（東証株価指数、配当込み）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。
- (ロ) 株式以外の資産（他の投資信託受益証券を通じて投資する場合は、当該他の投資信託の信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした部分を含みます。）への投資割合は、原則として信託財産総額の50%以下とします。
- (ハ) 株価指数先物取引等を含む株式の実質組入比率は、原則として高位を保ちます。
- (ニ) 国内株式インデックス・マザーファンド（B号）の組入比率は、原則として高位を保ちます。
- (ホ) 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
- (ヘ) デリバティブ取引（法人税法第61条の5で定めるものをいいます。）は、信託財産の資産または負債にかかる価格変動および金利変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

●三井住友DS・日経225インデックス・ファンド

- (イ) 225マザーファンド受益証券への投資を通じて、実質的に日本の株式に投資し、日経平均トータルリターン・インデックスの動きに連動する投資成果を目指した運用を行います。
- (ロ) 225マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を保ちます。
- (ハ) 運用の効率化を図るため、株価指数先物取引等を活用する場合があります。
- (ニ) 株式の実質投資比率は、原則として、純資産総額の+110%以内とします。
- (ホ) 株式以外の資産（他の投資信託受益証券を通じて投資する場合は、当該他の投資信託の信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした部分を含みます。）への投資割合は、原則として信託財産総額の50%以下とします。
- (ヘ) 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
- (ト) デリバティブ取引（法人税法第61条の5で定めるものをいいます。）は、信託財産の資産または負債にかかる価格変動および金利変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

●三井住友DS・先進国株式インデックス・ファンド

- (イ) 外国株式インデックス・マザーファンドへの投資を通じて、主として日本を除く世界各国の株式に投資することにより、MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、円換算ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。
- (ロ) 株価指数先物取引等を含む株式の実質組入比率は、原則として高位を保ちます。
- (ハ) 外国株式インデックス・マザーファンドの組入比率は、原則として高位を保ちます。
- (ニ) 実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。
- (ホ) 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

- (ヘ) デリバティブ取引（法人税法第 61 条の 5 で定めるものをいいます。）は、信託財産の資産または負債にかかる価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
- (ト) 外国為替予約取引は、信託財産の資産または負債にかかる為替変動により生じるリスクを減じる目的以外には利用しません。

●三井住友DS・新興国株式インデックス・ファンド

- (イ) エマージング株式インデックス・マザーファンドへの投資を通じて、主として新興国の株式（預託証券（DR）、株式の値動きに連動する有価証券を含みます。）、新興国の株式指数を対象とした先物取引および新興国の株式等を主要投資対象とする上場投資信託証券に投資することにより、MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円換算ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。なお、運用にあたっては、ファンドの資産規模、市況動向に応じて株式、株価指数先物取引、上場投資信託証券、短期公社債等および為替取引を組み合わせ運用を行います。
- (ロ) エマージング株式インデックス・マザーファンドの組入比率は、原則として高位を保ちます。
- (ハ) 実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。
- (ニ) 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
- (ホ) デリバティブ取引（法人税法第 61 条の 5 で定めるものをいいます。）は、信託財産の資産または負債にかかる価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
- (ヘ) 外国為替予約取引は、信託財産の資産または負債にかかる為替変動により生じるリスクを減じる目的以外には利用しません。

●三井住友DS・先進国債インデックス・ファンド

- (イ) 外国債券パッシブ・マザーファンドへの投資を通じて、主として外国の国債に投資することにより、FTSE 世界国債インデックス（除く日本、円換算ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。
- (ロ) 外国債券パッシブ・マザーファンドの組入比率は、原則として高位を保ちます。
- (ハ) 実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。
- (ニ) 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
- (ホ) デリバティブ取引（法人税法第 61 条の 5 で定めるものをいいます。）は、信託財産の資産または負債にかかる価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
- (ヘ) 外国為替予約取引は、信託財産の資産または負債にかかる為替変動により生じるリスクを減じる目的以外には利用しません。

●三井住友DS・新興国債インデックス・ファンド

- (イ) 米ドル建て新興国債インデックス・マザーファンドへの投資を通じて、主として米ドル建ての新興国の公社債に投資することにより、JP モルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・プラス（円換算ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。ただし、運用の効率性を勘案し、流動性の高い国、銘柄を中心に投資します。
- (ロ) 米ドル建て新興国債インデックス・マザーファンドの組入比率は、原則として高位を保ちます。
- (ハ) 実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。
- (ニ) 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
- (ホ) デリバティブ取引（法人税法第 61 条の 5 で定めるものをいいます。）は、信託財産の資産または負債にかかる価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の

対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

- (へ) 外国為替予約取引は、信託財産の資産または負債にかかる為替変動により生じるリスクを減じる目的以外には利用しません。

●三井住友DS・国内リートインデックス・ファンド

- (イ) Jリート・インデックス・マザーファンドへの投資を通じて、実質的に以下の運用を行います。
- ・主として日本の取引所に上場（上場予定を含みます。）している不動産投資信託（REIT）に投資することにより、東証REIT指数（配当込み）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。
 - ・不動産投資信託（REIT）への投資にあたっては、東証REIT指数採用銘柄（採用予定を含みます。）に投資を行うものとします。
 - ・ベンチマークとの連動を維持するため、不動産投信指数先物取引等を活用する場合があります。このため、不動産投資信託（REIT）の実質組入時価総額と不動産投信指数先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が純資産総額を超えることがあります。
- (ロ) Jリート・インデックス・マザーファンドの組入比率は、原則として高位を保ちます。
- (ハ) 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
- (ニ) デリバティブ取引（法人税法第61条の5で定めるものをいいます。）は、信託財産の資産または負債にかかる価格変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

●三井住友DS・先進国リートインデックス・ファンド

- (イ) 外国リート・インデックス・マザーファンドへの投資を通じて、実質的に以下の運用を行います。
- ・日本を除く世界各国の不動産投資信託（REIT）等に投資することにより、S&P先進国REIT指数（除く日本、配当込み、円換算ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。
 - ・不動産投資信託（REIT）等への投資にあたっては、S&P先進国REIT指数（除く日本）採用銘柄（採用予定を含みます。）に投資を行うものとします。
- (ロ) 外国リート・インデックス・マザーファンドの組入比率は、原則として高位を保ちます。
- (ハ) 実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。
- (ニ) 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
- (ホ) デリバティブ取引（法人税法第61条の5で定めるものをいいます。）は、信託財産の資産または負債にかかる価格変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
- (へ) 外国為替予約取引は、信託財産の資産または負債にかかる為替変動により生じるリスクを減じる目的以外には利用しません。

●三井住友DS・ゴールドインデックス・ファンド（為替ヘッジあり）

- (イ) ゴールド・インデックス・マザーファンドへの投資を通じて、主として、金地金価格との連動を目指す投資信託証券に投資し、実質組入外貨建資産について原則として対円での為替ヘッジを行うことにより、ロンドン貴金属市場協会（LBMA）金価格（円ヘッジ換算ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。
- (ロ) ゴールド・インデックス・マザーファンドが主要投資対象とする投資信託証券は、継続的にモニタリングを行い、商品性及び運用上の効率性を損なわない範囲で、委託会社の判断により見直しを行うことがあります。
- (ハ) ゴールド・インデックス・マザーファンドの組入比率は、原則として高位を保ちます。
- (ニ) 実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを活用し、為替変動リスクの低減

を図ります。

(ホ) 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(ヘ) 外国為替予約取引は、信託財産の資産または負債にかかる為替変動により生じるリスクを減じる目的以外には利用しません。

ファンドの特色

1

「三井住友DS・ポートフォリオ・シリーズ」は、複数ファンドで構成されており、各ファンドは投資対象とする各マザーファンドへの投資を通じて、実質的に投資対象とする資産に投資します。

※各マザーファンドおよび投資対象とする資産については後掲の「ファンドのしくみ」をご参照ください。

2

各ファンドは、ベンチマークの動きに連動する投資成果を目指します。

ファンド名	ベンチマーク
TOPIXインデックス	TOPIX(東証株価指数、配当込み)
225インデックス	日経平均トータルリターン・インデックス
先進国株インデックス	MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)
新興国株インデックス	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円換算ベース)
先進国債インデックス	FTSE世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)
新興国債インデックス	JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・プラス(円換算ベース)
Jリートインデックス	東証REIT指数(配当込み)
Gリートインデックス	S&P先進国REIT指数(除く日本、配当込み、円換算ベース)
ゴールドインデックス ヘッジ有	LBMA金価格(円ヘッジ換算ベース)

3

「三井住友DS・ポートフォリオ・シリーズ」の各ファンド間でのスイッチングが可能です。

□一部のファンドのみの取扱いとなる場合があります。また、スイッチングが行えない場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

※資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

ファンドのしくみ

□ファミリーファンド方式を採用し、マザーファンドの組入れを通じて、実際の運用を行います。

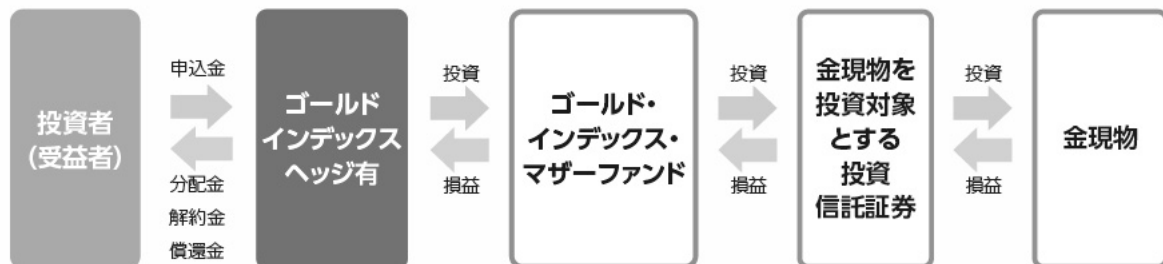
▶ 各ファンド(ゴールドインデックスヘッジ有を除く)



※上記における各ファンド、各マザーファンドおよび各投資対象資産は以下のとおりになります。

ファンド	マザーファンド	投資対象資産
TOPIXインデックス	国内株式インデックス・マザーファンド(B号)	日本の株式等
225インデックス	225マザーファンド	
先進国株インデックス	外国株式インデックス・マザーファンド	日本を除く 世界各国・地域の株式等
新興国株インデックス	エマージング株式インデックス・マザーファンド	新興国の株式および 株式指数先物取引等
先進国債インデックス	外国債券パッシブ・マザーファンド	日本を除く 世界各国・地域の公社債等
新興国債インデックス	米ドル建て新興国債インデックス・マザーファンド	新興国の公社債等
Jリートインデックス	Jリート・インデックス・マザーファンド	日本のリート等
Gリートインデックス	外国リート・インデックス・マザーファンド	日本を除く 世界各国・地域のリート等

▶ ゴールドインデックスヘッジ有



各ファンドの運用の基本方針等

▶ 国内株式

TOPIXインデックス

ベンチマーク	TOPIX(東証株価指数、配当込み)
運用の基本方針	● マザーファンドへの投資を通じて、主としてTOPIX(東証株価指数)に採用されている銘柄の株式に投資し、ベンチマークの動きに連動する投資成果を目指します。 ※ 株価指数先物取引等を利用することがあります。

225インデックス

ベンチマーク	日経平均トータルリターン・インデックス
運用の基本方針	● マザーファンドへの投資を通じて、日本の取引所に上場している株式等に投資し、ベンチマークの動きに連動する投資成果を目指します。

▶ 先進国株式

先進国株インデックス

ベンチマーク	MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)
運用の基本方針	● マザーファンドへの投資を通じて、主として日本を除く世界各国・地域の株式等に投資し、ベンチマークの動きに連動する投資成果を目指します。 ※ 株価指数先物取引等を利用することがあります。 ● 実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。 ※ 基準価額は為替変動の影響を受けます。

▶ 新興国株式

新興国株インデックス

ベンチマーク	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円換算ベース)
運用の基本方針	● マザーファンドへの投資を通じて、主として新興国の株式*、新興国の株式指数を対象とした先物取引および新興国の株式等を対象とする上場投資信託証券(ETF)に投資し、ベンチマークの動きに連動する投資成果を目指します。 * 預託証書(DR)、株式の値動きに連動する有価証券を含みます。 ※ ファンドの資産規模、市況動向に応じて株式、株価指数先物取引、上場投資信託証券(ETF)、短期公社債等および為替取引を組み合わせ運用を行います。 ● 実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。 ※ 基準価額は為替変動の影響を受けます。



預託証書(DR)とは

Depository Receiptの略で、株式を海外で流通させるために、その株式を銀行などに預託し、その代替として海外で発行される証券をいい、株式と同様に取引所などで取引されます。

▶ 先進国債券

先進国債インデックス

ベンチマーク	FTSE世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)
運用の基本方針	●マザーファンドへの投資を通じて、主として外国の国債に投資し、ベンチマークの動きに連動する投資成果を目指します。 ●実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。 ※基準価額は為替変動の影響を受けます。

▶ 新興国債券

新興国債インデックス

ベンチマーク	JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・プラス(円換算ベース)
運用の基本方針	●マザーファンドへの投資を通じて、主として米ドル建ての新興国の公社債に投資し、ベンチマークの動きに連動する投資成果を目指します。 ※運用の効率性を勘案し、流動性の高い国、銘柄を中心に投資します。 ●実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。 ※基準価額は為替変動の影響を受けます。

▶ 国内リート

Jリートインデックス

ベンチマーク	東証REIT指数(配当込み)
運用の基本方針	●マザーファンドへの投資を通じて、主として日本の取引所に上場している不動産投資信託(リート)に投資し、ベンチマークの動きに連動する投資成果を目指します。 ※不動産投信指数先物取引等を利用することがあります。

▶ 外国リート

Gリートインデックス

ベンチマーク	S&P先進国REIT指数(除く日本、配当込み、円換算ベース)
運用の基本方針	●マザーファンドへの投資を通じて、主として日本を除く世界各国・地域の取引所に上場している不動産投資信託(リート)に投資し、ベンチマークの動きに連動する投資成果を目指します。 ●実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。 ※基準価額は為替変動の影響を受けます。

▶ 金

ゴールドインデックスヘッジ有

ベンチマーク	LBMA金価格(円ヘッジ換算ベース)
運用の基本方針	● マザーファンドへの投資を通じて、金地金価格との連動を目指す投資信託証券*に投資し、ベンチマークの動きに連動する投資成果を目指します。 ※ マザーファンドが投資対象とする投資信託証券は、継続的にモニタリングを行い、商品性および運用上の効率性を損なわない範囲で、委託会社の判断により見直しを行うことがあります。 ※ 実質的な投資対象とする投資信託証券は、以下の通りです。 [iShares Gold Trust] [SPDR Gold MiniShares Trust] ただし、一部の投資信託証券のみの投資となる場合があります。 ● 実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図ります。 ※ 完全に為替変動リスクを回避することはできません。

□ ゴールド・インデックス・マザーファンドが投資対象とする投資信託証券の概要

以下は、2025年12月末現在で知り得る情報に基づくものであり、今後、変更される場合があります。

ファンド名	iShares Gold Trust (iシェアーズ ゴールド・トラスト)	SPDR Gold MiniShares Trust (SPDR® ゴールド・ミニシェアーズ・トラスト)
形態	米国籍上場投資信託(米ドル建て)	米国籍上場投資信託(米ドル建て)
管理会社	iShares デラウェア・トラスト・スポンサー・ エルエルシー	WGC USAアセット・マネジメント・カンパニー・ エルエルシー
運用の基本方針	金地金価格の変動に概ね連動することを目指 とします。	金地金の価格のパフォーマンスを反映させる ことを目標とします。
ベンチマーク	LBMA金価格	LBMA金価格
管理費用*1	年0.25%	年0.10%
購入の可否*2	日本において一般投資者の購入が可能です。	日本において一般投資者の購入が可能です。

*1 管理費用とは各上場投資信託(以下「ETF」といいます。)の運用管理費用およびその他費用を各ETFの平均純資産総額で除したもので、本書の数値は各ETFの直近の目論見書等で開示されているものです。

*2 外国籍のETFは、海外の上場有価証券を取り次ぐことのできる証券会社を通じて、日本国内の一般の投資者が、直接、購入することができるものがあります。直接購入される際は、売買委託手数料(証券会社ごとに異なります。)がかかります。また、円貨と外貨を交換する際に、証券会社が別途定める手数料がかかります。

為替の影響について

▶ 為替ヘッジあり

為替ヘッジあり*

為替変動の影響は限定的

*為替ヘッジコストがかかります。



為替ヘッジ

為替取引等を利用し、為替変動リスクを低減することです。

■外貨建資産に対し、対円での為替ヘッジを行う場合、基準価額への為替変動の影響は小さくなると考えられます。ただし、完全に為替変動リスクを回避することはできません。

▶ 為替ヘッジなし

為替ヘッジなし

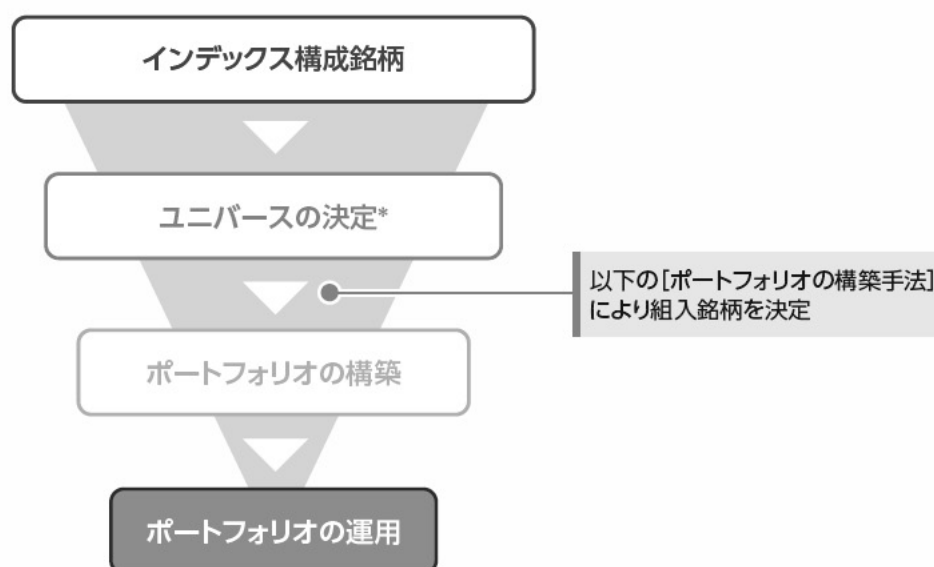
円安の場合(為替差益)
基準価額にプラス

円高の場合(為替差損)
基準価額にマイナス

■外貨建資産に対し、対円での為替ヘッジを行わない場合、基準価額は為替変動の影響を受けます。

各マザーファンドの運用プロセス

■各マザーファンドの運用は、運用部 株式フオンツグループおよびグローバル債券グループが行います。



*ユニバースの決定を行わないファンドもあります。

[ポートフォリオの構築手法]

構築手法	ファンド名
最適化法	TOPIXインデックス、先進国株インデックス、新興国株インデックス
層化抽出法	先進国債インデックス、新興国債インデックス
完全法*	225インデックス、Jリートインデックス、Gリートインデックス

*原則、完全法により運用しますが、すべての構成銘柄に投資できない場合があります。



最適化法とは

計量モデル等に基づいて、インデックスとの連動性を保てるように、インデックス構成銘柄の一部を抽出してポートフォリオを構築する方法です。

層化抽出法とは

指数を構成する銘柄をいくつかのグループ(層)に分け、それぞれのグループから代表銘柄を抽出して構成銘柄を選択し、ポートフォリオを構築する方法です。

完全法とは

指数を構成するすべての銘柄について、その時価構成比率に合わせて保有し、ポートフォリオを構築する方法です。

すべての銘柄へ投資する必要があるため、信用不安が懸念される銘柄も原則として組み入れる点にも留意する必要があります。

※上記の運用プロセスは2025年12月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

※ゴールドインデックスヘッジ有については、金現物に投資する投資信託証券への投資により、インデックスの動きへの連動を目指した運用を行います。

※運用担当部署の概要については、委託会社のホームページをご覧ください。

<運用担当者に係る事項>https://www.smd-am.co.jp/corporate/investment/pdf/org_structure01.pdf

追加的記載事項

●各ファンドがベンチマークとする指数の著作権等について

<TOPIXインデックス、Jリートインデックス>

- 配当込みTOPIX（「TOPIX（東証株価指数、配当込み）」ということがあります。）、配当込み東証REIT指数（「東証REIT指数（配当込み）」ということがあります。）の指数値およびTOPIX（東証株価指数、配当込み）、東証REIT指数（配当込み）にかかる標章または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社（以下「JPX」といいます。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIX（東証株価指数、配当込み）、東証REIT指数（配当込み）に関するすべての権利・ノウハウおよびTOPIX（東証株価指数、配当込み）、東証REIT指数（配当込み）にかかる標章または商標に関するすべての権利はJPXが有します。
- JPXは、TOPIX（東証株価指数、配当込み）、東証REIT指数（配当込み）の指数値の算出もしくは公表の方法の変更、TOPIX（東証株価指数、配当込み）、東証REIT指数（配当込み）の指数値の算出もしくは公表の停止またはTOPIX（東証株価指数、配当込み）、東証REIT指数（配当込み）にかかる標章もしくは商標の変更もしくは使用の停止を行うことができます。
- JPXは、TOPIX（東証株価指数、配当込み）、東証REIT指数（配当込み）の指数値およびTOPIX（東証株価指数、配当込み）、東証REIT指数（配当込み）にかかる標章または商標の使用に関して得られる結果ならびに特定日のTOPIX（東証株価指数、配当込み）、東証REIT指数（配当込み）の指数値について、何ら保証、言及をするものではありません。
- JPXは、TOPIX（東証株価指数、配当込み）、東証REIT指数（配当込み）の指数値およびそこに含まれるデータの正確性、完全性を保証するものではありません。また、JPXは、TOPIX（東証株価指数、配当込み）、東証REIT指数（配当込み）の指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。
- 当ファンドは、JPXにより提供、保証または販売されるものではありません。
- JPXは、当ファンドの購入者または公衆に対し、当ファンドの説明または投資のアドバイスをする義務を負いません。
- JPXは、委託会社または当ファンドの購入者のニーズをTOPIX（東証株価指数、配当込み）、東証REIT指数（配当込み）の指数値を算出する銘柄構成および計算に考慮するものではありません。
- 以上の項目に限らず、JPXは当ファンドの設定、販売および販売促進活動に起因するいかなる損害に対しても責任を負いません。

<225インデックス>

- 「日経平均株価」および「日経平均トータルリターン・インデックス」（以下「日経平均株価」といいます。）は、株式会社日本経済新聞社によって独自に開発された手法によって、算出される著作物であり、株式会社日本経済新聞社は、「日経平均株価」自体および「日経平均株価」を算定する手法に対して、著作権その他一切の知的財産権を有しています。
- 「日経」および「日経平均株価」を示す標章に関する商標権その他の知的財産権は、全て株式会社日本経済新聞社に帰属しています。
- 当ファンドは、委託会社等の責任のもとで運用されるものであり、株式会社日本経済新聞社は、その運用および当ファンドの取引に関して、一切の責任を負いません。
- 株式会社日本経済新聞社は、「日経平均株価」を継続的に公表する義務を負うものではなく、公表の誤謬、遅延または中断に関して、責任を負いません。
- 株式会社日本経済新聞社は、「日経平均株価」の構成銘柄、計算方法、その他「日経平均株価」の内容を変える権利および公表を停止する権利を有しています。

<先進国株インデックス、新興国株インデックス>

MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)およびMSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円換算ベース)は、MSCI INC. (以下「MSCI」)が公表する指数(MSCIコクサイ・インデックスおよびMSCIエマージング・マーケット・インデックス)を基に委託会社が換算したものです。

当ファンドは、MSCI、その関連会社、情報提供会社またはMSCI INDEXの編集または計算に関連するその他の第三者(総称して「MSCI当事者」といいます。)が支援、保証、売却または宣伝するものではありません。

MSCI INDEXは、MSCIの専有財産です。

MSCIおよびMSCI INDEXの名称は、MSCIもしくはその関連会社のサービスマークであり、委託会社による特定の目的のための使用について許可されているものです。

いかなるMSCI当事者も、委託会社、受益者、またはその他の個人もしくは事業体に対して、ファンド投資一般、当ファンドへの投資、もしくはMSCI INDEXが対応する株式市場パフォーマンスを記録する能力に関して、明示・黙示を問わず一切の表明または保証を行いません。

MSCIもしくは関連会社は、当ファンド、委託会社、受益者、その他の個人もしくは事業体とは無関係にMSCIが決定、構成、計算するMSCI INDEXに関する特定の商標、サービスマーク、商号のライセンサーです。

いかなるMSCI当事者も、MSCI INDEXについて決定、構成または計算するにあたり、委託会社または受益者、またはその他のあらゆる個人または事業体のニーズを考慮する義務を負いません。

いかなるMSCI当事者も、当ファンドの発行時期、価格、数量に関する決定、当ファンドの償還価格および数式の決定および算定に参加しておらず、かつその責任を負いません。

さらに、いかなるMSCI当事者も、当ファンドの運営、マーケティング、またはオファリングに関連して、委託会社、受益者、その他の個人もしくは事業体に対して一切の義務または責任を負いません。

MSCIは、MSCIが信頼できると考える情報源からMSCI INDEXの算出に使用するための情報を入手するものとなりますが、いずれのMSCI当事者も、MSCI INDEXまたはそのデータの独創性、正確性、完全性について一切保証しません。

MSCI当事者は、委託会社、受益者、その他の個人もしくは事業体がMSCI INDEXもしくはそのデータを使用して得る情報またはその結果に関して、明示・黙示の保証をしません。

MSCI当事者は、MSCI INDEXもしくはそのデータについての、もしくはそれらに関連する誤り、省略、中断について一切の責任を負いません。

さらに、MSCI当事者は、いかなる種類の明示・黙示の保証責任も負わず、MSCI INDEXもしくはそのデータに関して、商品性および特定目的への適合性に関する保証をここに明確に否認します。上記のいずれをも制限することなく、いかなるMSCI当事者も、直接、間接、特別、懲罰的、結果的な損害、およびその他の損害(逸失利益を含む)について、そのような損害の可能性について通知された場合においても、一切責任を負いません。

<先進国債インデックス>

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)は、FTSE Fixed Income LLCが公表する指数(FTSE世界国債インデックス)を基に委託会社が換算したものです。

FTSE世界国債インデックスに関する著作権、知的所有権、その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLC に帰属します。同社は、当ファンドのスポンサーではなく、当ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、同社は、当該データの正確性および完全性を保証せず、データの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。また、同社は当ファンドの取引および運用成果等に関して一切責任を負いません。

<新興国債インデックス>

JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・プラス(円換算ベース)は、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが公表する指数(JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・プラス)を基に委託会社が換算したものです。

JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・プラスは、信頼できるとされる情報に基づいて作成していますが、J.P. Morganはその完全性・正確性を保証するものではありません。委託会社は同インデックスの使用許諾を得て使用しています。J.P. Morganからの書面による事前承諾なく同インデックスを複製・使用・頒布することは禁じられています。また、J.P. Morganは当ファンドの取引および運用成果等に関して一切責任を負いません。Copyright © 2021, J.P. Morgan Chase & Co. All rights reserved.

<グリーティンデックス>

S&P先進国REIT指数(除く日本、配当込み、円換算ベース)は、S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスLLCが公表する指数(S&P先進国REIT指数)を基に委託会社が換算したものです。

S&P先進国REIT指数は、S&P Dow Jones Indices LLCまたはその関連会社(以下「SPDJ」)といひます。)の商品であり、これを利用するライセンスが委託会社に付与されています。Standard & Poor's®およびS&P®は、Standard & Poor's Financial Services LLC(以下「S&P」といひます。)の登録商標で、Dow Jones®は、Dow Jones Trademark Holdings LLC(以下「Dow Jones」といひます。)の登録商標です。指数に直接投資することはできません。当ファンドは、SPDJ、Dow Jones、S&P、それらの各関連会社(総称して「S&P Dow Jones Indices」といひます。)によってスポンサー、保証、販売、または販売促進されているものではありません。S&P Dow Jones Indicesは当ファンドの所有者またはいかなる一般人に対して、株式全般または具体的に当ファンドへの投資の妥当性、あるいは全般的な市場のパフォーマンスを追跡するS&P先進国REIT指数の能力に関して、明示または黙示を問わず、いかなる表明または保証もしません。指数の過去のパフォーマンスは、将来の成績を示唆または保証するものでもありません。S&P先進国REIT指数に関して、S&P Dow Jones Indicesおよび委託会社との間にある唯一の関係は、同インデックスとS&P Dow Jones Indicesおよび/またはそのライセンサーの特定の商標、サービスマーク、および/または商標名のライセンス供与です。S&P先進国REIT指数は委託会社に関係なく、S&P Dow Jones Indices によって決定、構成、計算されます。S&P Dow Jones Indicesは、S&P先進国REIT指数の決定、構成または計算において委託会社および当ファンドの所有者のニーズを考慮する義務を負いません。S&P Dow Jones Indicesは、当ファンドの価格および数量、または当ファンドの発行または販売のタイミングの決定、もしくは場合によっては当ファンドが将来換金、譲渡、または償還される計算式の決定または計算に関して、責任を負わず、またこれに関与したこともありません。S&P Dow Jones Indicesは、当ファンドの管理、マーケティング、または取引に関して、いかなる義務または責任も負いません。S&P先進国REIT指数に基づく投資商品が、指数のパフォーマンスを正確に追跡する、またはプラスの投資収益率を提供する保証はありません。S&P Dow Jones Indices LLCは投資または税務の顧問会社ではありません。免税証券のポートフォリオへの影響や特定の投資決断の税効果の評価は、税務顧問会社に相談してください。指数に証券が含まれることは、S&P Dow Jones Indicesがかかる証券の売り、買い、またはホルダーの推奨を意味するものではなく、投資アドバイスとして見なしてはなりません。

S&P Dow Jones Indicesは、S&P先進国REIT指数またはその関連データ、あるいは口頭または書面の通信(電子通信も含みます。)を含むがこれに限定されないあらゆる通信について、その妥当性、正確性、適時性、または完全性を保証しません。S&P Dow Jones Indicesは、これに含まれる過誤、遺漏または中断に対して、いかなる義務または責任も負わないものとします。S&P Dow Jones Indicesは、明示的または黙示的を問わず、いかなる保証もせず、商品性、特定の目的または使用への適合性、もしくはS&P先進国REIT指数を使用することによって、またはそれに関連するデータに関して、委託会社、当ファンドの所有者、またはその他の人物や組織が得られる結果について、一切の保証を明示的に否認します。上記を制限することなく、いかなる場合においても、S&P Dow Jones Indicesは、利益の逸失、営業損失、時間または信用の喪失を含むがこれらに限定されない、間接的、特別、懲罰的、または派生的損害に対して、たとえその可能性について知らされていたとしても、契約の記述、不法行為、または厳格責任の有無を問わず、一切の責任を負わないものとします。S&P Dow Jones Indicesのライセンサーを除き、S&P Dow Jones Indicesと委託会社との間の契約または取り決めの第三者受益者は存在しません。

<ゴールドインデックスヘッジ有>

LBMA金価格(円ヘッジ換算ベース)は、ICEベンチマーク・アドミニストレーション・リミテッド(ICE Benchmark Administration Limited)が公表する指数(LBMA金価格)を基に委託会社が換算したものです。

LBMA金価格はICEベンチマーク・アドミニストレーション・リミテッドが算出し公表している指数であり、同社は、LBMA金価格及びLBMA金価格が示す、あらゆる特定の日、特定の時点における数値により生じた結果について、明示的又は暗示的に、何ら保証するものではありません。ICEベンチマーク・アドミニストレーション・リミテッドは、当ファンドに関する商品性や特定目的への適合性について、明示的又は暗示的に、何ら保証するものではありません。

(2)【投資対象】

イ 投資対象とする資産の種類

- 三井住友DS・TOPIXインデックス・ファンド
- 三井住友DS・日経225インデックス・ファンド
- 三井住友DS・先進国株式インデックス・ファンド
- 三井住友DS・新興国株式インデックス・ファンド
- 三井住友DS・先進国債インデックス・ファンド
- 三井住友DS・新興国債インデックス・ファンド
- 三井住友DS・国内リートインデックス・ファンド
- 三井住友DS・先進国リートインデックス・ファンド

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

(イ) 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項の「特定資産」をいいます。以下同じ。）

1. 有価証券
2. デリバティブ取引にかかる権利
3. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）
4. 金銭債権

(ロ) 特定資産以外の資産で、以下に掲げる資産

1. 為替手形

●三井住友DS・ゴールドインデックス・ファンド（為替ヘッジあり）

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

(イ) 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項の「特定資産」をいいます。以下同じ。）

1. 有価証券
2. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）
3. 金銭債権

(ロ) 特定資産以外の資産で、以下に掲げる資産

1. 為替手形

ロ 投資対象とする有価証券

- 三井住友DS・TOPIXインデックス・ファンド
- 三井住友DS・日経225インデックス・ファンド
- 三井住友DS・先進国株式インデックス・ファンド
- 三井住友DS・新興国株式インデックス・ファンド
- 三井住友DS・先進国債インデックス・ファンド
- 三井住友DS・新興国債インデックス・ファンド

委託会社は、信託金を、主として、各マザーファンドの受益証券または次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. 資産の流動化に関する法律に規定する特定目的信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第13号で定めるものをいいます。）
11. コマーシャル・ペーパー
12. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券

13. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
14. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
15. 投資証券もしくは新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。次号において同じ。）で次号に定めるもの以外のもの
16. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下本号において同じ。）または外国投資証券で投資法人債券に類する証券
17. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
18. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいいます。有価証券にかかるものに限ります。）
19. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
20. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
21. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）
22. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
23. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第1号の証券または証書、ならびに第13号、第19号および第21号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第16号の証券ならびに第13号、第19号および第21号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものならびに第19号および第21号の証券または証書のうち第16号の証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第14号および第15号の証券ならびに第19号および第21号の証券または証書のうち第14号および第15号の証券の性質を有するものを以下「投資信託証券」といいます。

●三井住友DS・国内リートインデックス・ファンド

委託会社は、信託金を、主として、マザーファンドの受益証券または次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
2. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
3. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券または証書の性質を有するもの
4. 投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
5. 投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
6. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

なお、第1号の証券にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻条件付の買入れ）および債券貸借取引（現金担保付債券借入れ）に限り行うことができるものとします。また、第4号の証券および第5号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

●三井住友DS・先進国リートインデックス・ファンド

●三井住友DS・ゴールドインデックス・ファンド（為替ヘッジあり）

委託会社は、信託金を、主として、各マザーファンドの受益証券または次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
2. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
3. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券または証書の性質を有するもの
4. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

います。)

5. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

6. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

なお、第1号の証券にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻条件付の買入れ）および債券貸借取引（現金担保付債券借入れ）に限り行うことができるものとします。また、第4号の証券および第5号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

ハ 投資対象とする金融商品

●三井住友DS・TOPIXインデックス・ファンド

●三井住友DS・日経225インデックス・ファンド

●三井住友DS・先進国株式インデックス・ファンド

●三井住友DS・新興国株式インデックス・ファンド

●三井住友DS・先進国債インデックス・ファンド

●三井住友DS・新興国債インデックス・ファンド

委託会社は、信託金を、上記ロに掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

●三井住友DS・国内リートインデックス・ファンド

●三井住友DS・先進国リートインデックス・ファンド

●三井住友DS・ゴールドインデックス・ファンド（為替ヘッジあり）

委託会社は、信託金を、上記ロに掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

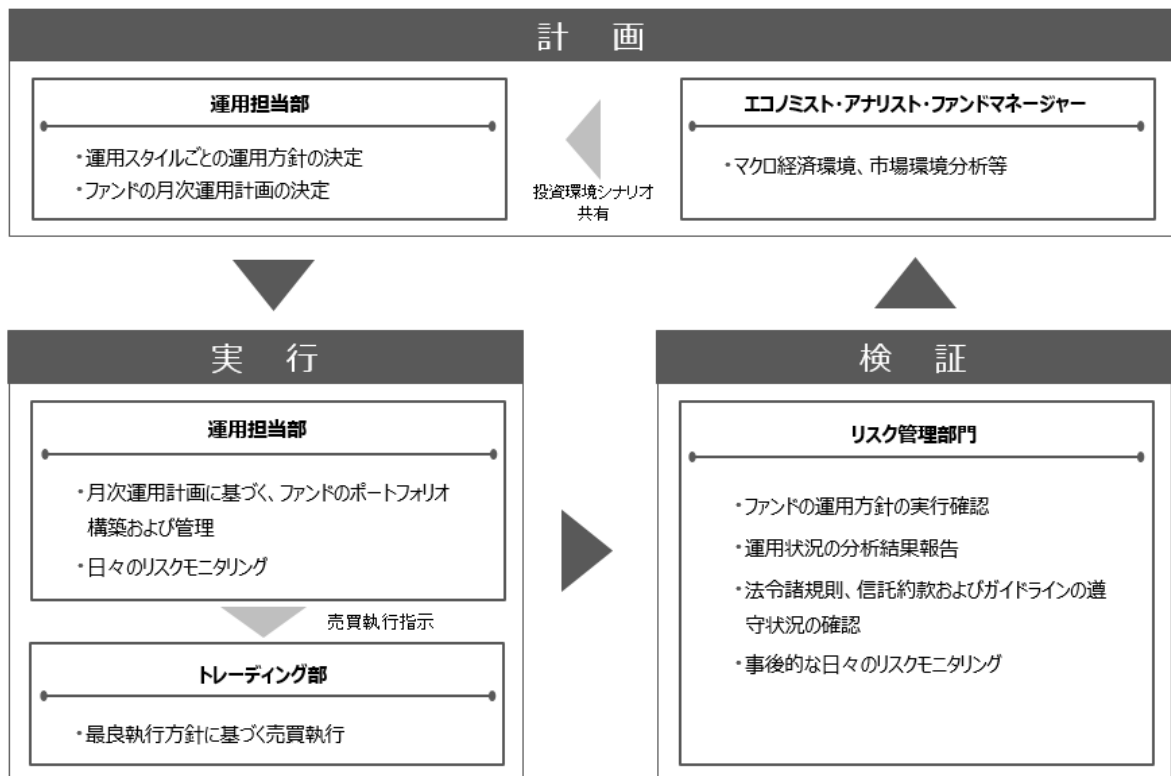
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

(3) 【運用体制】

イ ファンドの運用体制



※リスク管理部門の人員数は、約40名です。

※ファンドの運用体制は、委託会社の組織変更等により、変更されることがあります。

- ロ 委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制
 ファンドの受託会社に対しては、信託財産の日常の管理業務（保管・管理・計算等）を通じて、信託事務の正確性・迅速性の確認を行い、問題がある場合は適宜改善を求めています。

（4）【分配方針】

年1回（原則として毎年11月30日。休業日の場合は翌営業日となります。）決算を行い、原則として以下の方針に基づき分配金額を決定します。

- イ 分配対象額は、経費控除後の利子、配当等収益と売買益（評価損益を含みます。）等の範囲内とします。
- ロ 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
- ハ 留保益の運用については特に制限を定めず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

ファンドは複利効果による信託財産の成長を優先するため、分配を極力抑制します。
 （基準価額水準、市況動向等によっては変更する場合があります。）

（5）【投資制限】

I ファンドの信託約款に基づく主要な投資制限

- 三井住友DS・TOPIXインデックス・ファンド
- イ 株式への実質投資割合には、制限を設けません。

※実質投資割合とは、当ファンドが保有するある種類の資産の評価額が当ファンドの純資産総額に占める比率（「組入比率」といいます。）と、当該同一種類の資産のマザーファンドにおける組入比率に当該マザーファンド受益証券の当ファンドにおける組入比率を乗じて得た率を合計したものをいいます（以下同じ。）。

- ロ 外貨建資産への投資は行いません。
- ハ 投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ニ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

●三井住友DS・日経225インデックス・ファンド

- イ 株式への実質投資割合には、制限を設けません。ただし、先物取引を含めた実質投資比率は、信託財産の純資産総額の110%以下とします。
- ロ 外貨建資産への投資は行いません。
- ハ 投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ニ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

●三井住友DS・先進国株式インデックス・ファンド

●三井住友DS・新興国株式インデックス・ファンド

- イ 株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- ロ 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- ハ 投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ニ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

●三井住友DS・先進国債インデックス・ファンド

- イ 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ロ 国債を除く同一発行体の発行する債券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ハ 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- ニ 投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ホ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

●三井住友ＤＳ・新興国債インデックス・ファンド

- イ 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ロ 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- ハ 投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ニ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

●三井住友ＤＳ・国内リートインデックス・ファンド

- イ 投資信託証券への実質投資割合には、制限を設けません。
- ロ 株式への投資は行いません。
- ハ 外貨建資産への投資は行いません。
- ニ 投資信託証券とコマーシャル・ペーパーおよび短期社債等以外の有価証券への投資は、買い現先取引または債券貸借取引に限りします。
- ホ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

●三井住友ＤＳ・先進国リートインデックス・ファンド

- イ 投資信託証券への実質投資割合には、制限を設けません。
- ロ 株式への投資は行いません。
- ハ 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- ニ 投資信託証券とコマーシャル・ペーパーおよび短期社債等以外の有価証券への投資は、買い現先取引または債券貸借取引に限りします。
- ホ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

●三井住友ＤＳ・ゴールドインデックス・ファンド（為替ヘッジあり）

- イ 投資信託証券への実質投資割合には、制限を設けません。
- ロ 投資信託証券とコマーシャル・ペーパーおよび短期社債等以外の有価証券への投資は、買い現先取引または債券貸借取引に限りします。
- ハ 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- ニ 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には、原則として制限を設けません。ただし、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、当該投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ホ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

Ⅱ ファンドの信託約款に基づくその他の投資制限

●三井住友DS・TOPIXインデックス・ファンド

●三井住友DS・日経225インデックス・ファンド

イ デリバティブ取引等にかかる投資制限

委託会社は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

ロ 投資する株式等の範囲

(イ) 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

(ロ) 上記(イ)にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができるものとします。

ハ 信用取引の指図

(イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

(ロ) 上記(イ)の信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該売付けにかかる建玉の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

(ハ) 上記(ロ)において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該売付けにかかる建玉の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(ニ) 信託財産の一部解約等の事由により、上記(ロ)の売付けにかかる建玉の時価総額の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

ニ 先物取引等の指図

(イ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、日本の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。

(ロ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、日本の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

ホ スワップ取引の指図

(イ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

(ロ) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

(ハ) スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との

合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

- (二) 上記（ハ）においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- (ホ) スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額により行うものとします。
- (ヘ) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

ヘ 金利先渡取引の指図

- (イ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- (ロ) 金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (ハ) 金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- (ニ) 上記（ハ）においてマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- (ホ) 金利先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額により行うものとします。
- (ヘ) 委託会社は、金利先渡取引を行うにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- (ト) 「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間にかかる国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取決めにかかる数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

ト 有価証券の貸付けの指図

- (イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸し付けることの指図をすることができます。
 - 1. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - 2. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- (ロ) 上記（イ）の各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- (ハ) 委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとす

ます。

チ 有価証券の空売りの指図

- (イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産において有しない有価証券または借り入れた有価証券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、売り付けた有価証券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- (ロ) 上記（イ）の売付けの指図は、当該売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えない範囲で行うものとします。
- (ハ) 信託財産の一部解約等の事由により、上記（ロ）の売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

リ 有価証券の借入れの指図

- (イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図をするものとします。
- (ロ) 上記（イ）の指図は、当該借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えない範囲で行うものとします。
- (ハ) 信託財産の一部解約等の事由により、上記（ロ）の借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する借り入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。
- (ニ) 上記（イ）の借入れにかかる品借料は、信託財産中から支弁します。

ヌ 資金の借入れ

- (イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- (ロ) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、有価証券等の売却代金、解約代金または償還金の入金日までに限るものとし、資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。
 1. 一部解約金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却等による受取りの確定している資金の額の範囲内
 2. 一部解約金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払資金の不足額の範囲内
 3. 借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内
- (ハ) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- (ニ) 借入金の利息は、信託財産中から支弁します。

●三井住友DS・先進国株式インデックス・ファンド

●三井住友DS・新興国株式インデックス・ファンド

●三井住友DS・新興国債インデックス・ファンド

イ デリバティブ取引等にかかる投資制限

委託会社は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

ロ 投資する株式等の範囲

- (イ) 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権

証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

- (ロ) 上記(イ)にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができるものとします。

ハ 信用取引の指図

- (イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- (ロ) 上記(イ)の信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該売付けにかかる建玉の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (ハ) 上記(ロ)において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該売付けにかかる建玉の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- (ニ) 信託財産の一部解約等の事由により、上記(ロ)の売付けにかかる建玉の時価総額の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

ニ 先物取引等の指図

- (イ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、日本の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。
- (ロ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、日本の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- (ハ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、日本の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

ホ スワップ取引の指図

- (イ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- (ロ) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (ハ) スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- (ニ) 上記(ハ)においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額に

マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

- (ホ) スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額により行うものとします。
- (ヘ) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

ヘ 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の指図

- (イ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- (ロ) 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (ハ) 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- (ニ) 上記（ハ）においてマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- (ホ) 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額により行うものとします。
- (ヘ) 委託会社は、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- (ト) 「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間にかかる国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取決めにかかる数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
- (チ) 「為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間にかかる為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引にかかる外国為替相場と当該先物外国為替取引にかかる外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下同じ。）を取り決め、その取決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日

として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金にかかる決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

- (リ)「直物為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金の授受を約する取引、その他これに類似する取引をいいます。

ト 有価証券の貸付けの指図

- (イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸し付けることの指図をすることができます。

1. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
2. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

- (ロ) 上記(イ)の各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

- (ハ) 委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

チ 有価証券の空売りの指図

- (イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産において有しない有価証券または借り入れた有価証券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、売り付けた有価証券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

- (ロ) 上記(イ)の売付けの指図は、当該売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えない範囲で行うものとします。

- (ハ) 信託財産の一部解約等の事由により、上記(ロ)の売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

リ 有価証券の借入れの指図

- (イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図をするものとします。

- (ロ) 上記(イ)の指図は、当該借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えない範囲で行うものとします。

- (ハ) 信託財産の一部解約等の事由により、上記(ロ)の借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する借り入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。

- (ニ) 上記(イ)の借入れにかかる品借料は、信託財産中から支弁します。

ヌ 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、日本の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

ル 外国為替予約取引の指図

- (イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

- (ロ) 外国為替予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

ません。

- (ハ) 上記(ロ)の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。
- (ニ) 上記(ロ)において、信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

ヲ 資金の借入れ

- (イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- (ロ) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、有価証券等の売却代金、解約代金または償還金の入金日までに限るものとし、資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。
 - 1. 一部解約金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却等による受取りの確定している資金の額の範囲内
 - 2. 一部解約金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払資金の不足額の範囲内
 - 3. 借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内
- (ハ) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- (ニ) 借入金の利息は、信託財産中から支弁します。

●三井住友DS・先進国債インデックス・ファンド

イ デリバティブ取引等にかかる投資制限

委託会社は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

ロ 投資する株式等の範囲

- (イ) 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- (ロ) 上記(イ)にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができるものとします。

ハ 同一発行体の発行する公社債への投資制限

- (イ) 委託会社は、信託財産に属する同一の発行体にかかる公社債（日本および外国の国債証券を除きます。以下同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該同一発行体にかかる公社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- (ロ) 上記(イ)において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

ニ 信用取引の指図

- (イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

- (ロ) 上記(イ)の信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該売付けにかかる建玉の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (ハ) 上記(ロ)において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該売付けにかかる建玉の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- (二) 信託財産の一部解約等の事由により、上記(ロ)の売付けにかかる建玉の時価総額の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

ホ 先物取引等の指図

- (イ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、日本の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）、および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）、ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。
- (ロ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、日本の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- (ハ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、日本の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

ヘ スワップ取引の指図

- (イ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- (ロ) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (ハ) スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- (二) 上記(ハ)においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- (ホ) スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額により行うものとします。
- (ヘ) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

ト 金利先渡し取引、為替先渡し取引および直物為替先渡し取引の指図

- (イ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡し取引、為替先渡し取引および直物為替先渡し取引を行うことの指

図をすることができます。

- (ロ) 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (ハ) 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- (ニ) 上記（ハ）においてマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- (ホ) 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価値により行うものとします。
- (ヘ) 委託会社は、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- (ト) 「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間にかかる国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取決めにかかる数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
- (チ) 「為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間にかかる為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引にかかる外国為替相場と当該先物外国為替取引にかかる外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下同じ。）を取り決め、その取決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金にかかる決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
- (リ) 「直物為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金の授受を約する取引、その他これに類似する取引をいいます。

チ 有価証券の貸付けの指図

- (イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号

の範囲内で貸し付けることの指図をすることができます。

1. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
2. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

- (ロ) 上記(イ)の各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- (ハ) 委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

リ 有価証券の空売りの指図

- (イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産において有しない有価証券または借り入れた有価証券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、売り付けた有価証券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- (ロ) 上記(イ)の売付けの指図は、当該売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えない範囲で行うものとします。
- (ハ) 信託財産の一部解約等の事由により、上記(ロ)の売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

ヌ 有価証券の借入れの指図

- (イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図をするものとします。
- (ロ) 上記(イ)の指図は、当該借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えない範囲で行うものとします。
- (ハ) 信託財産の一部解約等の事由により、上記(ロ)の借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する借り入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。
- (ニ) 上記(イ)の借入れにかかる品借料は、信託財産中から支弁します。

ル 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、日本の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

ヲ 外国為替予約取引の指図

- (イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- (ロ) 外国為替予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- (ハ) 上記(ロ)の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。
- (ニ) 上記(ロ)において、信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

ワ 資金の借入れ

- (イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金

の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- (ロ) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、有価証券等の売却代金、解約代金または償還金の入金日までに限るものとし、資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。
 - 1. 一部解約金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却等による受取りの確定している資金の額の範囲内
 - 2. 一部解約金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払資金の不足額の範囲内
 - 3. 借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の 10%以内
- (ハ) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- (ニ) 借入金の利息は、信託財産中から支弁します。

●三井住友DS・国内リートインデックス・ファンド

イ デリバティブ取引等にかかる投資制限

委託会社は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

ロ 公社債の借入れの指図

- (イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図をするものとします。
- (ロ) 上記（イ）の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えない範囲で行うものとします。
- (ハ) 信託財産の一部解約等の事由により、上記（ロ）の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- (ニ) 上記（イ）の借入れにかかる品借料は、信託財産中から支弁します。

ハ 先物取引等の指図

委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、日本の取引所における不動産投信指数先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるもののうち、不動産投信指数にかかるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれと類似の取引を行うことの指図をすることができます。

ニ 資金の借入れ

- (イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- (ロ) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、有価証券等の売却代金、解約代金または償還金の入金日までに限るものとし、資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。
 - 1. 一部解約金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却等による受取りの確定している資金の額の範囲内
 - 2. 一部解約金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払資金の不足額の範囲内
 - 3. 借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の 10%以内
- (ハ) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日

- までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- (二) 借入金の利息は、信託財産中から支弁します。

●三井住友DS・先進国リートインデックス・ファンド

イ デリバティブ取引等にかかる投資制限

委託会社は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

ロ 公社債の借入れの指図

- (イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図をするものとします。
- (ロ) 上記(イ)の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えない範囲で行うものとします。
- (ハ) 信託財産の一部解約等の事由により、上記(ロ)の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- (ニ) 上記(イ)の借入れにかかる品借料は、信託財産中から支弁します。

ハ 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、日本の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

ニ 外国為替予約取引の指図

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

ホ 先物取引等の指図

委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、日本の取引所における不動産投信指数先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるもののうち、不動産投信指数にかかるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれと類似の取引を行うことの指図をすることができます。

ヘ 資金の借入れ

- (イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- (ロ) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、有価証券等の売却代金、解約代金または償還金の入金日までに限るものとし、資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。
1. 一部解約金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却等による受取りの確定している資金の額の範囲内
 2. 一部解約金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払資金の不足額の範囲内
 3. 借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内
- (ハ) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- (ニ) 借入金の利息は、信託財産中から支弁します。

●三井住友DS・ゴールドインデックス・ファンド（為替ヘッジあり）

イ 公社債の借入れの指図

- （イ）委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。
なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図をするものとします。
- （ロ）上記（イ）の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えない範囲で行うものとします。
- （ハ）信託財産の一部解約等の事由により、上記（ロ）の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- （ニ）上記（イ）の借入れにかかる品借料は、信託財産中から支弁します。

ロ 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、日本の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

ハ 外国為替予約取引の指図

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

ニ 資金の借入れ

- （イ）委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- （ロ）一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、有価証券等の売却代金、解約代金または償還金の入金日までに限るものとし、資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。
 1. 一部解約金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却等による受取りの確定している資金の額の範囲内
 2. 一部解約金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払資金の不足額の範囲内
 3. 借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内
- （ハ）収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- （ニ）借入金の利息は、信託財産中から支弁します。

Ⅲ 法令に基づく投資制限

イ 同一法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。）が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図することが禁じられています。

ロ デリバティブ取引にかかる投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法に

より算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

ハ 信用リスク集中回避のための投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第 130 条第 1 項第 8 号の 2）

委託会社は、運用財産に関し、信用リスク（保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいいます。）を適正に管理する方法としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法に反することとなる取引を行うことを受託会社に指図しないものとします。

（参考情報：マザーファンドの投資方針等）

（国内株式インデックス・マザーファンド（B号））

（1）投資方針等

イ 基本方針

主として日本の株式に投資し、TOPIX（東証株価指数、配当込み）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

ロ 投資態度

（イ）主としてTOPIX（東証株価指数）に採用されている銘柄の株式に投資を行い、TOPIX（東証株価指数、配当込み）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

（ロ）株価指数先物取引等を含む株式の実質組入比率は、原則として高位を保ちます。ただし、資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（ハ）株式以外の資産への投資割合は、原則として信託財産総額の 50%以下とします。

（2）投資対象

イ 投資対象とする資産の種類

前記「2 投資方針 （2）投資対象 イ 投資対象とする資産の種類」において記載した三井住友D S・TOPIXインデックス・ファンドが投資対象とする資産の種類に同じです。

ロ 投資対象とする有価証券

委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除き、かつ本邦通貨表示のものに限りします。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 特別の法律により法人の発行する債券
4. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
5. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 10 号で定めるものをいいます。）
6. 外国法人が発行する譲渡性預金証券
7. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りします。）

ハ 投資対象とする金融商品

前記「2 投資方針 （2）投資対象 ハ 投資対象とする金融商品」において記載した三井住友D S・TOPIXインデックス・ファンドが投資対象とする金融商品の各号のうち、第 1 号から第 4 号に掲げるものに投資します。

（3）投資制限

イ ファンドの信託約款に基づく主要な投資制限

- (イ) 外貨建資産への投資は行いません。
- (ロ) 株式への投資割合には制限を設けません。
- (ハ) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- (ニ) デリバティブ取引（法人税法第 61 条の 5 に定めるものをいいます。）は、価格変動リスクおよび金利変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

(225 マザーファンド)

(1) 投資方針等

イ 基本方針

日経平均トータルリターン・インデックスの動きに連動する投資成果をめざした運用を行うことを基本とします。

ロ 投資態度

- (イ) 日経平均株価（日経 225）に採用されている銘柄に原則として、投資を行います。
- (ロ) 株式の組入比率は高位を保ちます。
- (ハ) 運用の効率化を図るため、日経平均先物取引を利用することもあります。
- (ニ) 株式の実質投資比率は、原則として、純資産総額の+110%以内とします。また、実質投資比率が前記の上限を超過した場合には、すみやかに調整するものとします。なお、実質投資比率は、現物資産の時価総額と先物の買建玉の時価総額の合計額から先物の売建玉の時価総額を差引いた額の、純資産総額に対する比率をいいます。
- (ホ) 資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(2) 投資対象

イ 投資対象とする資産の種類

前記「2 投資方針 (2) 投資対象 イ 投資対象とする資産の種類」において記載した三井住友 D・S・225 インデックス・ファンドが投資対象とする特定資産に同じです。

ロ 投資対象とする有価証券

委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
3. 外国または外国の者の発行する本邦通貨表示の証券で、前号の証券の性質有するもの
4. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
5. 抵当証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 16 号で定めるものをいいます。）
6. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

なお、第 1 号の証券または証書を以下「株式」といいます。

ハ 投資対象とする金融商品

前記「2 投資方針 (2) 投資対象 ハ 投資対象とする金融商品」において記載した三井住友 D・S・225 インデックス・ファンドが投資対象とする金融商品に同じです。

(3) 投資制限

イ ファンドの信託約款に基づく主要な投資制限

(イ) 株式への投資割合には制限を設けません。

(ロ) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

(外国株式インデックス・マザーファンド)

(1) 投資方針等

イ 基本方針

主として日本を除く世界各国の株式に投資し、MSC I コクサイ・インデックス（配当込み、円換算ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

ロ 投資態度

(イ) 主として世界各国の株式に投資し、MSC I コクサイ・インデックス（配当込み、円換算ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

(ロ) 外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行わないものとします。

(ハ) 株価指数先物取引等を含む株式の実質組入比率は、原則として高位を保ちます。ただし、資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(2) 投資対象

イ 投資対象とする資産の種類

前記「2 投資方針 (2) 投資対象 イ 投資対象とする資産の種類」において記載した三井住友D S・先進国株式インデックス・ファンドが投資対象とする資産の種類に同じです。

ロ 投資対象とする有価証券

委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 特別の法律により法人の発行する債券
4. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
5. コマーシャル・ペーパー
6. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
7. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
8. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
9. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
10. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
11. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいひ、有価証券に係るものに限ります。）
12. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
13. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
14. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

- 15. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- 16. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
- ハ 投資対象とする金融商品
前記「2 投資方針 (2) 投資対象 ハ 投資対象とする金融商品」において記載した三井住友D S・先進国株式インデックス・ファンドが投資対象とする金融商品に同じです。

(3) 投資制限

イ ファンドの信託約款に基づく主要な投資制限

- (イ) 株式への投資割合には制限を設けません。
- (ロ) 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- (ハ) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- (ニ) デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
- (ホ) 外国為替予約取引は、為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

(エマージング株式インデックス・マザーファンド)

(1) 投資方針等

イ 基本方針

MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円換算ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

ロ 投資態度

- (イ) 主として新興国の株式（預託証券（DR）、株式の値動きに連動する有価証券を含みます。）、新興国の株式指数を対象とした先物取引および新興国の株式等を主要投資対象とする上場投資信託証券に投資し、MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円換算ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。
- (ロ) 運用にあたっては、ファンドの資産規模、市況動向に応じて株式、株価指数先物取引、上場投資信託証券、短期公社債等および為替取引を組み合わせ運用を行います。
- (ハ) 外貨建資産について円に対する為替ヘッジは原則として行いません。
- (ニ) 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(2) 投資対象

イ 投資対象とする資産の種類

前記「2 投資方針 (2) 投資対象 イ 投資対象とする資産の種類」において記載した三井住友D S・新興国株式インデックス・ファンドが投資対象とする資産の種類に同じです。

ロ 投資対象とする有価証券

委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券
 5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
 6. 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
 7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
 8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
 9. 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
 10. コマーシャル・ペーパー
 11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
 12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
 13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
 14. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
 15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）
 17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
 18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
 20. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 21. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
- ハ 投資対象とする金融商品
- 前記「2 投資方針 （2）投資対象 ハ 投資対象とする金融商品」において記載した三井住友D S・新興国株式インデックス・ファンドが投資対象とする金融商品に同じです。

（3）投資制限

イ ファンドの信託約款に基づく主要な投資制限

- （イ）株式への投資割合には制限を設けません。
- （ロ）外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- （ハ）投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- （ニ）同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- （ホ）一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- （ヘ）デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動リスク、金利変動

リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

- (ト) 外国為替予約取引は、為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

(外国債券パッシブ・マザーファンド)

(1) 投資方針等

イ 基本方針

F T S E 世界国債インデックス（除く日本、円換算ベース）をベンチマークとし、ベンチマークの動きと連動する投資成果を目指した運用を行います。

ロ 投資態度

- (イ) F T S E 世界国債インデックス（除く日本、円換算ベース）をベンチマークとし、ベンチマークの動きと連動する投資成果を目指します。
- (ロ) ポートフォリオ構築にあたっては、取引コストを極力抑えながら、推定トラッキングエラーを最小化します。
- (ハ) ベンチマークの月次の変化状況とポートフォリオのリスク量の状況を勘案しながらリバランスを行います。
- (ニ) 保有する外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。
- (ホ) 公社債の組入比率は原則として高位を保ちます。
- (ヘ) 資金動向、市況動向等の急変により上記の運用が困難となった場合、暫定的に上記と異なる運用を行う場合があります。

(2) 投資対象

イ 投資対象とする資産の種類

前記「2 投資方針 (2) 投資対象 イ 投資対象とする資産の種類」において記載した三井住友D S・先進国債インデックス・ファンドが投資対象とする資産の種類に同じです。

ロ 投資対象とする有価証券

委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券

12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
 13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
 14. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
 15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りします。）
 17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
 18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りします。）
 20. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 21. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
- ハ 投資対象とする金融商品
- 前記「2 投資方針 （2）投資対象 ハ 投資対象とする金融商品」において記載した三井住友D S・先進国債インデックス・ファンドが投資対象とする金融商品に同じです。

（3）投資制限

イ ファンドの信託約款に基づく主要な投資制限

- （イ）株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- （ロ）投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- （ハ）外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
- （ニ）同一発行体の発行する債券への投資割合は、国債を除き、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- （ホ）同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- （ヘ）一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- （ト）デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
- （チ）外国為替予約取引は、為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

（米ドル建て新興国債インデックス・マザーファンド）

（1）投資方針等

イ 基本方針

J Pモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・プラス（円換算ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

ロ 投資態度

- （イ）主として米ドル建ての新興国の公社債に投資することにより、J Pモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・プラス（円換算ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。ただし、運用の効率性を勘案し、流動性の高い国、銘柄を中心に投資します。

- (ロ) 組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。
- (ハ) 公社債の組入比率は、原則として高位を保ちます。
- (ニ) 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
- (ホ) デリバティブ取引（法人税法第 61 条の 5 で定めるものをいいます。）は、信託財産の資産または負債にかかる価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
- (ヘ) 外国為替予約取引は、信託財産の資産または負債にかかる為替変動により生じるリスクを減じる目的以外には利用しません。

(2) 投資対象

イ 投資対象とする資産の種類

前記「2 投資方針 (2) 投資対象 イ 投資対象とする資産の種類」において記載した三井住友D S・新興国債インデックス・ファンドが投資対象とする資産の種類に同じです。

ロ 投資対象とする有価証券

前記「2 投資方針 (2) 投資対象 ロ 投資対象とする有価証券」において記載した三井住友D S・新興国債インデックス・ファンドが投資対象とする有価証券の各号に掲げるものに投資します。

ハ 投資対象とする金融商品

前記「2 投資方針 (2) 投資対象 ハ 投資対象とする金融商品」において記載した三井住友D S・新興国債インデックス・ファンドが投資対象とする金融商品に同じです。

(3) 投資制限

イ ファンドの信託約款に基づく主要な投資制限

- (イ) 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以下とします。
- (ロ) 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
- (ハ) 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5 %以下とします。
- (ニ) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

(Jリート・インデックス・マザーファンド)

(1) 投資方針等

イ 基本方針

日本の取引所に上場（上場予定を含みます。）されている不動産投資信託（REIT）を主要投資対象とし、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。

ロ 投資態度

- (イ) 東証REIT指数（配当込み）をベンチマークとし、ベンチマークの動きに連動する投資成果を目指します。
- (ロ) 不動産投資信託（REIT）への投資にあたっては、東証REIT指数採用銘柄（採用予定を含みます。）に投資を行うものとします。
- (ハ) 不動産投資信託（REIT）の組入比率は、原則として高位を保ちます。
- (ニ) 東証REIT指数先物取引等を活用することがあります。このため不動産投資信託への投資総額と東証REIT指数先物取引等の買建玉の投資総額の合計額が信託財産の純資産総額を超えることがあります。

(ホ) 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(2) 投資対象

イ 投資対象とする資産の種類

前記「2 投資方針 (2) 投資対象 イ 投資対象とする資産の種類」において記載した三井住友D S・国内リートインデックス・ファンドが投資対象とする資産の種類に同じです。

ロ 投資対象とする有価証券

前記「2 投資方針 (2) 投資対象 ロ 投資対象とする有価証券」において記載した三井住友D S・国内リートインデックス・ファンドが投資対象とする有価証券の各号に掲げるものに投資します。

ハ 投資対象とする金融商品

前記「2 投資方針 (2) 投資対象 ハ 投資対象とする金融商品」において記載した三井住友D S・国内リートインデックス・ファンドが投資対象とする金融商品に同じです。

(3) 投資制限

イ ファンドの信託約款に基づく主要な投資制限

(イ) 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。

(ロ) 株式への投資は行いません。

(ハ) 外貨建資産への投資は行いません。

(ニ) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

(ホ) デリバティブ取引（法人税法第 61 条の 5 に定めるものをいいます。）は、価格変動リスクおよび金利変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

(外国リート・インデックス・マザーファンド)

(1) 投資方針等

イ 基本方針

日本を除く世界各国の不動産投資信託（REIT）などを主要投資対象とし、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。

ロ 投資態度

(イ) S&P先進国REIT指数（除く日本、配当込み、円換算ベース）をベンチマークとし、ベンチマークの動きに連動する投資成果を目指します。

(ロ) 不動産投資信託（REIT）などへの投資にあたっては、S&P先進国REIT指数（除く日本）採用銘柄（採用予定を含みます。）に投資を行うものとします。

(ハ) 不動産投資信託（REIT）の組入比率は、原則として高位を保ちます。

(ニ) 外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行わないものとします。

(ホ) 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(2) 投資対象

イ 投資対象とする資産の種類

前記「2 投資方針 (2) 投資対象 イ 投資対象とする資産の種類」において記載した三井住友D S・先進国リートインデックス・ファンドが投資対象とする資産の種類に同じです（デリバティブ取引にかかる権利を除きます。）。

ロ 投資対象とする有価証券

- 前記「2 投資方針 (2) 投資対象 ロ 投資対象とする有価証券」において記載した三井住友D
S・先進国リートインデックス・ファンドが投資対象とする有価証券の各号に掲げるものに投資します。
- ハ 投資対象とする金融商品
- 前記「2 投資方針 (2) 投資対象 ハ 投資対象とする金融商品」において記載した三井住友D
S・先進国リートインデックス・ファンドが投資対象とする金融商品に同じです。

(3) 投資制限

- イ ファンドの信託約款に基づく主要な投資制限
- (イ) 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
- (ロ) 株式への投資は行いません。
- (ハ) 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- (ニ) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- (ホ) 外国為替予約取引は、為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

(ゴールド・インデックス・マザーファンド)

(1) 投資方針等

- イ 基本方針
- L BMA金価格（円換算ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。
- ロ 投資態度
- (イ) 主として別に定める金地金価格との連動を目指す投資信託証券に投資することにより、ロンドン貴金属市場協会（L BMA）金価格（円換算ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。
- ※別に定める金地金価格との連動を目指す投資信託証券は、継続的にモニタリングを行い、商品性及び運用上の効率性を損なわない範囲で、委託会社の判断により見直しを行うことがあります。
- ※別に定める金地金価格との連動を目指す投資信託証券とは、下記のものとします。
- i Shares Gold Trust
- SPDR Gold MiniShares Trust
- (ロ) 組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。
- (ハ) 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(2) 投資対象

- イ 投資対象とする資産の種類
- 前記「2 投資方針 (2) 投資対象 イ 投資対象とする資産の種類」において記載した三井住友D
S・ゴールドインデックス・ファンド（為替ヘッジあり）が投資対象とする資産の種類に同じです。
- ロ 投資対象とする有価証券
- 前記「2 投資方針 (2) 投資対象 ロ 投資対象とする有価証券」において記載した三井住友D
S・ゴールドインデックス・ファンド（為替ヘッジあり）が投資対象とする有価証券の各号に掲げるものに投資します。
- ハ 投資対象とする金融商品
- 前記「2 投資方針 (2) 投資対象 ハ 投資対象とする金融商品」において記載した三井住友D
S・ゴールドインデックス・ファンド（為替ヘッジあり）が投資対象とする金融商品に同じです。

(3) 投資制限

イ ファンドの信託約款に基づく主要な投資制限

- (イ) 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
- (ロ) 投資信託証券とコマーシャル・ペーパーおよび短期社債等以外の有価証券への投資は、買い現先取引または債券貸借取引に限ります。
- (ハ) 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
- (ニ) 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には、原則として制限を設けません。ただし、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、当該投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- (ホ) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3【投資リスク】

イ ファンドのもつリスクの特性

当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資者の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

運用の結果として信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。

投資信託は預貯金と異なります。また、一定の投資成果を保証するものではありません。

各ファンドの主要なリスクは以下の通りです。内容につきましては、後掲をご覧ください。

ファンド名	価格変動リスク				信用 リスク	為替変動リスク		カントリー リスク	流動性 リスク
	株式市場 リスク	債券市場 リスク	不動産 投資信託 (リート) に関する リスク	金に 関する リスク		為替 ヘッジ なし	為替 ヘッジ あり		
TOPIXインデックス	●				●				●
225インデックス	●				●				●
先進国株インデックス	●				●	●		●	●
新興国株インデックス	●				●	●		●	●
先進国債インデックス		●			●	●		●	●
新興国債インデックス		●			●	●		●	●
Jリートインデックス			●		●				●
Gリートインデックス			●		●	●		●	●
ゴールドインデックス ヘッジ有				●	●		●	●	●

(イ) 株式市場リスク

内外の経済動向や株式市場での需給動向等の影響により株式相場が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、個々の株式の価格はその発行企業の事業活動や財務状況等によって変動し、株価が下落した場合はファンドの基準価額が下落する要因となります。

(ロ) 債券市場リスク

一般に債券は内外の経済情勢等の影響による金利の変動を受けて価格が変動します。通常、金利が上昇すると債券価格は下落します。また、格付けが引き下げられる場合も債券価格が下落するおそれがあります。債券価格の下落はファンドの基準価額が下落する要因となります。なお、価格の変動幅は、債券の種類、格付け、残存期間、利払いのしくみの違い等により、債券ごとに異なります。

(ハ) 不動産投資信託（リート）に関するリスク

リーートの価格は、不動産市況や金利・景気動向、関連法制度の変更等の影響を受け変動します。また、リートに組み入れられている個々の不動産等の市場価値や賃貸収入、個々のリーートの事業活動や財務

状況等によっても価格が変動します。これらにより、ファンドが組み入れているリートの価格が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

(二) 金に関するリスク

ファンドは金の指標価格に連動することを目指した上場投資信託証券に投資します。一般に、金価格は、金の需給の変化や為替・金利動向等の様々な要因の影響を受けて変動します。金価格が下落した場合、組入上場投資信託証券の価格も下がり、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

(ホ) 信用リスク

ファンドが投資している有価証券や金融商品において債務不履行が発生あるいは懸念される場合、またはその発行体が経営不安や倒産等に陥った場合には、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

(ヘ) 為替変動リスク

(為替ヘッジなし)

「ゴールドインデックスヘッジ有」以外

外貨建資産への投資は為替変動の影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落する（円高となる）場合、円ベースでの評価額が下落し、基準価額が下落することがあります。

(為替ヘッジあり)

「ゴールドインデックスヘッジ有」

外貨建資産への投資は為替変動の影響を受けますが、原則として対円での為替ヘッジを行うため、その影響は限定的と考えられます。ただし、完全に為替変動リスクを回避することはできません。なお、円金利がヘッジ対象通貨の金利よりも低い場合、その金利差相当分のヘッジコストがかかることにご留意ください。また、需給要因等によっては金利差相当分以上にヘッジコストがかかる場合があります。

(ト) カントリーリスク

海外に投資を行う場合には、投資先の国の政治・経済・社会状況の不安定化、取引規制や税制の変更等によって投資した資金の回収が困難になることや、その影響により投資する有価証券等の価格が大きく変動することがあり、基準価額が下落する要因となります。

特に投資先が新興国の場合、その証券市場は先進国の証券市場に比べ、より運用上の制約が大きいことが想定されます。また、先進国に比べ、一般に市場規模が小さいため、有価証券の需給変動の影響を受けやすく、価格形成が偏ったり、変動性が大きくなる傾向が考えられます。

(チ) 流動性リスク

有価証券等を大量に売買しなければならない場合、あるいは市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等に、十分な数量の売買ができなかったり、通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

ロ その他の留意点

(イ) ファンド固有の留意点

a. 対象インデックスの動きと連動しない要因

各ファンドは、特定の指数の動きに連動する投資成果を目指して運用を行いますが、以下の要因等により、各対象インデックスの動きに連動しないことがあります。

- ・有価証券売買時のコスト、信託報酬やその他のファンド運営にかかる費用を負担すること
- ・追加設定・一部解約により組入有価証券の売買のタイミング差が生じること
- ・インデックス構成銘柄と組入有価証券との誤差が影響すること
- ・利用可能な指数先物と対象インデックスの動きに不一致が生じること
- ・「ゴールドインデックスヘッジ有」は、金の指標価格と当該指標との連動を目指した上場投資信

託証券の取引価格の動きに不一致が生じること

b. 外国税制に関する留意点

投資対象国によっては、有価証券の売買を行う際の売買益等に対して課税される場合があります。将来、これらの税率や課税方法が変更された場合、または新たな税制が適用された場合、基準価額に影響を及ぼすことがあります。

(ロ) 投資信託に関する留意点

- ・当ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用するため、当ファンドと同じマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・一部解約により資金の流出入が生じた場合、その結果として、当該マザーファンドにおいても組入有価証券の売買等が生じ、当ファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。
- ・ファンドのお申込みに関しては、クーリング・オフ制度の適用はありません。
- ・ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要性が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。
これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性、換金申込みの受付けが中止となる可能性、既に受け付けた換金申込みが取り消しとなる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性等があります。

(ハ) 分配金に関する留意事項

分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

ハ 投資リスクの管理体制

委託会社では、運用部門から独立した組織を設置し、運用リスク管理を行っています。

リスク管理担当部は、信託約款等に定める各種投資制限やリスク指標のモニタリングを実施し、制限に対する抵触等があった場合には運用部門に対処要請等を行い、結果をリスク管理会議へ報告します。

また、ファンドのパフォーマンスの分析・評価を行い、結果を運用評価会議等へ報告することで、運用方針等との整合性を維持するよう適切に管理しています。

さらに、流動性リスク管理について規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングやストレステストを実施するとともに、緊急時対応策等の策定や有効性の検証等を行います。なお、当該流動性リスクの適切な管理の実施等について、定期的にリスク管理会議へ報告します。

コンプライアンス担当部は、法令・諸規則等の遵守状況の確認等を行い、結果をコンプライアンス会議に報告します。

(参考情報) 投資リスクの定量的比較

ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移

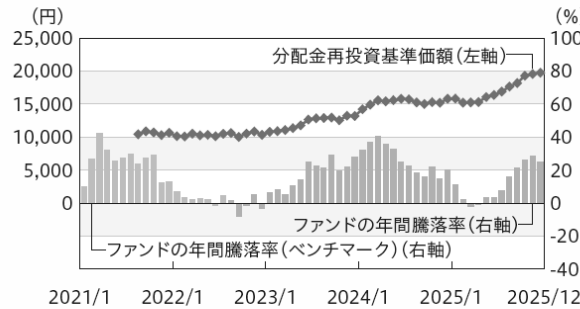


各月末におけるファンドの1年間の騰落率と分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。

年間騰落率:
2021年1月～2025年12月
(2022年7月以前はベンチマークの騰落率)

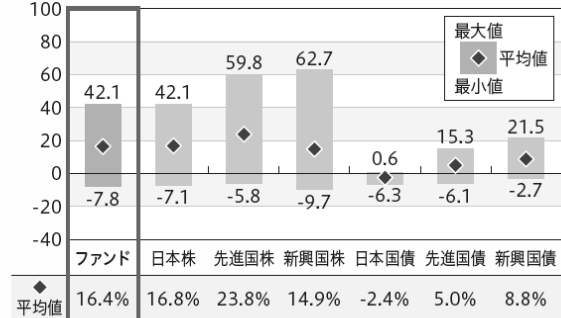
分配金再投資基準価額:
2021年8月～2025年12月

■TOPIXインデックス(ベンチマーク:TOPIX(東証株価指数、配当込み))

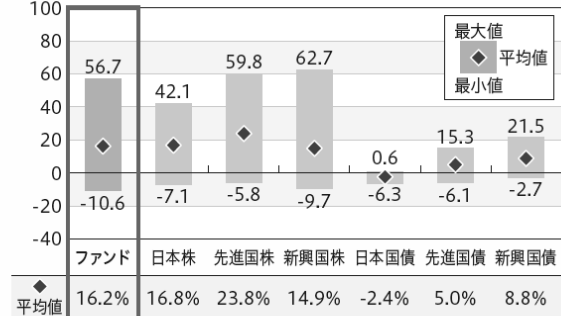
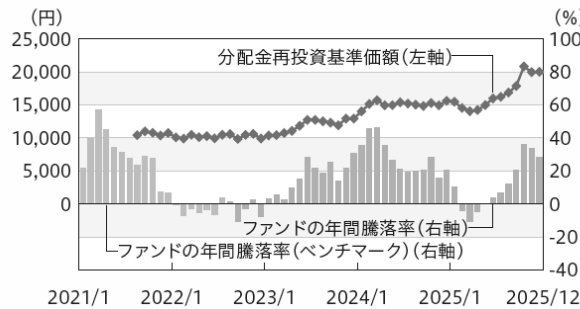


ファンド:
2021年1月～2025年12月
(2022年7月以前はベンチマークの騰落率)

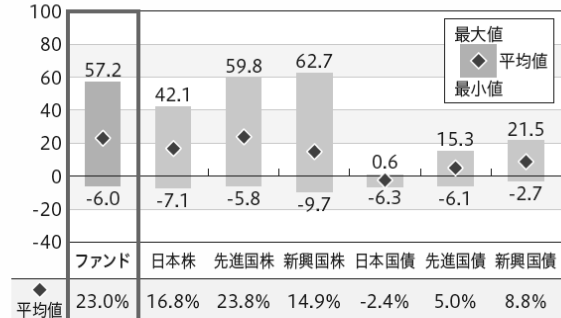
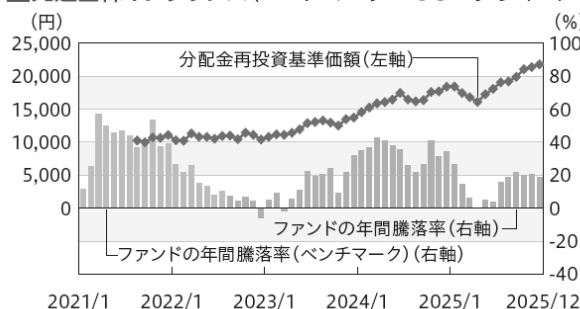
他の資産クラス:
2021年1月～2025年12月



■225インデックス(ベンチマーク:日経平均トータルリターン・インデックス)



■先進国株インデックス(ベンチマーク:MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース))



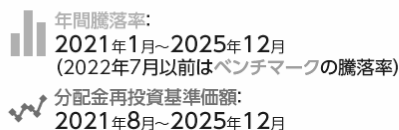
※年間騰落率、分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算したものです。
※分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。

※ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算しており、実際の基準価額をもとに計算したものと異なります。
※すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

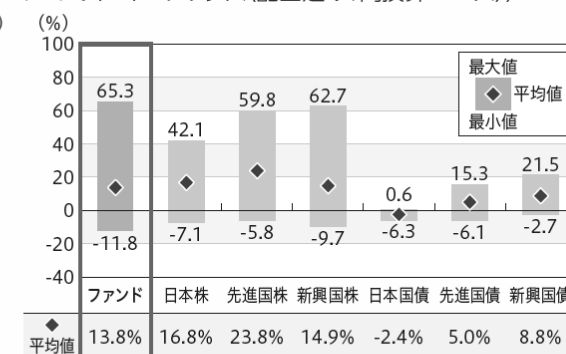
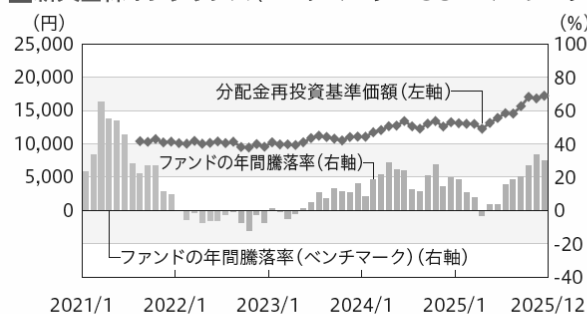
「ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移」



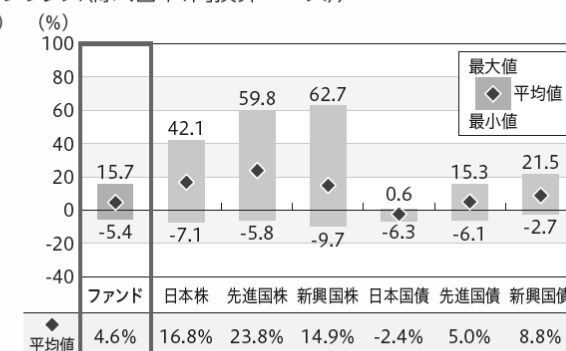
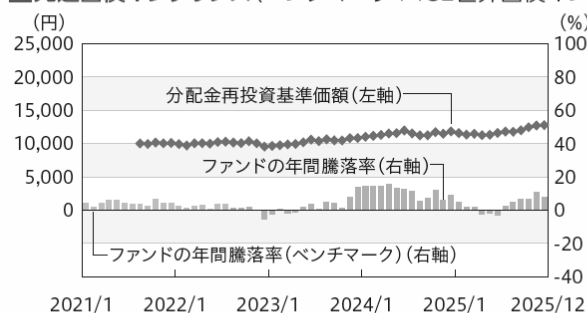
各月末におけるファンドの1年間の騰落率と分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。



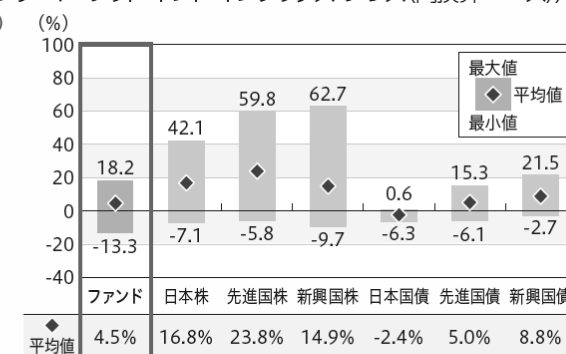
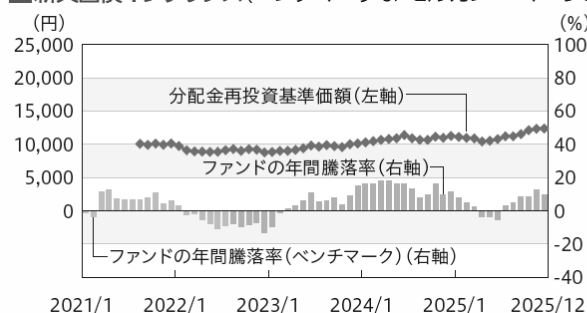
■新興国株インデックス (ベンチマーク:MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円換算ベース))



■先進国債インデックス (ベンチマーク:FTSE世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース))



■新興国債インデックス (ベンチマーク:JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・プラス(円換算ベース))

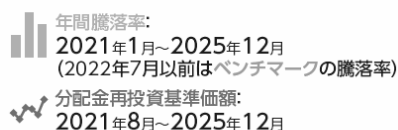


※年間騰落率、分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算したものです。
※分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。

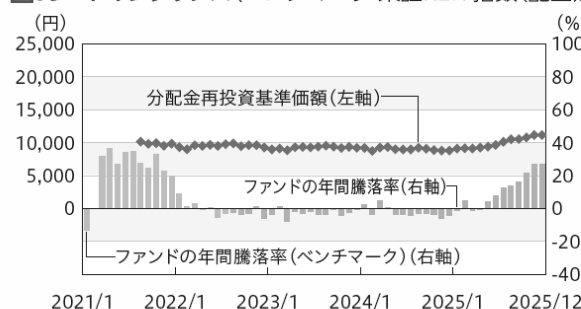
※ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算しており、実際の基準価額をもとに計算したものと異なります。
※すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移

各月末におけるファンドの1年間の騰落率と分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。

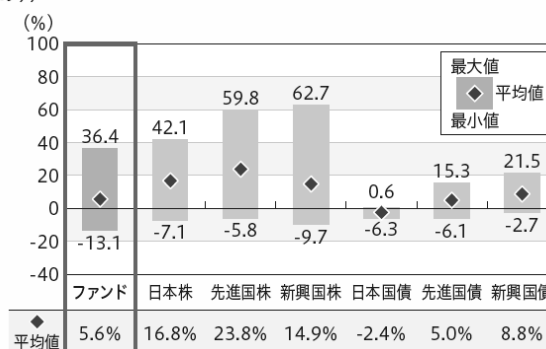
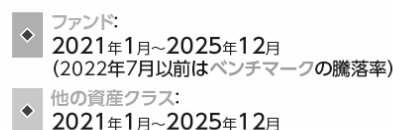


■Jリートインデックス(ベンチマーク:東証REIT指数(配当込み))

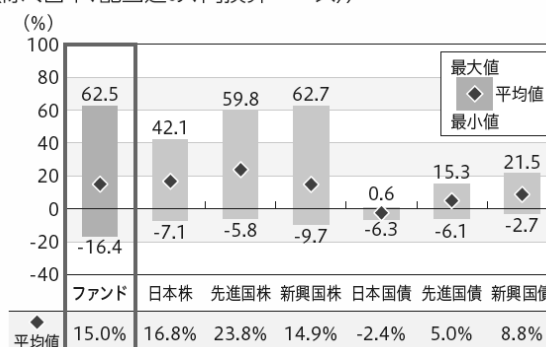
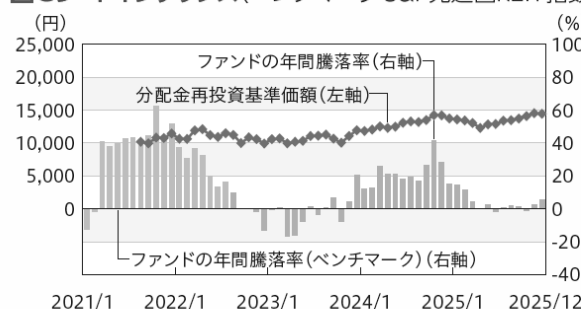


ファンドと他の代表的な 資産クラスとの騰落率の比較

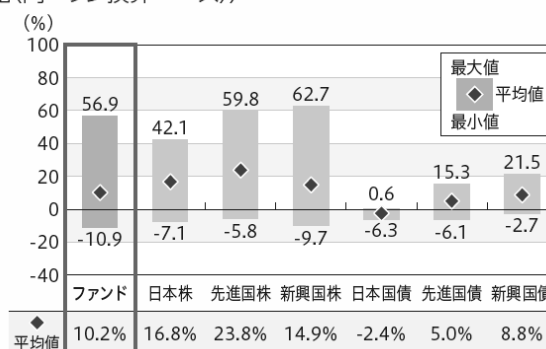
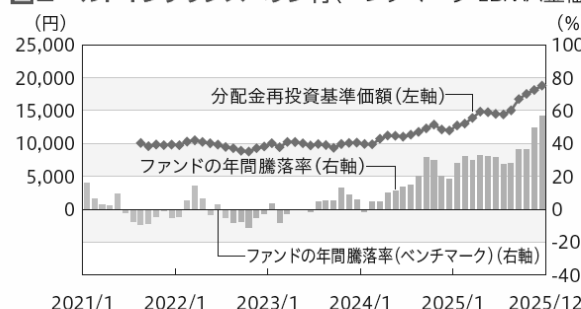
ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて、各月末における1年間の騰落率の平均・最大・最小を比較したものです。



■Gリートインデックス(ベンチマーク:S&P先進国REIT指数(除く日本、配当込み、円換算ベース))



■ゴールドインデックスヘッジ有(ベンチマーク:LBMA金価格(円ヘッジ換算ベース))



※年間騰落率、分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算したものです。
※分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。

※ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算しており、実際の基準価額をもとに計算したものと異なります。
※すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

各資産クラスの指数

日 本 株	配当込みTOPIX (TOPIX (東証 株価指数、配当込み)) 日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークです。同指数の指数値および同指数にかかる標章または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社 (以下「JPX」といいます。) の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウおよび同指数にかかる標章または商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、同指数の指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。
先 進 国 株	MSCIコクサイ・インデックス (グロス配当込み、円ベース) MSCI Inc. が開発した指数で、日本を除く世界の主要先進国の株式を対象としています。同指数に関する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCI Inc. に帰属します。同社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
新 興 国 株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス (グロス配当込み、円ベース) MSCI Inc. が開発した指数で、新興国の株式を対象としています。同指数に関する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCI Inc. に帰属します。同社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
日 本 国 債	NOMURA-BPI (国債) 野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表する指数で、国内で発行された公募固定利付国債を対象としています。NOMURA-BPIに関する一切の知的財産権その他の一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属しております。また、同社は、ファンドの運用成果に対して一切の責任を負うものではありません。
先 進 国 債	FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース) FTSE Fixed Income LLCにより運営されている指数で、日本を除く世界の主要国の国債を対象としています。同指数に関する著作権、知的所有権、その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLC に帰属します。同社は、当ファンドのスポンサーではなく、当ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、同社は、当該データの正確性および完全性を保証せず、データの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。
新 興 国 債	JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド (円ベース) J.P. Morganが算出、公表する指数で、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象としています。同指数に関する著作権等の知的財産権およびその他一切の権利はJ.P. Morganに帰属します。

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースとしています。

※上記各指数の発行者および許諾者は、当ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

ありません。

(2) 【換金（解約）手数料】

解約手数料はありません。

(3) 【信託報酬等】

純資産総額に以下の率を乗じて得た金額が、毎日信託財産の費用として計上され、ファンドの基準価額に反映されます。また、信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日と各計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁するものとします。

信託報酬の配分は以下の通りです。

<信託報酬率およびその配分>

ファンド名	信託報酬率	配分（税抜き）		
		委託会社	販売会社	受託会社
TOPIXインデックス 225インデックス	年0.385% (税抜き0.35%)	年0.165%	年0.165%	年0.02%
先進国株インデックス 新興国株インデックス	年0.473% (税抜き0.43%)	年0.205%	年0.205%	年0.02%
先進国債インデックス	年0.297% (税抜き0.27%)	年0.125%	年0.125%	年0.02%
新興国債インデックス	年0.473% (税抜き0.43%)	年0.205%	年0.205%	年0.02%
Jリートインデックス	年0.385% (税抜き0.35%)	年0.165%	年0.165%	年0.02%
Gリートインデックス	年0.473% (税抜き0.43%)	年0.205%	年0.205%	年0.02%
ゴールドインデックスヘッジ有	年0.385% (税抜き0.35%)	年0.165%	年0.165%	年0.02%
マザーファンドが投資対象とする投資信託	年0.25%程度*			
実質的な負担	ファンドの純資産総額に対して年0.635%（税抜き0.60%）程度*			

*投資対象とする投資信託の運用管理費用は、管理費用が最大の投資信託の数値を用いています。なお、管理費用は、今後変更される場合があります。また、実際の組入状況等により実質的な負担も変動します。

上記の料率は、2025 年 12 月末現在で知り得る情報に基づくものであり、今後、変更される場合があります。

※投資対象とする投資信託の変更等に伴い、実質的な負担が変更となる場合があります。

※上記の配分には別途消費税等相当額がかかります。

支払先	役務の内容
委託会社	ファンドの運用およびそれに伴う調査、受託会社への指図、基準価額の算出、法定書面等の作成等の対価

販売会社	交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価
受託会社	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価

(4) 【その他の手数料等】

- イ 信託財産の財務諸表の監査に要する費用（消費税等相当額を含みます。）は、原則として、計算期間を通じて毎日、信託財産の費用として計上され、「新興国債インデックス」および「ゴールドインデックスヘッジ有」は各計算期末または信託終了のときに、その他のファンドは毎計算期間の最初の6ヵ月終了日と各計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁するものとします。
 - ロ 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立て替えた立替金の利息は、信託財産中から支弁します。
 - ハ 有価証券の売買時の手数料、デリバティブ取引等に要する費用、および外国における資産の保管等に要する費用等（それらにかかる消費税等相当額を含みます。）は、信託財産中から支弁するものとします。
- ※ 上記にかかる費用に関しましては、変更される場合があるものや、その時々取引内容等により金額が決定し、実務上、その発生もしくは請求のつど、信託財産の費用として認識され、その時点の信託財産で負担することとなるものがあります。したがって、あらかじめ、その金額、上限額等を具体的に記載することはできません。
- ※ リートを実質的な主要投資対象とするファンドでは、株式と同様に取引所等の市場で売買される多数の銘柄のリートの中から、約款上の選定基準に従って適宜組入銘柄を選定して分散投資を行い、また売却を行いますので、組み入れるリーートの銘柄や構成比は流動的となります。
- リーートの多くは法人形態をとっており、その費用には、運用者等に支払う費用以外に、一般の会社と同じように多種多様なものがあり、また、国・地域によっては、開示する項目の基準が異なります。
- したがって、委託会社において、ファンドが実質的に組み入れる様々なリーートの費用等を網羅的に調査し、ファンドへの投資等のための参考になるような情報として、その上限額、計算方法等を具体的に記載することはできません。
- ※ 上記（１）～（４）にかかる手数料等および投資対象のリーートの組入れを通じて間接的に負担する手数料等の合計額、その上限額、計算方法等は、手数料等に保有期間に応じて異なるものが含まれていたり、発生時・請求時に初めて具体的金額を認識するものがあつたりすることから、あらかじめ具体的に記載することはできません。

(5) 【課税上の取扱い】

- イ 個別元本について
 - (イ) 追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
 - (ロ) 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については、各販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても同一受益者の顧客口座が複数存在する場合や、「分配金受取りコース」と「分配金自動再投資コース」を併用するファンドの場合には、別々に個別元本の算出が行われることがあります。
 - (ハ) 受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元

本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記の（収益分配金の課税について）を参照。）

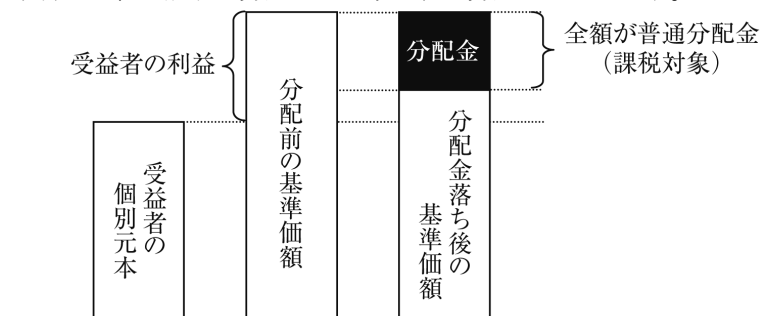
ロ 一部解約時および償還時の課税について

個人の受益者については、一部解約時および償還時の譲渡益が課税対象となり、法人の受益者については、一部解約時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

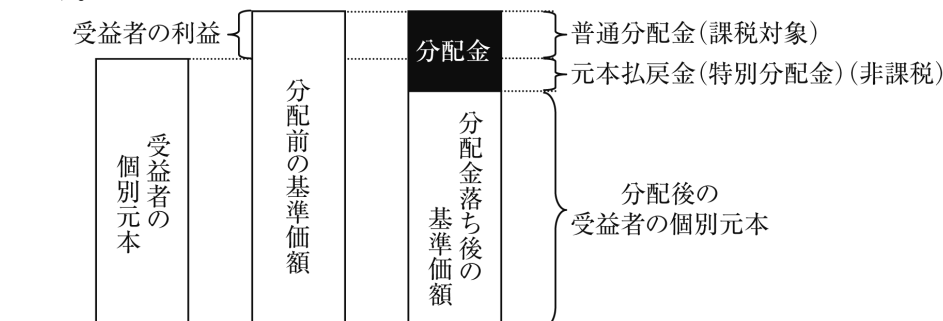
ハ 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

①収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。



②収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。



※上記①、②の図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。

ニ 個人、法人別の課税の取扱いについて

(イ) 個人の受益者に対する課税

i. 収益分配時

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315%（所得税 15.315%および地方税 5%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。確定申告による総合課税または申告分離課税の選択も可能です。

ii. 一部解約時および償還時

一部解約時および償還時の譲渡益については、20.315%（所得税 15.315%および地方税 5%）の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）の利用も可能です。

また、一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、上場株式等（上場株式、公募株式投資信託、上場投資信託（E T F）、上場不動産投資信託（R E I T）、公募公社債投資信託および特定公社債をいいます。以下同じ。）の譲渡益ならびに上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）および利子所得の金額との損益通算が可能です。

（ロ）法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税のみ）の税率で源泉徴収されます。

当ファンドは、課税上は株式投資信託として取り扱われます。

なお、「T O P I X インデックス」および「2 2 5 インデックス」は、配当控除の適用が可能です。益金不算入制度の適用はありません。その他のファンドは、配当控除および益金不算入制度の適用はありません。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等に確認されることをお勧めいたします。

※公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に限りN I S A（少額投資非課税制度）の適用対象となります。

※当ファンドは、N I S Aの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※少額投資非課税制度「愛称：N I S A（ニーサ）」をご利用の場合

少額投資非課税制度「N I S A（ニーサ）」は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。

ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした公募株式投資信託等を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※上記「（5）課税上の取扱い」ほか税制に関する本書の記載は、2025 年 12 月末現在の情報をもとに作成しています。税法の改正等により、変更されることがあります。

(参考情報) 総経費率

直近の運用報告書の対象期間(2024年12月3日～2025年12月1日)における当ファンドの総経費率(年率換算)は以下の通りです。

	総経費率(①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
TOPIXインデックス	0.39%	0.39%	0.00%
225インデックス	0.39%	0.39%	0.00%
先進国株インデックス	0.51%	0.47%	0.03%
新興国株インデックス	0.57%	0.47%	0.09%
先進国債インデックス	0.34%	0.30%	0.04%
新興国債インデックス	0.49%	0.47%	0.02%
Jリートインデックス	0.39%	0.39%	0.00%
Gリートインデックス	0.51%	0.47%	0.04%
ゴールドインデックスヘッジ有	0.53%	0.39%	0.14%

※上記は、対象期間の運用報告書に記載されている総経費率(原則として、購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税は含まれていません。)です。

※当ファンド(ゴールドインデックスヘッジ有を除く)が上場投資信託(ETF)および上場不動産投資信託(REIT)に投資している場合、当該ETFおよびREITの管理費用等は含まれていません。ゴールドインデックスヘッジ有は、投資しているETFの管理費用等は、その他費用に含めています。

※計算方法等の詳細は、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。なお、新たな対象期間にかかる運用報告書が作成され、上記の総経費率が更新されている場合があります。

運用報告書は、委託会社のホームページ(<https://www.smd-am.co.jp/fund/unpo/>)から検索いただけます。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

三井住友DS・TOPIXインデックス・ファンド

2025年12月30日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	1,841,188,359	100.03
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	△527,153	△0.03
合計（純資産総額）		1,840,661,206	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。以下同じ。

三井住友DS・日経225インデックス・ファンド

2025年12月30日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	2,095,255,742	100.03
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	△588,106	△0.03
合計（純資産総額）		2,094,667,636	100.00

三井住友DS・先進国株式インデックス・ファンド

2025年12月30日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	2,770,512,741	100.04
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	△1,035,739	△0.04
合計（純資産総額）		2,769,477,002	100.00

三井住友DS・新興国株式インデックス・ファンド

2025年12月30日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	363,536,938	100.04
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	△130,292	△0.04
合計（純資産総額）		363,406,646	100.00

三井住友ＤＳ・先進国債インデックス・ファンド

2025年12月30日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	809,589,715	100.02
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	△191,584	△0.02
合計（純資産総額）		809,398,131	100.00

三井住友ＤＳ・新興国債インデックス・ファンド

2025年12月30日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	176,868,320	99.87
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	237,616	0.13
合計（純資産総額）		177,105,936	100.00

三井住友ＤＳ・国内リートインデックス・ファンド

2025年12月30日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	1,971,158,848	100.03
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	△557,459	△0.03
合計（純資産総額）		1,970,601,389	100.00

三井住友ＤＳ・先進国リートインデックス・ファンド

2025年12月30日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	474,243,034	100.04
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	△175,556	△0.04
合計（純資産総額）		474,067,478	100.00

三井住友ＤＳ・ゴールドインデックス・ファンド（為替ヘッジあり）

2025年12月30日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	3,033,352,101	100.57
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	△17,245,622	△0.57

合計（純資産総額）	3,016,106,479	100.00

その他以下の取引を行っております。

種類	買建／ 売建	国／地域	時価合計（円）	投資比率 （％）
為替予約取引	売建	-	3,050,621,908	△101.14

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

三井住友ＤＳ・ＴＯＰＩＸインデックス・ファンド

イ 主要投資銘柄

2025年12月30日現在

国／ 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 （円）	帳簿価額 （円）	評価額 単価 （円）	評価額 （円）	投資 比率 （％）
日本	親投資 信託受 益証券	国内株式インデッ クス・マザーファ ンド（Ｂ号）	291,909,243	6.1785	1,803,574,531	6.3074	1,841,188,359	100.03

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

ロ 種類別投資比率

2025年12月30日現在

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	100.03
合 計	100.03

三井住友ＤＳ・日経２２５インデックス・ファンド

イ 主要投資銘柄

2025年12月30日現在

国／ 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 （円）	帳簿価額 （円）	評価額 単価 （円）	評価額 （円）	投資 比率 （％）
日本	親投資 信託受 益証券	２２５マザーファ ンド	294,666,518	6.9735	2,054,864,384	7.1106	2,095,255,742	100.03

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

ロ 種類別投資比率

2025年12月30日現在

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	100.03
合 計	100.03

三井住友D S・先進国株式インデックス・ファンド

イ 主要投資銘柄

2025年12月30日現在

国／ 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資 信託受 益証券	外国株式インデッ クス・マザーファ ンド	226,160,613	12.0128	2,716,814,106	12.2502	2,770,512,741	100.04

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

ロ 種類別投資比率

2025年12月30日現在

種類	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	100.04
合 計	100.04

三井住友D S・新興国株式インデックス・ファンド

イ 主要投資銘柄

2025年12月30日現在

国／ 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資 信託受 益証券	エマージング株式 インデックス・マ ザーファンド	124,995,509	2.8229	352,854,962	2.9084	363,536,938	100.04

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

ロ 種類別投資比率

2025年12月30日現在

種類	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	100.04
合 計	100.04

三井住友D S・先進国債インデックス・ファンド

イ 主要投資銘柄

2025年12月30日現在

国／ 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資	外国債券パッシ	314,354,941	2.5507	801,840,700	2.5754	809,589,715	100.02

	信託受益証券	ブ・マザーファンド						

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

ロ 種類別投資比率

2025年12月30日現在

種類	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	100.02
合 計	100.02

三井住友DS・新興国債インデックス・ファンド

イ 主要投資銘柄

2025年12月30日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資比率 (%)
日本	親投資信託受益証券	米ドル建て新興国債インデックス・マザーファンド	137,213,592	1.2792	175,530,362	1.2890	176,868,320	99.87

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

ロ 種類別投資比率

2025年12月30日現在

種類	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	99.87
合 計	99.87

三井住友DS・国内リートインデックス・ファンド

イ 主要投資銘柄

2025年12月30日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資比率 (%)
日本	親投資信託受益証券	Jリート・インデックス・マザーファンド	617,685,776	3.1490	1,945,084,211	3.1912	1,971,158,848	100.03

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

ロ 種類別投資比率

2025年12月30日現在

種類	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	100.03
合 計	100.03

三井住友DS・先進国リートインデックス・ファンド

イ 主要投資銘柄

2025年12月30日現在

国／ 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資 信託受 益証券	外国リート・イン デックス・マザー ファンド	121,566,490	3.9141	475,827,508	3.9011	474,243,034	100.04

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

ロ 種類別投資比率

2025年12月30日現在

種類	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	100.04
合 計	100.04

三井住友DS・ゴールドインデックス・ファンド（為替ヘッジあり）

イ 主要投資銘柄

2025年12月30日現在

国／ 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資 信託受 益証券	ゴールド・インデ ックス・マザーフ ァンド	934,950,099	3.1539	2,948,781,465	3.2444	3,033,352,101	100.57

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

ロ 種類別投資比率

2025年12月30日現在

種類	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	100.57
合 計	100.57

②【投資不動産物件】

三井住友DS・TOPIXインデックス・ファンド

該当事項はありません。

三井住友DS・日経225インデックス・ファンド

該当事項はありません。

三井住友D S ・先進国株式インデックス・ファンド

該当事項はありません。

三井住友D S ・新興国株式インデックス・ファンド

該当事項はありません。

三井住友D S ・先進国債インデックス・ファンド

該当事項はありません。

三井住友D S ・新興国債インデックス・ファンド

該当事項はありません。

三井住友D S ・国内リートインデックス・ファンド

該当事項はありません。

三井住友D S ・先進国リートインデックス・ファンド

該当事項はありません。

三井住友D S ・ゴールドインデックス・ファンド（為替ヘッジあり）

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

三井住友D S ・T O P I Xインデックス・ファンド

該当事項はありません。

三井住友D S ・日経225インデックス・ファンド

該当事項はありません。

三井住友D S ・先進国株式インデックス・ファンド

該当事項はありません。

三井住友D S・新興国株式インデックス・ファンド

該当事項はありません。

三井住友D S・先進国債インデックス・ファンド

該当事項はありません。

三井住友D S・新興国債インデックス・ファンド

該当事項はありません。

三井住友D S・国内リートインデックス・ファンド

該当事項はありません。

三井住友D S・先進国リートインデックス・ファンド

該当事項はありません。

三井住友D S・ゴールドインデックス・ファンド（為替ヘッジあり）

2025 年 12 月 30 日現在

種類	資産の名称	買建／ 売建	数量	簿価 (円)	時価 (円)	投資 比率 (%)
為替予約 取引	アメリカ・ドル	売建	19,553,000.00	3,034,141,908	3,050,621,908	△101.14

(注) 日本における対顧客先物相場の仲値で評価しております。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

三井住友D S・T O P I Xインデックス・ファンド

年月日	純資産総額 (円)		1 万口当たりの 純資産額 (円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第 1 期 (2021 年 11 月 30 日)	6,046,349	6,046,349	10,294	10,294
第 2 期 (2022 年 11 月 30 日)	61,728,569	61,728,569	10,830	10,830

第3期	(2023年11月30日)	284,137,666	284,137,666	13,219	13,219
第4期	(2024年12月2日)	1,247,471,953	1,247,471,953	15,390	15,390
第5期	(2025年12月1日)	1,693,250,246	1,693,250,246	19,317	19,317
	2024年12月末日	1,600,320,330	－	15,798	－
	2025年1月末日	1,645,833,458	－	15,814	－
	2月末日	1,613,520,612	－	15,208	－
	3月末日	1,617,772,686	－	15,238	－
	4月末日	1,637,831,110	－	15,287	－
	5月末日	1,678,268,591	－	16,062	－
	6月末日	1,560,729,602	－	16,370	－
	7月末日	1,514,365,221	－	16,884	－
	8月末日	1,557,911,682	－	17,641	－
	9月末日	1,607,987,103	－	18,162	－
	10月末日	1,677,550,797	－	19,282	－
	11月末日	1,714,250,469	－	19,551	－
	12月末日	1,840,661,206	－	19,743	－

(注) 各月末日の数字は最終営業日のものです。

三井住友DS・日経225インデックス・ファンド

年月日	純資産総額 (円)		1 万口当たりの 純資産額 (円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第 1 期 (2021 年 11 月 30 日)	69, 516, 804	69, 516, 804	10, 362	10, 362
第 2 期 (2022 年 11 月 30 日)	272, 425, 967	272, 425, 967	10, 597	10, 597
第 3 期 (2023 年 11 月 30 日)	515, 836, 557	515, 836, 557	12, 922	12, 922
第 4 期 (2024 年 12 月 2 日)	825, 404, 441	825, 404, 441	15, 050	15, 050
第 5 期 (2025 年 12 月 1 日)	1, 839, 054, 404	1, 839, 054, 404	19, 576	19, 576
2024 年 12 月末日	854, 567, 467	－	15, 604	－
2025 年 1 月末日	902, 463, 782	－	15, 474	－
2 月末日	924, 938, 324	－	14, 531	－
3 月末日	1, 065, 446, 880	－	14, 040	－
4 月末日	1, 140, 725, 347	－	14, 210	－
5 月末日	1, 226, 741, 564	－	14, 966	－
6 月末日	1, 576, 376, 305	－	15, 976	－
7 月末日	1, 530, 251, 625	－	16, 204	－
8 月末日	1, 513, 452, 424	－	16, 860	－
9 月末日	1, 571, 510, 013	－	17, 849	－
10 月末日	1, 880, 167, 607	－	20, 822	－
11 月末日	1, 871, 838, 288	－	19, 954	－
12 月末日	2, 094, 667, 636	－	20, 002	－

(注) 各月末日の数字は最終営業日のものです。

三井住友ＤＳ・先進国株式インデックス・ファンド

年月日	純資産総額 (円)		1 万口当たりの 純資産額 (円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第 1 期 (2021 年 11 月 30 日)	74,584,829	74,584,829	10,652	10,652
第 2 期 (2022 年 11 月 30 日)	309,023,748	309,023,748	11,100	11,100
第 3 期 (2023 年 11 月 30 日)	825,661,600	825,661,600	13,487	13,487
第 4 期 (2024 年 12 月 2 日)	1,749,839,950	1,749,839,950	17,721	17,721
第 5 期 (2025 年 12 月 1 日)	2,777,319,042	2,777,319,042	21,376	21,376
2024 年 12 月末日	1,890,708,125	－	18,396	－
2025 年 1 月末日	1,974,433,069	－	18,426	－
2 月末日	1,839,356,097	－	17,449	－
3 月末日	1,971,068,834	－	16,812	－
4 月末日	2,040,758,547	－	16,093	－
5 月末日	2,206,591,948	－	17,251	－
6 月末日	2,392,065,828	－	18,063	－
7 月末日	2,461,734,515	－	19,054	－
8 月末日	2,566,173,225	－	19,202	－
9 月末日	2,646,536,978	－	19,898	－
10 月末日	2,855,714,167	－	21,046	－
11 月末日	2,776,269,158	－	21,368	－
12 月末日	2,769,477,002	－	21,790	－

(注) 各月末日の数字は最終営業日のものです。

三井住友ＤＳ・新興国株式インデックス・ファンド

年月日	純資産総額 (円)		1 万口当たりの 純資産額 (円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第 1 期 (2021 年 11 月 30 日)	3,024,503	3,024,503	10,217	10,217
第 2 期 (2022 年 11 月 30 日)	22,496,244	22,496,244	9,972	9,972
第 3 期 (2023 年 11 月 30 日)	130,946,337	130,946,337	11,041	11,041
第 4 期 (2024 年 12 月 2 日)	151,814,121	151,814,121	12,548	12,548
第 5 期 (2025 年 12 月 1 日)	315,444,244	315,444,244	16,734	16,734
2024 年 12 月末日	162,810,762	－	13,262	－
2025 年 1 月末日	164,975,743	－	13,106	－
2 月末日	166,267,018	－	13,017	－
3 月末日	169,455,311	－	13,001	－
4 月末日	163,111,813	－	12,283	－
5 月末日	187,709,261	－	13,161	－

6 月末日	194,934,230	-	13,894	-
7 月末日	220,402,324	-	14,619	-
8 月末日	237,818,660	-	14,550	-
9 月末日	304,346,304	-	15,667	-
10 月末日	341,344,748	-	17,063	-
11 月末日	317,472,578	-	16,841	-
12 月末日	363,406,646	-	17,236	-

(注) 各月末日の数字は最終営業日のものです。

三井住友D S ・先進国債インデックス・ファンド

年月日	純資産総額 (円)		1 万口当たりの 純資産額 (円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第 1 期 (2021 年 11 月 30 日)	6,787,059	6,787,059	10,037	10,037
第 2 期 (2022 年 11 月 30 日)	80,135,860	80,135,860	10,037	10,037
第 3 期 (2023 年 11 月 30 日)	568,449,519	568,449,519	10,827	10,827
第 4 期 (2024 年 12 月 2 日)	628,505,118	628,505,118	11,457	11,457
第 5 期 (2025 年 12 月 1 日)	795,937,020	795,937,020	12,652	12,652
2024 年 12 月末日	632,421,946	-	11,828	-
2025 年 1 月末日	600,044,679	-	11,578	-
2 月末日	579,789,366	-	11,351	-
3 月末日	593,783,942	-	11,469	-
4 月末日	522,072,057	-	11,267	-
5 月末日	497,591,647	-	11,327	-
6 月末日	493,841,629	-	11,602	-
7 月末日	520,457,171	-	11,805	-
8 月末日	548,008,682	-	11,777	-
9 月末日	547,174,280	-	11,998	-
10 月末日	580,730,930	-	12,458	-
11 月末日	799,830,398	-	12,714	-
12 月末日	809,398,131	-	12,771	-

(注) 各月末日の数字は最終営業日のものです。

三井住友D S ・新興国債インデックス・ファンド

年月日	純資産総額 (円)		1 万口当たりの 純資産額 (円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第 1 期 (2021 年 11 月 30 日)	1,607,853	1,607,853	9,918	9,918
第 2 期 (2022 年 11 月 30 日)	11,569,350	11,569,350	9,187	9,187
第 3 期 (2023 年 11 月 30 日)	34,764,493	34,764,493	10,009	10,009

第4期	(2024年12月2日)	146,680,024	146,680,024	10,946	10,946
第5期	(2025年12月1日)	165,997,203	165,997,203	12,274	12,274
	2024年12月末日	145,103,550	－	11,249	－
	2025年1月末日	144,915,305	－	11,106	－
	2月末日	143,058,175	－	10,952	－
	3月末日	215,347,860	－	10,889	－
	4月末日	143,227,155	－	10,419	－
	5月末日	145,176,334	－	10,529	－
	6月末日	181,329,464	－	10,766	－
	7月末日	165,731,964	－	11,204	－
	8月末日	167,904,886	－	11,202	－
	9月末日	174,496,383	－	11,527	－
	10月末日	183,407,358	－	12,103	－
	11月末日	166,741,575	－	12,329	－
	12月末日	177,105,936	－	12,361	－

(注) 各月末日の数字は最終営業日のものです。

三井住友DS・国内リートインデックス・ファンド

年月日	純資産総額 (円)		1 万口当たりの 純資産額 (円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第 1 期 (2021 年 11 月 30 日)	2, 142, 283	2, 142, 283	9, 513	9, 513
第 2 期 (2022 年 11 月 30 日)	118, 055, 864	118, 055, 864	9, 600	9, 600
第 3 期 (2023 年 11 月 30 日)	143, 043, 924	143, 043, 924	9, 353	9, 353
第 4 期 (2024 年 12 月 2 日)	523, 875, 882	523, 875, 882	8, 754	8, 754
第 5 期 (2025 年 12 月 1 日)	1, 816, 316, 161	1, 816, 316, 161	10, 995	10, 995
2024 年 12 月末日	537, 026, 981	－	8, 784	－
2025 年 1 月末日	567, 839, 566	－	9, 088	－
2 月末日	729, 103, 791	－	9, 134	－
3 月末日	1, 013, 470, 024	－	9, 098	－
4 月末日	1, 101, 106, 199	－	9, 234	－
5 月末日	1, 051, 641, 067	－	9, 387	－
6 月末日	1, 589, 558, 049	－	9, 645	－
7 月末日	1, 650, 213, 553	－	10, 117	－
8 月末日	1, 664, 917, 483	－	10, 506	－
9 月末日	1, 617, 964, 852	－	10, 538	－
10 月末日	1, 799, 735, 838	－	10, 787	－
11 月末日	1, 841, 760, 712	－	11, 149	－
12 月末日	1, 970, 601, 389	－	11, 147	－

(注) 各月末日の数字は最終営業日のものです。

三井住友ＤＳ・先進国リートインデックス・ファンド

年月日	純資産総額 (円)		1 万口当たりの 純資産額 (円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第 1 期 (2021 年 11 月 30 日)	2,304,754	2,304,754	10,763	10,763
第 2 期 (2022 年 11 月 30 日)	86,933,845	86,933,845	10,597	10,597
第 3 期 (2023 年 11 月 30 日)	344,098,319	344,098,319	11,071	11,071
第 4 期 (2024 年 12 月 2 日)	597,226,853	597,226,853	14,072	14,072
第 5 期 (2025 年 12 月 1 日)	475,552,571	475,552,571	14,504	14,504
2024 年 12 月末日	572,182,089	－	13,719	－
2025 年 1 月末日	476,932,873	－	13,586	－
2 月末日	471,083,668	－	13,426	－
3 月末日	503,640,778	－	13,046	－
4 月末日	475,283,113	－	12,306	－
5 月末日	497,116,140	－	12,828	－
6 月末日	513,946,801	－	12,892	－
7 月末日	447,364,432	－	13,401	－
8 月末日	443,659,633	－	13,477	－
9 月末日	453,263,898	－	13,726	－
10 月末日	466,701,397	－	14,088	－
11 月末日	476,472,368	－	14,532	－
12 月末日	474,067,478	－	14,449	－

(注) 各月末日の数字は最終営業日のものです。

三井住友ＤＳ・ゴールドインデックス・ファンド (為替ヘッジあり)

年月日	純資産総額 (円)		1 万口当たりの 純資産額 (円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第 1 期 (2021 年 11 月 30 日)	37,563,029	37,563,029	9,748	9,748
第 2 期 (2022 年 11 月 30 日)	335,482,332	335,482,332	9,277	9,277
第 3 期 (2023 年 11 月 30 日)	914,801,444	914,801,444	10,096	10,096
第 4 期 (2024 年 12 月 2 日)	1,456,418,072	1,456,418,072	12,222	12,222
第 5 期 (2025 年 12 月 1 日)	2,731,450,057	2,731,450,057	18,330	18,330
2024 年 12 月末日	1,498,511,054	－	11,966	－
2025 年 1 月末日	1,533,901,037	－	12,733	－
2 月末日	1,621,749,903	－	13,023	－
3 月末日	1,750,324,446	－	13,888	－
4 月末日	2,019,288,830	－	14,842	－
5 月末日	2,139,295,538	－	14,749	－
6 月末日	2,152,419,475	－	14,497	－
7 月末日	2,079,755,798	－	14,429	－

8 月末日	2, 247, 239, 563	-	15, 037	-
9 月末日	2, 564, 944, 153	-	16, 752	-
10 月末日	2, 783, 852, 350	-	17, 540	-
11 月末日	2, 699, 134, 740	-	18, 113	-
12 月末日	3, 016, 106, 479	-	18, 780	-

(注) 各月末日の数字は最終営業日のものです。

②【分配の推移】

三井住友DS・TOPIXインデックス・ファンド

	計算期間	1 万口当たり分配金 (円)
第 1 期	2021 年 8 月 23 日～2021 年 11 月 30 日	0
第 2 期	2021 年 12 月 1 日～2022 年 11 月 30 日	0
第 3 期	2022 年 12 月 1 日～2023 年 11 月 30 日	0
第 4 期	2023 年 12 月 1 日～2024 年 12 月 2 日	0
第 5 期	2024 年 12 月 3 日～2025 年 12 月 1 日	0

三井住友DS・日経225インデックス・ファンド

	計算期間	1 万口当たり分配金 (円)
第 1 期	2021 年 8 月 23 日～2021 年 11 月 30 日	0
第 2 期	2021 年 12 月 1 日～2022 年 11 月 30 日	0
第 3 期	2022 年 12 月 1 日～2023 年 11 月 30 日	0
第 4 期	2023 年 12 月 1 日～2024 年 12 月 2 日	0
第 5 期	2024 年 12 月 3 日～2025 年 12 月 1 日	0

三井住友DS・先進国株式インデックス・ファンド

	計算期間	1 万口当たり分配金 (円)
第 1 期	2021 年 8 月 23 日～2021 年 11 月 30 日	0
第 2 期	2021 年 12 月 1 日～2022 年 11 月 30 日	0
第 3 期	2022 年 12 月 1 日～2023 年 11 月 30 日	0
第 4 期	2023 年 12 月 1 日～2024 年 12 月 2 日	0
第 5 期	2024 年 12 月 3 日～2025 年 12 月 1 日	0

三井住友DS・新興国株式インデックス・ファンド

	計算期間	1 万口当たり分配金 (円)
第 1 期	2021 年 8 月 23 日～2021 年 11 月 30 日	0
第 2 期	2021 年 12 月 1 日～2022 年 11 月 30 日	0
第 3 期	2022 年 12 月 1 日～2023 年 11 月 30 日	0

第4期	2023年12月1日～2024年12月2日	0
第5期	2024年12月3日～2025年12月1日	0

三井住友DS・先進国債インデックス・ファンド

	計算期間	1万口当たり分配金（円）
第1期	2021年8月23日～2021年11月30日	0
第2期	2021年12月1日～2022年11月30日	0
第3期	2022年12月1日～2023年11月30日	0
第4期	2023年12月1日～2024年12月2日	0
第5期	2024年12月3日～2025年12月1日	0

三井住友DS・新興国債インデックス・ファンド

	計算期間	1万口当たり分配金（円）
第1期	2021年8月23日～2021年11月30日	0
第2期	2021年12月1日～2022年11月30日	0
第3期	2022年12月1日～2023年11月30日	0
第4期	2023年12月1日～2024年12月2日	0
第5期	2024年12月3日～2025年12月1日	0

三井住友DS・国内リートインデックス・ファンド

	計算期間	1万口当たり分配金（円）
第1期	2021年8月23日～2021年11月30日	0
第2期	2021年12月1日～2022年11月30日	0
第3期	2022年12月1日～2023年11月30日	0
第4期	2023年12月1日～2024年12月2日	0
第5期	2024年12月3日～2025年12月1日	0

三井住友DS・先進国リートインデックス・ファンド

	計算期間	1万口当たり分配金（円）
第1期	2021年8月23日～2021年11月30日	0
第2期	2021年12月1日～2022年11月30日	0
第3期	2022年12月1日～2023年11月30日	0
第4期	2023年12月1日～2024年12月2日	0
第5期	2024年12月3日～2025年12月1日	0

三井住友DS・ゴールドインデックス・ファンド（為替ヘッジあり）

	計算期間	1 万口当たり分配金（円）
第 1 期	2021 年 8 月 23 日～2021 年 11 月 30 日	0
第 2 期	2021 年 12 月 1 日～2022 年 11 月 30 日	0
第 3 期	2022 年 12 月 1 日～2023 年 11 月 30 日	0
第 4 期	2023 年 12 月 1 日～2024 年 12 月 2 日	0
第 5 期	2024 年 12 月 3 日～2025 年 12 月 1 日	0

③【収益率の推移】

三井住友DS・TOPIXインデックス・ファンド

	収益率（％）
第 1 期	2.9
第 2 期	5.2
第 3 期	22.1
第 4 期	16.4
第 5 期	25.5

（注）収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

三井住友DS・日経225インデックス・ファンド

	収益率（％）
第 1 期	3.6
第 2 期	2.3
第 3 期	21.9
第 4 期	16.5
第 5 期	30.1

（注）収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

三井住友DS・先進国株式インデックス・ファンド

	収益率（％）
第 1 期	6.5
第 2 期	4.2
第 3 期	21.5
第 4 期	31.4
第 5 期	20.6

（注）収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

三井住友DS・新興国株式インデックス・ファンド

	収益率 (%)
第1期	2.2
第2期	△2.4
第3期	10.7
第4期	13.6
第5期	33.4

(注) 収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

三井住友DS・先進国債インデックス・ファンド

	収益率 (%)
第1期	0.4
第2期	0.0
第3期	7.9
第4期	5.8
第5期	10.4

(注) 収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

三井住友DS・新興国債インデックス・ファンド

	収益率 (%)
第1期	△0.8
第2期	△7.4
第3期	8.9
第4期	9.4
第5期	12.1

(注) 収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

三井住友DS・国内リートインデックス・ファンド

	収益率 (%)
第1期	△4.9
第2期	0.9
第3期	△2.6
第4期	△6.4
第5期	25.6

(注) 収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

三井住友DS・先進国リートインデックス・ファンド

	収益率 (%)
第1期	7.6
第2期	△1.5
第3期	4.5
第4期	27.1
第5期	3.1

(注) 収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

三井住友DS・ゴールドインデックス・ファンド（為替ヘッジあり）

	収益率 (%)
第1期	△2.5
第2期	△4.8
第3期	8.8
第4期	21.1
第5期	50.0

(注) 収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

(4) 【設定及び解約の実績】

三井住友DS・TOPIXインデックス・ファンド

	設定口数 (口)	解約口数 (口)
第1期	11,131,313	5,257,925
第2期	52,125,564	1,000,000
第3期	190,811,491	32,871,325
第4期	769,971,404	174,312,528
第5期	540,983,117	475,014,663

(注) 本邦外における設定および解約の実績はありません。

三井住友DS・日経225インデックス・ファンド

	設定口数 (口)	解約口数 (口)
第1期	68,267,713	1,179,562
第2期	221,907,962	31,922,134
第3期	233,724,846	91,595,580
第4期	398,847,322	249,616,109

第5期	727,824,057	336,806,536

(注) 本邦外における設定および解約の実績はありません。

三井住友DS・先進国株式インデックス・ファンド

	設定口数 (口)	解約口数 (口)
第1期	72,990,426	2,971,998
第2期	270,552,214	62,163,465
第3期	476,514,487	142,749,153
第4期	556,778,812	181,534,421
第5期	639,504,539	327,660,450

(注) 本邦外における設定および解約の実績はありません。

三井住友DS・新興国株式インデックス・ファンド

	設定口数 (口)	解約口数 (口)
第1期	2,960,151	0
第2期	29,976,495	10,377,413
第3期	107,220,605	11,184,925
第4期	91,501,752	89,107,930
第5期	129,369,673	61,852,066

(注) 本邦外における設定および解約の実績はありません。

三井住友DS・先進国債インデックス・ファンド

	設定口数 (口)	解約口数 (口)
第1期	6,762,046	0
第2期	86,535,230	13,454,513
第3期	467,002,780	21,838,442
第4期	224,607,694	201,047,045
第5期	331,926,678	251,412,814

(注) 本邦外における設定および解約の実績はありません。

三井住友DS・新興国債インデックス・ファンド

	設定口数 (口)	解約口数 (口)
第1期	1,621,093	0
第2期	10,979,714	8,229
第3期	35,198,756	13,056,970
第4期	103,305,637	4,036,516
第5期	114,014,432	112,771,004

(注) 本邦外における設定および解約の実績はありません。

三井住友ＤＳ・国内リートインデックス・ファンド

	設定口数（口）	解約口数（口）
第１期	2,350,609	98,727
第２期	132,574,732	11,855,664
第３期	67,492,161	37,529,664
第４期	511,896,982	66,403,958
第５期	1,675,605,000	622,080,349

（注）本邦外における設定および解約の実績はありません。

三井住友ＤＳ・先進国リートインデックス・ファンド

	設定口数（口）	解約口数（口）
第１期	2,141,454	0
第２期	90,161,002	10,267,851
第３期	282,784,981	54,000,313
第４期	139,444,231	25,841,587
第５期	86,897,660	183,447,134

（注）本邦外における設定および解約の実績はありません。

三井住友ＤＳ・ゴールドインデックス・ファンド（為替ヘッジあり）

	設定口数（口）	解約口数（口）
第１期	38,535,757	0
第２期	379,344,235	56,234,121
第３期	701,752,986	157,283,244
第４期	521,844,884	236,314,872
第５期	957,818,225	659,327,640

（注）本邦外における設定および解約の実績はありません。

（参考）

（１）投資状況

国内株式インデックス・マザーファンド（Ｂ号）

2025年12月30日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 （円）	投資比率 （％）
株式	日本	485,718,184,830	99.21
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	3,851,712,374	0.79
合計（純資産総額）		489,569,897,204	100.00

その他以下の取引を行っております。

種類	買建／	国／地域	時価合計（円）	投資比率

	売建			(%)
株価指数先物取引	買建	日本	3,276,960,000	0.67
合計	買建	-	3,276,960,000	0.67

2 2 5 マザーファンド

2025 年 12 月 30 日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株式	日本	358,431,798,480	99.44
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	2,021,048,186	0.56
合計（純資産総額）		360,452,846,666	100.00

その他以下の取引を行っております。

種類	買建／ 売建	国／地域	時価合計（円）	投資比率 (%)
株価指数先物取引	買建	日本	2,016,000,000	0.56
合計	買建	-	2,016,000,000	0.56

外国株式インデックス・マザーファンド

2025 年 12 月 30 日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株式	アメリカ	886,333,100,378	71.38
	イギリス	45,560,558,401	3.67
	カナダ	44,811,616,923	3.61
	スイス	33,878,838,894	2.73
	ドイツ	30,565,305,408	2.46
	フランス	30,179,415,613	2.43
	オランダ	21,032,721,679	1.69
	アイルランド	20,537,346,639	1.65
	オーストラリア	18,347,893,830	1.48
	スペイン	11,933,143,993	0.96
	スウェーデン	10,279,607,594	0.83
	イタリア	9,146,542,029	0.74
	デンマーク	6,115,919,367	0.49
	香港	4,692,681,866	0.38
	シンガポール	4,545,295,811	0.37
	フィンランド	3,689,245,592	0.30
	イスラエル	3,466,792,116	0.28
	ベルギー	2,758,311,884	0.22
	ケイマン諸島	2,407,308,059	0.19
	ルクセンブルグ	2,120,542,997	0.17
	ジャージー	2,067,923,412	0.17
	ノルウェー	1,821,609,875	0.15

	バミューダ	1,311,996,131	0.11
	リベリア	1,117,336,114	0.09
	オランダ領キュラソー	907,435,051	0.07
	オーストリア	863,890,271	0.07
	ニューージーランド	750,998,096	0.06
	ポルトガル	574,951,181	0.05
	パナマ	484,415,176	0.04
	マン島	111,025,595	0.01
	小計	1,202,413,769,975	96.83
新株予約権証券	カナダ	-	0.00
投資証券	アメリカ	16,288,838,020	1.31
	オーストラリア	1,738,888,950	0.14
	フランス	476,880,240	0.04
	シンガポール	282,365,162	0.02
	イギリス	252,749,986	0.02
	香港	166,978,953	0.01
	ケイマン諸島	102,042,996	0.01
	小計	19,308,744,307	1.55
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	20,074,483,522	1.62
合計（純資産総額）		1,241,796,997,804	100.00

その他以下の取引を行っております。

種類	買建／ 売建	国／地域	時価合計（円）	投資比率 （％）
株価指数先物取引	買建	イギリス	773,372,882	0.06
株価指数先物取引	買建	ドイツ	2,758,979,551	0.22
株価指数先物取引	買建	アメリカ	16,169,790,780	1.30
株価指数先物取引	買建	オーストラリア	502,543,767	0.04
合計	買建	-	20,204,686,980	1.63

種類	買建／ 売建	国／地域	時価合計（円）	投資比率 （％）
為替予約取引	買建	-	1,522,955,512	0.12

エマージング株式インデックス・マザーファンド

2025年12月30日現在			
資産の種類	国／地域	時価合計 （円）	投資比率 （％）
株式	台湾	16,151,862,404	18.76
	ケイマン諸島	13,153,359,269	15.28
	インド	12,255,037,066	14.24
	韓国	10,715,683,783	12.45
	中国	5,443,755,254	6.32

	ブラジル	2,708,680,950	3.15
	南アフリカ	2,624,886,822	3.05
	メキシコ	1,187,529,525	1.38
	マレーシア	969,359,325	1.13
	インドネシア	937,005,807	1.09
	ポーランド	822,408,308	0.96
	タイ	799,480,914	0.93
	香港	643,972,935	0.75
	チリ	452,215,805	0.53
	ギリシャ	450,746,296	0.52
	イギリス	334,599,241	0.39
	トルコ	329,187,756	0.38
	バミューダ	299,021,746	0.35
	フィリピン	296,674,271	0.34
	ハンガリー	248,611,208	0.29
	アメリカ	240,655,120	0.28
	スイス	154,655,569	0.18
	チェコ	118,635,704	0.14
	コロンビア	118,264,711	0.14
	ルクセンブルグ	98,163,396	0.11
	オランダ	84,956,965	0.10
	エジプト	61,395,497	0.07
	カナダ	41,176,720	0.05
	ペルー	35,476,245	0.04
	シンガポール	15,021,710	0.02
		小計	71,792,480,322
投資信託受益証券	香港	3,144,354,152	3.65
投資証券	アメリカ	4,436,049,257	5.15
	メキシコ	386,285,660	0.45
	ブラジル	124,567,960	0.14
	小計	4,946,902,877	5.75
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	6,204,009,287	7.21
合計（純資産総額）		86,087,746,638	100.00

その他以下の取引を行っております。

種類	買建／ 売建	国／地域	時価合計（円）	投資比率 （％）
株価指数先物取引	買建	アメリカ	6,010,776,768	6.98
合計	買建	-	6,010,776,768	6.98

種類	買建／ 売建	国／地域	時価合計（円）	投資比率 （％）
為替予約取引	売建	-	218,842,849	△0.25

外国債券パッシブ・マザーファンド

2025年12月30日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
国債証券	アメリカ	96,678,098,927	44.99
	中国	25,242,833,662	11.75
	フランス	15,268,542,429	7.11
	イタリア	14,478,962,884	6.74
	イギリス	12,381,303,694	5.76
	ドイツ	12,144,357,572	5.65
	スペイン	9,169,739,478	4.27
	カナダ	4,404,577,303	2.05
	ベルギー	3,242,461,049	1.51
	オランダ	2,703,171,782	1.26
	オーストラリア	2,639,952,401	1.23
	オーストリア	2,274,790,015	1.06
	メキシコ	1,851,694,418	0.86
	ポーランド	1,520,485,311	0.71
	ポルトガル	1,276,451,388	0.59
	マレーシア	1,132,568,764	0.53
	フィンランド	1,127,499,366	0.52
	アイルランド	922,595,649	0.43
	イスラエル	846,775,088	0.39
	シンガポール	822,827,954	0.38
	ニュージーランド	656,896,802	0.31
	デンマーク	450,911,144	0.21
	スウェーデン	371,047,829	0.17
	ノルウェー	359,159,907	0.17
	小計	211,967,704,816	98.65
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	2,910,402,221	1.35
合計（純資産総額）		214,878,107,037	100.00

その他以下の取引を行っております。

種類	買建／ 売建	国／地域	時価合計（円）	投資比率 (%)
為替予約取引	売建	-	2,210,699,258	△1.03

米ドル建て新興国債インデックス・マザーファンド

2025年12月30日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
国債証券	トルコ	1,466,482,177	10.86
	メキシコ	1,202,607,968	8.90

	サウジアラビア	1,184,008,484	8.76
	ポーランド	1,062,843,881	7.87
	ブラジル	957,639,162	7.09
	ハンガリー	906,065,950	6.71
	アラブ首長国連邦	835,294,724	6.18
	チリ	777,340,439	5.75
	コロンビア	689,535,642	5.10
	ドミニカ共和国	520,674,723	3.85
	南アフリカ	501,144,332	3.71
	ペルー	379,542,928	2.81
	パナマ	287,822,878	2.13
	ウクライナ	278,052,751	2.06
	オマーン	234,835,929	1.74
	中国	207,292,172	1.53
	ヴェネズエラ	204,046,213	1.51
	インドネシア	201,515,890	1.49
	ウルグアイ	170,694,236	1.26
	ナイジェリア	148,760,807	1.10
	バーレーン	143,288,565	1.06
	エジプト	117,489,512	0.87
	フィリピン	117,011,691	0.87
	アンゴラ	91,572,570	0.68
	小計	12,685,563,624	93.91
社債券	ルクセンブルグ	159,476,712	1.18
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	663,890,165	4.91
合計（純資産総額）		13,508,930,501	100.00

その他以下の取引を行っております。

種類	買建／ 売建	国／地域	時価合計（円）	投資比率 （％）
為替予約取引	買建	-	62,580,640	0.46

Jリート・インデックス・マザーファンド

2025年12月30日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 （円）	投資比率 （％）
投資証券	日本	30,605,115,800	96.79
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	1,014,948,533	3.21
合計（純資産総額）		31,620,064,333	100.00

その他以下の取引を行っております。

種類	買建／ 売建	国／地域	時価合計（円）	投資比率 （％）
リート指数先物取引	買建	日本	39,890,000	0.13

合計	買建	-	39,890,000	0.13

外国リート・インデックス・マザーファンド

2025年12月30日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
投資証券	アメリカ	42,185,470,904	76.75
	オーストラリア	4,306,027,249	7.83
	イギリス	2,282,800,846	4.15
	シンガポール	1,911,965,183	3.48
	フランス	1,237,512,481	2.25
	カナダ	688,861,037	1.25
	ベルギー	630,587,064	1.15
	香港	494,869,035	0.90
	スペイン	284,140,339	0.52
	韓国	115,183,857	0.21
	イスラエル	111,687,802	0.20
	オランダ	90,367,400	0.16
	ニュージーランド	65,907,231	0.12
	ガーンジィ	42,517,226	0.08
	アイルランド	17,278,273	0.03
	ドイツ	16,997,968	0.03
	イタリア	7,871,316	0.01
	小計	54,490,045,211	99.13
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	477,895,382	0.87
合計（純資産総額）		54,967,940,593	100.00

その他以下の取引を行っております。

種類	買建／ 売建	国／地域	時価合計（円）	投資比率 (%)
為替予約取引	買建	-	26,717,779	0.05

ゴールド・インデックス・マザーファンド

2025年12月30日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
投資信託受益証券	アメリカ	22,687,987,964	98.52
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	341,561,364	1.48
合計（純資産総額）		23,029,549,328	100.00

(2) 投資資産

①投資有価証券の主要銘柄

国内株式インデックス・マザーファンド（Ｂ号）

イ 主要投資銘柄（上位 30 銘柄）

2025 年 12 月 30 日現在

国／ 地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	5,350,200	3,085.19	16,506,396,100	3,356.00	17,955,271,200	3.67
日本	株式	三菱ＵＦＪフィ ナンシャル・グ ループ	銀行業	6,258,500	2,463.00	15,414,685,500	2,493.00	15,602,440,500	3.19
日本	株式	ソニーグループ	電気機器	3,475,800	4,409.96	15,328,126,800	4,024.00	13,986,619,200	2.86
日本	株式	日立製作所	電気機器	2,589,900	4,865.70	12,601,676,250	4,902.00	12,695,689,800	2.59
日本	株式	三井住友フィナ ンシャルグルー プ	銀行業	2,177,700	4,774.59	10,397,619,505	5,041.00	10,977,785,700	2.24
日本	株式	ソフトバンクグ ループ	情報・通 信業	1,935,200	4,137.88	8,007,623,785	4,400.00	8,514,880,000	1.74
日本	株式	みずほフィナン シャルグループ	銀行業	1,407,600	5,503.19	7,746,294,160	5,700.00	8,023,320,000	1.64
日本	株式	三菱商事	卸売業	2,122,200	3,664.70	7,777,236,400	3,586.00	7,610,209,200	1.55
日本	株式	三菱重工業	機械	1,907,300	3,901.64	7,441,596,766	3,840.00	7,324,032,000	1.50
日本	株式	東京エレクトロ ン	電気機器	213,300	31,668.01	6,754,786,957	34,320.00	7,320,456,000	1.50
日本	株式	三井物産	卸売業	1,531,000	4,104.20	6,283,532,600	4,643.00	7,108,433,000	1.45
日本	株式	伊藤忠商事	卸売業	3,579,000	1,828.20	6,543,113,040	1,975.00	7,068,525,000	1.44
日本	株式	リクルートホー ルディングス	サービス 業	766,900	7,991.70	6,128,837,445	8,847.00	6,784,764,300	1.39
日本	株式	任天堂	その他製 品	636,400	13,037.99	8,297,379,920	10,595.00	6,742,658,000	1.38
日本	株式	アドバンテス ト	電気機器	317,400	19,708.84	6,255,584,625	19,635.00	6,232,149,000	1.27
日本	株式	東京海上ホール ディングス	保険業	1,019,100	5,489.37	5,594,214,380	5,817.00	5,928,104,700	1.21
日本	株式	キーエンス	電気機器	100,700	52,501.70	5,286,920,895	56,680.00	5,707,676,000	1.17
日本	株式	三菱電機	電気機器	1,113,900	4,236.61	4,719,156,100	4,585.00	5,107,231,500	1.04
日本	株式	HOYA	精密機器	193,400	23,077.72	4,463,230,217	23,685.00	4,580,679,000	0.94
日本	株式	N T T	情報・通 信業	27,800,000	155.85	4,332,509,000	157.70	4,384,060,000	0.90
日本	株式	信越化学工業	化学	896,100	4,658.38	4,174,375,840	4,873.00	4,366,695,300	0.89
日本	株式	武田薬品工業	医薬品	898,800	4,513.31	4,056,558,670	4,835.00	4,345,698,000	0.89
日本	株式	ファーストリテ ィリング	小売業	71,800	55,961.69	4,018,049,502	56,940.00	4,088,292,000	0.84
日本	株式	富士通	電気機器	935,900	4,087.44	3,825,439,660	4,329.00	4,051,511,100	0.83
日本	株式	K D D I	情報・通 信業	1,420,800	2,651.47	3,767,208,030	2,708.50	3,848,236,800	0.79
日本	株式	日本電気	電気機器	667,100	5,693.59	3,798,195,580	5,310.00	3,542,301,000	0.72

日本	株式	丸紅	卸売業	810,300	4,062.13	3,291,542,910	4,353.00	3,527,235,900	0.72
日本	株式	ソフトバンク	情報・通信業	16,256,400	218.76	3,556,310,120	214.80	3,491,874,720	0.71
日本	株式	住友商事	卸売業	636,600	4,860.71	3,094,328,220	5,412.00	3,445,279,200	0.70
日本	株式	日本たばこ産業	食料品	602,000	5,864.43	3,530,385,680	5,640.00	3,395,280,000	0.69

ロ 種類別・業種別投資比率

2025年12月30日現在		
種類	業種	投資比率 (%)
株式（国内）	水産・農林業	0.08
	鉱業	0.35
	建設業	2.47
	食料品	2.74
	繊維製品	0.33
	パルプ・紙	0.14
	化学	4.46
	医薬品	3.71
	石油・石炭製品	0.49
	ゴム製品	0.64
	ガラス・土石製品	0.67
	鉄鋼	0.79
	非鉄金属	1.64
	金属製品	0.45
	機械	5.85
	電気機器	18.25
	輸送用機器	6.91
	精密機器	1.92
	その他製品	2.48
	電気・ガス業	1.38
	陸運業	2.23
	海運業	0.52
	空運業	0.30
	倉庫・運輸関連業	0.14
	情報・通信業	7.10
	卸売業	7.66
	小売業	4.43
	銀行業	10.06
	証券、商品先物取引業	1.01
	保険業	3.16
	その他金融業	1.17
	不動産業	1.98
	サービス業	3.68
合 計		99.21

225マザーファンド

イ 主要投資銘柄（上位 30 銘柄）

2025 年 12 月 30 日現在

国／ 地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
日本	株式	アドバンテスト	電気機器	1,904,000	20,680.88	39,376,402,480	19,635.00	37,385,040,000	10.37
日本	株式	ファーストリ テイリング	小売業	571,200	58,172.28	33,228,009,072	56,940.00	32,524,128,000	9.02
日本	株式	ソフトバンク グループ	情報・通 信業	5,712,000	5,527.10	31,570,773,900	4,400.00	25,132,800,000	6.97
日本	株式	東京エレクト ロン	電気機器	714,000	34,121.20	24,362,536,680	34,320.00	24,504,480,000	6.80
日本	株式	T D K	電気機器	3,570,000	2,501.14	8,929,083,000	2,211.00	7,893,270,000	2.19
日本	株式	K D D I	情報・通 信業	2,856,000	2,634.90	7,525,276,680	2,708.50	7,735,476,000	2.15
日本	株式	ファナック	電気機器	1,190,000	5,139.20	6,115,648,600	6,084.00	7,239,960,000	2.01
日本	株式	リクルートホ ールディング ス	サービス 業	714,000	8,116.26	5,795,013,180	8,847.00	6,316,758,000	1.75
日本	株式	中外製薬	医薬品	714,000	7,265.47	5,187,545,070	8,243.00	5,885,502,000	1.63
日本	株式	信越化学工業	化学	1,190,000	4,553.45	5,418,611,250	4,873.00	5,798,870,000	1.61
日本	株式	コナミグルー プ	情報・通 信業	238,000	24,227.14	5,766,058,950	21,330.00	5,076,540,000	1.41
日本	株式	ソニーグルー プ	電気機器	1,190,000	4,282.22	5,095,846,800	4,024.00	4,788,560,000	1.33
日本	株式	ダイキン工業	機械	238,000	19,710.59	4,691,119,230	20,080.00	4,779,040,000	1.33
日本	株式	日東電工	化学	1,190,000	3,789.88	4,509,951,450	3,715.00	4,420,850,000	1.23
日本	株式	テルモ	精密機器	1,904,000	2,518.25	4,794,740,400	2,270.00	4,322,080,000	1.20
日本	株式	京セラ	電気機器	1,904,000	2,047.21	3,897,880,000	2,196.50	4,182,136,000	1.16
日本	株式	フジクラ	非鉄金属	238,000	20,423.38	4,860,764,960	17,440.00	4,150,720,000	1.15
日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機 器	1,190,000	3,134.16	3,729,650,650	3,356.00	3,993,640,000	1.11
日本	株式	豊田通商	卸売業	714,000	4,873.31	3,479,545,590	5,274.00	3,765,636,000	1.04
日本	株式	イビデン	電気機器	476,000	6,497.09	3,092,616,300	6,731.00	3,203,956,000	0.89
日本	株式	バンダイナム コホールディ ングス	その他製 品	714,000	4,514.47	3,223,331,910	4,172.00	2,978,808,000	0.83
日本	株式	レーザーテッ ク	電気機器	95,200	28,810.68	2,742,776,768	29,645.00	2,822,204,000	0.78
日本	株式	H O Y A	精密機器	119,000	24,965.89	2,970,940,415	23,685.00	2,818,515,000	0.78
日本	株式	セコム	サービス 業	476,000	5,335.90	2,539,888,720	5,573.00	2,652,748,000	0.74
日本	株式	三菱商事	卸売業	714,000	3,670.78	2,620,939,410	3,586.00	2,560,404,000	0.71
日本	株式	任天堂	その他製 品	238,000	13,382.53	3,185,041,000	10,595.00	2,521,610,000	0.70
日本	株式	アステラス製	医薬品	1,190,000	1,772.35	2,109,098,550	2,093.00	2,490,670,000	0.69

		薬							
日本	株式	第一三共	医薬品	714,000	3,311.47	2,364,392,220	3,348.00	2,390,472,000	0.66
日本	株式	富士フイルム ホールディングス	化学	714,000	3,361.62	2,400,195,120	3,344.00	2,387,616,000	0.66
日本	株式	伊藤忠商事	卸売業	1,190,000	1,889.03	2,247,940,710	1,975.00	2,350,250,000	0.65

ロ 種類別・業種別投資比率

2025年12月30日現在

種類	業種	投資比率 (%)
株式（国内）	水産・農林業	0.08
	鉱業	0.08
	建設業	1.82
	食料品	2.43
	繊維製品	0.09
	パルプ・紙	0.06
	化学	4.95
	医薬品	5.08
	石油・石炭製品	0.23
	ゴム製品	0.66
	ガラス・土石製品	0.64
	鉄鋼	0.05
	非鉄金属	2.08
	金属製品	0.01
	機械	4.32
	電気機器	31.15
	輸送用機器	3.58
	精密機器	2.62
	その他製品	2.07
	電気・ガス業	0.19
	陸運業	0.81
	海運業	0.32
	空運業	0.21
	情報・通信業	12.49
	卸売業	3.70
	小売業	11.58
	銀行業	0.82
	証券、商品先物取引業	0.18
	保険業	1.09
	その他金融業	0.80
	不動産業	1.34
	サービス業	3.91
合 計		99.44

外国株式インデックス・マザーファンド

イ 主要投資銘柄（上位 30 銘柄）

2025 年 12 月 30 日現在

国／ 地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
アメリカ	株式	NVIDIA CORP	半導 体・半 導体製 造装置	2,404,552	27,711.12	66,632,829,018	29,467.72	70,856,672,756	5.71
アメリカ	株式	APPLE INC	テクノ ロジ ー・ハ ードウ ェアお よび機 器	1,468,599	43,656.76	64,114,268,204	42,859.87	62,943,955,760	5.07
アメリカ	株式	MICROSOFT CORP	ソフト ウェ ア・サ ービス	698,867	77,029.09	53,833,085,966	76,260.38	53,295,860,193	4.29
アメリカ	株式	AMAZON.COM INC	一般消 費財・ サービ ス流 通・小 売り	950,321	36,512.92	34,698,997,688	36,332.88	34,527,898,094	2.78
アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL A	メディ ア・娛 楽	576,086	50,127.38	28,877,682,295	49,090.95	28,280,611,095	2.28
アメリカ	株式	BROADCOM INC	半導 体・半 導体製 造装置	444,336	63,087.42	28,032,010,786	54,700.50	24,305,400,657	1.96
アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL C	メディ ア・娛 楽	483,606	50,117.99	24,237,359,317	49,220.90	23,803,521,791	1.92
アメリカ	株式	META PLATFORMS INC-CLASS A	メディ ア・娛 楽	214,981	101,443.05	21,808,328,762	103,124.51	22,169,809,510	1.79
アメリカ	株式	TESLA INC	自動 車・自 動車部 品	280,093	67,347.42	18,863,539,565	71,961.24	20,155,839,147	1.62
アメリカ	株式	JPMORGAN CHASE & CO	銀行	272,689	49,015.80	13,366,070,795	50,686.30	13,821,596,460	1.11
アメリカ	株式	ELI LILLY & CO	医薬 品・パ	79,567	168,375.58	13,397,140,028	168,885.97	13,437,749,879	1.08

			イオテクノロジー・ライフサイエンス						
アメリカ	株式	BERKSHIRE HATHAWAY INC-CLASS B	金融サービス	136,790	80,442.09	11,003,673,983	78,444.39	10,730,407,834	0.86
アメリカ	株式	VISA INC-CLASS A SHARES	金融サービス	167,433	52,359.93	8,766,779,556	55,517.74	9,295,502,029	0.75
アメリカ	株式	EXXON MOBIL CORP	エネルギー	423,685	18,148.44	7,689,219,767	18,870.18	7,995,010,857	0.64
アメリカ	株式	JOHNSON & JOHNSON	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	239,299	32,395.40	7,752,185,675	32,495.59	7,776,163,052	0.63
アメリカ	株式	MASTERCARD INC - A	金融サービス	84,729	86,190.98	7,302,875,273	90,476.02	7,665,943,037	0.62
アメリカ	株式	WALMART INC	生活必需品流通・小売り	433,698	17,301.45	7,503,602,353	17,617.70	7,640,759,866	0.62
アメリカ	株式	PALANTIR TECHNOLOGIES INC-A	ソフトウェア・サービス	226,425	26,372.53	5,971,400,558	28,835.22	6,529,014,869	0.53
オランダ	株式	ASML HOLDING NV	半導体・半導体製造装置	38,575	166,523.72	6,423,652,576	167,150.44	6,447,828,377	0.52
アメリカ	株式	ABBVIE INC	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	173,888	35,648.71	6,198,883,232	36,140.31	6,284,366,294	0.51
アメリカ	株式	NETFLIX INC	メディア・娯楽	418,260	16,842.72	7,044,638,074	14,740.12	6,165,204,264	0.50
アメリカ	株式	BANK OF AMERICA CORP	銀行	701,199	8,399.44	5,889,681,733	8,665.60	6,076,307,249	0.49
アメリカ	株式	COSTCO WHOLESALE CORP	生活必需品流通	43,532	143,031.65	6,226,453,805	135,869.03	5,914,650,631	0.48

			通・小 売り						
アメリカ	株式	ADVANCED MICRO DEVICES	半導 体・半 導体製 造装置	160,618	34,056.50	5,470,086,403	33,755.90	5,421,805,403	0.44
アメリカ	株式	HOME DEPOT INC	一般消 費財・ サービ ス流通・小 売り	97,618	55,879.40	5,454,834,800	54,396.77	5,310,104,089	0.43
アメリカ	株式	PROCTER & GAMBLE CO/THE	家庭用 品・パ ーソナ ル用品	230,801	23,195.93	5,353,643,747	22,633.88	5,223,921,953	0.42
アメリカ	株式	ORACLE CORP	ソフト ウェア・サ ービス	170,165	31,617.29	5,380,156,493	30,588.69	5,205,124,910	0.42
アメリカ	株式	GENERAL ELECTRIC	資本財	105,626	46,725.33	4,935,409,917	48,780.96	5,152,538,187	0.41
アメリカ	株式	MICRON TECHNOLOGY INC	半導 体・半 導体製 造装置	111,016	37,023.31	4,110,179,649	46,086.57	5,116,346,344	0.41
アメリカ	株式	CISCO SYSTEMS INC	テクノ ロジー・ハ ードウ ェアお よび機 器	392,536	12,045.73	4,728,381,258	12,178.80	4,780,618,378	0.38

ロ 種類別・業種別投資比率

2025年12月30日現在

種類	業種	投資比率 (%)
株式（外国）	エネルギー	3.38
	素材	3.16
	資本財	7.57
	商業・専門サービス	1.17
	運輸	1.32
	自動車・自動車部品	2.13
	耐久消費財・アパレル	0.96
	消費者サービス	1.68
	一般消費財・サービス流通・小売り	4.71
	生活必需品流通・小売り	1.63

	食品・飲料・タバコ	2.48
	家庭用品・パーソナル用品	1.09
	ヘルスケア機器・サービス	3.11
	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	6.67
	銀行	6.89
	金融サービス	6.95
	保険	2.91
	ソフトウェア・サービス	9.40
	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	6.91
	半導体・半導体製造装置	11.19
	電気通信サービス	1.01
	公益事業	2.60
	メディア・娯楽	7.64
	不動産管理・開発	0.26
新株予約権証券	—	0.00
投資証券	—	1.55
合 計		98.38

エマージング株式インデックス・マザーファンド
イ 主要投資銘柄（上位 30 銘柄）

2025 年 12 月 30 日現在

国／ 地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
台湾	株式	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFAC	半導 体・半 導体製 造装置	1,231,000	7,168.75	8,824,733,712	7,616.80	9,376,279,569	10.89
ケイマ ン諸島	株式	TENCENT HOLDINGS LTD	メデ ィア・娯 楽	320,400	12,309.50	3,943,962,198	12,007.55	3,847,217,418	4.47
香港	投資信 託受益 証券	CHINAAMC ETF SERIES - CH-CNY	—	2,908,400	1,046.2678	3,042,965,304	1,081.1285	3,144,354,152	3.65
韓国	株式	SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD	テクノ ロジ ー・ハ ードウ ェアお よび機 器	236,725	10,994.70	2,602,720,357	13,073.30	3,094,776,942	3.59
ケイマ ン諸島	株式	ALIBABA GROUP HOLDING LTD	一般消 費財・ サービ ス流	860,000	3,049.70	2,622,737,700	2,884.63	2,480,780,940	2.88

			通・小 売り						
アメリカ	投資証 券	ISHARES MSCI SAUDI ARABIA ETF	-	391,705	5,861.61	2,296,020,534	5,697.22	2,231,628,933	2.59
韓国	株式	SK HYNIX INC	半導 体・半 導体製 造装置	27,357	57,982.00	1,586,213,574	70,016.00	1,915,427,712	2.22
アメリカ	投資証 券	ISHARES MSCI UAE ETF	-	376,970	2,908.88	1,096,562,303	3,068.58	1,156,761,094	1.34
インド	株式	HDFC BANK LIMITED	銀行	570,523	1,773.38	1,011,751,795	1,745.39	995,786,280	1.16
インド	株式	RELIANCE INDUSTRIES LIMITED	エネル ギー	305,833	2,758.80	843,732,080	2,720.26	831,944,053	0.97
中国	株式	CHINA CONSTRUCTION BANK-H	銀行	4,827,000	164.46	793,858,556	153.39	740,416,426	0.86
台湾	株式	HON HAI PRECISION INDUSTRY	テクノ ロジ ー・ハ ードウ ェアお よび機 器	631,800	1,122.61	709,262,881	1,149.99	726,561,976	0.84
ケイマ ン諸島	株式	XIAOMI CORP- CLASS B	テクノ ロジ ー・ハ ードウ ェアお よび機 器	865,400	825.73	714,588,992	776.62	672,082,967	0.78
ケイマ ン諸島	株式	PDD HOLDINGS INC	一般消 費財・ サービ ス流 通・小 売り	35,645	18,173.48	647,793,865	17,871.32	637,023,343	0.74
インド	株式	ICICI BANK LTD	銀行	265,865	2,444.29	649,850,629	2,364.21	628,560,159	0.73
台湾	株式	MEDIATEK INC	半導 体・半 導体製 造装置	77,000	6,944.73	534,744,094	7,069.19	544,327,322	0.63
アメリカ	投資証 券	ISHARES MSCI KUWAIT ETF	-	88,160	6,161.89	543,232,088	6,028.81	531,500,108	0.62
ケイマ ン諸島	株式	MEITUAN-CLASS B	消費者 サービ ス	250,860	2,063.33	517,605,709	2,097.55	526,190,389	0.61
アメリカ	投資証	ISHARES MSCI	-	174,669	2,955.85	516,295,852	2,955.07	516,159,121	0.60

カ	券	QATAR ETF							
インド	株式	INFOSYS LTD	ソフトウェア・サービス	167,563	2,745.78	460,090,463	2,894.67	485,039,924	0.56
インド	株式	BHARTI AIRTEL LTD	電気通信サービス	129,287	3,698.82	478,208,824	3,663.62	473,657,921	0.55
台湾	株式	DELTA ELECTRONICS INC	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	98,000	4,639.78	454,698,008	4,789.12	469,334,210	0.55
中国	株式	PING AN INSURANCE GROUP CO-H	保険	338,500	1,141.37	386,354,083	1,336.63	452,449,932	0.53
ケイマン諸島	株式	NU HOLDINGS LTD/CAYMAN ISLAND	銀行	169,519	2,722.58	461,528,767	2,608.29	442,154,644	0.51
南アフリカ	株式	NASPERS LTD-N SHS	一般消費財・サービス流通・小売り	39,530	10,037.16	396,769,045	10,499.13	415,030,521	0.48
中国	株式	IND & COMM BK OF CHINA-H	銀行	3,284,000	129.64	425,728,564	125.41	411,846,111	0.48
韓国	株式	SAMSUNG ELECTRONICS-PREF	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	40,435	8,205.00	331,769,175	9,824.12	397,238,292	0.46
ケイマン諸島	株式	NETEASE INC	メディア・娯楽	86,000	4,307.82	370,472,520	4,352.11	374,281,116	0.43
中国	株式	BYD CO LTD-H	自動車・自動車部品	186,200	1,962.68	365,450,085	1,954.62	363,950,802	0.42
ブラジル	株式	VALE SA	素材	179,788	1,889.36	339,684,892	2,021.68	363,472,914	0.42

ロ 種類別・業種別投資比率

2025年12月30日現在

種類	業種	投資比率 (%)

株式（外国）	エネルギー	2.92
	素材	5.57
	資本財	4.47
	商業・専門サービス	0.08
	運輸	1.32
	自動車・自動車部品	2.85
	耐久消費財・アパレル	0.82
	消費者サービス	1.73
	一般消費財・サービス流通・小売り	5.18
	生活必需品流通・小売り	0.89
	食品・飲料・タバコ	1.60
	家庭用品・パーソナル用品	0.42
	ヘルスケア機器・サービス	0.47
	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	2.19
	銀行	12.20
	金融サービス	2.20
	保険	2.61
	ソフトウェア・サービス	1.56
	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	8.83
	半導体・半導体製造装置	14.89
	電気通信サービス	1.84
	公益事業	1.81
	メディア・娯楽	6.26
	不動産管理・開発	0.69
投資信託受益証券	－	3.65
投資証券	－	5.75
合 計		92.79

外国債券パッシブ・マザーファンド

イ 主要投資銘柄（上位 30 銘柄）

2025 年 12 月 30 日現在

国／ 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
中国	国債 証券	CHINA GOVERNMENT BOND	60,600,000	2,247.87	1,362,207,305	2,251.13	1,364,184,443	1.790	2032/03/25	0.63
中国	国債 証券	CHINA GOVERNMENT BOND	58,900,000	2,253.59	1,327,363,078	2,253.34	1,327,218,295	2.040	2027/02/25	0.62
中国	国債 証券	CHINA GOVERNMENT BOND	42,200,000	2,814.13	1,187,562,726	2,837.79	1,197,549,377	3.720	2051/04/12	0.56

中国	国債証券	CHINA GOVERNMENT BOND	48,800,000	2,244.96	1,095,541,349	2,245.86	1,095,977,555	1.620	2027/08/15	0.51
中国	国債証券	CHINA GOVERNMENT BOND	48,200,000	2,241.03	1,080,175,872	2,242.70	1,080,983,702	1.460	2028/05/25	0.50
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	6,450,000	15,738.51	1,015,133,709	15,741.48	1,015,325,573	3.875	2027/05/31	0.47
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	5,750,000	16,295.55	936,993,987	16,337.19	939,388,572	4.625	2035/02/15	0.44
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	5,900,000	15,829.63	933,947,877	15,872.37	936,469,589	4.250	2035/05/15	0.44
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	5,870,000	15,459.36	907,464,469	15,496.00	909,614,946	3.875	2034/08/15	0.42
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	5,600,000	15,873.31	888,905,095	15,902.74	890,553,359	4.125	2032/11/15	0.41
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	5,500,000	16,050.37	882,770,605	16,084.35	884,639,148	4.375	2034/05/15	0.41
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	5,550,000	15,867.83	880,664,325	15,904.15	882,680,191	4.250	2034/11/15	0.41
中国	国債証券	CHINA GOVERNMENT BOND	39,500,000	2,206.84	871,701,200	2,210.10	872,989,929	1.670	2035/05/25	0.41
中国	国債証券	CHINA GOVERNMENT BOND	38,000,000	2,293.39	871,487,008	2,292.98	871,334,157	2.400	2028/07/15	0.41
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	5,700,000	14,786.94	842,855,320	14,817.46	844,595,484	2.875	2032/05/15	0.39
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	5,100,000	15,652.87	798,296,308	15,687.47	800,060,896	4.000	2034/02/15	0.37
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	5,000,000	15,569.42	778,471,116	15,600.89	780,044,544	3.875	2033/08/15	0.36
中国	国債証券	CHINA GOVERNMENT BOND	34,600,000	2,252.07	779,215,528	2,253.54	779,725,835	1.740	2029/10/15	0.36
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	4,800,000	16,210.85	778,120,734	16,241.85	779,608,680	4.500	2033/11/15	0.36
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	5,500,000	14,042.96	772,362,927	14,074.43	774,093,698	1.625	2031/05/15	0.36
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	4,900,000	15,734.44	770,987,391	15,731.93	770,864,648	4.000	2027/01/15	0.36
中国	国債証券	CHINA GOVERNMENT BOND	32,000,000	2,339.18	748,536,015	2,341.05	749,136,692	2.600	2030/09/15	0.35
中国	国債証券	CHINA GOVERNMENT BOND	31,500,000	2,293.54	722,466,136	2,294.15	722,656,194	2.640	2028/01/15	0.34
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	5,200,000	13,651.56	709,881,240	13,685.85	711,664,145	1.250	2031/08/15	0.33

アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	4,700,000	15,090.82	709,268,464	15,124.48	710,850,503	3.375	2033/05/15	0.33
中国	国債証券	CHINA GOVERNMENT BOND	29,500,000	2,407.65	710,255,284	2,405.05	709,490,583	3.020	2031/05/27	0.33
中国	国債証券	CHINA GOVERNMENT BOND	29,600,000	2,336.52	691,608,677	2,337.70	691,959,251	2.620	2030/06/25	0.32
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	4,300,000	15,944.23	685,601,759	15,958.94	686,234,574	4.125	2029/11/30	0.32
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	4,300,000	15,756.82	677,543,459	15,755.57	677,489,602	4.125	2027/01/31	0.32
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	4,900,000	13,690.08	670,813,727	13,723.74	672,463,087	0.875	2030/11/15	0.31

ロ 種類別投資比率

2025年12月30日現在

種類	投資比率 (%)
国債証券	98.65
合 計	98.65

米ドル建て新興国債インデックス・マザーファンド

イ 主要投資銘柄（上位 30 銘柄）

2025年12月30日現在

国／ 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
ポーランド	国債証券	REPUBLIC OF POLAND	2,100,000	15,737.41	330,485,635	16,081.22	337,705,556	5.125	2034/09/18	2.50
ハンガリー	国債証券	HUNGARY	2,100,000	15,291.92	321,130,235	15,685.43	329,394,098	5.500	2036/03/26	2.44
ハンガリー	国債証券	HUNGARY	1,700,000	16,399.82	278,796,881	16,714.97	284,154,521	6.250	2032/09/22	2.10
ドミニカ共和国	国債証券	DOMINICAN REPUBLIC	1,700,000	15,579.29	264,847,855	16,064.62	273,098,567	6.000	2033/02/22	2.02
トルコ	国債証券	REPUBLIC OF TURKEY	1,400,000	17,870.07	250,181,001	18,532.95	259,461,251	9.375	2033/01/19	1.92
トルコ	国債証券	REPUBLIC OF TURKEY	1,400,000	17,130.80	239,831,132	17,266.53	241,731,458	9.875	2028/01/15	1.79
ポーランド	国債証券	REPUBLIC OF POLAND	1,600,000	14,619.73	233,915,669	15,049.17	240,786,775	5.500	2054/03/18	1.78
オマーン	国債証券	OMAN GOV INTERNTL BOND	1,400,000	16,733.45	234,268,242	16,773.99	234,835,929	6.250	2031/01/25	1.74
コロンビア	国債証券	REPUBLIC OF COLOMBIA	1,400,000	15,929.20	223,008,760	16,477.94	230,691,160	7.500	2034/02/02	1.71
サウジアラビ	国債証券	SAUDI INTERNATIONAL	1,400,000	15,766.53	220,731,439	16,086.54	225,211,560	5.000	2034/01/16	1.67

ア		BOND								
ブラジル	国債証券	FED REPUBLIC OF BRAZIL	1,400,000	15,480.18	216,722,563	15,898.67	222,581,352	6.000	2033/10/20	1.65
サウジアラビア	国債証券	SAUDI INTERNATIONAL BOND	1,600,000	13,210.85	211,373,534	13,510.03	216,160,513	2.250	2033/02/02	1.60
南アフリカ	国債証券	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	1,300,000	14,042.34	182,550,369	15,847.47	206,017,147	7.300	2052/04/20	1.53
サウジアラビア	国債証券	SAUDI INTERNATIONAL BOND	1,300,000	15,054.34	195,706,418	15,501.94	201,525,284	5.750	2054/01/16	1.49
トルコ	国債証券	REPUBLIC OF TURKEY	1,100,000	17,429.36	191,722,906	17,957.59	197,533,474	9.125	2030/07/13	1.46
アラブ首長国連邦	国債証券	ABU DHABI GOVT INT'L	1,200,000	15,824.95	189,899,452	16,015.31	192,183,662	5.500	2054/04/30	1.42
トルコ	国債証券	REPUBLIC OF TURKIYE	1,100,000	15,882.86	174,711,409	16,571.09	182,282,025	7.125	2032/07/17	1.35
アラブ首長国連邦	国債証券	ABU DHABI GOVT INT'L	1,300,000	13,752.86	178,787,136	13,921.78	180,983,203	1.875	2031/09/15	1.34
ポーランド	国債証券	REPUBLIC OF POLAND	1,100,000	16,111.69	177,228,581	16,293.04	179,223,469	5.375	2035/02/12	1.33
ポーランド	国債証券	REPUBLIC OF POLAND	1,100,000	15,813.81	173,951,937	15,993.39	175,927,254	4.625	2029/03/18	1.30
ドミニカ共和国	国債証券	DOMINICAN REPUBLIC	1,000,000	16,034.88	160,348,752	16,813.76	168,137,612	6.950	2037/03/15	1.24
メキシコ	国債証券	UNITED MEXICAN STATES	1,200,000	13,521.77	162,261,288	13,980.81	167,769,696	2.659	2031/05/24	1.24
ルクセンブルグ	社債券	EAGLE FUNDING LUXCO SARL	1,000,000	15,922.15	159,221,520	15,947.67	159,476,712	5.500	2030/08/17	1.18
トルコ	国債証券	REPUBLIC OF TURKEY	900,000	17,494.19	157,447,695	17,616.60	158,549,407	9.375	2029/03/14	1.17
メキシコ	国債証券	UNITED MEXICAN STATES	1,000,000	14,690.49	146,904,944	15,061.07	150,610,720	4.875	2033/05/19	1.11
パナマ	国債証券	REPUBLIC OF PANAMA	900,000	15,454.04	139,086,338	16,534.30	148,808,714	6.400	2035/02/14	1.10
ナイジェリア	国債証券	REPUBLIC OF NIGERIA	800,000	16,856.70	134,853,582	18,595.10	148,760,807	10.375	2034/12/09	1.10
コロンビア	国債証券	REPUBLIC OF COLOMBIA	800,000	16,495.63	131,965,050	16,986.76	135,894,080	8.000	2033/04/20	1.01
南アフリカ	国債証券	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	800,000	15,584.61	124,676,869	16,821.12	134,568,956	7.100	2036/11/19	1.00
メキシコ	国債証券	UNITED MEXICAN STATES	900,000	14,292.68	128,634,079	14,931.91	134,387,190	6.338	2053/05/04	0.99

ロ 種類別投資比率

2025 年 12 月 30 日現在

種類	投資比率 (%)
国債証券	93.91
社債券	1.18
合 計	95.09

J リート・インデックス・マザーファンド

イ 主要投資銘柄（上位 30 銘柄）

2025 年 12 月 30 日現在

国／ 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
日本	投資証券	日本ビルファンド投資法人	15,452	143,929.77	2,224,002,816	142,900.00	2,208,090,800	6.98
日本	投資証券	ジャパンリアルエステイト投資法人	13,378	129,409.83	1,731,244,748	130,900.00	1,751,180,200	5.54
日本	投資証券	日本都市ファンド投資法人	13,522	114,486.66	1,548,088,595	124,100.00	1,678,080,200	5.31
日本	投資証券	野村不動産マスターファンド投資法人	8,298	164,336.45	1,363,663,870	173,100.00	1,436,383,800	4.54
日本	投資証券	KDX不動産投資法人	7,592	169,004.93	1,283,085,405	175,900.00	1,335,432,800	4.22
日本	投資証券	GLP投資法人	8,571	139,052.58	1,191,819,672	148,900.00	1,276,221,900	4.04
日本	投資証券	日本プロロジスリート投資法人	13,414	85,042.70	1,140,762,751	92,900.00	1,246,160,600	3.94
日本	投資証券	大和ハウスリート投資法人	8,199	131,002.19	1,074,086,927	143,200.00	1,174,096,800	3.71
日本	投資証券	オリックス不動産投資法人	10,373	100,629.76	1,043,832,548	106,300.00	1,102,649,900	3.49
日本	投資証券	ユナイテッド・アーバン投資法人	6,004	178,516.74	1,071,814,535	183,000.00	1,098,732,000	3.47
日本	投資証券	インヴィンシブル投資法人	14,381	68,821.16	989,717,108	64,400.00	926,136,400	2.93
日本	投資証券	アドバンス・レジデンス投資法人	5,365	164,524.78	882,675,464	171,400.00	919,561,000	2.91
日本	投資証券	ジャパン・ホテル・リート投資法人	9,591	84,785.19	813,174,721	81,800.00	784,543,800	2.48
日本	投資証券	日本プライムリアルティ投資法人	7,215	104,165.45	751,553,757	105,700.00	762,625,500	2.41
日本	投資証券	産業ファンド投	4,772	131,450.57	627,282,140	154,200.00	735,842,400	2.33

	券	資法人						
日本	投資証券	三井不動産ロジスティクスパーク投資法人	5,755	108,124.30	622,255,334	122,100.00	702,685,500	2.22
日本	投資証券	積水ハウス・リート投資法人	7,681	81,138.28	623,223,166	90,000.00	691,290,000	2.19
日本	投資証券	三井不動産アコモデーションファンド投資法人	4,499	125,038.78	562,549,458	134,400.00	604,665,600	1.91
日本	投資証券	アクティブ・プロパティーズ投資法人	4,024	135,609.38	545,692,146	140,800.00	566,579,200	1.79
日本	投資証券	日本ロジスティクスファンド投資法人	5,171	96,525.79	499,134,859	104,100.00	538,301,100	1.70
日本	投資証券	ラサールロジポート投資法人	3,385	146,560.84	496,108,442	158,600.00	536,861,000	1.70
日本	投資証券	森ヒルズリート投資法人	3,018	142,717.60	430,721,706	149,000.00	449,682,000	1.42
日本	投資証券	コンフォリア・レジデンシャル投資法人	1,324	313,840.73	415,525,123	333,500.00	441,554,000	1.40
日本	投資証券	イオンリート投資法人	3,165	131,659.70	416,702,959	137,300.00	434,554,500	1.37
日本	投資証券	大和証券リビング投資法人	3,780	107,133.93	404,966,268	114,100.00	431,298,000	1.36
日本	投資証券	フロンティア不動産投資法人	4,583	87,784.52	402,316,456	93,000.00	426,219,000	1.35
日本	投資証券	ヒューリックリート投資法人	2,303	168,192.31	387,346,897	176,500.00	406,479,500	1.29
日本	投資証券	森トラストリート投資法人	5,026	75,992.44	381,938,016	78,100.00	392,530,600	1.24
日本	投資証券	大和証券オフィス投資法人	1,044	363,046.35	379,020,392	374,500.00	390,978,000	1.24
日本	投資証券	N T T 都市開発リート投資法人	2,624	135,813.97	356,375,865	140,400.00	368,409,600	1.17

ロ 種類別投資比率

		2025 年 12 月 30 日現在
種類	投資比率 (%)	
投資証券	96.79	
合 計	96.79	

外国リート・インデックス・マザーファンド

イ 主要投資銘柄（上位 30 銘柄）

2025 年 12 月 30 日現在								
国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価	評価額 (円)	投資 比率

						(円)		(%)
アメリカ	投資証券	WELLTOWER INC	156,596	25,948.30	4,063,400,107	29,690.04	4,649,341,253	8.46
アメリカ	投資証券	PROLOGIS INC	211,753	17,666.42	3,740,917,045	20,114.83	4,259,375,342	7.75
アメリカ	投資証券	EQUINIX INC	22,443	123,127.82	2,763,357,747	119,768.40	2,687,962,201	4.89
アメリカ	投資証券	SIMON PROPERTY GROUP INC	74,529	27,708.08	2,065,055,465	29,373.79	2,189,198,986	3.98
アメリカ	投資証券	REALTY INCOME CORP	209,402	9,222.44	1,931,196,953	8,894.17	1,862,457,740	3.39
アメリカ	投資証券	DIGITAL REALTY TRUST INC	73,966	26,089.35	1,929,725,186	24,368.56	1,802,445,204	3.28
オーストラリア	投資証券	GOODMAN GROUP	467,788	3,540.41	1,656,159,846	3,282.96	1,535,730,415	2.79
アメリカ	投資証券	PUBLIC STORAGE	35,947	45,962.62	1,652,218,438	40,599.14	1,459,417,256	2.66
アメリカ	投資証券	VENTAS INC	107,801	10,725.05	1,156,170,907	12,470.00	1,344,278,901	2.45
アメリカ	投資証券	VICI PROPERTIES INC	243,298	5,208.53	1,267,225,500	4,430.65	1,077,967,797	1.96
アメリカ	投資証券	EXTRA SPACE STORAGE INC	48,315	22,345.30	1,079,613,374	20,468.65	988,943,037	1.80
アメリカ	投資証券	AVALONBAY COMMUNITIES INC	32,157	30,284.32	973,852,946	28,791.38	925,844,535	1.68
アメリカ	投資証券	IRON MOUNTAIN INC	67,286	14,670.85	987,142,733	12,936.55	870,448,891	1.58
アメリカ	投資証券	EQUITY RESIDENTIAL	78,581	10,199.56	801,491,676	9,907.12	778,511,145	1.42
アメリカ	投資証券	ESSEX PROPERTY TRUST INC	14,661	41,723.89	611,713,904	41,173.71	603,647,826	1.10
アメリカ	投資証券	MID-AMERICA APARTMENT COMM	26,727	22,352.36	597,411,414	21,790.02	582,381,885	1.06
アメリカ	投資証券	INVITATION HOMES INC	130,902	4,867.74	637,197,449	4,342.97	568,504,034	1.03
オーストラリア	投資証券	SCENTRE GROUP	1,189,632	417.07	496,156,226	439.20	522,481,377	0.95
アメリカ	投資証券	SUN COMMUNITIES INC	26,155	19,889.38	520,206,796	19,541.82	511,116,281	0.93
アメリカ	投資証券	WP CAREY INC	49,958	10,373.42	518,235,245	10,141.96	506,671,877	0.92
アメリカ	投資証券	KIMCO REALTY CORP	157,525	3,458.93	544,867,501	3,192.26	502,860,504	0.91
アメリカ	投資証券	OMEGA HEALTHCARE INVESTORS	68,822	6,632.63	456,470,974	6,982.58	480,554,845	0.87
イギリス	投資証券	SEGRO PLC	314,780	1,370.66	431,455,559	1,509.19	475,061,990	0.86
フランス	投資証券	UNIBAIL-	27,343	16,818.58	459,870,480	17,080.02	467,018,926	0.85

	券	RODAMCO- WESTFIELD						
アメリカ	投資証券	GAMING AND LEISURE PROPERTIES	64,795	7,511.29	486,693,918	6,996.67	453,348,999	0.82
アメリカ	投資証券	EQUITY LIFESTYLE PROPERTIES	45,225	9,467.53	428,169,185	9,537.64	431,339,551	0.78
アメリカ	投資証券	HOST HOTELS & RESORTS INC	144,054	2,649.10	381,613,381	2,879.14	414,751,403	0.75
アメリカ	投資証券	REGENCY CENTERS CORP	37,483	11,327.69	424,595,908	10,926.32	409,551,342	0.75
アメリカ	投資証券	CAMDEN PROPERTY TRUST	23,761	17,133.93	407,119,225	17,220.03	409,165,237	0.74
香港	投資証券	LINK REIT	583,600	848.15	494,983,184	700.12	408,590,849	0.74

ロ 種類別投資比率

		2025年12月30日現在
種類	投資比率 (%)	
投資証券	99.13	
合 計	99.13	

ゴールド・インデックス・マザーファンド

イ 主要投資銘柄

2025年12月30日現在								
国／ 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
アメリカ	投資信託受益証券	SPDR GOLD MINISHARES TRUST	1,537,910	10,334.0952	15,892,908,282	13,432.8480	20,658,511,267	89.70
アメリカ	投資信託受益証券	ISHARES GOLD TRUST	158,840	9,647.2272	1,532,365,568	12,776.8616	2,029,476,696	8.81

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

ロ 種類別投資比率

		2025年12月30日現在
種類	投資比率 (%)	
投資信託受益証券	98.52	
合 計	98.52	

②投資不動産物件

国内株式インデックス・マザーファンド（B号）

該当事項はありません。

225 マザーファンド

該当事項はありません。

外国株式インデックス・マザーファンド

該当事項はありません。

エマージング株式インデックス・マザーファンド

該当事項はありません。

外国債券パッシブ・マザーファンド

該当事項はありません。

米ドル建て新興国債インデックス・マザーファンド

該当事項はありません。

J リート・インデックス・マザーファンド

該当事項はありません。

外国リート・インデックス・マザーファンド

該当事項はありません。

ゴールド・インデックス・マザーファンド

該当事項はありません。

③その他投資資産の主要なもの

国内株式インデックス・マザーファンド（B号）

2025年12月30日現在

種類	国／地域	取引所等	名称	買建／売建	数量	通貨	簿価 (円)	時価 (円)	投資 比率 (%)
株価指数 先物取引	日本	大阪取引 所	TOPIX 先物 0803 月 2026年 3月	買建	96	日本・円	3,264,782,600	3,276,960,000	0.67

（注）主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

225 マザーファンド

2025年12月30日現在

種類	国／地域	取引所等	名称	買建／売建	数量	通貨	簿価 (円)	時価 (円)	投資 比率 (%)
株価指数 先物取引	日本	大阪取引 所	NK225 先物 0803 月 2026年 3月	買建	40	日本・円	1,993,884,000	2,016,000,000	0.56

(注) 主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

外国株式インデックス・マザーファンド

2025 年 12 月 30 日現在

種類	国／ 地域	取引 所 等	名称	買建 ／ 売建	数量	通貨	帳簿価額	簿価 (円)	評価額	時価 (円)	投資 比率 (%)
株価 指数 先物 取引	イギ リス	I C E－ E U	F T S E 1 0 0 I D X F U T M A R 2 6 2 0 2 6 年 3 月	買建	37	イギリ ス・ポ ンド	3,611,314.00	763,540,119	3,657,820.00	773,372,882	0.06
	ドイ ツ	E U R E X	E U R O S T O X X 5 0 M A R 2 6 2 0 2 6 年 3 月	買建	259	ユーロ	14,964,048.00	2,758,322,967	14,967,610.00	2,758,979,551	0.22
	アメ リカ	シカ ゴ商 品取 引所	S & P 5 0 0 E M I N I F U T M A R 2 6 2 0 2 6 年 3 月	買建	297	アメリ カ・ド ル	102,412,326.00	16,033,673,758	103,281,750.00	16,169,790,780	1.30
	オー スト ラリ ア	シド ニー 先物 取引 所	S P I 2 0 0 F U T U R E S M A R 2 6 2 0 2 6 年 3 月	買建	22	オー スト ラリ ア・ド ル	4,757,124.00	498,641,737	4,794,350.00	502,543,767	0.04

(注) 主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

2025 年 12 月 30 日現在

種類	資産の名称	買建／ 売建	数量	簿価 (円)	時価 (円)	投資 比率 (%)
為替予約 取引	アメリカ・ドル	買建	8,406,000.00	1,313,980,772	1,314,971,757	0.11
	スウェーデン・クローナ	買建	4,192,000.00	71,431,680	71,483,241	0.01
	ユーロ	買建	374,000.00	68,886,237	68,907,330	0.01
	イギリス・ポンド	買建	320,000.00	67,547,968	67,593,184	0.01

(注) 日本における対顧客先物相場の仲値で評価しております。

エマージング株式インデックス・マザーファンド

2025 年 12 月 30 日現在

種類	国／	取引	名称	買建／	数量	通貨	帳簿価額	簿価	評価額	時価	投資

	地域	所等		売建				(円)		(円)	比率 (%)
株価 指数 先物 取引	アメ リカ	I C E－ U S	M S C I E M G M K T M A R 2 6 2 0 2 6 年 3 月	買建	544	アメリ カ・ド ル	37,520,699.00	5,874,240,635	38,392,800.00	6,010,776,768	6.98

(注) 主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

2025 年 12 月 30 日現在

種類	資産の名称	買建／ 売建	数量	簿価 (円)	時価 (円)	投資 比率 (%)
為替予約 取引	アメリカ・ドル	売建	1,399,112.30	218,700,000	218,842,849	△0.25

(注) 日本における対顧客先物相場の仲値で評価しております。

外国債券パッシブ・マザーファンド

2025 年 12 月 30 日現在

種類	資産の名称	買建／ 売建	数量	簿価 (円)	時価 (円)	投資 比率 (%)
為替予約 取引	アメリカ・ドル	売建	7,948,150.88	1,242,978,855	1,243,357,060	△0.58
	ユーロ	売建	4,068,526.73	749,218,721	749,602,451	△0.35
	イギリス・ポンド	売建	1,030,701.67	217,619,534	217,739,747	△0.10

(注) 日本における対顧客先物相場の仲値で評価しております。

米ドル建て新興国債インデックス・マザーファンド

2025 年 12 月 30 日現在

種類	資産の名称	買建／ 売建	数量	簿価 (円)	時価 (円)	投資 比率 (%)
為替予約 取引	アメリカ・ドル	買建	400,000.00	62,546,000	62,580,640	0.46

(注) 日本における対顧客先物相場の仲値で評価しております。

J リート・インデックス・マザーファンド

2025 年 12 月 30 日現在

種類	国／ 地域	取引所 等	名称	買建／ 売建	数量	通貨	簿価 (円)	時価 (円)	投資 比率 (%)
リート指 数先物取 引	日本	大阪取引 所	T R E I T 先 物 0 8 0 3 月 2 0 2 6 年 3 月	買建	20	日本・円	38,428,000	39,890,000	0.13

(注) 主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

外国リート・インデックス・マザーファンド

2025 年 12 月 30 日現在

種類	資産の名称	買建／ 売建	数量	簿価 (円)	時価 (円)	投資 比率 (%)
為替予約 取引	アメリカ・ドル	買建	122,177.45	19,100,000	19,112,646	0.03
	オーストラリア・ドル	買建	72,610.54	7,600,000	7,605,133	0.01

(注) 日本における対顧客先物相場の仲値で評価しております。

ゴールド・インデックス・マザーファンド
該当事項はありません。

《参考情報》

基準日:2025年12月30日

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
 ※委託会社ホームページにおいてもファンドの運用状況は適宜開示しています。

基準価額・純資産の推移

■TOPIXインデックス



※基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。

分配の推移

決算期	分配金
2025年12月	0円
2024年12月	0円
2023年11月	0円
2022年11月	0円
2021年11月	0円
設定来累計	0円

※分配金は1万口当たり、税引前です。

■225インデックス



※基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。

決算期	分配金
2025年12月	0円
2024年12月	0円
2023年11月	0円
2022年11月	0円
2021年11月	0円
設定来累計	0円

※分配金は1万口当たり、税引前です。

■先進国株インデックス



※基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。

決算期	分配金
2025年12月	0円
2024年12月	0円
2023年11月	0円
2022年11月	0円
2021年11月	0円
設定来累計	0円

※分配金は1万口当たり、税引前です。

■新興国株インデックス

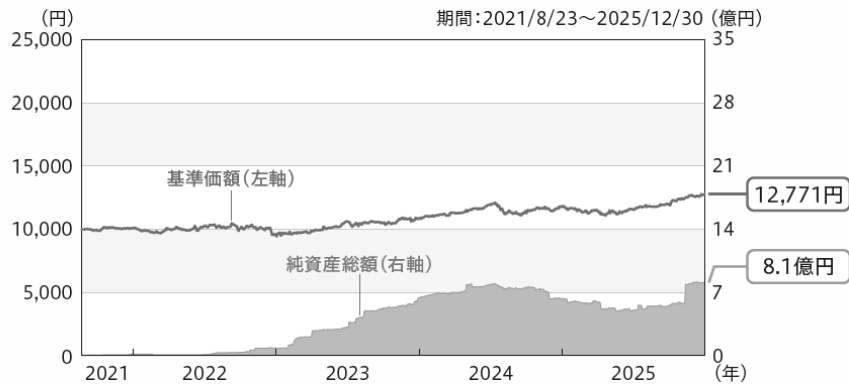


※基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。

決算期	分配金
2025年12月	0円
2024年12月	0円
2023年11月	0円
2022年11月	0円
2021年11月	0円
設定来累計	0円

※分配金は1万口当たり、税引前です。

■先進国債インデックス

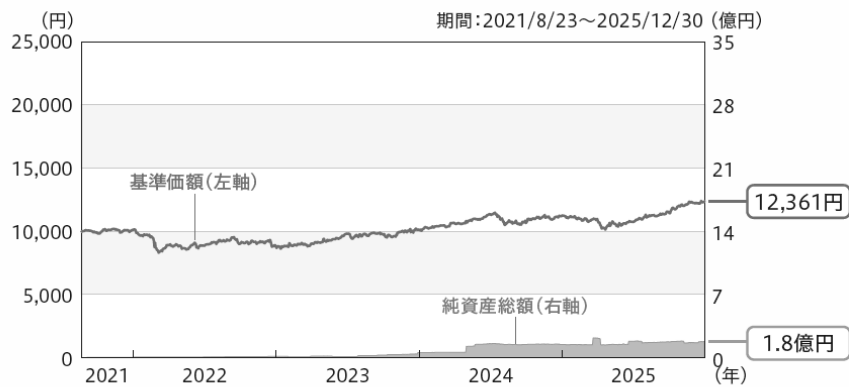


※基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。

決算期	分配金
2025年12月	0円
2024年12月	0円
2023年11月	0円
2022年11月	0円
2021年11月	0円
設定来累計	0円

※分配金は1万口当たり、税引前です。

■新興国債インデックス

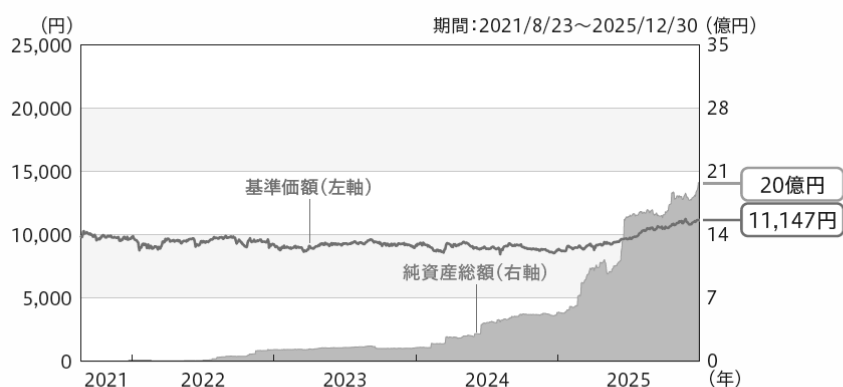


※基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。

決算期	分配金
2025年12月	0円
2024年12月	0円
2023年11月	0円
2022年11月	0円
2021年11月	0円
設定来累計	0円

※分配金は1万口当たり、税引前です。

■Jリートインデックス



※基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。

決算期	分配金
2025年12月	0円
2024年12月	0円
2023年11月	0円
2022年11月	0円
2021年11月	0円
設定来累計	0円

※分配金は1万口当たり、税引前です。

■Gリートインデックス

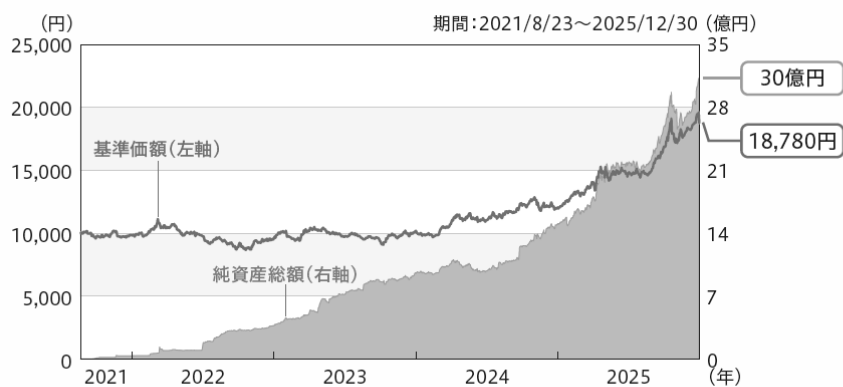


※基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。

決算期	分配金
2025年12月	0円
2024年12月	0円
2023年11月	0円
2022年11月	0円
2021年11月	0円
設定来累計	0円

※分配金は1万口当たり、税引前です。

■ゴールドインデックスヘッジ有



※基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。

決算期	分配金
2025年12月	0円
2024年12月	0円
2023年11月	0円
2022年11月	0円
2021年11月	0円
設定来累計	0円

※分配金は1万口当たり、税引前です。

主要な資産の状況

■TOPIXインデックス

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	100.03
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		△0.03
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	比率 (%)
日本	親投資信託 受益証券	国内株式インデックス・マザーファンド(B号)	100.03

■国内株式インデックス・マザーファンド(B号)

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率 (%)
株式	日本	99.21
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		0.79
合計(純資産総額)		100.00

※株価指数先物取引の買建て0.67%

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	業種	比率 (%)
日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	3.67
日本	株式	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	3.19
日本	株式	ソニーグループ	電気機器	2.86
日本	株式	日立製作所	電気機器	2.59
日本	株式	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	2.24
日本	株式	ソフトバンクグループ	情報・通信業	1.74
日本	株式	みずほフィナンシャルグループ	銀行業	1.64
日本	株式	三菱商事	卸売業	1.55
日本	株式	三菱重工業	機械	1.50
日本	株式	東京エレクトロン	電気機器	1.50

■225インデックス

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	100.03
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		△0.03
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	比率 (%)
日本	親投資信託 受益証券	225マザーファンド	100.03

■225マザーファンド

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率 (%)
株式	日本	99.44
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		0.56
合計(純資産総額)		100.00

※株価指数先物取引の買建て0.56%

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	業種	比率 (%)
日本	株式	アドバンテスト	電気機器	10.37
日本	株式	ファーストリテイリング	小売業	9.02
日本	株式	ソフトバンクグループ	情報・通信業	6.97
日本	株式	東京エレクトロン	電気機器	6.80
日本	株式	TDK	電気機器	2.19
日本	株式	KDDI	情報・通信業	2.15
日本	株式	ファナック	電気機器	2.01
日本	株式	リクルートホールディングス	サービス業	1.75
日本	株式	中外製薬	医薬品	1.63
日本	株式	信越化学工業	化学	1.61

※比率は、ファンド、マザーファンドのそれぞれの純資産総額に対する時価の比率です。

※「主要投資銘柄(上位10銘柄)」は組入有効証券が10銘柄に満たない場合はすべてを記載しています。

■先進国株インデックス

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	100.04
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		△0.04
合計(純資産総額)		100.00

■外国株式インデックス・マザーファンド

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率 (%)
株式	アメリカ	71.38
	イギリス	3.67
	カナダ	3.61
	スイス	2.73
	ドイツ	2.46
	フランス	2.43
	その他	10.56
投資証券	アメリカ・その他	1.55
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		1.62
合計(純資産総額)		100.00

※株価指数先物取引の買建て1.63%

■新興国株インデックス

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	100.04
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		△0.04
合計(純資産総額)		100.00

■エマージング株式インデックス・マザーファンド

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率 (%)
株式	台湾	18.76
	ケイマン諸島	15.28
	インド	14.24
	韓国	12.45
	中国	6.32
	その他	16.35
投資証券	アメリカ・その他	5.75
投資信託受益証券	香港	3.65
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		7.21
合計(純資産総額)		100.00

※株価指数先物取引の買建て6.98%

※比率は、ファンド、マザーファンドのそれぞれの純資産総額に対する時価の比率です。

※「主要投資銘柄(上位10銘柄)」は組入有価証券が10銘柄に満たない場合はすべてを記載しています。

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	比率 (%)
日本	親投資信託 受益証券	外国株式インデックス・マザーファンド	100.04

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	業種	比率 (%)
アメリカ	株式	NVIDIA CORP	半導体・半導体製造装置	5.71
アメリカ	株式	APPLE INC	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	5.07
アメリカ	株式	MICROSOFT CORP	ソフトウェア・サービス	4.29
アメリカ	株式	AMAZON.COM INC	一般消費財・サービス流通・小売り	2.78
アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL A	メディア・娯楽	2.28
アメリカ	株式	BROADCOM INC	半導体・半導体製造装置	1.96
アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL C	メディア・娯楽	1.92
アメリカ	株式	META PLATFORMS INC-CLASS A	メディア・娯楽	1.79
アメリカ	株式	TESLA INC	自動車・自動車部品	1.62
アメリカ	株式	JPMORGAN CHASE & CO	銀行	1.11

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	比率 (%)
日本	親投資信託 受益証券	エマージング株式インデックス・マザーファンド	100.04

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	業種	比率 (%)
台湾	株式	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFAC	半導体・半導体製造装置	10.89
ケイマン諸島	株式	TENCENT HOLDINGS LTD	メディア・娯楽	4.47
香港	投資信託 受益証券	CHINAAMC ETF SERIES - CH-CNY	—	3.65
韓国	株式	SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	3.59
ケイマン諸島	株式	ALIBABA GROUP HOLDING LTD	一般消費財・サービス流通・小売り	2.88
アメリカ	投資証券	ISHARES MSCI SAUDI ARABIA ETF	—	2.59
韓国	株式	SK HYNIX INC	半導体・半導体製造装置	2.22
アメリカ	投資証券	ISHARES MSCI UAE ETF	—	1.34
インド	株式	HDFC BANK LIMITED	銀行	1.16
インド	株式	RELIANCE INDUSTRIES LIMITED	エネルギー	0.97

■先進国債インデックス

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
親投資信託受益証券	日本	100.02
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		△0.02
合計(純資産総額)		100.00

■外国債券パッシブ・マザーファンド

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
国債証券	アメリカ	44.99
	中国	11.75
	フランス	7.11
	イタリア	6.74
	イギリス	5.76
	ドイツ	5.65
	スペイン	4.27
	その他	12.38
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		1.35
合計(純資産総額)		100.00

■新興国債インデックス

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
親投資信託受益証券	日本	99.87
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		0.13
合計(純資産総額)		100.00

■米ドル建て新興国債インデックス・マザーファンド

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
国債証券	トルコ	10.86
	メキシコ	8.90
	サウジアラビア	8.76
	ポーランド	7.87
	ブラジル	7.09
	ハンガリー	6.71
	その他	43.72
社債券	ルクセンブルグ	1.18
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		4.91
合計(純資産総額)		100.00

※比率は、ファンド、マザーファンドのそれぞれの純資産総額に対する時価の比率です。

※「主要投資銘柄(上位10銘柄)」は組入有価証券が10銘柄に満たない場合はすべてを記載しています。

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
日本	親投資信託受益証券	外国債券パッシブ・マザーファンド	100.02

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	利率(%)	償還期限	比率(%)
中国	国債証券	CHINA GOVERNMENT BOND	1.790	2032/03/25	0.63
中国	国債証券	CHINA GOVERNMENT BOND	2.040	2027/02/25	0.62
中国	国債証券	CHINA GOVERNMENT BOND	3.720	2051/04/12	0.56
中国	国債証券	CHINA GOVERNMENT BOND	1.620	2027/08/15	0.51
中国	国債証券	CHINA GOVERNMENT BOND	1.460	2028/05/25	0.50
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	3.875	2027/05/31	0.47
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	4.625	2035/02/15	0.44
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	4.250	2035/05/15	0.44
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	3.875	2034/08/15	0.42
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	4.125	2032/11/15	0.41

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
日本	親投資信託受益証券	米ドル建て新興国債インデックス・マザーファンド	99.87

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	利率(%)	償還期限	比率(%)
ポーランド	国債証券	REPUBLIC OF POLAND	5.125	2034/09/18	2.50
ハンガリー	国債証券	HUNGARY	5.500	2036/03/26	2.44
ハンガリー	国債証券	HUNGARY	6.250	2032/09/22	2.10
ドミニカ共和国	国債証券	DOMINICAN REPUBLIC	6.000	2033/02/22	2.02
トルコ	国債証券	REPUBLIC OF TURKEY	9.375	2033/01/19	1.92
トルコ	国債証券	REPUBLIC OF TURKEY	9.875	2028/01/15	1.79
ポーランド	国債証券	REPUBLIC OF POLAND	5.500	2054/03/18	1.78
オマーン	国債証券	OMAN GOV INTERNTL BOND	6.250	2031/01/25	1.74
コロンビア	国債証券	REPUBLIC OF COLOMBIA	7.500	2034/02/02	1.71
サウジアラビア	国債証券	SAUDI INTERNATIONAL BOND	5.000	2034/01/16	1.67

■Jリートインデックス

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
親投資信託受益証券	日本	100.03
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		△0.03
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
日本	親投資信託受益証券	Jリート・インデックス・マザーファンド	100.03

■Jリート・インデックス・マザーファンド

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
投資証券	日本	96.79
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		3.21
合計(純資産総額)		100.00

※リート指数先物取引の買建て0.13%

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
日本	投資証券	日本ビルファンド投資法人	6.98
日本	投資証券	ジャパンリアルエステイト投資法人	5.54
日本	投資証券	日本都市ファンド投資法人	5.31
日本	投資証券	野村不動産マスターファンド投資法人	4.54
日本	投資証券	KDX不動産投資法人	4.22
日本	投資証券	GLP投資法人	4.04
日本	投資証券	日本プロロジスリート投資法人	3.94
日本	投資証券	大和ハウスリート投資法人	3.71
日本	投資証券	オリックス不動産投資法人	3.49
日本	投資証券	ユナイテッド・アーバン投資法人	3.47

■Gリートインデックス

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
親投資信託受益証券	日本	100.04
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		△0.04
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
日本	親投資信託受益証券	外国リート・インデックス・マザーファンド	100.04

■外国リート・インデックス・マザーファンド

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
投資証券	アメリカ	76.75
	オーストラリア	7.83
	イギリス	4.15
	シンガポール	3.48
	フランス	2.25
	カナダ	1.25
	ベルギー	1.15
	その他	2.27
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		0.87
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
アメリカ	投資証券	WELLTOWER INC	8.46
アメリカ	投資証券	PROLOGIS INC	7.75
アメリカ	投資証券	EQUINIX INC	4.89
アメリカ	投資証券	SIMON PROPERTY GROUP INC	3.98
アメリカ	投資証券	REALTY INCOME CORP	3.39
アメリカ	投資証券	DIGITAL REALTY TRUST INC	3.28
オーストラリア	投資証券	GOODMAN GROUP	2.79
アメリカ	投資証券	PUBLIC STORAGE	2.66
アメリカ	投資証券	VENTAS INC	2.45
アメリカ	投資証券	VICI PROPERTIES INC	1.96

※比率は、ファンド、マザーファンドのそれぞれの純資産総額に対する時価の比率です。

※「主要投資銘柄(上位10銘柄)」は組入有効証券が10銘柄に満たない場合はすべてを記載しています。

■ゴールドインデックスヘッジ有 資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
親投資信託受益証券	日本	100.57
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		0.57
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
日本	親投資信託 受益証券	ゴールド・インデックス・マザーファンド	100.57

■ゴールド・インデックス・マザーファンド 資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
投資信託受益証券	アメリカ	98.52
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		1.48
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位10銘柄)

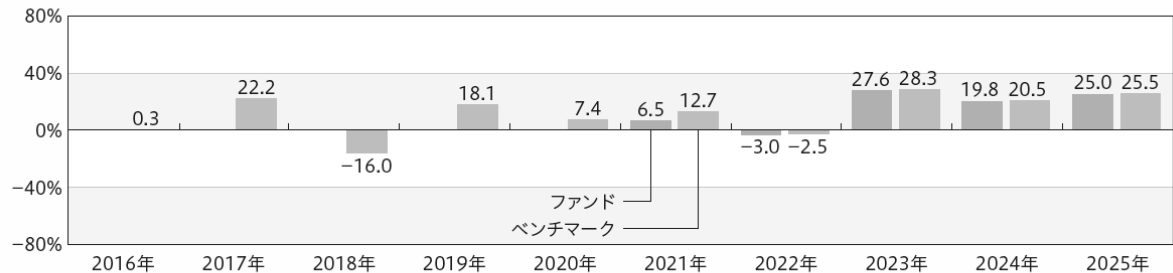
国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
アメリカ	投資信託 受益証券	SPDR Gold Minishares Trust	89.70
アメリカ	投資信託 受益証券	ISHARES GOLD TRUST	8.81

※比率は、ファンド、マザーファンドのそれぞれの純資産総額に対する時価の比率です。

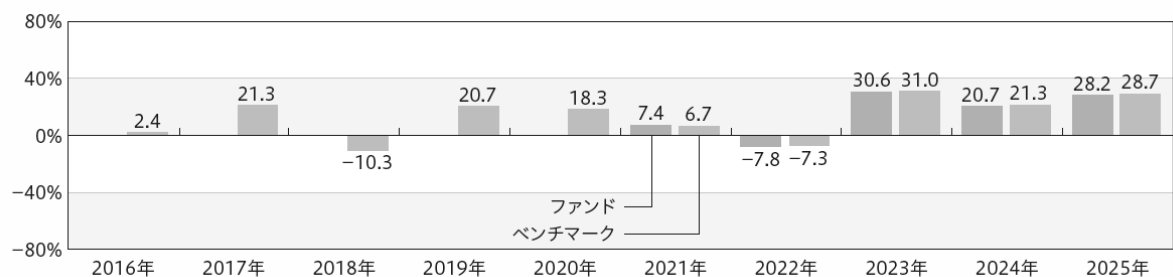
※「主要投資銘柄(上位10銘柄)」は組入有効証券が10銘柄に満たない場合はすべてを記載しています。

年間収益率の推移(暦年ベース)

■TOPIXインデックス(ベンチマーク:TOPIX(東証株価指数、配当込み))



■225インデックス(ベンチマーク:日経平均トータルリターン・インデックス)



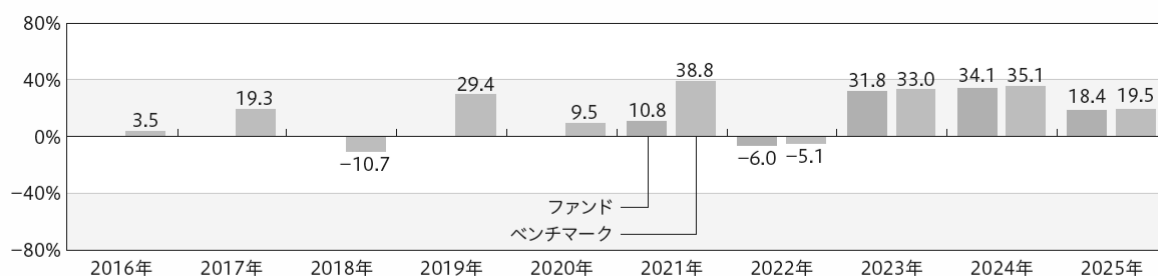
※ファンドの収益率は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算しています。分配実績がない場合は、基準価額の騰落率です。

※ファンドが設定された年のファンドの収益率は、設定日から年末までの騰落率です。

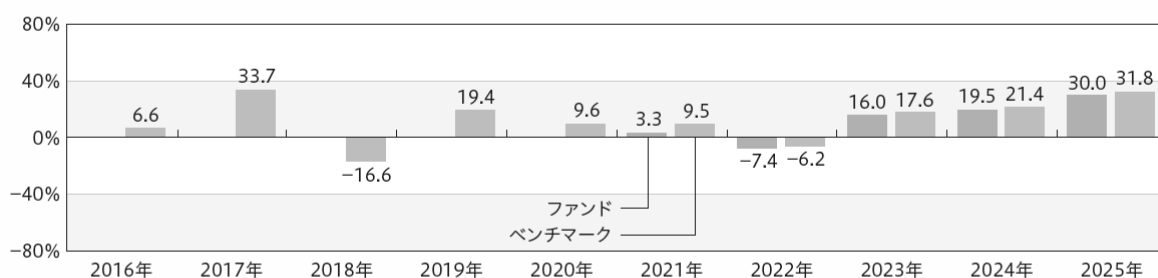
※2025年の収益率は、年初から基準日までの騰落率です。

※ベンチマークの情報は参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。

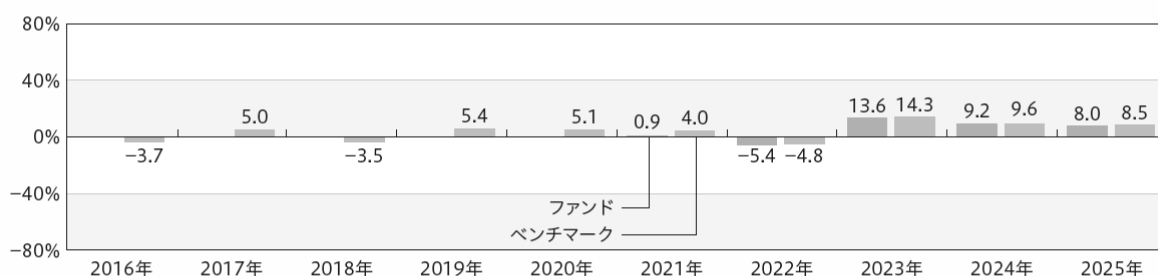
■先進国株インデックス (ベンチマーク:MSCIコクサイ・インデックス (配当込み、円換算ベース))



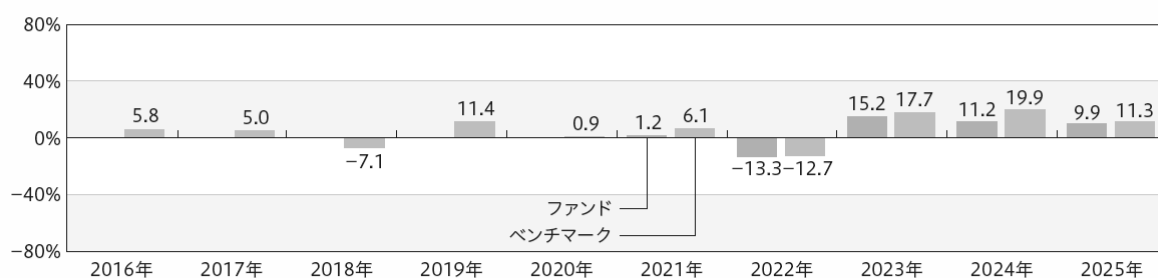
■新興国株インデックス (ベンチマーク:MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円換算ベース))



■先進国債インデックス (ベンチマーク:FTSE世界国債インデックス (除く日本、円換算ベース))



■新興国債インデックス (ベンチマーク:JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・プラス (円換算ベース))



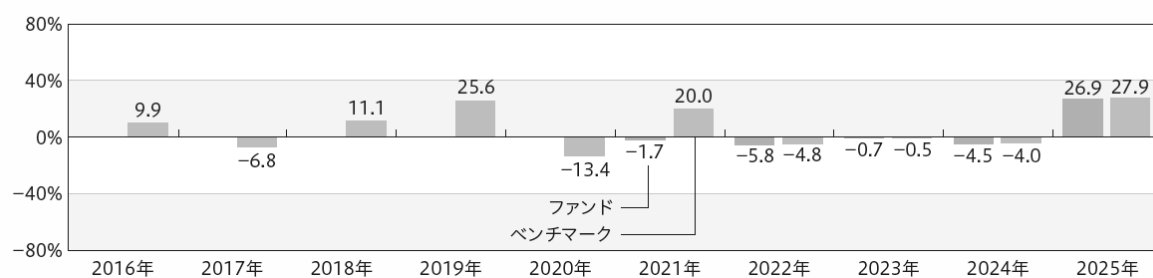
※ファンドの収益率は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算しています。分配実績がない場合は、基準価額の騰落率です。

※ファンドが設定された年のファンドの収益率は、設定日から年末までの騰落率です。

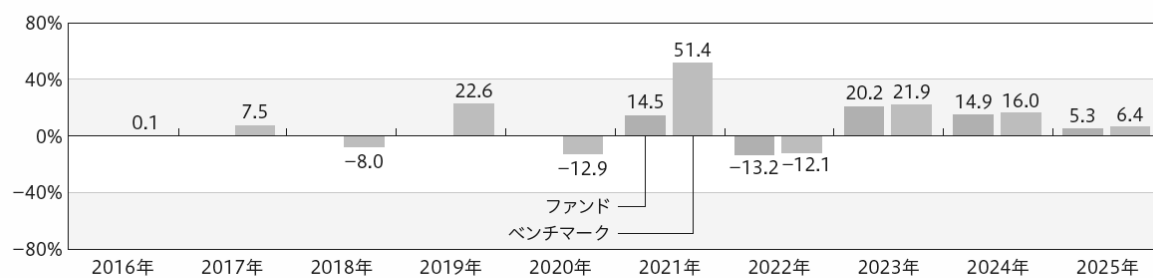
※2025年の収益率は、年初から基準日までの騰落率です。

※ベンチマークの情報は参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。

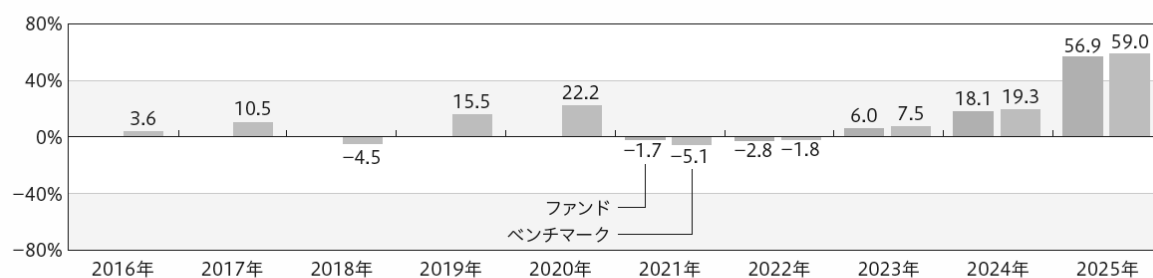
■リートインデックス (ベンチマーク:東証REIT指数 (配当込み))



■リートインデックス (ベンチマーク:S&P先進国REIT指数 (除く日本、配当込み、円換算ベース))



■ゴールドインデックスヘッジ有 (ベンチマーク:LBMA金価格 (円ヘッジ換算ベース))



※ファンドの収益率は、分配金 (税引前) を分配時に再投資したものと仮定して計算しています。分配実績がない場合は、基準価額の騰落率です。

※ファンドが設定された年のファンドの収益率は、設定日から年末までの騰落率です。

※2025年の収益率は、年初から基準日までの騰落率です。

※ベンチマークの情報は参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

イ 申込方法

(イ) ファンドの取得申込者は、お申込みを取り扱う販売会社取引口座を開設の上、当ファンドの取得申込みを行っていただきます。

当ファンドには、「分配金受取りコース」と「分配金自動再投資コース」の2つの申込方法がありますが、販売会社によってはいずれか一方のみの取扱いとなる場合があります。販売会社によっては、「スイッチング」（ある投資信託の換金による手取額をもって、他の投資信託を買い付けること）による当ファンドの取得申込みを取り扱う場合があります。お申込みの販売会社にお問い合わせください。

(ロ) 原則として午後3時30分までに、取得申込みが行われ販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、お申込みの販売会社にご確認ください。

また、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受け付けを中止させていただく場合、既に受け付けた取得申込みを取り消させていただく場合があります。

(ハ) 当ファンドの取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。

販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。

ファンドのお買付けに関しましては、クーリング・オフ制度の適用はありません。

(ニ) 申込不可日

上記にかかわらず、各ファンドにつき、取得申込日が以下の申込不可日に当たる場合には、ファンドの取得申込みはできません（また、該当日には、解約請求のお申込みもできません。）。

ファンド名	申込不可日
先進国株インデックス	・ニューヨークの取引所の休業日 ・ロンドンの取引所の休業日
新興国株インデックス	・ニューヨークの取引所の休業日 ・ロンドンの取引所の休業日 ・香港の取引所の休業日
先進国債インデックス	・ニューヨークの銀行の休業日 ・ロンドンの銀行の休業日
新興国債インデックス	・ニューヨークの取引所の休業日 ・ロンドンの取引所の休業日 ・ニューヨークの銀行の休業日 ・ロンドンの銀行の休業日
Gリートインデックス	・ニューヨークの取引所の休業日 ・オーストラリアの取引所の休業日 ・ニューヨークの銀行の休業日
ゴールドインデックスヘッジ有	・ニューヨークの取引所の休業日 ・ニューヨークの銀行の休業日

※「TOPIXインデックス」、「225インデックス」、「Jリートインデックス」は、申込不可日はありません。

ロ 申込価額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額となります。

ただし、累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は、各計算期末の基準価額となります。

ハ 申込手数料

ありません。

ニ 申込単位

お申込単位の詳細は、お申込みの販売会社にお問い合わせください。

ホ 照会先

手続き等のご不明な点についての委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	コールセンター※	ホームページ
三井住友DSアセットマネジメント株式会社	0120-88-2976	https://www.smd-am.co.jp

※お問い合わせは、午前9時～午後5時（土、日、祝・休日を除く）までとさせていただきます。

ヘ 申込取扱場所・払込取扱場所

販売会社において申込み・払込みを取り扱います。

ト 払込期日

取得申込者は、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数）を、販売会社の指定の期日までに、指定の方法でお支払いください。

各取得申込みにかかる発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

2 【換金（解約） 手続等】

受益者は、自己に帰属する受益権につき、解約請求（一部解約の実行請求）により換金することができます。お買付けの販売会社にお申し出ください。

ただし、以下の申込不可日に当たる場合には、解約請求の受付は行いません。

ファンド名	申込不可日
先進国株インデックス	・ニューヨークの取引所の休業日 ・ロンドンの取引所の休業日
新興国株インデックス	・ニューヨークの取引所の休業日 ・ロンドンの取引所の休業日 ・香港の取引所の休業日
先進国債インデックス	・ニューヨークの銀行の休業日 ・ロンドンの銀行の休業日
新興国債インデックス	・ニューヨークの取引所の休業日 ・ロンドンの取引所の休業日 ・ニューヨークの銀行の休業日 ・ロンドンの銀行の休業日
Gリートインデックス	・ニューヨークの取引所の休業日 ・オーストラリアの取引所の休業日 ・ニューヨークの銀行の休業日
ゴールドインデックスヘッジ有	・ニューヨークの取引所の休業日 ・ニューヨークの銀行の休業日

※「TOPIXインデックス」、「225インデックス」、「Jリートインデックス」は、申込不可日はありません。

解約請求のお申込みに関しては、原則として午後3時30分までに、解約請求のお申込みが行われ販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の解約請求受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、お申込みの販売会社にご確認ください。

また、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金申込みに制限を設ける場合があります。

解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるファンドの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該解約請求にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

一部解約金は、解約請求受付日から起算して6営業日目からお支払いします。

一部解約価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額となります。

解約単位の詳細および一部解約価額につきましては、お申込みの販売会社にお問い合わせください。

委託会社は、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを中止すること、および既に受け付けた一部解約の実行請求を取り消すことがあります。この場合、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、上記に準じた取扱いとなります。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

イ 基準価額の算出方法

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入れ有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます（基準価額は、便宜上1万口単位で表示される場合があります。）。

投資対象とする親投資信託受益証券は、当該親投資信託受益証券の基準価額で評価します。

なお、外貨建資産の円換算については、原則として日本における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算するものとします。また、予約為替の評価は、原則として日本における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

＜主要投資対象の評価方法＞

「各マザーファンド（ゴールド・インデックス・マザーファンドを除く）」

主要投資対象	有価証券等の評価方法
株式、投資証券、債券等	(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 原則として、金融商品取引所、外国金融商品市場の最終相場で評価します。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 原則として、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価します。
市場デリバティブ取引	原則として、金融商品取引所、外国金融商品市場の発表する清算値段または最終相場で評価します。

※国内で取引される資産については原則として基準価額計算日の値、外国で取引される資産については原則として基準価額計算日に知りうる直近の日の値で評価します。

「ゴールド・インデックス・マザーファンド」

主要投資対象	有価証券等の評価方法

投資信託証券	原則として、基準価額計算日に知りうる直近の純資産価格（基準価額）で評価します。また、上場されている場合は、その主たる取引所における最終相場で評価します。

※国内で取引される資産については原則として基準価額計算日の値、外国で取引される資産については原則として基準価額計算日に知りうる直近の日の値で評価します。

ロ 基準価額の算出頻度・照会方法

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出されます。

基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせいただけるほか、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊紙面に、以下の通り掲載されます。

ファンド名	掲載名
TOPIXインデックス	SMDTPイ
225インデックス	SMD225イ
先進国株インデックス	SMD先株イ
新興国株インデックス	SMD興株イ
先進国債インデックス	SMD先債イ
新興国債インデックス	SMD興債イ
Jリートインデックス	SMDJリイ
Gリートインデックス	SMDGリイ
ゴールドインデックスヘッジ有	SMD金イH

委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	コールセンター※	ホームページ
三井住友DSアセットマネジメント株式会社	0120-88-2976	https://www.smd-am.co.jp

※お問い合わせは、午前9時～午後5時（土、日、祝・休日を除く）までとさせていただきます。

(2) 【保管】

ファンドの受益権は社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まるため、原則として受益証券は発行されません。したがって、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

2021年8月23日から下記「(5) その他 イ 信託の終了」に記載された各事由が生じた場合における信託終了の日までとなります。

(4) 【計算期間】

毎年12月1日から翌年11月30日までとすることを原則としますが、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始するものとします。なお、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

(5) 【その他】

イ 信託の終了

(イ) 信託契約の解約

- a. 委託会社は、当ファンドの信託契約を解約することが受益者にとって有利であると認めるとき、各ファンドの残存口数が 30 億口を下回ることとなったとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- b. 委託会社は、上記 a の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、当ファンドの知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- c. 書面決議において、受益者（委託会社等を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d. 書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行います。
- e. 上記 b～d までの取扱い、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、当ファンドのすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記 b～d までの取扱いを行うことが困難な場合も同様とします。

(ロ) 信託契約に関する監督官庁の命令

委託会社は、監督官庁より当ファンドの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い信託契約を解約し、信託を終了させます。

(ハ) 委託会社の登録取消等に伴う取扱い

委託会社が、監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が当ファンドに関する委託会社の業務を他の委託会社に引継ぐことを命じたときは、当ファンドは、その委託会社と受託会社との間において存続します。

(ニ) 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

- a. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。また、受託会社がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたこと、その他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申し立てることができます。
- b. 上記により受託会社が辞任し、または解任された場合は、委託会社は新受託会社を選任します。
- c. 委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。

ロ 収益分配金、償還金の支払い

(イ) 収益分配金

- a. 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
- b. 分配金は、原則として、税金を差し引いた後、毎計算期間終了日後 1 ヶ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して 5 営業日目まで）から、販売会社において、決算日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払われます。ただし、分配金自動再投資コースにかかる収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、累積投資契約に基づいて、毎計算期間終了日の翌営業日に無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(ロ) 償還金

償還金は、信託終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日から起算して5営業日目まで）から、販売会社において、原則として、償還日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払われます。

ハ 信託約款の変更等

- (イ) 委託会社は、当ファンドの信託約款を変更することが受益者の利益のため必要と認めるとき、監督官庁より変更の命令を受けたとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、当ファンドの信託約款を変更すること、または当ファンドと他のファンドとの併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨および内容を監督官庁に届け出ます。
- (ロ) 委託会社は、上記（イ）の事項（変更についてはその内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、合わせて「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、当ファンドの知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- (ハ) 上記（ロ）の書面決議において、受益者（委託会社等を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- (ニ) 書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います（書面決議は、当ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。）。
- (ホ) 上記（ロ）から（ニ）までの取扱い、委託会社が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、当ファンドのすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- (ヘ) 上記にかかわらず、当ファンドと他のファンドとの併合の場合は、当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合にあつても、相手方となる他のファンドにおいて当該併合の書面決議が否決された場合は、併合を行うことはできません。

ニ 反対受益者の受益権買取請求の不適用

当ファンドは、受益者が一部解約の実行の請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な信託約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

ホ 販売会社との契約の更改等

委託会社と販売会社との間で締結される販売契約（名称の如何を問わず、ファンドの募集・販売の取扱い、受益者からの一部解約実行請求の受付け、受益者への収益分配金、一部解約金および償還金の支払事務等を規定するもの）は、期間満了の3ヵ月前に当事者のいずれから、何らの意思表示もない場合は、自動的に1年間更新されます。販売契約の内容は、必要に応じて、委託会社と販売会社との合意により変更されることがあります。

ヘ 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社の事業の全部または一部の譲渡、もしくは分割承継により、当ファンドに関する事業が譲渡・承継されることがあります。

ト 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.smd-am.co.jp>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

チ 運用報告書（運用状況に係る情報）

委託会社は毎決算時および償還時に、投資信託及び投資法人に関する法律の規定に従い、期中の運用経過のほか、信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書（全体版）および運用報告書（全体版）の記載事項のうち重要なものを記載した交付運用報告書を作成します。

交付運用報告書は、受益者に対し、原則として販売会社を通じて、書面交付または電磁的方法のいずれかの方法で提供されます。

運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページ（<https://www.smd-am.co.jp>）に掲載されますが、受益者から請求があった場合には書面交付されます。

4 【受益者の権利等】

委託会社の指図に基づく行為によりファンドに生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。当ファンドの受益権は、信託の日時を異にすることにより差異が生ずることはありません。

受益者の有する主な権利は次の通りです。

イ 分配金請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日目まで）から、販売会社において、決算日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払われます。

ただし、分配金自動再投資コースをお申込みの場合の収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、累積投資契約に基づき、毎計算期間終了日の翌営業日に無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

収益分配金は、受益者が、その支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、受益者はその権利を失い、当該金銭は、委託会社に帰属します。

ロ 償還金請求権

受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。

償還金は、信託終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日から起算して5営業日目まで）から、販売会社において、原則として、償還日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払われます。

償還金は、受益者がその支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、受益者はその権利を失い、当該金銭は、委託会社に帰属します。

ハ 一部解約実行請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。詳細は、前記「第2 管理及び運営 2 換金（解約）手続等」の記載をご参照ください。

ニ 書面決議における議決権

委託会社が、当ファンドの解約（監督官庁の命令による解約等の場合を除きます。）または、重大な信

託約款の変更等を行おうとする場合において、受益者は、それぞれの書面決議手続きにおいて、受益権の口数に応じて議決権を有しこれを行使することができます。

ホ 帳簿閲覧・謄写請求権

受益者は委託会社に対し、当該受益者にかかる信託財産に関する書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）ならびに同規則第 2 条の 2 の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドは、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 5 期（2024 年 12 月 3 日から 2025 年 12 月 1 日まで）の財務諸表について、PwC Japan 有限責任監査法人により監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2026年2月12日

三井住友 DS アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan 有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 和田 渉

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三井住友DS・TOPIXインデックス・ファンドの2024年12月3日から2025年12月1日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友DS・TOPIXインデックス・ファンドの2025年12月1日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友 DS アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

1 【財務諸表】

【三井住友DS・TOPIXインデックス・ファンド】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第4期 (2024年12月2日現在)	第5期 (2025年12月1日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	12	37
コール・ローン	2,302	4,957
親投資信託受益証券	1,249,391,461	1,696,348,078
未収入金	-	1,225,960
流動資産合計	1,249,393,775	1,697,579,032
資産合計	1,249,393,775	1,697,579,032
負債の部		
流動負債		
未払解約金	-	1,225,948
未払受託者報酬	108,847	175,763
未払委託者報酬	1,796,734	2,900,792
その他未払費用	16,241	26,283
流動負債合計	1,921,822	4,328,786
負債合計	1,921,822	4,328,786
純資産の部		
元本等		
元本	810,597,994	876,566,448
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	436,873,959	816,683,798
(分配準備積立金)	79,656,486	367,847,996
元本等合計	1,247,471,953	1,693,250,246
純資産合計	1,247,471,953	1,693,250,246
負債純資産合計	1,249,393,775	1,697,579,032

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第4期 自 2023年12月1日 至 2024年12月2日	第5期 自 2024年12月3日 至 2025年12月1日
営業収益		
受取利息	259	2,055
有価証券売買等損益	80,920,955	359,273,547
営業収益合計	80,921,214	359,275,602
営業費用		
支払利息	5	-
受託者報酬	165,100	346,017
委託者報酬	2,725,563	5,710,549
その他費用	24,595	51,735
営業費用合計	2,915,263	6,108,301
営業利益又は営業損失（△）	78,005,951	353,167,301
経常利益又は経常損失（△）	78,005,951	353,167,301
当期純利益又は当期純損失（△）	78,005,951	353,167,301
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	17,754,678	32,062,048
期首剰余金又は期首欠損金（△）	69,198,548	436,873,959
剰余金増加額又は欠損金減少額	378,170,309	318,591,290
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	378,170,309	318,591,290
剰余金減少額又は欠損金増加額	70,746,171	259,886,704
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	70,746,171	259,886,704
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（△）	436,873,959	816,683,798

(3)【注記表】

(重要な会計方針の注記)

項 目	第5期
	自 2024 年 12 月 3 日 至 2025 年 12 月 1 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	計算期間の取扱い 当計算期間は前期末および当期末が休日のため、2024 年 12 月 3 日から 2025 年 12 月 1 日までとなっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項 目	第4期	第5期
	(2024 年 12 月 2 日現在)	(2025 年 12 月 1 日現在)
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	810,597,994 口	876,566,448 口
2. 1 単位当たり純資産の額	1 口当たり純資産額 1.5390 円 (1 万口当たりの純資産額 15,390 円)	1 口当たり純資産額 1.9317 円 (1 万口当たりの純資産額 19,317 円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項 目	第4期	第5期
	自 2023 年 12 月 1 日 至 2024 年 12 月 2 日	自 2024 年 12 月 3 日 至 2025 年 12 月 1 日
分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益 (18,894,487 円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益 (41,356,786 円)、	計算期間末における費用控除後の配当等収益 (36,404,465 円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益 (284,700,788 円)、

	収益調整金（357,217,473 円）、および分配準備積立金（19,405,213 円）より、分配対象収益は 436,873,959 円（1 万口当たり 5,389.53 円）ですが、分配を行っておりません。	収益調整金（448,835,802 円）、および分配準備積立金（46,742,743 円）より、分配対象収益は 816,683,798 円（1 万口当たり 9,316.85 円）ですが、分配を行っておりません。

（金融商品に関する注記）

I. 金融商品の状況に関する事項

項 目	第 5 期 自 2024 年 12 月 3 日 至 2025 年 12 月 1 日	
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。	
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、親投資信託受益証券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。	
3. 金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場	

	合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。

Ⅱ．金融商品の時価等に関する事項

項 目	第 5 期 (2025 年 12 月 1 日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

第 4 期（自 2023 年 12 月 1 日 至 2024 年 12 月 2 日）

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	64,407,309 円
合計	64,407,309 円

第 5 期（自 2024 年 12 月 3 日 至 2025 年 12 月 1 日）

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	328,626,081 円
合計	328,626,081 円

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第 5 期 自 2024 年 12 月 3 日

至 2025 年 12 月 1 日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

(その他の注記)

項 目	第 4 期 (2024 年 12 月 2 日現在)	第 5 期 (2025 年 12 月 1 日現在)
期首元本額	214, 939, 118 円	810, 597, 994 円
期中追加設定元本額	769, 971, 404 円	540, 983, 117 円
期中一部解約元本額	174, 312, 528 円	475, 014, 663 円

(4) 【附属明細表】

①有価証券明細表

(a) 株式

該当事項はありません。

(b) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託 受益証券	国内株式インデックス・マザーファン ド (B 号)	274, 979, 426	1, 696, 348, 078	
	親投資信託受益証券 小計		1, 696, 348, 078	
合 計			1, 696, 348, 078	

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2026年2月12日

三井住友 DS アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan 有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 和田 渉

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三井住友DS・日経225インデックス・ファンドの2024年12月3日から2025年12月1日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友DS・日経225インデックス・ファンドの2025年12月1日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友 DS アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

【三井住友ＤＳ・日経２２５インデックス・ファンド】

(１)【貸借対照表】

(単位：円)

	第４期 (2024年12月2日現在)	第５期 (2025年12月1日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	13	16,436
コール・ローン	2,379	2,207,591
親投資信託受益証券	827,005,173	1,842,153,699
未収入金	-	4,454,320
流動資産合計	827,007,565	1,848,832,046
資産合計	827,007,565	1,848,832,046
負債の部		
流動負債		
未払解約金	-	6,670,466
未払受託者報酬	90,783	176,011
未払委託者報酬	1,498,811	2,904,831
その他未払費用	13,530	26,334
流動負債合計	1,603,124	9,777,642
負債合計	1,603,124	9,777,642
純資産の部		
元本等		
元本	548,434,458	939,451,979
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	276,969,983	899,602,425
（分配準備積立金）	108,387,073	447,886,880
元本等合計	825,404,441	1,839,054,404
純資産合計	825,404,441	1,839,054,404
負債純資産合計	827,007,565	1,848,832,046

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第4期 自 2023年12月1日 至 2024年12月2日	第5期 自 2024年12月3日 至 2025年12月1日
営業収益		
受取利息	259	4,826
有価証券売買等損益	106,568,480	431,237,736
営業収益合計	106,568,739	431,242,562
営業費用		
支払利息	22	-
受託者報酬	165,755	284,584
委託者報酬	2,736,571	4,696,884
その他費用	24,687	42,527
営業費用合計	2,927,035	5,023,995
営業利益又は営業損失（△）	103,641,704	426,218,567
経常利益又は経常損失（△）	103,641,704	426,218,567
当期純利益又は当期純損失（△）	103,641,704	426,218,567
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	35,279,361	51,853,729
期首剰余金又は期首欠損金（△）	116,633,312	276,969,983
剰余金増加額又は欠損金減少額	179,254,610	417,618,915
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	179,254,610	417,618,915
剰余金減少額又は欠損金増加額	87,280,282	169,351,311
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	87,280,282	169,351,311
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（△）	276,969,983	899,602,425

(3)【注記表】

(重要な会計方針の注記)

項 目	第5期
	自 2024 年 12 月 3 日 至 2025 年 12 月 1 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	計算期間の取扱い 当計算期間は前期末および当期末が休日のため、2024 年 12 月 3 日から 2025 年 12 月 1 日までとなっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項 目	第4期	第5期
	(2024 年 12 月 2 日現在)	(2025 年 12 月 1 日現在)
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	548,434,458 口	939,451,979 口
2. 1 単位当たり純資産の額	1 口当たり純資産額 1.5050 円 (1 万口当たりの純資産額 15,050 円)	1 口当たり純資産額 1.9576 円 (1 万口当たりの純資産額 19,576 円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項 目	第4期	第5期
	自 2023 年 12 月 1 日 至 2024 年 12 月 2 日	自 2024 年 12 月 3 日 至 2025 年 12 月 1 日
分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益 (13,975,984 円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益 (54,386,359 円)、	計算期間末における費用控除後の配当等収益 (24,669,550 円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益 (349,695,288 円)、

	収益調整金（168,582,910 円）、および分配準備積立金（40,024,730 円）より、分配対象収益は 276,969,983 円（1 万口当たり 5,050.19 円）ですが、分配を行っておりません。	収益調整金（451,715,545 円）、および分配準備積立金（73,522,042 円）より、分配対象収益は 899,602,425 円（1 万口当たり 9,575.82 円）ですが、分配を行っておりません。

（金融商品に関する注記）

I. 金融商品の状況に関する事項

項 目	第 5 期 自 2024 年 12 月 3 日 至 2025 年 12 月 1 日	
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。	
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、親投資信託受益証券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。	
3. 金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場	

	合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。

Ⅱ．金融商品の時価等に関する事項

項 目	第 5 期 (2025 年 12 月 1 日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

第 4 期（自 2023 年 12 月 1 日 至 2024 年 12 月 2 日）

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	73,407,407 円
合計	73,407,407 円

第 5 期（自 2024 年 12 月 3 日 至 2025 年 12 月 1 日）

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	387,924,836 円
合計	387,924,836 円

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第 5 期 自 2024 年 12 月 3 日

至 2025 年 12 月 1 日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

(その他の注記)

項 目	第 4 期 (2024 年 12 月 2 日現在)	第 5 期 (2025 年 12 月 1 日現在)
期首元本額	399, 203, 245 円	548, 434, 458 円
期中追加設定元本額	398, 847, 322 円	727, 824, 057 円
期中一部解約元本額	249, 616, 109 円	336, 806, 536 円

(4) 【附属明細表】

①有価証券明細表

(a) 株式

該当事項はありません。

(b) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託 受益証券	2 2 5 マザーファンド	264, 795, 196	1, 842, 153, 699	
	親投資信託受益証券 小計		1, 842, 153, 699	
合 計			1, 842, 153, 699	

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2026年2月12日

三井住友 DS アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan 有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 和田 渉

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三井住友DS・先進国株式インデックス・ファンドの2024年12月3日から2025年12月1日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友DS・先進国株式インデックス・ファンドの2025年12月1日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友 DS アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

【三井住友ＤＳ・先進国株式インデックス・ファンド】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第 4 期 (2024 年 12 月 2 日現在)	第 5 期 (2025 年 12 月 1 日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	19	43,681
コール・ローン	3,505	5,867,040
親投資信託受益証券	1,753,554,673	2,783,403,570
未収入金	-	21,646,200
流動資産合計	1,753,558,197	2,810,960,491
資産合計	1,753,558,197	2,810,960,491
負債の部		
流動負債		
未払解約金	2	27,546,195
未払受託者報酬	171,306	280,856
未払委託者報酬	3,512,764	5,758,309
その他未払費用	34,175	56,089
流動負債合計	3,718,247	33,641,449
負債合計	3,718,247	33,641,449
純資産の部		
元本等		
元本	987,416,902	1,299,260,991
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	762,423,048	1,478,058,051
（分配準備積立金）	387,772,100	759,683,863
元本等合計	1,749,839,950	2,777,319,042
純資産合計	1,749,839,950	2,777,319,042
負債純資産合計	1,753,558,197	2,810,960,491

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第4期 自 2023年12月1日 至 2024年12月2日	第5期 自 2024年12月3日 至 2025年12月1日
営業収益		
受取利息	522	6,019
有価証券売買等損益	339,863,179	527,962,017
営業収益合計	339,863,701	527,968,036
営業費用		
支払利息	24	-
受託者報酬	294,435	494,125
委託者報酬	6,037,961	10,131,158
その他費用	58,728	98,664
営業費用合計	6,391,148	10,723,947
営業利益又は営業損失（△）	333,472,553	517,244,089
経常利益又は経常損失（△）	333,472,553	517,244,089
当期純利益又は当期純損失（△）	333,472,553	517,244,089
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	33,394,576	57,284,815
期首剰余金又は期首欠損金（△）	213,489,089	762,423,048
剰余金増加額又は欠損金減少額	321,593,978	505,391,155
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	321,593,978	505,391,155
剰余金減少額又は欠損金増加額	72,737,996	249,715,426
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	72,737,996	249,715,426
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（△）	762,423,048	1,478,058,051

(3) 【注記表】

(重要な会計方針の注記)

項 目	第 5 期
	自 2024 年 12 月 3 日 至 2025 年 12 月 1 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	計算期間の取扱い 当計算期間は前期末および当期末が休日のため、2024 年 12 月 3 日から 2025 年 12 月 1 日までとなっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項 目	第 4 期	第 5 期
	(2024 年 12 月 2 日現在)	(2025 年 12 月 1 日現在)
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	987,416,902 口	1,299,260,991 口
2. 1 単位当たり純資産の額	1 口当たり純資産額 1.7721 円 (1 万口当たりの純資産額 17,721 円)	1 口当たり純資産額 2.1376 円 (1 万口当たりの純資産額 21,376 円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項 目	第 4 期	第 5 期
	自 2023 年 12 月 1 日 至 2024 年 12 月 2 日	自 2024 年 12 月 3 日 至 2025 年 12 月 1 日
分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益 (21,796,666 円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益 (278,281,311 円)、	計算期間末における費用控除後の配当等収益 (33,080,523 円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益 (426,878,751 円)、

	収益調整金（374,650,948 円）、および分配準備積立金（87,694,123 円）より、分配対象収益は 762,423,048 円（1 万口当たり 7,721.39 円）ですが、分配を行っておりません。	収益調整金（718,374,188 円）、および分配準備積立金（299,724,589 円）より、分配対象収益は 1,478,058,051 円（1 万口当たり 11,376.14 円）ですが、分配を行っておりません。

（金融商品に関する注記）

I. 金融商品の状況に関する事項

項 目	第 5 期 自 2024 年 12 月 3 日 至 2025 年 12 月 1 日	
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。	
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、親投資信託受益証券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。	
3. 金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場	

	合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。

Ⅱ．金融商品の時価等に関する事項

項 目	第 5 期 (2025 年 12 月 1 日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

第 4 期（自 2023 年 12 月 1 日 至 2024 年 12 月 2 日）

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	311,134,881 円
合計	311,134,881 円

第 5 期（自 2024 年 12 月 3 日 至 2025 年 12 月 1 日）

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	476,161,102 円
合計	476,161,102 円

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第 5 期 自 2024 年 12 月 3 日

至 2025 年 12 月 1 日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

(その他の注記)

項 目	第 4 期 (2024 年 12 月 2 日現在)	第 5 期 (2025 年 12 月 1 日現在)
期首元本額	612, 172, 511 円	987, 416, 902 円
期中追加設定元本額	556, 778, 812 円	639, 504, 539 円
期中一部解約元本額	181, 534, 421 円	327, 660, 450 円

(4) 【附属明細表】

①有価証券明細表

(a) 株式

該当事項はありません。

(b) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託 受益証券	外国株式インデックス・マザーファン ド	231, 718, 579	2, 783, 403, 570	
	親投資信託受益証券 小計		2, 783, 403, 570	
合 計			2, 783, 403, 570	

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2026年2月12日

三井住友 DS アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan 有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 和田 渉

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三井住友DS・新興国株式インデックス・ファンドの2024年12月3日から2025年12月1日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友DS・新興国株式インデックス・ファンドの2025年12月1日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友 DS アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

【三井住友ＤＳ・新興国株式インデックス・ファンド】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第 4 期 (2024 年 12 月 2 日現在)	第 5 期 (2025 年 12 月 1 日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	9	18
コール・ローン	1,683	2,392
親投資信託受益証券	152,340,324	316,056,114
未収入金	1,602,190	-
流動資産合計	153,944,206	316,058,524
資産合計	153,944,206	316,058,524
負債の部		
流動負債		
未払解約金	1,602,182	-
未払受託者報酬	24,286	28,278
未払委託者報酬	498,843	580,425
その他未払費用	4,774	5,577
流動負債合計	2,130,085	614,280
負債合計	2,130,085	614,280
純資産の部		
元本等		
元本	120,988,735	188,506,342
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	30,825,386	126,937,902
（分配準備積立金）	13,929,944	62,654,828
元本等合計	151,814,121	315,444,244
純資産合計	151,814,121	315,444,244
負債純資産合計	153,944,206	316,058,524

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第4期 自 2023年12月1日 至 2024年12月2日	第5期 自 2024年12月3日 至 2025年12月1日
営業収益		
受取利息	75	385
有価証券売買等損益	18,754,006	68,191,770
営業収益合計	18,754,081	68,192,155
営業費用		
受託者報酬	40,584	46,383
委託者報酬	833,723	952,529
その他費用	7,938	9,106
営業費用合計	882,245	1,008,018
営業利益又は営業損失(△)	17,871,836	67,184,137
経常利益又は経常損失(△)	17,871,836	67,184,137
当期純利益又は当期純損失(△)	17,871,836	67,184,137
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	9,737,179	14,310,909
期首剰余金又は期首欠損金(△)	12,351,424	30,825,386
剰余金増加額又は欠損金減少額	25,994,625	64,377,695
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	25,994,625	64,377,695
剰余金減少額又は欠損金増加額	15,655,320	21,138,407
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	15,655,320	21,138,407
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金(△)	30,825,386	126,937,902

(3) 【注記表】

(重要な会計方針の注記)

項 目	第5期
	自 2024 年 12 月 3 日 至 2025 年 12 月 1 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	計算期間の取扱い 当計算期間は前期末および当期末が休日のため、2024 年 12 月 3 日から 2025 年 12 月 1 日までとなっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項 目	第4期	第5期
	(2024 年 12 月 2 日現在)	(2025 年 12 月 1 日現在)
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	120,988,735 口	188,506,342 口
2. 1 単位当たり純資産の額	1 口当たり純資産額 1.2548 円 (1 万口当たりの純資産額 12,548 円)	1 口当たり純資産額 1.6734 円 (1 万口当たりの純資産額 16,734 円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項 目	第4期	第5期
	自 2023 年 12 月 1 日 至 2024 年 12 月 2 日	自 2024 年 12 月 3 日 至 2025 年 12 月 1 日
分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益 (3,415,544 円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益 (4,719,113 円)、収益	計算期間末における費用控除後の配当等収益 (4,525,152 円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益 (48,348,076 円)、収

	調整金（16,895,442 円）、および分配準備積立金（5,795,287 円）より、分配対象収益は 30,825,386 円（1 万口当たり 2,547.79 円）ですが、分配を行っておりません。	益調整金（64,283,074 円）、および分配準備積立金（9,781,600 円）より、分配対象収益は 126,937,902 円（1 万口当たり 6,733.88 円）ですが、分配を行っておりません。

（金融商品に関する注記）

I. 金融商品の状況に関する事項

項 目	第 5 期 自 2024 年 12 月 3 日 至 2025 年 12 月 1 日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、親投資信託受益証券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場

	合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。

Ⅱ．金融商品の時価等に関する事項

項 目	第 5 期 (2025 年 12 月 1 日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

第 4 期（自 2023 年 12 月 1 日 至 2024 年 12 月 2 日）

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	9,024,607 円
合計	9,024,607 円

第 5 期（自 2024 年 12 月 3 日 至 2025 年 12 月 1 日）

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	54,553,182 円
合計	54,553,182 円

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第 5 期 自 2024 年 12 月 3 日

至 2025 年 12 月 1 日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

(その他の注記)

項 目	第 4 期 (2024 年 12 月 2 日現在)	第 5 期 (2025 年 12 月 1 日現在)
期首元本額	118,594,913 円	120,988,735 円
期中追加設定元本額	91,501,752 円	129,369,673 円
期中一部解約元本額	89,107,930 円	61,852,066 円

(4) 【附属明細表】

①有価証券明細表

(a)株式

該当事項はありません。

(b)株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託 受益証券	エマージング株式インデックス・マザーファンド	111,993,237	316,056,114	
	親投資信託受益証券 小計		316,056,114	
合 計			316,056,114	

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2026年2月12日

三井住友 DS アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan 有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 和田 渉

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三井住友DS・先進国債インデックス・ファンドの2024年12月3日から2025年12月1日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友DS・先進国債インデックス・ファンドの2025年12月1日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友 DS アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

【三井住友ＤＳ・先進国債インデックス・ファンド】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第 4 期 (2024 年 12 月 2 日現在)	第 5 期 (2025 年 12 月 1 日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	10	17
コール・ローン	1,758	2,225
親投資信託受益証券	629,645,320	796,791,361
流動資産合計	629,647,088	796,793,603
資産合計	629,647,088	796,793,603
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	83,170	62,375
未払委託者報酬	1,040,162	780,247
その他未払費用	18,638	13,961
流動負債合計	1,141,970	856,583
負債合計	1,141,970	856,583
純資産の部		
元本等		
元本	548,567,750	629,081,614
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	79,937,368	166,855,406
（分配準備積立金）	52,930,220	86,777,523
元本等合計	628,505,118	795,937,020
純資産合計	628,505,118	795,937,020
負債純資産合計	629,647,088	796,793,603

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第4期 自 2023年12月1日 至 2024年12月2日	第5期 自 2024年12月3日 至 2025年12月1日
営業収益		
受取利息	11	119
有価証券売買等損益	42,989,682	59,289,161
営業収益合計	42,989,693	59,289,280
営業費用		
受託者報酬	158,120	125,798
委託者報酬	1,977,493	1,573,568
その他費用	35,417	28,146
営業費用合計	2,171,030	1,727,512
営業利益又は営業損失（△）	40,818,663	57,561,768
経常利益又は経常損失（△）	40,818,663	57,561,768
当期純利益又は当期純損失（△）	40,818,663	57,561,768
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	12,524,758	2,141,926
期首剰余金又は期首欠損金（△）	43,442,418	79,937,368
剰余金増加額又は欠損金減少額	26,613,870	68,489,155
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	26,613,870	68,489,155
剰余金減少額又は欠損金増加額	18,412,825	36,990,959
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	18,412,825	36,990,959
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（△）	79,937,368	166,855,406

(3) 【注記表】

(重要な会計方針の注記)

項 目	第 5 期
	自 2024 年 12 月 3 日 至 2025 年 12 月 1 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	計算期間の取扱い 当計算期間は前期末および当期末が休日のため、2024 年 12 月 3 日から 2025 年 12 月 1 日までとなっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項 目	第 4 期	第 5 期
	(2024 年 12 月 2 日現在)	(2025 年 12 月 1 日現在)
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	548,567,750 口	629,081,614 口
2. 1 単位当たり純資産の額	1 口当たり純資産額 1.1457 円 (1 万口当たりの純資産額 11,457 円)	1 口当たり純資産額 1.2652 円 (1 万口当たりの純資産額 12,652 円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項 目	第 4 期	第 5 期
	自 2023 年 12 月 1 日 至 2024 年 12 月 2 日	自 2024 年 12 月 3 日 至 2025 年 12 月 1 日
分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益 (15,426,219 円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益 (12,867,686 円)、	計算期間末における費用控除後の配当等収益 (16,107,240 円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益 (39,312,602 円)、

	収益調整金（27,007,148 円）、および分配準備積立金（24,636,315 円）より、分配対象収益は 79,937,368 円（1 万口当たり 1,457.20 円）ですが、分配を行っておりません。	収益調整金（80,077,883 円）、および分配準備積立金（31,357,681 円）より、分配対象収益は 166,855,406 円（1 万口当たり 2,652.37 円）ですが、分配を行っておりません。

（金融商品に関する注記）

I. 金融商品の状況に関する事項

項 目	第 5 期 自 2024 年 12 月 3 日 至 2025 年 12 月 1 日	
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。	
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、親投資信託受益証券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。	
3. 金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場	

	合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。

Ⅱ．金融商品の時価等に関する事項

項 目	第 5 期 (2025 年 12 月 1 日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

第 4 期（自 2023 年 12 月 1 日 至 2024 年 12 月 2 日）

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	30,223,832 円
合計	30,223,832 円

第 5 期（自 2024 年 12 月 3 日 至 2025 年 12 月 1 日）

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	57,108,446 円
合計	57,108,446 円

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第 5 期 自 2024 年 12 月 3 日

至 2025 年 12 月 1 日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

(その他の注記)

項 目	第 4 期 (2024 年 12 月 2 日現在)	第 5 期 (2025 年 12 月 1 日現在)
期首元本額	525,007,101 円	548,567,750 円
期中追加設定元本額	224,607,694 円	331,926,678 円
期中一部解約元本額	201,047,045 円	251,412,814 円

(4) 【附属明細表】

①有価証券明細表

(a) 株式

該当事項はありません。

(b) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託 受益証券	外国債券パッシブ・マザーファンド	312,381,449	796,791,361	
	親投資信託受益証券 小計		796,791,361	
合 計			796,791,361	

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2026年2月12日

三井住友 DS アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan 有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 和田 渉

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三井住友DS・新興国債インデックス・ファンドの2024年12月3日から2025年12月1日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友DS・新興国債インデックス・ファンドの2025年12月1日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友 DS アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

【三井住友ＤＳ・新興国債インデックス・ファンド】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第 4 期 (2024 年 12 月 2 日現在)	第 5 期 (2025 年 12 月 1 日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	2,919	2,034
コール・ローン	538,480	273,253
親投資信託受益証券	146,022,755	165,585,721
未収入金	475,000	547,136
流動資産合計	147,039,154	166,408,144
資産合計	147,039,154	166,408,144
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	16,432	18,713
未払委託者報酬	337,551	384,475
その他未払費用	5,147	7,753
流動負債合計	359,130	410,941
負債合計	359,130	410,941
純資産の部		
元本等		
元本	134,003,485	135,246,913
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	12,676,539	30,750,290
（分配準備積立金）	7,238,006	21,947,623
元本等合計	146,680,024	165,997,203
純資産合計	146,680,024	165,997,203
負債純資産合計	147,039,154	166,408,144

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第4期 自 2023年12月1日 至 2024年12月2日	第5期 自 2024年12月3日 至 2025年12月1日
営業収益		
受取利息	1,160	7,865
有価証券売買等損益	6,253,653	18,473,871
営業収益合計	6,254,813	18,481,736
営業費用		
受託者報酬	23,715	35,217
委託者報酬	487,689	723,570
その他費用	5,147	7,753
営業費用合計	516,551	766,540
営業利益又は営業損失（△）	5,738,262	17,715,196
経常利益又は経常損失（△）	5,738,262	17,715,196
当期純利益又は当期純損失（△）	5,738,262	17,715,196
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	136,277	△716,065
期首剰余金又は期首欠損金（△）	30,129	12,676,539
剰余金増加額又は欠損金減少額	7,250,783	10,087,086
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	7,250,783	10,087,086
剰余金減少額又は欠損金増加額	206,358	10,444,596
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	206,358	10,444,596
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（△）	12,676,539	30,750,290

(3) 【注記表】

(重要な会計方針の注記)

項 目	第 5 期
	自 2024 年 12 月 3 日 至 2025 年 12 月 1 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	計算期間の取扱い 当計算期間は前期末および当期末が休日のため、2024 年 12 月 3 日から 2025 年 12 月 1 日までとなっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項 目	第 4 期	第 5 期
	(2024 年 12 月 2 日現在)	(2025 年 12 月 1 日現在)
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	134,003,485 口	135,246,913 口
2. 1 単位当たり純資産の額	1 口当たり純資産額 1.0946 円 (1 万口当たりの純資産額 10,946 円)	1 口当たり純資産額 1.2274 円 (1 万口当たりの純資産額 12,274 円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項 目	第 4 期	第 5 期
	自 2023 年 12 月 1 日 至 2024 年 12 月 2 日	自 2024 年 12 月 3 日 至 2025 年 12 月 1 日
分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益 (5,003,772 円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益 (598,213 円)、収益調	計算期間末における費用控除後の配当等収益 (7,499,738 円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益 (10,931,523 円)、収

	整金（10,285,789 円）、および分配準備積立金（1,636,021 円）より、分配対象収益は 17,523,795 円（1 万口当たり 1,307.71 円）ですが、分配を行っておりません。	益調整金（14,521,460 円）、および分配準備積立金（3,516,362 円）より、分配対象収益は 36,469,083 円（1 万口当たり 2,696.48 円）ですが、分配を行っておりません。

（金融商品に関する注記）

I. 金融商品の状況に関する事項

項 目	第 5 期
	自 2024 年 12 月 3 日 至 2025 年 12 月 1 日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、親投資信託受益証券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場

	合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。

Ⅱ．金融商品の時価等に関する事項

項 目	第 5 期 (2025 年 12 月 1 日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

第 4 期（自 2023 年 12 月 1 日 至 2024 年 12 月 2 日）

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	6,190,109 円
合計	6,190,109 円

第 5 期（自 2024 年 12 月 3 日 至 2025 年 12 月 1 日）

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	19,106,797 円
合計	19,106,797 円

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第 5 期 自 2024 年 12 月 3 日

至 2025 年 12 月 1 日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

(その他の注記)

項 目	第 4 期 (2024 年 12 月 2 日現在)	第 5 期 (2025 年 12 月 1 日現在)
期首元本額	34,734,364 円	134,003,485 円
期中追加設定元本額	103,305,637 円	114,014,432 円
期中一部解約元本額	4,036,516 円	112,771,004 円

(4) 【附属明細表】

①有価証券明細表

(a)株式

該当事項はありません。

(b)株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託 受益証券	米ドル建て新興国債インデックス・マ ザーファンド	129,444,748	165,585,721	
	親投資信託受益証券 小計		165,585,721	
合 計			165,585,721	

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2026年2月12日

三井住友 DS アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan 有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 和田 渉

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三井住友DS・国内リートインデックス・ファンドの2024年12月3日から2025年12月1日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友DS・国内リートインデックス・ファンドの2025年12月1日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友 DS アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

【三井住友ＤＳ・国内リートインデックス・ファンド】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第 4 期 (2024 年 12 月 2 日現在)	第 5 期 (2025 年 12 月 1 日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	10	7,005
コール・ローン	1,801	940,896
親投資信託受益証券	524,783,477	1,819,451,413
未収入金	-	168,880
流動資産合計	524,785,288	1,820,568,194
資産合計	524,785,288	1,820,568,194
負債の部		
流動負債		
未払解約金	-	1,108,879
未払受託者報酬	51,485	178,047
未払委託者報酬	850,294	2,938,483
その他未払費用	7,627	26,624
流動負債合計	909,406	4,252,033
負債合計	909,406	4,252,033
純資産の部		
元本等		
元本	598,426,471	1,651,951,122
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△74,550,589	164,365,039
（分配準備積立金）	19,407,242	245,884,014
元本等合計	523,875,882	1,816,316,161
純資産合計	523,875,882	1,816,316,161
負債純資産合計	524,785,288	1,820,568,194

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第4期 自 2023年12月1日 至 2024年12月2日	第5期 自 2024年12月3日 至 2025年12月1日
営業収益		
受取利息	178	5,637
有価証券売買等損益	△17,420,781	313,720,046
営業収益合計	△17,420,603	313,725,683
営業費用		
受託者報酬	74,161	264,050
委託者報酬	1,225,290	4,358,235
その他費用	10,931	39,447
営業費用合計	1,310,382	4,661,732
営業利益又は営業損失（△）	△18,730,985	309,063,951
経常利益又は経常損失（△）	△18,730,985	309,063,951
当期純利益又は当期純損失（△）	△18,730,985	309,063,951
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	46,448	50,970,347
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△9,889,523	△74,550,589
剰余金増加額又は欠損金減少額	5,748,737	56,202,534
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	5,748,737	56,202,534
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	51,632,370	75,380,510
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	51,632,370	75,380,510
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△74,550,589	164,365,039

(3)【注記表】

(重要な会計方針の注記)

項 目	第 5 期
	自 2024 年 12 月 3 日 至 2025 年 12 月 1 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	計算期間の取扱い 当計算期間は前期末および当期末が休日のため、2024 年 12 月 3 日から 2025 年 12 月 1 日までとなっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項 目	第 4 期 (2024 年 12 月 2 日現在)	第 5 期 (2025 年 12 月 1 日現在)
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	598,426,471 口	1,651,951,122 口
2. 「投資信託財産の計算に関する規則」第 55 条の 6 第 10 号に規定する額	元本の欠損 74,550,589 円	元本の欠損 —
3. 1 単位当たり純資産の額	1 口当たり純資産額 0.8754 円 (1 万口当たりの純資産額 8,754 円)	1 口当たり純資産額 1.0995 円 (1 万口当たりの純資産額 10,995 円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項 目	第 4 期 自 2023 年 12 月 1 日 至 2024 年 12 月 2 日	第 5 期 自 2024 年 12 月 3 日 至 2025 年 12 月 1 日

分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益 (14,471,455 円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益 (0 円)、収益調整金 (28,130,638 円)、および分配準備積立金 (4,935,787 円) より、分配対象収益は 47,537,880 円 (1 万口当たり 794.38 円) がありますが、分配を行っておりません。	計算期間末における費用控除後の配当等収益 (57,077,216 円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益 (176,838,389 円)、収益調整金 (123,637,799 円)、および分配準備積立金 (11,968,409 円) より、分配対象収益は 369,521,813 円 (1 万口当たり 2,236.88 円) がありますが、分配を行っておりません。

(金融商品に関する注記)

I. 金融商品の状況に関する事項

項 目	第 5 期 自 2024 年 12 月 3 日 至 2025 年 12 月 1 日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、親投資信託受益証券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責

	任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。

Ⅱ．金融商品の時価等に関する事項

項 目	第 5 期 (2025 年 12 月 1 日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

第 4 期（自 2023 年 12 月 1 日 至 2024 年 12 月 2 日）

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	△17,478,465 円
合計	△17,478,465 円

第 5 期（自 2024 年 12 月 3 日 至 2025 年 12 月 1 日）

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	268,616,764 円
合計	268,616,764 円

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第 5 期 自 2024 年 12 月 3 日 至 2025 年 12 月 1 日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

(その他の注記)

項 目	第 4 期 (2024 年 12 月 2 日現在)	第 5 期 (2025 年 12 月 1 日現在)
期首元本額	152,933,447 円	598,426,471 円
期中追加設定元本額	511,896,982 円	1,675,605,000 円
期中一部解約元本額	66,403,958 円	622,080,349 円

(4)【附属明細表】

①有価証券明細表

(a)株式

該当事項はありません。

(b)株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託 受益証券	J リート・インデックス・マザーファ ンド	578,264,497	1,819,451,413	
	親投資信託受益証券 小計		1,819,451,413	
合 計			1,819,451,413	

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2026年2月12日

三井住友 DS アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan 有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 和田 渉

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三井住友DS・先進国リートインデックス・ファンドの2024年12月3日から2025年12月1日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友DS・先進国リートインデックス・ファンドの2025年12月1日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友 DS アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

【三井住友ＤＳ・先進国リートインデックス・ファンド】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第 4 期 (2024 年 12 月 2 日現在)	第 5 期 (2025 年 12 月 1 日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	9	15
コール・ローン	1,610	2,081
親投資信託受益証券	598,493,048	476,659,431
流動資産合計	598,494,667	476,661,527
資産合計	598,494,667	476,661,527
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	58,389	51,075
未払委託者報酬	1,197,830	1,047,754
その他未払費用	11,595	10,127
流動負債合計	1,267,814	1,108,956
負債合計	1,267,814	1,108,956
純資産の部		
元本等		
元本	424,421,917	327,872,443
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	172,804,936	147,680,128
（分配準備積立金）	113,827,012	89,881,584
元本等合計	597,226,853	475,552,571
純資産合計	597,226,853	475,552,571
負債純資産合計	598,494,667	476,661,527

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第4期 自 2023年12月1日 至 2024年12月2日	第5期 自 2024年12月3日 至 2025年12月1日
営業収益		
受取利息	1	190
有価証券売買等損益	106,479,117	11,802,193
営業収益合計	106,479,118	11,802,383
営業費用		
受託者報酬	101,493	106,736
委託者報酬	2,082,350	2,189,846
その他費用	20,129	21,175
営業費用合計	2,203,972	2,317,757
営業利益又は営業損失（△）	104,275,146	9,484,626
経常利益又は経常損失（△）	104,275,146	9,484,626
当期純利益又は当期純損失（△）	104,275,146	9,484,626
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	2,319,042	△10,600,095
期首剰余金又は期首欠損金（△）	33,279,046	172,804,936
剰余金増加額又は欠損金減少額	40,628,962	27,784,016
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	40,628,962	27,784,016
剰余金減少額又は欠損金増加額	3,059,176	72,993,545
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	3,059,176	72,993,545
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（△）	172,804,936	147,680,128

(3)【注記表】

(重要な会計方針の注記)

項 目	第5期
	自 2024 年 12 月 3 日 至 2025 年 12 月 1 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	計算期間の取扱い 当計算期間は前期末および当期末が休日のため、2024 年 12 月 3 日から 2025 年 12 月 1 日までとなっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項 目	第4期	第5期
	(2024 年 12 月 2 日現在)	(2025 年 12 月 1 日現在)
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	424, 421, 917 口	327, 872, 443 口
2. 1 単位当たり純資産の額	1 口当たり純資産額 1.4072 円 (1 万口当たりの純資産額 14, 072 円)	1 口当たり純資産額 1.4504 円 (1 万口当たりの純資産額 14, 504 円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項 目	第4期	第5期
	自 2023 年 12 月 1 日 至 2024 年 12 月 2 日	自 2024 年 12 月 3 日 至 2025 年 12 月 1 日
分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益 (16, 235, 887 円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益 (85, 720, 217 円)、	計算期間末における費用控除後の配当等収益 (15, 485, 150 円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益 (4, 599, 571 円)、収

	収益調整金（58,977,924 円）、および分配準備積立金（11,870,908 円）より、分配対象収益は 172,804,936 円（1 万口当たり 4,071.54 円）ですが、分配を行っておりません。	益調整金（57,798,544 円）、および分配準備積立金（69,796,863 円）より、分配対象収益は 147,680,128 円（1 万口当たり 4,504.19 円）ですが、分配を行っておりません。

（金融商品に関する注記）

I. 金融商品の状況に関する事項

項 目	第 5 期 自 2024 年 12 月 3 日 至 2025 年 12 月 1 日	
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。	
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、親投資信託受益証券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。	
3. 金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場	

	合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。

Ⅱ．金融商品の時価等に関する事項

項 目	第 5 期 (2025 年 12 月 1 日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

第 4 期（自 2023 年 12 月 1 日 至 2024 年 12 月 2 日）

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	104,289,519 円
合計	104,289,519 円

第 5 期（自 2024 年 12 月 3 日 至 2025 年 12 月 1 日）

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	22,327,347 円
合計	22,327,347 円

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第 5 期 自 2024 年 12 月 3 日

至 2025 年 12 月 1 日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

(その他の注記)

項 目	第 4 期 (2024 年 12 月 2 日現在)	第 5 期 (2025 年 12 月 1 日現在)
期首元本額	310,819,273 円	424,421,917 円
期中追加設定元本額	139,444,231 円	86,897,660 円
期中一部解約元本額	25,841,587 円	183,447,134 円

(4) 【附属明細表】

①有価証券明細表

(a)株式

該当事項はありません。

(b)株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託 受益証券	外国リート・インデックス・マザーフ ァンド	121,770,752	476,659,431	
	親投資信託受益証券 小計		476,659,431	
合 計			476,659,431	

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2026年2月12日

三井住友 DS アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan 有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 和田 渉

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三井住友DS・ゴールドインデックス・ファンド（為替ヘッジあり）の2024年12月3日から2025年12月1日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友DS・ゴールドインデックス・ファンド（為替ヘッジあり）の2025年12月1日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友 DS アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

【三井住友ＤＳ・ゴールドインデックス・ファンド（為替ヘッジあり）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第４期 (2024年12月2日現在)	第５期 (2025年12月1日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	1,844	10,734
コール・ローン	340,196	1,441,775
親投資信託受益証券	1,418,815,374	2,757,320,704
派生商品評価勘定	37,263,814	1,231,815
未収入金	2,282,028	16,723,056
流動資産合計	1,458,703,256	2,776,728,084
資産合計	1,458,703,256	2,776,728,084
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	5,218	27,251,102
未払解約金	-	13,354,138
未払受託者報酬	127,533	261,831
未払委託者報酬	2,105,234	4,320,952
その他未払費用	47,199	90,004
流動負債合計	2,285,184	45,278,027
負債合計	2,285,184	45,278,027
純資産の部		
元本等		
元本	1,191,645,625	1,490,136,210
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	264,772,447	1,241,313,847
（分配準備積立金）	196,637,664	813,649,656
元本等合計	1,456,418,072	2,731,450,057
純資産合計	1,456,418,072	2,731,450,057
負債純資産合計	1,458,703,256	2,776,728,084

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第4期 自 2023年12月1日 至 2024年12月2日	第5期 自 2024年12月3日 至 2025年12月1日
営業収益		
受取利息	1,141	13,481
有価証券売買等損益	310,231,947	1,072,251,751
為替差損益	△101,483,023	△208,376,479
営業収益合計	208,750,065	863,888,753
営業費用		
支払利息	1	-
受託者報酬	236,846	450,855
委託者報酬	3,909,646	7,440,536
その他費用	53,139	104,457
営業費用合計	4,199,632	7,995,848
営業利益又は営業損失（△）	204,550,433	855,892,905
経常利益又は経常損失（△）	204,550,433	855,892,905
当期純利益又は当期純損失（△）	204,550,433	855,892,905
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	24,952,174	166,033,426
期首剰余金又は期首欠損金（△）	8,685,831	264,772,447
剰余金増加額又は欠損金減少額	80,068,084	480,467,096
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	80,068,084	480,467,096
剰余金減少額又は欠損金増加額	3,579,727	193,785,175
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	3,579,727	193,785,175
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（△）	264,772,447	1,241,313,847

(3)【注記表】

(重要な会計方針の注記)

項 目	第 5 期
	自 2024 年 12 月 3 日 至 2025 年 12 月 1 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における対顧客先物相場の仲値によっております。
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	計算期間の取扱い 当計算期間は前期末および当期末が休日のため、2024 年 12 月 3 日から 2025 年 12 月 1 日までとなっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項 目	第 4 期 (2024 年 12 月 2 日現在)	第 5 期 (2025 年 12 月 1 日現在)
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	1, 191, 645, 625 口	1, 490, 136, 210 口
2. 1 単位当たり純資産の額	1 口当たり純資産額 1.2222 円 (1 万口当たりの純資産額 12, 222 円)	1 口当たり純資産額 1.8330 円 (1 万口当たりの純資産額 18, 330 円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項 目	第 4 期 自 2023 年 12 月 1 日 至 2024 年 12 月 2 日	第 5 期 自 2024 年 12 月 3 日 至 2025 年 12 月 1 日

分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益 (12,545 円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益 (179,585,714 円)、収益調整金 (68,134,783 円)、および分配準備積立金 (17,039,405 円) より、分配対象収益は 264,772,447 円 (1 万口当たり 2,221.91 円) ですが、分配を行っておりません。	計算期間末における費用控除後の配当等収益 (136,009 円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益 (689,723,470 円)、収益調整金 (427,664,191 円)、および分配準備積立金 (123,790,177 円) より、分配対象収益は 1,241,313,847 円 (1 万口当たり 8,330.20 円) ですが、分配を行っておりません。

(金融商品に関する注記)

I. 金融商品の状況に関する事項

項 目	第 5 期 自 2024 年 12 月 3 日 至 2025 年 12 月 1 日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、親投資信託受益証券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 当計算期間については、為替予約取引を行っております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵

	触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。

Ⅱ．金融商品の時価等に関する事項

項 目	第 5 期 (2025 年 12 月 1 日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

第 4 期（自 2023 年 12 月 1 日 至 2024 年 12 月 2 日）

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	237,823,752 円
合計	237,823,752 円

第 5 期（自 2024 年 12 月 3 日 至 2025 年 12 月 1 日）

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	861,433,843 円
合計	861,433,843 円

（デリバティブ取引に関する注記）

第 4 期（2024 年 12 月 2 日現在）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(単位：円)

区 分	種 類	契 約 額 等		時 価	評価損益
			うち 1 年超		
市場取引以外 の取引	為替予約取引				
	買建				
	アメリカ・ドル	154,930	-	149,712	△5,218
	小計	154,930	-	149,712	△5,218
	売建				
	アメリカ・ドル	1,453,248,421	-	1,415,984,607	37,263,814
	小計	1,453,248,421	-	1,415,984,607	37,263,814
合 計		1,453,403,351	-	1,416,134,319	37,258,596

第5期（2025年12月1日現在）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(単位：円)

区 分	種 類	契 約 額 等		時 価	評価損益
			うち 1 年超		
市場取引以外 の取引	為替予約取引				
	買建				
	アメリカ・ドル	154,517,240	-	155,414,000	896,760
	小計	154,517,240	-	155,414,000	896,760
	売建				
	アメリカ・ドル	2,800,375,441	-	2,827,291,488	△26,916,047
	小計	2,800,375,441	-	2,827,291,488	△26,916,047
合 計		2,954,892,681	-	2,982,705,488	△26,019,287

(注) 1. 時価の算定方法

為替予約取引の時価の算定方法については以下のように評価しております。

1) 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

① 計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

② 計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

- ・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い受渡日として、発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 計算期間末日において対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

3) 上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第 5 期 自 2024 年 12 月 3 日 至 2025 年 12 月 1 日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

(その他の注記)

項 目	第 4 期 (2024 年 12 月 2 日現在)	第 5 期 (2025 年 12 月 1 日現在)
期首元本額	906, 115, 613 円	1, 191, 645, 625 円
期中追加設定元本額	521, 844, 884 円	957, 818, 225 円
期中一部解約元本額	236, 314, 872 円	659, 327, 640 円

(4) 【附属明細表】

①有価証券明細表

(a) 株式

該当事項はありません。

(b) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託 受益証券	ゴールド・インデックス・マザーファ ンド	877, 233, 617	2, 757, 320, 704	
	親投資信託受益証券 小計		2, 757, 320, 704	
合 計			2, 757, 320, 704	

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。

(参考)

「三井住友D S・T O P I Xインデックス・ファンド」、「三井住友D S・日経2 2 5インデックス・ファンド」、「三井住友D S・先進国株式インデックス・ファンド」、「三井住友D S・新興国株式インデックス・ファンド」、「三井住友D S・先進国債インデックス・ファンド」、「三井住友D S・新興国債インデックス・ファンド」、「三井住友D S・国内リートインデックス・ファンド」、「三井住友D S・先進国リートインデックス・ファンド」および「三井住友D S・ゴールドインデックス・ファンド(為替ヘッジあり)」は、「国内株式インデックス・マザーファンド(B号)」、「2 2 5マザーファンド」、「外国株式インデックス・マザーファンド」、「エマージング株式インデックス・マザーファンド」、「外国債券パッシブ・マザーファンド」、「米ドル建て新興国債インデックス・マザーファンド」、「Jリート・インデックス・マザーファンド」、「外国リート・インデックス・マザーファンド」および「ゴールド・インデックス・マザーファンド」受益証券を投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券です。

なお、以下に記載した状況は、監査の対象外です。

国内株式インデックス・マザーファンド(B号)

(1) 貸借対照表

(単位：円)

(2025年12月1日現在)	
資産の部	
流動資産	
金銭信託	34,101,014
コール・ローン	4,580,317,469
株式	471,722,174,620
派生商品評価勘定	164,550,500
未収配当金	2,639,568,383
差入委託証拠金	427,353,131
流動資産合計	479,568,065,117
資産合計	479,568,065,117
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	13,692,500
前受金	253,310,000
未払解約金	165,210,096
流動負債合計	432,212,596
負債合計	432,212,596
純資産の部	
元本等	
元本	77,668,619,507
剰余金	
剰余金又は欠損金(△)	401,467,233,014
元本等合計	479,135,852,521
純資産合計	479,135,852,521

(2) 注記表

(重要な会計方針の注記)

項 目	自 2024 年 12 月 3 日 至 2025 年 12 月 1 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場によっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項 目	(2025 年 12 月 1 日現在)
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	77,668,619,507 口
2. 1 単位当たり純資産の額	1 口当たり純資産額 6.1690 円 (1 万口当たりの純資産額 61,690 円)

(金融商品に関する注記)

I. 金融商品の状況に関する事項

項 目	自 2024 年 12 月 3 日 至 2025 年 12 月 1 日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券

	当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、株式を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 当計算期間については、先物取引を行っております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。

Ⅱ. 金融商品の時価等に関する事項

項 目	(2025 年 12 月 1 日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（株式） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引）

	デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

(デリバティブ取引に関する注記)

(2025 年 12 月 1 日現在)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(単位：円)

区 分	種 類	契 約 額 等		時 価	評価損益
			うち 1 年超		
市場取引	株価指数先物取引 買建				
	TOPIX 先物 0712 月	7, 181, 742, 000	－	7, 332, 600, 000	150, 858, 000
	小計	7, 181, 742, 000	－	7, 332, 600, 000	150, 858, 000
合 計		7, 181, 742, 000	－	7, 332, 600, 000	150, 858, 000

(注) 1. 時価の算定方法

株価指数先物取引の時価の算定方法については以下のように評価しております。

1) 原則として計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。

このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2) 株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

自 2024 年 12 月 3 日 至 2025 年 12 月 1 日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

(その他の注記)

(2025 年 12 月 1 日現在)	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	72, 554, 135, 505 円
同期中における追加設定元本額	13, 962, 932, 901 円
同期中における一部解約元本額	8, 848, 448, 899 円

2025 年 12 月 1 日現在の元本の内訳

三井住友・日本株式インデックス年金ファンド	9,413,939,381 円
三井住友・DC年金バランス30（債券重点型）	920,903,673 円
三井住友・DC年金バランス50（標準型）	4,364,091,366 円
三井住友・DC年金バランス70（株式重点型）	3,938,628,659 円
SMAM・グローバルバランスファンド（機動的資産配分型）	135,517,359 円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2020（4資産タイプ）	2,509,051 円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2025（4資産タイプ）	8,628,081 円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2030（4資産タイプ）	29,224,486 円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2035（4資産タイプ）	96,675,617 円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2040（4資産タイプ）	99,666,322 円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2045（4資産タイプ）	218,702,263 円
国内株式指数ファンド（TOPIX）	1,347,003,256 円
三井住友・DCつみたてNISA・日本株インデックスファンド	34,028,800,118 円
アセットアロケーション・ファンド（安定型）	96,820,598 円
アセットアロケーション・ファンド（安定成長型）	168,760,004 円
アセットアロケーション・ファンド（成長型）	105,105,371 円
イオン・バランス戦略ファンド	21,357,845 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2050	105,362,894 円
三井住友・資産最適化ファンド（1安定重視型）	218,968,063 円
三井住友・資産最適化ファンド（2やや安定型）	237,160,582 円
三井住友・資産最適化ファンド（3バランス型）	997,333,666 円
三井住友・資産最適化ファンド（4やや成長型）	631,790,243 円
三井住友・資産最適化ファンド（5成長重視型）	820,571,652 円
三井住友・DCつみたてNISA・世界分散ファンド	84,210,434 円
三井住友DS・国内株式インデックス年金ファンド	2,144,844,053 円
三井住友DS・年金バランス30（債券重点型）	43,689,077 円
三井住友DS・年金バランス50（標準型）	316,931,055 円
三井住友DS・年金バランス70（株式重点型）	320,680,412 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2060	31,521,038 円
日興FWS・日本株インデックス	3,909,265,405 円
三井住友DS・TOPIXインデックス・ファンド	274,979,426 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2035	74,611,439 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2040	43,329,070 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2045	44,414,365 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2055	30,713,646 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2065	25,326,674 円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル1（保守型）	383,944 円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル2（安定型）	44,679,966 円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル3（安定成長型）	271,815,673 円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル4（成長型）	288,069,845 円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル5（積極成長型）	90,296,034 円
三井住友DS・バランスファンド（保守コース）	550,269 円
三井住友DS・バランスファンド（安定コース）	936,507 円

三井住友D S・バランスファンド（標準コース）	1,248,004 円
三井住友D S・バランスファンド（成長コース）	1,932,130 円
三井住友D S・バランスファンド（積極コース）	787,072 円
三井住友D S・DCターゲットイヤーファンド2070	327,858 円
SMAM・国内株式パッシブ・ファンド（適格機関投資家専用）	2,068,115,383 円
バランスファンドVA（安定運用型）＜適格機関投資家限定＞	5,237,589 円
SMAM・バランスファンドVA安定成長型＜適格機関投資家限定＞	18,308,880 円
SMAM・バランスファンドVA25＜適格機関投資家専用＞	349,260,191 円
SMAM・バランスファンドVA37.5＜適格機関投資家専用＞	747,315,748 円
SMAM・バランスファンドVA50＜適格機関投資家専用＞	3,044,286,751 円
SMAM・バランスファンドVL30＜適格機関投資家限定＞	17,799,946 円
SMAM・バランスファンドVL50＜適格機関投資家限定＞	71,919,847 円
SMAM・バランスファンドVA75＜適格機関投資家専用＞	469,357,641 円
SMAM・バランスファンドVL国際分散型＜適格機関投資家限定＞	25,207,964 円
SMAM・インデックス・バランスVA25＜適格機関投資家専用＞	123,855,928 円
SMAM・インデックス・バランスVA50＜適格機関投資家専用＞	448,826,001 円
SMAM・バランスファンドVA40＜適格機関投資家専用＞	254,477,748 円
SMAM・バランスファンドVA35＜適格機関投資家専用＞	737,284,826 円
SMAM・グローバルバランス40VA＜適格機関投資家限定＞	16,740,216 円
SMAM・アセットバランスファンドVA20A＜適格機関投資家専用＞	14,519,224 円
SMAM・アセットバランスファンドVA35A＜適格機関投資家専用＞	10,892,039 円
SMAM・アセットバランスファンドVA50A＜適格機関投資家専用＞	11,998,227 円
SMAM・アセットバランスファンドVA20L＜適格機関投資家専用＞	33,683,488 円
SMAM・アセットバランスファンドVA25L＜適格機関投資家専用＞	101,584,628 円
SMAM・アセットバランスファンドVA20A2＜適格機関投資家専用＞	18,965,511 円
SMAM・アセットバランスファンドVA35A2＜適格機関投資家専用＞	16,892,432 円
SMAM・アセットバランスファンドVA50A2＜適格機関投資家専用＞	5,355,484 円
SMAM・アセットバランスファンドVA30L2＜適格機関投資家専用＞	18,627,925 円
SMAM・アセットバランスファンドVA25L2＜適格機関投資家専用＞	231,491,187 円
SMAM・国内株式インデックスファンド・VA（適格機関投資家専用）	129,947,670 円
SMAM・グローバルバランスファンド（標準型）VA＜適格機関投資家限定＞	96,707,170 円
SMAM・グローバルバランスファンド（債券重視型）VA＜適格機関投資家限定＞	32,783,784 円
SMAM・世界バランスファンドVA＜適格機関投資家限定＞	28,457,857 円
SMAM・世界バランスファンドVA2＜適格機関投資家限定＞	15,762,479 円
SMAM・年金パッシブ日本株式ファンド＜非課税適格機関投資家限定＞	1,966,631,846 円
SMAM・年金Wリスクコントロールファンド＜適格機関投資家限定＞	48,510,892 円
SMAM・マルチアセットストラテジーファンド2016-04＜適格機関投資家限定＞	21,479,964 円
SMAM・マルチアセットストラテジー・オープン＜適格機関投資家限定＞	32,971,332 円
SMAM・マルチアセット・ダイナミックアロケーション・ストラテジー・ファンドII ＜適格機関投資家限定＞	282,800,435 円
SMDAM・年金Wリスクコントロールファンド（リスク3%）＜適格機関投資家限定＞	97,497,328 円
合 計	77,668,619,507 円

(3) 附属明細表

①有価証券明細表

(a)株式

(単位：円)

銘 柄	株 数	評価額		備考
		単価	金額	
極洋	5,700	4,725.000	26,932,500	
ニッスイ	139,400	1,207.000	168,255,800	
マルハニチロ	20,700	3,766.000	77,956,200	
ユキグニファクトリー	14,800	1,047.000	15,495,600	
カネコ種苗	5,000	1,580.000	7,900,000	
サカタのタネ	16,500	4,260.000	70,290,000	
ホクト	11,300	2,079.000	23,492,700	
住石ホールディングス	19,100	570.000	10,887,000	
日鉄鉱業	28,000	1,857.000	51,996,000	
I N P E X	469,700	3,223.000	1,513,843,100	
石油資源開発	92,300	1,414.000	130,512,200	
K&Oエナジーグループ	6,400	3,525.000	22,560,000	
ショーボンドホールディングス	18,400	5,019.000	92,349,600	
ミライト・ワン	44,600	3,301.000	147,224,600	
タマホーム	9,000	3,625.000	32,625,000	
第一カッター興業	4,500	1,393.000	6,268,500	
安藤・間	77,400	1,849.000	143,112,600	
東急建設	43,600	1,280.000	55,808,000	
コムシスホールディングス	49,800	4,204.000	209,359,200	
ビーアールホールディングス	25,400	332.000	8,432,800	
高松コンストラクショングループ	10,100	4,085.000	41,258,500	
東建コーポレーション	3,000	14,450.000	43,350,000	
ヤマウラ	8,900	1,485.000	13,216,500	
オリエンタル白石	55,800	415.000	23,157,000	
大成建設	81,600	13,265.000	1,082,424,000	
大林組	313,600	3,119.000	978,118,400	
清水建設	268,300	2,769.500	743,056,850	
長谷工コーポレーション	90,300	2,896.000	261,508,800	
松井建設	10,100	1,548.000	15,634,800	
鹿島建設	217,400	5,720.000	1,243,528,000	
不動テトラ	6,200	2,570.000	15,934,000	
鉄建建設	6,800	4,075.000	27,710,000	
西松建設	15,700	5,613.000	88,124,100	
大豊建設	15,000	761.000	11,415,000	
奥村組	17,100	6,030.000	103,113,000	
東鉄工業	11,200	4,385.000	49,112,000	
浅沼組	38,200	1,028.000	39,269,600	

戸田建設	120,500	1,220.500	147,070,250
熊谷組	64,800	1,553.000	100,634,400
矢作建設工業	13,100	2,306.000	30,208,600
ピーエス・コンストラクション	7,100	2,472.000	17,551,200
日本ハウスホールディングス	23,700	316.000	7,489,200
新日本建設	15,000	1,939.000	29,085,000
東亜道路工業	17,400	1,623.000	28,240,200
東亜建設工業	32,300	2,958.000	95,543,400
日本国土開発	33,100	542.000	17,940,200
若築建設	3,700	4,485.000	16,594,500
五洋建設	129,400	1,729.500	223,797,300
世紀東急工業	20,000	1,591.000	31,820,000
福田組	4,100	7,690.000	31,529,000
住友林業	253,600	1,620.500	410,958,800
大和ハウス工業	272,400	5,140.000	1,400,136,000
ライト工業	18,800	3,385.000	63,638,000
積水ハウス	295,200	3,409.000	1,006,336,800
日特建設	11,000	1,227.000	13,497,000
北陸電気工事	8,300	1,342.000	11,138,600
ユアテック	18,600	2,687.000	49,978,200
日本リーテック	8,000	2,145.000	17,160,000
四電工	15,000	1,488.000	22,320,000
中電工	16,000	4,425.000	70,800,000
関電工	53,700	4,800.000	257,760,000
きんでん	67,100	6,411.000	430,178,100
東京エネシス	12,500	1,804.000	22,550,000
トーエネック	16,700	1,892.000	31,596,400
日本電設工業	20,100	3,210.000	64,521,000
エクシオグループ	92,500	2,410.000	222,925,000
新日本空調	12,600	3,140.000	39,564,000
クラフティア	21,100	7,722.000	162,934,200
三機工業	21,300	5,290.000	112,677,000
日揮ホールディングス	108,700	1,887.500	205,171,250
中外炉工業	3,200	4,470.000	14,304,000
太平電業	19,200	2,278.000	43,737,600
高砂熱学工業	50,400	4,428.000	223,171,200
朝日工業社	9,000	3,370.000	30,330,000
明星工業	16,900	1,651.000	27,901,900
大気社	24,900	3,120.000	77,688,000
ダイダン	17,300	6,990.000	120,927,000
日比谷総合設備	8,800	4,605.000	40,524,000
飛島ホールディングス	10,300	2,222.000	22,886,600
フィル・カンパニー	2,600	927.000	2,410,200
テスホールディングス	25,200	334.000	8,416,800

インフロニア・ホールディングス	103,300	1,965.500	203,036,150
東洋エンジニアリング	14,700	2,633.000	38,705,100
レイズネクスト	17,500	2,376.000	41,580,000
ニッポン	33,000	2,373.000	78,309,000
日清製粉グループ本社	97,400	1,849.000	180,092,600
日東富士製粉	1,800	6,920.000	12,456,000
昭和産業	7,800	2,915.000	22,737,000
中部飼料	13,000	1,756.000	22,828,000
フィード・ワン	14,600	1,028.000	15,008,800
日本甜菜製糖	5,400	3,595.000	19,413,000
DM三井製糖	9,100	3,285.000	29,893,500
ウェルネオシュガー	4,900	2,813.000	13,783,700
森永製菓	39,500	2,635.000	104,082,500
中村屋	3,300	3,060.000	10,098,000
江崎グリコ	27,800	5,467.000	151,982,600
me i t o	2,600	2,314.000	6,016,400
井村屋グループ	5,100	2,537.000	12,938,700
不二家	6,000	2,650.000	15,900,000
山崎製パン	66,300	3,302.000	218,922,600
モロゾフ	8,400	1,545.000	12,978,000
亀田製菓	6,300	4,015.000	25,294,500
寿スピリッツ	58,500	1,840.000	107,640,000
カルビー	44,800	2,935.500	131,510,400
森永乳業	36,400	3,685.000	134,134,000
六甲バター	6,800	1,256.000	8,540,800
ヤクルト本社	137,200	2,456.500	337,031,800
明治ホールディングス	132,300	3,280.000	433,944,000
雪印メグミルク	26,400	3,045.000	80,388,000
プリマハム	12,800	2,618.000	33,510,400
日本ハム	39,000	6,881.000	268,359,000
丸大食品	9,600	2,172.000	20,851,200
S F o o d s	12,700	2,610.000	33,147,000
柿安本店	3,300	2,635.000	8,695,500
伊藤ハム米久ホールディングス	18,800	5,700.000	107,160,000
サッポロホールディングス	29,600	7,985.000	236,356,000
アサヒグループホールディングス	738,900	1,793.500	1,325,217,150
キリンホールディングス	410,400	2,445.500	1,003,633,200
シマダヤ	4,500	1,750.000	7,875,000
宝ホールディングス	76,600	1,497.500	114,708,500
オエノンホールディングス	31,400	534.000	16,767,600
養命酒製造	3,000	4,390.000	13,170,000
コカ・コーラ ボトラーズジャパンホールディングス	69,100	2,843.500	196,485,850
ライフドリンク カンパニー	22,500	2,021.000	45,472,500

サントリー食品インターナショナル	69,200	4,818.000	333,405,600
ダイドーグループホールディングス	10,900	2,566.000	27,969,400
伊藤園	32,000	3,173.000	101,536,000
キーコーヒー	10,100	2,004.000	20,240,400
日清オイリオグループ	13,700	5,230.000	71,651,000
不二製油	20,100	3,555.000	71,455,500
J-オイルミルズ	10,600	2,008.000	21,284,800
キッコーマン	327,000	1,400.500	457,963,500
味の素	482,900	3,557.000	1,717,675,300
ブルドックソース	4,700	1,912.000	8,986,400
キューピー	53,200	4,324.000	230,036,800
ハウス食品グループ本社	32,500	2,909.000	94,542,500
カゴメ	52,100	2,688.500	140,070,850
アリアケジャパン	9,500	5,450.000	51,775,000
エバラ食品工業	2,900	2,539.000	7,363,100
ニチレイ	77,900	1,920.000	149,568,000
東洋水産	45,600	10,995.000	501,372,000
イトアンドホールディングス	4,700	1,978.000	9,296,600
ヨシムラ・フード・ホールディングス	6,100	716.000	4,367,600
日清食品ホールディングス	115,000	2,788.500	320,677,500
フジッコ	8,000	1,601.000	12,808,000
ロック・フィールド	10,000	1,419.000	14,190,000
日本たばこ産業	598,000	5,865.000	3,507,270,000
ケンコーマヨネーズ	6,500	1,950.000	12,675,000
わらべや日洋ホールディングス	6,800	3,350.000	22,780,000
なとり	5,100	1,941.000	9,899,100
ファーマフーズ	14,900	749.000	11,160,100
ユーグレナ	67,700	399.000	27,012,300
紀文食品	8,700	1,073.000	9,335,100
ピクルスホールディングス	5,200	1,196.000	6,219,200
オリオンビール	12,200	1,432.000	17,470,400
理研ビタミン	7,700	2,904.000	22,360,800
片倉工業	9,300	3,130.000	29,109,000
グンゼ	13,800	4,175.000	57,615,000
富士紡ホールディングス	4,100	8,000.000	32,800,000
倉敷紡績	6,600	7,630.000	50,358,000
シキボウ	5,900	1,036.000	6,112,400
日本毛織	25,800	1,790.000	46,182,000
帝国繊維	11,400	3,590.000	40,926,000
帝人	97,100	1,285.500	124,822,050
東レ	731,800	1,004.000	734,727,200
セーレン	18,800	3,150.000	59,220,000
小松マテーレ	14,500	814.000	11,803,000
ワコールホールディングス	19,400	4,795.000	93,023,000

ホギメディカル	13,600	5,720.000	77,792,000
T S I ホールディングス	32,900	983.000	32,340,700
ワールド	15,500	2,980.000	46,190,000
三陽商会	5,000	3,465.000	17,325,000
オンワードホールディングス	63,300	688.000	43,550,400
ルックホールディングス	3,800	2,724.000	10,351,200
ゴールドウイン	53,100	2,907.500	154,388,250
特種東海製紙	17,100	1,507.000	25,769,700
王子ホールディングス	376,500	813.100	306,132,150
日本製紙	49,500	1,114.000	55,143,000
北越コーポレーション	56,700	902.000	51,143,400
大王製紙	54,100	940.000	50,854,000
レンゴー	87,100	1,116.000	97,203,600
トーモク	5,700	3,380.000	19,266,000
ザ・パックス	24,900	1,290.000	32,121,000
北の達人コーポレーション	43,500	133.000	5,785,500
東洋紡	43,300	1,196.000	51,786,800
クラレ	133,000	1,524.000	202,692,000
旭化成	661,800	1,247.000	825,264,600
レゾナック・ホールディングス	96,700	6,371.000	616,075,700
住友化学	809,300	473.100	382,879,830
住友精化	5,300	5,310.000	28,143,000
日産化学	51,400	5,079.000	261,060,600
ラサ工業	3,500	5,770.000	20,195,000
クレハ	17,800	3,880.000	69,064,000
多木化学	3,600	3,730.000	13,428,000
テイカ	7,800	1,255.000	9,789,000
石原産業	16,000	2,765.000	44,240,000
日本曹達	20,800	3,515.000	73,112,000
東ソー	140,100	2,325.000	325,732,500
トクヤマ	32,300	4,088.000	132,042,400
セントラル硝子	14,000	3,395.000	47,530,000
東亜合成	39,300	1,619.500	63,646,350
大阪ソーダ	35,200	2,173.000	76,489,600
関東電化工業	20,800	1,016.000	21,132,800
デンカ	36,200	2,631.000	95,242,200
信越化学工業	888,100	4,656.000	4,134,993,600
日本カーバイド工業	4,800	2,476.000	11,884,800
堺化学工業	6,800	3,065.000	20,842,000
第一稀元素化学工業	8,300	1,130.000	9,379,000
エア・ウォーター	94,200	2,195.500	206,816,100
日本酸素ホールディングス	110,500	4,970.000	549,185,000
日本化学工業	3,100	2,569.000	7,963,900
日本パーカライジング	42,800	1,401.000	59,962,800

高圧ガス工業	20,100	1,059.000	21,285,900
四国化成ホールディングス	11,300	2,803.000	31,673,900
ステラ ケミファ	5,000	4,150.000	20,750,000
保土谷化学工業	6,000	1,893.000	11,358,000
日本触媒	64,200	1,851.500	118,866,300
大日精化工業	6,300	3,955.000	24,916,500
カネカ	24,600	4,315.000	106,149,000
三菱瓦斯化学	74,600	2,664.000	198,734,400
三井化学	89,900	3,906.000	351,149,400
東京応化工業	47,500	5,870.000	278,825,000
大阪有機化学工業	8,000	3,915.000	31,320,000
三菱ケミカルグループ	711,600	867.300	617,170,680
KHネオケム	17,900	2,463.000	44,087,700
ダイセル	110,000	1,302.500	143,275,000
住友ベークライト	32,900	5,054.000	166,276,600
積水化学工業	209,000	2,594.500	542,250,500
日本ゼオン	72,200	1,761.000	127,144,200
アイカ工業	25,400	3,469.000	88,112,600
UBE	51,300	2,496.000	128,044,800
積水樹脂	13,700	2,146.000	29,400,200
旭有機材	6,200	4,625.000	28,675,000
ニチバン	5,700	1,973.000	11,246,100
リケンテクノス	18,800	1,443.000	27,128,400
大倉工業	5,900	4,910.000	28,969,000
積水化成成品工業	9,700	377.000	3,656,900
群栄化学工業	2,100	3,540.000	7,434,000
ダイキョーニシカワ	21,100	765.000	16,141,500
森六	6,300	2,355.000	14,836,500
恵和	6,300	1,217.000	7,667,100
日本化薬	64,900	1,634.000	106,046,600
カーリット	9,300	1,664.000	15,475,200
日本精化	6,300	2,873.000	18,099,900
扶桑化学工業	9,600	6,310.000	60,576,000
トリケミカル研究所	10,800	3,295.000	35,586,000
ADEKA	34,500	3,654.000	126,063,000
日油	114,900	3,255.000	373,999,500
ハリマ化成グループ	5,800	863.000	5,005,400
花王	244,400	6,266.000	1,531,410,400
第一工業製薬	3,800	7,320.000	27,816,000
石原ケミカル	4,300	2,194.000	9,434,200
三洋化成工業	6,000	4,745.000	28,470,000
大日本塗料	10,100	1,324.000	13,372,400
日本ペイントホールディングス	531,700	1,017.500	541,004,750
関西ペイント	80,600	2,362.500	190,417,500

中国塗料	22,200	4,550.000	101,010,000
藤倉化成	13,700	631.000	8,644,700
太陽ホールディングス	47,600	4,808.000	228,860,800
D I C	36,200	3,777.000	136,727,400
サカタインクス	22,100	2,300.000	50,830,000
a r t i e n c e	18,800	3,385.000	63,638,000
富士フイルムホールディングス	604,100	3,286.000	1,985,072,600
資生堂	194,600	2,196.500	427,438,900
ライオン	116,700	1,635.000	190,804,500
高砂香料工業	35,000	1,538.000	53,830,000
ミルボン	18,700	2,510.000	46,937,000
コーセー	22,900	5,162.000	118,209,800
コタ	8,900	1,203.000	10,706,700
ポーラ・オルビスホールディングス	51,500	1,335.000	68,752,500
ノエビアホールディングス	9,500	4,630.000	43,985,000
新日本製薬	6,000	2,045.000	12,270,000
I - n e	6,000	1,398.000	8,388,000
アクシージア	12,100	417.000	5,045,700
エスター	7,300	1,564.000	11,417,200
コニシ	30,300	1,300.000	39,390,000
長谷川香料	18,900	2,790.000	52,731,000
小林製薬	26,600	5,227.000	139,038,200
荒川化学工業	8,800	1,131.000	9,952,800
メック	8,000	4,995.000	39,960,000
日本高純度化学	2,300	3,445.000	7,923,500
タカラバイオ	31,000	860.000	26,660,000
J C U	10,600	4,510.000	47,806,000
O A T アグリオ	4,200	2,229.000	9,361,800
デクセリアルズ	85,100	2,955.000	251,470,500
アース製薬	8,800	5,220.000	45,936,000
北興化学工業	9,900	1,626.000	16,097,400
大成ラミックグループ	3,600	2,656.000	9,561,600
クミアイ化学工業	47,500	691.000	32,822,500
日本農薬	17,400	881.000	15,329,400
アキレス	5,700	1,355.000	7,723,500
有沢製作所	16,300	1,673.000	27,269,900
日東電工	303,800	3,758.000	1,141,680,400
レック	13,200	1,087.000	14,348,400
三光合成	12,000	830.000	9,960,000
Z A C R O S	30,400	1,172.000	35,628,800
前澤化成工業	6,200	2,141.000	13,274,200
未来工業	5,500	3,410.000	18,755,000
J S P	7,100	2,329.000	16,535,900
エフピコ	24,800	2,698.000	66,910,400

信越ポリマー	20,800	1,943.000	40,414,400
ニフコ	37,100	4,748.000	176,150,800
バルカー	7,700	3,945.000	30,376,500
ユニ・チャーム	630,700	907.900	572,612,530
協和キリン	116,800	2,631.500	307,359,200
武田薬品工業	887,800	4,509.000	4,003,090,200
アステラス製薬	879,000	1,970.500	1,732,069,500
住友ファーマ	89,000	2,570.000	228,730,000
塩野義製薬	358,600	2,621.500	940,069,900
日本新薬	26,100	3,553.000	92,733,300
中外製薬	312,200	8,072.000	2,520,078,400
科研製薬	15,800	3,830.000	60,514,000
エーザイ	130,900	4,790.000	627,011,000
ロート製薬	106,100	2,481.500	263,287,150
小野薬品工業	215,800	2,129.000	459,438,200
久光製薬	19,400	4,245.000	82,353,000
持田製薬	11,500	3,430.000	39,445,000
参天製薬	178,100	1,581.500	281,665,150
扶桑薬品工業	4,700	2,181.000	10,250,700
ツムラ	34,200	3,861.000	132,046,200
キッセイ薬品工業	15,900	4,645.000	73,855,500
生化学工業	19,700	703.000	13,849,100
栄研化学	17,300	2,467.000	42,679,100
J C R ファーマ	37,700	762.000	28,727,400
東和薬品	14,700	3,210.000	47,187,000
富士製薬工業	8,200	1,769.000	14,505,800
ゼリア新薬工業	15,100	2,016.000	30,441,600
ネクセラファーマ	46,600	847.000	39,470,200
第一三共	915,800	3,818.000	3,496,524,400
杏林製薬	21,800	1,505.000	32,809,000
大幸薬品	25,200	299.000	7,534,800
ダイト	16,400	1,323.000	21,697,200
大塚ホールディングス	222,900	8,686.000	1,936,109,400
ペプチドリーム	48,400	1,731.000	83,780,400
セルソース	8,800	501.000	4,408,800
あすか製薬ホールディングス	10,200	2,030.000	20,706,000
サワイグループホールディングス	51,500	1,958.000	100,837,000
日本コークス工業	133,700	108.000	14,439,600
ニチレキグループ	11,700	2,484.000	29,062,800
ユシロ	5,200	2,564.000	13,332,800
出光興産	433,200	1,148.500	497,530,200
E N E O S ホールディングス	1,407,700	1,030.000	1,449,931,000
コスモエネルギーホールディングス	56,600	4,077.000	230,758,200
横浜ゴム	55,500	6,311.000	350,260,500

TOYO TIRE	63,200	4,229.000	267,272,800
ブリヂストン	293,700	7,197.000	2,113,758,900
住友ゴム工業	107,200	2,167.000	232,302,400
藤倉コンポジット	12,100	2,030.000	24,563,000
オカモト	5,800	5,440.000	31,552,000
フコク	7,000	1,862.000	13,034,000
ニッタ	12,200	4,100.000	50,020,000
三ツ星ベルト	14,700	3,860.000	56,742,000
バンドー化学	19,500	2,040.000	39,780,000
日東紡績	13,500	13,610.000	183,735,000
AGC	97,800	5,321.000	520,393,800
日本電気硝子	34,000	5,766.000	196,044,000
オハラ	5,500	1,130.000	6,215,000
住友大阪セメント	17,900	3,761.000	67,321,900
太平洋セメント	62,000	3,761.000	233,182,000
日本ヒューム	9,400	2,965.000	27,871,000
日本コンクリート工業	19,100	330.000	6,303,000
三谷セキサン	3,800	8,240.000	31,312,000
アジアパイルホールディングス	14,000	1,512.000	21,168,000
東海カーボン	101,500	1,008.500	102,362,750
日本カーボン	7,300	4,475.000	32,667,500
東洋炭素	9,800	4,855.000	47,579,000
ノリタケ	10,300	5,390.000	55,517,000
TOTO	65,100	4,093.000	266,454,300
日本碍子	112,700	3,070.000	345,989,000
日本特殊陶業	82,100	6,621.000	543,584,100
MARUWA	4,200	48,210.000	202,482,000
品川リフラ	16,000	1,969.000	31,504,000
ヨータイ	5,000	1,767.000	8,835,000
フジミインコーポレーテッド	28,500	2,424.000	69,084,000
ニチアス	25,300	6,100.000	154,330,000
ニチハ	14,500	3,060.000	44,370,000
日本製鉄	2,777,500	625.400	1,737,048,500
神戸製鋼所	206,500	1,916.500	395,757,250
中山製鋼所	20,800	590.000	12,272,000
合同製鉄	5,700	3,880.000	22,116,000
JFEホールディングス	329,900	1,903.500	627,964,650
東京製鉄	28,200	1,429.000	40,297,800
共英製鋼	12,800	2,374.000	30,387,200
大和工業	19,400	10,335.000	200,499,000
東京製鋼	4,300	5,840.000	25,112,000
大阪製鉄	5,400	3,000.000	16,200,000
ヨドコウ	64,100	1,315.000	84,291,500
中部鋼鈑	7,400	2,132.000	15,776,800

丸一鋼管	101,100	1,431.500	144,724,650
モリ工業	13,000	989.000	12,857,000
大同特殊鋼	65,000	1,547.500	100,587,500
日本冶金工業	6,700	4,335.000	29,044,500
愛知製鋼	23,400	2,906.000	68,000,400
大平洋金属	10,100	2,382.000	24,058,200
新日本電工	59,600	333.000	19,846,800
栗本鐵工所	25,000	1,738.000	43,450,000
三菱製鋼	7,800	1,798.000	14,024,400
日本精線	7,900	1,120.000	8,848,000
エンビプロ・ホールディングス	11,600	601.000	6,971,600
J X 金属	284,800	1,650.000	469,920,000
大紀アルミニウム工業所	14,200	1,087.000	15,435,400
日本軽金属ホールディングス	30,700	2,428.000	74,539,600
三井金属	25,800	16,620.000	428,796,000
三菱マテリアル	67,500	3,154.000	212,895,000
住友金属鉱山	140,200	5,127.000	718,805,400
DOWAホールディングス	27,500	5,993.000	164,807,500
古河機械金属	13,300	4,055.000	53,931,500
大阪チタニウムテクノロジーズ	17,700	2,110.000	37,347,000
東邦チタニウム	21,200	1,274.000	27,008,800
U A C J	67,200	2,029.000	136,348,800
C K サンエツ	2,400	3,880.000	9,312,000
古河電気工業	34,500	9,600.000	331,200,000
住友電気工業	355,800	6,330.000	2,252,214,000
フジクラ	132,100	16,345.000	2,159,174,500
SWCC	13,800	11,180.000	154,284,000
平河ヒューテック	6,800	3,115.000	21,182,000
リョービ	10,900	2,682.000	29,233,800
AREホールディングス	41,700	2,996.000	124,933,200
稲葉製作所	6,400	1,606.000	10,278,400
宮地エンジニアリンググループ	11,700	1,855.000	21,703,500
トーカロ	29,000	2,177.000	63,133,000
SUMCO	198,200	1,254.000	248,542,800
川田テクノロジーズ	7,100	4,155.000	29,500,500
R S T E C H N O L O G I E S	7,900	3,585.000	28,321,500
東洋製罐グループホールディングス	52,000	3,782.000	196,664,000
ホッカンホールディングス	5,300	2,342.000	12,412,600
横河ブリッジホールディングス	17,100	2,929.000	50,085,900
三和ホールディングス	100,000	4,037.000	403,700,000
文化シャッター	37,300	2,098.000	78,255,400
三協立山	14,400	606.000	8,726,400
アルインコ	7,700	1,085.000	8,354,500
L I X I L	157,200	1,839.500	289,169,400

ノーリツ	16,900	1,924.000	32,515,600
長府製作所	10,900	1,999.000	21,789,100
リンナイ	53,500	3,935.000	210,522,500
日東精工	14,200	689.000	9,783,800
岡部	16,900	918.000	15,514,200
ジーテクト	11,500	1,915.000	22,022,500
東プレ	17,900	2,281.000	40,829,900
高周波熱錬	15,200	1,212.000	18,422,400
東京製綱	5,800	1,484.000	8,607,200
サンコール	11,800	1,172.000	13,829,600
パイオラックス	12,900	1,702.000	21,955,800
エイチワン	10,800	1,295.000	13,986,000
日本発条	81,800	2,591.000	211,943,800
中央発條	6,800	3,375.000	22,950,000
立川ブラインド工業	4,400	1,966.000	8,650,400
日本製鋼所	30,900	8,910.000	275,319,000
三浦工業	46,600	3,025.000	140,965,000
タクマ	32,500	2,459.000	79,917,500
ツガミ	21,400	2,722.000	58,250,800
オークマ	17,300	3,825.000	66,172,500
芝浦機械	12,600	4,250.000	53,550,000
アマダ	150,600	1,866.000	281,019,600
アイダエンジニアリング	20,900	1,154.000	24,118,600
F U J I	43,800	3,383.000	148,175,400
オーエスジー	37,500	2,286.500	85,743,750
旭ダイヤモンド工業	22,700	819.000	18,591,300
DMG森精機	66,400	2,704.500	179,578,800
ソディック	25,700	946.000	24,312,200
ディスコ	48,500	42,450.000	2,058,825,000
日東工器	4,400	1,620.000	7,128,000
日進工具	7,100	843.000	5,985,300
富士ダイス	6,700	864.000	5,788,800
リケンNPR	13,300	3,405.000	45,286,500
島精機製作所	20,900	994.000	20,774,600
オプトラン	16,300	1,860.000	30,318,000
イワキ	6,400	2,501.000	16,006,400
フリュー	9,600	1,052.000	10,099,200
ヤマシンフィルタ	23,100	631.000	14,576,100
日阪製作所	16,100	1,463.000	23,554,300
やまびこ	16,000	2,691.000	43,056,000
野村マイクロ・サイエンス	20,600	3,000.000	61,800,000
平田機工	14,100	2,217.000	31,259,700
P E G A S U S	11,000	796.000	8,756,000
マルマエ	4,500	1,812.000	8,154,000

タツモ	7,900	2,150.000	16,985,000
ナブテスコ	59,700	3,417.000	203,994,900
三井海洋開発	25,000	15,030.000	375,750,000
レオン自動機	10,600	1,457.000	15,444,200
SMC	28,700	55,590.000	1,595,433,000
ホソカワミクロン	7,400	5,500.000	40,700,000
ユニオンツール	4,300	9,320.000	40,076,000
瑞光	12,000	1,002.000	12,024,000
オイレス工業	12,400	2,183.000	27,069,200
日精エー・エス・ビー機械	3,800	6,410.000	24,358,000
サトー	19,000	2,299.000	43,681,000
技研製作所	14,000	1,869.000	26,166,000
日本エアータック	5,400	1,282.000	6,922,800
日精樹脂工業	7,100	835.000	5,928,500
ワイエイシイホールディングス	15,500	1,041.000	16,135,500
小松製作所	497,500	5,111.000	2,542,722,500
住友重機械工業	60,500	4,189.000	253,434,500
日立建機	40,200	4,629.000	186,085,800
日工	11,300	766.000	8,655,800
巴工業	11,400	1,701.000	19,391,400
井関農機	11,700	1,962.000	22,955,400
TOWA	39,600	2,036.000	80,625,600
北川鉄工所	4,400	1,745.000	7,678,000
ローツェ	59,900	2,100.500	125,819,950
クボタ	515,800	2,279.000	1,175,508,200
荏原実業	5,300	4,300.000	22,790,000
三菱化工機	13,400	3,185.000	42,679,000
月島ホールディングス	14,100	2,594.000	36,575,400
帝国電機製作所	6,200	3,085.000	19,127,000
新東工業	22,500	1,034.000	23,265,000
澁谷工業	9,000	3,380.000	30,420,000
アイチコーポレーション	17,400	1,325.000	23,055,000
小森コーポレーション	30,000	1,580.000	47,400,000
鶴見製作所	15,400	2,293.000	35,312,200
酒井重工業	5,600	2,073.000	11,608,800
荏原製作所	206,400	3,887.000	802,276,800
西島製作所	8,300	1,868.000	15,504,400
AIRMAN	13,200	1,841.000	24,301,200
ダイキン工業	131,600	19,945.000	2,624,762,000
オルガノ	14,600	12,945.000	188,997,000
トーヨーカネツ	3,600	4,815.000	17,334,000
栗田工業	59,200	6,180.000	365,856,000
椿本チエイン	45,700	2,203.000	100,677,100
木村化工機	8,700	1,141.000	9,926,700

アネスト岩田	20,400	1,543.000	31,477,200
ダイフク	169,700	4,996.000	847,821,200
サムコ	6,000	3,745.000	22,470,000
タダノ	56,500	1,067.000	60,285,500
CKD	32,600	2,523.000	82,249,800
平和	33,400	2,026.000	67,668,400
理想科学工業	15,200	1,236.000	18,787,200
SANKYO	109,800	2,744.500	301,346,100
日本金銭機械	11,500	1,045.000	12,017,500
マースグループホールディングス	10,000	3,150.000	31,500,000
ガリレイ	14,500	3,715.000	53,867,500
ダイコク電機	4,700	3,040.000	14,288,000
竹内製作所	18,200	7,040.000	128,128,000
アマノ	28,400	4,182.000	118,768,800
ジャノメ	9,400	1,130.000	10,622,000
マックス	16,100	6,750.000	108,675,000
グローリー	26,300	3,892.000	102,359,600
新晃工業	27,800	1,390.000	38,642,000
大和冷機工業	15,900	1,577.000	25,074,300
セガサミーホールディングス	83,200	2,695.500	224,265,600
T P R	24,000	1,287.000	30,888,000
ツバキ・ナカシマ	26,400	366.000	9,662,400
ホシザキ	64,700	5,309.000	343,492,300
大豊工業	9,300	736.000	6,844,800
日本精工	187,300	923.800	173,027,740
NTN	236,200	374.100	88,362,420
ジェイテクト	96,200	1,692.000	162,770,400
不二越	7,100	3,975.000	28,222,500
日本トムソン	34,900	730.000	25,477,000
THK	55,700	4,010.000	223,357,000
YUSHIN	8,900	688.000	6,123,200
前澤給装工業	7,400	1,497.000	11,077,800
イーグル工業	14,400	2,752.000	39,628,800
P I L L A R	12,000	4,720.000	56,640,000
キッツ	43,300	1,719.000	74,432,700
マキタ	125,700	4,475.000	562,507,500
三井E&S	51,500	6,464.000	332,896,000
カナデビア	82,100	976.000	80,129,600
三菱重工業	1,886,700	3,902.000	7,361,903,400
I H I	527,200	2,730.000	1,439,256,000
キオクシアホールディングス	60,800	8,882.000	540,025,600
日清紡ホールディングス	75,700	1,251.500	94,738,550
イビデン	61,800	11,320.000	699,576,000
コニカミノルタ	225,100	658.800	148,295,880

ブラザー工業	122,400	3,064.000	375,033,600
ミネベアミツミ	174,800	3,166.000	553,416,800
日立製作所	2,554,900	4,864.000	12,427,033,600
三菱電機	1,103,900	4,233.000	4,672,808,700
富士電機	71,100	10,545.000	749,749,500
安川電機	109,900	4,024.000	442,237,600
シンフォニア テクノロジー	10,100	8,550.000	86,355,000
明電舎	17,100	5,580.000	95,418,000
山洋電気	13,800	4,145.000	57,201,000
デンヨー	7,200	3,225.000	23,220,000
PHCホールディングス	18,700	1,038.000	19,410,600
KOKUSAI ELECTRIC	112,400	4,267.000	479,610,800
ソシオネクスト	88,900	2,230.000	198,247,000
東芝テック	16,200	2,835.000	45,927,000
芝浦メカトロニクス	6,800	17,100.000	116,280,000
マブチモーター	47,500	2,726.500	129,508,750
トレックス・セミコンダクター	4,800	1,500.000	7,200,000
東光高岳	5,500	3,605.000	19,827,500
ダイヘン	9,600	8,630.000	82,848,000
ヤーマン	19,700	810.000	15,957,000
JVCケンウッド	79,400	1,116.500	88,650,100
ミマキエンジニアリング	9,300	1,559.000	14,498,700
大崎電気工業	21,600	1,182.000	25,531,200
オムロン	87,500	3,950.000	345,625,000
日東工業	14,900	3,870.000	57,663,000
IDEC	17,100	2,727.000	46,631,700
ジーエス・ユアサ コーポレーション	44,000	4,101.000	180,444,000
BUFFALO	2,700	4,880.000	13,176,000
日本電気	659,100	5,697.000	3,754,892,700
富士通	923,900	4,085.000	3,774,131,500
沖電気工業	51,000	1,889.000	96,339,000
電気興業	4,000	2,592.000	10,368,000
サンケン電気	10,400	5,713.000	59,415,200
アイホン	6,300	2,864.000	18,043,200
ルネサスエレクトロニクス	972,600	1,809.500	1,759,919,700
セイコーエプソン	125,100	1,895.500	237,127,050
ワコム	66,700	833.000	55,561,100
アルバック	22,000	6,689.000	147,158,000
アクセル	7,600	1,262.000	9,591,200
EIZO	13,000	2,214.000	28,782,000
日本信号	23,700	1,233.000	29,222,100
京三製作所	22,500	566.000	12,735,000
能美防災	13,300	3,665.000	48,744,500
ホーチキ	7,000	4,125.000	28,875,000

エレコム	24,300	1,755.000	42,646,500
パナソニック ホールディングス	1,185,600	1,896.500	2,248,490,400
シャープ	130,700	765.200	100,011,640
アンリツ	69,900	2,374.500	165,977,550
ソニーグループ	3,435,800	4,414.000	15,165,621,200
T D K	871,600	2,477.500	2,159,389,000
帝国通信工業	4,200	2,548.000	10,701,600
タムラ製作所	21,700	599.000	12,998,300
アルプスアルパイン	82,200	2,017.000	165,797,400
日本電波工業	11,100	934.000	10,367,400
鈴木	5,500	2,306.000	12,683,000
メイコー	9,900	11,180.000	110,682,000
日本トリム	2,200	4,875.000	10,725,000
フォスター電機	10,100	2,569.000	25,946,900
S M K	2,500	2,577.000	6,442,500
ヨコオ	9,200	2,166.000	19,927,200
ホシデン	25,300	2,581.000	65,299,300
ヒロセ電機	14,600	17,490.000	255,354,000
日本航空電子工業	25,900	2,459.000	63,688,100
T O A	10,600	1,666.000	17,659,600
マクセル	21,700	2,205.000	47,848,500
古野電気	12,100	8,760.000	105,996,000
スミダコーポレーション	15,200	1,171.000	17,799,200
アイコム	3,700	2,790.000	10,323,000
リオン	3,900	2,563.000	9,995,700
横河電機	110,100	4,884.000	537,728,400
新電元工業	4,400	3,330.000	14,652,000
アズビル	250,000	1,454.500	363,625,000
日本光電工業	89,400	1,557.000	139,195,800
チノー	7,600	1,395.000	10,602,000
日本電子材料	6,700	3,705.000	24,823,500
堀場製作所	19,000	14,450.000	274,550,000
アドバンテスト	312,900	19,700.000	6,164,130,000
エスベック	8,300	3,305.000	27,431,500
キーエンス	99,400	52,440.000	5,212,536,000
日置電機	5,000	6,040.000	30,200,000
シスメックス	257,500	1,445.000	372,087,500
日本マイクロニクス	16,300	6,650.000	108,395,000
メガチップス	8,000	8,050.000	64,400,000
OBARA GROUP	6,100	3,980.000	24,278,000
コーセル	11,700	1,178.000	13,782,600
イリソ電子工業	10,100	3,210.000	32,421,000
オプテックスグループ	19,500	2,406.000	46,917,000
千代田インテグレ	3,900	3,250.000	12,675,000

レーザーテック	38,300	27,755.000	1,063,016,500
スタンレー電気	55,000	3,056.000	168,080,000
ウシオ電機	38,000	2,434.000	92,492,000
日本セラミック	9,000	3,755.000	33,795,000
山一電機	8,000	5,890.000	47,120,000
図研	9,000	4,680.000	42,120,000
日本電子	22,900	4,816.000	110,286,400
カシオ計算機	79,100	1,270.500	100,496,550
ファナック	474,500	5,038.000	2,390,531,000
日本シイエムケイ	31,800	506.000	16,090,800
エンプラス	2,800	9,880.000	27,664,000
大真空	13,300	560.000	7,448,000
ローム	190,000	2,120.500	402,895,000
浜松ホトニクス	166,800	1,562.000	260,541,600
三井ハイテック	43,700	816.000	35,659,200
京セラ	614,100	2,113.000	1,297,593,300
太陽誘電	50,700	3,356.000	170,149,200
村田製作所	953,800	3,224.000	3,075,051,200
双葉電子工業	20,400	603.000	12,301,200
ニチコン	26,200	1,687.000	44,199,400
KOA	16,400	1,362.000	22,336,800
市光工業	18,900	472.000	8,920,800
小糸製作所	102,800	2,247.000	230,991,600
ミツバ	18,700	933.000	17,447,100
SCREENホールディングス	36,100	13,155.000	474,895,500
キャノン電子	9,400	3,260.000	30,644,000
キャノン	445,300	4,525.000	2,014,982,500
リコー	236,700	1,365.500	323,213,850
象印マホービン	28,600	1,658.000	47,418,800
東京エレクトロン	210,200	31,630.000	6,648,626,000
イノテック	6,800	2,030.000	13,804,000
トヨタ紡織	43,000	2,425.000	104,275,000
ユニプレス	18,300	1,207.000	22,088,100
豊田自動織機	85,300	17,355.000	1,480,381,500
モリタホールディングス	16,300	2,628.000	42,836,400
三櫻工業	14,700	823.000	12,098,100
デンソー	979,400	2,043.000	2,000,914,200
東海理化電機製作所	27,400	2,981.000	81,679,400
川崎重工業	75,400	9,851.000	742,765,400
名村造船所	34,000	4,380.000	148,920,000
日本車輛製造	4,500	3,520.000	15,840,000
日産自動車	1,501,900	375.000	563,212,500
いすゞ自動車	272,300	2,368.000	644,806,400
トヨタ自動車	5,295,200	3,082.000	16,319,806,400

三菱自動車工業	383,000	363.100	139,067,300
武蔵精密工業	25,600	2,850.000	72,960,000
日産車体	18,800	1,053.000	19,796,400
新明和工業	29,700	1,848.000	54,885,600
極東開発工業	15,300	2,782.000	42,564,600
トピー工業	8,400	2,994.000	25,149,600
ティラド	2,500	8,640.000	21,600,000
曙ブレーキ工業	81,000	113.000	9,153,000
タチエス	19,000	2,026.000	38,494,000
NOK	39,000	2,750.000	107,250,000
フタバ産業	30,700	1,014.000	31,129,800
カヤバ	18,800	4,450.000	83,660,000
大同メタル工業	20,800	960.000	19,968,000
プレス工業	37,600	820.000	30,832,000
アイシン	258,600	2,753.000	711,925,800
マツダ	340,400	1,139.500	387,885,800
本田技研工業	2,167,800	1,535.000	3,327,573,000
スズキ	734,600	2,430.500	1,785,445,300
SUBARU	302,200	3,438.000	1,038,963,600
ヤマハ発動機	496,400	1,122.000	556,960,800
エクセディ	17,500	5,420.000	94,850,000
豊田合成	29,800	3,470.000	103,406,000
愛三工業	19,500	2,149.000	41,905,500
ヨロズ	16,500	953.000	15,724,500
エフ・シー・シー	18,100	3,485.000	63,078,500
シマノ	42,500	16,375.000	695,937,500
テイ・エス テック	37,100	1,788.000	66,334,800
リガク・ホールディングス	65,800	960.000	63,168,000
北里コーポレーション	8,000	1,504.000	12,032,000
テルモ	659,300	2,390.500	1,576,056,650
日機装	24,800	1,555.000	38,564,000
日本エム・ディ・エム	6,700	489.000	3,276,300
島津製作所	133,700	4,400.000	588,280,000
JMS	6,000	434.000	2,604,000
長野計器	6,700	2,355.000	15,778,500
ブイ・テクノロジー	4,900	2,883.000	14,126,700
東京計器	8,100	5,690.000	46,089,000
愛知時計電機	4,300	2,608.000	11,214,400
インターアクション	5,700	1,300.000	7,410,000
東京精密	19,400	10,340.000	200,596,000
マニー	44,400	1,441.000	63,980,400
ニコン	120,000	1,855.000	222,600,000
オリンパス	550,200	2,065.000	1,136,163,000
理研計器	15,200	3,195.000	48,564,000

タムロン	52,000	1,043.000	54,236,000
HOYA	191,100	23,070.000	4,408,677,000
ノーリツ鋼機	30,300	1,794.000	54,358,200
A&Dホロンホールディングス	12,200	1,761.000	21,484,200
朝日インテック	118,600	2,913.500	345,541,100
シチズン時計	90,800	1,286.000	116,768,800
メニコン	36,700	1,508.000	55,343,600
松風	9,500	1,844.000	17,518,000
セイコーグループ	15,400	7,230.000	111,342,000
ニプロ	78,000	1,477.000	115,206,000
三井松島ホールディングス	26,000	1,376.000	35,776,000
テクセンドフォトマスク	29,000	3,070.000	89,030,000
トランザクション	12,800	1,074.000	13,747,200
ニホンフラッシュ	8,600	826.000	7,103,600
前田工繊	19,700	2,046.000	40,306,200
アートネイチャー	11,000	816.000	8,976,000
フルヤ金属	9,600	3,255.000	31,248,000
バンダイナムコホールディングス	267,500	4,450.000	1,190,375,000
SHOEI	26,300	1,833.000	48,207,900
フランスベッドホールディングス	12,400	1,342.000	16,640,800
パイロットコーポレーション	14,900	4,804.000	71,579,600
萩原工業	6,600	1,593.000	10,513,800
フジシールインターナショナル	22,200	3,135.000	69,597,000
タカラトミー	46,000	2,836.000	130,456,000
広済堂ホールディングス	37,800	460.000	17,388,000
プロネクス	9,000	1,175.000	10,575,000
TOPPANホールディングス	120,900	4,816.000	582,254,400
大日本印刷	217,200	2,602.000	565,154,400
共同印刷	11,600	1,454.000	16,866,400
NISSHA	20,500	1,196.000	24,518,000
TAKARA & COMPANY	5,500	4,425.000	24,337,500
アシックス	384,500	3,704.000	1,424,188,000
ツツミ	3,100	2,467.000	7,647,700
ローランド	7,900	3,575.000	28,242,500
小松ウオール工業	6,800	2,598.000	17,666,400
ヤマハ	170,300	1,061.500	180,773,450
河合楽器製作所	3,000	2,503.000	7,509,000
クリナップ	9,800	817.000	8,006,600
ビジョン	60,100	1,607.500	96,610,750
キングジム	9,300	844.000	7,849,200
リンテック	18,600	4,100.000	76,260,000
イトーキ	21,800	2,398.000	52,276,400
任天堂	628,400	13,065.000	8,210,046,000
三菱鉛筆	13,200	2,143.000	28,287,600

タカラスタンダード	22,200	2,714.000	60,250,800
コクヨ	206,700	920.500	190,267,350
ナカバヤシ	6,600	549.000	3,623,400
グローブライド	11,100	2,187.000	24,275,700
オカムラ	29,400	2,250.000	66,150,000
美津濃	29,300	3,010.000	88,193,000
グリムス	4,200	2,481.000	10,420,200
東京電力ホールディングス	889,000	716.000	636,524,000
中部電力	365,800	2,357.500	862,373,500
関西電力	535,100	2,619.500	1,401,694,450
中国電力	174,400	1,007.000	175,620,800
北陸電力	100,100	991.000	99,199,100
東北電力	263,300	1,108.000	291,736,400
四国電力	92,400	1,519.500	140,401,800
九州電力	230,100	1,684.500	387,603,450
北海道電力	104,100	1,140.000	118,674,000
沖縄電力	24,600	1,073.000	26,395,800
電源開発	74,700	3,063.000	228,806,100
エフオン	9,900	340.000	3,366,000
イーレックス	23,200	639.000	14,824,800
レノバ	26,900	765.000	20,578,500
東京瓦斯	180,400	6,178.000	1,114,511,200
大阪瓦斯	180,800	5,418.000	979,574,400
東邦瓦斯	36,100	4,762.000	171,908,200
北海道瓦斯	33,400	753.000	25,150,200
広島ガス	21,300	373.000	7,944,900
西部ガスホールディングス	9,900	1,923.000	19,037,700
静岡ガス	25,200	1,194.000	30,088,800
メタウォーター	12,700	3,285.000	41,719,500
SBSホールディングス	9,200	3,685.000	33,902,000
東武鉄道	105,000	2,609.000	273,945,000
相鉄ホールディングス	33,000	2,739.000	90,387,000
東急	261,500	1,789.000	467,823,500
京浜急行電鉄	122,200	1,515.500	185,194,100
小田急電鉄	155,800	1,744.000	271,715,200
京王電鉄	46,800	4,011.000	187,714,800
京成電鉄	173,500	1,246.000	216,181,000
富士急行	12,400	2,015.000	24,986,000
東日本旅客鉄道	545,200	4,002.000	2,181,890,400
西日本旅客鉄道	233,200	3,095.000	721,754,000
東海旅客鉄道	418,300	4,301.000	1,799,108,300
東京地下鉄	165,800	1,603.000	265,777,400
西武ホールディングス	109,200	4,843.000	528,855,600
鴻池運輸	17,200	3,090.000	53,148,000

西日本鉄道	28,700	2,743.500	78,738,450
ハマキョウレックス	32,800	1,677.000	55,005,600
サカイ引越センター	11,700	2,839.000	33,216,300
近鉄グループホールディングス	107,500	2,959.500	318,146,250
阪急阪神ホールディングス	132,000	3,885.000	512,820,000
南海電気鉄道	44,300	2,910.000	128,913,000
京阪ホールディングス	52,300	3,349.000	175,152,700
神戸電鉄	2,300	2,438.000	5,607,400
名古屋鉄道	110,200	1,633.000	179,956,600
山陽電気鉄道	6,800	2,076.000	14,116,800
ヤマトホールディングス	121,400	2,229.000	270,600,600
山九	22,900	8,405.000	192,474,500
丸全昭和運輸	6,100	7,270.000	44,347,000
センコーグループホールディングス	65,000	1,931.000	125,515,000
ニッコンホールディングス	45,500	3,667.000	166,848,500
福山通運	10,300	4,090.000	42,127,000
セイノーホールディングス	48,400	2,287.500	110,715,000
神奈川中央交通	2,600	3,695.000	9,607,000
AZ-COM丸和ホールディングス	30,200	1,039.000	31,377,800
九州旅客鉄道	76,600	3,958.000	303,182,800
S Gホールディングス	167,100	1,552.000	259,339,200
NIPPON EXPRESSホールディングス	107,200	3,261.000	349,579,200
日本郵船	207,400	4,922.000	1,020,822,800
商船三井	188,900	4,421.000	835,126,900
川崎汽船	214,100	2,086.000	446,612,600
NSユニテッド海運	6,900	5,910.000	40,779,000
飯野海運	38,300	1,411.000	54,041,300
乾汽船	14,300	1,427.000	20,406,100
日本航空	229,300	2,929.000	671,619,700
ANAホールディングス	268,400	2,923.000	784,533,200
三菱倉庫	100,400	1,159.500	116,413,800
三井倉庫ホールディングス	31,700	3,914.000	124,073,800
住友倉庫	30,500	3,415.000	104,157,500
澁澤倉庫	22,800	1,168.000	26,630,400
日本トランスシティ	19,400	1,136.000	22,038,400
中央倉庫	9,100	1,354.000	12,321,400
安田倉庫	8,400	2,241.000	18,824,400
上組	42,700	4,946.000	211,194,200
キューソー流通システム	3,300	2,693.000	8,886,900
エーアイティー	7,600	2,065.000	15,694,000
MIXI	19,900	2,856.000	56,834,400
クロスキャット	7,100	1,041.000	7,391,100
システナ	138,700	518.000	71,846,600
デジタルアーツ	4,200	6,990.000	29,358,000

日鉄ソリューションズ	29,900	4,109.000	122,859,100
キューブシステム	4,500	1,082.000	4,869,000
コア	4,300	2,007.000	8,630,100
ディー・エヌ・エー	40,900	2,347.000	95,992,300
手間いらず	1,900	3,105.000	5,899,500
ラクーンホールディングス	8,400	638.000	5,359,200
ソリトンシステムズ	4,800	1,919.000	9,211,200
ソフトクリエイトホールディングス	7,300	2,120.000	15,476,000
T I S	105,900	5,108.000	540,937,200
グリーホールディングス	32,700	403.000	13,178,100
GMOペパボ	900	2,255.000	2,029,500
コーエーテクモホールディングス	65,600	2,064.500	135,431,200
三菱総合研究所	5,500	4,900.000	26,950,000
ファインデックス	8,200	934.000	7,658,800
ポールトゥウィンホールディングス	15,000	335.000	5,025,000
ネクソン	246,300	3,805.000	937,171,500
アイスタイル	33,600	447.000	15,019,200
エムアップホールディングス	12,000	1,737.000	20,844,000
エイチームホールディングス	6,700	1,170.000	7,839,000
セルシス	15,600	1,665.000	25,974,000
エニグモ	12,700	406.000	5,156,200
コロプラ	33,100	438.000	14,497,800
ブロードリーフ	42,000	726.000	30,492,000
デジタルハーツホールディングス	6,700	937.000	6,277,900
メディアドゥ	4,400	1,786.000	7,858,400
じげん	26,300	479.000	12,597,700
フィックスターズ	14,200	1,591.000	22,592,200
オプティム	14,600	512.000	7,475,200
セレス	4,500	2,125.000	9,562,500
S H I F T	91,400	977.500	89,343,500
セック	3,000	2,692.000	8,076,000
テクマトリックス	22,800	2,208.000	50,342,400
プロシップ	7,800	1,576.000	12,292,800
ガンホー・オンライン・エンターテイメント	23,800	2,427.000	57,762,600
GMOペイメントゲートウェイ	20,100	9,851.000	198,005,100
システムリサーチ	6,200	1,988.000	12,325,600
インターネットイニシアティブ	55,000	2,832.000	155,760,000
さくらインターネット	15,500	3,155.000	48,902,500
GMOグローバルサイン・ホールディングス	2,900	2,358.000	6,838,200
S R Aホールディングス	5,400	5,200.000	28,080,000
朝日ネット	8,600	689.000	5,925,400
e B A S E	12,700	434.000	5,511,800
アバントグループ	15,600	1,800.000	28,080,000
アドソル日進	7,000	1,553.000	10,871,000

フリービット	4,900	1,608.000	7,879,200
コムチュア	12,700	1,655.000	21,018,500
アステリア	8,000	1,075.000	8,600,000
アイル	5,600	2,445.000	13,692,000
マークラインズ	5,400	1,680.000	9,072,000
メディカル・データ・ビジョン	12,600	466.000	5,871,600
g u m i	18,400	401.000	7,378,400
テラスカイ	4,400	2,045.000	8,998,000
デジタル・インフォメーション・テクノロジー	5,900	2,529.000	14,921,100
ネオジャパン	3,200	1,798.000	5,753,600
P R T I M E S	2,200	2,766.000	6,085,200
ラクス	94,600	1,210.000	114,466,000
ダブルスタンダード	3,400	1,666.000	5,664,400
オープンドア	6,500	297.000	1,930,500
アカツキ	4,800	2,646.000	12,700,800
U B I C O Mホールディングス	3,100	1,069.000	3,313,900
カナミックネットワーク	12,900	552.000	7,120,800
チェンジホールディングス	25,200	1,129.000	28,450,800
オークネット	8,600	1,956.000	16,821,600
オロ	4,000	2,021.000	8,084,000
ユーザーローカル	5,900	1,911.000	11,274,900
P K S H A T E C H N O L O G Y	11,700	3,335.000	39,019,500
マネーフォワード	23,100	4,137.000	95,564,700
G M Oフィナンシャルゲート	1,600	5,250.000	8,400,000
S U N A S T E R I S K	6,900	479.000	3,305,100
プラスアルファ・コンサルティング	12,400	2,367.000	29,350,800
電算システムホールディングス	4,400	3,825.000	16,830,000
A P P I E R G R O U P	37,700	1,072.000	40,414,400
ビジョナル	12,100	10,385.000	125,658,500
野村総合研究所	195,800	6,285.000	1,230,603,000
日本システム技術	8,700	2,257.000	19,635,900
インテージホールディングス	9,100	1,730.000	15,743,000
東邦システムサイエンス	3,800	1,122.000	4,263,600
シンプレクス・ホールディングス	82,400	1,095.000	90,228,000
ラクスル	23,100	1,283.000	29,637,300
メルカリ	55,300	2,606.000	144,111,800
I P S	3,000	3,295.000	9,885,000
システムサポートホールディングス	3,400	2,880.000	9,792,000
ボードルア	2,800	2,544.000	7,123,200
N E	5,000	682.000	3,410,000
イーソル	7,500	577.000	4,327,500
ウイングアーク 1 s t	10,200	3,465.000	35,343,000
ヒト・コミュニケーションズ・ホールディングス	3,400	1,048.000	3,563,200
サーバーワークス	2,100	1,793.000	3,765,300

S a n s a n	30,000	1,658.000	49,740,000
ギフトイ	8,900	1,159.000	10,315,100
メドレー	11,200	2,369.000	26,532,800
ベース	4,700	3,315.000	15,580,500
J M D C	12,100	4,100.000	49,610,000
フォーカスシステムズ	6,000	1,716.000	10,296,000
クレスコ	15,500	1,539.000	23,854,500
フジ・メディア・ホールディングス	82,000	3,465.000	284,130,000
オービック	186,000	5,029.000	935,394,000
ジャストシステム	15,000	5,030.000	75,450,000
T D C ソフト	18,300	1,353.000	24,759,900
L I N E ヤフー	1,535,300	414.100	635,767,730
トレンドマイクロ	58,100	7,760.000	450,856,000
I D ホールディングス	6,200	2,051.000	12,716,200
日本オラクル	18,800	13,475.000	253,330,000
アルファシステムズ	3,200	4,100.000	13,120,000
フューチャー	23,100	2,034.000	46,985,400
C A C H O L D I N G S	5,500	2,079.000	11,434,500
オービックビジネスコンサルタント	16,900	8,650.000	146,185,000
アイティフォー	11,300	1,708.000	19,300,400
東計電算	2,900	4,155.000	12,049,500
大塚商会	113,700	3,053.000	347,126,100
サイボウズ	14,800	3,155.000	46,694,000
電通総研	13,600	7,760.000	105,536,000
デジタルガレージ	16,700	2,983.000	49,816,100
イーエムシステムズ	17,200	820.000	14,104,000
ウェザーニューズ	7,600	3,920.000	29,792,000
C I J	24,500	496.000	12,152,000
ビジネスエンジニアリング	2,100	7,600.000	15,960,000
WOWOW	7,000	1,450.000	10,150,000
ANYCOLOR	13,600	6,220.000	84,592,000
アルゴグラフィックス	37,200	1,637.000	60,896,400
マーベラス	16,700	535.000	8,934,500
エイベックス	23,800	1,203.000	28,631,400
B I P R O G Y	33,600	5,747.000	193,099,200
都築電気	5,600	3,155.000	17,668,000
T B S ホールディングス	49,300	5,829.000	287,369,700
日本テレビホールディングス	88,500	3,941.000	348,778,500
朝日放送グループホールディングス	12,600	814.000	10,256,400
テレビ朝日ホールディングス	23,800	3,320.000	79,016,000
スカパー J S A T ホールディングス	64,700	1,914.000	123,835,800
テレビ東京ホールディングス	6,200	4,870.000	30,194,000
ビジョン	23,200	1,276.000	29,603,200
U-NEXT H O L D I N G S	35,000	2,047.000	71,645,000

日本通信	94,100	137.000	12,891,700
NTT	27,350,000	155.800	4,261,130,000
KDDI	1,399,800	2,650.000	3,709,470,000
ソフトバンク	15,996,400	218.800	3,500,012,320
光通信	10,100	42,620.000	430,462,000
エムティーアイ	7,600	761.000	5,783,600
GMOインターネットグループ	32,400	3,960.000	128,304,000
ファイバーゲート	5,000	680.000	3,400,000
KADOKAWA	51,600	3,285.000	169,506,000
学研ホールディングス	17,500	1,138.000	19,915,000
ゼンリン	15,600	1,038.000	16,192,800
松竹	6,000	12,950.000	77,700,000
東宝	53,400	8,804.000	470,133,600
東映	16,200	5,770.000	93,474,000
ピー・シー・エー	6,300	1,802.000	11,352,600
ビジネスブレイン太田昭和	4,300	3,475.000	14,942,500
DTS	70,800	1,201.000	85,030,800
スクウェア・エニックス・ホールディングス	159,900	3,081.000	492,651,900
シーイーシー	12,100	2,301.000	27,842,100
カプコン	199,400	3,732.000	744,160,800
アイ・エス・ビー	4,600	1,672.000	7,691,200
SCSK	81,900	5,688.000	465,847,200
NSW	4,500	2,514.000	11,313,000
アイネス	7,300	1,775.000	12,957,500
TKC	15,900	4,115.000	65,428,500
NSD	38,100	3,609.000	137,502,900
コナミグループ	42,100	23,090.000	972,089,000
福井コンピュータホールディングス	8,200	3,035.000	24,887,000
JBCCHホールディングス	25,400	1,548.000	39,319,200
ミロク情報サービス	8,200	1,865.000	15,293,000
ソフトバンクグループ	478,300	16,535.000	7,908,690,500
リョーサン菱洋ホールディングス	17,100	2,987.000	51,077,700
高千穂交易	10,700	2,070.000	22,149,000
伊藤忠食品	2,400	10,400.000	24,960,000
あらた	16,000	3,065.000	49,040,000
トーメンデバイス	1,500	11,770.000	17,655,000
東京エレクトロン デバイス	10,500	3,160.000	33,180,000
円谷フィールズホールディングス	17,300	1,990.000	34,427,000
双日	104,500	4,563.000	476,833,500
アルフレッサ ホールディングス	94,100	2,348.000	220,946,800
横浜冷凍	26,700	1,336.000	35,671,200
ラサ商事	6,500	1,778.000	11,557,000
アルコニックス	16,300	2,350.000	38,305,000
神戸物産	92,700	3,758.000	348,366,600

あい ホールディングス	20,400	2,787.000	56,854,800
ダイワボウホールディングス	46,800	3,035.000	142,038,000
マクニカホールディングス	74,000	2,260.000	167,240,000
ラクト・ジャパン	4,700	3,485.000	16,379,500
バイタルケーエスケー・ホールディングス	15,100	1,310.000	19,781,000
八洲電機	8,300	2,588.000	21,480,400
メディアスホールディングス	7,000	812.000	5,684,000
レスター	8,700	2,747.000	23,898,900
TOKAI ホールディングス	57,200	1,075.000	61,490,000
三洋貿易	12,600	1,515.000	19,089,000
ビューティガレージ	3,300	1,433.000	4,728,900
ウイン・パートナーズ	6,300	1,291.000	8,133,300
シップヘルスケアホールディングス	39,900	2,586.500	103,201,350
明治電機工業	4,900	2,322.000	11,377,800
コメダホールディングス	28,000	3,060.000	85,680,000
アセンテック	4,500	1,344.000	6,048,000
フルサト・マルカホールディングス	8,600	2,245.000	19,307,000
ヤマエグループホールディングス	11,400	2,456.000	27,998,400
小野建	13,200	1,396.000	18,427,200
佐島電機	6,900	1,800.000	12,420,000
伯東	5,500	3,880.000	21,340,000
コンドーテック	9,000	1,523.000	13,707,000
ナガイレーベン	12,800	1,878.000	24,038,400
松田産業	7,800	4,950.000	38,610,000
第一興商	40,800	1,675.000	68,340,000
メディパルホールディングス	113,600	2,697.500	306,436,000
S P K	4,200	2,335.000	9,807,000
萩原電気ホールディングス	4,400	3,570.000	15,708,000
アズワン	31,000	2,415.000	74,865,000
スズデン	5,500	1,691.000	9,300,500
シモジマ	6,600	1,315.000	8,679,000
ドウシシャ	9,100	3,165.000	28,801,500
高速	6,000	2,950.000	17,700,000
たけびし	3,400	2,091.000	7,109,400
リックス	2,500	3,775.000	9,437,500
丸文	8,900	1,217.000	10,831,300
ハピネット	8,500	6,450.000	54,825,000
日本ライフライン	26,700	1,514.000	40,423,800
タカショー	11,900	418.000	4,974,200
I D O M	37,400	1,263.000	47,236,200
進和	6,000	3,190.000	19,140,000
ダイトロン	5,300	4,645.000	24,618,500
シークス	15,100	1,287.000	19,433,700
オーハシテクニカ	4,700	2,276.000	10,697,200

白銅	2,600	2,236.000	5,813,600
伊藤忠商事	707,800	9,136.000	6,466,460,800
丸紅	801,300	4,059.000	3,252,476,700
長瀬産業	44,600	3,595.000	160,337,000
蝶理	5,600	4,165.000	23,324,000
豊田通商	316,700	4,981.000	1,577,482,700
三共生興	15,500	707.000	10,958,500
兼松	44,500	3,345.000	148,852,500
三井物産	1,511,000	4,098.000	6,192,078,000
日本紙パルプ商事	49,300	769.000	37,911,700
カメイ	10,000	2,855.000	28,550,000
スターゼン	21,600	1,222.000	26,395,200
山善	38,700	1,501.000	58,088,700
椿本興業	6,200	2,650.000	16,430,000
住友商事	630,600	4,855.000	3,061,563,000
内田洋行	4,000	11,060.000	44,240,000
三菱商事	2,102,200	3,666.000	7,706,665,200
第一実業	9,500	2,922.000	27,759,000
キヤノンマーケティングジャパン	24,400	6,907.000	168,530,800
西華産業	14,400	2,356.000	33,926,400
佐藤商事	6,800	2,205.000	14,994,000
東京産業	10,400	1,091.000	11,346,400
ユアサ商事	9,000	5,320.000	47,880,000
神鋼商事	7,200	2,399.000	17,272,800
阪和興業	17,400	6,860.000	119,364,000
正栄食品工業	6,700	4,070.000	27,269,000
カナデン	7,400	2,047.000	15,147,800
RYODEN	7,400	3,240.000	23,976,000
岩谷産業	106,600	1,671.500	178,181,900
極東貿易	5,400	1,770.000	9,558,000
アステナホールディングス	19,500	467.000	9,106,500
三愛オブリ	23,900	2,066.000	49,377,400
稲畑産業	27,200	3,630.000	98,736,000
G S I クレオス	5,200	2,310.000	12,012,000
明和産業	14,700	860.000	12,642,000
ワキタ	16,500	1,882.000	31,053,000
東邦ホールディングス	27,500	4,627.000	127,242,500
サンゲツ	26,000	3,105.000	80,730,000
ミツウロコグループホールディングス	13,200	2,280.000	30,096,000
シナネンホールディングス	3,000	6,670.000	20,010,000
伊藤忠エネクス	25,800	1,860.000	47,988,000
サンリオ	103,100	5,351.000	551,688,100
サンワ テクノス	4,600	2,870.000	13,202,000
新光商事	14,300	1,023.000	14,628,900

トーホー	4,500	3,475.000	15,637,500
三信電気	4,000	3,025.000	12,100,000
東陽テクニカ	9,400	1,696.000	15,942,400
モスフードサービス	16,300	4,225.000	68,867,500
加賀電子	20,600	3,700.000	76,220,000
ソーダニッカ	10,700	1,038.000	11,106,600
立花エレテック	6,600	2,941.000	19,410,600
フォーバル	4,300	1,215.000	5,224,500
PAL TAC	15,800	4,683.000	73,991,400
三谷産業	21,800	547.000	11,924,600
コア商事ホールディングス	11,800	791.000	9,333,800
KPPグループホールディングス	23,300	731.000	17,032,300
ヤマタネ	9,200	2,531.000	23,285,200
泉州電業	6,700	4,790.000	32,093,000
トラスコ中山	22,000	2,369.000	52,118,000
オートバックスセブン	41,000	1,620.000	66,420,000
モリト	7,600	1,670.000	12,692,000
加藤産業	12,900	6,250.000	80,625,000
イエローハット	33,300	1,637.000	54,512,100
J Kホールディングス	9,300	1,233.000	11,466,900
日伝	6,600	2,543.000	16,783,800
杉本商事	8,900	1,453.000	12,931,700
因幡電機産業	57,200	2,500.000	143,000,000
東テク	10,200	3,680.000	37,536,000
ミスミグループ本社	152,100	2,250.500	342,301,050
スズケン	33,100	5,985.000	198,103,500
ジェコス	6,100	1,422.000	8,674,200
インターメスティック	5,200	2,046.000	10,639,200
サンエー	17,400	2,866.000	49,868,400
カワチ薬品	8,000	3,005.000	24,040,000
エービーシー・マート	51,700	2,691.000	139,124,700
ハードオフコーポレーション	4,100	1,886.000	7,732,600
アスクル	24,600	1,423.000	35,005,800
ゲオホールディングス	11,700	1,669.000	19,527,300
アンドエスティHD	14,500	2,922.000	42,369,000
くら寿司	12,200	3,345.000	40,809,000
キャンドゥ	4,300	3,500.000	15,050,000
パルグループホールディングス	46,100	2,174.000	100,221,400
エディオン	56,200	2,008.000	112,849,600
サーラコーポレーション	21,300	1,098.000	23,387,400
ハローズ	4,400	4,645.000	20,438,000
フジオフードグループ本社	21,800	1,169.000	25,484,200
あみやき亭	7,400	1,344.000	9,945,600
大黒天物産	3,700	6,070.000	22,459,000

ハニーズホールディングス	8,700	1,536.000	13,363,200
アルペン	9,400	2,383.000	22,400,200
クオールホールディングス	13,000	2,395.000	31,135,000
ジンズホールディングス	7,700	6,000.000	46,200,000
ビックカメラ	58,700	1,565.000	91,865,500
DCMホールディングス	57,600	1,548.000	89,164,800
ペッパーフードサービス	33,700	185.000	6,234,500
M o n o t a R O	149,600	2,202.500	329,494,000
J．フロント リテイリング	121,800	2,250.500	274,110,900
ドトール・日レスホールディングス	21,100	2,554.000	53,889,400
マツキヨココカラ&カンパニー	184,000	2,838.500	522,284,000
ブロンコビリー	5,700	3,950.000	22,515,000
Z O Z O	173,900	1,304.000	226,765,600
トレジャー・ファクトリー	7,100	1,617.000	11,480,700
物語コーポレーション	20,600	4,455.000	91,773,000
三越伊勢丹ホールディングス	164,700	2,461.000	405,326,700
H a m e e	5,000	499.000	2,495,000
クリエイトSDホールディングス	14,500	3,290.000	47,705,000
シュッピン	10,400	1,188.000	12,355,200
オイシックス・ラ・大地	17,000	1,505.000	25,585,000
ネクステージ	24,000	2,645.000	63,480,000
ジョイフル本田	28,100	2,143.000	60,218,300
エターナルホスピタリティグループ	4,300	3,220.000	13,846,000
ホットランドホールディングス	7,700	2,111.000	16,254,700
すかいらくホールディングス	145,400	3,636.000	528,674,400
S F Pホールディングス	5,100	2,034.000	10,373,400
綿半ホールディングス	7,500	1,465.000	10,987,500
ヨシックスホールディングス	3,000	2,943.000	8,829,000
ユナイテッド・スーパーマーケット・ホールディングス	46,400	878.000	40,739,200
あさひ	8,300	1,304.000	10,823,200
コスモス薬品	21,100	7,450.000	157,195,000
セブン&アイ・ホールディングス	1,158,000	2,144.000	2,482,752,000
クリエイト・レストランツ・ホールディングス	160,400	796.000	127,678,400
ツルハホールディングス	166,370	2,744.000	456,519,280
サンマルクホールディングス	13,300	2,626.000	34,925,800
トリドールホールディングス	30,000	4,420.000	132,600,000
T O K Y O B A S E	11,600	406.000	4,709,600
J Mホールディングス	14,800	1,593.000	23,576,400
アレンザホールディングス	6,500	1,117.000	7,260,500
串カツ田中ホールディングス	3,400	2,084.000	7,085,600
バロックジャパンリミテッド	10,200	761.000	7,762,200
クスリのアオキホールディングス	27,400	3,948.000	108,175,200
力の源ホールディングス	7,800	1,345.000	10,491,000

FOOD & LIFE COMPANIES	61,000	7,090.000	432,490,000
ブルーゾーンホールディングス	12,200	8,561.000	104,444,200
メディカルシステムネットワーク	12,000	507.000	6,084,000
ノジマ	102,900	1,165.000	119,878,500
カップ・クリエイト	16,000	1,550.000	24,800,000
良品計画	231,400	3,139.000	726,364,600
アドヴァングループ	8,300	879.000	7,295,700
アルビス	2,600	2,663.000	6,923,800
G-7ホールディングス	11,100	1,384.000	15,362,400
イオン北海道	30,000	902.000	27,060,000
コジマ	19,400	1,144.000	22,193,600
コーナン商事	12,000	3,910.000	46,920,000
エコス	3,600	2,946.000	10,605,600
ワタミ	12,200	961.000	11,724,200
パン・パシフィック・インターナショナルホール ディングス	1,069,500	936.800	1,001,907,600
西松屋チェーン	22,700	2,213.000	50,235,100
ゼンショーホールディングス	54,100	9,205.000	497,990,500
幸楽苑	9,400	1,156.000	10,866,400
サイゼリヤ	14,500	5,610.000	81,345,000
V Tホールディングス	41,300	510.000	21,063,000
魚力	600	2,351.000	1,410,600
ユナイテッドアローズ	11,000	2,284.000	25,124,000
ハイデイ日高	16,500	3,545.000	58,492,500
コロワイド	60,000	1,756.500	105,390,000
壺番屋	38,700	947.000	36,648,900
スギホールディングス	56,700	3,630.000	205,821,000
薬王堂ホールディングス	5,100	2,178.000	11,107,800
ダブルエー	2,000	1,368.000	2,736,000
スクロール	14,000	1,248.000	17,472,000
ヨンドシーホールディングス	8,400	1,737.000	14,590,800
木曽路	14,300	2,536.000	36,264,800
S R Sホールディングス	15,800	1,218.000	19,244,400
リテールパートナーズ	14,800	1,322.000	19,565,600
上新電機	9,900	2,673.000	26,462,700
日本瓦斯	50,800	3,000.000	152,400,000
ロイヤルホールディングス	19,900	2,749.000	54,705,100
チヨダ	10,100	1,010.000	10,201,000
ライフコーポレーション	23,100	2,518.000	58,165,800
リンガーハット	12,600	2,330.000	29,358,000
Mr M a x HD	12,000	787.000	9,444,000
AOK Iホールディングス	25,600	1,708.000	43,724,800
オークワ	17,700	846.000	14,974,200
コメリ	14,500	3,420.000	49,590,000

青山商事	22,000	2,396.000	52,712,000
しまむら	24,700	10,960.000	270,712,000
高島屋	143,600	1,667.000	239,381,200
松屋	17,500	1,967.000	34,422,500
エイチ・ツー・オー リテイリング	52,600	2,144.000	112,774,400
近鉄百貨店	6,700	1,913.000	12,817,100
丸井グループ	63,300	3,108.000	196,736,400
アクシアル リテイリング	27,200	1,135.000	30,872,000
イオン	1,241,800	2,773.000	3,443,511,400
イズミ	15,900	2,961.000	47,079,900
平和堂	16,700	2,955.000	49,348,500
フジ	19,000	2,078.000	39,482,000
ゼビオホールディングス	14,200	1,046.000	14,853,200
ケーズホールディングス	66,800	1,548.000	103,406,400
シルバーライフ	3,100	830.000	2,573,000
Genky Drug Stores	9,200	5,090.000	46,828,000
ブックオフグループホールディングス	7,900	1,395.000	11,020,500
ギフトホールディングス	6,200	3,320.000	20,584,000
アインホールディングス	10,600	6,941.000	73,574,600
GENKI GLOBAL DINING CONCEPTS	6,000	3,075.000	18,450,000
ヤマダホールディングス	322,900	470.200	151,827,580
アークランズ	31,100	1,899.000	59,058,900
ニトリホールディングス	168,200	2,661.000	447,580,200
グルメ杵屋	7,600	967.000	7,349,200
ケーユーホールディングス	6,500	1,198.000	7,787,000
吉野家ホールディングス	42,000	3,146.000	132,132,000
松屋フーズホールディングス	4,700	6,280.000	29,516,000
サガミホールディングス	15,200	1,850.000	28,120,000
王将フードサービス	20,600	3,195.000	65,817,000
ミニストップ	8,700	2,080.000	18,096,000
アークス	17,300	3,345.000	57,868,500
バローホールディングス	19,900	3,225.000	64,177,500
ベルク	5,100	7,550.000	38,505,000
大 庄	7,900	1,147.000	9,061,300
ファーストリテイリング	71,200	55,950.000	3,983,640,000
サンドラッグ	33,500	4,284.000	143,514,000
サックスパー ホールディングス	8,700	752.000	6,542,400
ベルーナ	25,200	1,019.000	25,678,800
いよぎんホールディングス	128,300	2,568.500	329,538,550
しずおかフィナンシャルグループ	215,900	2,268.000	489,661,200
ちゅうぎんフィナンシャルグループ	82,500	2,343.000	193,297,500
楽天銀行	51,500	7,409.000	381,563,500
京都フィナンシャルグループ	131,900	3,387.000	446,745,300

めぶきフィナンシャルグループ	472,400	1,036.000	489,406,400
東京きらぼしフィナンシャルグループ	12,900	8,610.000	111,069,000
九州フィナンシャルグループ	200,900	967.600	194,390,840
ゆうちょ銀行	1,059,500	1,925.000	2,039,537,500
富山第一銀行	31,400	1,727.000	54,227,800
横浜フィナンシャルグループ	511,300	1,233.500	630,688,550
西日本フィナンシャルホールディングス	59,700	3,029.000	180,831,300
三十三フィナンシャルグループ	8,900	4,110.000	36,579,000
第四北越フィナンシャルグループ	91,500	1,659.000	151,798,500
ひろぎんホールディングス	138,200	1,555.000	214,901,000
おきなわフィナンシャルグループ	7,600	4,635.000	35,226,000
十六フィナンシャルグループ	13,600	6,300.000	85,680,000
ＣＣＩグループ	91,000	709.000	64,519,000
プロクレアホールディングス	11,500	1,764.000	20,286,000
あいちフィナンシャルグループ	18,400	4,595.000	84,548,000
あおぞら銀行	63,300	2,425.000	153,502,500
三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ	6,284,500	2,463.000	15,478,723,500
りそなホールディングス	1,202,800	1,576.000	1,895,612,800
三井住友トラストグループ	341,100	4,494.000	1,532,903,400
三井住友フィナンシャルグループ	2,155,700	4,771.000	10,284,844,700
千葉銀行	299,600	1,664.500	498,684,200
群馬銀行	172,600	1,793.000	309,471,800
武蔵野銀行	15,500	4,740.000	73,470,000
千葉興業銀行	22,800	1,662.000	37,893,600
筑波銀行	43,200	397.000	17,150,400
七十七銀行	31,300	7,340.000	229,742,000
秋田銀行	6,300	3,955.000	24,916,500
山形銀行	13,300	1,871.000	24,884,300
岩手銀行	6,000	4,965.000	29,790,000
東邦銀行	120,600	519.000	62,591,400
ふくおかフィナンシャルグループ	79,800	4,834.000	385,753,200
スルガ銀行	66,900	1,680.000	112,392,000
八十二銀行	203,400	1,696.000	344,966,400
山梨中央銀行	10,600	3,860.000	40,916,000
大垣共立銀行	19,000	4,335.000	82,365,000
福井銀行	8,600	2,417.000	20,786,200
清水銀行	4,700	2,199.000	10,335,300
滋賀銀行	14,700	7,120.000	104,664,000
南都銀行	14,600	5,740.000	83,804,000
百五銀行	93,100	1,050.000	97,755,000
紀陽銀行	34,900	3,105.000	108,364,500
ほくほくフィナンシャルグループ	58,000	4,493.000	260,594,000
山陰合同銀行	60,700	1,485.000	90,139,500
百十四銀行	9,400	6,240.000	58,656,000

四国銀行	14,000	1,687.000	23,618,000
阿波銀行	14,100	4,195.000	59,149,500
大分銀行	6,000	5,940.000	35,640,000
宮崎銀行	6,900	5,860.000	40,434,000
佐賀銀行	5,600	3,630.000	20,328,000
琉球銀行	21,900	1,818.000	39,814,200
セブン銀行	350,700	289.700	101,597,790
みずほフィナンシャルグループ	1,391,600	5,501.000	7,655,191,600
山口フィナンシャルグループ	95,700	2,029.500	194,223,150
名古屋銀行	19,800	4,395.000	87,021,000
北洋銀行	130,000	830.000	107,900,000
愛媛銀行	14,000	1,364.000	19,096,000
京葉銀行	42,900	1,577.000	67,653,300
栃木銀行	45,000	700.000	31,500,000
北日本銀行	3,100	4,440.000	13,764,000
東和銀行	16,500	1,032.000	17,028,000
トモニホールディングス	93,000	759.000	70,587,000
フィデアホールディングス	10,000	1,784.000	17,840,000
池田泉州ホールディングス	135,200	786.000	106,267,200
F P G	32,700	2,198.000	71,874,600
ジャパンインベストメントアドバイザー	18,000	2,214.000	39,852,000
S B I ホールディングス	340,800	3,251.000	1,107,940,800
ジャフコ グループ	28,900	2,420.000	69,938,000
大和証券グループ本社	701,900	1,289.500	905,100,050
野村ホールディングス	1,651,700	1,176.500	1,943,225,050
岡三証券グループ	74,800	728.000	54,454,400
丸三証券	29,900	970.000	29,003,000
東洋証券	30,200	590.000	17,818,000
東海東京フィナンシャル・ホールディングス	115,300	651.000	75,060,300
水戸証券	25,900	531.000	13,752,900
いちよし証券	18,100	984.000	17,810,400
松井証券	70,300	823.000	57,856,900
マネックスグループ	96,900	731.000	70,833,900
極東証券	12,700	1,633.000	20,739,100
岩井コスモホールディングス	11,100	3,130.000	34,743,000
アイザワ証券グループ	10,300	1,341.000	13,812,300
スパークス・グループ	9,500	1,513.000	14,373,500
ライフネット生命保険	19,200	1,931.000	37,075,200
かんぽ生命保険	110,900	4,398.000	487,738,200
F P パートナー	4,200	2,112.000	8,870,400
S O M P O ホールディングス	484,100	4,993.000	2,417,111,300
アニコム ホールディングス	34,900	896.000	31,270,400
MS & AD インシュアランスグループホールディングス	661,200	3,480.000	2,300,976,000

ソニーフィナンシャルグループ	3,446,600	147.900	509,752,140
第一生命ホールディングス	1,920,600	1,202.500	2,309,521,500
東京海上ホールディングス	1,005,100	5,485.000	5,512,973,500
T&Dホールディングス	246,400	3,450.000	850,080,000
全国保証	51,800	3,126.000	161,926,800
ジェイリース	7,300	1,474.000	10,760,200
S B I アルヒ	11,000	922.000	10,142,000
プレミアグループ	16,800	1,828.000	30,710,400
ネットプロテクションズホールディングス	36,100	599.000	21,623,900
クレディセゾン	57,200	3,895.000	222,794,000
芙蓉総合リース	26,900	4,168.000	112,119,200
みずほリース	72,600	1,367.000	99,244,200
東京センチュリー	73,700	1,948.000	143,567,600
日本証券金融	36,700	1,913.000	70,207,100
アイフル	161,100	506.000	81,516,600
リコーリース	8,700	5,730.000	49,851,000
イオンフィナンシャルサービス	56,000	1,548.000	86,688,000
アコム	189,100	473.700	89,576,670
ジャックス	11,400	4,135.000	47,139,000
オリエントコーポレーション	31,400	1,014.000	31,839,600
オリックス	604,100	4,183.000	2,526,950,300
三菱HCキャピタル	491,500	1,246.500	612,654,750
日本取引所グループ	547,100	1,725.500	944,021,050
イー・ギャランティ	19,100	1,765.000	33,711,500
NECキャピタルソリューション	4,400	3,945.000	17,358,000
R o b o t H o m e	32,000	191.000	6,112,000
大東建託	168,000	2,964.000	497,952,000
いちご	95,700	406.000	38,854,200
日本駐車場開発	115,200	278.000	32,025,600
スター・マイカ・ホールディングス	11,400	1,238.000	14,113,200
S R Eホールディングス	4,100	3,360.000	13,776,000
ヒューリック	283,800	1,660.000	471,108,000
野村不動産ホールディングス	281,000	930.700	261,526,700
三重交通グループホールディングス	21,400	541.000	11,577,400
ディア・ライフ	14,800	1,123.000	16,620,400
地主	8,600	2,957.000	25,430,200
J P M C	5,400	1,283.000	6,928,200
フージャースホールディングス	16,400	1,326.000	21,746,400
オープンハウスグループ	31,400	9,166.000	287,812,400
東急不動産ホールディングス	269,100	1,402.500	377,412,750
飯田グループホールディングス	87,400	2,452.500	214,348,500
A n d D oホールディングス	6,200	1,021.000	6,330,200
ケイアイスター不動産	5,200	6,060.000	31,512,000
グッドコムアセット	11,200	1,205.000	13,496,000

ジェイ・エス・ビー	4,600	3,535.000	16,261,000
ロードスターキャピタル	6,100	2,830.000	17,263,000
震ヶ関キャピタル	8,400	7,900.000	66,360,000
パーク 2 4	71,900	1,844.500	132,619,550
パラカ	3,200	1,996.000	6,387,200
宮越ホールディングス	4,600	910.000	4,186,000
三井不動産	1,449,400	1,765.500	2,558,915,700
三菱地所	601,500	3,615.000	2,174,422,500
平和不動産	24,900	2,242.000	55,825,800
東京建物	90,200	3,327.000	300,095,400
京阪神ビルディング	19,900	1,904.000	37,889,600
住友不動産	139,200	7,287.000	1,014,350,400
テーオーシー	18,800	889.000	16,713,200
レオパレス 2 1	85,400	643.000	54,912,200
スターツコーポレーション	15,600	4,820.000	75,192,000
フジ住宅	11,300	809.000	9,141,700
空港施設	12,000	1,043.000	12,516,000
明和地所	8,600	1,115.000	9,589,000
ゴールドクレスト	8,100	3,430.000	27,783,000
エスリード	4,200	6,340.000	26,628,000
日神グループホールディングス	15,200	741.000	11,263,200
エスコン	24,100	1,030.000	24,823,000
M I R A R T Hホールディングス	56,400	381.000	21,488,400
カチタス	26,000	3,175.000	82,550,000
トーセイ	31,600	1,632.000	51,571,200
サンフロンティア不動産	15,400	2,373.000	36,544,200
F J ネクストホールディングス	9,200	1,456.000	13,395,200
グランディハウス	5,900	594.000	3,504,600
日本空港ビルデング	34,600	4,472.000	154,731,200
L I F U L L	36,500	160.000	5,840,000
ジェイエイシーリクルートメント	39,400	1,085.000	42,749,000
日本M&Aセンターホールディングス	150,900	710.300	107,184,270
メンバーズ	4,400	1,079.000	4,747,600
U T グループ	14,000	2,779.000	38,906,000
アイティメディア	4,800	1,527.000	7,329,600
E ・ J ホールディングス	5,900	1,675.000	9,882,500
オープンアップグループ	33,400	1,793.000	59,886,200
コシダカホールディングス	32,100	1,209.000	38,808,900
パソナグループ	12,000	1,912.000	22,944,000
リンクアンドモチベーション	27,500	499.000	13,722,500
エス・エム・エス	40,400	1,365.000	55,146,000
パーソルホールディングス	933,400	278.200	259,671,880
クックパッド	27,200	154.000	4,188,800
学情	4,900	1,614.000	7,908,600

スタジオアリス	5,400	2,046.000	11,048,400
N J S	2,400	5,140.000	12,336,000
A L S O K	170,300	1,204.000	205,041,200
カカクコム	70,500	2,282.000	160,881,000
ルネサンス	8,200	1,054.000	8,642,800
ディップ	19,100	2,130.000	40,683,000
新日本科学	10,600	1,820.000	19,292,000
エムスリー	203,900	2,453.500	500,268,650
ワールドホールディングス	4,200	2,662.000	11,180,400
博報堂D Yホールディングス	117,500	1,174.000	137,945,000
タカミヤ	13,200	442.000	5,834,400
ファンコミュニケーションズ	15,000	539.000	8,085,000
ライク	4,800	1,516.000	7,276,800
エスプール	32,300	264.000	8,527,200
W D Bホールディングス	4,700	1,586.000	7,454,200
アドウェイズ	14,300	262.000	3,746,600
バリューコマース	9,100	684.000	6,224,400
インフォマート	97,300	353.000	34,346,900
J Pホールディングス	27,000	661.000	17,847,000
C Lホールディングス	3,000	1,165.000	3,495,000
プレステージ・インターナショナル	45,600	672.000	30,643,200
アミューズ	7,100	1,842.000	13,078,200
ドリームインキュベータ	3,100	2,385.000	7,393,500
クイック	21,300	849.000	18,083,700
電通グループ	98,500	3,495.000	344,257,500
テイクアンドギヴ・ニーズ	4,500	777.000	3,496,500
ぴあ	3,700	2,715.000	10,045,500
イオンファンタジー	4,500	2,896.000	13,032,000
シーティーエス	15,600	911.000	14,211,600
H. U. グループホールディングス	30,700	3,493.000	107,235,100
アルプス技研	8,400	2,724.000	22,881,600
日本空調サービス	10,600	1,227.000	13,006,200
オリエンタルランド	606,600	2,932.000	1,778,551,200
ダスキン	22,000	3,992.000	87,824,000
明光ネットワークジャパン	14,400	721.000	10,382,400
ファルコホールディングス	5,000	2,540.000	12,700,000
ラウンドワン	98,300	980.500	96,383,150
リゾートトラスト	98,400	1,915.000	188,436,000
ビー・エム・エル	12,100	3,795.000	45,919,500
リソー教育グループ	63,800	201.000	12,823,800
早稲田アカデミー	5,700	2,394.000	13,645,800
ユー・エス・エス	195,100	1,713.000	334,206,300
サイバーエージェント	207,400	1,375.000	285,175,000
楽天グループ	809,300	934.000	755,886,200

クリーク・アンド・リバー社	5,300	1,431.000	7,584,300
S B I グローバルアセットマネジメント	18,800	601.000	11,298,800
テー・オー・ダブリュー	24,600	375.000	9,225,000
山田コンサルティンググループ	4,700	1,707.000	8,022,900
セントラルスポーツ	3,900	2,462.000	9,601,800
フルキャストホールディングス	9,100	1,689.000	15,369,900
エン	16,000	1,476.000	23,616,000
アイ・アールジャパンホールディングス	5,400	802.000	4,330,800
K e e P e r 技研	6,100	3,595.000	21,929,500
G u n o s y	9,200	559.000	5,142,800
イー・ガーディアン	4,700	1,663.000	7,816,100
ジャパンマテリアル	30,800	1,710.000	52,668,000
ベクトル	14,200	1,130.000	16,046,000
チャーム・ケア・コーポレーション	8,300	1,279.000	10,615,700
キャリアリンク	3,700	2,516.000	9,309,200
I B J	8,600	748.000	6,432,800
アサンテ	5,200	1,601.000	8,325,200
バリューHR	9,000	1,659.000	14,931,000
M&Aキャピタルパートナーズ	8,900	3,360.000	29,904,000
ライドオンエクスプレスホールディングス	6,200	1,008.000	6,249,600
シグマックス・ホールディングス	32,600	800.000	26,080,000
ウィルグループ	7,000	1,155.000	8,085,000
リクルートホールディングス	756,800	7,977.000	6,036,993,600
エラン	12,900	729.000	9,404,100
日本郵政	926,100	1,581.500	1,464,627,150
ベルシステム24ホールディングス	11,700	1,406.000	16,450,200
鎌倉新書	9,900	578.000	5,722,200
エアトリ	7,900	760.000	6,004,000
アトラエ	8,100	638.000	5,167,800
ストライク	4,900	3,980.000	19,502,000
ソラスト	28,100	564.000	15,848,400
セラク	3,000	1,484.000	4,452,000
インソース	21,700	856.000	18,575,200
ベイカレント	75,200	6,657.000	500,606,400
O r c h e s t r a H o l d i n g s	1,300	1,170.000	1,521,000
アイモバイル	14,100	569.000	8,022,900
M S - J a p a n	4,000	1,002.000	4,008,000
ジャパンエレベーターサービスホールディングス	81,800	1,872.000	153,129,600
エル・ティール・エス	1,400	2,252.000	3,152,800
ミダックホールディングス	6,200	1,808.000	11,209,600
キュービーネットホールディングス	5,900	1,335.000	7,876,500
オープングループ	16,600	298.000	4,946,800
マネジメントソリューションズ	4,900	1,332.000	6,526,800
プロレド・パートナーズ	7,400	538.000	3,981,200

アンビスホールディングス	24,500	460.000	11,270,000	
カーブスホールディングス	26,500	774.000	20,511,000	
FAST FITNESS JAPAN	3,800	2,183.000	8,295,400	
Mac bee Planet	4,900	1,747.000	8,560,300	
ダイレクトマーケティングミックス	13,800	290.000	4,002,000	
ポピンズ	2,000	1,377.000	2,754,000	
LITALICO	9,200	1,256.000	11,555,200	
リログループ	52,200	1,715.000	89,523,000	
東祥	9,400	801.000	7,529,400	
ビーウィズ	2,500	1,526.000	3,815,000	
TREホールディングス	24,600	1,632.000	40,147,200	
人・夢・技術グループ	3,700	1,654.000	6,119,800	
NISSOホールディングス	9,000	687.000	6,183,000	
大栄環境	22,900	3,670.000	84,043,000	
GENOVA	3,900	594.000	2,316,600	
日本管財ホールディングス	11,600	2,777.000	32,213,200	
M&A総研ホールディングス	13,000	1,196.000	15,548,000	
エイチ・アイ・エス	34,600	1,251.000	43,284,600	
共立メンテナンス	39,400	2,806.500	110,576,100	
イチネンホールディングス	9,900	2,066.000	20,453,400	
建設技術研究所	10,000	2,987.000	29,870,000	
スペース	7,400	1,455.000	10,767,000	
燦ホールディングス	8,900	1,375.000	12,237,500	
スバル興業	3,900	3,360.000	13,104,000	
タナベコンサルティンググループ	6,800	699.000	4,753,200	
ナガワ	2,800	6,330.000	17,724,000	
東京都競馬	7,800	5,470.000	42,666,000	
カナモト	15,600	3,750.000	58,500,000	
ニシオホールディングス	8,500	4,480.000	38,080,000	
トランス・コスモス	12,600	3,680.000	46,368,000	
乃村工藝社	43,700	1,199.000	52,396,300	
藤田観光	4,500	11,490.000	51,705,000	
トーカイ	8,500	2,457.000	20,884,500	
セコム	192,300	5,337.000	1,026,305,100	
セントラル警備保障	5,200	2,822.000	14,674,400	
丹青社	23,400	1,374.000	32,151,600	
メイテックグループホールディングス	39,900	3,447.000	137,535,300	
応用地質	9,000	2,770.000	24,930,000	
船井総研ホールディングス	21,500	2,345.000	50,417,500	
学究社	4,200	2,320.000	9,744,000	
ナック	6,300	530.000	3,339,000	
ダイセキ	24,500	3,440.000	84,280,000	
ステップ	3,200	2,472.000	7,910,400	
合 計	197,903,070		471,722,174,620	

(b)株式以外の有価証券

該当事項はありません。

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。

2 2 5 マザーファンド

(1) 貸借対照表

(単位：円)

(2025 年 12 月 1 日現在)

資産の部

流動資産

金銭信託	36,852,805
コール・ローン	4,949,927,446
株式	346,628,701,250
派生商品評価勘定	19,413,900
未収配当金	1,146,301,560
差入委託証拠金	311,859,649
流動資産合計	353,093,056,610

資産合計

353,093,056,610

負債の部

流動負債

派生商品評価勘定	21,500,600
前受金	90,170,000
未払解約金	1,571,121,592
流動負債合計	1,682,792,192

負債合計

1,682,792,192

純資産の部

元本等

元本	50,512,769,895
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	300,897,494,523

元本等合計 351,410,264,418

純資産合計 351,410,264,418

負債純資産合計 353,093,056,610

(2) 注記表

(重要な会計方針の注記)

項 目	自 2024 年 12 月 3 日 至 2025 年 12 月 1 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券

	金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場によっております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

項 目	(2025 年 12 月 1 日現在)
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	50,512,769,895 口
2. 1 単位当たり純資産の額	1 口当たり純資産額 6.9569 円 (1 万口当たりの純資産額 69,569 円)

（金融商品に関する注記）

I. 金融商品の状況に関する事項

項 目	自 2024 年 12 月 3 日 至 2025 年 12 月 1 日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、株式を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 当計算期間については、先物取引を行っております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク

	有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。

Ⅱ．金融商品の時価等に関する事項

項 目	(2025 年 12 月 1 日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（株式） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

(デリバティブ取引に関する注記)

(2025 年 12 月 1 日現在)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(単位：円)

区 分	種 類	契 約 額 等		時 価	評価損益
			うち 1 年超		
市場取引	株価指数先物取引 買建				
	NK225 先物 0712 月	4,784,186,700	-	4,782,100,000	△2,086,700
	小計	4,784,186,700	-	4,782,100,000	△2,086,700
合 計		4,784,186,700	-	4,782,100,000	△2,086,700

(注) 1. 時価の算定方法

株価指数先物取引の時価の算定方法については以下のように評価しております。

1) 原則として計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。

このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2) 株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

自 2024 年 12 月 3 日 至 2025 年 12 月 1 日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

(その他の注記)

(2025 年 12 月 1 日現在)	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	47,321,995,692 円
同期中における追加設定元本額	18,742,748,736 円
同期中における一部解約元本額	15,551,974,533 円
2025 年 12 月 1 日現在の元本の内訳	
エス・ビー・日本株オープン 2 2 5	6,210,653,327 円
三井住友・2 2 5 オープン	33,855,367,162 円
三井住友・日経 2 2 5 オープン	2,453,549,935 円
三井住友・DC 年金日本株式 2 2 5 ファンド	2,019,098,727 円
SMBC・DC インデックスファンド (日経 2 2 5)	5,446,397,852 円
三井住友 DS・日経 2 2 5 インデックス・ファンド	264,795,196 円
日経 2 2 5 VA (適格機関投資家専用)	228,472,486 円
日本株式 2 2 5 ファンド VA < 適格機関投資家専用 >	34,435,210 円

合 計	50,512,769,895 円

(3) 附属明細表

①有価証券明細表

(a)株式

(単位：円)

銘 柄	株 数	評価額		備考
		単価	金額	
ニッスイ	235,000	1,207.000	283,645,000	
I N P E X	94,000	3,223.000	302,962,000	
コムシスホールディングス	235,000	4,204.000	987,940,000	
大成建設	47,000	13,265.000	623,455,000	
大林組	235,000	3,119.000	732,965,000	
清水建設	235,000	2,769.500	650,832,500	
長谷工コーポレーション	47,000	2,896.000	136,112,000	
鹿島建設	117,500	5,720.000	672,100,000	
大和ハウス工業	235,000	5,140.000	1,207,900,000	
積水ハウス	235,000	3,409.000	801,115,000	
日揮ホールディングス	235,000	1,887.500	443,562,500	
日清製粉グループ本社	235,000	1,849.000	434,515,000	
明治ホールディングス	94,000	3,280.000	308,320,000	
日本ハム	117,500	6,881.000	808,517,500	
サッポロホールディングス	47,000	7,985.000	375,295,000	
アサヒグループホールディングス	705,000	1,793.500	1,264,417,500	
キリンホールディングス	235,000	2,445.500	574,692,500	
キッコーマン	1,175,000	1,400.500	1,645,587,500	
味の素	470,000	3,557.000	1,671,790,000	
ニチレイ	235,000	1,920.000	451,200,000	
日本たばこ産業	235,000	5,865.000	1,378,275,000	
帝人	47,000	1,285.500	60,418,500	
東レ	235,000	1,004.000	235,940,000	
王子ホールディングス	235,000	813.100	191,078,500	
クラレ	235,000	1,524.000	358,140,000	
旭化成	235,000	1,247.000	293,045,000	
レゾナック・ホールディングス	23,500	6,371.000	149,718,500	
住友化学	235,000	473.100	111,178,500	
日産化学	235,000	5,079.000	1,193,565,000	
東ソー	117,500	2,325.000	273,187,500	
トクヤマ	47,000	4,088.000	192,136,000	
デンカ	47,000	2,631.000	123,657,000	
信越化学工業	1,175,000	4,656.000	5,470,800,000	
三井化学	47,000	3,906.000	183,582,000	
三菱ケミカルグループ	117,500	867.300	101,907,750	
UBE	23,500	2,496.000	58,656,000	

花王	235,000	6,266.000	1,472,510,000
富士フイルムホールディングス	705,000	3,286.000	2,316,630,000
資生堂	235,000	2,196.500	516,177,500
日東電工	1,175,000	3,758.000	4,415,650,000
協和キリン	235,000	2,631.500	618,402,500
武田薬品工業	235,000	4,509.000	1,059,615,000
アステラス製薬	1,175,000	1,970.500	2,315,337,500
住友ファーマ	235,000	2,570.000	603,950,000
塩野義製薬	705,000	2,621.500	1,848,157,500
中外製薬	705,000	8,072.000	5,690,760,000
エーザイ	235,000	4,790.000	1,125,650,000
第一三共	705,000	3,818.000	2,691,690,000
大塚ホールディングス	235,000	8,686.000	2,041,210,000
出光興産	470,000	1,148.500	539,795,000
E N E O Sホールディングス	235,000	1,030.000	242,050,000
横浜ゴム	117,500	6,311.000	741,542,500
ブリヂストン	235,000	7,197.000	1,691,295,000
A G C	47,000	5,321.000	250,087,000
日本電気硝子	70,500	5,766.000	406,503,000
太平洋セメント	23,500	3,761.000	88,383,500
東海カーボン	235,000	1,008.500	236,997,500
T O T O	117,500	4,093.000	480,927,500
日本碍子	235,000	3,070.000	721,450,000
日本製鉄	117,500	625.400	73,484,500
神戸製鋼所	23,500	1,916.500	45,037,750
J F Eホールディングス	23,500	1,903.500	44,732,250
三井金属	23,500	16,620.000	390,570,000
三菱マテリアル	23,500	3,154.000	74,119,000
住友金属鉱山	117,500	5,127.000	602,422,500
DOWAホールディングス	47,000	5,993.000	281,671,000
古河電気工業	23,500	9,600.000	225,600,000
住友電気工業	235,000	6,330.000	1,487,550,000
フジクラ	235,000	16,345.000	3,841,075,000
S U M C O	23,500	1,254.000	29,469,000
日本製鋼所	47,000	8,910.000	418,770,000
オークマ	94,000	3,825.000	359,550,000
アマダ	235,000	1,866.000	438,510,000
ディスコ	47,000	42,450.000	1,995,150,000
SMC	23,500	55,590.000	1,306,365,000
小松製作所	235,000	5,111.000	1,201,085,000
住友重機械工業	47,000	4,189.000	196,883,000
日立建機	235,000	4,629.000	1,087,815,000
クボタ	235,000	2,279.000	535,565,000
荏原製作所	235,000	3,887.000	913,445,000

ダイキン工業	235,000	19,945.000	4,687,075,000
日本精工	235,000	923.800	217,093,000
N T N	235,000	374.100	87,913,500
ジェイテクト	235,000	1,692.000	397,620,000
カナデビア	47,000	976.000	45,872,000
三菱重工業	235,000	3,902.000	916,970,000
I H I	164,500	2,730.000	449,085,000
イビデン	235,000	11,320.000	2,660,200,000
ユニカミノルタ	235,000	658.800	154,818,000
ミネベアミツミ	235,000	3,166.000	744,010,000
日立製作所	235,000	4,864.000	1,143,040,000
三菱電機	235,000	4,233.000	994,755,000
富士電機	47,000	10,545.000	495,615,000
安川電機	235,000	4,024.000	945,640,000
ソシオネクスト	235,000	2,230.000	524,050,000
オムロン	235,000	3,950.000	928,250,000
ジーエス・ユアサ コーポレーション	47,000	4,101.000	192,747,000
日本電気	117,500	5,697.000	669,397,500
富士通	235,000	4,085.000	959,975,000
ルネサスエレクトロニクス	235,000	1,809.500	425,232,500
セイコーエプソン	470,000	1,895.500	890,885,000
パナソニック ホールディングス	235,000	1,896.500	445,677,500
シャープ	235,000	765.200	179,822,000
ソニーグループ	1,175,000	4,414.000	5,186,450,000
T D K	3,525,000	2,477.500	8,733,187,500
アルプスアルパイン	235,000	2,017.000	473,995,000
横河電機	235,000	4,884.000	1,147,740,000
アドバンテスト	1,880,000	19,700.000	37,036,000,000
キーエンス	23,500	52,440.000	1,232,340,000
レーザーテック	94,000	27,755.000	2,608,970,000
カシオ計算機	235,000	1,270.500	298,567,500
ファナック	1,175,000	5,038.000	5,919,650,000
ローム	235,000	2,120.500	498,317,500
京セラ	1,880,000	2,113.000	3,972,440,000
太陽誘電	235,000	3,356.000	788,660,000
村田製作所	564,000	3,224.000	1,818,336,000
S C R E E Nホールディングス	94,000	13,155.000	1,236,570,000
キャノン	352,500	4,525.000	1,595,062,500
リコー	235,000	1,365.500	320,892,500
東京エレクトロン	705,000	31,630.000	22,299,150,000
デンソー	940,000	2,043.000	1,920,420,000
川崎重工業	23,500	9,851.000	231,498,500
日産自動車	235,000	375.000	88,125,000
いすゞ自動車	117,500	2,368.000	278,240,000

トヨタ自動車	1, 175, 000	3, 082. 000	3, 621, 350, 000
日野自動車	235, 000	382. 000	89, 770, 000
三菱自動車工業	23, 500	363. 100	8, 532, 850
マツダ	47, 000	1, 139. 500	53, 556, 500
本田技研工業	1, 410, 000	1, 535. 000	2, 164, 350, 000
スズキ	940, 000	2, 430. 500	2, 284, 670, 000
S U B A R U	235, 000	3, 438. 000	807, 930, 000
ヤマハ発動機	705, 000	1, 122. 000	791, 010, 000
テルモ	1, 880, 000	2, 390. 500	4, 494, 140, 000
ニコン	235, 000	1, 855. 000	435, 925, 000
オリンパス	940, 000	2, 065. 000	1, 941, 100, 000
H O Y A	117, 500	23, 070. 000	2, 710, 725, 000
バンダイナムコホールディングス	705, 000	4, 450. 000	3, 137, 250, 000
T O P P A Nホールディングス	117, 500	4, 816. 000	565, 880, 000
大日本印刷	235, 000	2, 602. 000	611, 470, 000
ヤマハ	705, 000	1, 061. 500	748, 357, 500
任天堂	235, 000	13, 065. 000	3, 070, 275, 000
東京電力ホールディングス	23, 500	716. 000	16, 826, 000
中部電力	23, 500	2, 357. 500	55, 401, 250
関西電力	23, 500	2, 619. 500	61, 558, 250
東京瓦斯	47, 000	6, 178. 000	290, 366, 000
大阪瓦斯	47, 000	5, 418. 000	254, 646, 000
東武鉄道	47, 000	2, 609. 000	122, 623, 000
東急	117, 500	1, 789. 000	210, 207, 500
小田急電鉄	117, 500	1, 744. 000	204, 920, 000
京王電鉄	47, 000	4, 011. 000	188, 517, 000
京成電鉄	352, 500	1, 246. 000	439, 215, 000
東日本旅客鉄道	70, 500	4, 002. 000	282, 141, 000
西日本旅客鉄道	47, 000	3, 095. 000	145, 465, 000
東海旅客鉄道	117, 500	4, 301. 000	505, 367, 500
ヤマトホールディングス	235, 000	2, 229. 000	523, 815, 000
N I P P O N E X P R E S Sホールディングス	70, 500	3, 261. 000	229, 900, 500
日本郵船	70, 500	4, 922. 000	347, 001, 000
商船三井	70, 500	4, 421. 000	311, 680, 500
川崎汽船	211, 500	2, 086. 000	441, 189, 000
日本航空	235, 000	2, 929. 000	688, 315, 000
ANAホールディングス	23, 500	2, 923. 000	68, 690, 500
ディー・エヌ・エー	70, 500	2, 347. 000	165, 463, 500
ネクソン	470, 000	3, 805. 000	1, 788, 350, 000
S H I F T	235, 000	977. 500	229, 712, 500
野村総合研究所	235, 000	6, 285. 000	1, 476, 975, 000
メルカリ	235, 000	2, 606. 000	612, 410, 000
L I N Eヤフー	94, 000	414. 100	38, 925, 400
トレンドマイクロ	235, 000	7, 760. 000	1, 823, 600, 000

NTT	2,350,000	155.800	366,130,000
KDDI	2,820,000	2,650.000	7,473,000,000
ソフトバンク	2,350,000	218.800	514,180,000
東宝	23,500	8,804.000	206,894,000
コナミグループ	235,000	23,090.000	5,426,150,000
ソフトバンクグループ	1,410,000	16,535.000	23,314,350,000
双日	23,500	4,563.000	107,230,500
伊藤忠商事	235,000	9,136.000	2,146,960,000
丸紅	235,000	4,059.000	953,865,000
豊田通商	705,000	4,981.000	3,511,605,000
三井物産	470,000	4,098.000	1,926,060,000
住友商事	235,000	4,855.000	1,140,925,000
三菱商事	705,000	3,666.000	2,584,530,000
J.フロントリテイリング	117,500	2,250.500	264,433,750
ZOZO	705,000	1,304.000	919,320,000
三越伊勢丹ホールディングス	235,000	2,461.000	578,335,000
セブン&アイ・ホールディングス	705,000	2,144.000	1,511,520,000
良品計画	470,000	3,139.000	1,475,330,000
高島屋	235,000	1,667.000	391,745,000
丸井グループ	235,000	3,108.000	730,380,000
イオン	705,000	2,773.000	1,954,965,000
ニトリホールディングス	587,500	2,661.000	1,563,337,500
ファーストリテイリング	564,000	55,950.000	31,555,800,000
しずおかフィナンシャルグループ	235,000	2,268.000	532,980,000
横浜フィナンシャルグループ	235,000	1,233.500	289,872,500
あおぞら銀行	23,500	2,425.000	56,987,500
三菱UFJフィナンシャル・グループ	235,000	2,463.000	578,805,000
りそなホールディングス	23,500	1,576.000	37,036,000
三井住友トラストグループ	47,000	4,494.000	211,218,000
三井住友フィナンシャルグループ	70,500	4,771.000	336,355,500
千葉銀行	235,000	1,664.500	391,157,500
ふくおかフィナンシャルグループ	47,000	4,834.000	227,198,000
みずほフィナンシャルグループ	23,500	5,501.000	129,273,500
大和証券グループ本社	235,000	1,289.500	303,032,500
野村ホールディングス	235,000	1,176.500	276,477,500
SOMPOホールディングス	141,000	4,993.000	704,013,000
MS&ADインシュアランスグループホールディングス	211,500	3,480.000	736,020,000
第一生命ホールディングス	94,000	1,202.500	113,035,000
東京海上ホールディングス	352,500	5,485.000	1,933,462,500
T&Dホールディングス	47,000	3,450.000	162,150,000
クレディセゾン	235,000	3,895.000	915,325,000
オリックス	235,000	4,183.000	983,005,000
日本取引所グループ	470,000	1,725.500	810,985,000

東急不動産ホールディングス	235,000	1,402.500	329,587,500	
三井不動産	705,000	1,765.500	1,244,677,500	
三菱地所	235,000	3,615.000	849,525,000	
東京建物	117,500	3,327.000	390,922,500	
住友不動産	235,000	7,287.000	1,712,445,000	
エムスリー	564,000	2,453.500	1,383,774,000	
電通グループ	235,000	3,495.000	821,325,000	
オリエンタルランド	235,000	2,932.000	689,020,000	
サイバーエージェント	188,000	1,375.000	258,500,000	
楽天グループ	235,000	934.000	219,490,000	
リクルートホールディングス	705,000	7,977.000	5,623,785,000	
日本郵政	235,000	1,581.500	371,652,500	
ベイカレント	235,000	6,657.000	1,564,395,000	
セコム	470,000	5,337.000	2,508,390,000	
合 計	76,492,500		346,628,701,250	

(b) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

② デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。

外国株式インデックス・マザーファンド

(1) 貸借対照表

(単位：円)

(2025年12月1日現在)

資産の部

流動資産

預金	6,870,277,452
金銭信託	21,529,814
コール・ローン	2,891,802,086
株式	1,179,690,959,436
投資証券	19,523,132,233
派生商品評価勘定	130,786,204
未収入金	227,856,783
未収配当金	1,137,795,022
差入委託証拠金	4,373,917,614
流動資産合計	1,214,868,056,644

資産合計

1,214,868,056,644

負債の部

流動負債

派生商品評価勘定	38,375,673
未払解約金	190,654,988
流動負債合計	229,030,661
負債合計	229,030,661

純資産の部

元本等	
元本	101,118,833,171
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	1,113,520,192,812
元本等合計	1,214,639,025,983
純資産合計	1,214,639,025,983
負債純資産合計	1,214,868,056,644

（２）注記表

（重要な会計方針の注記）

項 目	自 2024 年 12 月 3 日 至 2025 年 12 月 1 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式、新株予約権証券、投資証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	(1) 先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場によっております。 (2) 為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における対顧客先物相場の仲値によっております。
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第 60 条および第 61 条に基づいて処理しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

項 目	(2025 年 12 月 1 日現在)
1. 当計算期間の末日における	101,118,833,171 円

受益権の総数	
2. 1 単位当たり純資産の額	1 口当たり純資産額 12. 0120 円 (1 万口当たりの純資産額 120, 120 円)

(金融商品に関する注記)

I. 金融商品の状況に関する事項

項 目	自 2024 年 12 月 3 日 至 2025 年 12 月 1 日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、株式、新株予約権証券、投資証券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 当計算期間については、先物取引、為替予約取引を行っております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク

	管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。

Ⅱ．金融商品の時価等に関する事項

項 目	(2025 年 12 月 1 日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（株式、新株予約権証券、投資証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

(デリバティブ取引に関する注記)

(2025 年 12 月 1 日現在)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(単位：円)

区 分	種 類	契 約 額 等		時 価	評価損益
			うち 1 年超		
市場取引	株価指数先物取引 買建				
	S&P 500 EMINI FUT DEC25	12,096,782,341	-	12,188,769,021	91,986,680
	SPI 200 FUTURES DEC25	407,190,849	-	395,647,560	△11,543,289
	FTSE 100 IDX FUT DEC25	580,124,832	-	583,413,103	3,288,271
	EURO STOXX 50 DEC25	2,013,567,832	-	2,021,725,069	8,157,237
	小計	15,097,665,854	-	15,189,554,753	91,888,899
合 計		15,097,665,854	-	15,189,554,753	91,888,899

(注) 1. 時価の算定方法

株価指数先物取引の時価の算定方法については以下のように評価しております。

1) 原則として計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評

価しております。

このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2) 株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

(単位：円)

区 分	種 類	契 約 額 等		時 価	評価損益
			うち 1 年超		
市場取引以外 の取引	為替予約取引				
	買建				
	アメリカ・ドル	1,663,492,017	－	1,663,669,558	177,541
	カナダ・ドル	75,389,709	－	75,731,586	341,877
	小計	1,738,881,726	－	1,739,401,144	519,418
	売建				
	ユーロ	129,131,184	－	129,128,970	2,214
	小計	129,131,184	－	129,128,970	2,214
合 計		1,868,012,910	－	1,868,530,114	521,632

(注) 1. 時価の算定方法

為替予約取引の時価の算定方法については以下のように評価しております。

1) 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

① 計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

② 計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い受渡日として、発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 計算期間末日において対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

3) 上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

自 2024 年 12 月 3 日 至 2025 年 12 月 1 日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

(その他の注記)

(2025 年 12 月 1 日現在)	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	93,915,549,926 円
同期中における追加設定元本額	14,574,359,840 円
同期中における一部解約元本額	7,371,076,595 円
2025 年 12 月 1 日現在の元本の内訳	
三井住友・DC外国株式インデックスファンドS	48,800,084,932 円
三井住友・DC年金バランス30（債券重点型）	249,073,680 円
三井住友・DC年金バランス50（標準型）	986,874,528 円
三井住友・DC年金バランス70（株式重点型）	817,850,788 円
SMAM・グローバルバランスファンド（機動的資産配分型）	42,104,756 円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2020（4資産タイプ）	570,467 円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2025（4資産タイプ）	1,948,217 円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2030（4資産タイプ）	7,366,171 円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2035（4資産タイプ）	25,731,266 円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2040（4資産タイプ）	32,122,684 円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2045（4資産タイプ）	82,714,446 円
外国株式指数ファンド	1,292,455,926 円
三井住友・DCつみたてNISA・全海外株インデックスファンド	28,013,531,693 円
アセットアロケーション・ファンド（安定型）	41,877,944 円
アセットアロケーション・ファンド（安定成長型）	73,257,647 円
アセットアロケーション・ファンド（成長型）	45,762,416 円
イオン・バランス戦略ファンド	7,689,993 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2050	43,861,193 円
三井住友・資産最適化ファンド（1安定重視型）	157,755,620 円
三井住友・資産最適化ファンド（2やや安定型）	162,643,217 円
三井住友・資産最適化ファンド（3バランス型）	665,324,289 円
三井住友・資産最適化ファンド（4やや成長型）	428,644,078 円
三井住友・資産最適化ファンド（5成長重視型）	627,389,430 円
三井住友・DCつみたてNISA・世界分散ファンド	87,906,470 円
三井住友DS・外国株式インデックス年金ファンド	4,289,025,117 円
三井住友DS・年金バランス30（債券重点型）	11,340,922 円
三井住友DS・年金バランス50（標準型）	71,299,793 円
三井住友DS・年金バランス70（株式重点型）	66,640,707 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2060	13,305,544 円
SMBC・DCインデックスファンド（MSCIコクサイ）	4,255,330,933 円
日興FWS・先進国株インデックス（為替ヘッジあり）	139,145,698 円
日興FWS・先進国株インデックス（為替ヘッジなし）	4,460,722,498 円
三井住友DS・先進国株式インデックス・ファンド	231,718,579 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2035	26,024,610 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2040	16,006,201 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2045	17,350,009 円

三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2055	12,947,872 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2065	10,857,180 円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル1（保守型）	76,601 円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル2（安定型）	10,926,951 円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル3（安定成長型）	130,492,255 円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル4（成長型）	186,254,142 円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル5（積極成長型）	122,382,052 円
三井住友DS・バランスファンド（保守コース）	493,258 円
三井住友DS・バランスファンド（安定コース）	1,863,628 円
三井住友DS・バランスファンド（標準コース）	3,267,499 円
三井住友DS・バランスファンド（成長コース）	5,063,242 円
三井住友DS・バランスファンド（積極コース）	7,878,657 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2070	140,078 円
SMAM・外国株式パッシブ・ファンド（適格機関投資家専用）	163,439,223 円
バランスファンドVA（安定運用型）＜適格機関投資家限定＞	1,310,964 円
SMAM・バランスファンドVA安定成長型＜適格機関投資家限定＞	4,638,948 円
SMAM・バランスファンドVA25＜適格機関投資家専用＞	122,959,213 円
SMAM・バランスファンドVA37.5＜適格機関投資家専用＞	342,505,704 円
SMAM・バランスファンドVA50＜適格機関投資家専用＞	1,595,625,101 円
SMAM・バランスファンドVL30＜適格機関投資家限定＞	4,614,973 円
SMAM・バランスファンドVL50＜適格機関投資家限定＞	24,821,507 円
SMAM・バランスファンドVA75＜適格機関投資家専用＞	279,415,833 円
SMAM・バランスファンドVL国際分散型＜適格機関投資家限定＞	19,833,087 円
SMAM・インデックス・バランスVA25＜適格機関投資家専用＞	42,251,623 円
SMAM・インデックス・バランスVA50＜適格機関投資家専用＞	237,057,435 円
SMAM・バランスファンドVA40＜適格機関投資家専用＞	133,344,711 円
SMAM・バランスファンドVA35＜適格機関投資家専用＞	294,077,216 円
三井住友・外国株式インデックスファンド・VAS（適格機関投資家専用）	141,284,605 円
SMAM・グローバルバランス40VA＜適格機関投資家限定＞	25,482,544 円
SMAM・アセットバランスファンドVA20A＜適格機関投資家専用＞	2,411,352 円
SMAM・アセットバランスファンドVA35A＜適格機関投資家専用＞	2,216,327 円
SMAM・アセットバランスファンドVA50A＜適格機関投資家専用＞	2,893,907 円
SMAM・アセットバランスファンドVA20L＜適格機関投資家専用＞	5,768,540 円
SMAM・アセットバランスファンドVA25L＜適格機関投資家専用＞	22,465,719 円
SMAM・グローバルバランスファンド（標準型）VA＜適格機関投資家限定＞	51,100,062 円
SMAM・グローバルバランスファンド（債券重視型）VA＜適格機関投資家限定＞	17,231,789 円
SMAM・世界バランスファンドVA＜適格機関投資家限定＞	79,158,170 円
SMAM・世界バランスファンドVA2＜適格機関投資家限定＞	26,648,490 円
SMAM・外国株式インデックスファンドSA＜適格機関投資家限定＞	493,902,510 円
SMAM・年金Wリスクコントロールファンド＜適格機関投資家限定＞	23,413,291 円
SMAM・マルチアセットストラテジーファンド2016-04＜適格機関投資家限定＞	10,468,639 円
SMAM・マルチアセットストラテジー・オープン＜適格機関投資家限定＞	16,198,339 円
SMAM・マルチアセット・ダイナミックアロケーション・ストラテジー・ファンドII	102,573,388 円

＜適格機関投資家限定＞	
SMDAM・年金Wリスクコントロールファンド（リスク３％）＜適格機関投資家限定＞	
>	44,624,084 円
合 計	101,118,833,171 円

（３）附属明細表

①有価証券明細表

(a)株式

通 貨	銘 柄	株 数	評価額		備考
			単価	金額	
アメリカ・ドル	BAKER HUGHES CO	98,862	50.200	4,962,872.40	
	CHENIERE ENERGY INC	21,482	208.460	4,478,137.72	
	CHEVRON CORP	191,654	151.130	28,964,669.02	
	CONOCOPHILLIPS	121,258	88.690	10,754,372.02	
	COTERRA ENERGY INC	73,375	26.840	1,969,385.00	
	DEVON ENERGY CORP	54,844	37.060	2,032,518.64	
	DIAMONDBACK ENERGY INC	17,520	152.590	2,673,376.80	
	EOG RESOURCES INC	53,473	107.850	5,767,063.05	
	EQT CORP	61,722	60.860	3,756,400.92	
	EXPAND ENERGY CORP	23,953	121.930	2,920,589.29	
	EXXON MOBIL CORP	423,685	115.920	49,113,565.20	
	HALLIBURTON CO	76,654	26.220	2,009,867.88	
	KINDER MORGAN INC	203,845	27.320	5,569,045.40	
	MARATHON PETROLEUM CORP	30,431	193.730	5,895,397.63	
	OCCIDENTAL PETROLEUM CORP	76,973	42.000	3,232,866.00	
	ONEOK INC	58,849	72.820	4,285,384.18	
	PHILLIPS 66	39,040	136.960	5,346,918.40	
	SLB LTD	152,931	36.240	5,542,219.44	
	TARGA RESOURCES CORP	20,984	175.310	3,678,705.04	
	TEXAS PACIFIC LAND CORP	1,991	864.290	1,720,801.39	
	VALERO ENERGY CORP	31,441	176.760	5,557,511.16	
	WILLIAMS COS INC	117,726	60.930	7,173,045.18	
	AIR PRODUCTS & CHEMICALS INC	22,109	261.050	5,771,554.45	
	AMCOR PLC	212,207	8.520	1,808,003.64	
	AMRIZE LTD	53,641	51.510	2,763,047.91	
	AVERY DENNISON CORP	6,759	172.370	1,165,048.83	
	BALL CORP	28,423	49.530	1,407,791.19	
	CF INDUSTRIES HOLDINGS INC	18,315	78.700	1,441,390.50	
	CORTEVA INC	66,394	67.470	4,479,603.18	
	CRH PLC	66,769	119.960	8,009,609.24	
	DOW INC	68,728	23.850	1,639,162.80	

DUPONT DE NEMOURS INC	38,827	39.770	1,544,149.79	
ECOLAB INC	24,675	275.160	6,789,573.00	
FREEPORT-MCMORAN INC	143,646	42.980	6,173,905.08	
INTERNATIONAL PAPER CO	45,665	39.480	1,802,854.20	
INTL FLAVORS & FRAGRANCES	25,024	69.480	1,738,667.52	
LINDE PLC	46,515	410.320	19,086,034.80	
LYONDELLBASELL INDU-CL A	22,165	48.990	1,085,863.35	
MARTIN MARIETTA MATERIALS	6,149	623.240	3,832,302.76	
NEWMONT CORP	110,099	90.730	9,989,282.27	
NUCOR CORP	23,883	159.490	3,809,099.67	
PACKAGING CORP OF AMERICA	8,569	204.070	1,748,675.83	
PPG INDUSTRIES INC	21,291	100.040	2,129,951.64	
RELIANCE INC	5,040	279.320	1,407,772.80	
RPM INTERNATIONAL INC	13,006	107.250	1,394,893.50	
SHERWIN-WILLIAMS CO/THE	23,297	343.690	8,006,945.93	
SMURFIT WESTROCK PLC	47,029	35.690	1,678,465.01	
STEEL DYNAMICS INC	15,272	167.830	2,563,099.76	
VULCAN MATERIALS CO	12,521	297.240	3,721,742.04	
3M CO	54,035	172.050	9,296,721.75	
AECOM	13,635	103.130	1,406,177.55	
AERCAP HOLDINGS NV	18,294	134.000	2,451,396.00	
ALLEGION PLC	9,593	166.030	1,592,725.79	
AMETEK INC	22,997	197.890	4,550,876.33	
AXON ENTERPRISE INC	7,134	540.140	3,853,358.76	
BLOOM ENERGY CORP- A	24,042	109.240	2,626,348.08	
BOEING CO/THE	75,993	189.000	14,362,677.00	
BUILDERS FIRSTSOURCE INC	9,801	112.230	1,099,966.23	
CARLISLE COS INC	4,354	318.070	1,384,876.78	
CARRIER GLOBAL CORP	76,871	54.880	4,218,680.48	
CATERPILLAR INC	46,284	575.760	26,648,475.84	
CNH INDUSTRIAL NV	87,561	9.430	825,700.23	
COMFORT SYSTEMS USA INC	3,730	976.940	3,643,986.20	
CUMMINS INC	13,892	497.980	6,917,938.16	
DEERE & CO	25,871	464.490	12,016,820.79	
DOVER CORP	12,242	185.280	2,268,197.76	
EATON CORP PLC	38,048	345.890	13,160,422.72	
EMCOR GROUP INC	4,293	615.070	2,640,495.51	
EMERSON ELECTRIC CO	56,670	133.380	7,558,644.60	
FASTENAL CO	115,347	40.400	4,660,018.80	
FERGUSON ENTERPRISES INC	20,226	251.670	5,090,277.42	
FORTIVE CORP	34,421	53.480	1,840,835.08	
GE VERNOVA INC	26,577	599.770	15,940,087.29	

GENERAL DYNAMICS CORP	22,471	341.630	7,676,767.73	
GENERAL ELECTRIC	105,626	298.450	31,524,079.70	
GRACO INC	15,068	82.440	1,242,205.92	
HEICO CORP	4,483	316.910	1,420,707.53	
HEICO CORP-CLASS A	6,593	246.970	1,628,273.21	
HONEYWELL INTERNATIONAL INC	63,443	192.190	12,193,110.17	
HOWMET AEROSPACE INC	38,986	204.590	7,976,145.74	
HUBBELL INC	4,737	431.430	2,043,683.91	
IDEX CORP	8,193	173.930	1,425,008.49	
ILLINOIS TOOL WORKS	27,259	249.280	6,795,123.52	
INGERSOLL-RAND INC	38,066	80.340	3,058,222.44	
JARDINE MATHESON HOLDINGS	16,600	65.600	1,088,960.00	
JOHNSON CONTROLS INTERNATIONAL	63,476	116.310	7,382,893.56	
L3HARRIS TECHNOLOGIES INC	17,821	278.690	4,966,534.49	
LENNOX INTERNATIONAL INC	2,750	498.870	1,371,892.50	
LOCKHEED MARTIN CORP	21,122	457.860	9,670,918.92	
MASCO CORP	19,187	64.870	1,244,660.69	
NORDSON CORP	5,282	237.660	1,255,320.12	
NORTHROP GRUMMAN CORP	13,101	572.250	7,497,047.25	
OTIS WORLDWIDE CORP	39,859	88.850	3,541,472.15	
PACCAR INC	51,708	105.420	5,451,057.36	
PARKER HANNIFIN CORP	12,793	861.700	11,023,728.10	
PENTAIR PLC	15,664	105.240	1,648,479.36	
QUANTA SERVICES INC	14,555	464.880	6,766,328.40	
ROCKET LAB CORP	47,116	42.140	1,985,468.24	
ROCKWELL AUTOMATION INC	11,329	395.860	4,484,697.94	
RTX CORP	132,125	174.910	23,109,983.75	
SNAP-ON INC	5,235	340.050	1,780,161.75	
TEXTRON INC	20,110	83.160	1,672,347.60	
TRANE TECHNOLOGIES PLC	22,337	421.480	9,414,598.76	
TRANSDIGM GROUP INC	5,722	1,360.170	7,782,892.74	
UNITED RENTALS INC	6,163	815.180	5,023,954.34	
VERTIV HOLDINGS CO-A	36,686	179.730	6,593,574.78	
WABTEC CORP	17,242	208.550	3,595,819.10	
WATSCO INC	3,112	346.400	1,077,996.80	
WW GRAINGER INC	4,595	948.630	4,358,954.85	
XYLEM INC	22,408	140.670	3,152,133.36	
AUTOMATIC DATA PROCESSING	39,239	255.300	10,017,716.70	
BOOZ ALLEN HAMILTON HOLDINGS	10,637	83.460	887,764.02	
BROADRIDGE FINANCIAL SOLUTIONS	10,783	228.090	2,459,494.47	
CINTAS CORP	35,326	186.020	6,571,342.52	
COPART INC	92,288	38.980	3,597,386.24	

EQUIFAX INC	12,025	212.370	2,553,749.25	
JACOBS SOLUTIONS INC	10,393	134.810	1,401,080.33	
LEIDOS HOLDINGS INC	11,403	191.100	2,179,113.30	
PAYCHEX INC	30,408	111.690	3,396,269.52	
PAYCOM SOFTWARE INC	5,427	161.170	874,669.59	
REPUBLIC SERVICES INC	21,592	217.060	4,686,759.52	
ROLLINS INC	25,137	61.480	1,545,422.76	
SS&C TECHNOLOGIES HOLDINGS	21,724	85.940	1,866,960.56	
TRANSUNION	18,291	85.050	1,555,649.55	
VERALTO CORP	26,247	101.220	2,656,721.34	
VERISK ANALYTICS INC	14,027	225.070	3,157,056.89	
WASTE CONNECTIONS INC	24,689	176.550	4,358,842.95	
WASTE MANAGEMENT INC	39,630	217.870	8,634,188.10	
C. H. ROBINSON WORLDWIDE INC	12,525	158.870	1,989,846.75	
CSX CORP	179,500	35.360	6,347,120.00	
DELTA AIR LINES INC	14,192	64.100	909,707.20	
EXPEDITORS INTL WASH INC	13,237	146.900	1,944,515.30	
FEDEX CORP	22,526	275.680	6,209,967.68	
GRAB HOLDINGS LTD - CL A	248,630	5.450	1,355,033.50	
HUNT (JB) TRANSPRT SVCS INC	8,550	173.960	1,487,358.00	
NORFOLK SOUTHERN CORP	21,798	292.090	6,366,977.82	
OLD DOMINION FREIGHT LINE	18,170	135.290	2,458,219.30	
UBER TECHNOLOGIES INC	196,651	87.540	17,214,828.54	
UNION PACIFIC CORP	58,684	231.830	13,604,711.72	
UNITED AIRLINES HOLDINGS INC	8,414	101.960	857,891.44	
UNITED PARCEL SERVICE-CL B	74,249	95.790	7,112,311.71	
APTIV PLC	23,575	77.550	1,828,241.25	
FORD MOTOR CO	367,930	13.280	4,886,110.40	
GENERAL MOTORS CO	97,272	73.520	7,151,437.44	
RIVIAN AUTOMOTIVE INC-A	72,072	16.860	1,215,133.92	
TESLA INC	280,093	430.170	120,487,605.81	
DECKERS OUTDOOR CORP	13,320	88.030	1,172,559.60	
DR HORTON INC	26,159	159.010	4,159,542.59	
GARMIN LTD	15,526	195.320	3,032,538.32	
LENNAR CORP-A	21,335	131.300	2,801,285.50	
LULULEMON ATHLETICA INC	10,287	184.180	1,894,659.66	
NIKE INC -CL B	118,060	64.630	7,630,217.80	
NVR INC	297	7,507.290	2,229,665.13	
PULTEGROUP INC	21,256	127.190	2,703,550.64	
TAPESTRY INC	22,506	109.280	2,459,455.68	
AIRBNB INC-CLASS A	41,722	116.990	4,881,056.78	
BOOKING HOLDINGS INC	3,174	4,914.690	15,599,226.06	

CARNIVAL CORP	100,720	25.780	2,596,561.60	
CHIPOTLE MEXICAN GRILL INC	126,190	34.520	4,356,078.80	
DARDEN RESTAURANTS INC	11,771	179.580	2,113,836.18	
DOMINO'S PIZZA INC	3,549	419.630	1,489,266.87	
DOORDASH INC - A	38,912	198.370	7,718,973.44	
DRAFTKINGS INC-CL A	38,324	33.160	1,270,823.84	
EXPEDIA GROUP INC	12,455	255.690	3,184,618.95	
FLUTTER ENTERTAINMENT PLC-DI	17,840	208.810	3,725,170.40	
HILTON WORLDWIDE HOLDINGS IN	23,335	285.030	6,651,175.05	
HYATT HOTELS CORP - CL A	3,371	164.390	554,158.69	
LAS VEGAS SANDS CORP	32,745	68.160	2,231,899.20	
MARRIOTT INTERNATIONAL -CL A	22,599	304.790	6,887,949.21	
MCDONALD'S CORP	70,664	311.820	22,034,448.48	
ROYAL CARIBBEAN CRUISES LTD	25,246	266.250	6,721,747.50	
STARBUCKS CORP	111,833	87.110	9,741,772.63	
YUM! BRANDS INC	27,201	153.210	4,167,465.21	
AMAZON.COM INC	950,321	233.220	221,633,863.62	
AUTOZONE INC	1,622	3,954.330	6,413,923.26	
BEST BUY CO INC	19,353	79.280	1,534,305.84	
BURLINGTON STORES INC	6,047	252.230	1,525,234.81	
CARVANA CO	13,653	374.500	5,113,048.50	
DICK'S SPORTING GOODS INC	7,620	206.570	1,574,063.40	
EBAY INC	46,827	82.790	3,876,807.33	
GENUINE PARTS CO	12,304	130.400	1,604,441.60	
HOME DEPOT INC	97,618	356.920	34,841,816.56	
LOWE'S COS INC	54,364	242.480	13,182,182.72	
MERCADOLIBRE INC	4,402	2,071.780	9,119,975.56	
O'REILLY AUTOMOTIVE INC	84,285	101.700	8,571,784.50	
ROSS STORES INC	32,569	176.360	5,743,868.84	
SEA LTD-ADR	38,005	139.010	5,283,075.05	
TJX COMPANIES INC	109,292	151.920	16,603,640.64	
TRACTOR SUPPLY COMPANY	51,884	54.780	2,842,205.52	
ULTA BEAUTY INC	4,748	538.830	2,558,364.84	
WILLIAMS-SONOMA INC	10,952	180.010	1,971,469.52	
COSTCO WHOLESALE CORP	43,532	913.590	39,770,399.88	
DOLLAR GENERAL CORP	23,072	109.490	2,526,153.28	
DOLLAR TREE INC	21,255	110.810	2,355,266.55	
KROGER CO	62,609	67.280	4,212,333.52	
SYSCO CORP	44,624	76.200	3,400,348.80	
TARGET CORP	45,985	90.620	4,167,160.70	
WALMART INC	433,698	110.510	47,927,965.98	
ALTRIA GROUP INC	168,049	59.010	9,916,571.49	

ARCHER-DANIELS-MIDLAND CO	50,471	60.740	3,065,608.54	
BROWN-FORMAN CORP-CLASS B	18,548	28.980	537,521.04	
BUNGE GLOBAL SA	12,343	96.070	1,185,792.01	
COCA-COLA CO/THE	406,727	73.120	29,739,878.24	
COCA-COLA EUROPACIFIC PARTNE	22,358	91.690	2,050,005.02	
CONSTELLATION BRANDS INC-A	15,993	136.380	2,181,125.34	
GENERAL MILLS INC	52,744	47.350	2,497,428.40	
HERSHEY CO/THE	15,188	188.080	2,856,559.04	
HORMEL FOODS CORP	25,536	23.210	592,690.56	
JM SMUCKER CO/THE	11,618	104.180	1,210,363.24	
KELLANOVA	31,913	83.640	2,669,203.32	
KEURIG DR PEPPER INC	119,704	27.900	3,339,741.60	
KRAFT HEINZ CO/THE	82,333	25.510	2,100,314.83	
MCCORMICK & CO-NON VTG SHRS	22,009	67.480	1,485,167.32	
MONDELEZ INTERNATIONAL INC-A	125,639	57.570	7,233,037.23	
MONSTER BEVERAGE CORP	71,420	74.990	5,355,785.80	
PEPSICO INC	135,624	148.740	20,172,713.76	
PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	155,391	157.480	24,470,974.68	
TYSON FOODS INC-CL A	25,497	58.050	1,480,100.85	
CHURCH & DWIGHT CO INC	23,694	85.160	2,017,781.04	
CLOROX COMPANY	10,423	107.940	1,125,058.62	
COLGATE-PALMOLIVE CO	74,201	80.390	5,965,018.39	
ESTEE LAUDER COMPANIES-CL A	25,303	94.070	2,380,253.21	
KENVUE INC	193,385	17.350	3,355,229.75	
KIMBERLY-CLARK CORP	31,626	109.120	3,451,029.12	
PROCTER & GAMBLE CO/THE	230,801	148.160	34,195,476.16	
ABBOTT LABORATORIES	171,896	128.900	22,157,394.40	
BAXTER INTERNATIONAL INC	51,487	18.740	964,866.38	
BECTON DICKINSON AND CO	27,772	194.020	5,388,323.44	
BOSTON SCIENTIFIC CORP	144,524	101.580	14,680,747.92	
CARDINAL HEALTH INC	24,244	212.260	5,146,031.44	
CENCORA INC	18,446	368.930	6,805,282.78	
CENTENE CORP	48,406	39.340	1,904,292.04	
COOPER COS INC/THE	17,340	77.930	1,351,306.20	
CVS HEALTH CORP	123,792	80.360	9,947,925.12	
DEXCOM INC	38,418	63.470	2,438,390.46	
EDWARDS LIFESCIENCES CORP	57,871	86.670	5,015,679.57	
ELEVANCE HEALTH INC	22,074	338.260	7,466,751.24	
GE HEALTHCARE TECHNOLOGY	44,527	79.990	3,561,714.73	
HCA HEALTHCARE INC	16,666	508.290	8,471,161.14	
HOLOGIC INC	19,730	74.970	1,479,158.10	
HUMANA INC	12,502	245.770	3,072,616.54	

IDEXX LABORATORIES INC	8,207	752.880	6,178,886.16	
INSULET CORP	6,832	327.190	2,235,362.08	
INTUITIVE SURGICAL INC	35,851	573.480	20,559,831.48	
LABCORP HOLDINGS INC	7,903	268.780	2,124,168.34	
MCKESSON CORP	12,314	881.120	10,850,111.68	
MEDTRONIC PLC	129,095	105.330	13,597,576.35	
QUEST DIAGNOSTICS INC	12,264	189.180	2,320,103.52	
RESMED INC	14,203	255.830	3,633,553.49	
SOLVENTUM CORP	15,984	85.260	1,362,795.84	
STERIS PLC	9,126	266.280	2,430,071.28	
STRYKER CORP	34,210	371.180	12,698,067.80	
THE CIGNA GROUP	26,262	277.280	7,281,927.36	
UNITEDHEALTH GROUP INC	88,876	329.770	29,308,638.52	
UNIVERSAL HEALTH SERVICES-B	5,785	243.630	1,409,399.55	
VEEVA SYSTEMS INC-CLASS A	15,192	240.290	3,650,485.68	
ZIMMER BIOMET HOLDINGS INC	18,219	97.520	1,776,716.88	
ABBVIE INC	173,888	227.700	39,594,297.60	
AGILENT TECHNOLOGIES INC	27,798	153.500	4,266,993.00	
ALNYLAM PHARMACEUTICALS INC	12,470	451.230	5,626,838.10	
AMGEN INC	52,558	345.460	18,156,686.68	
BIOGEN INC	14,339	182.090	2,610,988.51	
BRISTOL-MYERS SQUIBB CO	200,419	49.200	9,860,614.80	
DANAHER CORP	64,057	226.780	14,526,846.46	
ELI LILLY & CO	79,567	1,075.470	85,571,921.49	
GILEAD SCIENCES INC	124,469	125.840	15,663,178.96	
ILLUMINA INC	14,966	131.450	1,967,280.70	
INCYTE CORP	15,899	104.460	1,660,809.54	
INSMED INC	22,006	207.770	4,572,186.62	
IQVIA HOLDINGS INC	17,319	230.010	3,983,543.19	
JOHNSON & JOHNSON	239,299	206.920	49,515,749.08	
MERCK & CO. INC.	248,212	104.830	26,020,063.96	
METTLER-TOLEDO INTERNATIONAL	2,098	1,476.720	3,098,158.56	
NATERA INC	12,829	238.810	3,063,693.49	
NEUROCRINE BIOSCIENCES INC	8,744	152.160	1,330,487.04	
PFIZER INC	555,442	25.740	14,297,077.08	
REGENERON PHARMACEUTICALS	10,206	780.190	7,962,619.14	
ROYALTY PHARMA PLC- CL A	41,090	40.020	1,644,421.80	
TEVA PHARMACEUTICAL-SP ADR	115,351	26.890	3,101,788.39	
THERMO FISHER SCIENTIFIC INC	37,714	590.830	22,282,562.62	
UNITED THERAPEUTICS CORP	4,719	486.000	2,293,434.00	
VERTEX PHARMACEUTICALS INC	24,860	433.610	10,779,544.60	
WATERS CORP	6,482	403.420	2,614,968.44	

WEST PHARMACEUTICAL SERVICES	6,204	277.250	1,720,059.00	
ZOETIS INC	43,973	128.180	5,636,459.14	
BANK OF AMERICA CORP	701,199	53.650	37,619,326.35	
CITIGROUP INC	181,841	103.600	18,838,727.60	
CITIZENS FINANCIAL GROUP	44,955	54.100	2,432,065.50	
FIFTH THIRD BANCORP	65,319	43.460	2,838,763.74	
FIRST CITIZENS BCSHS -CL A	845	1,877.890	1,586,817.05	
HUNTINGTON BANCSHARES INC	170,013	16.300	2,771,211.90	
JPMORGAN CHASE & CO	272,689	313.080	85,373,472.12	
KEYCORP	84,828	18.380	1,559,138.64	
M & T BANK CORP	16,764	190.220	3,188,848.08	
PNC FINANCIAL SERVICES GROUP	38,709	190.720	7,382,580.48	
REGIONS FINANCIAL CORP	79,089	25.450	2,012,815.05	
TRUIST FINANCIAL CORP	132,884	46.500	6,179,106.00	
US BANCORP	149,057	49.050	7,311,245.85	
WELLS FARGO & CO	314,319	85.850	26,984,286.15	
AFFIRM HOLDINGS INC	26,200	70.950	1,858,890.00	
AMERICAN EXPRESS CO	54,846	365.270	20,033,598.42	
AMERIPRISE FINANCIAL INC	8,870	455.740	4,042,413.80	
APOLLO GLOBAL MANAGEMENT INC	44,321	131.850	5,843,723.85	
ARES MANAGEMENT CORP - A	20,857	156.850	3,271,420.45	
BANK OF NEW YORK MELLON CORP	71,455	112.100	8,010,105.50	
BERKSHIRE HATHAWAY INC-CL B	136,790	513.810	70,284,069.90	
BLACKROCK INC	14,403	1,047.300	15,084,261.90	
BLACKSTONE INC	72,677	146.420	10,641,366.34	
BLOCK INC	57,131	66.800	3,816,350.80	
CAPITAL ONE FINANCIAL CORP	62,642	219.070	13,722,982.94	
CARLYLE GROUP INC/THE	24,269	54.530	1,323,388.57	
CBOE GLOBAL MARKETS INC	10,247	258.170	2,645,467.99	
CME GROUP INC	35,443	281.460	9,975,786.78	
COINBASE GLOBAL INC -CLASS A	19,653	272.820	5,361,731.46	
COREBRIDGE FINANCIAL INC	19,925	30.020	598,148.50	
CORPAY INC	6,278	295.800	1,857,032.40	
EQUITABLE HOLDINGS INC	31,450	46.690	1,468,400.50	
FIDELITY NATIONAL INFO SERV	53,520	65.770	3,520,010.40	
FISERV INC	54,943	61.470	3,377,346.21	
FUTU HOLDINGS LTD-ADR	6,660	169.660	1,129,935.60	
GLOBAL PAYMENTS INC	24,460	75.760	1,853,089.60	
GOLDMAN SACHS GROUP INC	30,296	826.040	25,025,707.84	
INTERACTIVE BROKERS GRO-CL A	44,120	65.020	2,868,682.40	
INTERCONTINENTAL EXCHANGE IN	56,511	157.300	8,889,180.30	
JACK HENRY & ASSOCIATES INC	6,120	174.480	1,067,817.60	

KKR & CO INC	60,463	122.310	7,395,229.53	
LPL FINANCIAL HOLDINGS INC	7,385	356.040	2,629,355.40	
MASTERCARD INC - A	84,729	550.530	46,645,856.37	
MOODY'S CORP	15,529	490.780	7,621,322.62	
MORGAN STANLEY	118,201	169.660	20,053,981.66	
MSCI INC	7,510	563.720	4,233,537.20	
NASDAQ INC	48,004	90.920	4,364,523.68	
NORTHERN TRUST CORP	19,037	131.340	2,500,319.58	
PAYPAL HOLDINGS INC	91,070	62.690	5,709,178.30	
RAYMOND JAMES FINANCIAL INC	18,756	156.540	2,936,064.24	
ROBINHOOD MARKETS INC - A	74,616	128.490	9,587,409.84	
ROCKET COS INC-CLASS A	89,101	19.980	1,780,237.98	
S&P GLOBAL INC	30,652	498.830	15,290,137.16	
SCHWAB (CHARLES) CORP	168,914	92.730	15,663,395.22	
SOFI TECHNOLOGIES INC	126,815	29.720	3,768,941.80	
STATE STREET CORP	29,765	119.020	3,542,630.30	
SYNCHRONY FINANCIAL	38,295	77.360	2,962,501.20	
T ROWE PRICE GROUP INC	20,577	102.380	2,106,673.26	
TOAST INC-CLASS A	47,543	34.190	1,625,495.17	
TRADEWEB MARKETS INC-CLASS A	11,810	108.860	1,285,636.60	
VISA INC-CLASS A SHARES	167,433	334.440	55,996,292.52	
AFLAC INC	48,525	110.310	5,352,792.75	
ALLSTATE CORP	25,179	212.980	5,362,623.42	
AMERICAN FINANCIAL GROUP INC	7,655	137.720	1,054,246.60	
AMERICAN INTERNATIONAL GROUP	57,558	76.160	4,383,617.28	
AON PLC-CLASS A	20,075	353.920	7,104,944.00	
ARCH CAPITAL GROUP LTD	37,734	93.920	3,543,977.28	
ARTHUR J GALLAGHER & CO	25,242	247.620	6,250,424.04	
BROWN & BROWN INC	31,278	80.430	2,515,689.54	
CHUBB LTD	36,979	296.180	10,952,440.22	
CINCINNATI FINANCIAL CORP	16,118	167.590	2,701,215.62	
ERIE INDEMNITY COMPANY-CL A	2,244	295.490	663,079.56	
EVEREST GROUP LTD	3,547	314.290	1,114,786.63	
FIDELITY NATIONAL FINANCIAL	24,937	59.430	1,482,005.91	
HARTFORD INSURANCE GROUP INC	28,990	137.030	3,972,499.70	
LOEWS CORP	16,971	107.870	1,830,661.77	
MARKEL GROUP INC	1,175	2,080.440	2,444,517.00	
MARSH & MCLENNAN COS	48,376	183.450	8,874,577.20	
METLIFE INC	58,173	76.560	4,453,724.88	
PRINCIPAL FINANCIAL GROUP	19,458	84.820	1,650,427.56	
PROGRESSIVE CORP	57,247	228.790	13,097,541.13	
PRUDENTIAL FINANCIAL INC	34,642	108.250	3,749,996.50	

TRAVELERS COS INC/THE	23,051	292.860	6,750,715.86	
WILLIS TOWERS WATSON PLC	9,703	321.000	3,114,663.00	
WR BERKLEY CORP	27,229	77.690	2,115,421.01	
ACCENTURE PLC-CL A	61,790	250.000	15,447,500.00	
ADOBE INC	41,362	320.130	13,241,217.06	
APPLOVIN CORP-CLASS A	22,370	599.480	13,410,367.60	
ATLASSIAN CORP-CL A	14,770	149.520	2,208,410.40	
AUTODESK INC	21,691	303.340	6,579,747.94	
BENTLEY SYSTEMS INC-CLASS B	15,779	41.960	662,086.84	
CADENCE DESIGN SYS INC	27,341	311.840	8,526,017.44	
CHECK POINT SOFTWARE TECH	9,227	186.770	1,723,326.79	
CLOUDFLARE INC - CLASS A	30,265	200.210	6,059,355.65	
COGNIZANT TECH SOLUTIONS-A	46,873	77.710	3,642,500.83	
COREWEAVE INC-CL A	20,006	73.120	1,462,838.72	
CROWDSTRIKE HOLDINGS INC - A	24,324	509.160	12,384,807.84	
CYBERARK SOFTWARE LTD/ISRAEL	4,550	458.590	2,086,584.50	
DATADOG INC - CLASS A	31,644	160.010	5,063,356.44	
DOCUSIGN INC	17,164	69.350	1,190,323.40	
DYNATRACE INC	29,487	44.560	1,313,940.72	
FAIR ISAAC CORP	2,399	1,805.830	4,332,186.17	
FORTINET INC	63,597	81.130	5,159,624.61	
GARTNER INC	7,286	232.740	1,695,743.64	
GEN DIGITAL INC	55,784	26.370	1,471,024.08	
GODADDY INC - CLASS A	14,339	127.860	1,833,384.54	
HUBSPOT INC	4,936	367.320	1,813,091.52	
INTL BUSINESS MACHINES CORP	92,130	308.580	28,429,475.40	
INTUIT INC	27,222	634.080	17,260,925.76	
MICROSOFT CORP	698,867	492.010	343,849,552.67	
MONDAY.COM LTD	4,235	143.860	609,247.10	
MONGODB INC	8,711	332.370	2,895,275.07	
NEBIUS GROUP NV	20,980	94.870	1,990,372.60	
NUTANIX INC - A	24,582	47.800	1,175,019.60	
OKTA INC	13,914	80.330	1,117,711.62	
ORACLE CORP	170,165	201.950	34,364,821.75	
PALANTIR TECHNOLOGIES INC-A	226,425	168.450	38,141,291.25	
PALO ALTO NETWORKS INC	68,065	190.130	12,941,198.45	
PTC INC	11,347	175.430	1,990,604.21	
ROPER TECHNOLOGIES INC	10,175	446.220	4,540,288.50	
SALESFORCE INC	93,393	230.540	21,530,822.22	
SAMSARA INC-CL A	27,933	38.030	1,062,291.99	
SERVICENOW INC	20,846	812.410	16,935,498.86	
SNOWFLAKE INC	31,571	251.240	7,931,898.04	

STRATEGY INC	26,153	177.180	4,633,788.54	
SYNOPSYS INC	18,501	418.010	7,733,603.01	
TWILIO INC - A	15,028	129.690	1,948,981.32	
TYLER TECHNOLOGIES INC	4,283	469.620	2,011,382.46	
VERISIGN INC	8,301	251.990	2,091,768.99	
WIX.COM LTD	5,381	95.710	515,015.51	
WORKDAY INC-CLASS A	20,263	215.620	4,369,108.06	
ZOOM COMMUNICATIONS INC	23,688	84.960	2,012,532.48	
ZSCALER INC	10,231	251.500	2,573,096.50	
AMPHENOL CORP-CL A	119,096	140.900	16,780,626.40	
APPLE INC	1,468,599	278.850	409,518,831.15	
ARISTA NETWORKS INC	105,499	130.680	13,786,609.32	
CDW CORP/DE	12,480	144.220	1,799,865.60	
CIENA CORP	15,137	204.210	3,091,126.77	
CISCO SYSTEMS INC	392,536	76.940	30,201,719.84	
CORNING INC	82,927	84.200	6,982,453.40	
DELL TECHNOLOGIES -C	32,862	133.350	4,382,147.70	
F5 INC	4,939	239.160	1,181,211.24	
FLEX LTD	40,828	59.110	2,413,343.08	
HEWLETT PACKARD ENTERPRISE	128,411	21.870	2,808,348.57	
HP INC	85,880	24.420	2,097,189.60	
IONQ INC	33,886	49.300	1,670,579.80	
JABIL INC	9,808	210.710	2,066,643.68	
KEYSIGHT TECHNOLOGIES IN	15,964	197.950	3,160,073.80	
MOTOROLA SOLUTIONS INC	16,561	369.680	6,122,270.48	
NETAPP INC	21,213	111.560	2,366,522.28	
PURE STORAGE INC - CLASS A	28,039	88.960	2,494,349.44	
SEAGATE TECHNOLOGY HOLDINGS	22,133	276.690	6,123,979.77	
SUPER MICRO COMPUTER INC	47,438	33.850	1,605,776.30	
TE CONNECTIVITY PLC	28,578	226.150	6,462,914.70	
TELEDYNE TECHNOLOGIES INC	4,328	499.520	2,161,922.56	
TRIMBLE INC	20,783	81.420	1,692,151.86	
WESTERN DIGITAL CORP	35,767	163.330	5,841,824.11	
ZEBRA TECHNOLOGIES CORP-CL A	5,097	252.750	1,288,266.75	
ADVANCED MICRO DEVICES	160,618	217.530	34,939,233.54	
ANALOG DEVICES INC	47,881	265.340	12,704,744.54	
APPLIED MATERIALS INC	78,251	252.250	19,738,814.75	
ASTERA LABS INC	14,729	157.570	2,320,848.53	
BROADCOM INC	444,336	402.960	179,049,634.56	
CREDO TECHNOLOGY GROUP HOLDI	16,978	177.600	3,015,292.80	
ENTEGRIS INC	12,569	77.140	969,572.66	
FIRST SOLAR INC	10,966	272.920	2,992,840.72	

INTEL CORP	446,980	40.560	18,129,508.80	
KLA CORP	13,013	1,175.470	15,296,391.11	
LAM RESEARCH CORP	126,106	156.000	19,672,536.00	
MARVELL TECHNOLOGY INC	87,351	89.400	7,809,179.40	
MICROCHIP TECHNOLOGY INC	50,967	53.580	2,730,811.86	
MICRON TECHNOLOGY INC	111,016	236.480	26,253,063.68	
MONOLITHIC POWER SYSTEMS INC	4,760	928.170	4,418,089.20	
NVIDIA CORP	2,404,552	177.000	425,605,704.00	
NXP SEMICONDUCTORS NV	24,211	194.940	4,719,692.34	
ON SEMICONDUCTOR	35,773	50.240	1,797,235.52	
QNITY ELECTRONICS INC	19,413	81.090	1,574,200.17	
QUALCOMM INC	106,867	168.090	17,963,274.03	
TERADYNE INC	14,950	181.890	2,719,255.50	
TEXAS INSTRUMENTS INC	88,821	168.270	14,945,909.67	
AT&T INC	704,144	26.020	18,321,826.88	
T-MOBILE US INC	50,864	209.010	10,631,084.64	
VERIZON COMMUNICATIONS INC	417,008	41.110	17,143,198.88	
ALLIANT ENERGY CORP	27,975	69.470	1,943,423.25	
AMEREN CORPORATION	26,701	106.350	2,839,651.35	
AMERICAN ELECTRIC POWER	51,985	123.770	6,434,183.45	
AMERICAN WATER WORKS CO INC	17,778	130.070	2,312,384.46	
ATMOS ENERGY CORP	16,586	176.370	2,925,272.82	
CENTERPOINT ENERGY INC	67,050	39.980	2,680,659.00	
CMS ENERGY CORP	27,913	75.440	2,105,756.72	
CONSOLIDATED EDISON INC	37,397	100.360	3,753,162.92	
CONSTELLATION ENERGY	30,318	364.360	11,046,666.48	
DOMINION ENERGY INC	88,086	62.770	5,529,158.22	
DTE ENERGY COMPANY	18,974	137.030	2,600,007.22	
DUKE ENERGY CORP	76,654	123.940	9,500,496.76	
EDISON INTERNATIONAL	36,846	58.890	2,169,860.94	
ENTERGY CORP	46,111	97.520	4,496,744.72	
ESSENTIAL UTILITIES INC	25,795	39.590	1,021,224.05	
EVERGY INC	22,411	77.650	1,740,214.15	
EVERSOURCE ENERGY	37,018	67.180	2,486,869.24	
EXELON CORP	94,691	47.120	4,461,839.92	
FIRSTENERGY CORP	55,255	47.720	2,636,768.60	
NEXTERA ENERGY INC	206,329	86.290	17,804,129.41	
NISOURCE INC	43,994	44.130	1,941,455.22	
NRG ENERGY INC	18,864	169.490	3,197,259.36	
OKLO INC	10,949	91.380	1,000,519.62	
P G & E CORP	223,574	16.120	3,604,012.88	
PPL CORP	73,979	36.900	2,729,825.10	

	PUBLIC SERVICE ENTERPRISE GP	47,097	83.520	3,933,541.44	
	SEMPRA	62,872	94.720	5,955,235.84	
	SOUTHERN CO/THE	107,860	91.120	9,828,203.20	
	VISTRA CORP	34,348	178.860	6,143,483.28	
	WEC ENERGY GROUP INC	33,812	112.070	3,789,310.84	
	XCEL ENERGY INC	57,263	82.110	4,701,864.93	
	ALPHABET INC-CL A	576,086	320.180	184,451,215.48	
	ALPHABET INC-CL C	483,606	320.120	154,811,952.72	
	CHARTER COMMUNICATIONS INC-A	8,667	200.120	1,734,440.04	
	COMCAST CORP-CLASS A	367,400	26.690	9,805,906.00	
	EHOSTAR CORP-A	13,919	73.290	1,020,123.51	
	ELECTRONIC ARTS INC	23,684	202.030	4,784,878.52	
	FOX CORP - CLASS A	23,886	65.500	1,564,533.00	
	FOX CORP - CLASS B	16,679	58.260	971,718.54	
	LIBERTY MEDIA CORP-FORMULA-C	20,572	95.980	1,974,500.56	
	LIVE NATION ENTERTAINMENT IN	15,302	131.450	2,011,447.90	
	META PLATFORMS INC-CLASS A	214,981	647.950	139,296,938.95	
	NETFLIX INC	418,260	107.580	44,996,410.80	
	NEWS CORP - CLASS A	34,405	25.680	883,520.40	
	OMNICOM GROUP	18,370	71.620	1,315,659.40	
	PINTEREST INC- CLASS A	60,239	26.120	1,573,442.68	
	REDDIT INC-CL A	11,167	216.470	2,417,320.49	
	ROBLOX CORP -CLASS A	55,485	95.030	5,272,739.55	
	SNAP INC - A	86,463	7.680	664,035.84	
	SPOTIFY TECHNOLOGY SA	15,595	598.870	9,339,377.65	
	TAKE-TWO INTERACTIVE SOFTWRE	17,220	246.070	4,237,325.40	
	TRADE DESK INC/THE -CLASS A	43,633	39.560	1,726,121.48	
	WALT DISNEY CO/THE	179,961	104.470	18,800,525.67	
	WARNER BROS DISCOVERY INC	226,653	24.000	5,439,672.00	
	CBRE GROUP INC - A	30,480	161.830	4,932,578.40	
	COSTAR GROUP INC	43,322	68.800	2,980,553.60	
	HONGKONG LAND HOLDINGS LTD	136,600	6.350	867,410.00	
	ZILLOW GROUP INC - C	14,561	74.380	1,083,047.18	
	アメリカ・ドル小計	36,447,408		5,829,568,665.46 (908,654,867,885)	
カナダ・ドル	ARC RESOURCES LTD	62,147	25.010	1,554,296.47	
	CAMECO CORP	45,239	123.950	5,607,374.05	
	CANADIAN NATURAL RESOURCES	208,260	47.290	9,848,615.40	
	CENOVUS ENERGY INC	152,070	24.930	3,791,105.10	
	ENBRIDGE INC	217,892	67.930	14,801,403.56	
	IMPERIAL OIL LTD	16,267	139.700	2,272,499.90	
	KEYERA CORP	19,802	45.150	894,060.30	

PEMBINA PIPELINE CORP	56,661	54.170	3,069,326.37	
SUNCOR ENERGY INC	120,305	62.840	7,559,966.20	
TC ENERGY CORP	100,466	75.500	7,585,183.00	
TOURMALINE OIL CORP	34,280	64.320	2,204,889.60	
WHITECAP RESOURCES INC	116,361	11.690	1,360,260.09	
AGNICO EAGLE MINES LTD	48,692	243.790	11,870,622.68	
ALAMOS GOLD INC-CLASS A	40,555	52.760	2,139,681.80	
BARRICK MINING CORP	174,340	58.430	10,186,686.20	
CCL INDUSTRIES INC - CL B	13,268	85.450	1,133,750.60	
FIRST QUANTUM MINERALS LTD	68,446	31.840	2,179,320.64	
FRANCO-NEVADA CORP	18,349	292.150	5,360,660.35	
IVANHOE MINES LTD-CL A	80,624	14.620	1,178,722.88	
KINROSS GOLD CORP	128,663	39.380	5,066,748.94	
LUNDIN GOLD INC	12,362	117.770	1,455,872.74	
LUNDIN MINING CORP	78,936	26.110	2,061,018.96	
NUTRIEN LTD	49,178	81.300	3,998,171.40	
PAN AMERICAN SILVER CORP	36,364	63.340	2,303,295.76	
TECK RESOURCES LTD-CLS B	40,547	59.490	2,412,141.03	
WHEATON PRECIOUS METALS CORP	45,466	153.470	6,977,667.02	
ATKINSREALIS GROUP INC	19,484	86.730	1,689,847.32	
BOMBARDIER INC-B	8,707	232.090	2,020,807.63	
CAE INC	27,474	38.230	1,050,331.02	
STANTEC INC	9,939	134.390	1,335,702.21	
TOROMONT INDUSTRIES LTD	9,630	163.410	1,573,638.30	
WSP GLOBAL INC	12,764	244.450	3,120,159.80	
ELEMENT FLEET MANAGEMENT COR	32,674	37.230	1,216,453.02	
GFL ENVIRONMENTAL INC-SUB VT	21,852	63.580	1,389,350.16	
RB GLOBAL INC	19,325	136.900	2,645,592.50	
THOMSON REUTERS CORP	15,347	189.550	2,909,023.85	
CANADIAN NATL RAILWAY CO	53,467	133.830	7,155,488.61	
CANADIAN PACIFIC KANSAS CITY	89,141	101.230	9,023,743.43	
TFI INTERNATIONAL INC	6,995	121.870	852,480.65	
MAGNA INTERNATIONAL INC	22,436	68.390	1,534,398.04	
GILDAN ACTIVEWEAR INC	17,915	80.190	1,436,603.85	
RESTAURANT BRANDS INTERN	28,570	101.540	2,900,997.80	
CANADIAN TIRE CORP-CLASS A	4,737	170.020	805,384.74	
DOLLARAMA INC	27,090	199.950	5,416,645.50	
ALIMENTATION COUCHE-TARD INC	76,041	76.330	5,804,209.53	
EMPIRE CO LTD 'A'	17,348	51.450	892,554.60	
LOBLAW COMPANIES LTD	56,228	62.000	3,486,136.00	
METRO INC/CN	18,929	100.260	1,897,821.54	
WESTON (GEORGE) LTD	14,952	95.830	1,432,850.16	

	SAPUTO INC	34,523	39.610	1,367,456.03	
	BANK OF MONTREAL	71,092	176.910	12,576,885.72	
	BANK OF NOVA SCOTIA	119,355	96.940	11,570,273.70	
	CAN IMPERIAL BK OF COMMERCE	92,081	120.830	11,126,147.23	
	NATIONAL BANK OF CANADA	37,412	168.950	6,320,757.40	
	ROYAL BANK OF CANADA	137,992	216.140	29,825,590.88	
	TORONTO-DOMINION BANK	168,939	117.650	19,875,673.35	
	BROOKFIELD ASSET MGMT-A	42,975	73.590	3,162,530.25	
	BROOKFIELD CORP	203,674	65.980	13,438,410.52	
	IGM FINANCIAL INC	4,949	57.050	282,340.45	
	TMX GROUP LTD	26,034	51.300	1,335,544.20	
	FAIRFAX FINANCIAL HLDGS LTD	1,991	2,406.330	4,791,003.03	
	GREAT-WEST LIFECO INC	32,412	64.790	2,099,973.48	
	IA FINANCIAL CORP INC	8,268	165.060	1,364,716.08	
	INTACT FINANCIAL CORP	17,844	285.400	5,092,677.60	
	MANULIFE FINANCIAL CORP	169,946	49.470	8,407,228.62	
	POWER CORP OF CANADA	59,784	71.150	4,253,631.60	
	SUN LIFE FINANCIAL INC	53,341	82.830	4,418,235.03	
	CGI INC	18,609	124.470	2,316,262.23	
	CONSTELLATION SOFTWARE INC	1,935	3,382.250	6,544,653.75	
	DESCARTES SYSTEMS GRP/THE	9,063	114.780	1,040,251.14	
	OPEN TEXT CORP	21,507	47.050	1,011,904.35	
	SHOPIFY INC - CLASS A	122,385	223.220	27,318,779.70	
	CELESTICA INC	11,862	480.110	5,695,064.82	
	BCE INC	10,153	32.920	334,236.76	
	ROGERS COMMUNICATIONS INC-B	39,463	54.630	2,155,863.69	
	TELUS CORP	15,222	18.340	279,171.48	
	ALTAGAS LTD	27,309	43.120	1,177,564.08	
	BROOKFIELD RENEWABLE CORP	11,200	58.080	650,496.00	
	CANADIAN UTILITIES LTD-A	20,193	42.230	852,750.39	
	EMERA INC	30,820	67.820	2,090,212.40	
	FORTIS INC	50,042	73.260	3,666,076.92	
	HYDRO ONE LTD	33,037	54.740	1,808,445.38	
	FIRSTSERVICE CORP	3,669	219.740	806,226.06	
	カナダ・ドル小計	4,305,666		379,520,595.62 (42,331,727,235)	
オーストラ リア・ドル	SANTOS LTD	313,144	6.440	2,016,647.36	
	WOODSIDE ENERGY GROUP LTD	193,850	24.930	4,832,680.50	
	BHP GROUP LTD	496,724	41.670	20,698,489.08	
	EVOLUTION MINING LTD	193,113	11.880	2,294,182.44	
	FORTESCUE LTD	160,779	21.410	3,442,278.39	
	LYNAS RARE EARTHS LTD	111,588	14.470	1,614,678.36	

	NORTHERN STAR RESOURCES LTD	144,808	27.160	3,932,985.28	
	RIO TINTO LTD	36,597	132.280	4,841,051.16	
	SOUTH32 LTD	394,239	3.220	1,269,449.58	
	SGH LTD	16,425	47.290	776,738.25	
	BRAMBLES LTD	145,008	24.060	3,488,892.48	
	COMPUTERSHARE LTD	50,853	35.900	1,825,622.70	
	QANTAS AIRWAYS LTD	78,226	9.980	780,695.48	
	ARISTOCRAT LEISURE LTD	57,777	58.340	3,370,710.18	
	LOTTERY CORP LTD/THE	224,832	5.470	1,229,831.04	
	WESFARMERS LTD	112,766	81.880	9,233,280.08	
	COLES GROUP LTD	128,623	22.320	2,870,865.36	
	WOOLWORTHS GROUP LTD	117,922	29.320	3,457,473.04	
	COCHLEAR LTD	6,946	279.060	1,938,350.76	
	PRO MEDICUS LTD	5,586	266.540	1,488,892.44	
	SIGMA HEALTHCARE LTD	474,038	2.880	1,365,229.44	
	SONIC HEALTHCARE LTD	37,362	23.330	871,655.46	
	CSL LTD	49,342	186.300	9,192,414.60	
	ANZ GROUP HOLDINGS LTD	292,698	34.640	10,139,058.72	
	COMMONWEALTH BANK OF AUSTRAL	165,723	152.510	25,274,414.73	
	NATIONAL AUSTRALIA BANK LTD	303,478	40.100	12,169,467.80	
	WESTPAC BANKING CORP	337,714	37.590	12,694,669.26	
	ASX LTD	15,385	58.200	895,407.00	
	MACQUARIE GROUP LTD	34,425	197.040	6,783,102.00	
	WASHINGTON H SOUL PATTINSON	43,195	37.820	1,633,634.90	
	INSURANCE AUSTRALIA GROUP	229,744	7.760	1,782,813.44	
	MEDIBANK PRIVATE LTD	309,998	4.750	1,472,490.50	
	QBE INSURANCE GROUP LTD	153,791	19.250	2,960,476.75	
	SUNCORP GROUP LTD	99,768	17.560	1,751,926.08	
	WISETECH GLOBAL LTD	18,731	73.020	1,367,737.62	
	XERO LTD	16,682	122.250	2,039,374.50	
	TELSTRA GROUP LTD	367,025	4.920	1,805,763.00	
	ORIGIN ENERGY LTD	177,211	11.680	2,069,824.48	
	CAR GROUP LTD	35,130	34.770	1,221,470.10	
	REA GROUP LTD	4,909	195.910	961,722.19	
	オーストラリア・ドル小計	6,156,155		173,856,446.53 (17,724,664,724)	
香港・ドル	CK HUTCHISON HOLDINGS LTD	264,424	54.950	14,530,098.80	
	SWIRE PACIFIC LTD - CL A	27,000	66.750	1,802,250.00	
	TECHTRONIC INDUSTRIES CO LTD	132,500	91.100	12,070,750.00	
	MTR CORP	118,500	30.880	3,659,280.00	
	SITC INTERNATIONAL HOLDINGS	160,000	26.740	4,278,400.00	
	GALAXY ENTERTAINMENT GROUP L	176,000	40.240	7,082,240.00	

	SANDS CHINA LTD	238,000	21.200	5,045,600.00	
	WH GROUP LTD	953,500	8.140	7,761,490.00	
	BOC HONG KONG HOLDINGS LTD	347,000	37.460	12,998,620.00	
	HANG SENG BANK LTD	75,600	152.200	11,506,320.00	
	HONG KONG EXCHANGES & CLEAR	117,200	411.000	48,169,200.00	
	AIA GROUP LTD	1,031,400	80.600	83,130,840.00	
	CK INFRASTRUCTURE HOLDINGS L	62,000	53.900	3,341,800.00	
	CLP HOLDINGS LTD	142,100	68.000	9,662,800.00	
	HONG KONG & CHINA GAS	1,186,389	7.240	8,589,456.36	
	POWER ASSETS HOLDINGS LTD	145,000	52.050	7,547,250.00	
	CK ASSET HOLDINGS LTD	214,924	39.920	8,579,766.08	
	HENDERSON LAND DEVELOPMENT	140,384	29.340	4,118,866.56	
	SINO LAND CO	530,200	10.440	5,535,288.00	
	SUN HUNG KAI PROPERTIES	135,500	98.600	13,360,300.00	
	WHARF HOLDINGS LTD	113,000	23.600	2,666,800.00	
	WHARF REAL ESTATE INVESTMENT	125,000	24.560	3,070,000.00	
	香港・ドル小計	6,435,621		278,507,415.80 (5,572,933,390)	
シンガポール・ドル	KEPPEL LTD	115,000	10.240	1,177,600.00	
	SINGAPORE TECH ENGINEERING	173,300	8.300	1,438,390.00	
	YANGZIJIANG SHIPBUILDING	258,100	3.350	864,635.00	
	SINGAPORE AIRLINES LTD	156,966	6.490	1,018,709.34	
	WILMAR INTERNATIONAL LTD	159,600	3.240	517,104.00	
	DBS GROUP HOLDINGS LTD	206,470	54.200	11,190,674.00	
	OVERSEA-CHINESE BANKING CORP	347,000	18.500	6,419,500.00	
	UNITED OVERSEAS BANK LTD	124,300	33.980	4,223,714.00	
	SINGAPORE EXCHANGE LTD	94,600	16.860	1,594,956.00	
	SINGAPORE TELECOMMUNICATIONS	760,215	4.730	3,595,816.95	
	SEMBCORP INDUSTRIES LTD	89,200	6.130	546,796.00	
	CAPITALAND INVESTMENT LTD/SI	220,100	2.650	583,265.00	
	シンガポール・ドル小計	2,704,851		33,171,160.29 (3,989,495,448)	
ニュージーランド・ドル	AUCKLAND INTL AIRPORT LTD	158,769	8.000	1,270,152.00	
	FISHER & PAYKEL HEALTHCARE C	54,258	37.300	2,023,823.40	
	INFRATIL LTD	83,472	11.670	974,118.24	
	CONTACT ENERGY LTD	77,377	9.630	745,140.51	
	MERIDIAN ENERGY LTD	195,054	5.630	1,098,154.02	
	ニュージーランド・ドル小計	568,930		6,111,388.17 (545,808,076)	
イギリス・ポンド	BP PLC	1,522,067	4.542	6,913,228.31	
	SHELL PLC	577,838	27.835	16,084,120.73	
	ANGLO AMERICAN PLC	110,687	28.510	3,155,686.37	

ANTOFAGASTA PLC	45,018	27.580	1,241,596.44	
ENDEAVOUR MINING PLC	19,102	34.900	666,659.80	
FRESNILLO PLC	21,633	26.340	569,813.22	
GLENCORE PLC	971,910	3.608	3,506,651.28	
RIO TINTO PLC	112,128	54.220	6,079,580.16	
ASHTREAD GROUP PLC	43,201	48.280	2,085,744.28	
BAE SYSTEMS PLC	290,478	16.505	4,794,339.39	
BUNZL PLC	35,202	21.640	761,771.28	
DCC PLC	10,153	49.940	507,040.82	
MELROSE INDUSTRIES PLC	119,456	5.950	710,763.20	
ROLLS-ROYCE HOLDINGS PLC	846,583	10.680	9,041,506.44	
SMITHS GROUP PLC	36,853	24.440	900,687.32	
SPIRAX GROUP PLC	5,904	67.050	395,863.20	
EXPERIAN PLC	87,189	33.230	2,897,290.47	
INTERTEK GROUP PLC	17,824	46.260	824,538.24	
RELX PLC	178,158	30.310	5,399,968.98	
RENTOKIL INITIAL PLC	263,366	4.162	1,096,129.29	
BARRATT REDROW PLC	139,211	3.944	549,048.18	
COMPASS GROUP PLC	163,059	23.720	3,867,759.48	
ENTAIN PLC	69,295	7.770	538,422.15	
INTERCONTINENTAL HOTELS GROU	14,491	100.150	1,451,273.65	
PEARSON PLC	46,942	9.976	468,293.39	
WHITBREAD PLC	16,522	24.900	411,397.80	
JD SPORTS FASHION PLC	251,482	0.772	194,144.10	
KINGFISHER PLC	179,593	3.056	548,836.20	
NEXT PLC	12,208	141.200	1,723,769.60	
MARKS & SPENCER GROUP PLC	180,525	3.477	627,685.42	
SAINSBURY (J) PLC	220,253	3.222	709,655.16	
TESCO PLC	623,187	4.503	2,806,211.06	
ASSOCIATED BRITISH FOODS PLC	30,992	21.360	661,989.12	
BRITISH AMERICAN TOBACCO PLC	220,324	44.210	9,740,524.04	
COCA-COLA HBC AG-DI	17,866	37.880	676,764.08	
DIAGEO PLC	220,347	17.355	3,824,122.18	
IMPERIAL BRANDS PLC	80,191	32.080	2,572,527.28	
RECKITT BENCKISER GROUP PLC	63,456	58.520	3,713,445.12	
UNILEVER PLC	241,254	45.440	10,962,581.76	
NMC HEALTH PLC	3,940	0.010	39.40	
SMITH & NEPHEW PLC	85,977	12.545	1,078,581.46	
ASTRAZENECA PLC	151,745	139.740	21,204,846.30	
GSK PLC	403,626	17.910	7,228,941.66	
HALEON PLC	897,099	3.709	3,327,340.19	
HIKMA PHARMACEUTICALS PLC	14,590	15.540	226,728.60	

	BARCLAYS PLC	1,409,761	4.302	6,064,791.82	
	HSBC HOLDINGS PLC	1,710,868	10.702	18,309,709.33	
	LLOYDS BANKING GROUP PLC	5,664,640	0.961	5,443,719.04	
	NATWEST GROUP PLC	792,583	6.322	5,010,709.72	
	STANDARD CHARTERED PLC	206,587	16.735	3,457,233.44	
	3I GROUP PLC	97,475	31.580	3,078,260.50	
	LONDON STOCK EXCHANGE GROUP	44,339	89.080	3,949,718.12	
	M&G PLC	217,201	2.724	591,655.52	
	SCHRODERS PLC	61,711	3.884	239,685.52	
	WISE PLC - A	66,680	8.830	588,784.40	
	ADMIRAL GROUP PLC	19,808	31.720	628,309.76	
	AVIVA PLC	299,151	6.518	1,949,866.21	
	LEGAL & GENERAL GROUP PLC	561,409	2.469	1,386,118.82	
	PHOENIX GROUP HOLDINGS PLC	59,286	6.960	412,630.56	
	PRUDENTIAL PLC	267,761	10.935	2,927,966.53	
	SAGE GROUP PLC/THE	90,085	10.745	967,963.32	
	HALMA PLC	40,840	35.600	1,453,904.00	
	BT GROUP PLC	540,623	1.809	977,987.00	
	VODAFONE GROUP PLC	1,981,261	0.940	1,862,385.34	
	CENTRICA PLC	527,715	1.715	905,031.22	
	NATIONAL GRID PLC	490,704	11.465	5,625,921.36	
	SEVERN TRENT PLC	31,254	28.180	880,737.72	
	SSE PLC	111,630	21.980	2,453,627.40	
	UNITED UTILITIES GROUP PLC	77,666	12.370	960,728.42	
	AUTO TRADER GROUP PLC	77,901	6.390	497,787.39	
	INFORMA PLC	130,979	9.598	1,257,136.44	
	イギリス・ポンド小計	25,242,843		218,630,275.50 (45,129,661,469)	
イスラエル・シェケル	ICL GROUP LTD	67,143	18.290	1,228,045.47	
	ELBIT SYSTEMS LTD	2,735	1,532.000	4,190,020.00	
	BANK HAPOLIM BM	127,980	71.000	9,086,580.00	
	BANK LEUMI LE-ISRAEL	135,088	68.990	9,319,721.12	
	ISRAEL DISCOUNT BANK-A	118,638	34.720	4,119,111.36	
	MIZRAHI TEFAHOT BANK LTD	17,234	228.700	3,941,415.80	
	PHOENIX FINANCIAL LTD	26,911	131.600	3,541,487.60	
	NICE LTD	4,458	344.300	1,534,889.40	
	NOVA LTD	3,713	1,010.000	3,750,130.00	
	AZRIELI GROUP LTD	3,527	329.800	1,163,204.60	
	イスラエル・シェケル小計	507,427		41,874,605.35 (2,002,447,815)	
スイス・フラン	EMS-CHEMIE HOLDING AG-REG	538	548.000	294,824.00	
	GIVAUDAN-REG	900	3,387.000	3,048,300.00	

	HOLCIM LTD	50,564	75.220	3,803,424.08	
	SIKA AG-REG	15,686	158.250	2,482,309.50	
	ABB LTD-REG	156,461	57.720	9,030,928.92	
	BELIMO HOLDING AG-REG	1,159	785.500	910,394.50	
	GEBERIT AG-REG	3,493	625.600	2,185,220.80	
	SCHINDLER HOLDING AG-REG	1,766	272.500	481,235.00	
	SCHINDLER HOLDING-PART CERT	4,092	287.000	1,174,404.00	
	VAT GROUP AG	2,969	353.400	1,049,244.60	
	SGS SA-REG	14,405	92.160	1,327,564.80	
	KUEHNE + NAGEL INTL AG-REG	4,194	161.100	675,653.40	
	CIE FINANCIERE RICHEMO-A REG	52,896	170.300	9,008,188.80	
	SWATCH GROUP AG/THE-BR	2,619	162.150	424,670.85	
	AVOLTA AG	8,656	44.120	381,902.72	
	BARRY CALLEBAUT AG-REG	382	1,287.000	491,634.00	
	CHOCOLADEFABRIKEN LINDT-PC	97	11,820.000	1,146,540.00	
	CHOCOLADEFABRIKEN LINDT-REG	10	119,600.000	1,196,000.00	
	NESTLE SA-REG	254,075	79.830	20,282,807.25	
	ALCON INC	51,552	63.860	3,292,110.72	
	SONOVA HOLDING AG-REG	5,194	200.100	1,039,319.40	
	STRAUMANN HOLDING AG-REG	11,159	91.600	1,022,164.40	
	GALDERMA GROUP AG	15,294	160.000	2,447,040.00	
	LONZA GROUP AG-REG	7,129	550.000	3,920,950.00	
	NOVARTIS AG-REG	188,639	104.480	19,709,002.72	
	ROCHE HOLDING AG-BR	2,584	319.400	825,329.60	
	ROCHE HOLDING AG-GENUSSCHEIN	70,068	307.400	21,538,903.20	
	SANDOZ GROUP AG	38,614	56.720	2,190,186.08	
	BANQUE CANTONALE VAUDOIS-REG	3,006	97.400	292,784.40	
	JULIUS BAER GROUP LTD	19,127	57.400	1,097,889.80	
	PARTNERS GROUP HOLDING AG	2,417	952.800	2,302,917.60	
	UBS GROUP AG-REG	315,732	31.020	9,794,006.64	
	BALOISE HOLDING AG - REG	3,909	210.200	821,671.80	
	HELVETIA HOLDING AG-REG	4,111	208.400	856,732.40	
	SWISS LIFE HOLDING AG-REG	2,811	880.800	2,475,928.80	
	SWISS RE AG	30,215	141.550	4,276,933.25	
	ZURICH INSURANCE GROUP AG	14,158	577.200	8,171,997.60	
	LOGITECH INTERNATIONAL-REG	17,191	90.300	1,552,347.30	
	SWISSCOM AG-REG	2,373	576.500	1,368,034.50	
	BKW AG	1,385	167.600	232,126.00	
	SWISS PRIME SITE-REG	7,190	118.500	852,015.00	
	スイス・フラン小計	1,388,820		149,475,638.43 (29,004,252,881)	
デンマーク	NOVONESIS (NOVOZYMES) B	35,879	401.600	14,409,006.40	

ク・クロ ネ	ROCKWOOL A/S-B SHS	13,931	217.450	3,029,295.95	
	VESTAS WIND SYSTEMS A/S	102,046	153.150	15,628,344.90	
	AP MOLLER-MAERSK A/S-A	292	12,900.000	3,766,800.00	
	AP MOLLER-MAERSK A/S-B	412	12,875.000	5,304,500.00	
	DSV A/S	19,123	1,467.500	28,063,002.50	
	PANDORA A/S	7,823	769.200	6,017,451.60	
	CARLSBERG AS-B	8,080	799.600	6,460,768.00	
	COLOPLAST-B	10,365	580.800	6,019,992.00	
	DEMANT A/S	8,178	219.200	1,792,617.60	
	GENMAB A/S	6,634	2,039.000	13,526,726.00	
	NOVO NORDISK A/S-B	321,003	317.000	101,757,951.00	
	DANSKE BANK A/S	66,521	296.000	19,690,216.00	
	TRYG A/S	35,873	159.500	5,721,743.50	
	ORSTED A/S	48,239	136.750	6,596,683.25	
	デンマーク・クロネ小計	684,399		237,785,098.70 (5,759,155,091)	
ノルウェ ー・クロ ネ	AKER BP ASA	27,948	246.300	6,883,592.40	
	EQUINOR ASA	77,381	233.100	18,037,511.10	
	NORSK HYDRO ASA	159,461	72.380	11,541,787.18	
	YARA INTERNATIONAL ASA	12,718	369.500	4,699,301.00	
	KONGSBERG GRUPPEN ASA	39,113	239.700	9,375,386.10	
	MOWI ASA	49,017	229.600	11,254,303.20	
	ORKLA ASA	63,195	108.300	6,844,018.50	
	SALMAR ASA	6,204	591.000	3,666,564.00	
	DNB BANK ASA	94,975	270.500	25,690,737.50	
	GJENSIDIGE FORSIKRING ASA	18,691	283.200	5,293,291.20	
	TELENOR ASA	60,256	146.100	8,803,401.60	
	ノルウェー・クロネ小計	608,959		112,089,893.78 (1,726,184,364)	
スウェーデ ン・クロ ナ	BOLIDEN AB	27,135	451.800	12,259,593.00	
	HOLMEN AB-B SHARES	7,024	345.600	2,427,494.40	
	SVENSKA CELLULOSA AB SCA-B	65,313	122.650	8,010,639.45	
	ADDTECH AB-B SHARES	27,319	324.400	8,862,283.60	
	ALFA LAVAL AB	31,110	445.700	13,865,727.00	
	ASSA ABLOY AB-B	102,919	358.600	36,906,753.40	
	ATLAS COPCO AB-A SHS	254,022	160.200	40,694,324.40	
	ATLAS COPCO AB-B SHS	147,186	144.300	21,238,939.80	
	BEIJER REF AB	48,188	150.350	7,245,065.80	
	EPIROC AB-A	56,566	202.600	11,460,271.60	
	EPIROC AB-B	33,182	181.900	6,035,805.80	
	INDUTRADE AB	27,951	234.200	6,546,124.20	
	INVESTMENT AB LATOUR-B SHS	19,067	225.700	4,303,421.90	

	LIFCO AB-B SHS	24,912	347.200	8,649,446.40	
	NIBE INDUSTRIER AB-B SHS	183,495	34.900	6,403,975.50	
	SAAB AB-B	35,370	475.600	16,821,972.00	
	SANDVIK AB	102,321	285.100	29,171,717.10	
	SKANSKA AB-B SHS	26,915	242.200	6,518,813.00	
	SKF AB-B SHARES	31,715	247.000	7,833,605.00	
	TRELLEBORG AB-B SHS	21,827	396.800	8,660,953.60	
	VOLVO AB-B SHS	150,503	282.800	42,562,248.40	
	SECURITAS AB-B SHS	41,010	144.000	5,905,440.00	
	EVOLUTION AB	14,444	645.200	9,319,268.80	
	HENNES & MAURITZ AB-B SHS	52,210	171.300	8,943,573.00	
	ESSITY AKTIEBOLAG-B	61,047	261.200	15,945,476.40	
	SWEDISH ORPHAN BIOVITRUM AB	13,513	338.800	4,578,204.40	
	SKANDINAVISKA ENSKILDA BAN-A	150,072	187.850	28,191,025.20	
	SVENSKA HANDELSBANKEN-A SHS	155,608	130.900	20,369,087.20	
	SWEDBANK AB - A SHARES	79,069	300.300	23,744,420.70	
	EQT AB	55,543	327.000	18,162,561.00	
	INDUSTRIVARDEN AB-A SHS	10,598	396.400	4,201,047.20	
	INDUSTRIVARDEN AB-C SHS	14,289	396.700	5,668,446.30	
	INVESTOR AB-B SHS	185,161	321.400	59,510,745.40	
	LUNDBERGS AB-B SHS	6,081	502.000	3,052,662.00	
	ERICSSON LM-B SHS	253,908	91.080	23,125,940.64	
	HEXAGON AB-B SHS	207,482	110.400	22,906,012.80	
	TELE2 AB-B SHS	58,043	150.200	8,718,058.60	
	TELIA CO AB	187,675	37.900	7,112,882.50	
	FASTIGHETS AB BALDER-B SHRS	84,849	67.920	5,762,944.08	
	SAGAX AB-B	25,260	202.000	5,102,520.00	
	スウェーデン・クローナ小計	3,079,902		586,799,491.57 (9,676,323,616)	
ユーロ	ENI SPA	201,031	16.132	3,243,032.09	
	GALP ENERGIA SGPS SA	30,995	17.365	538,228.17	
	NESTE OYJ	49,566	16.640	824,778.24	
	OMV AG	11,756	47.680	560,526.08	
	REPSOL SA	119,400	15.980	1,908,012.00	
	TENARIS SA	41,201	17.380	716,073.38	
	TOTALENERGIES SE	196,658	56.800	11,170,174.40	
	AIR LIQUIDE SA	55,673	165.120	9,192,725.76	
	AKZO NOBEL N. V.	14,109	56.040	790,668.36	
	ARCELORMITTAL	50,937	37.180	1,893,837.66	
	BASF SE	87,436	44.900	3,925,876.40	
	BUZZI SPA	8,279	53.100	439,614.90	
	DSM-FIRMENICH AG	18,403	70.760	1,302,196.28	

EVONIK INDUSTRIES AG	17,669	13.270	234,467.63	
HEIDELBERG MATERIALS AG	12,541	221.300	2,775,323.30	
STORA ENSO OYJ-R SHS	71,937	10.130	728,721.81	
SYENSQO SA	8,379	70.260	588,708.54	
SYMRISE AG	13,622	71.440	973,155.68	
UPM-KYMMENE OYJ	50,585	23.510	1,189,253.35	
ACS ACTIVIDADES CONS Y SERV	19,741	79.650	1,572,370.65	
AIRBUS SE	58,384	204.450	11,936,608.80	
ALSTOM	25,574	22.540	576,437.96	
BOUYGUES SA	17,123	43.020	736,631.46	
BRENNTAG SE	12,153	49.450	600,965.85	
COMPAGNIE DE SAINT GOBAIN	43,605	85.940	3,747,413.70	
DAIMLER TRUCK HOLDING AG	44,374	36.470	1,618,319.78	
DASSAULT AVIATION SA	1,720	270.600	465,432.00	
EIFFAGE	6,641	119.000	790,279.00	
FERROVIAL SE	49,252	56.460	2,780,767.92	
GEA GROUP AG	17,874	58.400	1,043,841.60	
HENSOLDT AG	8,376	68.350	572,499.60	
HOCHTIEF AG	2,232	304.800	680,313.60	
IMCD NV	4,340	77.280	335,395.20	
KINGSPAN GROUP PLC	14,816	73.850	1,094,161.60	
KNORR-BREMSE AG	7,217	91.400	659,633.80	
KONE OYJ-B	35,383	58.540	2,071,320.82	
LEGRAND SA	26,893	130.550	3,510,881.15	
LEONARDO SPA	42,162	46.910	1,977,819.42	
METSO CORP	63,849	14.180	905,378.82	
MTU AERO ENGINES AG	4,961	352.300	1,747,760.30	
PRYSMIAN SPA	28,932	86.300	2,496,831.60	
RATIONAL AG	350	644.000	225,400.00	
REXEL SA	23,491	32.790	770,269.89	
RHEINMETALL AG	4,403	1,480.500	6,518,641.50	
SAFRAN SA	36,264	290.300	10,527,439.20	
SCHNEIDER ELECTRIC SE	54,515	231.000	12,592,965.00	
SIEMENS AG-REG	75,158	228.300	17,158,571.40	
SIEMENS ENERGY AG	78,419	115.300	9,041,710.70	
THALES SA	8,928	225.400	2,012,371.20	
VINCI SA	49,531	122.250	6,055,164.75	
WARTSILA OYJ ABP	45,125	27.910	1,259,438.75	
BUREAU VERITAS SA	30,794	27.580	849,298.52	
RANDSTAD NV	8,946	33.520	299,869.92	
WOLTERS KLUWER	22,774	91.600	2,086,098.40	
ADP	3,679	126.300	464,657.70	

AENA SME SA	71,950	23.460	1,687,947.00	
DEUTSCHE LUFTHANSA-REG	50,885	8.270	420,818.95	
DHL GROUP	90,860	44.830	4,073,253.80	
GETLINK SE	30,428	15.580	474,068.24	
INPOST SA	24,153	10.100	243,945.30	
INTL CONSOLIDATED AIRLINE-DI	119,865	4.529	542,868.58	
RYANAIR HOLDINGS PLC	89,416	28.220	2,523,319.52	
BAYERISCHE MOTOREN WERKE AG	27,028	88.040	2,379,545.12	
BAYERISCHE MOTOREN WERKE-PRF	6,498	81.250	527,962.50	
CONTINENTAL AG	12,741	64.540	822,304.14	
DR ING HC F PORSCHE AG	8,498	44.640	379,350.72	
FERRARI NV	11,968	337.800	4,042,790.40	
MERCEDES-BENZ GROUP AG	73,329	58.160	4,264,814.64	
MICHELIN (CGDE)	67,666	28.150	1,904,797.90	
PORSCHE AUTOMOBIL HLDG-PRF	14,142	37.130	525,092.46	
RENAULT SA	21,493	34.470	740,863.71	
STELLANTIS NV	190,785	9.193	1,753,886.50	
VOLKSWAGEN AG-PREF	19,688	98.380	1,936,905.44	
ADIDAS AG	16,621	160.400	2,666,008.40	
HERMES INTERNATIONAL	3,128	2,100.000	6,568,800.00	
KERING	8,017	292.800	2,347,377.60	
LVMH MOET HENNESSY LOUIS VUI	24,847	635.500	15,790,268.50	
MONCLER SPA	23,797	58.120	1,383,081.64	
ACCOR SA	16,469	46.620	767,784.78	
AMADEUS IT GROUP SA	43,447	63.340	2,751,932.98	
DELIVERY HERO SE	22,884	20.100	459,968.40	
FDJ UNITED	5,785	24.260	140,344.10	
SODEXO SA	6,960	45.540	316,958.40	
D' IETEREN GROUP	2,947	150.000	442,050.00	
INDUSTRIA DE DISENO TEXTIL	110,369	48.250	5,325,304.25	
PROSUS NV	129,021	54.260	7,000,679.46	
ZALANDO SE	17,418	23.200	404,097.60	
CARREFOUR SA	49,914	13.265	662,109.21	
JERONIMO MARTINS	27,047	20.440	552,840.68	
KESKO OYJ-B SHS	33,890	18.350	621,881.50	
KONINKLIJKE AHOLD DELHAIZE N	94,202	35.650	3,358,301.30	
ANHEUSER-BUSCH INBEV SA/NV	98,133	53.020	5,203,011.66	
DANONE	60,824	77.000	4,683,448.00	
DAVIDE CAMPARI-MILANO NV	48,521	5.866	284,624.18	
HEINEKEN HOLDING NV	13,521	61.550	832,217.55	
HEINEKEN NV	27,519	70.180	1,931,283.42	
JDE PEET'S NV	13,317	31.620	421,083.54	

KERRY GROUP PLC-A	15,918	79.950	1,272,644.10	
LOTUS BAKERIES	42	7,740.000	325,080.00	
PERNOD RICARD SA	21,371	77.580	1,657,962.18	
BEIERSDORF AG	9,941	92.660	921,133.06	
HENKEL AG & CO KGAA	12,505	64.700	809,073.50	
HENKEL AG & CO KGAA VOR-PREF	15,381	69.580	1,070,209.98	
L'OREAL	23,995	375.600	9,012,522.00	
BIOMERIEUX	5,932	107.900	640,062.80	
ESSILORLUXOTTICA	29,460	308.700	9,094,302.00	
FRESENIUS MEDICAL CARE AG	24,639	41.250	1,016,358.75	
FRESENIUS SE & CO KGAA	41,370	47.330	1,958,042.10	
KONINKLIJKE PHILIPS NV	80,518	24.260	1,953,366.68	
SIEMENS HEALTHINEERS AG	37,005	42.840	1,585,294.20	
ARGENX SE	5,810	782.400	4,545,744.00	
BAYER AG-REG	97,644	30.485	2,976,677.34	
EUROFINS SCIENTIFIC	14,665	58.640	859,955.60	
FINANCIERE DE TUBIZE	2,685	210.000	563,850.00	
GRIFOLS SA	31,144	10.530	327,946.32	
IPSEN	3,380	124.300	420,134.00	
MERCK KGAA	11,293	116.000	1,309,988.00	
ORION OYJ-CLASS B	10,542	61.650	649,914.30	
QIAGEN N.V.	20,369	41.125	837,675.12	
RECORDATI INDUSTRIA CHIMICA	12,539	50.900	638,235.10	
SANOFI	109,557	85.760	9,395,608.32	
SARTORIUS AG-VORZUG	2,164	251.200	543,596.80	
SARTORIUS STEDIM BIOTECH	2,207	207.300	457,511.10	
UCB SA	12,015	240.500	2,889,607.50	
ABN AMRO BANK NV-CVA	60,573	29.150	1,765,702.95	
AIB GROUP PLC	196,550	8.850	1,739,467.50	
BANCA MONTE DEI PASCHI SIENA	193,221	8.153	1,575,330.81	
BANCO BILBAO VIZCAYA ARGENTA	560,117	18.565	10,398,572.10	
BANCO BPM SPA	108,163	12.415	1,342,843.64	
BANCO COMERCIAL PORTUGUES-R	879,553	0.821	722,113.01	
BANCO DE SABADELL SA	515,705	3.138	1,618,282.29	
BANCO SANTANDER SA	1,456,770	9.243	13,464,925.11	
BANK OF IRELAND GROUP PLC	94,274	15.960	1,504,613.04	
BANKINTER SA	70,844	13.560	960,644.64	
BNP PARIBAS	100,435	73.690	7,401,055.15	
BPER BANCA SPA	161,961	10.380	1,681,155.18	
CAIXABANK SA	398,379	9.616	3,830,812.46	
COMMERZBANK AG	75,354	33.880	2,552,993.52	
CREDIT AGRICOLE SA	111,034	16.520	1,834,281.68	

ERSTE GROUP BANK AG	31, 617	94. 150	2, 976, 740. 55	
FINECOBANK SPA	60, 333	21. 150	1, 276, 042. 95	
ING GROEP NV	297, 353	22. 350	6, 645, 839. 55	
INTESA SANPAOLO	1, 393, 783	5. 586	7, 785, 671. 83	
KBC GROUP NV	22, 111	106. 150	2, 347, 082. 65	
NORDEA BANK ABP	302, 981	15. 240	4, 617, 430. 44	
RAIFFEISEN BANK INTERNATIONA	13, 884	34. 940	485, 106. 96	
SOCIETE GENERALE SA	68, 477	59. 940	4, 104, 511. 38	
UNICREDIT SPA	135, 203	64. 090	8, 665, 160. 27	
ADYEN NV	2, 430	1, 340. 600	3, 257, 658. 00	
AMUNDI SA	3, 955	69. 000	272, 895. 00	
BANCA MEDIOLANUM SPA	14, 420	18. 440	265, 904. 80	
CVC CAPITAL PARTNERS PLC	21, 438	14. 240	305, 277. 12	
DEUTSCHE BANK AG-REGISTERED	188, 965	30. 610	5, 784, 218. 65	
DEUTSCHE BOERSE AG	18, 466	230. 500	4, 256, 413. 00	
EDENRED	20, 297	18. 490	375, 291. 53	
EURONEXT NV	7, 818	132. 300	1, 034, 321. 40	
EXOR NV	8, 669	72. 600	629, 369. 40	
GROUPE BRUXELLES LAMBERT NV	7, 933	74. 550	591, 405. 15	
NEXI SPA	57, 060	4. 019	229, 324. 14	
POSTE ITALIANE SPA	34, 720	20. 610	715, 579. 20	
SOFINA	1, 314	243. 200	319, 564. 80	
AEGON LTD	127, 748	6. 954	888, 359. 59	
AGEAS	15, 700	58. 900	924, 730. 00	
ALLIANZ SE-REG	38, 034	372. 300	14, 160, 058. 20	
ASR NEDERLAND NV	14, 593	58. 160	848, 728. 88	
AXA SA	173, 445	38. 900	6, 747, 010. 50	
GENERALI	88, 834	34. 180	3, 036, 346. 12	
HANNOVER RUECK SE	5, 315	259. 400	1, 378, 711. 00	
MAPFRE SA	91, 373	3. 988	364, 395. 52	
MUENCHENER RUECKVER AG-REG	13, 083	544. 000	7, 117, 152. 00	
NN GROUP NV	26, 955	62. 480	1, 684, 148. 40	
SAMPO OYJ-A SHS	239, 695	10. 135	2, 429, 308. 82	
TALANX AG	5, 345	112. 000	598, 640. 00	
UNIPOL ASSICURAZIONI SPA	49, 021	19. 755	968, 409. 85	
CAPGEMINI SE	15, 953	134. 800	2, 150, 464. 40	
DASSAULT SYSTEMES SE	67, 200	24. 110	1, 620, 192. 00	
NEMETSCHEK SE	5, 941	96. 250	571, 821. 25	
SAP SE	102, 565	208. 550	21, 389, 930. 75	
NOKIA OYJ	498, 412	5. 242	2, 612, 675. 70	
ASM INTERNATIONAL NV	4, 547	474. 400	2, 157, 096. 80	
ASML HOLDING NV	38, 575	903. 400	34, 848, 655. 00	

BE SEMICONDUCTOR INDUSTRIES	6,286	129.900	816,551.40	
INFINEON TECHNOLOGIES AG	131,482	36.330	4,776,741.06	
STMICROELECTRONICS NV	67,591	19.776	1,336,679.61	
CELLNEX TELECOM SA	48,577	25.860	1,256,201.22	
DEUTSCHE TELEKOM AG-REG	365,502	27.760	10,146,335.52	
ELISA OYJ	12,225	37.720	461,127.00	
INFRASTRUTTURA WIRELESS ITAL	28,190	7.885	222,278.15	
KONINKLIJKE KPN NV	367,935	3.940	1,449,663.90	
ORANGE	175,379	14.190	2,488,628.01	
TELECOM ITALIA SPA	1,266,466	0.484	612,969.54	
TELEFONICA SA	375,409	3.735	1,402,152.61	
ACCIONA SA	2,664	172.900	460,605.60	
E.ON SE	224,555	15.350	3,446,919.25	
EDP RENOVAVEIS SA	27,294	11.470	313,062.18	
EDP SA	349,045	3.846	1,342,427.07	
ELIA GROUP SA/NV	4,734	104.100	492,809.40	
ENDESA SA	34,017	31.260	1,063,371.42	
ENEL SPA	787,583	8.908	7,015,789.36	
ENGIE	176,212	21.900	3,859,042.80	
FORTUM OYJ	42,339	17.695	749,188.60	
IBERDROLA SA	614,333	18.185	11,171,645.60	
NATURGY ENERGY GROUP SA	19,607	26.520	519,977.64	
REDEIA CORP SA	34,539	15.380	531,209.82	
RWE AG	63,614	43.740	2,782,476.36	
SNAM SPA	226,175	5.734	1,296,887.45	
TERNA-RETE ELETTRICA NAZIONA	139,628	9.088	1,268,939.26	
VEOLIA ENVIRONNEMENT	66,183	29.290	1,938,500.07	
VERBUND AG	6,748	63.500	428,498.00	
BOLLORE SE	69,288	4.780	331,196.64	
CTS EVENTIM AG & CO KGAA	6,099	84.350	514,450.65	
PUBLICIS GROUPE	24,509	83.980	2,058,265.82	
SCOUT24 SE	8,708	88.100	767,174.80	
UNIVERSAL MUSIC GROUP NV	112,335	22.080	2,480,356.80	
LEG IMMOBILIE SE	7,909	64.800	512,503.20	
VONOVIA SE	74,260	26.120	1,939,671.20	
ユーロ小計	19,808,152		594,755,556.15 (107,573,437,441)	
合 計	107,939,133		1,179,690,959,436 (1,179,690,959,436)	

(注) 金額欄の()内は、外貨建保有価証券にかかるものの内書きであり、また邦貨換算金額で表示しております。

通 貨	銘柄数	組入株式時価比率	合計金額に対する比率

アメリカ・ドル	株式	526 銘柄	74.8%	77.0%
カナダ・ドル	株式	83 銘柄	3.5%	3.6%
オーストラリア・ドル	株式	40 銘柄	1.5%	1.5%
香港・ドル	株式	22 銘柄	0.5%	0.5%
シンガポール・ドル	株式	12 銘柄	0.3%	0.3%
ニュージーランド・ドル	株式	5 銘柄	0.0%	0.0%
イギリス・ポンド	株式	71 銘柄	3.7%	3.8%
イスラエル・シェケル	株式	10 銘柄	0.2%	0.2%
スイス・フラン	株式	41 銘柄	2.4%	2.5%
デンマーク・クローネ	株式	15 銘柄	0.5%	0.5%
ノルウェー・クローネ	株式	11 銘柄	0.1%	0.1%
スウェーデン・クローナ	株式	40 銘柄	0.8%	0.8%
ユーロ	株式	216 銘柄	8.9%	9.1%

(b) 株式以外の有価証券

種 類	通 貨	銘 柄	券面総額	評価額	備考
新株予約権 証券	カナダ・ ドル	CONSTELLATION SOFTWARE INC-CW40	1,480.00	-	
		カナダ・ドル小計	1,480.00	- (-)	
新株予約権証券合計				- (-)	
投資証券	アメリ カ・ドル	ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUIT	13,343.00	716,118.81	
		AMERICAN HOMES 4 RENT- A	36,596.00	1,175,463.52	
		AMERICAN TOWER CORP	44,990.00	8,155,337.30	
		ANNALY CAPITAL MANAGEMENT IN	73,874.00	1,684,327.20	
		AVALONBAY COMMUNITIES INC	13,579.00	2,470,563.26	
		BXP INC	13,802.00	998,712.72	
		CROWN CASTLE INC	43,966.00	4,013,216.48	
		DIGITAL REALTY TRUST INC	35,137.00	5,626,136.44	
		EQUINIX INC	9,657.00	7,274,714.67	
		EQUITY LIFESTYLE PROPERTIES	20,290.00	1,275,632.30	
		EQUITY RESIDENTIAL	35,805.00	2,210,958.75	
		ESSEX PROPERTY TRUST INC	7,116.00	1,875,919.92	
		EXTRA SPACE STORAGE INC	20,142.00	2,682,310.14	
		GAMING AND LEISURE PROPERTIE	22,625.00	984,866.25	
		HEALTHPEAK PROPERTIES INC	65,292.00	1,192,231.92	
		INVITATION HOMES INC	55,309.00	1,559,713.80	
		IRON MOUNTAIN INC	26,844.00	2,317,979.40	
		KIMCO REALTY CORP	57,934.00	1,196,916.44	
		MID-AMERICA APARTMENT COMM	11,954.00	1,624,429.06	

		PROLOGIS INC	93,678.00	12,040,433.34	
		PUBLIC STORAGE	15,268.00	4,191,676.72	
		REALTY INCOME CORP	92,063.00	5,303,749.43	
		REGENCY CENTERS CORP	17,959.00	1,277,962.44	
		SBA COMMUNICATIONS CORP	10,393.00	2,019,048.11	
		SIMON PROPERTY GROUP INC	31,942.00	5,951,433.44	
		SUN COMMUNITIES INC	12,887.00	1,660,361.08	
		UDR INC	27,406.00	998,126.52	
		VENTAS INC	47,378.00	3,820,088.14	
		VICI PROPERTIES INC	107,469.00	3,097,256.58	
		WELLTOWER INC	67,253.00	14,003,419.66	
		WEYERHAEUSER CO	65,282.00	1,449,913.22	
		WP CAREY INC	23,349.00	1,573,022.13	
	アメリカ・ドル小計		1,220,582.00	106,422,039.19 (16,588,003,249)	
オーストラリア・ドル		APA GROUP	108,912.00	1,008,525.12	
		GOODMAN GROUP	197,180.00	5,852,302.40	
		SCENTRE GROUP	566,881.00	2,312,874.48	
		STOCKLAND	239,045.00	1,439,050.90	
		TRANSURBAN GROUP	324,303.00	4,841,843.79	
		VICINITY CENTRES	372,431.00	916,180.26	
オーストラリア・ドル小計			1,808,752.00	16,370,776.95 (1,669,000,710)	
香港・ドル		HKT TRUST AND HKT LTD-SS	437,000.00	5,200,300.00	
		LINK REIT	238,500.00	8,795,880.00	
香港・ドル小計			675,500.00	13,996,180.00 (280,063,562)	
シンガポール・ドル		CAPITALAND ASCENDAS REIT	322,200.00	905,382.00	
		CAPITALAND INTEGRATED COMMER	594,956.00	1,398,146.60	
シンガポール・ドル小計			917,156.00	2,303,528.60 (277,045,385)	
イギリス・ポンド		LAND SECURITIES GROUP PLC	59,857.00	362,134.85	
		SEGRO PLC	115,483.00	825,241.51	
イギリス・ポンド小計			175,340.00	1,187,376.36 (245,098,228)	
ユーロ		COVIVIO	7,110.00	396,027.00	
		GECINA SA	5,053.00	403,734.70	
		KLEPIERRE	18,172.00	609,852.32	
		UNIBAIL-RODAMCO-WESTFIELD	12,610.00	1,155,328.20	
ユーロ小計			42,945.00	2,564,942.22 (463,921,099)	

投資証券合計		19,523,132,233 (19,523,132,233)	
合 計		19,523,132,233 (19,523,132,233)	

(注) 金額欄の()内は、外貨建有価証券にかかるものの内書きであり、また邦貨換算金額で表示しております。

通 貨	銘柄数		組入 新株予約権証券 時価比率	組入 投資証券 時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカ・ドル	投資証券	32 銘柄	-	1.4%	85.0%
カナダ・ドル	新株予約権証券	1 銘柄	-	-	-
オーストラリア・ドル	投資証券	6 銘柄	-	0.1%	8.5%
香港・ドル	投資証券	2 銘柄	-	0.0%	1.4%
シンガポール・ドル	投資証券	2 銘柄	-	0.0%	1.4%
イギリス・ポンド	投資証券	2 銘柄	-	0.0%	1.3%
ユーロ	投資証券	4 銘柄	-	0.0%	2.4%

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。

エマージング株式インデックス・マザーファンド

(1) 貸借対照表

(単位：円)

(2025 年 12 月 1 日現在)	
資産の部	
流動資産	
預金	2,750,349,141
金銭信託	1,139,769
コール・ローン	153,089,419
株式	69,763,089,158
投資信託受益証券	3,002,222,855
投資証券	4,920,926,514
派生商品評価勘定	48,583,861
未収入金	21,725,178
未収配当金	55,427,571
差入委託証拠金	1,292,992,607
流動資産合計	82,009,546,073
資産合計	82,009,546,073
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	21,605,920
未払金	25,151,065
未払解約金	2,618,983
流動負債合計	49,375,968

負債合計	49,375,968
純資産の部	
元本等	
元本	29,042,177,639
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	52,917,992,466
元本等合計	81,960,170,105
純資産合計	81,960,170,105
負債純資産合計	82,009,546,073

(2) 注記表

(重要な会計方針の注記)

項 目	自 2024 年 12 月 3 日 至 2025 年 12 月 1 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式、投資信託受益証券、投資証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	(1) 先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場によっております。 (2) 為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における対顧客先物相場の仲値によっております。
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第 60 条および第 61 条に基づいて処理しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項 目	(2025 年 12 月 1 日現在)

1. 当計算期間の末日における 受益権の総数	29,042,177,639 口
2. 1 単位当たり純資産の額	1 口当たり純資産額 2.8221 円 (1 万口当たりの純資産額 28,221 円)

(金融商品に関する注記)

I. 金融商品の状況に関する事項

項 目	自 2024 年 12 月 3 日 至 2025 年 12 月 1 日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、株式、投資信託受益証券、投資証券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 当計算期間については、先物取引、為替予約取引を行っております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場

	合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。

Ⅱ．金融商品の時価等に関する事項

項 目	(2025 年 12 月 1 日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（株式、投資信託受益証券、投資証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

(デリバティブ取引に関する注記)

(2025 年 12 月 1 日現在)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(単位：円)

区 分	種 類	契 約 額 等		時 価	評価損益
			うち 1 年超		
市場取引	株価指数先物取引 買建				
	MSCI EMGMKT DEC25	4,589,659,174	-	4,616,620,008	26,960,834
	小計	4,589,659,174	-	4,616,620,008	26,960,834
合 計		4,589,659,174	-	4,616,620,008	26,960,834

(注) 1. 時価の算定方法

株価指数先物取引の時価の算定方法については以下のように評価しております。

1) 原則として計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。

このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2) 株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

(単位：円)

区 分	種 類	契 約 額 等		時 価	評価損益
			うち 1 年超		
市場取引以外 の取引	為替予約取引 買建				
	アメリカ・ドル	380,800,000	-	380,817,107	17,107
	小計	380,800,000	-	380,817,107	17,107
合 計		380,800,000	-	380,817,107	17,107

(注) 1. 時価の算定方法

為替予約取引の時価の算定方法については以下のように評価しております。

1) 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

① 計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

② 計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い受渡日として、発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 計算期間末日において対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

3) 上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

自 2024 年 12 月 3 日 至 2025 年 12 月 1 日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

(その他の注記)

(2025 年 12 月 1 日現在)	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	25,103,281,976 円
同期中における追加設定元本額	6,668,777,623 円
同期中における一部解約元本額	2,729,881,960 円
2025 年 12 月 1 日現在の元本の内訳	
三井住友・DC つみたて N I S A ・全海外株インデックスファンド	15,038,500,622 円
三井住友・DC 新興国株式インデックスファンド	3,797,174,058 円

アセットアロケーション・ファンド（安定型）	100,432,368 円
アセットアロケーション・ファンド（安定成長型）	189,760,957 円
アセットアロケーション・ファンド（成長型）	116,314,607 円
イオン・バランス戦略ファンド	43,144,789 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2050	77,420,807 円
三井住友・資産最適化ファンド（1 安定重視型）	121,490,283 円
三井住友・資産最適化ファンド（2 やや安定型）	106,865,597 円
三井住友・資産最適化ファンド（3 バランス型）	526,658,006 円
三井住友・資産最適化ファンド（4 やや成長型）	367,775,109 円
三井住友・資産最適化ファンド（5 成長重視型）	588,801,012 円
三井住友・DCつみたてNISA・世界分散ファンド	181,378,095 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2060	23,015,964 円
日興FWS・新興国株インデックス（為替ヘッジあり）	440,813,766 円
日興FWS・新興国株インデックス（為替ヘッジなし）	6,528,260,776 円
三井住友DS・新興国株式インデックス・ファンド	111,993,237 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2035	50,316,750 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2040	30,103,557 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2045	31,359,091 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2055	22,307,268 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2065	18,742,799 円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル1（保守型）	148,182 円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル2（安定型）	17,595,798 円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル3（安定成長型）	142,601,769 円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル4（成長型）	184,885,957 円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル5（積極成長型）	91,365,198 円
三井住友DS・バランスファンド（保守コース）	349,323 円
三井住友DS・バランスファンド（安定コース）	458,942 円
三井住友DS・バランスファンド（標準コース）	498,193 円
三井住友DS・バランスファンド（成長コース）	663,279 円
三井住友DS・バランスファンド（積極コース）	1,715,233 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2070	247,464 円
SMAM・年金Wリスクコントロールファンド＜適格機関投資家限定＞	89,018,783 円
合 計	29,042,177,639 円

（3）附属明細表

①有価証券明細表

(a)株式

通 貨	銘 柄	株 数	評価額		備 考
			単価	金額	
アメリカ・ドル	INNER MONGOLIA YITAI COAL-B	48,000	1.903	91,344.00	
	CIA DE MINAS BUENAVENTUR-ADR	8,064	24.780	199,825.92	
	SOUTHERN COPPER CORP	4,576	134.780	616,753.28	
	KANZHUN LTD - ADR	18,949	22.100	418,772.90	

	H WORLD GROUP LTD-ADR	10,566	46.100	487,092.60	
	TAL EDUCATION GROUP- ADR	18,756	11.000	206,316.00	
	PDD HOLDINGS INC	35,645	116.080	4,137,671.60	
	VIPSHOP HOLDINGS LTD - ADR	15,698	19.640	308,308.72	
	JBS NV-A	20,350	14.690	298,941.50	
	LEGEND BIOTECH CORP-ADR	3,231	27.710	89,531.01	
	CREDICORP LTD	3,301	257.210	849,050.21	
	NU HOLDINGS LTD/CAYMAN ISL-A	169,519	17.390	2,947,935.41	
	QFIN HOLDINGS INC-ADR	5,288	19.530	103,274.64	
	STONECO LTD-A	11,848	16.850	199,638.80	
	XP INC - CLASS A	20,125	19.710	396,663.75	
	AUTOHOME INC-ADR	2,773	23.760	65,886.48	
	TENCENT MUSIC ENTERTAINM-ADR	28,024	18.450	517,042.80	
	アメリカ・ドル小計	424,713		11,934,049.62 (1,860,160,314)	
香港・ドル	CHINA COAL ENERGY CO-H	113,000	10.510	1,187,630.00	
	CHINA OILFIELD SERVICES-H	74,000	7.250	536,500.00	
	CHINA PETROLEUM & CHEMICAL-H	1,180,000	4.410	5,203,800.00	
	CHINA SHENHUA ENERGY CO-H	170,000	39.820	6,769,400.00	
	PETROCHINA CO LTD-H	1,034,000	8.680	8,975,120.00	
	YANKUANG ENERGY GROUP CO-H	145,600	10.160	1,479,296.00	
	ALUMINUM CORP OF CHINA LTD-H	176,000	10.490	1,846,240.00	
	ANHUI CONCH CEMENT CO LTD-H	53,000	23.420	1,241,260.00	
	CHINA GOLD INTERNATIONAL RES	13,300	148.600	1,976,380.00	
	CHINA HONGQIAO GROUP LTD	143,500	30.860	4,428,410.00	
	CHINA NATIONAL BUILDING MA-H	216,000	5.230	1,129,680.00	
	CHINA NONFERROUS MINING CORP	82,000	14.950	1,225,900.00	
	CMOC GROUP LTD-H	183,000	16.160	2,957,280.00	
	GANFENG LITHIUM GROUP CO L-H	25,400	48.980	1,244,092.00	
	JIANGXI COPPER CO LTD-H	51,000	30.680	1,564,680.00	
	MMG LTD	232,000	6.910	1,603,120.00	
	SHANDONG GOLD MINING CO LT-H	42,250	34.580	1,461,005.00	
	ZHAOJIN MINING INDUSTRY CO-H	79,500	29.060	2,310,270.00	
	ZIJIN GOLD INTERNATIONAL CO	12,100	139.200	1,684,320.00	
	ZIJIN MINING GROUP CO LTD-H	306,000	30.700	9,394,200.00	
	AVICHINA INDUSTRY & TECH-H	99,000	3.880	384,120.00	
	BOC AVIATION LTD	10,300	70.850	729,755.00	
	CHINA COMMUNICATIONS SERVI-H	126,000	4.870	613,620.00	
	CHINA RAILWAY GROUP LTD-H	248,000	3.910	969,680.00	
	CHINA STATE CONSTRUCTION INT	80,000	9.290	743,200.00	
	CITIC LTD	201,000	12.170	2,446,170.00	
	CONTEMPORARY AMPEREX TECHN-H	3,900	472.000	1,840,800.00	

CRRCLTD-H	203,000	6.180	1,254,540.00	
FOSUN INTERNATIONAL LTD	143,500	4.860	697,410.00	
HAITIAN INTERNATIONAL HLDGS	39,000	21.820	850,980.00	
SINOTRUK HONG KONG LTD	30,000	27.060	811,800.00	
UBTECH ROBOTICS CORP LTD-H	11,650	113.000	1,316,450.00	
WEICHAI POWER CO LTD-H	89,000	19.270	1,715,030.00	
ZHUZHOU CRRCLTIMES ELECTRI-H	19,400	38.600	748,840.00	
CHINA MERCHANTS PORT HOLDING	60,140	15.670	942,393.80	
COSCO SHIPPING HOLDINGS CO-H	138,400	13.250	1,833,800.00	
J&T GLOBAL EXPRESS LTD	129,000	9.580	1,235,820.00	
JD LOGISTICS INC	95,000	12.170	1,156,150.00	
JIANGSU EXPRESS CO LTD-H	50,000	10.010	500,500.00	
ORIENT OVERSEAS INTL LTD	6,000	126.400	758,400.00	
ZHEJIANG EXPRESSWAY CO-H	78,000	7.550	588,900.00	
ZTO EXPRESS CAYMAN INC	20,150	159.500	3,213,925.00	
BYD CO LTD-H	186,200	97.500	18,154,500.00	
DONGFENG MOTOR GRP CO LTD-H	134,000	9.200	1,232,800.00	
FUYAO GLASS INDUSTRY GROUP-H	27,600	67.350	1,858,860.00	
GEELY AUTOMOBILE HOLDINGS LT	305,000	16.940	5,166,700.00	
GREAT WALL MOTOR CO LTD-H	110,000	14.970	1,646,700.00	
LI AUTO INC-CLASS A	59,500	71.950	4,281,025.00	
NIO INC-CLASS A	96,920	43.520	4,217,958.40	
XPENG INC - CLASS A SHARES	62,900	83.900	5,277,310.00	
YADEA GROUP HOLDINGS LTD	48,000	12.340	592,320.00	
ZHEJIANG LEAPMOTOR TECHNOL-H	26,100	53.000	1,383,300.00	
ANTA SPORTS PRODUCTS LTD	63,400	84.850	5,379,490.00	
BOSIDENG INTL HLDGS LTD	248,000	4.960	1,230,080.00	
HAIER SMART HOME CO LTD-H	118,800	26.580	3,157,704.00	
LAOPU GOLD CO L-H	1,600	672.500	1,076,000.00	
LI NING CO LTD	113,500	17.360	1,970,360.00	
MIDEA GROUP CO LTD-H	23,400	88.500	2,070,900.00	
SHENZHOU INTERNATIONAL GROUP	40,000	69.250	2,770,000.00	
HAIDILAO INTERNATIONAL HOLDI	81,000	13.750	1,113,750.00	
MEITUAN-CLASS B	250,860	102.500	25,713,150.00	
NEW ORIENTAL EDUCATION & TEC	72,400	40.300	2,917,720.00	
TONGCHENG TRAVEL HOLDINGS LT	71,200	21.920	1,560,704.00	
TRIP.COM GROUP LTD	30,700	535.000	16,424,500.00	
YUM CHINA HOLDINGS INC	18,100	375.400	6,794,740.00	
ALIBABA GROUP HOLDING LTD	860,000	151.500	130,290,000.00	
CHOW TAI FOOK JEWELLERY GROU	109,000	13.650	1,487,850.00	
JD.COM INC-CLASS A	120,435	116.500	14,030,677.50	
MINISO GROUP HOLDING LTD	23,400	38.860	909,324.00	

POP MART INTERNATIONAL GROUP	26,800	224.800	6,024,640.00	
ALIBABA HEALTH INFORMATION T	284,000	5.570	1,581,880.00	
JD HEALTH INTERNATIONAL INC	52,850	61.100	3,229,135.00	
ANHUI GUJING DISTILLERY CO-B	5,500	98.000	539,000.00	
CHINA FEIHE LTD	190,000	4.140	786,600.00	
CHINA MENGNIU DAIRY CO	143,000	15.010	2,146,430.00	
CHINA RESOURCES BEER HOLDING	81,500	27.800	2,265,700.00	
NONGFU SPRING CO LTD-H	102,200	48.820	4,989,404.00	
SMOORE INTERNATIONAL HOLDING	89,000	13.300	1,183,700.00	
TINGYI (CAYMAN ISLN) HLDG CO	90,000	11.930	1,073,700.00	
TSINGTAO BREWERY CO LTD-H	34,000	52.600	1,788,400.00	
WANT WANT CHINA HOLDINGS LTD	232,000	4.660	1,081,120.00	
GIANT BIOGENE HOLDING CO LTD	21,600	36.180	781,488.00	
HENGAN INTL GROUP CO LTD	25,500	28.060	715,530.00	
SHANDONG WEIGAO GP MEDICAL-H	113,200	5.550	628,260.00	
SINOPHARM GROUP CO-H	76,400	20.040	1,531,056.00	
3SBIO INC	88,000	31.260	2,750,880.00	
AKESO INC	31,000	122.900	3,809,900.00	
BEONE MEDICINES LTD-H	41,800	204.800	8,560,640.00	
CSPC PHARMACEUTICAL GROUP LT	410,800	7.910	3,249,428.00	
GENSCRIPT BIOTECH CORP	50,000	14.910	745,500.00	
HANSOH PHARMACEUTICAL GROUP	80,000	40.220	3,217,600.00	
INNOVENT BIOLOGICS INC	71,000	94.100	6,681,100.00	
REMEGEN CO LTD-H	11,500	92.950	1,068,925.00	
SICHUAN KELUN-BIOTECH BIOP-H	2,400	456.400	1,095,360.00	
SINO BIOPHARMACEUTICAL	485,000	7.050	3,419,250.00	
WUXI APTEC CO LTD-H	21,011	101.200	2,126,313.20	
WUXI BIOLOGICS CAYMAN INC	169,000	31.160	5,266,040.00	
WUXI XDC CAYMAN INC	21,500	65.450	1,407,175.00	
XTALPI HOLDINGS LTD	95,000	10.010	950,950.00	
AGRICULTURAL BANK OF CHINA-H	1,353,000	5.830	7,887,990.00	
BANK OF CHINA LTD-H	3,594,000	4.680	16,819,920.00	
BANK OF COMMUNICATIONS CO-H	429,000	7.140	3,063,060.00	
CHINA CITIC BANK CORP LTD-H	406,000	7.170	2,911,020.00	
CHINA CONSTRUCTION BANK-H	4,827,000	8.170	39,436,590.00	
CHINA MERCHANTS BANK-H	191,000	52.300	9,989,300.00	
CHINA MINSHENG BANKING COR-H	325,600	4.350	1,416,360.00	
CHONGQING RURAL COMMERCIAL-H	123,000	6.280	772,440.00	
IND & COMM BK OF CHINA-H	3,284,000	6.440	21,148,960.00	
POSTAL SAVINGS BANK OF CHI-H	406,000	5.500	2,233,000.00	
CHINA CITIC FINANCIAL ASSE-H	692,000	1.030	712,760.00	
CHINA GALAXY SECURITIES CO-H	159,500	10.180	1,623,710.00	

CHINA INTERNATIONAL CAPITA-H	75,200	18.960	1,425,792.00	
CITIC SECURITIES CO LTD-H	77,000	26.740	2,058,980.00	
FAR EAST HORIZON LTD	145,000	7.960	1,154,200.00	
GF SECURITIES CO LTD-H	53,200	16.840	895,888.00	
GUOTAI HAITONG SECURITIES-H	84,568	15.550	1,315,032.40	
HUATAI SECURITIES CO LTD-H	58,600	18.300	1,072,380.00	
CHINA LIFE INSURANCE CO-H	364,000	26.860	9,777,040.00	
CHINA PACIFIC INSURANCE GR-H	129,000	30.880	3,983,520.00	
CHINA TAIPING INSURANCE HOLD	61,000	17.370	1,059,570.00	
NEW CHINA LIFE INSURANCE C-H	45,600	46.380	2,114,928.00	
PEOPLE'S INSURANCE CO GROU-H	463,000	7.050	3,264,150.00	
PICC PROPERTY & CASUALTY-H	338,000	17.660	5,969,080.00	
PING AN INSURANCE GROUP CO-H	338,500	56.700	19,192,950.00	
GDS HOLDINGS LTD-CL A	51,100	33.280	1,700,608.00	
HORIZON ROBOTICS INC	276,600	7.880	2,179,608.00	
KINGDEE INTERNATIONAL SFTWR	141,000	14.120	1,990,920.00	
AAC TECHNOLOGIES HOLDINGS IN	40,000	36.700	1,468,000.00	
BYD ELECTRONIC INTL CO LTD	38,000	33.160	1,260,080.00	
LENOVO GROUP LTD	424,000	9.680	4,104,320.00	
SUNNY OPTICAL TECH	34,800	63.500	2,209,800.00	
XIAOMI CORP-CLASS B	865,400	41.020	35,498,708.00	
ZTE CORP-H	39,400	31.420	1,237,948.00	
GCL TECHNOLOGY HOLDINGS LTD	1,037,000	1.160	1,202,920.00	
HUA HONG SEMICONDUCTOR LTD-H	34,000	74.500	2,533,000.00	
XINYI SOLAR HOLDINGS LTD	194,000	3.220	624,680.00	
CHINA TOWER CORP LTD-H	206,100	12.310	2,537,091.00	
BEIJING ENTERPRISES HLDGS	28,000	34.040	953,120.00	
CGN POWER CO LTD-H	519,000	3.030	1,572,570.00	
CHINA GAS HOLDINGS LTD	144,200	8.600	1,240,120.00	
CHINA LONGYUAN POWER GROUP-H	141,000	6.880	970,080.00	
CHINA POWER INTERNATIONAL	211,000	3.430	723,730.00	
CHINA RESOURCES GAS GROUP LT	39,400	22.820	899,108.00	
CHINA RESOURCES POWER HOLDIN	102,000	18.580	1,895,160.00	
ENN ENERGY HOLDINGS LTD	38,600	70.950	2,738,670.00	
GUANGDONG INVESTMENT LTD	154,000	7.480	1,151,920.00	
HUANENG POWER INTL INC-H	224,000	6.210	1,391,040.00	
KUNLUN ENERGY CO LTD	222,000	7.430	1,649,460.00	
BAIDU INC-CLASS A	113,000	113.800	12,859,400.00	
BILIBILI INC-CLASS Z	13,480	206.400	2,782,272.00	
CHINA LITERATURE LTD	20,000	37.540	750,800.00	
CHINA RUYI HOLDINGS LTD	664,000	2.440	1,620,160.00	
KINGSOFT CORP LTD	44,400	28.640	1,271,616.00	

	KUAISHOU TECHNOLOGY	129,100	67.800	8,752,980.00	
	MEITU INC	167,500	8.600	1,440,500.00	
	NETEASE CLOUD MUSIC INC	4,250	193.200	821,100.00	
	NETEASE INC	86,000	214.000	18,404,000.00	
	TENCENT HOLDINGS LTD	320,400	611.500	195,924,600.00	
	C&D INTERNATIONAL INVESTMENT	32,000	16.550	529,600.00	
	CHINA OVERSEAS LAND & INVEST	175,000	13.290	2,325,750.00	
	CHINA RESOURCES LAND LTD	162,500	30.160	4,901,000.00	
	CHINA RESOURCES MIXC LIFESTY	34,000	44.320	1,506,880.00	
	KE HOLDINGS INC-CL A	97,000	45.060	4,370,820.00	
	LONGFOR GROUP HOLDINGS LTD	118,000	9.720	1,146,960.00	
	香港・ドル小計	38,067,664		915,414,113.30 (18,317,436,407)	
台湾・ドル	ASIA CEMENT CORP	103,000	38.800	3,996,400.00	
	CHINA STEEL CORP	562,000	18.250	10,256,500.00	
	FORMOSA CHEMICALS & FIBRE	167,000	33.400	5,577,800.00	
	FORMOSA PLASTICS CORP	204,000	41.650	8,496,600.00	
	NAN YA PLASTICS CORP	272,000	59.000	16,048,000.00	
	TCC GROUP HOLDINGS CO LTD	326,676	22.850	7,464,546.60	
	AIRTAC INTERNATIONAL GROUP	7,000	903.000	6,321,000.00	
	BIZLINK HOLDING INC	9,000	1,610.000	14,490,000.00	
	FAR EASTERN NEW CENTURY CORP	141,000	28.200	3,976,200.00	
	FORTUNE ELECTRIC CO LTD	9,050	700.000	6,335,000.00	
	TECO ELECTRIC & MACHINERY	68,000	87.700	5,963,600.00	
	CHINA AIRLINES LTD	106,000	19.200	2,035,200.00	
	EVA AIRWAYS CORP	120,000	34.100	4,092,000.00	
	EVERGREEN MARINE CORP LTD	56,096	179.500	10,069,232.00	
	TAIWAN HIGH SPEED RAIL CORP	64,000	27.950	1,788,800.00	
	WAN HAI LINES LTD	25,605	80.600	2,063,763.00	
	YANG MING MARINE TRANSPORT	75,000	52.000	3,900,000.00	
	CHENG SHIN RUBBER IND CO LTD	93,000	31.800	2,957,400.00	
	ECLAT TEXTILE COMPANY LTD	9,000	438.500	3,946,500.00	
	FENG TAY ENTERPRISE CO LTD	21,276	129.000	2,744,604.00	
	NIEN MADE ENTERPRISE CO LTD	9,000	372.500	3,352,500.00	
	HOTAI MOTOR COMPANY LTD	15,200	610.000	9,272,000.00	
	PRESIDENT CHAIN STORE CORP	27,000	239.500	6,466,500.00	
	UNI-PRESIDENT ENTERPRISES CO	227,000	76.500	17,365,500.00	
	CALIWAY BIOPHARMACEUTICALS C	53,000	157.000	8,321,000.00	
	PHARMAESSENTIA CORP	16,645	516.000	8,588,820.00	
	CHANG HWA COMMERCIAL BANK	392,338	20.200	7,925,227.60	
	CTBC FINANCIAL HOLDING CO LT	833,000	43.450	36,193,850.00	
	E. SUN FINANCIAL HOLDING CO	696,289	30.350	21,132,371.15	

FIRST FINANCIAL HOLDING CO	545,172	27.600	15,046,747.20	
HUA NAN FINANCIAL HOLDINGS C	479,594	29.450	14,124,043.30	
MEGA FINANCIAL HOLDING CO LT	566,702	40.100	22,724,750.20	
SINOPAC FINANCIAL HOLDINGS	644,666	26.950	17,373,748.70	
TAIWAN BUSINESS BANK	351,421	15.850	5,570,022.85	
TAIWAN COOPERATIVE FINANCIAL	535,802	23.850	12,778,877.70	
THE SHANGHAI COMMERCIAL & SA	182,299	39.100	7,127,890.90	
TS FINANCIAL HOLDING CO LTD	1,081,446	18.050	19,520,100.30	
CHAILEASE HOLDING CO LTD	74,447	103.000	7,668,041.00	
YUANTA FINANCIAL HOLDING CO	542,534	36.100	19,585,477.40	
CATHAY FINANCIAL HOLDING CO	477,000	64.200	30,623,400.00	
FUBON FINANCIAL HOLDING CO	418,959	92.600	38,795,603.40	
KGI FINANCIAL HOLDING CO LTD	832,438	15.750	13,110,898.50	
ACCTON TECHNOLOGY CORP	25,000	1,025.000	25,625,000.00	
ADVANTECH CO LTD	22,727	288.000	6,545,376.00	
ASIA VITAL COMPONENTS	16,000	1,375.000	22,000,000.00	
ASUSTEK COMPUTER INC	34,000	601.000	20,434,000.00	
CATCHER TECHNOLOGY CO LTD	26,000	201.000	5,226,000.00	
CHROMA ATE INC	20,000	819.000	16,380,000.00	
COMPAL ELECTRONICS	195,000	29.350	5,723,250.00	
DELTA ELECTRONICS INC	98,000	932.000	91,336,000.00	
E INK HOLDINGS INC	45,000	192.000	8,640,000.00	
ELITE MATERIAL CO LTD	16,000	1,525.000	24,400,000.00	
GIGABYTE TECHNOLOGY CO LTD	29,000	243.500	7,061,500.00	
GOLD CIRCUIT ELECTRONICS LTD	17,000	633.000	10,761,000.00	
HON HAI PRECISION INDUSTRY	631,800	225.500	142,470,900.00	
INNOLUX CORP	331,903	13.550	4,497,285.65	
INVENTEC CORP	110,000	43.600	4,796,000.00	
KING SLIDE WORKS CO LTD	3,000	3,815.000	11,445,000.00	
LARGAN PRECISION CO LTD	5,480	2,205.000	12,083,400.00	
LITE-ON TECHNOLOGY CORP	102,000	159.000	16,218,000.00	
LOTES CO LTD	4,000	1,310.000	5,240,000.00	
PEGATRON CORP	97,000	72.100	6,993,700.00	
QUANTA COMPUTER INC	135,000	282.000	38,070,000.00	
UNIMICRON TECHNOLOGY CORP	69,000	186.500	12,868,500.00	
WISTRON CORP	152,000	144.500	21,964,000.00	
WIWYNN CORP	6,000	4,570.000	27,420,000.00	
YAGEO CORPORATION	81,708	235.000	19,201,380.00	
ZHEN DING TECHNOLOGY HOLDING	30,000	145.500	4,365,000.00	
ALCHIP TECHNOLOGIES LTD	4,000	3,305.000	13,220,000.00	
ASE TECHNOLOGY HOLDING CO LT	169,000	229.500	38,785,500.00	
ASPEED TECHNOLOGY INC	2,000	7,315.000	14,630,000.00	

	EMEMORY TECHNOLOGY INC	3,000	2,045.000	6,135,000.00	
	GLOBAL UNICHIP CORP	4,000	2,260.000	9,040,000.00	
	GLOBALWAFERS CO LTD	11,000	376.000	4,136,000.00	
	JENTECH PRECISION INDUSTRIAL	4,000	2,905.000	11,620,000.00	
	KING YUAN ELECTRONICS CO LTD	58,000	229.000	13,282,000.00	
	MEDIATEK INC	77,000	1,395.000	107,415,000.00	
	NOVATEK MICROELECTRONICS COR	29,000	389.500	11,295,500.00	
	REALTEK SEMICONDUCTOR CORP	23,000	521.000	11,983,000.00	
	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFAC	1,231,000	1,440.000	1,772,640,000.00	
	UNITED MICROELECTRONICS CORP	582,000	45.800	26,655,600.00	
	VANGUARD INTERNATIONAL SEMI	62,000	90.500	5,611,000.00	
	CHUNGHWA TELECOM CO LTD	191,000	130.500	24,925,500.00	
	FAR EASTONE TELECOMM CO LTD	82,000	88.100	7,224,200.00	
	TAIWAN MOBILE CO LTD	88,000	108.000	9,504,000.00	
	INTERNATIONAL GAMES SYSTEM C	11,000	743.000	8,173,000.00	
	台湾・ドル小計	16,374,273		3,133,231,107.45 (15,549,286,017)	
エジプト・ ボンド	EASTERN CO SAE	75,225	45.990	3,459,597.75	
	COMMERCIAL INTERNATIONAL BAN	109,764	107.700	11,821,582.80	
	T M G HOLDING	43,493	76.440	3,324,604.92	
	エジプト・ボンド小計	228,482		18,605,785.47 (60,853,943)	
トルコ・リ ラ	TUPRAS-TURKIYE PETROL RAFINE	45,495	194.800	8,862,426.00	
	EREGLI DEMIR VE CELIK FABRIK	143,800	23.860	3,431,068.00	
	ASELSAN ELEKTRONIK SANAYI	67,420	183.400	12,364,828.00	
	KOC HOLDING AS	39,049	168.400	6,575,851.60	
	TURK HAVA YOLLARI AO	27,265	272.750	7,436,528.75	
	FORD OTOMOTIV SANAYI AS	36,710	94.600	3,472,766.00	
	BIM BIRLESIK MAGAZALAR AS	23,777	537.000	12,768,249.00	
	AKBANK T. A. S.	173,242	64.750	11,217,419.50	
	HACI OMER SABANCI HOLDING	65,996	81.900	5,405,072.40	
	TURKIYE IS BANKASI-C	396,383	13.570	5,378,917.31	
	YAPI VE KREDI BANKASI	148,083	35.300	5,227,329.90	
	TURKCELL ILETISIM HIZMET AS	60,962	93.550	5,702,995.10	
	トルコ・リラ小計	1,228,182		87,843,451.56 (322,877,391)	
メキシコ・ ペソ	GRUPO MEXICO SAB DE CV-SER B	155,600	159.500	24,818,200.00	
	INDUSTRIAS PENOLES SAB DE CV	9,695	772.780	7,492,102.10	
	GRUPO CARSO SAB DE CV-SER A1	24,300	124.840	3,033,612.00	
	GRUPO AEROPORT DEL PACIFIC-B	20,455	446.270	9,128,452.85	
	GRUPO AEROPORT DEL SURESTE-B	8,420	553.600	4,661,312.00	
	GRUPO AEROPORTUARIO DEL CENT	14,900	245.560	3,658,844.00	

	PROMOTORA Y OPERADORA DE INF	9,590	251.370	2,410,638.30	
	GRUPO COMERCIAL CHEDRAUI SA	19,100	133.740	2,554,434.00	
	WALMART DE MEXICO SAB DE CV	262,700	61.990	16,284,773.00	
	ALFA S. A. B. -A	166,600	14.500	2,415,700.00	
	ARCA CONTINENTAL SAB DE CV	23,500	186.750	4,388,625.00	
	GRUMA S. A. B. -B	8,830	323.570	2,857,123.10	
	GRUPO BIMBO SAB- SERIES A	70,900	58.150	4,122,835.00	
	KIMBERLY-CLARK DE MEXICO-A	63,600	38.980	2,479,128.00	
	GRUPO FINANCIERO BANORTE-O	126,300	174.990	22,101,237.00	
	GRUPO FINANCIERO INBURSA-O	86,500	43.360	3,750,640.00	
	AMERICA MOVIL SAB DE C-SER B	904,000	21.010	18,993,040.00	
	メキシコ・ペソ小計	1,974,990		135,150,696.35 (1,151,700,174)	
フィリピン・ペソ	AYALA CORPORATION	11,640	475.000	5,529,000.00	
	SM INVESTMENTS CORP	12,455	740.000	9,216,700.00	
	INTL CONTAINER TERM SVCS INC	50,840	542.500	27,580,700.00	
	JOLLIBEE FOODS CORP	19,650	189.000	3,713,850.00	
	BANK OF THE PHILIPPINE ISLAN	103,916	116.500	12,106,214.00	
	BDO UNIBANK INC	117,223	131.000	15,356,213.00	
	METROPOLITAN BANK & TRUST	84,590	66.000	5,582,940.00	
	PLDT INC	3,325	1,292.000	4,295,900.00	
	MANILA ELECTRIC COMPANY	14,140	591.500	8,363,810.00	
	AYALA LAND INC	350,800	20.350	7,138,780.00	
	SM PRIME HOLDINGS INC	491,500	23.000	11,304,500.00	
	フィリピン・ペソ小計	1,260,079		110,188,607.00 (292,914,374)	
チリ・ペソ	EMPRESAS CMPC SA	48,976	1,296.700	63,507,179.20	
	SOC QUIMICA Y MINERA CHILE-B	7,476	60,000.000	448,560,000.00	
	LATAM AIRLINES GROUP SA	15,786,995	22.310	352,207,858.45	
	EMPRESAS COPEC SA	17,285	6,646.000	114,876,110.00	
	FALABELLA SA	34,870	6,000.000	209,220,000.00	
	CENCOSUD SA	69,489	2,918.000	202,768,902.00	
	BANCO DE CHILE	2,103,508	175.100	368,324,250.80	
	BANCO DE CREDITO E INVERSION	4,464	53,898.000	240,600,672.00	
	BANCO SANTANDER CHILE	2,903,646	69.650	202,238,943.90	
	ENEL AMERICAS SA	843,379	90.100	75,988,447.90	
	ENEL CHILE SA	1,488,803	72.380	107,759,561.14	
	PLAZA SA Y FILIALES	46,067	3,200.000	147,414,400.00	
	チリ・ペソ小計	23,354,958		2,533,466,325.39 (425,586,874)	
コロンビア・ペソ	GRUPO CIBEST SA	13,263	64,000.000	848,832,000.00	
	GRUPO CIBEST SA	22,107	58,980.000	1,303,870,860.00	

	INTERCONEXION ELECTRICA SA	21,711	25,200.000	547,117,200.00	
	コロンビア・ペソ小計	57,081		2,699,820,060.00 (111,969,636)	
インド・ル ピー	BHARAT PETROLEUM CORP LTD	70,393	359.100	25,278,126.30	
	COAL INDIA LTD	88,512	376.150	33,293,788.80	
	HINDUSTAN PETROLEUM CORP	52,472	457.500	24,005,940.00	
	INDIAN OIL CORP LTD	152,188	161.750	24,616,409.00	
	OIL & NATURAL GAS CORP LTD	162,107	243.250	39,432,527.75	
	OIL INDIA LTD	19,843	413.200	8,199,127.60	
	PETRONET LNG LTD	34,895	271.850	9,486,205.75	
	RELIANCE INDUSTRIES LIMITED	305,833	1,567.500	479,393,227.50	
	AMBUJA CEMENTS LTD	31,616	550.200	17,395,123.20	
	APL APOLLO TUBES LTD	8,772	1,718.900	15,078,190.80	
	ASIAN PAINTS LTD	19,948	2,874.400	57,338,531.20	
	COROMANDEL INTERNATIONAL LTD	5,837	2,382.100	13,904,317.70	
	GRASIM INDUSTRIES LTD	14,406	2,739.400	39,463,796.40	
	HINDALCO INDUSTRIES LTD	70,156	808.400	56,714,110.40	
	JINDAL STAINLESS LTD	14,795	771.050	11,407,684.75	
	JINDAL STEEL LTD	17,586	1,044.400	18,366,818.40	
	JSW STEEL LTD	30,073	1,160.300	34,893,701.90	
	NMDC LTD	131,151	73.920	9,694,681.92	
	PI INDUSTRIES LTD	3,459	3,395.600	11,745,380.40	
	PIDILITE INDUSTRIES LTD	16,194	1,469.800	23,801,941.20	
	SHREE CEMENT LTD	467	26,400.000	12,328,800.00	
	SOLAR INDUSTRIES INDIA LTD	1,212	13,272.000	16,085,664.00	
	SRF LTD	8,186	2,927.300	23,962,877.80	
	SUPREME INDUSTRIES LTD	2,955	3,391.600	10,022,178.00	
	TATA STEEL LTD	387,106	167.960	65,018,323.76	
	ULTRATECH CEMENT LTD	5,919	11,600.000	68,660,400.00	
	UPL LTD	28,197	758.650	21,391,654.05	
	VEDANTA LTD	63,682	526.000	33,496,732.00	
	ABB INDIA LTD	2,740	5,175.000	14,179,500.00	
	ADANI ENTERPRISES LTD	8,172	2,280.200	18,633,794.40	
	ASHOK LEYLAND LTD	147,652	158.120	23,346,734.24	
	ASTRAL LTD	6,604	1,440.800	9,515,043.20	
	BHARAT ELECTRONICS LTD	187,871	411.750	77,355,884.25	
	BHARAT HEAVY ELECTRICALS	54,797	290.850	15,937,707.45	
	CG POWER AND INDUSTRIAL SOLU	37,537	672.900	25,258,647.30	
	CUMMINS INDIA LTD	6,402	4,479.300	28,676,478.60	
	GE VERNOVA T&D INDIA LTD	6,879	2,881.400	19,821,150.60	
	HAVELLS INDIA LTD	11,660	1,441.900	16,812,554.00	
	HINDUSTAN AERONAUTICS LTD	9,612	4,542.400	43,661,548.80	

HITACHI ENERGY INDIA LTD	755	22,056.000	16,652,280.00	
LARSEN & TOUBRO LTD	33,498	4,069.600	136,323,460.80	
POLYCAB INDIA LTD	2,921	7,470.000	21,819,870.00	
RAIL VIKAS NIGAM LTD	23,469	324.100	7,606,302.90	
SIEMENS ENERGY INDIA LTD	5,107	3,159.600	16,136,077.20	
SIEMENS LTD	4,045	3,297.000	13,336,365.00	
SUZLON ENERGY LTD	470,050	54.010	25,387,400.50	
TATA MOTORS LTD /NEW	96,487	352.000	33,963,424.00	
VOLTAS LTD	10,109	1,376.300	13,913,016.70	
INDIAN RAILWAY CATERING & TO	9,083	686.700	6,237,296.10	
ADANI PORTS AND SPECIAL ECON	26,043	1,516.900	39,504,626.70	
GMR AIRPORTS LTD	153,156	108.350	16,594,452.60	
INTERGLOBE AVIATION LTD	9,584	5,901.500	56,559,976.00	
BAJAJ AUTO LTD	3,597	9,073.500	32,637,379.50	
BALKRISHNA INDUSTRIES LTD	3,466	2,308.900	8,002,647.40	
BHARAT FORGE LTD	10,961	1,433.800	15,715,881.80	
BOSCH LTD	318	36,110.000	11,482,980.00	
EICHER MOTORS LTD	6,555	7,053.500	46,235,692.50	
HERO MOTOCORP LTD	6,256	6,174.500	38,627,672.00	
HYUNDAI MOTOR INDIA LTD	8,306	2,326.000	19,319,756.00	
MAHINDRA & MAHINDRA LTD	46,178	3,757.300	173,504,599.40	
MARUTI SUZUKI INDIA LTD	6,286	15,900.000	99,947,400.00	
MRF LTD	109	152,420.000	16,613,780.00	
SAMVARDHANA MOTHERSON INTERN	217,567	116.310	25,305,217.77	
TATA MOTORS PASSENGER VEHICL	96,487	356.800	34,426,561.60	
TUBE INVESTMENTS OF INDIA LT	4,981	2,784.400	13,869,096.40	
TVS MOTOR CO LTD	11,639	3,531.500	41,103,128.50	
DIXON TECHNOLOGIES INDIA LTD	1,754	14,601.000	25,610,154.00	
KALYAN JEWELLERS INDIA LTD	17,778	505.350	8,984,112.30	
PAGE INDUSTRIES LTD	277	38,320.000	10,614,640.00	
TITAN CO LTD	17,905	3,907.700	69,967,368.50	
ETERNAL LTD	124,145	300.100	37,255,914.50	
INDIAN HOTELS CO LTD	41,911	744.300	31,194,357.30	
JUBILANT FOODWORKS LTD	23,532	601.500	14,154,498.00	
SWIGGY LTD	47,332	378.300	17,905,695.60	
FSN E-COMMERCE VENTURES LTD	61,477	267.310	16,433,416.87	
TRENT LTD	8,729	4,250.400	37,101,741.60	
VISHAL MEGA MART LTD	115,765	135.800	15,720,887.00	
AVENUE SUPERMARTS LTD	8,371	3,996.500	33,454,701.50	
BRITANNIA INDUSTRIES LTD	5,260	5,846.000	30,749,960.00	
ITC LTD	150,287	404.250	60,753,519.75	
MARICO LTD	23,047	717.400	16,533,917.80	

NESTLE INDIA LTD	34,699	1,261.100	43,758,908.90	
TATA CONSUMER PRODUCTS LTD	28,581	1,172.400	33,508,364.40	
UNITED SPIRITS LTD	15,472	1,451.600	22,459,155.20	
VARUN BEVERAGES LTD	65,027	481.550	31,313,751.85	
COLGATE PALMOLIVE (INDIA)	5,865	2,168.600	12,718,839.00	
DABUR INDIA LTD	29,831	517.400	15,434,559.40	
GODREJ CONSUMER PRODUCTS LTD	20,123	1,145.600	23,052,908.80	
HINDUSTAN UNILEVER LTD	40,961	2,466.600	101,034,402.60	
APOLLO HOSPITALS ENTERPRISE	5,171	7,335.500	37,931,870.50	
FORTIS HEALTHCARE LTD	26,878	919.100	24,703,569.80	
MAX HEALTHCARE INSTITUTE LTD	36,934	1,162.800	42,946,855.20	
ALKEM LABORATORIES LTD	2,057	5,685.000	11,694,045.00	
AUROBINDO PHARMA LTD	11,043	1,226.700	13,546,448.10	
CIPLA LTD	28,878	1,531.300	44,220,881.40	
DIVI'S LABORATORIES LTD	6,157	6,477.000	39,878,889.00	
DR. REDDY'S LABORATORIES	28,887	1,258.800	36,362,955.60	
LUPIN LTD	13,640	2,082.200	28,401,208.00	
MANKIND PHARMA LTD	6,318	2,251.000	14,221,818.00	
SUN PHARMACEUTICAL INDUS	48,125	1,831.600	88,145,750.00	
TORRENT PHARMACEUTICALS LTD	5,914	3,720.600	22,003,628.40	
ZYDUS LIFESCIENCES LTD	10,229	942.500	9,640,832.50	
AU SMALL FINANCE BANK LTD	16,362	955.250	15,629,800.50	
AXIS BANK LTD	114,054	1,279.700	145,954,903.80	
BANK OF BARODA	54,973	289.800	15,931,175.40	
CANARA BANK	82,629	151.580	12,524,903.82	
HDFC BANK LIMITED	570,523	1,007.600	574,858,974.80	
ICICI BANK LTD	265,865	1,388.800	369,233,312.00	
IDFC FIRST BANK LTD	191,403	80.130	15,337,122.39	
INDUSIND BANK LTD	27,728	858.550	23,805,874.40	
KOTAK MAHINDRA BANK LTD	54,463	2,124.400	115,701,197.20	
PUNJAB NATIONAL BANK	123,154	124.500	15,332,673.00	
STATE BANK OF INDIA	89,683	979.000	87,799,657.00	
UNION BANK OF INDIA	89,283	153.270	13,684,405.41	
YES BANK LTD	880,873	22.930	20,198,417.89	
BAJAJ FINANCE LTD	138,912	1,037.500	144,121,200.00	
BAJAJ FINSERV LTD	18,253	2,094.000	38,221,782.00	
BAJAJ HOLDINGS AND INVESTMEN	1,217	11,499.000	13,994,283.00	
BSE LTD	10,582	2,902.400	30,713,196.80	
CHOLAMANDALAM INVESTMENT AND	20,589	1,736.000	35,742,504.00	
HDFC ASSET MANAGEMENT CO LTD	10,082	2,673.000	26,949,186.00	
JIO FINANCIAL SERVICES LTD	138,765	306.200	42,489,843.00	
MUTHOOT FINANCE LTD	6,613	3,744.200	24,760,394.60	

ONE 97 COMMUNICATIONS LTD	20,885	1,320.600	27,580,731.00	
POWER FINANCE CORPORATION	71,666	362.700	25,993,258.20	
REC LTD	65,363	360.900	23,589,506.70	
SBI CARDS & PAYMENT SERVICES	14,823	880.150	13,046,463.45	
SHRIRAM FINANCE LTD	73,199	851.650	62,339,928.35	
SUNDARAM FINANCE LTD	3,643	4,728.600	17,226,289.80	
HDFC LIFE INSURANCE CO LTD	51,423	764.300	39,302,598.90	
ICICI LOMBARD GENERAL INSURA	12,925	1,970.500	25,468,712.50	
ICICI PRUDENTIAL LIFE INSURA	15,563	619.750	9,645,169.25	
PB FINTECH LTD	16,745	1,818.900	30,457,480.50	
SBI LIFE INSURANCE CO LTD	21,594	1,966.000	42,453,804.00	
HCL TECHNOLOGIES LTD	47,754	1,624.200	77,562,046.80	
INFOSYS LTD	167,563	1,560.100	261,415,036.30	
LTIMINDTREE LTD	4,067	6,096.500	24,794,465.50	
MPHASIS LTD	4,655	2,811.400	13,087,067.00	
ORACLE FINANCIAL SERVICES	882	8,107.000	7,150,374.00	
PERSISTENT SYSTEMS LTD	5,251	6,353.000	33,359,603.00	
TATA CONSULTANCY SVCS LTD	44,856	3,137.500	140,735,700.00	
TECH MAHINDRA LTD	25,179	1,517.300	38,204,096.70	
WIPRO LTD	124,456	249.530	31,055,505.68	
WAAREE ENERGIES LTD	4,850	3,172.500	15,386,625.00	
BHARTI AIRTEL LTD	129,287	2,101.600	271,709,559.20	
INDUS TOWERS LTD	61,374	401.050	24,614,042.70	
TATA COMMUNICATIONS LTD	4,533	1,815.200	8,228,301.60	
VODAFONE IDEA LTD	1,562,991	9.960	15,567,390.36	
ADANI POWER LTD	139,645	147.490	20,596,241.05	
GAIL INDIA LTD	106,573	176.090	18,766,439.57	
JSW ENERGY LTD	18,832	488.650	9,202,256.80	
NHPC LTD	120,274	76.740	9,229,826.76	
NTPC LTD	219,157	326.450	71,543,802.65	
POWER GRID CORP OF INDIA LTD	234,328	269.950	63,256,843.60	
TATA POWER CO LTD	82,592	390.100	32,219,139.20	
TORRENT POWER LTD	8,624	1,314.500	11,336,248.00	
INFO EDGE INDIA LTD	17,275	1,330.200	22,979,205.00	
DLF LTD	33,760	723.600	24,428,736.00	
GODREJ PROPERTIES LTD	7,649	2,114.600	16,174,575.40	
LODHA DEVELOPERS LTD	14,916	1,148.200	17,126,551.20	
OBEROI REALTY LTD	6,215	1,647.200	10,237,348.00	
PHOENIX MILLS LTD	8,608	1,736.800	14,950,374.40	
PRESTIGE ESTATES PROJECTS	9,124	1,677.300	15,303,685.20	
インド・ルピー小計	11,102,364		7,022,226,007.49 (12,359,117,773)	

インドネシア・ルピア	DIAN SWASTATIKA SENTOSA TBK	49,000	109,950.000	5,387,550,000.00	
	PETRINDO JAYA KREASI TBK PT	1,099,400	2,680.000	2,946,392,000.00	
	UNITED TRACTORS TBK PT	65,100	28,000.000	1,822,800,000.00	
	AMMAN MINERAL INTERNASIONAL	709,200	6,600.000	4,680,720,000.00	
	BARITO PACIFIC TBK PT	1,289,151	3,580.000	4,615,160,580.00	
	BUMI RESOURCES MINERALS TBK	2,835,600	975.000	2,764,710,000.00	
	CHANDRA ASRI PACIFIC TBK PT	412,200	7,400.000	3,050,280,000.00	
	ASTRA INTERNATIONAL TBK PT	1,045,300	6,550.000	6,846,715,000.00	
	GOTO GOJEK TOKOPEDIA TBK PT	39,296,900	64.000	2,515,001,600.00	
	SUMBER ALFARIA TRIJAYA TBK P	1,099,200	1,800.000	1,978,560,000.00	
	CHAROEN POKPHAND INDONESIA PT	402,500	4,630.000	1,863,575,000.00	
	INDOFOOD SUKSES MAKMUR TBK P	238,900	7,350.000	1,755,915,000.00	
	BANK CENTRAL ASIA TBK PT	2,821,400	8,275.000	23,347,085,000.00	
	BANK MANDIRI PERSERO TBK PT	1,796,800	4,830.000	8,678,544,000.00	
	BANK NEGARA INDONESIA PERSER	694,200	4,260.000	2,957,292,000.00	
	BANK RAKYAT INDONESIA PERSER	3,334,800	3,680.000	12,272,064,000.00	
	TELKOM INDONESIA PERSERO TBK	2,421,900	3,510.000	8,500,869,000.00	
	BARITO RENEWABLES ENERGY TBK	444,000	9,575.000	4,251,300,000.00	
	インドネシア・ルピア小計	60,055,551		100,234,533,180.00 (942,204,612)	
ブラジル・レアル	PETROBRAS - PETROLEO BRAS	185,700	33.380	6,198,666.00	
	PETROBRAS - PETROLEO BRAS-PR	230,400	31.790	7,324,416.00	
	PRIOR SA	42,500	37.210	1,581,425.00	
	GERDAU SA-PREF	64,728	19.040	1,232,421.12	
	SUZANO SA	37,515	47.580	1,784,963.70	
	VALE SA	179,788	67.400	12,117,711.20	
	EMBRAER SA	34,400	84.040	2,890,976.00	
	WEG SA	83,960	44.250	3,715,230.00	
	LOCALIZA RENT A CAR	49,130	45.250	2,223,132.50	
	MOTIVA INFRAESTRUTURA DE MOB	46,500	15.970	742,605.00	
	RUMO SA	56,700	16.850	955,395.00	
	ULTRAPAR PARTICIPACOES SA	42,300	21.990	930,177.00	
	VIBRA ENERGIA SA	47,214	24.880	1,174,684.32	
	RAIA DROGASIL SA	69,580	24.010	1,670,615.80	
	AMBEV SA	239,200	13.860	3,315,312.00	
	MBRF GLOBAL FOODS COMPANY SA	38,513	19.330	744,456.29	
	REDE D'OR SAO LUIZ SA	42,400	46.630	1,977,112.00	
	BANCO BRADESCO S.A.	76,981	16.740	1,288,661.94	
	BANCO BRADESCO SA-PREF	271,436	19.650	5,333,717.40	
	BANCO DO BRASIL S.A.	82,000	22.470	1,842,540.00	
	ITAU UNIBANCO HOLDING S-PREF	263,970	41.640	10,991,710.80	
	ITAUSA SA	277,244	12.330	3,418,418.52	

	B3 SA-BRASIL BOLSA BALCAO	252,800	14.960	3,781,888.00	
	BB SEGURIDADE PARTICIPACOES	33,100	34.110	1,129,041.00	
	CAIXA SEGURIDADE PARTICIPACO	27,300	16.190	441,987.00	
	PORTO SEGURO SA	11,900	47.190	561,561.00	
	TOTVS SA	29,800	42.800	1,275,440.00	
	TELEFONICA BRASIL S.A.	43,400	35.430	1,537,662.00	
	TIM SA	45,000	25.330	1,139,850.00	
	AXIA ENERGIA	62,205	62.500	3,887,812.50	
	AXIA ENERGIA-PR B	12,400	67.030	831,172.00	
	CIA ENERGETICA MINAS GER-PRF	91,708	11.500	1,054,642.00	
	CIA PARANAENSE DE ENERGI-PFA	51,700	14.350	741,895.00	
	CIA SANEAMENTO BASICO DE SP	24,300	140.990	3,426,057.00	
	CPFL ENERGIA SA	13,400	48.770	653,518.00	
	ENEVA SA	43,700	19.870	868,319.00	
	ENGIE BRASIL ENERGIA SA	9,030	30.640	276,679.20	
	EQUATORIAL ENERGIA SA - ORD	58,400	39.760	2,321,984.00	
	ブラジル・リアル小計	3,272,302		97,383,855.29 (2,844,514,243)	
チェコ・コ ルナ	KOMERCNI BANKA AS	3,701	1,166.000	4,315,366.00	
	MONETA MONEY BANK AS	12,093	189.600	2,292,832.80	
	CEZ AS	6,915	1,275.000	8,816,625.00	
	チェコ・コルナ小計	22,709		15,424,823.80 (115,365,342)	
韓国・ウォ ン	HD HYUNDAI	2,022	196,500.000	397,323,000.00	
	SK INNOVATION CO LTD	3,293	115,000.000	378,695,000.00	
	S-OIL CORP	1,775	76,700.000	136,142,500.00	
	KOREA ZINC CO LTD	225	1,342,000.000	301,950,000.00	
	LG CHEM LTD	2,353	374,000.000	880,022,000.00	
	POSCO HOLDINGS INC	3,495	309,500.000	1,081,702,500.00	
	DOOSAN BOBCAT INC	2,210	55,200.000	121,992,000.00	
	DOOSAN CO LTD	418	876,000.000	366,168,000.00	
	DOOSAN ENERBILITY CO LTD	22,400	76,400.000	1,711,360,000.00	
	ECOPRO BM CO LTD	2,419	149,900.000	362,608,100.00	
	ECOPRO CO LTD	4,939	84,500.000	417,345,500.00	
	HANWHA AEROSPACE CO LTD	1,623	852,000.000	1,382,796,000.00	
	HANWHA OCEAN CO LTD	7,182	107,800.000	774,219,600.00	
	HANWHA SYSTEMS CO LTD	4,101	46,200.000	189,466,200.00	
	HD HYUNDAI ELECTRIC CO LTD	1,216	775,000.000	942,400,000.00	
	HD HYUNDAI HEAVY INDUSTRIES	1,836	535,000.000	982,260,000.00	
	HD HYUNDAI MARINE SOLUTION C	958	186,100.000	178,283,800.00	
	HD KOREA SHIPBUILDING & OFFS	2,162	410,000.000	886,420,000.00	
	HYOSUNG HEAVY INDUSTRIES COR	299	1,901,000.000	568,399,000.00	

HYUNDAI ROTEM COMPANY	3,657	175,700.000	642,534,900.00	
KOREA AEROSPACE INDUSTRIES	3,911	108,900.000	425,907,900.00	
LG CORP	4,097	78,800.000	322,843,600.00	
LG ENERGY SOLUTION	2,422	408,000.000	988,176,000.00	
LIG NEX1 CO LTD	706	383,000.000	270,398,000.00	
LS ELECTRIC CO LTD	737	460,000.000	339,020,000.00	
POSCO FUTURE M CO LTD	1,960	206,500.000	404,740,000.00	
POSCO INTERNATIONAL CORP	2,522	53,600.000	135,179,200.00	
SAMSUNG C&T CORP	4,130	225,000.000	929,250,000.00	
SAMSUNG HEAVY INDUSTRIES	36,001	24,600.000	885,624,600.00	
SK INC	1,825	265,500.000	484,537,500.00	
SK SQUARE CO LTD	4,589	298,000.000	1,367,522,000.00	
HMM CO LTD	10,696	19,140.000	204,721,440.00	
HYUNDAI GLOVIS CO LTD	2,017	164,400.000	331,594,800.00	
KOREAN AIR LINES CO LTD	8,899	21,850.000	194,443,150.00	
HANKOOK TIRE & TECHNOLOGY CO	2,945	61,500.000	181,117,500.00	
HYUNDAI MOBIS CO LTD	3,023	309,500.000	935,618,500.00	
HYUNDAI MOTOR CO	6,792	261,500.000	1,776,108,000.00	
HYUNDAI MOTOR CO LTD-2ND PRF	1,565	194,700.000	304,705,500.00	
HYUNDAI MOTOR CO LTD-PRF	913	192,500.000	175,752,500.00	
KIA CORP	11,391	114,100.000	1,299,713,100.00	
COWAY CO LTD	2,834	86,000.000	243,724,000.00	
LG ELECTRONICS INC	5,156	85,600.000	441,353,600.00	
HANJIN KAL CORP	1,262	102,400.000	129,228,800.00	
KT&G CORP	5,002	145,500.000	727,791,000.00	
SAMYANG FOODS CO LTD	217	1,445,000.000	313,565,000.00	
AMOREPACIFIC CORP	1,133	124,300.000	140,831,900.00	
APR CORP/KOREA	1,302	255,500.000	332,661,000.00	
LG H&H	359	276,500.000	99,263,500.00	
HLB INC	5,397	46,900.000	253,119,300.00	
ALTEOGEN INC	2,006	533,000.000	1,069,198,000.00	
CELLTRION INC	7,739	185,600.000	1,436,358,400.00	
SAMSUNG BIOLOGICS CO LTD	541	1,607,000.000	869,387,000.00	
SK BIOPHARMACEUTICALS CO LTD	1,453	139,800.000	203,129,400.00	
YUHAN CORP	3,005	122,000.000	366,610,000.00	
HANA FINANCIAL GROUP	13,494	93,300.000	1,258,990,200.00	
INDUSTRIAL BANK OF KOREA	15,277	20,550.000	313,942,350.00	
KAKAOBANK CORP	9,406	21,650.000	203,639,900.00	
KB FINANCIAL GROUP INC	18,006	124,800.000	2,247,148,800.00	
SHINHAN FINANCIAL GROUP LTD	21,835	78,000.000	1,703,130,000.00	
WOORI FINANCIAL GROUP INC	32,498	26,550.000	862,821,900.00	
KOREA INVESTMENT HOLDINGS CO	2,117	160,400.000	339,566,800.00	

	MERITZ FINANCIAL GROUP INC	4,101	108,600.000	445,368,600.00	
	MIRAE ASSET SECURITIES CO LT	11,612	21,850.000	253,722,200.00	
	NH INVESTMENT & SECURITIES C	5,391	20,650.000	111,324,150.00	
	DB INSURANCE CO LTD	2,489	124,500.000	309,880,500.00	
	SAMSUNG FIRE & MARINE INS	1,572	481,500.000	756,918,000.00	
	SAMSUNG LIFE INSURANCE CO LT	3,934	152,900.000	601,508,600.00	
	SAMSUNG SDS CO LTD	2,343	168,500.000	394,795,500.00	
	LG DISPLAY CO LTD	11,601	12,540.000	145,476,540.00	
	SAMSUNG ELECTRO-MECHANICS CO	2,739	251,000.000	687,489,000.00	
	SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD	236,725	100,500.000	23,790,862,500.00	
	SAMSUNG ELECTRONICS-PREF	40,435	75,000.000	3,032,625,000.00	
	SAMSUNG SDI CO LTD	3,077	299,500.000	921,561,500.00	
	HANMI SEMICONDUCTOR CO LTD	1,863	123,600.000	230,266,800.00	
	SK HYNIX INC	27,357	530,000.000	14,499,210,000.00	
	LG UPLUS CORP	12,060	15,060.000	181,623,600.00	
	SK TELECOM	5,946	53,500.000	318,111,000.00	
	KOREA ELECTRIC POWER CORP	12,055	52,500.000	632,887,500.00	
	HYBE CO LTD	1,096	299,500.000	328,252,000.00	
	KAKAO CORP	15,616	58,700.000	916,659,200.00	
	KRAFTON INC	1,405	257,500.000	361,787,500.00	
	NAVER CORP	7,112	244,000.000	1,735,328,000.00	
	韓国・ウォン小計	740,292		88,870,179,930.00 (9,438,013,109)	
マレーシ ア・リンギ ット	PETRONAS CHEMICALS GROUP BHD	138,500	3.000	415,500.00	
	PRESS METAL ALUMINIUM HOLDIN	175,700	6.710	1,178,947.00	
	GAMUDA BHD	225,500	5.350	1,206,425.00	
	SUNWAY BHD	130,300	5.450	710,135.00	
	MISC BHD	61,600	7.510	462,616.00	
	MR DIY GROUP M BHD	136,150	1.510	205,586.50	
	PETRONAS DAGANGAN BHD	10,400	19.820	206,128.00	
	IOI CORP BHD	101,000	3.990	402,990.00	
	KUALA LUMPUR KEPONG BHD	21,300	20.200	430,260.00	
	NESTLE (MALAYSIA) BERHAD	4,200	106.900	448,980.00	
	QL RESOURCES BHD	81,525	4.050	330,176.25	
	SD GUTHRIE BHD	120,200	5.210	626,242.00	
	IHH HEALTHCARE BHD	111,300	8.260	919,338.00	
	AMMB HOLDINGS BHD	108,500	5.950	645,575.00	
	CIMB GROUP HOLDINGS BHD	407,100	7.650	3,114,315.00	
	HONG LEONG BANK BERHAD	31,700	21.140	670,138.00	
	MALAYAN BANKING BHD	305,000	9.910	3,022,550.00	
	PUBLIC BANK BERHAD	751,900	4.350	3,270,765.00	
	RHB BANK BHD	73,100	6.950	508,045.00	

	AXIATA GROUP BERHAD	171,400	2.410	413,074.00	
	CELCOMDIGI BHD	172,700	3.280	566,456.00	
	MAXIS BHD	125,300	3.990	499,947.00	
	TELEKOM MALAYSIA BHD	56,700	7.420	420,714.00	
	PETRONAS GAS BHD	40,700	17.520	713,064.00	
	TENAGA NASIONAL BHD	129,400	13.180	1,705,492.00	
	YTL CORP BHD	178,800	2.130	380,844.00	
	YTL POWER INTERNATIONAL BHD	170,620	3.260	556,221.20	
	マレーシア・リングイト小計	4,040,595		24,030,523.95 (907,486,302)	
南アフリ カ・ランド	ANGLOGOLD ASHANTI PLC	25,039	1,445.340	36,189,868.26	
	GOLD FIELDS LTD	44,497	718.880	31,988,003.36	
	HARMONY GOLD MINING CO LTD	27,682	334.000	9,245,788.00	
	IMPALA PLATINUM HOLDINGS LTD	47,409	214.400	10,164,489.60	
	NORTHAM PLATINUM HOLDINGS LT	19,513	305.500	5,961,221.50	
	SASOL LTD	32,357	111.300	3,601,334.10	
	SIBANYE STILLWATER LTD	149,186	55.880	8,336,513.68	
	VALTERRA PLATINUM LIMITED	12,849	1,190.420	15,295,706.58	
	BIDVEST GROUP LTD	14,536	228.480	3,321,185.28	
	NASPERS LTD-N SHS	39,530	1,070.060	42,299,471.80	
	PEPKOR HOLDINGS LTD	181,930	26.140	4,755,650.20	
	BID CORP LTD	16,051	408.490	6,556,672.99	
	CLICKS GROUP LTD	11,816	347.200	4,102,515.20	
	SHOPRITE HOLDINGS LTD	24,092	274.560	6,614,699.52	
	ABSA GROUP LTD	40,399	208.280	8,414,303.72	
	CAPITEC BANK HOLDINGS LTD	4,365	3,883.330	16,950,735.45	
	NEDBANK GROUP LTD	22,270	255.660	5,693,548.20	
	STANDARD BANK GROUP LTD	64,394	263.620	16,975,546.28	
	FIRSTRAND LTD	257,604	81.470	20,986,997.88	
	REINET INVESTMENTS SCA	6,542	579.000	3,787,818.00	
	REMGRO LTD	23,684	173.860	4,117,700.24	
	DISCOVERY LTD	30,769	219.520	6,754,410.88	
	OUTSURANCE GROUP LTD	46,915	72.500	3,401,337.50	
	SANLAM LTD	94,562	91.750	8,676,063.50	
	MTN GROUP LTD	85,177	157.880	13,447,744.76	
	VODACOM GROUP LTD	29,004	134.180	3,891,756.72	
	NEPI ROCKCASTLE N. V.	28,260	146.590	4,142,633.40	
	南アフリカ・ランド小計	1,380,432		305,673,716.60 (2,781,630,821)	
タイ・バー ツ	PTT EXPLOR & PROD PCL-NVDR	68,800	106.500	7,327,200.00	
	PTT PCL-NVDR	486,400	30.750	14,956,800.00	
	SIAM CEMENT PCL-NVDR	39,900	186.500	7,441,350.00	

	AIRPORTS OF THAILAND PC-NVDR	207,800	43.500	9,039,300.00	
	MINOR INTERNATIONAL PCL-NVDR	154,800	22.000	3,405,600.00	
	CP ALL PCL-NVDR	260,400	43.250	11,262,300.00	
	CP AXTRA PCL-NVDR	140,788	16.200	2,280,765.60	
	CHAROEN POKPHAND FOODS-NVDR	218,400	20.300	4,433,520.00	
	BANGKOK DUSIT MED SERVI-NVDR	554,300	19.000	10,531,700.00	
	BUMRUNGRAD HOSPITAL PCL-NVDR	28,500	169.500	4,830,750.00	
	KASIKORNBANK PCL-NVDR	33,400	186.500	6,229,100.00	
	KRUNG THAI BANK - NVDR	171,100	27.500	4,705,250.00	
	SCB X PCL-NVDR	40,500	130.000	5,265,000.00	
	TMBTHANACHART BANK PCL-NVDR	1,077,800	1.930	2,080,154.00	
	DELTA ELECTRONICS THAI-NVDR	157,300	201.000	31,617,300.00	
	ADVANCED INFO SERVICE-NVDR	54,600	307.000	16,762,200.00	
	TRUE CORP PCL/NEW-NVDR	474,567	10.800	5,125,323.60	
	GULF DEVELOPMENT PCL-NVDR	220,904	40.750	9,001,838.00	
	CENTRAL PATTANA PCL-NVDR	89,900	53.500	4,809,650.00	
タイ・パーツ小計		4,480,159		161,105,101.20 (781,359,741)	
ポーランド・ズロチ	ORLEN SA	29,424	94.020	2,766,444.48	
	KGHM POLSKA MIEDZ SA	7,439	211.700	1,574,836.30	
	BUDIMEX	680	625.000	425,000.00	
	LPP SA	54	17,010.000	918,540.00	
	ALLEGRO. EU SA	31,592	32.055	1,012,681.56	
	CCC SA	2,508	135.100	338,830.80	
	DINO POLSKA SA	23,780	40.830	970,937.40	
	ZABKA GROUP SA	19,995	23.270	465,283.65	
	BANK MILLENNIUM SA	30,035	15.620	469,146.70	
	BANK PEKAO SA	9,184	199.950	1,836,340.80	
	MBANK SA	768	1,026.000	787,968.00	
	PKO BANK POLSKI SA	43,909	77.400	3,398,556.60	
	SANTANDER BANK POLSKA SA	2,161	515.000	1,112,915.00	
	POWSZECHNY ZAKLAD UBEZPIECZE	30,257	62.860	1,901,955.02	
	PGE SA	36,813	9.866	363,197.05	
	CD PROJEKT SA	3,277	256.400	840,222.80	
ポーランド・ズロチ小計		271,876		19,182,856.16 (819,257,583)	
ハンガリー・フォリント	MOL HUNGARIAN OIL AND GAS PL	20,823	2,910.000	60,594,930.00	
	RICHTER GEDEON NYRT	6,617	9,735.000	64,416,495.00	
	OTP BANK PLC	11,276	34,210.000	385,751,960.00	
ハンガリー・フォリント小計		38,716		510,763,385.00 (242,155,475)	
ユーロ	FF GROUP	123	4.800	590.40	

	OPAP SA	9,441	17.620	166,350.42	
	JUMBO SA	5,700	27.360	155,952.00	
	ALPHA BANK SA	112,338	3.514	394,755.73	
	EUROBANK ERGASIAS SERVICES A	131,457	3.407	447,873.99	
	NATIONAL BANK OF GREECE	44,004	13.500	594,054.00	
	PIRAEUS FINANCIAL HOLDINGS S	55,024	7.070	389,019.68	
	HELLENIC TELECOMMUN ORGANIZA	7,649	17.110	130,874.39	
	PUBLIC POWER CORP	8,551	17.400	148,787.40	
	ユーロ小計	374,287		2,428,258.01 (439,199,026)	
	合 計	168,749,705		69,763,089,158 (69,763,089,158)	

(注) 金額欄の()内は、外貨建有価証券にかかるものの内書きであり、また邦貨換算金額で表示しております。

通 貨	銘柄数		組入株式時価比率	合計金額に対する比率
アメリカ・ドル	株式	17 銘柄	2.3%	2.7%
香港・ドル	株式	164 銘柄	22.3%	26.3%
台湾・ドル	株式	86 銘柄	19.0%	22.3%
エジプト・ポンド	株式	3 銘柄	0.1%	0.1%
トルコ・リラ	株式	12 銘柄	0.4%	0.5%
メキシコ・ペソ	株式	17 銘柄	1.4%	1.7%
フィリピン・ペソ	株式	11 銘柄	0.4%	0.4%
チリ・ペソ	株式	12 銘柄	0.5%	0.6%
コロンビア・ペソ	株式	3 銘柄	0.1%	0.2%
インド・ルピー	株式	163 銘柄	15.1%	17.7%
インドネシア・ルピア	株式	18 銘柄	1.1%	1.4%
ブラジル・レアル	株式	38 銘柄	3.5%	4.1%
チェコ・コルナ	株式	3 銘柄	0.1%	0.2%
韓国・ウォン	株式	82 銘柄	11.5%	13.5%
マレーシア・リングgit	株式	27 銘柄	1.1%	1.3%
南アフリカ・ランド	株式	27 銘柄	3.4%	4.0%
タイ・バーツ	株式	19 銘柄	1.0%	1.1%
ポーランド・ズロチ	株式	16 銘柄	1.0%	1.2%
ハンガリー・フォリント	株式	3 銘柄	0.3%	0.3%
ユーロ	株式	9 銘柄	0.5%	0.6%

(b) 株式以外の有価証券

種 類	通 貨	銘 柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受 益証券	オフショ ア・人民 元	CHINAAMC ETF SERIES - CH-CNY	2,908,400.00	136,171,288.00	

	オフショア・人民元小計		2, 908, 400. 00	136, 171, 288. 00 (3, 002, 222, 855)	
投資信託受益証券合計				3, 002, 222, 855 (3, 002, 222, 855)	
投資証券	アメリカ・ドル	ISHARES MSCI KUWAIT ETF	88, 160. 00	3, 469, 801. 28	
		ISHARES MSCI QATAR ETF	174, 669. 00	3, 297, 750. 72	
		ISHARES MSCI SAUDI ARABIA ETF	391, 705. 00	14, 665, 435. 20	
		ISHARES MSCI UAE ETF	376, 970. 00	7, 004, 102. 60	
	アメリカ・ドル小計		1, 031, 504. 00	28, 437, 089. 80 (4, 432, 489, 187)	
	メキシコ・ペソ	CEMEX SAB-CPO	757, 600. 00	14, 674, 712. 00	
		COCA-COLA FEMSA SAB DE CV	25, 275. 00	4, 009, 626. 00	
		FOMENTO ECONOMICO MEXICA-UBD	87, 400. 00	15, 430, 470. 00	
		PROLOGIS PROPERTY MEXICO SA	45, 560. 00	3, 556, 869. 20	
		TRUST FIBRA UNO	154, 900. 00	4, 123, 438. 00	
	メキシコ・ペソ小計		1, 070, 735. 00	41, 795, 115. 20 (356, 161, 254)	
	ブラジル・リアル	BANCO BTG PACTUAL SA-UNIT	61, 500. 00	3, 321, 000. 00	
		ENERGISA SA-UNITS	12, 100. 00	596, 772. 00	
		KLABIN SA - UNIT	34, 430. 00	610, 788. 20	
		ブラジル・リアル小計		108, 030. 00	4, 528, 560. 20 (132, 276, 073)
投資証券合計				4, 920, 926, 514 (4, 920, 926, 514)	
合 計				7, 923, 149, 369 (7, 923, 149, 369)	

(注) 金額欄の()内は、外貨建有価証券にかかるものの内書きであり、また邦貨換算金額で表示しております。

通貨	銘柄数		組入 投資信託受益証券 時価比率	組入 投資証券 時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカ・ドル	投資証券	4 銘柄	-	5.4%	55.9%
メキシコ・ペソ	投資証券	5 銘柄	-	0.4%	4.5%
ブラジル・リアル	投資証券	3 銘柄	-	0.2%	1.7%
オフショア・人民元	投資信託受益証券	1 銘柄	3.7%	-	37.9%

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。

外国債券パッシブ・マザーファンド

(1) 貸借対照表

(単位：円)

(2025年12月1日現在)

資産の部

流動資産	
預金	880,521,257
金銭信託	3,380,806
コール・ローン	454,096,932
国債証券	214,111,134,930
派生商品評価勘定	1,231,597
未収入金	3,958,112,901
未収利息	1,832,523,190
前払費用	128,713,740
流動資産合計	221,369,715,353
資産合計	221,369,715,353
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	1,172,093
未払金	4,448,717,394
未払解約金	240,035,816
流動負債合計	4,689,925,303
負債合計	4,689,925,303
純資産の部	
元本等	
元本	84,950,060,566
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	131,729,729,484
元本等合計	216,679,790,050
純資産合計	216,679,790,050
負債純資産合計	221,369,715,353

（２）注記表

（重要な会計方針の注記）

項 目	自 2024 年 12 月 3 日 至 2025 年 12 月 1 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券は個別法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。

2. デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における対顧客先物相場の仲値によっております。
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第 60 条および第 61 条に基づいて処理しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項 目	(2025 年 12 月 1 日現在)
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	84,950,060,566 口
2. 1 単位当たり純資産の額	1 口当たり純資産額 2.5507 円 (1 万口当たりの純資産額 25,507 円)

(金融商品に関する注記)

I. 金融商品の状況に関する事項

項 目	自 2024 年 12 月 3 日 至 2025 年 12 月 1 日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、国債証券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 当計算期間については、為替予約取引を行っております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行って

	います。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。

Ⅱ．金融商品の時価等に関する事項

項 目	(2025 年 12 月 1 日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（国債証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

(デリバティブ取引に関する注記)

(2025 年 12 月 1 日現在)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(単位：円)

区 分	種 類	契 約 額 等		時 価	評価損益
			うち 1 年超		

市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建				
	カナダ・ドル	82,833,727	-	82,530,720	△303,007
	オーストラリア・ドル	26,605,992	-	26,502,242	△103,750
	ニュージーランド・ドル	30,456,652	-	30,361,524	△95,128
	イギリス・ポンド	210,884,785	-	210,503,520	△381,265
	メキシコ・ペソ	37,806,866	-	37,820,364	13,498
	オフショア・人民元	125,386,908	-	125,211,624	△175,284
	ポーランド・ズロチ	46,227,499	-	46,113,840	△113,659
	小計	560,202,429	-	559,043,834	△1,158,595
	売建				
	アメリカ・ドル	762,991,492	-	762,044,886	946,606
	シンガポール・ドル	32,530,264	-	32,470,902	59,362
	イスラエル・シケル	4,792,809	-	4,781,110	11,699
	デンマーク・クローネ	10,911,073	-	10,897,965	13,108
	スウェーデン・クローナ	51,121,420	-	50,948,847	172,573
	ユーロ	10,865,925	-	10,851,174	14,751
	小計	873,212,983	-	871,994,884	1,218,099
	合 計	1,433,415,412	-	1,431,038,718	59,504

(注) 1. 時価の算定方法

為替予約取引の時価の算定方法については以下のように評価しております。

1) 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

① 計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

② 計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い受渡日として、発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 計算期間末日において対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

3) 上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

自 2024 年 12 月 3 日
至 2025 年 12 月 1 日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われてい

ないため、該当事項はございません。

(その他の注記)

(2025 年 12 月 1 日現在)	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	84,694,960,402 円
同期中における追加設定元本額	16,185,333,538 円
同期中における一部解約元本額	15,930,233,374 円
2025 年 12 月 1 日現在の元本の内訳	
三井住友・DC外国債券インデックスファンドS	30,134,875,404 円
三井住友・DC年金バランス30 (債券重点型)	1,079,084,317 円
三井住友・DC年金バランス50 (標準型)	2,878,042,740 円
三井住友・DC年金バランス70 (株式重点型)	1,874,792,840 円
SMAM・グローバルバランスファンド (機動的資産配分型)	163,247,561 円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2020 (4資産タイプ)	5,287,861 円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2025 (4資産タイプ)	18,029,806 円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2030 (4資産タイプ)	60,938,316 円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2035 (4資産タイプ)	225,253,742 円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2040 (4資産タイプ)	198,101,000 円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2045 (4資産タイプ)	350,584,536 円
三井住友・DC年金バランスゼロ (債券型)	14,912,188 円
アセットアロケーション・ファンド (安定型)	43,519,917 円
アセットアロケーション・ファンド (安定成長型)	85,741,236 円
アセットアロケーション・ファンド (成長型)	54,966,799 円
イオン・バランス戦略ファンド	36,302,807 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2050	84,092,847 円
三井住友・資産最適化ファンド (1 安定重視型)	463,810,109 円
三井住友・資産最適化ファンド (2 やや安定型)	303,013,682 円
三井住友・資産最適化ファンド (3 バランス型)	1,031,394,962 円
三井住友・資産最適化ファンド (4 やや成長型)	352,494,350 円
三井住友・資産最適化ファンド (5 成長重視型)	205,294,463 円
三井住友・DCつみたてNISA・世界分散ファンド	412,222,359 円
三井住友DS・外国債券インデックス年金ファンド	2,035,923,263 円
三井住友DS・年金バランス30 (債券重点型)	54,173,502 円
三井住友DS・年金バランス50 (標準型)	217,525,698 円
三井住友DS・年金バランス70 (株式重点型)	155,496,530 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2060	25,099,772 円
日興FWS・先進国債インデックス (為替ヘッジなし)	5,427,435,183 円
三井住友DS・先進国債インデックス・ファンド	312,381,449 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2035	55,583,283 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2040	32,263,560 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2045	33,828,838 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2055	24,185,151 円

三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2065	20,577,996円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル1（保守型）	2,348,465円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル2（安定型）	69,578,974円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル3（安定成長型）	81,409,378円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル4（成長型）	90,583,121円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル5（積極成長型）	43,734,565円
三井住友DS・バランスファンド（保守コース）	100,266円
三井住友DS・バランスファンド（安定コース）	136,046円
三井住友DS・バランスファンド（標準コース）	322,066円
三井住友DS・バランスファンド（成長コース）	539,801円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2070	265,693円
SMAM・年金外国債券パッシブ・ファンド＜適格機関投資家限定＞	8,405,870,806円
SMAM・バランスファンドVA安定成長型＜適格機関投資家限定＞	10,777,457円
SMAM・バランスファンドVA25＜適格機関投資家専用＞	1,983,790,922円
SMAM・バランスファンドVA37.5＜適格機関投資家専用＞	2,967,386,259円
SMAM・バランスファンドVA50＜適格機関投資家専用＞	7,437,648,045円
SMAM・バランスファンドVL30＜適格機関投資家限定＞	21,841,820円
SMAM・バランスファンドVL50＜適格機関投資家限定＞	58,491,467円
SMAM・バランスファンドVA75＜適格機関投資家専用＞	640,409,874円
SMAM・バランスファンドVL国際分散型＜適格機関投資家限定＞	89,546,171円
SMAM・インデックス・バランスVA25＜適格機関投資家専用＞	698,327,690円
SMAM・インデックス・バランスVA50＜適格機関投資家専用＞	1,097,298,371円
SMAM・バランスファンドVA40＜適格機関投資家専用＞	940,071,097円
SMAM・バランスファンドVA35＜適格機関投資家専用＞	2,730,598,769円
SMAM・外国債券パッシブファンドVA＜適格機関投資家限定＞	4,693,637,598円
三井住友・外国債券インデックスファンド・VAS（適格機関投資家専用）	250,687,023円
SMAM・グローバルバランス40VA＜適格機関投資家限定＞	80,683,510円
SMAM・アセットバランスファンドVA20A＜適格機関投資家専用＞	35,586,671円
SMAM・アセットバランスファンドVA35A＜適格機関投資家専用＞	15,345,114円
SMAM・アセットバランスファンドVA50A＜適格機関投資家専用＞	12,253,626円
SMAM・アセットバランスファンドVA20L＜適格機関投資家専用＞	40,821,497円
SMAM・アセットバランスファンドVA25L＜適格機関投資家専用＞	247,361,927円
SMAM・アセットバランスファンドVA20A2＜適格機関投資家専用＞	47,135,529円
SMAM・アセットバランスファンドVA35A2＜適格機関投資家専用＞	24,091,869円
SMAM・アセットバランスファンドVA50A2＜適格機関投資家専用＞	5,515,115円
SMAM・アセットバランスファンドVA25L2＜適格機関投資家専用＞	566,236,345円
SMAM・グローバルバランスファンド（標準型）VA＜適格機関投資家限定＞	373,889,723円
SMAM・グローバルバランスファンド（債券重視型）VA＜適格機関投資家限定＞	412,606,288円
SMAM・世界バランスファンドVA＜適格機関投資家限定＞	183,991,801円
SMAM・世界バランスファンドVA2＜適格機関投資家限定＞	143,894,096円
SMAM・年金Wリスクコントロールファンド＜適格機関投資家限定＞	214,705,039円
SMAM・マルチアセットストラテジーファンド2016-04＜適格機関投資家限定＞	95,622,256円
SMAM・マルチアセットストラテジー・オープン＜適格機関投資家限定＞	146,684,849円

SMAM・マルチアセット・ダイナミックアロケーション・ストラテジー・ファンドⅡ	
<適格機関投資家限定>	1,151,517,653 円
SMDAM・年金Wリスクコントロールファンド（リスク 3%）<適格機関投資家限定>	
>	366,237,847 円
合 計	84,950,060,566 円

(3) 附属明細表

①有価証券明細表

(a)株式

該当事項はありません。

(b)株式以外の有価証券

種 類	通 貨	銘 柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	アメリカ・ドル	T 0.375 07/31/27	900,000.00	854,523.00	
		T 0.375 09/30/27	1,000,000.00	944,840.00	
		T 0.5 04/30/27	1,200,000.00	1,149,984.00	
		T 0.5 05/31/27	2,500,000.00	2,390,025.00	
		T 0.5 06/30/27	2,600,000.00	2,479,880.00	
		T 0.5 08/31/27	1,800,000.00	1,708,614.00	
		T 0.5 10/31/27	950,000.00	897,522.00	
		T 0.625 03/31/27	400,000.00	384,888.00	
		T 0.625 05/15/30	4,000,000.00	3,516,920.00	
		T 0.625 08/15/30	4,800,000.00	4,187,616.00	
		T 0.625 11/30/27	1,600,000.00	1,512,000.00	
		T 0.625 12/31/27	3,100,000.00	2,922,897.00	
		T 0.75 01/31/28	4,200,000.00	3,961,944.00	
		T 0.875 11/15/30	4,900,000.00	4,298,378.00	
		T 1 07/31/28	2,900,000.00	2,717,764.00	
		T 1.125 02/15/31	4,400,000.00	3,890,040.00	
		T 1.125 02/28/27	2,000,000.00	1,940,700.00	
		T 1.125 05/15/40	2,250,000.00	1,456,650.00	
		T 1.125 08/15/40	1,700,000.00	1,089,394.00	
		T 1.125 08/31/28	3,500,000.00	3,284,925.00	
		T 1.25 04/30/28	3,500,000.00	3,320,135.00	
		T 1.25 05/15/50	1,600,000.00	794,240.00	
		T 1.25 05/31/28	3,000,000.00	2,840,790.00	
		T 1.25 06/30/28	3,000,000.00	2,835,510.00	
		T 1.25 08/15/31	5,200,000.00	4,554,628.00	
		T 1.25 09/30/28	3,000,000.00	2,820,150.00	
		T 1.25 12/31/26	2,600,000.00	2,535,286.00	
		T 1.375 08/15/50	3,500,000.00	1,781,570.00	
		T 1.375 10/31/28	3,000,000.00	2,825,010.00	
		T 1.375 11/15/31	4,900,000.00	4,294,164.00	

	T 1.375 11/15/40	2,500,000.00	1,656,325.00	
	T 1.375 12/31/28	1,000,000.00	938,690.00	
	T 1.5 01/31/27	3,400,000.00	3,319,114.00	
	T 1.5 02/15/30	2,100,000.00	1,932,609.00	
	T 1.5 11/30/28	4,500,000.00	4,246,155.00	
	T 1.625 05/15/31	5,500,000.00	4,953,850.00	
	T 1.625 08/15/29	3,250,000.00	3,039,497.50	
	T 1.625 11/15/50	3,200,000.00	1,737,728.00	
	T 1.75 01/31/29	3,300,000.00	3,127,311.00	
	T 1.75 08/15/41	1,570,000.00	1,080,992.10	
	T 1.75 11/15/29	1,300,000.00	1,216,033.00	
	T 1.75 12/31/26	2,500,000.00	2,451,025.00	
	T 1.875 02/15/32	4,700,000.00	4,220,976.00	
	T 1.875 02/15/41	3,300,000.00	2,352,537.00	
	T 1.875 02/15/51	3,800,000.00	2,195,374.00	
	T 1.875 02/28/27	3,400,000.00	3,329,994.00	
	T 1.875 02/28/29	2,800,000.00	2,660,196.00	
	T 1.875 11/15/51	3,300,000.00	1,887,369.00	
	T 2 02/15/50	2,800,000.00	1,693,832.00	
	T 2 08/15/51	2,900,000.00	1,718,279.00	
	T 2 11/15/41	2,800,000.00	1,994,552.00	
	T 2.25 02/15/27	3,200,000.00	3,150,176.00	
	T 2.25 02/15/52	3,200,000.00	2,006,112.00	
	T 2.25 05/15/41	1,000,000.00	750,850.00	
	T 2.25 08/15/27	2,200,000.00	2,153,756.00	
	T 2.25 08/15/46	1,950,000.00	1,316,737.50	
	T 2.25 08/15/49	1,500,000.00	968,430.00	
	T 2.25 11/15/27	1,900,000.00	1,855,312.00	
	T 2.375 02/15/42	1,800,000.00	1,351,368.00	
	T 2.375 03/31/29	3,100,000.00	2,989,237.00	
	T 2.375 05/15/27	3,000,000.00	2,950,650.00	
	T 2.375 05/15/29	2,400,000.00	2,310,936.00	
	T 2.375 05/15/51	3,900,000.00	2,537,496.00	
	T 2.375 11/15/49	1,900,000.00	1,256,888.00	
	T 2.5 02/15/45	1,400,000.00	1,015,042.00	
	T 2.5 02/15/46	1,000,000.00	713,860.00	
	T 2.5 03/31/27	1,740,000.00	1,716,075.00	
	T 2.5 05/15/46	1,000,000.00	711,690.00	
	T 2.625 02/15/29	1,800,000.00	1,751,688.00	
	T 2.625 05/31/27	2,800,000.00	2,762,592.00	
	T 2.625 07/31/29	1,100,000.00	1,065,790.00	
	T 2.75 02/15/28	3,800,000.00	3,741,138.00	

T 2.75 04/30/27	1,600,000.00	1,582,368.00	
T 2.75 05/31/29	1,400,000.00	1,364,524.00	
T 2.75 07/31/27	2,400,000.00	2,369,712.00	
T 2.75 08/15/32	4,200,000.00	3,948,000.00	
T 2.75 08/15/42	1,000,000.00	788,160.00	
T 2.75 08/15/47	1,800,000.00	1,320,030.00	
T 2.75 11/15/42	300,000.00	235,323.00	
T 2.75 11/15/47	1,500,000.00	1,096,890.00	
T 2.875 04/30/29	3,500,000.00	3,427,445.00	
T 2.875 05/15/28	3,500,000.00	3,449,740.00	
T 2.875 05/15/32	5,700,000.00	5,416,653.00	
T 2.875 05/15/43	1,200,000.00	951,132.00	
T 2.875 05/15/49	1,400,000.00	1,032,332.00	
T 2.875 05/15/52	3,200,000.00	2,307,104.00	
T 2.875 08/15/28	2,000,000.00	1,968,900.00	
T 2.875 08/15/45	800,000.00	614,872.00	
T 2.875 11/15/46	1,000,000.00	757,710.00	
T 3 02/15/47	1,500,000.00	1,158,240.00	
T 3 02/15/48	1,400,000.00	1,069,796.00	
T 3 02/15/49	2,300,000.00	1,740,433.00	
T 3 05/15/42	800,000.00	656,840.00	
T 3 05/15/45	900,000.00	708,813.00	
T 3 05/15/47	1,000,000.00	770,310.00	
T 3 08/15/48	2,000,000.00	1,520,380.00	
T 3 08/15/52	3,000,000.00	2,217,060.00	
T 3 11/15/44	1,000,000.00	791,360.00	
T 3 11/15/45	800,000.00	626,352.00	
T 3.125 02/15/42	1,000,000.00	839,250.00	
T 3.125 02/15/43	1,800,000.00	1,486,476.00	
T 3.125 05/15/48	2,400,000.00	1,871,808.00	
T 3.125 08/15/44	700,000.00	566,860.00	
T 3.125 08/31/27	2,200,000.00	2,185,128.00	
T 3.125 08/31/29	2,700,000.00	2,660,391.00	
T 3.125 11/15/28	2,900,000.00	2,870,304.00	
T 3.125 11/15/41	1,000,000.00	842,850.00	
T 3.25 05/15/42	2,200,000.00	1,871,100.00	
T 3.25 06/30/27	2,300,000.00	2,290,156.00	
T 3.25 06/30/29	3,000,000.00	2,971,260.00	
T 3.375 05/15/33	5,500,000.00	5,339,675.00	
T 3.375 05/15/44	500,000.00	421,875.00	
T 3.375 08/15/42	2,000,000.00	1,724,840.00	
T 3.375 09/15/27	2,500,000.00	2,493,775.00	

T 3.375 09/15/28	3,800,000.00	3,788,562.00	
T 3.375 11/15/48	2,100,000.00	1,705,011.00	
T 3.5 01/31/28	1,000,000.00	1,000,110.00	
T 3.5 01/31/30	2,500,000.00	2,493,775.00	
T 3.5 02/15/33	4,200,000.00	4,118,436.00	
T 3.5 02/15/39	200,000.00	185,152.00	
T 3.5 04/30/28	3,000,000.00	3,000,870.00	
T 3.5 04/30/30	2,500,000.00	2,492,275.00	
T 3.5 09/30/29	3,100,000.00	3,094,823.00	
T 3.5 10/15/28	2,350,000.00	2,350,258.50	
T 3.5 11/15/28	2,600,000.00	2,600,702.00	
T 3.625 02/15/44	300,000.00	263,178.00	
T 3.625 02/15/53	2,700,000.00	2,253,177.00	
T 3.625 03/31/28	3,000,000.00	3,009,420.00	
T 3.625 03/31/30	1,200,000.00	1,202,460.00	
T 3.625 05/15/53	2,900,000.00	2,417,295.00	
T 3.625 05/31/28	2,000,000.00	2,006,740.00	
T 3.625 08/15/28	1,000,000.00	1,003,530.00	
T 3.625 08/15/43	500,000.00	440,820.00	
T 3.625 08/31/29	2,500,000.00	2,506,875.00	
T 3.625 08/31/30	3,900,000.00	3,904,563.00	
T 3.625 09/30/30	1,050,000.00	1,051,144.50	
T 3.625 09/30/31	2,000,000.00	1,993,340.00	
T 3.625 10/31/30	1,700,000.00	1,701,717.00	
T 3.75 04/15/28	3,000,000.00	3,017,610.00	
T 3.75 04/30/27	4,100,000.00	4,110,455.00	
T 3.75 05/15/28	3,000,000.00	3,018,630.00	
T 3.75 05/31/30	3,000,000.00	3,020,730.00	
T 3.75 06/30/27	4,100,000.00	4,112,956.00	
T 3.75 06/30/30	1,900,000.00	1,913,129.00	
T 3.75 08/15/27	2,500,000.00	2,509,225.00	
T 3.75 08/15/41	1,100,000.00	1,009,679.00	
T 3.75 08/31/31	2,800,000.00	2,810,276.00	
T 3.75 11/15/43	700,000.00	626,577.00	
T 3.75 12/31/28	4,900,000.00	4,936,162.00	
T 3.75 12/31/30	2,400,000.00	2,414,184.00	
T 3.875 02/15/43	1,600,000.00	1,468,928.00	
T 3.875 03/15/28	2,000,000.00	2,017,260.00	
T 3.875 03/31/27	4,000,000.00	4,015,040.00	
T 3.875 04/30/30	3,000,000.00	3,036,480.00	
T 3.875 05/15/43	2,200,000.00	2,014,958.00	
T 3.875 05/31/27	6,450,000.00	6,480,186.00	

T 3.875 06/15/28	1,800,000.00	1,817,226.00	
T 3.875 06/30/30	4,050,000.00	4,099,248.00	
T 3.875 07/15/28	3,900,000.00	3,937,596.00	
T 3.875 07/31/27	2,000,000.00	2,010,920.00	
T 3.875 07/31/30	1,000,000.00	1,012,100.00	
T 3.875 08/15/33	5,000,000.00	5,010,600.00	
T 3.875 08/15/34	5,870,000.00	5,847,165.70	
T 3.875 08/15/40	500,000.00	470,800.00	
T 3.875 08/31/32	700,000.00	704,235.00	
T 3.875 09/30/29	2,300,000.00	2,326,634.00	
T 3.875 09/30/32	4,000,000.00	4,022,480.00	
T 3.875 10/15/27	2,800,000.00	2,818,200.00	
T 3.875 11/30/27	1,800,000.00	1,812,888.00	
T 3.875 11/30/29	1,900,000.00	1,922,401.00	
T 3.875 12/31/27	2,200,000.00	2,216,830.00	
T 3.875 12/31/29	1,500,000.00	1,517,595.00	
T 4 01/15/27	4,900,000.00	4,921,413.00	
T 4 01/31/29	4,100,000.00	4,159,655.00	
T 4 02/15/34	5,100,000.00	5,141,514.00	
T 4 02/28/30	3,100,000.00	3,152,173.00	
T 4 02/29/28	2,000,000.00	2,021,780.00	
T 4 03/31/30	3,000,000.00	3,050,910.00	
T 4 04/30/32	3,600,000.00	3,653,568.00	
T 4 05/31/30	2,500,000.00	2,543,500.00	
T 4 06/30/28	3,000,000.00	3,038,490.00	
T 4 06/30/32	3,950,000.00	4,006,287.50	
T 4 07/31/29	2,500,000.00	2,539,300.00	
T 4 07/31/30	2,200,000.00	2,238,236.00	
T 4 07/31/32	1,250,000.00	1,267,250.00	
T 4 10/31/29	1,600,000.00	1,625,904.00	
T 4 11/15/35	2,200,000.00	2,196,722.00	
T 4 11/15/42	2,000,000.00	1,869,840.00	
T 4 11/15/52	2,600,000.00	2,321,800.00	
T 4 12/15/27	2,600,000.00	2,625,740.00	
T 4.125 01/31/27	4,300,000.00	4,325,327.00	
T 4.125 02/15/27	3,650,000.00	3,673,214.00	
T 4.125 02/28/27	2,000,000.00	2,012,920.00	
T 4.125 02/29/32	1,000,000.00	1,021,990.00	
T 4.125 03/31/29	3,000,000.00	3,056,640.00	
T 4.125 03/31/31	2,000,000.00	2,046,600.00	
T 4.125 03/31/32	1,000,000.00	1,021,930.00	
T 4.125 05/31/32	2,450,000.00	2,502,871.00	

T 4. 125 07/31/28	1, 000, 000. 00	1, 016, 190. 00	
T 4. 125 07/31/31	2, 000, 000. 00	2, 046, 080. 00	
T 4. 125 08/15/44	1, 000, 000. 00	937, 850. 00	
T 4. 125 08/15/53	3, 100, 000. 00	2, 827, 820. 00	
T 4. 125 08/31/30	1, 700, 000. 00	1, 738, 675. 00	
T 4. 125 09/30/27	2, 100, 000. 00	2, 122, 512. 00	
T 4. 125 10/31/27	2, 000, 000. 00	2, 022, 720. 00	
T 4. 125 10/31/29	2, 900, 000. 00	2, 960, 204. 00	
T 4. 125 10/31/31	2, 900, 000. 00	2, 965, 569. 00	
T 4. 125 11/15/27	3, 200, 000. 00	3, 237, 120. 00	
T 4. 125 11/15/32	5, 600, 000. 00	5, 716, 032. 00	
T 4. 125 11/30/29	4, 300, 000. 00	4, 390, 429. 00	
T 4. 125 11/30/31	2, 000, 000. 00	2, 045, 100. 00	
T 4. 25 01/15/28	1, 600, 000. 00	1, 624, 400. 00	
T 4. 25 01/31/30	3, 500, 000. 00	3, 592, 050. 00	
T 4. 25 02/15/28	3, 000, 000. 00	3, 047, 850. 00	
T 4. 25 02/15/54	3, 500, 000. 00	3, 260, 180. 00	
T 4. 25 02/28/29	2, 500, 000. 00	2, 556, 000. 00	
T 4. 25 02/28/31	2, 000, 000. 00	2, 058, 700. 00	
T 4. 25 03/15/27	3, 900, 000. 00	3, 932, 877. 00	
T 4. 25 05/15/35	5, 900, 000. 00	6, 023, 015. 00	
T 4. 25 05/15/39	100, 000. 00	99, 527. 00	
T 4. 25 06/30/29	3, 700, 000. 00	3, 788, 948. 00	
T 4. 25 06/30/31	2, 100, 000. 00	2, 162, 013. 00	
T 4. 25 08/15/35	3, 700, 000. 00	3, 772, 520. 00	
T 4. 25 08/15/54	3, 220, 000. 00	2, 999, 752. 00	
T 4. 25 11/15/34	5, 550, 000. 00	5, 675, 818. 50	
T 4. 25 11/15/40	600, 000. 00	588, 492. 00	
T 4. 25 12/31/26	4, 500, 000. 00	4, 529, 790. 00	
T 4. 375 01/31/32	1, 800, 000. 00	1, 864, 332. 00	
T 4. 375 05/15/34	5, 500, 000. 00	5, 687, 440. 00	
T 4. 375 05/15/40	900, 000. 00	898, 488. 00	
T 4. 375 05/15/41	300, 000. 00	297, 420. 00	
T 4. 375 07/15/27	3, 750, 000. 00	3, 799, 350. 00	
T 4. 375 08/15/43	2, 000, 000. 00	1, 950, 300. 00	
T 4. 375 08/31/28	1, 000, 000. 00	1, 022, 940. 00	
T 4. 375 11/15/39	300, 000. 00	300, 642. 00	
T 4. 375 11/30/28	1, 900, 000. 00	1, 947, 120. 00	
T 4. 375 11/30/30	1, 900, 000. 00	1, 965, 531. 00	
T 4. 375 12/31/29	2, 500, 000. 00	2, 576, 750. 00	
T 4. 5 02/15/44	2, 100, 000. 00	2, 075, 619. 00	
T 4. 5 04/15/27	1, 700, 000. 00	1, 721, 046. 00	

	T 4.5 05/15/27	2,700,000.00	2,736,099.00	
	T 4.5 05/15/38	1,200,000.00	1,239,624.00	
	T 4.5 05/31/29	1,500,000.00	1,547,775.00	
	T 4.5 08/15/39	300,000.00	305,373.00	
	T 4.5 11/15/33	4,800,000.00	5,010,624.00	
	T 4.5 11/15/54	3,300,000.00	3,206,016.00	
	T 4.5 12/31/31	2,800,000.00	2,919,532.00	
	T 4.625 02/15/35	5,750,000.00	6,040,375.00	
	T 4.625 02/15/40	1,000,000.00	1,026,770.00	
	T 4.625 02/15/55	2,600,000.00	2,578,758.00	
	T 4.625 04/30/29	2,500,000.00	2,588,125.00	
	T 4.625 04/30/31	1,000,000.00	1,047,850.00	
	T 4.625 05/15/44	1,700,000.00	1,705,304.00	
	T 4.625 05/15/54	3,000,000.00	2,974,800.00	
	T 4.625 05/31/31	770,000.00	806,929.20	
	T 4.625 06/15/27	3,000,000.00	3,048,030.00	
	T 4.625 09/30/28	2,500,000.00	2,576,300.00	
	T 4.625 09/30/30	1,500,000.00	1,567,320.00	
	T 4.625 11/15/44	2,000,000.00	2,001,400.00	
	T 4.625 11/15/55	1,400,000.00	1,390,144.00	
	T 4.75 02/15/41	900,000.00	931,635.00	
	T 4.75 02/15/45	1,900,000.00	1,930,495.00	
	T 4.75 05/15/55	3,800,000.00	3,846,588.00	
	T 4.75 08/15/55	2,300,000.00	2,329,463.00	
	T 4.75 11/15/43	2,200,000.00	2,246,002.00	
	T 4.75 11/15/53	3,300,000.00	3,334,518.00	
	T 4.875 08/15/45	650,000.00	670,514.00	
	T 4.875 10/31/28	1,400,000.00	1,453,018.00	
	T 5 05/15/45	1,800,000.00	1,887,462.00	
	T 5.25 11/15/28	500,000.00	524,490.00	
	T 5.375 02/15/31	320,000.00	346,323.20	
	T 6.125 11/15/27	1,000,000.00	1,049,800.00	
	アメリカ・ドル小計	669,490,000.00	632,757,336.20 (98,627,885,993)	
カナダ・ドル	CAN 0.5 12/01/30	1,200,000.00	1,074,888.00	
	CAN 1 06/01/27	800,000.00	783,968.00	
	CAN 1.25 03/01/27	400,000.00	394,672.00	
	CAN 1.25 06/01/30	1,800,000.00	1,690,506.00	
	CAN 1.5 06/01/31	1,250,000.00	1,167,312.50	
	CAN 1.5 12/01/31	1,300,000.00	1,203,280.00	
	CAN 1.75 12/01/53	1,100,000.00	744,282.00	
	CAN 2 06/01/28	700,000.00	692,335.00	

	CAN 2 06/01/32	1,180,000.00	1,116,728.40	
	CAN 2 12/01/51	1,000,000.00	732,970.00	
	CAN 2.25 02/01/28	370,000.00	368,483.00	
	CAN 2.25 06/01/29	850,000.00	841,066.50	
	CAN 2.25 12/01/29	300,000.00	295,806.00	
	CAN 2.5 08/01/27	3,100,000.00	3,105,301.00	
	CAN 2.5 11/01/27	700,000.00	701,127.00	
	CAN 2.5 12/01/32	1,070,000.00	1,039,419.40	
	CAN 2.75 03/01/30	420,000.00	421,365.00	
	CAN 2.75 03/01/31	680,000.00	679,224.80	
	CAN 2.75 05/01/27	700,000.00	703,745.00	
	CAN 2.75 06/01/33	970,000.00	953,965.90	
	CAN 2.75 09/01/27	350,000.00	352,047.50	
	CAN 2.75 09/01/30	1,700,000.00	1,702,159.00	
	CAN 2.75 12/01/48	1,300,000.00	1,140,646.00	
	CAN 2.75 12/01/55	800,000.00	677,640.00	
	CAN 3 02/01/27	1,300,000.00	1,310,075.00	
	CAN 3 06/01/34	900,000.00	895,455.00	
	CAN 3.25 06/01/35	1,930,000.00	1,947,099.80	
	CAN 3.25 09/01/28	380,000.00	387,482.20	
	CAN 3.25 12/01/33	880,000.00	893,411.20	
	CAN 3.25 12/01/34	1,800,000.00	1,820,340.00	
	CAN 3.25 12/01/35	1,130,000.00	1,136,384.50	
	CAN 3.5 03/01/34	700,000.00	722,680.00	
	CAN 3.5 09/01/29	1,770,000.00	1,825,648.80	
	CAN 3.5 12/01/45	1,200,000.00	1,205,112.00	
	CAN 3.5 12/01/57	830,000.00	815,624.40	
	CAN 4 03/01/29	1,700,000.00	1,776,126.00	
	CAN 4 06/01/41	300,000.00	322,044.00	
	CAN 5 06/01/37	400,000.00	466,616.00	
	CAN 5.75 06/01/29	250,000.00	276,295.00	
	CAN 5.75 06/01/33	300,000.00	354,969.00	
	CANADA 2.75 12/01/64	700,000.00	577,822.00	
	カナダ・ドル小計	40,510,000.00	39,316,122.90 (4,385,320,348)	
オーストラリア・ドル	ACGB 1 11/21/31	1,560,000.00	1,301,664.00	
	ACGB 1.25 05/21/32	1,700,000.00	1,416,865.00	
	ACGB 1.5 06/21/31	2,250,000.00	1,960,987.50	
	ACGB 1.75 06/21/51	500,000.00	261,495.00	
	ACGB 1.75 11/21/32	980,000.00	831,971.00	
	ACGB 2.25 05/21/28	1,300,000.00	1,251,692.00	
	ACGB 2.5 05/21/30	1,600,000.00	1,502,800.00	

	ACGB 2.75 05/21/41	600,000.00	466,050.00	
	ACGB 2.75 06/21/35	1,000,000.00	865,270.00	
	ACGB 2.75 11/21/27	2,300,000.00	2,254,368.00	
	ACGB 2.75 11/21/28	600,000.00	581,310.00	
	ACGB 2.75 11/21/29	1,400,000.00	1,338,498.00	
	ACGB 3 03/21/47	1,200,000.00	885,384.00	
	ACGB 3 11/21/33	1,190,000.00	1,080,877.00	
	ACGB 3.25 04/21/29	1,140,000.00	1,116,105.60	
	ACGB 3.25 06/21/39	2,000,000.00	1,708,580.00	
	ACGB 3.5 12/21/34	1,850,000.00	1,718,631.50	
	ACGB 3.75 04/21/37	1,100,000.00	1,017,896.00	
	ACGB 3.75 05/21/34	1,100,000.00	1,048,685.00	
	ACGB 4.25 03/21/36	800,000.00	781,808.00	
	ACGB 4.25 06/21/34	600,000.00	592,884.00	
	ACGB 4.25 10/21/36	590,000.00	574,247.00	
	ACGB 4.25 12/21/35	100,000.00	97,889.00	
	ACGB 4.5 04/21/33	1,050,000.00	1,062,726.00	
	オーストラリア・ドル小計	28,510,000.00	25,718,683.60 (2,622,019,793)	
シンガポール・ドル	SIGB 1.625 07/01/31	300,000.00	296,850.00	
	SIGB 2.375 07/01/39	350,000.00	359,625.00	
	SIGB 2.5 04/01/30	70,000.00	72,415.00	
	SIGB 2.625 05/01/28	670,000.00	688,760.00	
	SIGB 2.625 08/01/32	420,000.00	438,900.00	
	SIGB 2.75 03/01/46	890,000.00	982,675.70	
	SIGB 2.75 04/01/42	550,000.00	597,850.00	
	SIGB 2.875 07/01/29	200,000.00	208,700.00	
	SIGB 2.875 08/01/28	200,000.00	207,440.00	
	SIGB 2.875 09/01/30	600,000.00	630,480.00	
	SIGB 3 04/01/29	100,000.00	104,650.00	
	SIGB 3.25 06/01/54	800,000.00	982,440.00	
	SIGB 3.375 05/01/34	200,000.00	221,040.00	
	SIGB 3.375 09/01/33	390,000.00	428,805.00	
	SIGB 3.5 03/01/27	630,000.00	646,506.00	
	シンガポール・ドル小計	6,370,000.00	6,867,136.70 (825,910,531)	
ニュージーランド・ドル	NZGB 0.25 05/15/28	200,000.00	186,360.00	
	NZGB 1.5 05/15/31	1,250,000.00	1,111,075.00	
	NZGB 1.75 05/15/41	1,120,000.00	749,772.80	
	NZGB 2 05/15/32	1,120,000.00	997,416.00	
	NZGB 2.75 05/15/51	700,000.00	467,565.00	
	NZGB 3 04/20/29	1,000,000.00	988,270.00	

	NZGB 3.5 04/14/33	170,000.00	164,174.10	
	NZGB 4.25 05/15/34	270,000.00	271,806.30	
	NZGB 4.5 04/15/27	900,000.00	920,691.00	
	NZGB 4.5 05/15/30	720,000.00	747,115.20	
	NZGB 4.5 05/15/35	670,000.00	682,596.00	
	ニュージーランド・ドル小計	8,120,000.00	7,286,841.40 (650,787,805)	
イギリス・ポンド	UK TSY GILT 1.125 01/31/39	600,000.00	389,190.00	
	UKT 0.125 01/31/28	1,800,000.00	1,673,712.00	
	UKT 0.25 07/31/31	1,070,000.00	874,371.90	
	UKT 0.375 10/22/30	1,100,000.00	933,812.00	
	UKT 0.5 01/31/29	1,350,000.00	1,223,410.50	
	UKT 0.5 10/22/61	1,200,000.00	314,796.00	
	UKT 0.625 07/31/35	1,100,000.00	772,596.00	
	UKT 0.875 01/31/46	400,000.00	188,308.00	
	UKT 0.875 07/31/33	1,300,000.00	1,016,236.00	
	UKT 0.875 10/22/29	800,000.00	718,832.00	
	UKT 1 01/31/32	1,400,000.00	1,170,106.00	
	UKT 1.125 10/22/73	1,300,000.00	418,730.00	
	UKT 1.25 07/22/27	900,000.00	866,349.00	
	UKT 1.25 07/31/51	1,400,000.00	621,768.00	
	UKT 1.25 10/22/41	800,000.00	479,520.00	
	UKT 1.5 07/22/47	1,000,000.00	527,760.00	
	UKT 1.5 07/31/53	700,000.00	322,511.00	
	UKT 1.625 10/22/28	900,000.00	851,265.00	
	UKT 1.625 10/22/54	500,000.00	234,960.00	
	UKT 1.75 01/22/49	1,150,000.00	624,358.00	
	UKT 1.75 09/07/37	700,000.00	517,797.00	
	UKT 2.5 07/22/65	900,000.00	502,524.00	
	UKT 3.25 01/22/44	1,600,000.00	1,255,920.00	
	UKT 3.25 01/31/33	1,650,000.00	1,552,633.50	
	UKT 3.5 01/22/45	1,250,000.00	1,007,687.50	
	UKT 3.5 07/22/68	1,300,000.00	938,158.00	
	UKT 3.75 01/29/38	790,000.00	719,010.60	
	UKT 3.75 03/07/27	1,200,000.00	1,200,060.00	
	UKT 3.75 07/22/52	1,200,000.00	954,348.00	
	UKT 3.75 10/22/53	1,300,000.00	1,023,828.00	
	UKT 4 01/22/60	1,300,000.00	1,061,567.00	
	UKT 4 05/22/29	500,000.00	502,380.00	
	UKT 4 10/22/31	1,870,000.00	1,865,493.30	
	UKT 4 10/22/63	600,000.00	484,038.00	
	UKT 4.125 01/29/27	1,700,000.00	1,707,021.00	

	UKT 4.125 03/07/31	300,000.00	301,620.00	
	UKT 4.125 07/22/29	2,200,000.00	2,222,088.00	
	UKT 4.25 03/07/36	700,000.00	683,172.00	
	UKT 4.25 06/07/32	1,300,000.00	1,315,392.00	
	UKT 4.25 07/31/34	2,410,000.00	2,386,333.80	
	UKT 4.25 09/07/39	600,000.00	566,742.00	
	UKT 4.25 12/07/27	1,200,000.00	1,214,688.00	
	UKT 4.25 12/07/40	600,000.00	559,626.00	
	UKT 4.25 12/07/46	1,500,000.00	1,331,790.00	
	UKT 4.25 12/07/49	900,000.00	788,382.00	
	UKT 4.25 12/07/55	1,700,000.00	1,461,626.00	
	UKT 4.375 01/31/40	1,110,000.00	1,056,364.80	
	UKT 4.375 03/07/28	1,920,000.00	1,946,035.20	
	UKT 4.375 03/07/30	1,600,000.00	1,629,984.00	
	UKT 4.375 07/31/54	530,000.00	465,324.10	
	UKT 4.5 03/07/35	1,950,000.00	1,957,546.50	
	UKT 4.5 06/07/28	1,150,000.00	1,170,688.50	
	UKT 4.5 09/07/34	600,000.00	605,574.00	
	UKT 4.5 12/07/42	1,050,000.00	991,987.50	
	UKT 4.625 01/31/34	1,800,000.00	1,836,216.00	
	UKT 4.75 10/22/35	700,000.00	712,894.00	
	UKT 4.75 10/22/43	1,650,000.00	1,589,610.00	
	UKT 4.75 12/07/30	1,000,000.00	1,041,240.00	
	UKT 4.75 12/07/38	1,000,000.00	1,001,140.00	
	UKT 5.25 01/31/41	500,000.00	517,700.00	
	UKT 5.375 01/31/56	500,000.00	514,695.00	
	UKT 6 12/07/28	650,000.00	693,069.00	
	イギリス・ポンド小計	69,750,000.00	60,076,585.70 (12,401,008,820)	
イスラエル・シェケル	ILGOV 1 03/31/30	2,400,000.00	2,139,984.00	
	ILGOV 1.3 04/30/32	1,860,000.00	1,598,651.40	
	ILGOV 1.5 05/31/37	1,700,000.00	1,311,516.00	
	ILGOV 2 03/31/27	800,000.00	781,664.00	
	ILGOV 2.25 09/28/28	1,900,000.00	1,823,772.00	
	ILGOV 3.75 02/28/29	1,600,000.00	1,599,104.00	
	ILGOV 3.75 03/31/47	3,600,000.00	3,322,764.00	
	ILGOV 3.75 09/30/27	1,000,000.00	999,250.00	
	ILGOV 4 03/30/35	1,800,000.00	1,811,196.00	
	ILGOV 4.1 07/31/28	1,550,000.00	1,562,508.50	
	ILGOV 4.6 08/31/29	280,000.00	288,128.40	
	イスラエル・シェケル小計	18,490,000.00	17,238,538.30 (824,348,625)	

デンマーク・クロネ	DGB 0 11/15/31	100,000.00	87,958.00	
	DGB 0.25 11/15/52	1,900,000.00	957,429.00	
	DGB 0.5 11/15/27	4,100,000.00	4,005,987.00	
	DGB 0.5 11/15/29	2,400,000.00	2,266,392.00	
	DGB 2.25 11/15/33	3,010,000.00	2,981,194.30	
	DGB 2.25 11/15/35	450,000.00	437,886.00	
	DGB 4.5 11/15/39	7,200,000.00	8,646,624.00	
デンマーク・クロネ小計		19,160,000.00	19,383,470.30 (469,467,651)	
ノルウェー・クロネ	NGB 1.375 08/19/30	3,100,000.00	2,774,500.00	
	NGB 1.75 02/17/27	2,400,000.00	2,339,184.00	
	NGB 1.75 09/06/29	5,000,000.00	4,643,100.00	
	NGB 2 04/26/28	2,700,000.00	2,590,569.00	
	NGB 2.125 05/18/32	1,200,000.00	1,079,256.00	
	NGB 3 08/15/33	2,100,000.00	1,969,506.00	
	NGB 3.5 10/06/42	2,300,000.00	2,158,757.00	
	NGB 3.625 04/13/34	3,600,000.00	3,507,228.00	
	NGB 3.625 05/31/39	1,000,000.00	957,280.00	
	NGB 3.75 06/12/35	1,100,000.00	1,075,382.00	
ノルウェー・クロネ小計		24,500,000.00	23,094,762.00 (355,659,335)	
スウェーデン・クロナ	SGB 0.125 05/12/31	2,040,000.00	1,809,112.80	
	SGB 0.75 05/12/28	5,020,000.00	4,867,643.00	
	SGB 0.75 11/12/29	5,200,000.00	4,919,460.00	
	SGB 1.75 11/11/33	3,250,000.00	3,060,980.00	
	SGB 2.25 05/11/35	2,300,000.00	2,214,279.00	
	SGB 3.5 03/30/39	4,600,000.00	4,921,448.00	
スウェーデン・クロナ小計		22,410,000.00	21,792,922.80 (359,365,297)	
メキシコ・ペソ	MBONO 10 11/20/36	9,000,000.00	9,721,080.00	
	MBONO 5.5 03/04/27	14,000,000.00	13,684,160.00	
	MBONO 7.5 05/26/33	18,500,000.00	17,428,665.00	
	MBONO 7.5 06/03/27	19,500,000.00	19,519,500.00	
	MBONO 7.75 05/29/31	19,600,000.00	19,072,956.00	
	MBONO 7.75 11/23/34	31,000,000.00	29,203,550.00	
	MBONO 8 02/21/36	3,700,000.00	3,486,436.00	
	MBONO 8 04/29/55	4,900,000.00	4,243,106.00	
	MBONO 8 05/24/35	4,000,000.00	3,784,440.00	
	MBONO 8 07/31/53	2,000,000.00	1,747,860.00	
	MBONO 8 11/07/47	13,000,000.00	11,442,990.00	
	MBONO 8.5 02/28/30	6,900,000.00	6,979,626.00	
	MBONO 8.5 05/31/29	37,000,000.00	37,548,710.00	

	MBONO 8.5 11/18/38	40,000,000.00	38,207,200.00	
	メキシコ・ペソ小計	223,100,000.00	216,070,279.00 (1,841,264,491)	
オフショ ア・人民 元	CGB 1.06 12/15/26	6,000,000.00	5,982,000.00	
	CGB 1.42 11/15/27	17,000,000.00	17,015,470.00	
	CGB 1.43 01/25/30	25,500,000.00	25,353,885.00	
	CGB 1.45 02/25/28	9,000,000.00	9,016,470.00	
	CGB 1.46 05/25/28	48,200,000.00	48,308,932.00	
	CGB 1.49 12/25/31	15,500,000.00	15,309,660.00	
	CGB 1.55 07/25/30	12,600,000.00	12,579,714.00	
	CGB 1.59 03/15/27	24,500,000.00	24,572,520.00	
	CGB 1.61 02/15/35	13,700,000.00	13,460,798.00	
	CGB 1.62 08/15/27	48,800,000.00	48,979,584.00	
	CGB 1.67 05/25/35	39,500,000.00	39,110,925.00	
	CGB 1.74 10/15/29	34,600,000.00	34,844,276.00	
	CGB 1.79 03/25/32	60,600,000.00	60,949,662.00	
	CGB 1.85 05/15/27	11,000,000.00	11,076,230.00	
	CGB 1.87 09/15/31	22,300,000.00	22,533,481.00	
	CGB 1.91 07/15/29	14,500,000.00	14,684,875.00	
	CGB 1.92 01/15/55	5,900,000.00	5,556,561.00	
	CGB 2.04 02/25/27	58,900,000.00	59,388,281.00	
	CGB 2.04 11/25/34	15,000,000.00	15,272,100.00	
	CGB 2.05 04/15/29	25,000,000.00	25,442,000.00	
	CGB 2.11 08/25/34	32,600,000.00	33,392,506.00	
	CGB 2.27 05/25/34	20,000,000.00	20,732,800.00	
	CGB 2.28 03/25/31	28,000,000.00	28,906,360.00	
	CGB 2.35 02/25/34	22,000,000.00	22,927,080.00	
	CGB 2.37 01/15/29	16,200,000.00	16,649,226.00	
	CGB 2.4 07/15/28	38,000,000.00	38,970,140.00	
	CGB 2.48 04/15/27	9,000,000.00	9,138,060.00	
	CGB 2.5 07/25/27	11,000,000.00	11,184,140.00	
	CGB 2.52 08/25/33	11,000,000.00	11,592,790.00	
	CGB 2.54 12/25/30	27,000,000.00	28,215,540.00	
	CGB 2.55 10/15/28	28,000,000.00	28,906,640.00	
	CGB 2.6 09/15/30	32,000,000.00	33,498,560.00	
	CGB 2.62 04/15/28	27,000,000.00	27,772,740.00	
	CGB 2.62 06/25/30	29,600,000.00	30,953,016.00	
	CGB 2.62 09/25/29	19,000,000.00	19,768,740.00	
	CGB 2.64 01/15/28	31,500,000.00	32,327,190.00	
	CGB 2.67 05/25/33	14,000,000.00	14,899,080.00	
	CGB 2.67 11/25/33	15,000,000.00	16,005,600.00	
	CGB 2.8 03/24/29	22,000,000.00	22,942,920.00	

	CGB 2.8 03/25/30	8,700,000.00	9,163,188.00	
	CGB 2.8 11/15/32	19,800,000.00	21,217,086.00	
	CGB 2.88 02/25/33	10,900,000.00	11,778,104.00	
	CGB 2.91 10/14/28	3,000,000.00	3,127,440.00	
	CGB 3 10/15/53	13,500,000.00	15,702,120.00	
	CGB 3.02 05/27/31	29,500,000.00	31,779,465.00	
	CGB 3.12 10/25/52	17,000,000.00	20,063,910.00	
	CGB 3.19 04/15/53	8,000,000.00	9,555,680.00	
	CGB 3.39 03/16/50	4,000,000.00	4,868,280.00	
	CGB 3.72 04/12/51	42,200,000.00	54,581,058.00	
	オフショア・人民元小計	1,097,600,000.00	1,140,056,883.00 (25,135,290,122)	
マレーシア・リングット	MGS 3.502 05/31/27	5,100,000.00	5,142,075.00	
	MGS 3.582 07/15/32	2,500,000.00	2,519,675.00	
	MGS 3.757 05/22/40	1,400,000.00	1,402,240.00	
	MGS 3.828 07/05/34	1,000,000.00	1,027,130.00	
	MGS 3.9 11/30/26	3,100,000.00	3,131,713.00	
	MGS 3.917 07/15/55	500,000.00	494,745.00	
	MGS 4.054 04/18/39	800,000.00	827,712.00	
	MGS 4.498 04/15/30	4,000,000.00	4,195,960.00	
	MGS 4.504 04/30/29	700,000.00	730,569.00	
	MGS 4.696 10/15/42	2,200,000.00	2,438,282.00	
	MGS 4.736 03/15/46	6,700,000.00	7,435,995.00	
	マレーシア・リングット小計	28,000,000.00	29,346,096.00 (1,108,223,035)	
ポーランド・ズロチ	POLGB 0 01/25/28	3,900,000.00	3,594,162.00	
	POLGB 1.25 10/25/30	7,850,000.00	6,755,160.50	
	POLGB 2.75 04/25/28	4,000,000.00	3,899,920.00	
	POLGB 2.75 10/25/29	2,150,000.00	2,033,061.50	
	POLGB 4.5 07/25/30	2,780,000.00	2,781,362.20	
	POLGB 4.75 07/25/29	2,500,000.00	2,539,750.00	
	POLGB 5 01/25/30	1,700,000.00	1,740,035.00	
	POLGB 5 10/25/34	2,700,000.00	2,695,896.00	
	POLGB 5 10/25/35	1,100,000.00	1,091,651.00	
	POLGB 5.75 04/25/29	1,600,000.00	1,677,584.00	
	POLGB 6 10/25/33	2,800,000.00	3,001,348.00	
	POLGB 7.5 07/25/28	2,750,000.00	2,987,297.50	
	ポーランド・ズロチ小計	35,830,000.00	34,797,227.70 (1,486,113,041)	
ユーロ	BGB 0 10/22/27	390,000.00	375,261.90	
	BGB 0 10/22/31	720,000.00	616,176.00	
	BGB 0.1 06/22/30	700,000.00	628,747.00	

BGB 0.35 06/22/32	1,100,000.00	941,523.00	
BGB 0.4 06/22/40	440,000.00	279,818.00	
BGB 0.65 06/22/71	400,000.00	120,016.00	
BGB 0.8 06/22/27	800,000.00	784,888.00	
BGB 0.8 06/22/28	700,000.00	676,291.00	
BGB 0.9 06/22/29	900,000.00	856,251.00	
BGB 1 06/22/31	600,000.00	549,648.00	
BGB 1.25 04/22/33	900,000.00	805,185.00	
BGB 1.45 06/22/37	540,000.00	440,569.80	
BGB 1.6 06/22/47	650,000.00	429,084.50	
BGB 1.7 06/22/50	1,000,000.00	637,120.00	
BGB 1.9 06/22/38	700,000.00	587,769.00	
BGB 2.15 06/22/66	500,000.00	298,945.00	
BGB 2.25 06/22/57	500,000.00	329,515.00	
BGB 2.6 10/22/30	380,000.00	380,741.00	
BGB 2.7 10/22/29	450,000.00	454,990.50	
BGB 2.75 04/22/39	610,000.00	559,992.20	
BGB 2.85 10/22/34	840,000.00	824,300.40	
BGB 3 06/22/33	900,000.00	905,436.00	
BGB 3 06/22/34	200,000.00	199,568.00	
BGB 3.1 06/22/35	600,000.00	595,842.00	
BGB 3.45 06/22/42	200,000.00	191,818.00	
BGB 3.45 06/22/43	500,000.00	476,305.00	
BGB 3.5 06/22/55	60,000.00	53,176.80	
BGB 3.75 06/22/45	600,000.00	589,710.00	
BGB 4 03/28/32	300,000.00	321,741.00	
BGB 4.25 03/28/41	680,000.00	725,437.60	
BGB 5 03/28/35	1,000,000.00	1,149,480.00	
BGB 5.5 03/28/28	1,000,000.00	1,074,880.00	
BKO 1.7 06/10/27	520,000.00	517,592.40	
BKO 1.9 09/16/27	210,000.00	209,554.80	
BKO 2.2 03/11/27	2,300,000.00	2,305,888.00	
BTPS 0.45 02/15/29	750,000.00	706,290.00	
BTPS 0.6 08/01/31	1,300,000.00	1,152,840.00	
BTPS 0.85 01/15/27	900,000.00	888,507.00	
BTPS 0.9 04/01/31	2,000,000.00	1,821,000.00	
BTPS 0.95 03/01/37	1,000,000.00	764,450.00	
BTPS 0.95 06/01/32	1,800,000.00	1,594,242.00	
BTPS 0.95 08/01/30	1,200,000.00	1,113,672.00	
BTPS 0.95 09/15/27	800,000.00	783,896.00	
BTPS 0.95 12/01/31	830,000.00	744,651.10	
BTPS 1.1 04/01/27	1,500,000.00	1,481,010.00	

BTPS 1.35 04/01/30	900,000.00	856,485.00	
BTPS 1.45 03/01/36	400,000.00	332,888.00	
BTPS 1.65 12/01/30	1,540,000.00	1,467,419.80	
BTPS 1.7 09/01/51	1,500,000.00	923,280.00	
BTPS 2 02/01/28	1,120,000.00	1,116,998.40	
BTPS 2.05 08/01/27	600,000.00	599,712.00	
BTPS 2.1 08/26/27	850,000.00	849,073.50	
BTPS 2.2 06/01/27	900,000.00	901,998.00	
BTPS 2.25 09/01/36	500,000.00	447,465.00	
BTPS 2.45 09/01/33	600,000.00	574,416.00	
BTPS 2.45 09/01/50	1,300,000.00	963,521.00	
BTPS 2.55 02/25/27	1,200,000.00	1,206,228.00	
BTPS 2.65 06/15/28	2,110,000.00	2,128,968.90	
BTPS 2.65 12/01/27	400,000.00	403,764.00	
BTPS 2.7 03/01/47	950,000.00	770,345.50	
BTPS 2.7 10/01/30	800,000.00	801,200.00	
BTPS 2.7 10/15/27	650,000.00	656,168.50	
BTPS 2.8 03/01/67	700,000.00	505,337.00	
BTPS 2.8 06/15/29	1,000,000.00	1,012,760.00	
BTPS 2.8 12/01/28	1,300,000.00	1,319,396.00	
BTPS 2.95 02/15/27	2,000,000.00	2,019,900.00	
BTPS 2.95 07/01/30	600,000.00	608,496.00	
BTPS 2.95 09/01/38	1,000,000.00	932,280.00	
BTPS 3 08/01/29	1,230,000.00	1,255,239.60	
BTPS 3 10/01/29	1,450,000.00	1,476,346.50	
BTPS 3.1 03/01/40	700,000.00	650,979.00	
BTPS 3.15 11/15/31	1,130,000.00	1,148,136.50	
BTPS 3.25 03/01/38	800,000.00	772,376.00	
BTPS 3.25 07/15/32	1,250,000.00	1,271,837.50	
BTPS 3.25 09/01/46	1,100,000.00	979,979.00	
BTPS 3.25 11/15/32	700,000.00	710,374.00	
BTPS 3.35 03/01/35	1,120,000.00	1,128,523.20	
BTPS 3.35 07/01/29	600,000.00	618,240.00	
BTPS 3.45 03/01/48	1,000,000.00	910,590.00	
BTPS 3.45 07/15/27	350,000.00	357,238.00	
BTPS 3.45 07/15/31	790,000.00	816,875.80	
BTPS 3.5 02/15/31	1,000,000.00	1,037,250.00	
BTPS 3.5 03/01/30	1,000,000.00	1,039,170.00	
BTPS 3.6 10/01/35	1,250,000.00	1,273,725.00	
BTPS 3.65 08/01/35	970,000.00	994,123.90	
BTPS 3.7 06/15/30	1,900,000.00	1,987,742.00	
BTPS 3.8 08/01/28	1,250,000.00	1,298,575.00	

BTPS 3.85 02/01/35	1,350,000.00	1,409,872.50	
BTPS 3.85 07/01/34	1,120,000.00	1,173,054.40	
BTPS 3.85 09/01/49	1,100,000.00	1,060,114.00	
BTPS 3.85 10/01/40	500,000.00	502,130.00	
BTPS 3.85 12/15/29	1,000,000.00	1,050,470.00	
BTPS 4 02/01/37	2,000,000.00	2,100,700.00	
BTPS 4 04/30/35	1,170,000.00	1,241,077.50	
BTPS 4 10/30/31	600,000.00	639,270.00	
BTPS 4.05 10/30/37	400,000.00	418,944.00	
BTPS 4.1 02/01/29	1,500,000.00	1,577,970.00	
BTPS 4.1 04/30/46	500,000.00	506,200.00	
BTPS 4.15 10/01/39	300,000.00	313,491.00	
BTPS 4.3 10/01/54	700,000.00	703,759.00	
BTPS 4.4 05/01/33	1,740,000.00	1,895,799.60	
BTPS 4.5 10/01/53	200,000.00	208,216.00	
BTPS 4.65 10/01/55	300,000.00	317,247.00	
BTPS 4.75 09/01/28	950,000.00	1,011,655.00	
BTPS 4.75 09/01/44	1,200,000.00	1,328,496.00	
BTPS 5 08/01/34	1,570,000.00	1,782,311.10	
BTPS 5 08/01/39	1,800,000.00	2,052,630.00	
BTPS 5 09/01/40	1,700,000.00	1,936,130.00	
BTPS 5.75 02/01/33	1,700,000.00	1,997,126.00	
BTPS 6 05/01/31	1,200,000.00	1,398,732.00	
BTPS 6.5 11/01/27	1,700,000.00	1,838,193.00	
DBR 0 02/15/30	1,500,000.00	1,368,900.00	
DBR 0 02/15/31	1,000,000.00	889,020.00	
DBR 0 02/15/32	1,800,000.00	1,554,660.00	
DBR 0 05/15/35	1,600,000.00	1,244,016.00	
DBR 0 05/15/36	800,000.00	600,112.00	
DBR 0 08/15/29	1,350,000.00	1,247,535.00	
DBR 0 08/15/30	1,800,000.00	1,622,178.00	
DBR 0 08/15/31	1,300,000.00	1,139,905.00	
DBR 0 08/15/31	400,000.00	350,824.00	
DBR 0 08/15/50	1,520,000.00	678,026.40	
DBR 0 08/15/50	1,590,000.00	713,274.00	
DBR 0 08/15/52	1,250,000.00	521,750.00	
DBR 0 11/15/27	600,000.00	577,398.00	
DBR 0 11/15/28	1,100,000.00	1,035,771.00	
DBR 0.25 02/15/27	100,000.00	97,978.00	
DBR 0.25 02/15/29	1,200,000.00	1,131,924.00	
DBR 0.25 08/15/28	1,500,000.00	1,430,085.00	
DBR 0.5 02/15/28	1,000,000.00	968,010.00	

DBR 0.5 08/15/27	2,100,000.00	2,047,920.00	
DBR 1 05/15/38	1,600,000.00	1,280,448.00	
DBR 1.25 08/15/48	1,650,000.00	1,121,752.50	
DBR 1.7 08/15/32	1,950,000.00	1,863,381.00	
DBR 1.8 08/15/53	1,200,000.00	873,432.00	
DBR 1.8 08/15/53	1,000,000.00	729,830.00	
DBR 2.1 11/15/29	1,400,000.00	1,394,806.00	
DBR 2.2 02/15/34	2,200,000.00	2,138,554.00	
DBR 2.3 02/15/33	1,600,000.00	1,580,080.00	
DBR 2.3 02/15/33	410,000.00	405,100.50	
DBR 2.4 11/15/30	1,100,000.00	1,105,203.00	
DBR 2.5 02/15/35	2,210,000.00	2,182,662.30	
DBR 2.5 02/15/35	300,000.00	296,559.00	
DBR 2.5 07/04/44	900,000.00	815,589.00	
DBR 2.5 08/15/46	1,500,000.00	1,339,530.00	
DBR 2.5 08/15/54	1,000,000.00	850,160.00	
DBR 2.5 11/15/32	350,000.00	350,378.00	
DBR 2.6 05/15/41	1,850,000.00	1,741,627.00	
DBR 2.6 08/15/33	900,000.00	904,077.00	
DBR 2.6 08/15/34	1,680,000.00	1,677,916.80	
DBR 2.6 08/15/35	800,000.00	793,784.00	
DBR 2.9 08/15/56	800,000.00	734,768.00	
DBR 3.25 07/04/42	800,000.00	814,408.00	
DBR 4 01/04/37	1,300,000.00	1,446,796.00	
DBR 4.25 07/04/39	700,000.00	799,491.00	
DBR 4.75 07/04/28	600,000.00	640,662.00	
DBR 4.75 07/04/34	600,000.00	699,684.00	
DBR 4.75 07/04/40	1,450,000.00	1,745,104.00	
DBR 5.5 01/04/31	900,000.00	1,037,016.00	
DBR 5.625 01/04/28	1,000,000.00	1,073,160.00	
DBR 6.25 01/04/30	500,000.00	578,410.00	
DBR 6.5 07/04/27	1,000,000.00	1,069,690.00	
FRTR 0 02/25/27	1,100,000.00	1,072,038.00	
FRTR 0 05/25/32	2,670,000.00	2,215,245.60	
FRTR 0 11/25/29	3,090,000.00	2,798,767.50	
FRTR 0 11/25/30	3,000,000.00	2,629,260.00	
FRTR 0 11/25/31	2,750,000.00	2,325,867.50	
FRTR 0.5 05/25/29	3,000,000.00	2,807,130.00	
FRTR 0.5 05/25/40	1,300,000.00	826,930.00	
FRTR 0.5 05/25/72	500,000.00	128,640.00	
FRTR 0.5 06/25/44	750,000.00	411,450.00	
FRTR 0.75 02/25/28	3,700,000.00	3,581,008.00	

FRTR 0.75 05/25/28	2,500,000.00	2,408,550.00	
FRTR 0.75 05/25/52	1,940,000.00	874,804.20	
FRTR 0.75 11/25/28	3,400,000.00	3,243,770.00	
FRTR 1 05/25/27	2,000,000.00	1,967,540.00	
FRTR 1.25 05/25/34	3,000,000.00	2,566,170.00	
FRTR 1.25 05/25/36	1,850,000.00	1,492,783.50	
FRTR 1.25 05/25/38	1,400,000.00	1,064,714.00	
FRTR 1.5 05/25/31	2,650,000.00	2,482,626.00	
FRTR 1.5 05/25/50	2,400,000.00	1,419,816.00	
FRTR 1.75 05/25/66	800,000.00	406,944.00	
FRTR 1.75 06/25/39	2,000,000.00	1,587,180.00	
FRTR 2 05/25/48	2,000,000.00	1,384,140.00	
FRTR 2 11/25/32	3,150,000.00	2,954,542.50	
FRTR 2.4 09/24/28	2,600,000.00	2,603,848.00	
FRTR 2.5 05/25/30	3,020,000.00	3,007,950.20	
FRTR 2.5 05/25/43	1,100,000.00	900,053.00	
FRTR 2.5 09/24/27	1,400,000.00	1,408,106.00	
FRTR 2.7 02/25/31	1,610,000.00	1,607,182.50	
FRTR 2.75 02/25/29	2,850,000.00	2,879,212.50	
FRTR 2.75 02/25/30	2,440,000.00	2,456,836.00	
FRTR 2.75 10/25/27	2,650,000.00	2,677,692.50	
FRTR 3 05/25/33	1,600,000.00	1,592,240.00	
FRTR 3 05/25/54	1,300,000.00	1,027,455.00	
FRTR 3 06/25/49	570,000.00	472,900.50	
FRTR 3 11/25/34	2,280,000.00	2,231,413.20	
FRTR 3.2 05/25/35	2,730,000.00	2,698,523.10	
FRTR 3.25 05/25/45	900,000.00	809,190.00	
FRTR 3.25 05/25/55	900,000.00	743,409.00	
FRTR 3.5 11/25/33	2,700,000.00	2,767,284.00	
FRTR 3.5 11/25/35	900,000.00	906,867.00	
FRTR 3.6 05/25/42	1,100,000.00	1,058,453.00	
FRTR 3.75 05/25/56	900,000.00	812,394.00	
FRTR 4 04/25/55	1,370,000.00	1,308,144.50	
FRTR 4 04/25/60	1,400,000.00	1,309,868.00	
FRTR 4 10/25/38	1,550,000.00	1,602,917.00	
FRTR 4.5 04/25/41	1,900,000.00	2,048,618.00	
FRTR 4.75 04/25/35	1,220,000.00	1,360,422.00	
FRTR 5.5 04/25/29	1,650,000.00	1,812,657.00	
FRTR 5.75 10/25/32	400,000.00	468,604.00	
IRISH 0 10/18/31	360,000.00	310,705.20	
IRISH 0.2 05/15/27	100,000.00	97,449.00	
IRISH 0.9 05/15/28	840,000.00	816,463.20	

IRISH 1.1 05/15/29	500,000.00	481,315.00	
IRISH 1.3 05/15/33	250,000.00	226,442.50	
IRISH 1.35 03/18/31	400,000.00	379,060.00	
IRISH 1.5 05/15/50	500,000.00	334,280.00	
IRISH 1.7 05/15/37	300,000.00	259,968.00	
IRISH 2 02/18/45	900,000.00	721,440.00	
IRISH 2.4 05/15/30	600,000.00	600,906.00	
IRISH 2.6 10/18/34	610,000.00	597,019.20	
IRISH 3 10/18/43	130,000.00	123,523.40	
IRISH 3.15 10/18/55	100,000.00	90,769.00	
NETHER 0 01/15/27	600,000.00	587,280.00	
NETHER 0 01/15/29	450,000.00	420,660.00	
NETHER 0 01/15/38	700,000.00	484,827.00	
NETHER 0 07/15/30	1,500,000.00	1,346,700.00	
NETHER 0.25 07/15/29	650,000.00	605,488.00	
NETHER 0.5 01/15/40	970,000.00	680,358.00	
NETHER 0.5 07/15/32	1,200,000.00	1,050,660.00	
NETHER 0.75 07/15/27	400,000.00	391,988.00	
NETHER 0.75 07/15/28	1,600,000.00	1,545,104.00	
NETHER 2 01/15/54	500,000.00	370,230.00	
NETHER 2.5 01/15/30	150,000.00	151,099.50	
NETHER 2.5 01/15/33	600,000.00	596,400.00	
NETHER 2.5 07/15/33	550,000.00	544,285.50	
NETHER 2.5 07/15/34	590,000.00	579,273.80	
NETHER 2.5 07/15/35	640,000.00	622,476.80	
NETHER 2.75 01/15/47	2,170,000.00	1,977,130.40	
NETHER 3.25 01/15/44	290,000.00	288,816.80	
NETHER 3.5 01/15/56	180,000.00	180,937.80	
NETHER 3.75 01/15/42	1,300,000.00	1,386,658.00	
NETHER 4 01/15/37	300,000.00	329,973.00	
NETHER 5.5 01/15/28	700,000.00	749,336.00	
OBL 0 04/16/27	1,050,000.00	1,022,101.50	
OBL 1.3 10/15/27	2,800,000.00	2,765,644.00	
OBL 1.3 10/15/27	1,200,000.00	1,185,468.00	
OBL 2.1 04/12/29	1,000,000.00	998,740.00	
OBL 2.1 04/12/29	600,000.00	599,334.00	
OBL 2.2 04/13/28	1,200,000.00	1,204,776.00	
OBL 2.2 10/10/30	730,000.00	726,839.10	
OBL 2.4 04/18/30	1,720,000.00	1,730,767.20	
OBL 2.4 10/19/28	500,000.00	504,385.00	
OBL 2.5 10/11/29	1,050,000.00	1,061,707.50	
PGB 0.3 10/17/31	320,000.00	281,648.00	

PGB 0.475 10/18/30	240,000.00	219,463.20	
PGB 0.7 10/15/27	450,000.00	439,767.00	
PGB 0.9 10/12/35	300,000.00	246,267.00	
PGB 1 04/12/52	300,000.00	163,023.00	
PGB 1.15 04/11/42	350,000.00	247,233.00	
PGB 1.65 07/16/32	360,000.00	338,673.60	
PGB 1.95 06/15/29	700,000.00	695,541.00	
PGB 2.125 10/17/28	750,000.00	751,927.50	
PGB 2.25 04/18/34	400,000.00	382,092.00	
PGB 2.875 10/20/34	410,000.00	408,679.80	
PGB 3 06/15/35	380,000.00	379,813.80	
PGB 3.375 06/15/40	410,000.00	406,363.30	
PGB 3.5 06/18/38	310,000.00	316,237.20	
PGB 3.625 06/12/54	100,000.00	95,841.00	
PGB 3.875 02/15/30	400,000.00	425,652.00	
PGB 4.1 02/15/45	300,000.00	319,560.00	
PGB 4.1 04/15/37	500,000.00	544,750.00	
PGB 4.125 04/14/27	300,000.00	308,658.00	
RAGB 0 02/20/30	800,000.00	724,208.00	
RAGB 0 02/20/31	990,000.00	868,903.20	
RAGB 0 10/20/28	260,000.00	244,361.00	
RAGB 0 10/20/40	300,000.00	181,944.00	
RAGB 0.25 10/20/36	420,000.00	309,834.00	
RAGB 0.5 02/20/29	1,220,000.00	1,154,583.60	
RAGB 0.5 04/20/27	700,000.00	686,000.00	
RAGB 0.75 02/20/28	600,000.00	582,804.00	
RAGB 0.75 03/20/51	900,000.00	473,391.00	
RAGB 0.85 06/30/20	250,000.00	78,085.00	
RAGB 0.9 02/20/32	600,000.00	540,378.00	
RAGB 1.5 02/20/47	500,000.00	346,015.00	
RAGB 1.5 11/02/86	200,000.00	96,186.00	
RAGB 2.4 05/23/34	647,000.00	624,037.97	
RAGB 2.5 10/20/29	290,000.00	291,705.20	
RAGB 2.9 02/20/33	601,000.00	606,889.80	
RAGB 2.9 02/20/34	626,000.00	627,696.46	
RAGB 2.9 05/23/29	150,000.00	153,213.00	
RAGB 2.95 02/20/35	666,000.00	665,194.14	
RAGB 3.15 06/20/44	500,000.00	475,760.00	
RAGB 3.15 10/20/53	350,000.00	315,612.50	
RAGB 3.2 07/15/39	580,000.00	573,927.40	
RAGB 3.45 10/20/30	200,000.00	208,828.00	
RAGB 3.8 01/26/62	700,000.00	707,945.00	

RAGB 4.15 03/15/37	300,000.00	328,521.00	
RAGB 6.25 07/15/27	620,000.00	661,409.80	
RFGB 0 09/15/30	400,000.00	355,484.00	
RFGB 0.25 09/15/40	700,000.00	445,368.00	
RFGB 0.5 09/15/27	700,000.00	681,037.00	
RFGB 0.5 09/15/28	300,000.00	286,356.00	
RFGB 0.5 09/15/29	300,000.00	280,125.00	
RFGB 0.75 04/15/31	800,000.00	728,152.00	
RFGB 1.375 04/15/47	640,000.00	429,017.60	
RFGB 2.5 04/15/30	260,000.00	260,873.60	
RFGB 2.625 07/04/42	700,000.00	627,361.00	
RFGB 2.75 04/15/38	200,000.00	189,770.00	
RFGB 2.75 07/04/28	200,000.00	203,174.00	
RFGB 2.875 04/15/29	250,000.00	254,710.00	
RFGB 3 09/15/33	550,000.00	556,160.00	
RFGB 3 09/15/34	580,000.00	582,592.60	
RFGB 3 09/15/35	280,000.00	279,168.40	
SPGB 0 01/31/28	1,500,000.00	1,434,075.00	
SPGB 0.1 04/30/31	1,300,000.00	1,138,605.00	
SPGB 0.5 04/30/30	1,600,000.00	1,471,280.00	
SPGB 0.5 10/31/31	1,400,000.00	1,236,928.00	
SPGB 0.6 10/31/29	150,000.00	140,128.50	
SPGB 0.7 04/30/32	1,810,000.00	1,596,293.30	
SPGB 0.8 07/30/27	1,100,000.00	1,077,747.00	
SPGB 0.8 07/30/29	1,080,000.00	1,021,226.40	
SPGB 0.85 07/30/37	500,000.00	380,160.00	
SPGB 1 07/30/42	500,000.00	335,925.00	
SPGB 1 10/31/50	800,000.00	436,664.00	
SPGB 1.2 10/31/40	1,050,000.00	764,788.50	
SPGB 1.25 10/31/30	1,900,000.00	1,789,515.00	
SPGB 1.4 04/30/28	1,500,000.00	1,474,770.00	
SPGB 1.4 07/30/28	1,200,000.00	1,175,808.00	
SPGB 1.45 04/30/29	2,100,000.00	2,042,523.00	
SPGB 1.45 10/31/27	810,000.00	800,952.30	
SPGB 1.45 10/31/71	400,000.00	185,916.00	
SPGB 1.5 04/30/27	610,000.00	605,376.20	
SPGB 1.85 07/30/35	600,000.00	537,228.00	
SPGB 1.95 07/30/30	700,000.00	684,187.00	
SPGB 2.35 07/30/33	700,000.00	674,296.00	
SPGB 2.4 05/31/28	1,150,000.00	1,155,865.00	
SPGB 2.5 05/31/27	1,400,000.00	1,408,554.00	
SPGB 2.55 10/31/32	350,000.00	344,603.00	

	SPGB 2.7 01/31/30	1,230,000.00	1,242,472.20	
	SPGB 2.7 10/31/48	750,000.00	622,725.00	
	SPGB 2.9 10/31/46	1,700,000.00	1,489,200.00	
	SPGB 3.1 07/30/31	1,650,000.00	1,688,940.00	
	SPGB 3.15 04/30/33	1,550,000.00	1,578,551.00	
	SPGB 3.15 04/30/35	550,000.00	551,562.00	
	SPGB 3.2 10/31/35	740,000.00	742,257.00	
	SPGB 3.25 04/30/34	2,400,000.00	2,442,360.00	
	SPGB 3.45 07/30/43	700,000.00	676,354.00	
	SPGB 3.45 07/30/66	1,300,000.00	1,136,941.00	
	SPGB 3.45 10/31/34	1,600,000.00	1,648,368.00	
	SPGB 3.5 01/31/41	350,000.00	345,177.00	
	SPGB 3.5 05/31/29	1,500,000.00	1,557,885.00	
	SPGB 3.55 10/31/33	1,200,000.00	1,251,036.00	
	SPGB 3.9 07/30/39	700,000.00	729,771.00	
	SPGB 4 10/31/54	580,000.00	579,228.60	
	SPGB 4.2 01/31/37	1,050,000.00	1,138,672.50	
	SPGB 4.7 07/30/41	1,100,000.00	1,243,473.00	
	SPGB 4.9 07/30/40	960,000.00	1,106,755.20	
	SPGB 5.15 10/31/28	1,500,000.00	1,622,400.00	
	SPGB 5.15 10/31/44	1,400,000.00	1,671,572.00	
	SPGB 5.75 07/30/32	1,000,000.00	1,181,470.00	
	SPGB 6 01/31/29	730,000.00	812,913.40	
	ユーロ小計	370,570,000.00	348,418,588.17 (63,018,470,042)	
国債証券合計			214,111,134,930 (214,111,134,930)	
合 計			214,111,134,930 (214,111,134,930)	

(注) 金額欄の()内は、外貨建保有価証券にかかるものの内書きであり、また邦貨換算金額で表示しております。

通 貨	銘柄数		組入債券 時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカ・ドル	国債証券	272 銘柄	45.5%	46.1%
カナダ・ドル	国債証券	41 銘柄	2.0%	2.0%
オーストラリア・ドル	国債証券	24 銘柄	1.2%	1.2%
シンガポール・ドル	国債証券	15 銘柄	0.4%	0.4%
ニュージーランド・ドル	国債証券	11 銘柄	0.3%	0.3%
イギリス・ポンド	国債証券	62 銘柄	5.7%	5.8%
イスラエル・シケル	国債証券	11 銘柄	0.4%	0.4%
デンマーク・クローネ	国債証券	7 銘柄	0.2%	0.2%
ノルウェー・クローネ	国債証券	10 銘柄	0.2%	0.2%
スウェーデン・クローナ	国債証券	6 銘柄	0.2%	0.2%
メキシコ・ペソ	国債証券	14 銘柄	0.8%	0.9%

オフショア・人民元	国債証券	49 銘柄	11. 6%	11. 7%
マレーシア・リンギット	国債証券	11 銘柄	0. 5%	0. 5%
ポーランド・ズロチ	国債証券	12 銘柄	0. 7%	0. 7%
ユーロ	国債証券	362 銘柄	29. 1%	29. 4%

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。

米ドル建て新興国債インデックス・マザーファンド

（１）貸借対照表

（単位：円）

(2025 年 12 月 1 日現在)	
資産の部	
流動資産	
預金	366, 232, 469
金銭信託	1, 176, 667
コール・ローン	158, 045, 343
国債証券	12, 333, 216, 867
社債券	158, 432, 503
未収利息	166, 982, 916
前払費用	6, 210, 210
流動資産合計	13, 190, 296, 975
資産合計	13, 190, 296, 975
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	266, 650
未払解約金	2, 376, 136
流動負債合計	2, 642, 786
負債合計	2, 642, 786
純資産の部	
元本等	
元本	10, 309, 497, 102
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	2, 878, 157, 087
元本等合計	13, 187, 654, 189
純資産合計	13, 187, 654, 189
負債純資産合計	13, 190, 296, 975

（２）注記表

（重要な会計方針の注記）

項 目	自 2024 年 12 月 3 日 至 2025 年 12 月 1 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券、社債券は個別法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。

	(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における対顧客先物相場の仲値によっております。
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第 60 条および第 61 条に基づいて処理しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

項 目	(2025 年 12 月 1 日現在)
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	10,309,497,102 口
2. 1 単位当たり純資産の額	1 口当たり純資産額 1.2792 円 (1 万口当たりの純資産額 12,792 円)

（金融商品に関する注記）

I. 金融商品の状況に関する事項

項 目	自 2024 年 12 月 3 日 至 2025 年 12 月 1 日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、国債証券、社債券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。

	当計算期間については、為替予約取引を行っております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。

II. 金融商品の時価等に関する事項

項 目	(2025 年 12 月 1 日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（国債証券、社債券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる

事項についての補足説明	前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

(デリバティブ取引に関する注記)

(2025 年 12 月 1 日現在)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(単位：円)

区 分	種 類	契 約 額 等		時 価	評価損益
			うち 1 年超		
市場取引以外 の取引	為替予約取引 買建				
	アメリカ・ドル	78,193,500	－	77,926,850	△266,650
	小計	78,193,500	－	77,926,850	△266,650
合 計		78,193,500	－	77,926,850	△266,650

(注) 1. 時価の算定方法

為替予約取引の時価の算定方法については以下のように評価しております。

1) 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

① 計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

② 計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

- ・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い受渡日として、発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 計算期間末日において対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

3) 上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

自 2024 年 12 月 3 日 至 2025 年 12 月 1 日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

(その他の注記)

(2025 年 12 月 1 日現在)
開示対象ファンドの

期首における当該親投資信託の元本額	9,216,121,853 円
同期中における追加設定元本額	3,230,314,276 円
同期中における一部解約元本額	2,136,939,027 円
2025 年 12 月 1 日現在の元本の内訳	
日興FWS・新興国債インデックス（為替ヘッジあり）	231,516,594 円
日興FWS・新興国債インデックス（為替ヘッジなし）	8,565,538,604 円
三井住友DS・新興国債インデックス・ファンド	129,444,748 円
アセットアロケーション・ファンド（安定型）	103,032,088 円
アセットアロケーション・ファンド（安定成長型）	309,022,346 円
アセットアロケーション・ファンド（成長型）	210,427,796 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2050	97,809,008 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2060	29,873,510 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2035	66,305,460 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2040	37,997,321 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2045	39,419,235 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2055	28,449,738 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2065	24,297,980 円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル1（保守型）	147,636 円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル2（安定型）	17,184,808 円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル3（安定成長型）	138,292,819 円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル4（成長型）	180,246,025 円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル5（積極成長型）	96,095,096 円
三井住友DS・バランスファンド（保守コース）	296,601 円
三井住友DS・バランスファンド（安定コース）	758,856 円
三井住友DS・バランスファンド（標準コース）	1,199,088 円
三井住友DS・バランスファンド（成長コース）	1,827,169 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2070	314,576 円
合 計	10,309,497,102 円

（３）附属明細表

①有価証券明細表

(a)株式

該当事項はありません。

(b)株式以外の有価証券

種 類	通 貨	銘 柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	アメリ カ・ドル	ADGB 1.875 09/15/31	1,300,000.00	1,156,220.00	
		ADGB 3.125 04/16/30	600,000.00	581,508.00	
		ADGB 4.875 04/30/29	500,000.00	516,230.00	
		ADGB 5 04/30/34	700,000.00	739,200.00	
		ADGB 5.5 04/30/54	1,200,000.00	1,254,096.00	
		BHRAIN 5.8735 02/06/34	400,000.00	400,592.00	
		BHRAIN 6.25 07/07/33	500,000.00	515,760.00	

		BRAZIL 3.75 09/12/31	600,000.00	555,000.00	
		BRAZIL 3.875 06/12/30	300,000.00	287,940.00	
		BRAZIL 4.75 01/14/50	700,000.00	519,750.00	
		BRAZIL 5.625 01/07/41	200,000.00	188,100.00	
		BRAZIL 6 10/20/33	1,400,000.00	1,423,030.00	
		BRAZIL 6.125 01/22/32	600,000.00	621,150.00	
		BRAZIL 6.25 03/18/31	300,000.00	314,340.00	
		BRAZIL 6.625 03/15/35	800,000.00	828,680.00	
		BRAZIL 7.125 05/13/54	300,000.00	301,575.00	
		BRAZIL 7.25 01/12/56	400,000.00	399,520.00	
		CHILE 2.55 07/27/33	800,000.00	694,840.00	
		CHILE 2.75 01/31/27	400,000.00	393,300.00	
		CHILE 3.1 01/22/61	200,000.00	127,840.00	
		CHILE 3.1 05/07/41	200,000.00	155,460.00	
		CHILE 3.5 01/25/50	600,000.00	449,520.00	
		CHILE 3.5 01/31/34	600,000.00	554,280.00	
		CHILE 4.34 03/07/42	600,000.00	540,360.00	
		CHILE 4.85 01/22/29	400,000.00	408,820.00	
		CHILE 4.95 01/05/36	800,000.00	810,360.00	
		CHILE 5.65 01/13/37	800,000.00	848,760.00	
		CHINA (PEOPLE'S) 1.2 10/21/30	700,000.00	634,368.00	
		CHINA 1.25 10/26/26	700,000.00	686,420.00	
		COLOM 7.375 04/25/30	200,000.00	212,500.00	
		COLOM 7.5 02/02/34	1,400,000.00	1,478,750.00	
		COLOM 7.75 11/07/36	300,000.00	314,850.00	
		COLOM 8 04/20/33	800,000.00	871,280.00	
		COLOM 8 11/14/35	300,000.00	324,075.00	
		COLOM 8.375 11/07/54	400,000.00	429,000.00	
		COLOM 8.5 04/25/35	900,000.00	1,009,800.00	
		COLOM 8.75 11/14/53	600,000.00	670,500.00	
		DOMREP 5.5 02/22/29	500,000.00	507,200.00	
		DOMREP 6 02/22/33	1,700,000.00	1,727,710.00	
		DOMREP 6.95 03/15/37	1,000,000.00	1,066,100.00	
		EGYPT 5.875 02/16/31	400,000.00	388,024.00	
		EGYPT 7.5 02/16/61	400,000.00	332,440.00	
		INDON 3.05 03/12/51	200,000.00	135,456.00	
		INDON 3.85 10/15/30	600,000.00	589,788.00	
		INDON 4.2 10/15/50	200,000.00	166,400.00	
		INDON 4.75 01/08/26	400,000.00	400,372.00	
		INDON 5.125 01/15/45	400,000.00	397,716.00	
		KSA 2.25 02/02/33	1,600,000.00	1,384,112.00	
		KSA 3.625 03/04/28	600,000.00	594,330.00	

KSA 4.75 01/16/30	300,000.00	306,189.00	
KSA 4.75 01/18/28	600,000.00	608,562.00	
KSA 4.875 07/18/33	700,000.00	715,092.00	
KSA 5 01/16/34	1,400,000.00	1,441,314.00	
KSA 5 01/18/53	800,000.00	733,216.00	
KSA 5.125 01/13/28	300,000.00	306,702.00	
KSA 5.625 01/13/35	200,000.00	213,758.00	
KSA 5.75 01/16/54	1,300,000.00	1,329,120.00	
MEX 2.659 05/24/31	1,200,000.00	1,074,000.00	
MEX 3.25 04/16/30	200,000.00	189,334.00	
MEX 4.5 01/31/50	300,000.00	231,675.00	
MEX 4.875 05/19/33	1,000,000.00	967,510.00	
MEX 5 04/27/51	900,000.00	737,685.00	
MEX 5.85 07/02/32	200,000.00	206,120.00	
MEX 6 05/07/36	800,000.00	816,920.00	
MEX 6 05/13/30	200,000.00	209,560.00	
MEX 6.338 05/04/53	900,000.00	872,955.00	
MEX 6.35 02/09/35	700,000.00	739,165.00	
MEX 6.4 05/07/54	200,000.00	195,646.00	
MEX 6.625 01/29/38	400,000.00	421,680.00	
MEX 6.875 05/13/37	600,000.00	645,540.00	
MEX 7.375 05/13/55	400,000.00	439,404.00	
NGERIA 10.375 12/09/34	800,000.00	927,080.00	
OMAN 6.25 01/25/31	1,400,000.00	1,505,700.00	
PANAMA 2.252 09/29/32	800,000.00	654,880.00	
PANAMA 4.5 01/19/63	300,000.00	222,405.00	
PANAMA 6.4 02/14/35	900,000.00	938,790.00	
PERU 3 01/15/34	500,000.00	436,750.00	
PERU 5.5 03/30/36	500,000.00	514,100.00	
PERU 5.625 11/18/50	800,000.00	794,120.00	
PERU 5.875 08/08/54	700,000.00	705,880.00	
PHILIP 1.648 06/10/31	200,000.00	174,388.00	
PHILIP 2.65 12/10/45	400,000.00	268,536.00	
PHILIP 2.95 05/05/45	200,000.00	142,344.00	
PHILIP 3.7 02/02/42	200,000.00	167,102.00	
POLAND 4.625 03/18/29	1,100,000.00	1,126,367.00	
POLAND 4.875 02/12/30	800,000.00	826,728.00	
POLAND 5.125 09/18/34	2,100,000.00	2,164,029.00	
POLAND 5.375 02/12/35	1,100,000.00	1,151,062.00	
POLAND 5.5 03/18/54	1,600,000.00	1,567,120.00	
REPHUN 5.25 06/16/29	500,000.00	509,995.00	
REPHUN 5.5 03/26/36	2,100,000.00	2,106,657.00	

	REPHUN 6.125 05/22/28		500,000.00	519,190.00	
	REPHUN 6.25 09/22/32		1,700,000.00	1,819,051.00	
	REPHUN 6.75 09/23/55		600,000.00	632,682.00	
	SOAF 7.1 11/19/36		800,000.00	861,800.00	
	SOAF 7.3 04/20/52		1,300,000.00	1,316,770.00	
	SOAF 7.95 11/19/54		400,000.00	429,536.00	
	TURKEY 4.75 01/26/26		200,000.00	200,490.00	
	TURKEY 6.125 10/24/28		800,000.00	825,368.00	
	TURKEY 6.5 01/03/35		500,000.00	500,765.00	
	TURKEY 7.125 02/12/32		400,000.00	422,580.00	
	TURKEY 7.125 07/17/32		1,100,000.00	1,162,865.00	
	TURKEY 7.25 05/29/32		400,000.00	425,416.00	
	TURKEY 7.625 05/15/34		500,000.00	539,530.00	
	TURKEY 9.125 07/13/30		1,100,000.00	1,261,733.00	
	TURKEY 9.375 01/19/33		1,400,000.00	1,652,084.00	
	TURKEY 9.375 03/14/29		400,000.00	449,732.00	
	TURKEY 9.875 01/15/28		1,400,000.00	1,545,236.00	
	UAE 4.857 07/02/34		500,000.00	525,820.00	
	UKRAIN FL 02/01/34		500,000.00	294,260.00	
	UKRAIN FL 02/01/35		1,000,000.00	584,980.00	
	UKRAIN FL 02/01/36		1,000,000.00	575,580.00	
	URUGUA 4.375 01/23/31		400,000.00	405,980.00	
	URUGUA 4.975 04/20/55		400,000.00	369,500.00	
	URUGUA 5.75 10/28/34		300,000.00	320,850.00	
	VENZ 11.95 08/05/31		1,000,000.00	314,000.00	
	VENZ 12.75 08/23/22		1,000,000.00	314,000.00	
	VENZ 9.25 09/15/27		2,000,000.00	642,620.00	
	アメリカ・ドル小計		82,700,000.00	79,125,020.00 (12,333,216,867)	
国債証券合計				12,333,216,867 (12,333,216,867)	
社債券	アメリ カ・ドル	MEX 5.5 08/17/30	1,000,000.00	1,016,440.00	
	アメリカ・ドル小計		1,000,000.00	1,016,440.00 (158,432,503)	
社債券合計				158,432,503 (158,432,503)	
合 計				12,491,649,370 (12,491,649,370)	

(注) 金額欄の()内は、外貨建有価証券にかかるものの内書きであり、また邦貨換算金額で表示しております。

通 貨	銘柄数	組入債券 時価比率	合計金額に 対する比率

アメリカ・ドル	国債証券	118 銘柄	93.5%	98.7%
	社債券	1 銘柄	1.2%	1.3%

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。

J リート・インデックス・マザーファンド

（１）貸借対照表

（単位：円）

（2025 年 12 月 1 日現在）

資産の部	
流動資産	
金銭信託	1,156,860
コール・ローン	155,384,959
投資証券	30,229,322,200
派生商品評価勘定	2,075,600
未収配当金	210,392,704
差入委託証拠金	1,689,425
流動資産合計	30,600,021,748
資産合計	30,600,021,748
負債の部	
流動負債	
前受金	2,640,000
未払金	151,546,974
未払解約金	21,614,880
流動負債合計	175,801,854
負債合計	175,801,854
純資産の部	
元本等	
元本	9,669,594,202
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	20,754,625,692
元本等合計	30,424,219,894
純資産合計	30,424,219,894
負債純資産合計	30,600,021,748

（２）注記表

（重要な会計方針の注記）

項 目	自 2024 年 12 月 3 日 至 2025 年 12 月 1 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の

	最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場によっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項 目	(2025 年 12 月 1 日現在)
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	9,669,594,202 口
2. 1 単位当たり純資産の額	1 口当たり純資産額 3.1464 円 (1 万口当たりの純資産額 31,464 円)

(金融商品に関する注記)

I. 金融商品の状況に関する事項

項 目	自 2024 年 12 月 3 日 至 2025 年 12 月 1 日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、投資証券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 当計算期間については、先物取引を行っております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等

	当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。

II. 金融商品の時価等に関する事項

項 目	(2025 年 12 月 1 日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（投資証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

(デリバティブ取引に関する注記)

(2025 年 12 月 1 日現在)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(単位：円)

区 分	種 類	契 約 額 等		時 価	評価損益
			うち 1 年超		
市場取引	リート指数先物取引 買建				
	TREIT 先物 0712 月	37,844,400	-	39,920,000	2,075,600
	小計	37,844,400	-	39,920,000	2,075,600
合 計		37,844,400	-	39,920,000	2,075,600

(注) 1. 時価の算定方法

リート指数先物取引の時価の算定方法については以下のように評価しております。

1)原則として計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。

このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2) リート指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

自 2024 年 12 月 3 日 至 2025 年 12 月 1 日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

(その他の注記)

(2025 年 12 月 1 日現在)	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	7,057,146,249 円
同期中における追加設定元本額	4,342,850,734 円
同期中における一部解約元本額	1,730,402,781 円
2025 年 12 月 1 日現在の元本の内訳	
アセットアロケーション・ファンド (安定型)	99,934,380 円
アセットアロケーション・ファンド (安定成長型)	233,765,561 円
アセットアロケーション・ファンド (成長型)	154,469,429 円
イオン・バランス戦略ファンド	20,263,825 円
三井住友・DC 日本リートインデックスファンド	3,606,360,373 円
三井住友DS・DC ターゲットイヤーファンド 2050	68,664,317 円
三井住友・資産最適化ファンド (1 安定重視型)	55,584,435 円
三井住友・資産最適化ファンド (2 やや安定型)	61,822,836 円
三井住友・資産最適化ファンド (3 バランス型)	274,585,278 円

三井住友・資産最適化ファンド（４やや成長型）	189,733,704 円
三井住友・資産最適化ファンド（５成長重視型）	162,120,588 円
三井住友・DCつみたてNISA・世界分散ファンド	80,359,398 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2060	20,769,906 円
三井住友DS・国内リートインデックス年金ファンド	568,923,492 円
日興FWS・Jリートインデックス	1,651,558,324 円
三井住友DS・国内リートインデックス・ファンド	578,264,497 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2035	45,854,906 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2040	27,148,422 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2045	28,124,837 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2055	19,872,670 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2065	16,957,491 円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル1（保守型）	385,902 円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル2（安定型）	55,649,110 円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル3（安定成長型）	454,946,405 円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル4（成長型）	584,562,765 円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル5（積極成長型）	312,728,550 円
三井住友DS・バランスファンド（保守コース）	538,367 円
三井住友DS・バランスファンド（安定コース）	1,558,552 円
三井住友DS・バランスファンド（標準コース）	2,298,367 円
三井住友DS・バランスファンド（成長コース）	2,886,693 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2070	218,415 円
SMAM・世界リート・インデックスファンドVA＜適格機関投資家限定＞	2,297,444 円
SMAM・年金Wリスクコントロールファンド＜適格機関投資家限定＞	135,767,071 円
SMAM・マルチアセットストラテジーファンド2016-04＜適格機関投資家限定＞	59,070,450 円
SMAM・マルチアセットストラテジー・オープン＜適格機関投資家限定＞	91,547,442 円
合 計	9,669,594,202 円

（３）附属明細表

①有価証券明細表

(a)株式

該当事項はありません。

(b)株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
投資証券	エスコンジャパンリート投資法人	572	72,072,000	
	サンケイリアルエステート投資法人	833	84,049,700	
	S O S I L A 物流リート投資法人	1,297	159,012,200	
	東海道リート投資法人	540	62,586,000	
	三井不動産アコモデーションファンド 投資法人	4,486	585,871,600	
	森ヒルズリート投資法人	3,010	443,975,000	
	産業ファンド投資法人	4,758	710,369,400	

アドバンス・レジデンス投資法人	5,350	905,755,000	
アクティビア・プロパティーズ投資法人	4,012	564,889,600	
G L P 投資法人	8,547	1,250,426,100	
コンフォリア・レジデンシャル投資法人	1,321	433,948,500	
日本プロロジスリート投資法人	13,377	1,234,697,100	
星野リゾート・リート投資法人	1,049	264,557,800	
O n e リート投資法人	1,284	116,202,000	
イオンリート投資法人	3,159	423,306,000	
ヒューリックリート投資法人	2,298	401,690,400	
日本リート投資法人	3,320	335,652,000	
積水ハウス・リート投資法人	7,660	602,842,000	
トーセイ・リート投資法人	566	83,315,200	
ヘルスケア&メディカル投資法人	669	78,875,100	
サムティ・レジデンシャル投資法人	681	78,996,000	
野村不動産マスターファンド投資法人	8,274	1,395,823,800	
いちごホテルリート投資法人	426	53,718,600	
ラサールロジポート投資法人	3,375	518,062,500	
スターアジア不動産投資法人	4,790	295,543,000	
マリモ地方創生リート投資法人	472	53,619,200	
三井不動産ロジスティクスパーク投資法人	5,738	685,117,200	
日本ホテル&レジデンシャル投資法人	629	51,137,700	
日本ホテル&レジデンシャル新	120	9,756,000	
投資法人みらい	3,586	178,582,800	
三菱地所物流リート投資法人	2,655	345,415,500	
C R E ロジスティクスファンド投資法人	1,101	181,444,800	
セントラル・リート投資法人	419	48,981,100	
M I R A R T H 不動産投資法人	1,712	160,756,800	
霞ヶ関ホテルリート投資法人	311	32,344,000	
日本ビルファンド投資法人	15,410	2,232,909,000	
ジャパンリアルエステイト投資法人	13,340	1,743,538,000	
日本都市ファンド投資法人	13,485	1,626,291,000	
オリックス不動産投資法人	10,344	1,091,292,000	
日本プライムリアルティ投資法人	7,036	741,594,400	
N T T 都市開発リート投資法人	2,615	362,177,500	
東急リアル・エステート投資法人	1,716	349,034,400	
グローバル・ワン不動産投資法人	1,833	256,436,700	
ユナイテッド・アーバン投資法人	5,937	1,094,782,800	
ユナイテッドアーバン新	51	9,404,400	

森トラストリート投資法人	5,012	395,446,800	
インヴィンシブル投資法人	14,341	953,676,500	
フロンティア不動産投資法人	4,570	425,467,000	
平和不動産リート投資法人	2,000	310,800,000	
日本ロジスティクスファンド投資法人	5,157	528,592,500	
福岡リート投資法人	1,474	277,112,000	
KDX不動産投資法人	7,572	1,330,400,400	
いちごオフィスリート投資法人	1,885	186,426,500	
大和証券オフィス投資法人	1,044	390,978,000	
阪急阪神リート投資法人	1,242	212,257,800	
スターツプロシード投資法人	434	87,885,000	
大和ハウスリート投資法人	8,178	1,151,462,400	
ジャパン・ホテル・リート投資法人	9,565	818,764,000	
大和証券リビング投資法人	3,780	423,360,000	
ジャパンエクセレント投資法人	2,181	325,841,400	
投資証券 小計		30,229,322,200	
合 計		30,229,322,200	

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。

外国リート・インデックス・マザーファンド

（１）貸借対照表

（単位：円）

(2025年12月1日現在)	
資産の部	
流動資産	
預金	852,795,894
金銭信託	478,089
コール・ローン	64,215,046
投資証券	53,644,149,022
派生商品評価勘定	7,570
未収入金	1,528,693
未収配当金	59,935,087
流動資産合計	54,623,109,401
資産合計	54,623,109,401
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	825
流動負債合計	825
負債合計	825
純資産の部	
元本等	

元本	13,954,292,954
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	40,668,815,622
元本等合計	54,623,108,576
純資産合計	54,623,108,576
負債純資産合計	54,623,109,401

（２）注記表

（重要な会計方針の注記）

項 目	自 2024 年 12 月 3 日 至 2025 年 12 月 1 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における対顧客先物相場の仲値によっております。
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第 60 条および第 61 条に基づいて処理しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

項 目	(2025 年 12 月 1 日現在)
1. 当計算期間の末日における 受益権の総数	13,954,292,954 口
2. 1 単位当たり純資産の額	1 口当たり純資産額 3.9144 円 (1 万口当たりの純資産額 39,144 円)

（金融商品に関する注記）

I. 金融商品の状況に関する事項

項 目	自 2024 年 12 月 3 日 至 2025 年 12 月 1 日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、投資証券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 当計算期間については、為替予約取引を行っております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。

Ⅱ．金融商品の時価等に関する事項

項 目	(2025 年 12 月 1 日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（投資証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

(デリバティブ取引に関する注記)

(2025 年 12 月 1 日現在)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(単位：円)

区 分	種 類	契 約 額 等		時 価	評価損益
			うち 1 年超		
市場取引以外 の取引	為替予約取引 買建				
	アメリカ・ドル	82,300,000	－	82,307,570	7,570
	オーストラリア・ドル	7,000,000	－	6,999,175	△825
	小計	89,300,000	－	89,306,745	6,745
合 計		89,300,000	－	89,306,745	6,745

(注) 1. 時価の算定方法

為替予約取引の時価の算定方法については以下のように評価しております。

1) 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

① 計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

② 計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

- ・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い受渡日として、発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 計算期間末日において対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対

顧客相場の仲値で評価しております。

3) 上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

自 2024 年 12 月 3 日
至 2025 年 12 月 1 日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

(その他の注記)

(2025 年 12 月 1 日現在)	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	12,219,454,169 円
同期中における追加設定元本額	2,545,120,226 円
同期中における一部解約元本額	810,281,441 円
2025 年 12 月 1 日現在の元本の内訳	
アセットアロケーション・ファンド (安定型)	7,950,830 円
アセットアロケーション・ファンド (安定成長型)	18,660,735 円
アセットアロケーション・ファンド (成長型)	11,176,293 円
イオン・バランス戦略ファンド	16,227,774 円
三井住友・DC 外国リートインデックスファンド	10,468,169,552 円
三井住友DS・DC ターゲットイヤーファンド 2050	18,297,977 円
三井住友・資産最適化ファンド (1 安定重視型)	43,524,344 円
三井住友・資産最適化ファンド (2 やや安定型)	49,963,708 円
三井住友・資産最適化ファンド (3 バランス型)	225,843,564 円
三井住友・資産最適化ファンド (4 やや成長型)	156,692,013 円
三井住友・資産最適化ファンド (5 成長重視型)	133,025,974 円
三井住友・DC つみたてNISA・世界分散ファンド	202,524,690 円
三井住友DS・DC ターゲットイヤーファンド 2060	5,455,335 円
三井住友DS・外国リートインデックス年金ファンド	731,201,680 円
日興FWS・G リートインデックス (為替ヘッジあり)	51,819,306 円
日興FWS・G リートインデックス (為替ヘッジなし)	1,358,132,711 円
三井住友DS・先進国リートインデックス・ファンド	121,770,752 円
三井住友DS・DC ターゲットイヤーファンド 2035	15,418,786 円
三井住友DS・DC ターゲットイヤーファンド 2040	7,809,363 円
三井住友DS・DC ターゲットイヤーファンド 2045	7,372,299 円
三井住友DS・DC ターゲットイヤーファンド 2055	5,289,088 円
三井住友DS・DC ターゲットイヤーファンド 2065	4,423,546 円
三井住友DS・FW 専用ポートフォリオ・レベル 1 (保守型)	48,127 円
三井住友DS・FW 専用ポートフォリオ・レベル 2 (安定型)	5,602,636 円
三井住友DS・FW 専用ポートフォリオ・レベル 3 (安定成長型)	60,272,722 円

三井住友D S・FW専用ポートフォリオ・レベル4（成長型）	88,672,589 円
三井住友D S・FW専用ポートフォリオ・レベル5（積極成長型）	56,360,236 円
三井住友D S・バランスファンド（保守コース）	251,853 円
三井住友D S・バランスファンド（安定コース）	255,240 円
三井住友D S・バランスファンド（標準コース）	481,311 円
三井住友D S・バランスファンド（成長コース）	757,471 円
三井住友D S・DCターゲットイヤーファンド2070	57,613 円
SMAM・世界リート・インデックスファンドVA＜適格機関投資家限定＞	26,397,854 円
SMAM・年金Wリスクコントロールファンド＜適格機関投資家限定＞	54,384,982 円
合 計	13,954,292,954 円

（3）附属明細表

①有価証券明細表

(a)株式

該当事項はありません。

(b)株式以外の有価証券

種 類	通 貨	銘 柄	券面総額	評価額	備考
投資証券	アメリ カ・ドル	ACADIA REALTY TRUST	26,237.00	539,695.09	
		AGREE REALTY CORP	24,717.00	1,859,212.74	
		ALEXANDER & BALDWIN INC	18,989.00	296,798.07	
		ALEXANDER'S INC	733.00	155,344.69	
		ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUIT	34,228.00	1,837,016.76	
		ALPINE INCOME PROPERTY TRUST	2,165.00	37,541.10	
		AMERICAN ASSETS TRUST INC	10,429.00	203,365.50	
		AMERICAN HEALTHCARE REIT INC	36,968.00	1,877,235.04	
		AMERICAN HOMES 4 RENT- A	74,943.00	2,407,169.16	
		AMERICOLD REALTY TRUST INC	60,797.00	658,431.51	
		APARTMENT INVT & MGMT CO -A	23,200.00	132,472.00	
		APPLE HOSPITALITY REIT INC	46,598.00	554,050.22	
		ARMADA HOFFLER PROPERTIES IN	15,799.00	103,799.43	
		AVALONBAY COMMUNITIES INC	32,157.00	5,850,644.58	
		BRAEMAR HOTELS & RESORTS INC	8,400.00	22,428.00	
		BRANDYWINE REALTY TRUST	34,607.00	118,702.01	
		BRIXMOR PROPERTY GROUP INC	69,541.00	1,817,801.74	
		BROADSTONE NET LEASE INC	41,639.00	731,597.23	
		BRT APARTMENTS CORP	500.00	7,320.00	
		BXP INC	32,537.00	2,354,377.32	
		CAMDEN PROPERTY TRUST	23,761.00	2,526,744.74	
		CARETRUST REIT INC	48,065.00	1,803,879.45	
		CBL & ASSOCIATES PROPERTIES	3,648.00	121,916.16	
		CENTERSPACE	4,571.00	305,159.96	
		CHATHAM LODGING TRUST	12,827.00	86,967.06	

		CITY OFFICE REIT INC	4,603.00	31,346.43	
		COMMUNITY HEALTHCARE TRUST I	3,216.00	50,105.28	
		COPT DEFENSE PROPERTIES	23,611.00	725,566.03	
		COUSINS PROPERTIES INC	35,785.00	922,537.30	
		CTO REALTY GROWTH INC	3,839.00	69,409.12	
		CUBESMART	50,257.00	1,871,068.11	
		CURBLINE PROPERTIES CORP	21,651.00	518,324.94	
		DIAMONDROCK HOSPITALITY CO	52,443.00	477,755.73	
		DIGITAL CORE REIT MANAGEMENT	178,800.00	90,294.00	
		DIGITAL REALTY TRUST INC	71,738.00	11,486,688.56	
		DIVERSIFIED HEALTHCARE TRUST	40,340.00	194,842.20	
		DOUGLAS EMMETT INC	35,856.00	437,084.64	
		EAGLE HOSPITALITY TRUST	20,000.00	2,740.00	
		EASTERLY GOVERNMENT PROPERTI	11,156.00	243,200.80	
		EASTGROUP PROPERTIES INC	11,680.00	2,116,182.40	
		ELME COMMUNITIES	23,336.00	405,112.96	
		EMPIRE STATE REALTY TRUST-A	31,367.00	220,510.01	
		EPR PROPERTIES	16,819.00	879,129.13	
		EQUINIX INC	21,958.00	16,541,180.98	
		EQUITY LIFESTYLE PROPERTIES	43,256.00	2,719,504.72	
		EQUITY RESIDENTIAL	78,581.00	4,852,376.75	
		ESSENTIAL PROPERTIES REALTY	44,971.00	1,423,781.86	
		ESSEX PROPERTY TRUST INC	14,661.00	3,864,932.82	
		EXTRA SPACE STORAGE INC	47,441.00	6,317,717.97	
		FARMLAND PARTNERS INC	7,194.00	70,788.96	
		FEDERAL REALTY INVS TRUST	17,779.00	1,755,320.67	
		FIRST INDUSTRIAL REALTY TR	29,474.00	1,687,091.76	
		FOUR CORNERS PROPERTY TRUST	21,650.00	520,466.00	
		FRANKLIN STREET PROPERTIES C	15,115.00	15,719.60	
		FRONTVIEW REIT INC	3,000.00	45,840.00	
		GAMING AND LEISURE PROPERTIE	64,795.00	2,820,526.35	
		GETTY REALTY CORP	10,369.00	295,205.43	
		GLADSTONE COMMERCIAL CORP	11,800.00	130,508.00	
		GLADSTONE LAND CORP	4,464.00	41,559.84	
		GLOBAL MEDICAL REIT INC	2,528.00	83,853.76	
		GLOBAL NET LEASE INC	44,412.00	364,622.52	
		HEALTHCARE REALTY TRUST INC	77,860.00	1,419,387.80	
		HEALTHPEAK PROPERTIES INC	159,034.00	2,903,960.84	
		HIGHWOODS PROPERTIES INC	23,384.00	650,075.20	
		HOST HOTELS & RESORTS INC	144,054.00	2,539,672.02	
		HUDSON PACIFIC PROPERTIES IN	72,023.00	142,605.54	
		INDEPENDENCE REALTY TRUST IN	50,097.00	859,163.55	

INDUSTRIAL LOGISTICS PROPERT	6,274.00	34,757.96	
INNOVATIVE INDUSTRIAL PROPER	7,535.00	372,605.75	
INVENTRUST PROPERTIES CORP	16,365.00	467,057.10	
INVITATION HOMES INC	125,637.00	3,542,963.40	
IRON MOUNTAIN INC	66,013.00	5,700,222.55	
JBG SMITH PROPERTIES	14,095.00	256,951.85	
KILROY REALTY CORP	23,866.00	1,023,612.74	
KIMCO REALTY CORP	149,815.00	3,095,177.90	
KITE REALTY GROUP TRUST	49,348.00	1,141,912.72	
LAMAR ADVERTISING CO-A	19,328.00	2,558,833.92	
LINEAGE INC	12,172.00	436,001.04	
LTC PROPERTIES INC	10,525.00	384,057.25	
LXP INDUSTRIAL TRUST	14,655.00	710,767.50	
MACERICH CO/THE	59,322.00	1,029,829.92	
MANULIFE US REAL ESTATE INV	687,500.00	52,250.00	
MEDICAL PROPERTIES TRUST INC	108,094.00	622,621.44	
MID-AMERICA APARTMENT COMM	25,808.00	3,507,049.12	
MILLROSE PROPERTIES	34,456.00	1,049,529.76	
MODIV INDUSTRIAL INC	100.00	1,490.00	
NATIONAL STORAGE AFFILIATES	16,278.00	479,387.10	
NATL HEALTH INVESTORS INC	10,851.00	862,437.48	
NET LEASE OFFICE PROPERTY	2,275.00	67,089.75	
NETSTREIT CORP	20,434.00	374,555.22	
NEXPOINT DIVERSIFIED REAL ES	8,907.00	25,741.23	
NEXPOINT RESIDENTIAL	3,529.00	112,257.49	
NNN REIT INC	41,496.00	1,715,859.60	
OMEGA HEALTHCARE INVESTORS	65,367.00	3,001,652.64	
ONE LIBERTY PROPERTIES INC	2,352.00	49,015.68	
ORION PROPERTIES INC	8,094.00	18,211.50	
OUTFRONT MEDIA INC	31,905.00	750,724.65	
PARAMOUNT GROUP INC	45,423.00	299,337.57	
PARK HOTELS & RESORTS INC	42,708.00	462,100.56	
PEAKSTONE REALTY TRUST	7,728.00	105,641.76	
PEBBLEBROOK HOTEL TRUST	31,098.00	352,651.32	
PHILLIPS EDISON & COMPANY IN	25,954.00	921,367.00	
PIEDMONT REALTY TRUST INC	30,866.00	269,768.84	
PLYMOUTH INDUSTRIAL REIT INC	8,798.00	193,028.12	
POSTAL REALTY TRUST INC- A	8,871.00	137,855.34	
PRIME US REIT	143,770.00	29,472.85	
PROLOGIS INC	207,977.00	26,731,283.81	
PUBLIC STORAGE	35,330.00	9,699,498.20	
REALTY INCOME CORP	205,502.00	11,838,970.22	

	REGENCY CENTERS CORP	37,483.00	2,667,290.28	
	REXFORD INDUSTRIAL REALTY IN	53,370.00	2,220,725.70	
	RLJ LODGING TRUST	34,775.00	262,203.50	
	RYMAN HOSPITALITY PROPERTIES	13,670.00	1,304,528.10	
	SABRA HEALTH CARE REIT INC	51,392.00	1,002,657.92	
	SAFEHOLD INC	10,598.00	146,994.26	
	SAUL CENTERS INC	2,331.00	72,494.10	
	SERVICE PROPERTIES TRUST	37,820.00	65,806.80	
	SILA REALTY TRUST INC	13,336.00	318,997.12	
	SIMON PROPERTY GROUP INC	73,362.00	13,668,807.84	
	SITE CENTERS CORP	8,123.00	59,785.28	
	SL GREEN REALTY CORP	14,928.00	703,556.64	
	SMARTSTOP SELF STORAGE REIT	5,073.00	165,785.64	
	STAG INDUSTRIAL INC	40,662.00	1,597,203.36	
	SUMMIT HOTEL PROPERTIES INC	22,221.00	119,104.56	
	SUN COMMUNITIES INC	26,155.00	3,369,810.20	
	SUNSTONE HOTEL INVESTORS INC	39,745.00	372,013.20	
	TANGER INC	24,700.00	829,426.00	
	TERRENO REALTY CORP	23,069.00	1,448,502.51	
	UDR INC	67,923.00	2,473,755.66	
	UMH PROPERTIES INC	17,656.00	267,135.28	
	UNIVERSAL HEALTH RLTY INCOME	3,905.00	158,738.25	
	URBAN EDGE PROPERTIES	25,622.00	492,454.84	
	VENTAS INC	102,165.00	8,237,563.95	
	VERIS RESIDENTIAL INC	16,966.00	255,507.96	
	VICI PROPERTIES INC	239,141.00	6,892,043.62	
	VORNADO REALTY TRUST	37,005.00	1,362,524.10	
	WELLTOWER INC	149,880.00	31,208,013.60	
	WHITESTONE REIT	12,068.00	160,383.72	
	WP CAREY INC	49,958.00	3,365,670.46	
	XENIA HOTELS & RESORTS INC	22,336.00	312,257.28	
	アメリカ・ドル小計	6,048,312.00	269,284,771.72 (41,973,417,368)	
カナダ・ドル	ALLIED PROPERTIES REAL ESTAT	14,869.00	193,297.00	
	ARTIS REAL ESTATE INVESTMENT	9,662.00	64,155.68	
	BOARDWALK REAL ESTATE INVEST	4,788.00	307,533.24	
	CAN APARTMENT PROP REAL ESTA	16,146.00	614,032.38	
	CHOICE PROPERTIES REIT	38,457.00	585,315.54	
	CROMBIE REAL ESTATE INVESTME	10,639.00	163,946.99	
	CT REAL ESTATE INVESTMENT TR	9,193.00	149,570.11	
	DREAM INDUSTRIAL REAL ESTATE	33,313.00	415,079.98	
	DREAM OFFICE REAL ESTATE INV	2,732.00	47,372.88	

	FIRST CAPITAL REAL ESTATE IN	21,618.00	424,577.52	
	GRANITE REAL ESTATE INVESTME	6,500.00	497,835.00	
	H&R REAL ESTATE INV-REIT UTS	25,517.00	263,335.44	
	INTERRENT REAL ESTATE INVEST	19,000.00	251,370.00	
	KILLAM APARTMENT REAL ESTATE	14,637.00	244,730.64	
	MINTO APARTMENT REAL ESTATE	1,447.00	19,722.61	
	MORGUARD NORTH AMERICAN RESI	7,358.00	126,189.70	
	NEXUS INDUSTRIAL REIT	16,810.00	129,268.90	
	NORTHWEST HEALTHCARE PROPERT	28,591.00	156,678.68	
	PRIMARIS REIT	9,802.00	149,284.46	
	RIOCAN REAL ESTATE INVST TR	34,862.00	660,286.28	
	SLATE GROCERY REIT-CL U	3,196.00	48,387.44	
	SMARTCENTRES REAL ESTATE INV	15,069.00	395,259.87	
	カナダ・ドル小計	344,206.00	5,907,230.34 (658,892,472)	
オースト ラリア・ ドル	ABACUS GROUP	50,980.00	61,176.00	
	ABACUS STORAGE KING	145,482.00	211,676.31	
	ARENA REIT	80,503.00	288,200.74	
	BWP PROPERTY GROUP LTD	115,823.00	441,285.63	
	CENTURIA CAPITAL GROUP	160,667.00	356,680.74	
	CENTURIA INDUSTRIAL REIT	125,209.00	429,466.87	
	CENTURIA OFFICE REIT	68,559.00	80,556.82	
	CHARTER HALL GROUP	107,599.00	2,674,911.14	
	CHARTER HALL LONG WALE REIT	134,611.00	551,905.10	
	CHARTER HALL RETAIL REIT	138,457.00	562,135.42	
	CHARTER HALL SOCIAL INFRASTR	72,491.00	224,722.10	
	CROMWELL PROPERTY GROUP	218,718.00	99,516.69	
	DEXUS INDUSTRIA REIT	30,237.00	83,151.75	
	DEXUS/AU	241,543.00	1,729,447.88	
	DIGICO INFRASTRUCTURE REIT	83,447.00	233,651.60	
	GOODMAN GROUP	456,970.00	13,562,869.60	
	GPT GROUP	428,000.00	2,375,400.00	
	GROWTHPOINT PROPERTIES AUSTR	52,361.00	132,996.94	
	HEALTHCO REIT	51,410.00	42,156.20	
	HOMEKO DAILY NEEDS REIT	421,276.00	568,722.60	
	INGENIA COMMUNITIES GROUP	91,039.00	472,492.41	
	MIRVAC GROUP	853,715.00	1,844,024.40	
	NATIONAL STORAGE REIT	330,880.00	896,684.80	
	REGION GROUP	269,491.00	644,083.49	
	RURAL FUNDS TRUST	135,442.00	265,466.32	
	SCENTRE GROUP	1,189,632.00	4,853,698.56	
	STOCKLAND	528,246.00	3,180,040.92	

	VICINITY CENTRES	832,743.00	2,048,547.78	
	WAYPOINT REIT	185,395.00	491,296.75	
	オーストラリア・ドル小計	7,600,926.00	39,406,965.56 (4,017,540,139)	
香港・ドル	CHAMPION REIT	435,000.00	991,800.00	
	FORTUNE REIT	259,000.00	1,287,230.00	
	LINK REIT	571,800.00	21,087,984.00	
	PROSPERITY REIT	495,000.00	717,750.00	
	SUNLIGHT REAL ESTATE INVEST	202,000.00	474,700.00	
	YUEXIU REAL ESTATE INVESTMEN	861,000.00	757,680.00	
	香港・ドル小計	2,823,800.00	25,317,144.00 (506,596,051)	
シンガポール・ドル	AIMS APAC REIT	113,300.00	165,418.00	
	CAPITALAND ASCENDAS REIT	856,600.00	2,407,046.00	
	CAPITALAND ASCOTT TRUST	614,155.00	580,376.47	
	CAPITALAND CHINA TRUST	205,700.00	162,503.00	
	CAPITALAND INTEGRATED COMMER	1,290,808.00	3,033,398.80	
	CDL HOSPITALITY TRUSTS	159,550.00	133,224.25	
	EC WORLD REIT	52,800.00	14,784.00	
	ESR-REIT	150,541.00	416,998.57	
	FAR EAST HOSPITALITY TRUST	190,000.00	114,950.00	
	FRASERS CENTREPOINT TRUST	277,500.00	632,700.00	
	FRASERS LOGISTICS & COMMERCI	675,038.00	661,537.24	
	KEPPEL DC REIT	415,700.00	960,267.00	
	KEPPEL REIT	520,300.00	551,518.00	
	LENDLEASE GLOBAL COMMERCIAL	410,000.00	254,200.00	
	MAPLETREE INDUSTRIAL TRUST	440,700.00	907,842.00	
	MAPLETREE LOGISTICS TRUST	832,950.00	1,099,494.00	
	MAPLETREE PAN ASIA COM TRUST	551,200.00	804,752.00	
	QUE REAL ESTATE INVESTMENT T	429,800.00	150,430.00	
	PARKWAYLIFE REAL ESTATE	87,600.00	354,780.00	
	SASSEUR REAL ESTATE INVESTME	66,700.00	45,356.00	
	STARHILL GLOBAL REIT	400,000.00	230,000.00	
	SUNTEC REIT	510,000.00	698,700.00	
	シンガポール・ドル小計	9,250,942.00	14,380,275.33 (1,729,515,714)	
ニュージーランド・ドル	GOODMAN PROPERTY TRUST	255,430.00	510,860.00	
	VITAL HEALTHCARE PROPERTY TR	81,228.00	157,176.18	
	ニュージーランド・ドル小計	336,658.00	668,036.18 (59,662,311)	
イギリス	AEW UK REIT PLC	9,000.00	9,684.00	

ス・ポ ンド	BIG YELLOW GROUP PLC	44,755.00	519,158.00	
	BRITISH LAND CO PLC	222,690.00	905,902.92	
	CLS HOLDINGS PLC	41,598.00	23,960.44	
	CUSTODIAN PROPERTY INCOME RE	84,958.00	69,665.56	
	DERWENT LONDON PLC	25,639.00	435,863.00	
	EMPIRIC STUDENT PROPERTY PLC	181,499.00	136,668.74	
	GREAT PORTLAND ESTATES PLC	88,190.00	281,767.05	
	HAMMERSON PLC	135,384.00	440,268.76	
	HELICAL PLC	17,000.00	34,510.00	
	LAND SECURITIES GROUP PLC	166,598.00	1,007,917.90	
	LIFE SCIENCE REIT PLC	104,502.00	39,919.76	
	LONDONMETRIC PROPERTY PLC	511,231.00	962,136.74	
	NEWRIVER REIT PLC	115,000.00	83,260.00	
	PICTON PROPERTY INCOME LTD	153,900.00	116,040.60	
	PRIMARY HEALTH PROPERTIES	569,521.00	555,282.97	
	PRS REIT PLC/THE	89,207.00	102,052.80	
	REGIONAL REIT LTD	15,921.00	16,876.26	
	SAFESTORE HOLDINGS PLC	51,295.00	380,352.42	
	SCHRODER REAL ESTATE INVESTM	70,698.00	38,459.71	
	SEGRO PLC	301,679.00	2,155,798.13	
	SHAFTESBURY CAPITAL PLC	454,697.00	658,855.95	
	SOCIAL HOUSING REIT PLC	34,770.00	23,852.22	
	SUPERMARKET INCOME REIT PLC	298,264.00	243,979.95	
	TARGET HEALTHCARE REIT PLC	113,949.00	110,302.63	
	TRITAX BIG BOX REIT PLC	548,000.00	815,424.00	
	UNITE GROUP PLC/THE	91,965.00	485,575.20	
	WORKSPACE GROUP PLC	32,606.00	124,391.89	
	イギリス・ポンド小計	4,574,516.00	10,777,927.60 (2,224,779,815)	
イスラ エル・シ ュケ ル	MENIVIM- THE NEW REIT LTD	173,587.00	414,178.58	
	REIT 1 LTD	42,899.00	1,126,098.75	
	SELLA CAPITAL REAL ESTATE LT	54,153.00	626,550.21	
	イスラエル・シュケル小計	270,639.00	2,166,827.54 (103,617,911)	
韓国・ウ オン	ESR KENDALL SQUARE REIT CO L	24,000.00	105,480,000.00	
	HANWHA REIT CO LTD	50,183.00	206,753,960.00	
	IGIS VALUE PLUS REIT CO LTD	11,696.00	51,813,280.00	
	JR GLOBAL REIT	36,632.00	108,247,560.00	
	KORAMCO LIFE INFRA REIT	16,000.00	70,880,000.00	
	LOTTE REIT CO LTD	31,858.00	129,821,350.00	
	SHINHAN ALPHA REIT CO LTD	32,509.00	190,827,830.00	
	SK REITS CO LTD	27,115.00	142,624,900.00	

韓国・ウォン小計		229,993.00	1,006,448,880.00 (106,884,871)	
ユーロ	AEDIFICA	11,195.00	744,467.50	
	ALTAREA	923.00	97,284.20	
	ASCENCIO	1,302.00	68,224.80	
	CARE PROPERTY INVEST	10,104.00	122,056.32	
	CARMILA	13,382.00	229,099.84	
	COFINIMMO	8,839.00	690,325.90	
	COLONIAL SFL SOCIMI SA	76,629.00	404,217.97	
	COVIVIO	12,816.00	713,851.20	
	EUROCOMMERCIAL PROPERTIES NV	9,205.00	244,392.75	
	GECINA SA	12,385.00	989,561.50	
	HAMBORNER REIT AG	20,816.00	98,043.36	
	ICADE	5,968.00	126,640.96	
	IMMOBILIARE GRANDE DISTRIBUZ	12,578.00	45,783.92	
	IRISH RESIDENTIAL PROPERTIES	98,669.00	95,412.92	
	KLEPIERRE	48,049.00	1,612,524.44	
	MERCIALYS	23,640.00	259,094.40	
	MERLIN PROPERTIES SOCIMI SA	87,001.00	1,106,652.72	
	MONTEA NV	4,332.00	310,171.20	
	NSI NV	4,916.00	99,303.20	
	RETAIL ESTATES	2,597.00	164,649.80	
	SHURGARD SELF STORAGE LTD	5,756.00	185,631.00	
	STONEWEG EUROPE STAPLED TRUS	117,020.00	179,040.60	
	UNIBAIL-RODAMCO-WESTFIELD	27,343.00	2,505,165.66	
	VASTNED NV	3,662.00	113,522.00	
	WAREHOUSES DE PAUW SCA	40,680.00	910,418.40	
	WERELDHAVE NV	8,076.00	161,358.48	
	XIOR STUDENT HOUSING NV	8,075.00	236,193.75	
ユーロ小計		675,958.00	12,513,088.79 (2,263,242,369)	
投資証券合計			53,644,149,022 (53,644,149,022)	
合 計			53,644,149,022 (53,644,149,022)	

(注) 金額欄の()内は、外貨建有価証券にかかるものの内書きであり、また邦貨換算金額で表示しております。

通貨	銘柄数		組入 投資証券 時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカ・ドル	投資証券	140 銘柄	76.8%	78.2%
カナダ・ドル	投資証券	22 銘柄	1.2%	1.2%
オーストラリア・ドル	投資証券	29 銘柄	7.4%	7.5%

香港・ドル	投資証券	6 銘柄	0.9%	0.9%
シンガポール・ドル	投資証券	22 銘柄	3.2%	3.2%
ニュージーランド・ドル	投資証券	2 銘柄	0.1%	0.1%
イギリス・ポンド	投資証券	28 銘柄	4.1%	4.1%
イスラエル・シェケル	投資証券	3 銘柄	0.2%	0.2%
韓国・ウォン	投資証券	8 銘柄	0.2%	0.2%
ユーロ	投資証券	27 銘柄	4.1%	4.2%

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。

ゴールド・インデックス・マザーファンド

（１）貸借対照表

（単位：円）

(2025 年 12 月 1 日現在)	
資産の部	
流動資産	
預金	138,653,685
金銭信託	1,608,422
コール・ローン	216,037,056
投資信託受益証券	21,415,815,543
派生商品評価勘定	5,561
流動資産合計	21,772,120,267
資産合計	21,772,120,267
負債の部	
流動負債	
未払金	104,121,160
未払解約金	16,723,056
流動負債合計	120,844,216
負債合計	120,844,216
純資産の部	
元本等	
元本	6,888,218,139
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	14,763,057,912
元本等合計	21,651,276,051
純資産合計	21,651,276,051
負債純資産合計	21,772,120,267

（２）注記表

（重要な会計方針の注記）

項 目	自 2024 年 12 月 3 日 至 2025 年 12 月 1 日
1. 有価証券の評価基準及び評	投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価し

価方法	ております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における対顧客先物相場の仲値によっております。
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第 60 条および第 61 条に基づいて処理しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項 目	(2025 年 12 月 1 日現在)
1. 当計算期間の末日における 受益権の総数	6,888,218,139 口
2. 1 単位当たり純資産の額	1 口当たり純資産額 3,1432 円 (1 万口当たりの純資産額 31,432 円)

(金融商品に関する注記)

I. 金融商品の状況に関する事項

項 目	自 2024 年 12 月 3 日 至 2025 年 12 月 1 日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、投資信託受益証券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、な

	らびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 当計算期間については、為替予約取引を行っております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。

II. 金融商品の時価等に関する事項

項 目	(2025 年 12 月 1 日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

(デリバティブ取引に関する注記)

(2025 年 12 月 1 日現在)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(単位：円)

区 分	種 類	契 約 額 等		時 価	評価損益
			うち 1 年超		
市場取引以外 の取引	為替予約取引 買建				
	アメリカ・ドル	104, 416, 418	-	104, 421, 979	5, 561
	小計	104, 416, 418	-	104, 421, 979	5, 561
合 計		104, 416, 418	-	104, 421, 979	5, 561

(注) 1. 時価の算定方法

為替予約取引の時価の算定方法については以下のように評価しております。

1) 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

① 計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

② 計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い受渡日として、発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 計算期間末日において対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

3) 上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

自 2024 年 12 月 3 日 至 2025 年 12 月 1 日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

(その他の注記)

(2025 年 12 月 1 日現在)

開示対象ファンドの		
期首における当該親投資信託の元本額		7,167,494,687 円
同期中における追加設定元本額		2,329,586,416 円
同期中における一部解約元本額		2,608,862,964 円
2025 年 12 月 1 日現在の元本の内訳		
日興 FWS・ゴールド（為替ヘッジあり）		95,951,597 円
日興 FWS・ゴールド（為替ヘッジなし）		5,275,526,228 円
三井住友 D S・ゴールドインデックス・ファンド（為替ヘッジあり）		877,233,617 円
三井住友 D S・FW専用ポートフォリオ・レベル 1（保守型）		229,280 円
三井住友 D S・FW専用ポートフォリオ・レベル 2（安定型）		39,006,125 円
三井住友 D S・FW専用ポートフォリオ・レベル 3（安定成長型）		240,500,314 円
三井住友 D S・FW専用ポートフォリオ・レベル 4（成長型）		269,433,890 円
三井住友 D S・FW専用ポートフォリオ・レベル 5（積極成長型）		90,337,088 円
合 計		6,888,218,139 円

（３）附属明細表

①有価証券明細表

(a)株式

該当事項はありません。

(b)株式以外の有価証券

種 類	通 貨	銘 柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	アメリ カ・ドル	ISHARES GOLD TRUST	158,840.00	12,613,484.40	
		SPDR GOLD MINISHARES TRUST	1,495,110.00	124,781,880.60	
	アメリカ・ドル小計		1,653,950.00	137,395,365.00 (21,415,815,543)	
投資信託受益証券合計				21,415,815,543 (21,415,815,543)	
合 計				21,415,815,543 (21,415,815,543)	

（注）金額欄の（ ）内は、外貨建有価証券にかかるものの内書きであり、また邦貨換算金額で表示しております。

通 貨	銘柄数		組入 投資信託受益証券 時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカ・ドル	投資信託受益証券	2 銘柄	98.9%	100.0%

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

三井住友DS・TOPIXインデックス・ファンド

2025年12月30日現在

I 資産総額	1,841,193,744 円
II 負債総額	532,538 円
III 純資産総額 (I - II)	1,840,661,206 円
IV 発行済口数	932,309,071 口
V 1口当たり純資産額 (III/IV) (1万口当たり純資産額)	1.9743 円 (19,743 円)

三井住友DS・日経225インデックス・ファンド

2025年12月30日現在

I 資産総額	2,097,001,983 円
II 負債総額	2,334,347 円
III 純資産総額 (I - II)	2,094,667,636 円
IV 発行済口数	1,047,224,905 口
V 1口当たり純資産額 (III/IV) (1万口当たり純資産額)	2.0002 円 (20,002 円)

三井住友DS・先進国株式インデックス・ファンド

2025年12月30日現在

I 資産総額	2,770,554,648 円
II 負債総額	1,077,646 円
III 純資産総額 (I - II)	2,769,477,002 円
IV 発行済口数	1,271,003,366 口
V 1口当たり純資産額 (III/IV) (1万口当たり純資産額)	2.1790 円 (21,790 円)

三井住友DS・新興国株式インデックス・ファンド

2025年12月30日現在

I 資産総額	363,539,401 円
II 負債総額	132,755 円
III 純資産総額 (I - II)	363,406,646 円
IV 発行済口数	210,837,149 口
V 1口当たり純資産額 (III/IV) (1万口当たり純資産額)	1.7236 円 (17,236 円)

三井住友DS・先進国債インデックス・ファンド

2025年12月30日現在

I 資産総額	809,591,997 円
II 負債総額	193,866 円
III 純資産総額 (I - II)	809,398,131 円
IV 発行済口数	633,764,150 口
V 1口当たり純資産額 (III/IV) (1万口当たり純資産額)	1.2771 円 (12,771 円)

三井住友DS・新興国債インデックス・ファンド

2025年12月30日現在

I 資産総額	177,170,668 円
II 負債総額	64,732 円
III 純資産総額 (I - II)	177,105,936 円
IV 発行済口数	143,273,767 口
V 1口当たり純資産額 (III/IV) (1万口当たり純資産額)	1.2361 円 (12,361 円)

三井住友DS・国内リートインデックス・ファンド

2025年12月30日現在

I 資産総額	1,972,179,803 円
II 負債総額	1,578,414 円
III 純資産総額 (I - II)	1,970,601,389 円
IV 発行済口数	1,767,847,784 口
V 1口当たり純資産額 (III/IV) (1万口当たり純資産額)	1.1147 円 (11,147 円)

三井住友DS・先進国リートインデックス・ファンド

2025年12月30日現在

I 資産総額	474,245,182 円
II 負債総額	177,704 円
III 純資産総額 (I - II)	474,067,478 円
IV 発行済口数	328,090,633 口
V 1口当たり純資産額 (III/IV) (1万口当たり純資産額)	1.4449 円 (14,449 円)

三井住友DS・ゴールドインデックス・ファンド (為替ヘッジあり)

2025年12月30日現在

I 資産総額	3,034,150,781 円
II 負債総額	18,044,302 円

Ⅲ 純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	3,016,106,479 円
Ⅳ 発行済口数	1,606,042,241 口
Ⅴ 1口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ） （1万口当たり純資産額）	1.8780 円 (18,780 円)

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、ファンドの受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であつて、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券は発行されません。

イ 名義書換

該当事項はありません。

ロ 受益者名簿

作成しません。

ハ 受益者に対する特典

ありません。

ニ 受益権の譲渡および譲渡制限等

(イ) 受益権の譲渡

- a. 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。
- b. 上記aの申請のある場合には、上記aの振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記aの振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- c. 上記aの振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(ロ) 受益権の譲渡制限および譲渡の対抗要件

譲渡制限はありません。ただし、受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

ホ 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議の上、社振法に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

ヘ 償還金

償還金は、原則として、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に支払います。

ト 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

イ 資本金の額および株式数

	2025年12月30日現在
資本金の額	20億円
会社が発行する株式の総数	60,000,000株
発行済株式総数	33,870,060株

ロ 最近5年間における資本金の額の増減 該当ありません。

ハ 会社の機構

委託会社の取締役は8名以内とし、株主総会で選任されます。取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。

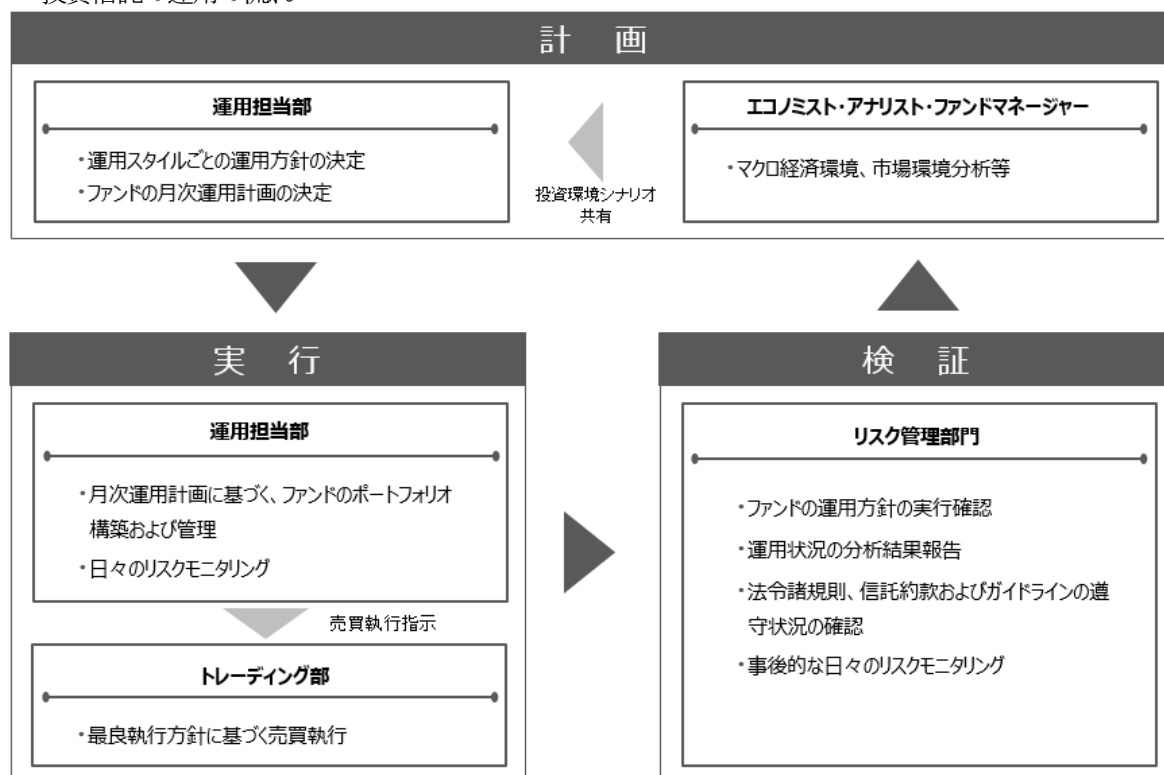
取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、補欠または増員によって選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了する時までとします。

委託会社の業務上重要な事項は、取締役会の決議により決定します。

取締役会は、取締役会の決議によって、代表取締役若干名を選定します。

また、取締役会の決議によって、取締役社長を1名選定し、必要に応じて取締役会長1名を選定することができます。

ニ 投資信託の運用の流れ



2 【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として投資運用業および投資助言業務を行っています。また、「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業にかかわる業務を行っています。

2025 年 12 月 30 日現在、委託会社が運用を行っている投資信託（親投資信託は除きます）は、以下の通りです。

	本 数 (本)	純資産総額 (百万円)
追加型株式投資信託	652	15,854,734
単位型株式投資信託	68	616,720
追加型公社債投資信託	1	24,074
単位型公社債投資信託	110	155,218
合 計	831	16,650,747

3 【委託会社等の経理状況】

- 1 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第 2 条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成 19 年内閣府令第 52 号）に基づいて作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「財務諸表等規則」並びに同規則第 2 条、第 282 条及び第 306 条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成 19 年内閣府令第 52 号）に基づいて作成しております。

- 2 当社は、第 40 期（2024 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日まで）の財務諸表については、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けており、第 41 期中間会計期間（2025 年 4 月 1 日から 2025 年 9 月 30 日まで）の中間財務諸表については、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人の中間監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2025 年 6 月 13 日

三井住友 DS アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

佐 藤 栄 裕

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

深 井 康 治

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三井住友 DS アセットマネジメント株式会社の 2024 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日までの第 40 期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友 DS アセットマネジメント株式会社の 2025 年 3 月 31 日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視す

ることにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2025 年 11 月 18 日

三井住友 DS アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

深 井 康 治

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

竹 内 知 明

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三井住友 DS アセットマネジメント株式会社の 2025 年 4 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日までの第 41 期事業年度の中間会計期間（2025 年 4 月 1 日から 2025 年 9 月 30 日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、三井住友 DS アセットマネジメント株式会社の 2025 年 9 月 30 日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2025 年 4 月 1 日から 2025 年 9 月 30 日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告

書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	66,540,261	52,028,017
金銭の信託	23,435,831	31,752,052
顧客分別金信託	300,051	500,353
前払費用	583,635	644,114
未収入金	193,837	250,860
未収委託者報酬	14,480,419	15,384,824
未収運用受託報酬	3,342,186	4,912,858
未収投資助言報酬	406,420	292,775
未収収益	84,166	79,998
未収還付法人税等	-	125,792
その他の流動資産	43,391	134,288
流動資産合計	109,410,202	106,105,936
固定資産		
有形固定資産	※1	
建物	1,265,924	1,157,214
器具備品	516,485	471,243
土地	710	710
リース資産	1,782	-
有形固定資産合計	1,784,901	1,629,168
無形固定資産		
ソフトウェア	2,606,617	2,074,805
ソフトウェア仮勘定	101,101	511,487
のれん	2,740,868	2,436,327
顧客関連資産	9,332,065	7,218,790
電話加入権	12,706	12,706
商標権	30	24
無形固定資産合計	14,793,389	12,254,141
投資その他の資産		
投資有価証券	9,976,957	9,257,612
関係会社株式	1,927,221	1,740,365
長期差入保証金	1,361,654	1,360,241
長期前払費用	44,009	75,691
会員権	90,479	90,479
繰延税金資産	716,093	942,908
貸倒引当金	△ 20,750	△ 20,750
投資その他の資産合計	14,095,666	13,446,548
固定資産合計	30,673,957	27,329,857
資産合計	140,084,160	133,435,793

(単位：千円)

	前事業年度 (2024 年 3 月 31 日)	当事業年度 (2025 年 3 月 31 日)
負債の部		
流動負債		
リース債務	1,960	-
顧客からの預り金	21,728	51,505
その他の預り金	166,944	172,482
未払金		
未払収益分配金	1,927	1,974
未払償還金	1,253	1,253
未払手数料	6,580,971	6,763,424
その他未払金	642,514	161,092
未払費用	7,405,559	7,518,259
未払消費税等	937,155	1,255,374
未払法人税等	5,104,541	503,871
賞与引当金	2,854,060	3,393,355
その他の流動負債	17,443	34,270
流動負債合計	23,736,060	19,856,864
固定負債		
退職給付引当金	4,941,989	4,542,870
固定負債合計	4,941,989	4,542,870
負債合計	28,678,050	24,399,734
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,000,000	2,000,000
資本剰余金		
資本準備金	8,628,984	8,628,984
その他資本剰余金	73,466,962	73,466,962
資本剰余金合計	82,095,946	82,095,946
利益剰余金		
利益準備金	284,245	284,245
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	27,075,963	24,744,514
利益剰余金合計	27,360,208	25,028,759
株主資本計	111,456,155	109,124,705
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△ 50,045	△ 88,646
評価・換算差額等合計	△ 50,045	△ 88,646
純資産合計	111,406,109	109,036,059
負債・純資産合計	140,084,160	133,435,793

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)
営業収益		
委託者報酬	69,953,226	78,891,124
運用受託報酬	11,147,187	13,102,509
投資助言報酬	1,302,916	1,360,859
その他営業収益		
サービス支援手数料	319,553	400,872
その他	8,758	10,391
営業収益計	82,731,642	93,765,757
営業費用		
支払手数料	32,014,851	35,223,731
広告宣伝費	320,694	335,877
調査費		
調査費	4,637,211	5,327,087
委託調査費	12,412,033	14,077,571
営業雑経費		
通信費	56,291	51,489
印刷費	457,187	421,006
協会費	38,305	44,372
諸会費	30,484	42,328
情報機器関連費	5,268,275	5,313,187
販売促進費	31,339	44,315
その他	253,344	410,566
営業費用合計	55,520,019	61,291,534
一般管理費		
給料		
役員報酬	232,329	223,068
給料・手当	8,043,456	8,380,787
賞与	1,073,375	1,098,999
賞与引当金繰入額	2,854,060	3,379,790
交際費	57,134	54,024
寄付金	26,400	24,878
事務委託費	2,022,734	2,225,175
旅費交通費	166,596	242,135
租税公課	600,468	413,678
不動産賃借料	1,249,392	1,225,686
退職給付費用	712,228	803,656
固定資産減価償却費	3,281,572	3,349,674
のれん償却費	304,540	304,540
諸経費	215,455	356,081
一般管理費合計	20,839,745	22,082,177
営業利益	6,371,877	10,392,045

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)
営業外収益		
受取配当金	11,021,392	388,907
受取利息	2,840	46,258
金銭の信託運用益	199,056	-
時効成立分配金・償還金	461	506
原稿・講演料	2,143	2,440
投資有価証券償還益	5,384	115
投資有価証券売却益	12,261	826
投資事業組合運用益	-	36,683
為替差益	-	75,948
不動産賃貸料	108,505	117,054
雑収入	20,632	41,618
営業外収益合計	11,372,678	710,359
営業外費用		
金銭の信託運用損	-	88,979
投資有価証券償還損	10,829	137,207
投資有価証券売却損	48,575	93
投資事業組合運用損	-	56,719
為替差損	4,701	-
雑損失	-	4,818
営業外費用合計	64,106	287,820
経常利益	17,680,450	10,814,585
特別利益		
子会社株式売却益	※1 14,096,622	672,682
特別利益合計	14,096,622	672,682
特別損失		
固定資産除却損	※2 12,385	76,933
固定資産売却損	-	204
投資有価証券評価損	-	3,191
特別損失合計	12,385	80,328
税引前当期純利益	31,764,687	11,406,939
法人税、住民税及び事業税	7,802,794	3,062,795
法人税等調整額	△ 1,314,394	△ 162,825
法人税等合計	6,488,400	2,899,969
当期純利益	25,276,287	8,506,969

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金
						繰越利益剰余金
当期首残高	2,000,000	8,628,984	73,466,962	82,095,946	284,245	3,391,568
当期変動額						
剰余金の配当						△ 1,591,892
当期純利益						25,276,287
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）						
当期変動額合計	—	—	—	—	—	23,684,394
当期末残高	2,000,000	8,628,984	73,466,962	82,095,946	284,245	27,075,963

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	利益剰余金 合計				
当期首残高	3,675,814	87,771,760	△ 142,558	△ 142,558	87,629,201
当期変動額					
剰余金の配当	△ 1,591,892	△ 1,591,892			△ 1,591,892
当期純利益	25,276,287	25,276,287			25,276,287
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）			92,513	92,513	92,513
当期変動額合計	23,684,394	23,684,394	92,513	92,513	23,776,908
当期末残高	27,360,208	111,456,155	△ 50,045	△ 50,045	111,406,109

当事業年度（自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金
						繰越利益剰余金
当期首残高	2,000,000	8,628,984	73,466,962	82,095,946	284,245	27,075,963
当期変動額						
剰余金の配当						△ 10,838,419
当期純利益						8,506,969
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）						
当期変動額合計	—	—	—	—	—	△ 2,331,449
当期末残高	2,000,000	8,628,984	73,466,962	82,095,946	284,245	24,744,514

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	利益剰余金 合計				
当期首残高	27,360,208	111,456,155	△ 50,045	△ 50,045	111,406,109
当期変動額					
剰余金の配当	△ 10,838,419	△ 10,838,419			△ 10,838,419
当期純利益	8,506,969	8,506,969			8,506,969
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）			△ 38,600	△ 38,600	△ 38,600
当期変動額合計	△ 2,331,449	△ 2,331,449	△ 38,600	△ 38,600	△ 2,370,050
当期末残高	25,028,759	109,124,705	△ 88,646	△ 88,646	109,036,059

[注記事項]

(重要な会計方針)

1. 重要な資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

① 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

② その他有価証券

市場価格のない株式等以外

決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）

組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) 金銭の信託

運用目的の金銭の信託：時価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。但し、建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	8～30年
器具備品	4～15年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

のれん	14年
顧客関連資産	6～19年
ソフトウェア（自社利用分）	5年

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち、当事業年度の負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職金支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度において発生していると認められる額を計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時において一時に費用処理しております。

数理計算上の差異については、その発生時において一時に費用処理しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

(1) 委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(2) 運用受託報酬

運用受託報酬は、対象顧客との投資一任契約に基づき、主に契約期間内の月末純資産平均価額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当該報酬は対象口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

(3) 投資助言報酬

投資助言報酬は、対象顧客との投資助言契約に基づき、主に契約期間内の月末純資産平均価額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当該報酬は対象口座の助言期間にわたり収益として認識しております。

(表示方法の変更)

前事業年度において、「営業外収益」の「雑収入」に含めていた「不動産賃貸料」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の「営業外収益」の「雑収入」に表示していた 129,137 千円は、「不動産賃貸料」108,505 千円、「雑収入」20,632 千円として組み替えております。

(未適用の会計基準等)

1. リースに関する会計基準等

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際的な会計基準と同様に、借手の全てのリースについて資産・負債を計上する等の取扱いを定めるものであります。

(2) 適用予定日

2028年3月期の期首から適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

2. 金融商品会計に関する実務指針

- ・「金融商品会計に関する実務指針」(改正移管指針第9号 2025年3月11日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

企業会計基準委員会において、ベンチャーキャピタルファンドに相当する組合等の構成資産である市場価格のない株式を中心とする範囲に限定し、保有するベンチャーキャピタルファンドの出資持分に係る会計上の取扱いを改正しております。

(2) 適用予定日

2027年3月期の期首から適用予定であります。

(3) 当該会計基準の適用による影響

「金融商品会計に関する実務指針」の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
建物	397,568千円	470,078千円
器具備品	1,493,885千円	1,594,310千円
リース資産	9,824千円	一千円

2 当座借越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座借越契約を締結しております。当座借越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
当座借越極度額の総額	10,000,000千円	10,000,000千円
借入実行残高	一千円	一千円
差引額	10,000,000千円	10,000,000千円

(損益計算書関係)

※1 子会社株式売却益

前事業年度において、日興グローバルラップ株式会社の株式を譲渡したことによる売却益を計上しております。

当事業年度において、Sumitomo Mitsui DS Asset Management (USA) Inc. の株式を譲渡したことによる売却益を計上しております。

※2 固定資産除却損

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
建物	9,039千円	74,175千円
器具備品	2,987千円	2,757千円
ソフトウェア	358千円	一千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1. 発行済株式数に関する事項

	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	33,870,060株	—	—	33,870,060株

2. 剰余金の配当に関する事項

配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年6月28日 定時株主総会	普通株式	1,591,892	47.00	2023年 3月31日	2023年 6月29日

基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌事業年度になるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年6月26日 定時株主総会	普通株式	10,838,419	320.00	2024年 3月31日	2024年 6月27日

当事業年度(自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)

1. 発行済株式数に関する事項

	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	33,870,060 株	—	—	33,870,060 株

2. 剰余金の配当に関する事項

配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024 年 6 月 26 日 定時株主総会	普通株式	10,838,419	320.00	2024 年 3 月 31 日	2024 年 6 月 27 日

基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生在翌事業年度になるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025 年 6 月 24 日 定時株主総会	普通株式	4,674,068	138.00	2025 年 3 月 31 日	2025 年 6 月 25 日

(リース取引関係)

オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	前事業年度 (2024 年 3 月 31 日)	当事業年度 (2025 年 3 月 31 日)
1 年以内	1,161,545	1,129,463
1 年超	—	4,517,068
合計	1,161,545	5,646,531

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融サービス事業を行っており、当社が設定する投資信託の事業推進等を目的として、直接または特定金外信託を通じて当該投資信託を保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、資金運用については、短期的で安全性の高い金融資産に限定し、財務体質の健全性、安全性、流動性の確保を第一とし、顧客利益に反しない運用を行っています。

また、資金調達を行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収運用受託報酬及び未収投資助言報酬は、顧客の信用リスクに晒されています。未収委託者報酬は、信託財産中から支弁されるものであり、信託財産については受託者である信託銀行において分別管理されているため、リスクは僅少となっています。

金銭の信託及び投資有価証券については、主に事業推進目的のために保有する当社が設定する投資信託等であり、市場価格の変動リスク及び発行体の信用リスクに晒されています。関係会社株式については、主に全額出資の子会社の株式であり、発行体の信用リスクに晒されています。

営業債務である未払手数料は、すべて 1 年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当社は、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、営業債権について取引先毎の期日管理及び残高管理を行うとともに、その状況について取締役会に報告しています。

金銭の信託、投資有価証券及び子会社株式は発行体の信用リスクについて、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、定期的に管理を行い、その状況について取締役会に報告しています。

②市場リスクの管理

金銭の信託及び投資有価証券については、自己勘定資産の運用・管理に関する規程に従い、各所管部においては所管する有価証券について管理を、経営企画部においては総合的なリスク管理を行い、定期的に時価を把握しています。また、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、その状況について取締役会に報告しています。

なお、事業推進目的のために保有する当社が設定する投資信託等については、純資産額に対する保有制限を設けており、また、自社設定投信等の取得・処分に関する規則に従い、定期的に取締役会において報告し、投資家の資金性格、金額、及び投資家数等の状況から検討した結果、目的が達成されたと判断した場合には速やかに処分することとしています。

また、特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、市場価格の変動リスクについて為替予約、株価指数先物、債券先物、スワップ取引などのデリバティブ取引により一部リスクヘッジしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

当事業年度における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のないものは、次表には含まれておりません（注1）参照。また、現金及び預金、顧客分別金信託、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、顧客からの預り金、未払金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価格に近似することから、注記を省略しております。

前事業年度（2024年3月31日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 金銭の信託	23,435,831	23,435,831	—
(2) 投資有価証券			
① その他有価証券	9,292,678	9,292,678	—
資産計	32,728,510	32,728,510	—

当事業年度（2025年3月31日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 金銭の信託	31,752,052	31,752,052	—
(2) 投資有価証券			
① その他有価証券	7,659,105	7,659,105	—
資産計	39,411,157	39,411,157	—

（注1）市場価格のない金融商品の貸借対照表計上額

（単位：千円）

区分	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
その他有価証券		
(1) 非上場株式	40,370	40,367
(2) 組合出資金等	643,909	1,558,139
合計	684,279	1,598,506
子会社株式及び関連会社株式		
非上場株式	1,927,221	1,740,365
合計	1,927,221	1,740,365

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。なお、時価算定会計基準適用指針27-3項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る「金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項」については記載しておりません。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で貸借対照表に計上している金融商品

前事業年度（2024年3月31日）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1) 金銭の信託	—	23,435,831	—	23,435,831
(2) 投資有価証券				
① その他有価証券	—	9,292,678	—	9,292,678
資産計	—	32,728,510	—	32,728,510

当事業年度（2025年3月31日）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1) 金銭の信託	—	31,752,052	—	31,752,052
(2) 投資有価証券				
① その他有価証券	—	7,659,105	—	7,659,105
資産計	—	39,411,157	—	39,411,157

時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

(1) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引は、取引相手先金融機関より提示された価格によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 投資有価証券① その他有価証券

投資有価証券は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、公表されている基準価額又は取引金融機関から提示された価格により評価しております。

（有価証券関係）

1. 子会社株式及び関連会社株式

前事業年度（2024年3月31日）

子会社株式（貸借対照表計上額 関係会社株式 1,927,221 千円）は、市場価格がないことから、記載しておりません。

当事業年度（2025年3月31日）

子会社株式及び関連会社株式（貸借対照表計上額 関係会社株式 1,740,365 千円）は、市場価格がないことから、記載しておりません。

2. その他有価証券

前事業年度（2024年3月31日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
(1) 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託等	3,489,939	3,297,367	192,572
小計	3,489,939	3,297,367	192,572
(2) 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 投資信託等	5,802,739	6,025,562	△222,822
小計	5,802,739	6,025,562	△222,822
合計	9,292,678	9,322,929	△30,250

（注）非上場株式等（貸借対照表計上額 684,279 千円）については、市場価格がないことから、記載しておりません。

当事業年度（2025 年 3 月 31 日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
(1) 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託等	708,609	686,216	22,393
小計	708,609	686,216	22,393
(2) 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 投資信託等	6,950,495	7,083,155	△132,659
小計	6,950,495	7,083,155	△132,659
合計	7,659,105	7,769,371	△110,265

（注）非上場株式等（貸借対照表計上額 1,598,506 千円）については、市場価格がないことから、記載しておりません。

上記の表中にある「取得原価」は減損処理後の帳簿価額であります。当事業年度において、その他有価証券に含まれる株式について 3,191 千円減損処理を行っております。

3. 事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

（単位：千円）

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
801,686	12,261	48,575

（単位：千円）

償還額	償還益の合計額	償還損の合計額
217,908	5,384	10,829

当事業年度（自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日）

（単位：千円）

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
10,732	826	93

（単位：千円）

償還額	償還益の合計額	償還損の合計額
1,791,952	115	137,207

4. 減損処理を行った有価証券

前事業年度において、減損処理を行った有価証券はありません。

当事業年度において、投資有価証券について 3,191 千円（その他有価証券 3,191 千円）減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ 50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30%以上 50%未満下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)
退職給付債務の期首残高	5,027,832	4,941,989
勤務費用	423,516	430,325
利息費用	11,432	21,674
数理計算上の差異の発生額	△34,405	△153,045
退職給付の支払額	△466,321	△698,074
過去勤務費用の発生額	△20,064	—
退職給付債務の期末残高	4,941,989	4,542,870

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位：千円)

	前事業年度 (2024 年 3 月 31 日)	当事業年度 (2025 年 3 月 31 日)
非積立型制度の退職給付債務	4,941,989	4,542,870
未認識数理計算上の差異	—	—
未認識過去勤務費用	—	—
退職給付引当金	4,941,989	4,542,870

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)
勤務費用	423,516	430,325
利息費用	11,432	21,674
数理計算上の差異の費用処理額	△34,405	△153,045
過去勤務費用の費用処理額	△20,064	—
その他	67,197	224,756
確定給付制度に係る退職給付費用	447,675	523,711

(注) その他は、その他の関係会社等からの出向者の年金掛金負担分及び退職給付引当額相当額負担分、退職定年制度適用による割増退職金であります。

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表わしております。）

	前事業年度 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)
割引率	0.440%	1.160%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度 264,552 千円、当事業年度 279,945 千円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	(単位：千円)	
	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
繰延税金資産		
退職給付引当金	1,513,237	1,431,912
賞与引当金	873,913	1,039,045
調査費	558,908	439,517
未払金	176,993	128,135
未払事業税	365,090	13,007
ソフトウェア償却	101,113	110,261
子会社株式評価損	114,876	50,907
その他有価証券評価差額金	109,942	47,871
その他	18,064	22,468
繰延税金資産小計	3,832,139	3,283,127
評価性引当額	△198,503	△62,724
繰延税金資産合計	3,633,635	3,220,403
繰延税金負債		
無形固定資産	2,857,478	2,270,365
その他有価証券評価差額金	60,063	7,129
繰延税金負債合計	2,917,542	2,277,494
繰延税金資産（負債）の純額	716,093	942,908

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
法定実効税率	30.6%	30.6%
(調整)		
給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除	-	△3.8
受取配当等永久に益金に算入されない項目	△10.6	△0.9
評価性引当額の増減	-	△0.9
外国税額控除	-	△0.3
のれん償却費	0.2	0.8
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.1	0.2
その他	0.0	△0.2
税効果会計適用後の法人税等の負担率	20.4	25.4

3. 法人税等の税率の変更等による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が令和7年3月31日に公布され、令和8年4月1日以後に開始する事業年度から防衛特別法人税が新設されることとなり、令和8年4月1日以後に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の30.6%から31.5%となります。

これに伴い、当事業年度の繰延税金資産(繰延税金負債を控除した金額)は純額で15,076千円減少し、その他有価証券評価差額金は1,165千円、法人税等調整額は16,241千円増加し、当期純利益は16,241千円減少しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「セグメント情報等」注記に記載のとおりであります。

(セグメント情報等)

前事業年度(自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

1. セグメント情報

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。

従って、当社の事業区分は、「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しており、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他	合計
外部顧客への 営業収益	69,953,226	11,147,187	1,302,916	328,311	82,731,642

(2) 地域ごとの情報

① 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の 90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の 10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

当事業年度(自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)

1. セグメント情報

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。

従って、当社の事業区分は、「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しており、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他	合計
外部顧客への 営業収益	78,891,124	13,102,509	1,360,859	411,264	93,765,757

(2) 地域ごとの情報

① 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

②有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の 90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の 10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

前事業年度(自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

1. 関連当事者との取引

(1) 兄弟会社等

(単位：千円)

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金、出資金 又は基金	事業の 内容又は 職業	議決権等の 所有(被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社 の 子会社	㈱三井住友 銀行	東京都 千代田区	1,770,996,505	銀行業	— %	投信の販売委託 役員の兼任	委託販売 手数料	6,642,605	未払 手数料	1,630,250
親会社 の 子会社	SMEC 日興 証券㈱	東京都 千代田区	135,000,000	証券業	— %	投信の販売委託 役員の兼任	委託販売 手数料	6,960,278	未払 手数料	1,200,878

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

投信の販売委託については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

2. 親会社に関する注記

(単位：千円)

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金、出資金 又は基金	事業の 内容又は 職業	議決権等の 所有(被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	㈱三井住友フィ ナンシャルグル ープ	東京都 千代田区	2,344,038,000	銀行業	50.1%	持株会社	子会社株式の売却(売 却価格)	24,000,000	—	—
							子会社株式売却益	14,096,622		

(注) 子会社株式の売却及び子会社株式売却益

取引価額については、企業価値を勘案し、両社協議のうえ合理的に決定しております。

当事業年度(自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)

1. 関連当事者との取引

(1) 兄弟会社等

(単位：千円)

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金、出資金 又は基金	事業の 内容又は 職業	議決権等の 所有(被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社 の子会社	(株)三井住友 銀行	東京都 千代田区	1,770,996,505	銀行業	— %	投資の販売委託	委託販売 手数料	8,327,979	未払 手数料	2,117,600
親会社 の子会社	SMBC 日興 証券(株)	東京都 千代田区	135,000,000	証券業	— %	投資の販売委託	委託販売 手数料	7,176,048	未払 手数料	1,490,173
親会社 の子会社	SMBC Americas Holdings, Inc.	アメリカ 合衆国 デラウェア州ウィ ルミントン市	米ドル 3,010.50	銀行業 (銀行持株 会社)	— %	—	子会社株式の売却(売 却価格)	773,585	—	—
							子会社株式売却益	672,682		

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

投信の販売委託については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

子会社株式の売却及び子会社株式売却益

取引価額については、企業価値を勘案し、両社協議のうえ合理的に決定しております。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)
1株当たり純資産額	3,289.22 円	3,219.24 円
1株当たり当期純利益	746.27 円	251.16 円

(注) 1. 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1 株当たり当期純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)
1 株当たり当期純利益		
当期純利益 (千円)	25,276,287	8,506,969
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益 (千円)	25,276,287	8,506,969
期中平均株式数 (株)	33,870,060	33,870,060

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

		第 41 期中間会計期間 (2025 年 9 月 30 日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金		53,937,844
金銭の信託		34,116,358
顧客分別金信託		500,882
前払費用		727,504
未収委託者報酬		16,723,420
未収運用受託報酬		4,851,189
未収投資助言報酬		163,473
未収収益		73,695
その他		330,074
流動資産合計		111,424,443
固定資産		
有形固定資産	※1	1,669,213
無形固定資産		
のれん		2,284,057
顧客関連資産		6,941,144
その他		2,453,625
無形固定資産合計		11,678,826
投資その他の資産		
投資有価証券		6,250,413
関係会社株式		1,740,365
繰延税金資産		1,238,016
その他		1,368,456
貸倒引当金		△20,750
投資その他の資産合計		10,576,501
固定資産合計		23,924,542
資産合計		135,348,985
負債の部		
流動負債		
リース債務		1,874
顧客からの預り金		52,465
その他の預り金		110,106
未払金		7,687,091
未払費用		7,545,343
未払法人税等		2,519,710
賞与引当金		3,062,252
その他	※2	717,715
流動負債合計		21,696,560
固定負債		
リース債務		6,716
退職給付引当金		4,743,402

固定負債合計	4,750,119
負債合計	26,446,680
純資産の部	
株主資本	
資本金	2,000,000
資本剰余金	
資本準備金	8,628,984
その他資本剰余金	73,466,962
資本剰余金合計	82,095,946
利益剰余金	
利益準備金	284,245
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	24,539,297
利益剰余金合計	24,823,542
株主資本合計	108,919,488
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	△17,183
評価・換算差額等合計	△17,183
純資産合計	108,902,305
負債純資産合計	135,348,985

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

		第 41 期中間会計期間 (自 2025 年 4 月 1 日 至 2025 年 9 月 30 日)	
営業収益			
委託者報酬			40,180,566
運用受託報酬			6,366,522
投資助言報酬			409,564
その他の営業収益			205,942
営業収益計			47,162,596
営業費用			30,813,556
一般管理費	※1		10,188,039
営業利益			6,161,000
営業外収益	※2		429,836
営業外費用	※3		109,517
経常利益			6,481,320
税引前中間純利益			6,481,320
法人税、住民税及び事業税			2,340,705
法人税等調整額			△328,236
法人税等合計			2,012,468
中間純利益			4,468,851

(3) 中間株主資本等変動計算書

第 41 期中間会計期間（自 2025 年 4 月 1 日 至 2025 年 9 月 30 日）

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金
						繰越利益 剰余金
当期首残高	2,000,000	8,628,984	73,466,962	82,095,946	284,245	24,744,514
当中間期変動額						
剰余金の配当						△ 4,674,068
中間純利益						4,468,851
株主資本以外の 項目の当中間期 変動額（純額）						
当中間期変動額 合計	—	—	—	—	—	△ 205,216
当中間期末残高	2,000,000	8,628,984	73,466,962	82,095,946	284,245	24,539,297

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	利益剰余金 合計				
当期首残高	25, 028, 759	109, 124, 705	△ 88, 646	△ 88, 646	109, 036, 059
当中間期変動額					
剰余金の配当	△ 4, 674, 068	△ 4, 674, 068			△ 4, 674, 068
中間純利益	4, 468, 851	4, 468, 851			4, 468, 851
株主資本以外の 項目の当中間期 変動額（純額）			71, 463	71, 463	71, 463
当中間期変動額 合計	△ 205, 216	△ 205, 216	71, 463	71, 463	△ 133, 753
当中間期末残高	24, 823, 542	108, 919, 488	△ 17, 183	△ 17, 183	108, 902, 305

注記事項

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

① 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

② その他有価証券

市場価格のない株式等以外

中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資 (金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)

組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) 金銭の信託

運用目的の金銭の信託

時価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産 (リース資産を除く)

定率法によっております。但し、建物 (建物附属設備を除く) 並びに 2016 年 4 月 1 日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	8～30 年
器具備品	3～15 年

(2) 無形固定資産 (リース資産を除く)

定額法によっております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

のれん	14 年
顧客関連資産	19 年
ソフトウェア (自社利用分)	5 年

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち、当中間会計期間の負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職金支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当中間会計期間において発生していると認められる額を計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時において一時に費用処理しております。

数理計算上の差異については、その発生時において一時に費用処理しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

(1) 委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(2) 運用受託報酬

運用受託報酬は、対象顧客との投資一任契約に基づき、主に契約期間内の月末純資産平均価額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当該報酬は対象口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

(3) 投資助言報酬

投資助言報酬は、対象顧客との投資助言契約に基づき、主に契約期間内の月末純資産平均価額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当該報酬は対象口座の助言期間にわたり収益として認識しております。

(未適用の会計基準等)

1. リースに関する会計基準等

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際的な会計基準と同様に、借手の全てのリースについて資産・負債を計上する等の取扱いを定めるものであります。

(2) 適用予定日

2028年3月期の期首から適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

2. 金融商品会計に関する実務指針

- ・「金融商品会計に関する実務指針」(改正移管指針第9号 2025年3月11日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

企業会計基準委員会において、ベンチャーキャピタルファンドに相当する組合等の構成資産である市場価格のない株式を中心とする範囲に限定し、保有するベンチャーキャピタルファンドの出資持分に係る会計上の取扱いを改正しております。

(2) 適用予定日

2027年3月期の期首から適用予定であります。

(3) 当該会計基準の適用による影響

「金融商品会計に関する実務指針」の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(中間貸借対照表関係)

第 41 期中間会計期間 (2025 年 9 月 30 日)	
※1. 有形固定資産の減価償却累計額	2,181,838 千円
※2. 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債のその他に含めて表示しております。	
※3. 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行 1 行と当座借越契約を締結しております。 当中間会計期間末における当座借越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。	
当座借越極度額の総額	10,000,000 千円
借入実行残高	—
差引額	10,000,000 千円

(中間損益計算書関係)

第 41 期中間会計期間 (自 2025 年 4 月 1 日 至 2025 年 9 月 30 日)	
※1. 一般管理費のうち主要なもの のれん償却費 減価償却実施額 有形固定資産 無形固定資産	152,270 千円 110,762 千円 761,620 千円
※2. 営業外収益のうち主要なもの 受取利息 金銭の信託運用益 為替差益	102,246 千円 127,829 千円 119,164 千円
※3. 営業外費用のうち主要なもの 投資有価証券償還損 投資有価証券売却損 投資事業組合運用損	81,540 千円 3,500 千円 24,256 千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

第 41 期中間会計期間 (自 2025 年 4 月 1 日 至 2025 年 9 月 30 日)

1. 発行済株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数
普通株式	33,870,060 株	—	—	33,870,060 株

2. 剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025 年 6 月 24 日 定時株主総会	普通株式	4,674,068	138.00	2025 年 3 月 31 日	2025 年 6 月 25 日

(リース取引関係)

第 41 期中間会計期間 (自 2025 年 4 月 1 日 至 2025 年 9 月 30 日)	
1. オペレーティング・リース取引 (借主側) 未経過リース料 (解約不能のもの)	
1 年以内	1,129,267 千円
1 年超	3,952,434 千円
合 計	5,081,701 千円

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

第41期中間会計期間(2025年9月30日)

2025年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のないものは、次表には含まれておりません(注1)参照)。また、現金及び預金、顧客分別金信託、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、顧客からの預り金、未払金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：千円)			
区分	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 金銭の信託	34,116,358	34,116,358	—
(2) 投資有価証券 その他有価証券	4,368,086	4,368,086	—
資産計	38,484,445	38,484,445	—

(注1) 市場価格のない金融商品

(単位：千円)	
区分	中間貸借対照表計上額
その他有価証券	
(1) 非上場株式	40,356
(2) 組合出資金等	1,841,970
合計	1,882,326
子会社株式及び関連会社株式 非上場株式	1,740,365
合計	1,740,365

これらについては、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号2020年3月31日)第5項に従い、1. 金融商品の時価等に関する事項及び2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項で開示している表中には含めておりません。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1) 金銭の信託	—	34,116,358	—	34,116,358
(2) 投資有価証券 その他有価証券	—	4,368,086	—	4,368,086
資産計	—	38,484,445	—	38,484,445

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

(1) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産(コールローン・委託証拠金等)で構成されております。信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引は、取引相手先金融機関より提示された価格によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 投資有価証券 その他有価証券

投資有価証券は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、公表されている基準価額又は取引金融機関から提示された価格により評価しております。

(有価証券関係)

第41期中間会計期間(2025年9月30日)

1. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式(中間貸借対照表計上額 1,740,365千円)は、市場価格がないことから、記載しておりません。

2. その他有価証券

(単位:千円)

区分	中間貸借対照表 計上額	取得原価	差額
(1) 中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託等	3,392,599	3,320,785	71,813
小計	3,392,599	3,320,785	71,813
(2) 中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 投資信託等	975,487	1,082,919	△107,431
小計	975,487	1,082,919	△107,431
合計	4,368,086	4,403,705	△35,618

(注) 組合出資金等(中間貸借対照表計上額 1,882,326千円)については、市場価格がないことから、記載しておりません。

(デリバティブ取引関係)

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

(収益認識関係)

第41期中間会計期間(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「セグメント情報等」注記に記載のとおりであります。

(セグメント情報等)

第41期中間会計期間(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)

1. セグメント情報

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。

従って、当社の事業区分は、「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しており、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

(単位:千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他	合計
外部顧客への 営業収益	40,180,566	6,366,522	409,564	205,942	47,162,596

(2) 地域ごとの情報

① 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

第41期中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)	
1株当たり純資産額	3,215円29銭
1株当たり中間純利益	131円94銭
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載していません。	

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- イ 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ロ 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ハ 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- ニ 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ホ 上記ハ、ニに掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

- イ 定款の変更、その他の重要事項
 - (イ) 定款の変更
該当ありません。
 - (ロ) その他の重要事項
該当ありません。
- ロ 訴訟事件その他会社に重要な影響を与えることが予想される事実
該当ありません。

追加型証券投資信託
三井住友D S ・ T O P I Xインデックス・ファンド
約款

三井住友D S アセットマネジメント株式会社

〔運用の基本方針〕

信託約款第20条に基づき、委託者の定める運用の基本方針は以下の通りとします。

1. 基本方針

この投資信託は、T O P I X（東証株価指数、配当込み）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

「国内株式インデックス・マザーファンド（Ｂ号）」（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① マザーファンド受益証券への投資を通じて、主としてT O P I X（東証株価指数）に採用されている銘柄の株式に投資することにより、T O P I X（東証株価指数、配当込み）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。
- ② 株式以外の資産（他の投資信託受益証券を通じて投資する場合は、当該他の投資信託の信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした部分を含みます。）への投資割合は、原則として信託財産総額の50%以下とします。
- ③ 株価指数先物取引等を含む株式の実質組入比率は、原則として高位を保ちます。
- ④ マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を保ちます。
- ⑤ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、日本の取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。
- ⑥ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことができます。
- ⑦ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、金利先渡し取引を行うことができます。
- ⑧ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
- ⑨ デリバティブ取引（法人税法第61条の5で定めるものをいいます。）は、信託財産の資産または負債にかかる価格変動および金利変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

(3) 投資制限

- ① 株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- ② 外貨建資産への投資は行いません。
- ③ 投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ④ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- ⑤ 有価証券先物取引等は、信託約款第23条の範囲内で行います。
- ⑥ スワップ取引は、信託約款第24条の範囲内で行います。
- ⑦ 金利先渡し取引は、信託約款第25条の範囲内で行います。

3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配金額を決定します。

- ① 分配対象額は、経費控除後の利子、配当等収益と売買益（評価損益を含みます。）等の範囲内とします。
- ② 収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、委託者の判断により分配を行わないことがあります。
- ③ 留保益の運用については特に制限を定めず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託
『三井住友ＤＳ・ＴＯＰＩＸインデックス・ファンド』
〔信託約款〕

【信託の種類、委託者および受託者】

第1条 この信託は、証券投資信託であり、三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

【信託事務の委託】

第2条 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条、第19条第1項および第2項、第30条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

【信託の目的および金額】

第3条 委託者は、金100万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

【信託金の限度額】

第4条 委託者は、受託者と合意の上、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意の上、前項の限度額を変更することができます。

【信託期間】

第5条 この信託の期間は、信託契約締結日から第48条第1項、第49条第1項、第50条第1項または第52条第2項による信託終了の日までとします。

【受益権の取得申込みの勧誘の種類】

第6条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

【当初の受益者】

第7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

【受益権の分割および再分割】

第8条 委託者は、第3条の規定による受益権については100万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議の上、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

【追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法】

第9条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この信託約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第28条に規定する借入れ有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

【信託日時の異なる受益権の内容】

第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

【受益権の帰属と受益証券の不発行】

第11条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2

条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。) および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。
- ③ 委託者は、第8条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

【受益権の設定にかかる受託者の通知】

第12条 受託者は、第3条の規定による受益権については信託契約締結日に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

【受益権の申込単位および価額】

第13条 指定販売会社(委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。)は、第8条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、当該指定販売会社がそれぞれ別に定める単位をもって取得申込みに応じることができるものとします。

- ② 前項の取得申込者は、指定販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、指定販売会社は、当該取得申込みの代金(第3項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- ③ 第1項の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、指定販売会社がそれぞれ別に定める手数料および当該手数料にかかる消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込みにかかる受益権の価額は、1口につき1円に、指定販売会社がそれぞれ別に定める手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ④ 前項の規定にかかわらず、受益者が第44条第2項に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第38条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑤ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付けを中止することおよび既に受け付けた取得申込みの受付けを取り消すことができます。
- ⑥ この信託約款において取引所とは金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。

【受益権の譲渡にかかる記載または記録】

第14条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設した者でない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記

録が行われるよう通知するものとします。

- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

【受益権の譲渡の対抗要件】

第15条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

【投資の対象とする資産の種類】

第16条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項の「特定資産」をいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、第23条、第24条および第25条に定めるものに限りします。）
 - ハ. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）
- ニ. 金銭債権
2. 特定資産以外の資産で、以下に掲げる資産
 - イ. 為替手形

【運用の指図範囲等】

第17条 委託者は、信託金を、主として、三井住友D Sアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である「国内株式インデックス・マザーファンド（B号）」（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券または次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. 資産の流動化に関する法律に規定する特定目的信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第13号で定めるものをいいます。）
11. コマーシャル・ペーパー
12. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
13. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
14. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
15. 投資証券もしくは新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。次号において同じ。）で次号に定めるもの以外のもの
16. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下本号に

において同じ。) または外国投資証券で投資法人債券に類する証券

17. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
18. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）
19. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
20. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
21. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）
22. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
23. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第1号の証券または証書、ならびに第13号、第19号および第21号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第16号の証券ならびに第13号、第19号および第21号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものならびに第19号および第21号の証券または証書のうち第16号の証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第14号および第15号の証券ならびに第19号および第21号の証券または証書のうち第14号および第15号の証券の性質を有するものを以下「投資信託証券」といいます。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
 1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。
- ④ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑤ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

【デリバティブ取引等にかかる投資制限】

第18条 委託者は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

【利害関係人等との取引等】

第19条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第30条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第16条、第17条第1項および第2項に定める資産への投資等ならびに第22条から第28条まで、第33条から第35条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことがで

きるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第16条、第17条第1項および第2項に定める資産への投資等ならびに第22条から第28条まで、第33条から第35条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。
- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

【運用の基本方針】

第20条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行います。

【投資する株式等の範囲】

第21条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

- ② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

【信用取引の指図】

第22条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。

- ② 前項の信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該売付けにかかる建玉の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該売付けにかかる建玉の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ④ 信託財産の一部解約等の事由により、第2項の売付けにかかる建玉の時価総額の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

【先物取引等の指図】

第23条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、日本の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。

- ② 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、日本の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

【スワップ取引の指図】

第24条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第5条に定める信託期

間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

- ③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- ④ 前項においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑤ スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額により行うものとします。
- ⑥ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

【金利先渡取引の指図】

第25条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。

- ② 金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ 金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- ④ 前項においてマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑤ 金利先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額により行うものとします。
- ⑥ 委託者は、金利先渡取引を行うにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- ⑦ 本条において「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間にかかる国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取決めにかかる数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

【有価証券の貸付けの指図】

第26条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸し付けることの指図をすることができます。

- 1. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
- 2. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

- ② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③ 委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

【有価証券の空売りの指図】

- 第27条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産において有しない有価証券または第28条の規定により借り入れた有価証券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、売り付けた有価証券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- ② 前項の売付けの指図は、当該売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えない範囲で行うものとします。
 - ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

【有価証券の借入れの指図】

- 第28条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図をするものとします。
- ② 前項の指図は、当該借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えない範囲で行うものとします。
 - ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する借り入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。
 - ④ 第1項の借入れにかかる品借料は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

【外貨建資産への投資制限】

- 第29条 委託者は、外貨建資産への投資の指図をしません。

【信託業務の委託等】

- 第30条 受託者は、委託者と協議の上、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合する者（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。
- 1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 - 2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 - 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
 - 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
 - ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
 - ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
 - 1. 信託財産の保存にかかる業務
 - 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 - 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
 - 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

【混蔵寄託】

- 第31条 金融機関または金融商品取引業者（金融商品取引法第2条第9項に規定するものをいいます。本条においては、外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者を含みます。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者の名義で混蔵

寄託することができるものとします。

【信託財産の登記等および記載等の留保等】

第32条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

【一部解約の請求および有価証券の売却等の指図】

第33条 委託者は、信託財産に属するマザーファンド受益証券にかかる信託契約の一部解約の実行請求ならびに有価証券の売却等の指図ができます。

【再投資の指図】

第34条 委託者は、前条の規定による一部解約の代金、有価証券の売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

【資金の借入れ】

第35条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、有価証券等の売却代金、解約代金または償還金の入金日までに限るものとし、資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。
 1. 一部解約金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却等による受取りの確定している資金の額の範囲内
 2. 一部解約金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払資金の不足額の範囲内
 3. 借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内
- ③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

【損益の帰属】

第36条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

【受託者による資金の立替え】

第37条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立て替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど別にこれを定めます。

【信託の計算期間】

第38条 この信託の計算期間は、毎年12月1日から翌年11月30日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は2021年8月23日から2021年11月30日までとします。

- ② 前項の規定にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第5条に定める信託期間の終了日とします。

【信託財産に関する報告等】

第39条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

【信託事務等の諸費用】

第40条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産の財務諸表の監査費用の全部または一部（消費税等に相当する金額を含みます。）および受託者の立て替えた立替金の利息等（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

【信託報酬等の額および支弁の方法】

第41条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第38条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の35の率を乗じて得た額とします。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに、信託財産中から支弁します。

【収益の処理方法】

第42条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

【収益分配金、償還金および一部解約金の払込みと支払いに関する受託者の免責】

第43条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第44条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第44条第4項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

【収益分配金、償還金および一部解約金の支払いならびに収益分配金の再投資】

第44条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし

ます。)に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める「累積投資約款」に従った契約（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとし、その場合は、当該別の名称に読み替えるものとし、）に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が指定販売会社に交付されます。この場合、指定販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第11条第3項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。
- ③ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ④ 一部解約金は、第46条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として6営業日目から当該受益者に支払います。
- ⑤ 前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行うものとし、
- ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとし、

【収益分配金および償還金の時効】

第45条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

【信託契約の一部解約】

第46条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

- ② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。
- ④ 受益者が一部解約の実行の請求をするときは、指定販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとし、
- ⑤ 委託者は、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付けを中止すること、および既に受け付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことができます。
- ⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付け中止前に行った実行されていない一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、第3項の規定に準じて算出した価額とします。

【質権口記載または記録の受益権の取扱い】

第47条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この信託約款によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

【信託契約の解約】

第48条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が30億口を下回ることとなったとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までの手続きを行うことが困難な場合も同様とします。

【信託契約に関する監督官庁の命令】

第49条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第53条の規定に従います。

【委託者の登録取消等に伴う取扱い】

第50条 委託者が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第53条の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

【委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い】

第51条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

【受託者の辞任および解任に伴う取扱い】

第52条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申し立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第53条の規定に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

【信託約款の変更等】

第53条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、

受託者と合意の上、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつてはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっては、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

【反対受益者の受益権買取請求の不適用】

第54条 この信託は、受益者が第46条の規定による一部解約の実行の請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第48条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な信託約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

【他の受益者の氏名等の開示の請求の制限】

第55条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

- 1. 他の受益者の氏名または名称および住所
- 2. 他の受益者が有する受益権の内容

【運用状況に係る情報の提供】

第56条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める事項に係る情報を電磁的方法により提供します。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があつた場合には、当該方法により行うものとします。

【公告】

第57条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。
<https://www.smd-am.co.jp>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は日本経済新聞に掲載します。

【信託約款に関する疑義の取扱い】

第58条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

2021年8月23日（信託契約締結日）

委託者	東京都港区虎ノ門一丁目17番1号 三井住友DSアセットマネジメント株式会社

受託者	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社

追加型証券投資信託
三井住友D S ・日経 2 2 5 インデックス ・ファンド
約款

三井住友D S アセットマネジメント株式会社

〔運用の基本方針〕

信託約款第20条に基づき、委託者の定める運用の基本方針は以下の通りとします。

1. 基本方針

この投資信託は、日経平均トータルリターン・インデックスの動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

「225マザーファンド」(以下「マザーファンド」といいます。) 受益証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① マザーファンド受益証券を通じて、実質的に日本の株式に投資し、日経平均トータルリターン・インデックスの動きに連動する投資成果を目指した運用を行います。
- ② マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を保ちます。
- ③ 運用の効率化を図るため、株価指数先物取引等を活用する場合があります。
- ④ 株式の実質投資比率は、原則として、純資産総額の+110%以内とします。
- ⑤ 株式以外の資産（他の投資信託受益証券を通じて投資する場合は、当該他の投資信託の信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした部分を含みます。）への投資割合は、原則として信託財産総額の50%以下とします。
- ⑥ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、日本の取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。
- ⑦ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことができます。
- ⑧ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、金利先渡し取引を行うことができます。
- ⑨ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
- ⑩ デリバティブ取引（法人税法第61条の5で定めるものをいいます。）は、信託財産の資産または負債にかかる価格変動および金利変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

(3) 投資制限

- ① 株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- ② 外貨建資産への投資は行いません。
- ③ 投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ④ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- ⑤ 有価証券先物取引等は、信託約款第23条の範囲内で行います。
- ⑥ スワップ取引は、信託約款第24条の範囲内で行います。
- ⑦ 金利先渡し取引は、信託約款第25条の範囲内で行います。

3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配金額を決定します。

- ① 分配対象額は、経費控除後の利子、配当等収益と売買益（評価損益を含みます。）等の範囲内とします。
- ② 収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、委託者の判断により分配を行わないことがあります。
- ③ 留保益の運用については特に制限を定めず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託
『三井住友ＤＳ・日経２２５インデックス・ファンド』
〔信託約款〕

【信託の種類、委託者および受託者】

第１条 この信託は、証券投資信託であり、三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

【信託事務の委託】

第２条 受託者は、信託法第28条第１号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第１条第１項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第２条第１項にて準用する信託業法第29条第２項第１号に規定する利害関係人をいいます。以下この条、第19条第１項および第２項、第30条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

【信託の目的および金額】

第３条 委託者は、金100万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

【信託金の限度額】

第４条 委託者は、受託者と合意の上、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意の上、前項の限度額を変更することができます。

【信託期間】

第５条 この信託の期間は、信託契約締結日から第48条第１項、第49条第１項、第50条第１項または第52条第２項による信託終了の日までとします。

【受益権の取得申込みの勧誘の種類】

第６条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第２条第３項第１号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第８項で定める公募により行われます。

【当初の受益者】

第７条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第８条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

【受益権の分割および再分割】

第８条 委託者は、第３条の規定による受益権については100万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第９条第１項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議の上、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

【追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法】

第９条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この信託約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第28条に規定する借入れ有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

【信託日時の異なる受益権の内容】

第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

【受益権の帰属と受益証券の不発行】

第11条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第２

条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。) および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。
- ③ 委託者は、第8条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

【受益権の設定にかかる受託者の通知】

第12条 受託者は、第3条の規定による受益権については信託契約締結日に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

【受益権の申込単位および価額】

第13条 指定販売会社(委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。)は、第8条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、当該指定販売会社がそれぞれ別に定める単位をもって取得申込みに応じることができるものとします。

- ② 前項の取得申込者は、指定販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、指定販売会社は、当該取得申込みの代金(第3項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- ③ 第1項の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、指定販売会社がそれぞれ別に定める手数料および当該手数料にかかる消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込みにかかる受益権の価額は、1口につき1円に、指定販売会社がそれぞれ別に定める手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ④ 前項の規定にかかわらず、受益者が第44条第2項に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第38条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑤ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付けを中止することおよび既に受け付けた取得申込みの受付けを取り消すことができます。
- ⑥ この信託約款において取引所とは金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。

【受益権の譲渡にかかる記載または記録】

第14条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設した者でない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記

録が行われるよう通知するものとします。

- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

【受益権の譲渡の対抗要件】

第15条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

【投資の対象とする資産の種類】

第16条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項の「特定資産」をいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、第23条、第24条および第25条に定めるものに限りします。）
 - ハ. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）
- ニ. 金銭債権
2. 特定資産以外の資産で、以下に掲げる資産
 - イ. 為替手形

【運用の指図範囲等】

第17条 委託者は、信託金を、主として、三井住友D Sアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である「225マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券または次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. 資産の流動化に関する法律に規定する特定目的信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第13号で定めるものをいいます。）
11. コマーシャル・ペーパー
12. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
13. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
14. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
15. 投資証券もしくは新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。次号において同じ。）で次号に定めるもの以外のもの
16. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下本号に

において同じ。) または外国投資証券で投資法人債券に類する証券

17. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
18. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限りま。
19. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
20. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
21. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）
22. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
23. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第1号の証券または証書、ならびに第13号、第19号および第21号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第16号の証券ならびに第13号、第19号および第21号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものならびに第19号および第21号の証券または証書のうち第16号の証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第14号および第15号の証券ならびに第19号および第21号の証券または証書のうち第14号および第15号の証券の性質を有するものを以下「投資信託証券」といいます。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
 1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。
- ④ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑤ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

【デリバティブ取引等にかかる投資制限】

第18条 委託者は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

【利害関係人等との取引等】

第19条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第30条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第16条、第17条第1項および第2項に定める資産への投資等ならびに第22条から第28条まで、第33条から第35条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことがで

きるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第16条、第17条第1項および第2項に定める資産への投資等ならびに第22条から第28条まで、第33条から第35条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。
- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

【運用の基本方針】

第20条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行います。

【投資する株式等の範囲】

第21条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

- ② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

【信用取引の指図】

第22条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

- ② 前項の信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該売付けにかかる建玉の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該売付けにかかる建玉の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ④ 信託財産の一部解約等の事由により、第2項の売付けにかかる建玉の時価総額の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

【先物取引等の指図】

第23条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、日本の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。

- ② 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、日本の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

【スワップ取引の指図】

第24条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第5条に定める信託期

間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

- ③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- ④ 前項においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑤ スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額により行うものとします。
- ⑥ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

【金利先渡取引の指図】

第25条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。

- ② 金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ 金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- ④ 前項においてマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑤ 金利先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額により行うものとします。
- ⑥ 委託者は、金利先渡取引を行うにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- ⑦ 本条において「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間にかかる国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取決めにかかる数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

【有価証券の貸付けの指図】

第26条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸し付けることの指図をすることができます。

- 1. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
- 2. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

- ② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③ 委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

【有価証券の空売りの指図】

- 第27条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産において有しない有価証券または第28条の規定により借り入れた有価証券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、売り付けた有価証券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- ② 前項の売付けの指図は、当該売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えない範囲で行うものとします。
 - ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

【有価証券の借入れの指図】

- 第28条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図をするものとします。
- ② 前項の指図は、当該借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えない範囲で行うものとします。
 - ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する借り入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。
 - ④ 第1項の借入れにかかる品借料は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

【外貨建資産への投資制限】

- 第29条 委託者は、外貨建資産への投資の指図をしません。

【信託業務の委託等】

- 第30条 受託者は、委託者と協議の上、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合する者（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。
- 1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 - 2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 - 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
 - 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
 - ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
 - ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
 - 1. 信託財産の保存にかかる業務
 - 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 - 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
 - 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

【混蔵寄託】

- 第31条 金融機関または金融商品取引業者（金融商品取引法第2条第9項に規定するものをいいます。本条においては、外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者を含みます。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者の名義で混蔵

寄託することができるものとします。

【信託財産の登記等および記載等の留保等】

第32条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

【一部解約の請求および有価証券の売却等の指図】

第33条 委託者は、信託財産に属するマザーファンド受益証券にかかる信託契約の一部解約の実行請求ならびに有価証券の売却等の指図ができます。

【再投資の指図】

第34条 委託者は、前条の規定による一部解約の代金、有価証券の売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

【資金の借入れ】

第35条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、有価証券等の売却代金、解約代金または償還金の入金日までに限るものとし、資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。
 1. 一部解約金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却等による受取りの確定している資金の額の範囲内
 2. 一部解約金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払資金の不足額の範囲内
 3. 借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内
- ③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

【損益の帰属】

第36条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

【受託者による資金の立替え】

第37条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立て替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど別にこれを定めます。

【信託の計算期間】

第38条 この信託の計算期間は、毎年12月1日から翌年11月30日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は2021年8月23日から2021年11月30日までとします。

- ② 前項の規定にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第5条に定める信託期間の終了日とします。

【信託財産に関する報告等】

第39条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

【信託事務等の諸費用】

第40条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産の財務諸表の監査費用の全部または一部（消費税等に相当する金額を含みます。）および受託者の立て替えた立替金の利息等（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

【信託報酬等の額および支弁の方法】

第41条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第38条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の35の率を乗じて得た額とします。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに、信託財産中から支弁します。

【収益の処理方法】

第42条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

【収益分配金、償還金および一部解約金の払込みと支払いに関する受託者の免責】

第43条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第44条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第44条第4項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

【収益分配金、償還金および一部解約金の支払いならびに収益分配金の再投資】

第44条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし

ます。)に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める「累積投資約款」に従った契約（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとし、その場合は、当該別の名称に読み替えるものとし、）に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が指定販売会社に交付されます。この場合、指定販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第11条第3項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。
- ③ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ④ 一部解約金は、第46条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として6営業日目から当該受益者に支払います。
- ⑤ 前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行うものとし、
- ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとし、

【収益分配金および償還金の時効】

第45条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

【信託契約の一部解約】

第46条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

- ② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。
- ④ 受益者が一部解約の実行の請求をするときは、指定販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとし、
- ⑤ 委託者は、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付けを中止すること、および既に受け付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことができます。
- ⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付け中止前に行った実行されていない一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、第3項の規定に準じて算出した価額とします。

【質権口記載または記録の受益権の取扱い】

第47条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この信託約款によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

【信託契約の解約】

第48条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が30億口を下回ることとなったとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までの手続きを行うことが困難な場合も同様とします。

【信託契約に関する監督官庁の命令】

第49条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第53条の規定に従います。

【委託者の登録取消等に伴う取扱い】

第50条 委託者が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第53条の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

【委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い】

第51条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

【受託者の辞任および解任に伴う取扱い】

第52条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申し立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第53条の規定に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

【信託約款の変更等】

第53条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、

受託者と合意の上、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつてはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっては、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

【反対受益者の受益権買取請求の不適用】

第54条 この信託は、受益者が第46条の規定による一部解約の実行の請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第48条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な信託約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

【他の受益者の氏名等の開示の請求の制限】

第55条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

- 1. 他の受益者の氏名または名称および住所
- 2. 他の受益者が有する受益権の内容

【運用状況に係る情報の提供】

第56条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める事項に係る情報を電磁的方法により提供します。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があつた場合には、当該方法により行うものとします。

【公告】

第57条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。
<https://www.smd-am.co.jp>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は日本経済新聞に掲載します。

【信託約款に関する疑義の取扱い】

第58条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

2021年8月23日（信託契約締結日）

委託者	東京都港区虎ノ門一丁目17番1号 三井住友DSアセットマネジメント株式会社

受託者	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社

追加型証券投資信託
三井住友D S ・先進国株式インデックス・ファンド
約款

三井住友D S アセットマネジメント株式会社

〔運用の基本方針〕

信託約款第20条に基づき、委託者の定める運用の基本方針は以下の通りとします。

1. 基本方針

この投資信託は、MSCIコクサイインデックス（配当込み、円ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

「外国株式インデックス・マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として日本を除く世界各国の株式に投資することにより、MSCIコクサイインデックス（配当込み、円ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。
- ② 株価指数先物取引等を含む株式の実質組入比率は、原則として高位を保ちます。
- ③ マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を保ちます。
- ④ 実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。
- ⑤ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、日本の取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引およびオプション取引、金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。
- ⑥ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことができます。
- ⑦ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うことができます。
- ⑧ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
- ⑨ デリバティブ取引（法人税法第61条の5で定めるものをいいます。）は、信託財産の資産または負債にかかる価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
- ⑩ 外国為替予約取引は、信託財産の資産または負債にかかる為替変動により生じるリスクを減じる目的以外には利用しません。

(3) 投資制限

- ① 株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- ② 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- ③ 投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ④ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- ⑤ 有価証券先物取引等は、信託約款第23条の範囲内で行います。
- ⑥ スワップ取引は、信託約款第24条の範囲内で行います。
- ⑦ 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引は、信託約款第25条の範囲内で行います。

3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配金額を決定します。

- ① 分配対象額は、経費控除後の利子、配当等収益と売買益（評価損益を含みます。）等の範囲内とします。
- ② 収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、委託者の判断により分配を行わないことがあります。
- ③ 留保益の運用については特に制限を定めず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託
『三井住友ＤＳ・先進国株式インデックス・ファンド』
〔信託約款〕

【信託の種類、委託者および受託者】

第1条 この信託は、証券投資信託であり、三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

【信託事務の委託】

第2条 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条、第19条第1項および第2項、第31条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

【信託の目的および金額】

第3条 委託者は、金100万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

【信託金の限度額】

第4条 委託者は、受託者と合意の上、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意の上、前項の限度額を変更することができます。

【信託期間】

第5条 この信託の期間は、信託契約締結日から第49条第1項、第50条第1項、第51条第1項または第53条第2項による信託終了の日までとします。

【受益権の取得申込みの勧誘の種類】

第6条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

【当初の受益者】

第7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

【受益権の分割および再分割】

第8条 委託者は、第3条の規定による受益権については100万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議の上、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

【追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法】

第9条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この信託約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第28条に規定する借入れ有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、日本における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

③ 第30条に規定する予約為替の評価は、原則として日本における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

【信託日時の異なる受益権の内容】

第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

【受益権の帰属と受益証券の不発行】

第11条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。
- ③ 委託者は、第8条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

【受益権の設定にかかる受託者の通知】

第12条 受託者は、第3条の規定による受益権については信託契約締結日に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

【受益権の申込単位および価額】

第13条 指定販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第8条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、当該指定販売会社がそれぞれ別に定める単位をもって取得申込みに応じることができるものとします。

- ② 前項の取得申込者は、指定販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、指定販売会社は、当該取得申込みの代金（第3項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- ③ 第1項の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、指定販売会社がそれぞれ別に定める手数料および当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込みにかかる受益権の価額は、1口につき1円に、指定販売会社がそれぞれ別に定める手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ④ 前項の規定にかかわらず、受益者が第45条第2項に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第39条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑤ 前各項の規定にかかわらず、指定販売会社は、この信託契約締結日以降において、取得申込日がニューヨークまたはロンドンの取引所の休業日のいずれかに当たる場合には、受益者が第45条第2項に基づいて収益分配金を再投資する場合を除き、当該取得申込みに応じません。
- ⑥ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付けを中止することおよび既に受け付けた取得申込みの受付けを取り消すことができます。
- ⑦ この信託約款において取引所とは金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。

【受益権の譲渡にかかる記載または記録】

第14条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設した者でない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

【受益権の譲渡の対抗要件】

第15条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

【投資の対象とする資産の種類】

第16条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項の「特定資産」をいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、第23条、第24条および第25条に定めるものに限りまゝ。）
 - ハ. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）
 - ニ. 金銭債権
2. 特定資産以外の資産で、以下に掲げる資産
 - イ. 為替手形

【運用の指図範囲等】

第17条 委託者は、信託金を、主として、三井住友D Sアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である「外国株式インデックス・マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券または次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. 資産の流動化に関する法律に規定する特定目的信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第13号で定めるものをいいます。）
11. コマーシャル・ペーパー
12. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）お

よび新株予約権証券

13. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
14. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
15. 投資証券もしくは新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。次号において同じ。）で次号に定めるもの以外のもの
16. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下本号において同じ。）または外国投資証券で投資法人債券に類する証券
17. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
18. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限りします。）
19. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
20. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
21. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）
22. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
23. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第1号の証券または証書、ならびに第13号、第19号および第21号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第16号の証券ならびに第13号、第19号および第21号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものならびに第19号および第21号の証券または証書のうち第16号の証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第14号および第15号の証券ならびに第19号および第21号の証券または証書のうち第14号および第15号の証券の性質を有するものを以下「投資信託証券」といいます。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
 1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。
- ④ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑤ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

【デリバティブ取引等にかかる投資制限】

第18条 委託者は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

【利害関係人等との取引等】

第19条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び

投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であつて、受託者が当該第三者の代理人となつて行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第31条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第16条、第17条第1項および第2項に定める資産への投資等ならびに第22条から第28条まで、第30条および第34条から第36条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができます。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第16条、第17条第1項および第2項に定める資産への投資等ならびに第22条から第28条まで、第30条および第34条から第36条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。
- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

【運用の基本方針】

第20条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従つて、その指図を行います。

【投資する株式等の範囲】

第21条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

- ② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

【信用取引の指図】

第22条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。

- ② 前項の信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該売付けにかかる建玉の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該売付けにかかる建玉の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ④ 信託財産の一部解約等の事由により、第2項の売付けにかかる建玉の時価総額の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

【先物取引等の指図】

第23条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、日本の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）、および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱う

ものとし（以下同じ。）。

- ② 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、日本の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- ③ 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、日本の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

【スワップ取引の指図】

- 第24条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第5条に定める信託期間を超えないものとし。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
 - ③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとし。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとし。
 - ④ 前項においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
 - ⑤ スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額により行うものとし。
 - ⑥ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとし。

【金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の指図】

- 第25条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- ② 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第5条に定める信託期間を超えないものとし。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
 - ③ 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとし。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の一部の解約を指図するものとし。
 - ④ 前項においてマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

- ⑤ 金利先渡し取引、為替先渡し取引および直物為替先渡し取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額により行うものとします。
- ⑥ 委託者は、金利先渡し取引、為替先渡し取引および直物為替先渡し取引を行うにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- ⑦ 本条において「金利先渡し取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間にかかる国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取決めにかかる数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
- ⑧ 本条において「為替先渡し取引」とは、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間にかかる為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引にかかる外国為替相場と当該先物外国為替取引にかかる外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金にかかる決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
- ⑨ 本条において「直物為替先渡し取引」とは、当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金の授受を約する取引、その他これに類似する取引をいいます。

【有価証券の貸付けの指図】

- 第26条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸し付けることの指図をすることができます。
- 1. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - 2. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- ② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
 - ③ 委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

【有価証券の空売りの指図】

- 第27条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産において有しない有価証券または第28条の規定により借入れた有価証券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、売り付けた有価証券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- ② 前項の売付けの指図は、当該売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えない範囲で行うものとします。
 - ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

【有価証券の借入れの指図】

- 第28条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。

ます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図をするものとします。

- ② 前項の指図は、当該借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えない範囲で行うものとします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する借り入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。
- ④ 第1項の借入れにかかる品借料は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

【特別の場合の外貨建有価証券への投資制限】

第29条 外貨建有価証券への投資については、日本の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

【外国為替予約取引の指図】

第30条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

- ② 前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- ③ 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。
- ④ 第2項において、信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

【信託業務の委託等】

第31条 受託者は、委託者と協議の上、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合する者（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

- 1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
- 2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
- 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
- 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
 - 1. 信託財産の保存にかかる業務
 - 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 - 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
 - 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

【混蔵寄託】

第32条 金融機関または金融商品取引業者（金融商品取引法第2条第9項に規定するものをいいます。本条においては、外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者を含みます。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者の名義で混蔵寄託することができるものとします。

【信託財産の登記等および記載等の留保等】

- 第33条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。
- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
 - ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
 - ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

【一部解約の請求および有価証券の売却等の指図】

第34条 委託者は、信託財産に属するマザーファンド受益証券にかかる信託契約の一部解約の実行請求ならびに有価証券の売却等の指図ができます。

【再投資の指図】

第35条 委託者は、前条の規定による一部解約の代金、有価証券の売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

【資金の借入れ】

- 第36条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、有価証券等の売却代金、解約代金または償還金の入金日までに限るものとし、資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。
 - 1. 一部解約金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却等による受取りの確定している資金の額の範囲内
 - 2. 一部解約金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払資金の不足額の範囲内
 - 3. 借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内
 - ③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
 - ④ 借入金の利息は受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

【損益の帰属】

第37条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

【受託者による資金の立替え】

- 第38条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。
- ② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立て替えて信託財産に繰り入れることができます。
 - ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど別にこれを定めます。

【信託の計算期間】

- 第39条 この信託の計算期間は、毎年12月1日から翌年11月30日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は2021年8月23日から2021年11月30日までとします。
- ② 前項の規定にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次

の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第5条に定める信託期間の終了日とします。

【信託財産に関する報告等】

第40条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

【信託事務等の諸費用】

第41条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産の財務諸表の監査費用の全部または一部（消費税等に相当する金額を含みます。）および受託者の立て替えた立替金の利息等（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

【信託報酬等の額および支弁の方法】

第42条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第39条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の43の率を乗じて得た額とします。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに、信託財産中から支弁します。

【収益の処理方法】

第43条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

【収益分配金、償還金および一部解約金の払込みと支払いに関する受託者の免責】

第44条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第45条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第45条第4項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

【収益分配金、償還金および一部解約金の支払いならびに収益分配金の再投資】

第45条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者となります。）に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める「累積投資約款」に従った契約（別の名称で同様の権利

義務関係を規定する契約を含むものとし、その場合は、当該別の名称に読み替えるものとします。)に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が指定販売会社に交付されます。この場合、指定販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第11条第3項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。

- ③ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ④ 一部解約金は、第47条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として6営業日目から当該受益者に支払います。
- ⑤ 前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行うものとします。
- ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。なお、「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど、当該口数により加重平均され、収益分配のつど、調整されるものとします。また、「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど、当該口数により加重平均され、収益分配のつど、調整されるものとします。

【収益分配金および償還金の時効】

第46条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

【信託契約の一部解約】

第47条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、一部解約の実行の請求日がニューヨークまたはロンドンの取引所の休業日のいずれかに当たる場合には、当該一部解約の実行の請求を受け付けません。
- ③ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ④ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。
- ⑤ 受益者が一部解約の実行の請求をするときは、指定販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- ⑥ 委託者は、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付けを中止すること、および既に受け付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことができます。
- ⑦ 前項により一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付け中止前に行った実行されていない一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、第4項の規定に準じて算出した価額とします。

【質権口記載または記録の受益権の取扱い】

第48条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この信託約款によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

【信託契約の解約】

第49条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が30億口を下回ることとなったとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までの手続きを行うことが困難な場合も同様とします。

【信託契約に関する監督官庁の命令】

第50条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第54条の規定に従います。

【委託者の登録取消等に伴う取扱い】

第51条 委託者が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第54条の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

【委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い】

第52条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

【受託者の辞任および解任に伴う取扱い】

第53条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申し立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第54条の規定に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

【信託約款の変更等】

第54条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、

受託者と合意の上、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあってはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっては、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

【反対受益者の受益権買取請求の不適用】

第55条 この信託は、受益者が第47条の規定による一部解約の実行の請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第49条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な信託約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

【他の受益者の氏名等の開示の請求の制限】

第56条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

- 1. 他の受益者の氏名または名称および住所
- 2. 他の受益者が有する受益権の内容

【運用状況に係る情報の提供】

第57条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める事項に係る情報を電磁的方法により提供します。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行うものとします。

【公告】

第58条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。
<https://www.smd-am.co.jp>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は日本経済新聞に掲載します。

【信託約款に関する疑義の取扱い】

第59条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

2021年8月23日（信託契約締結日）

委託者	東京都港区虎ノ門一丁目17番1号 三井住友DSアセットマネジメント株式会社

受託者	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社

追加型証券投資信託
三井住友D S ・新興国株式インデックス・ファンド
約款

三井住友D S アセットマネジメント株式会社

〔運用の基本方針〕

信託約款第20条に基づき、委託者の定める運用の基本方針は以下の通りとします。

1. 基本方針

この投資信託は、MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

「エマージング株式インデックス・マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として新興国の株式（預託証券（DR）、株式の値動きに連動する有価証券を含みます。）、新興国の株式指数を対象とした先物取引および新興国の株式等を主要投資対象とする上場投資信託証券に投資することにより、MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。なお、運用にあたっては、ファンドの資産規模、市況動向に応じて株式、株価指数先物取引、上場投資信託証券、短期公社債等および為替取引を組み合わせ運用を行います。
- ② マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を保ちます。
- ③ 実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。
- ④ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、日本の取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引およびオプション取引、金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。
- ⑤ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことができます。
- ⑥ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うことができます。
- ⑦ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
- ⑧ デリバティブ取引（法人税法第61条の5で定めるものをいいます。）は、信託財産の資産または負債にかかる価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
- ⑨ 外国為替予約取引は、信託財産の資産または負債にかかる為替変動により生じるリスクを減じる目的以外には利用しません。

(3) 投資制限

- ① 株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- ② 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- ③ 投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ④ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- ⑤ 有価証券先物取引等は、信託約款第23条の範囲内で行います。

- ⑥ スワップ取引は、信託約款第24条の範囲内で行います。
- ⑦ 金利先渡し取引、為替先渡し取引および直物為替先渡し取引は、信託約款第25条の範囲内で行います。

3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配金額を決定します。

- ① 分配対象額は、経費控除後の利子、配当等収益と売買益（評価損益を含みます。）等の範囲内とします。
- ② 収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、委託者の判断により分配を行わないことがあります。
- ③ 留保益の運用については特に制限を定めず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託
『三井住友ＤＳ・新興国株式インデックス・ファンド』
〔信託約款〕

【信託の種類、委託者および受託者】

第1条 この信託は、証券投資信託であり、三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

【信託事務の委託】

第2条 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条、第19条第1項および第2項、第31条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

【信託の目的および金額】

第3条 委託者は、金100万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

【信託金の限度額】

第4条 委託者は、受託者と合意の上、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意の上、前項の限度額を変更することができます。

【信託期間】

第5条 この信託の期間は、信託契約締結日から第49条第1項、第50条第1項、第51条第1項または第53条第2項による信託終了の日までとします。

【受益権の取得申込みの勧誘の種類】

第6条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

【当初の受益者】

第7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

【受益権の分割および再分割】

第8条 委託者は、第3条の規定による受益権については100万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議の上、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

【追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法】

第9条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この信託約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第28条に規定する借入れ有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、日本における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

③ 第30条に規定する予約為替の評価は、原則として日本における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

【信託日時の異なる受益権の内容】

第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

【受益権の帰属と受益証券の不発行】

第11条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。
- ③ 委託者は、第8条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

【受益権の設定にかかる受託者の通知】

第12条 受託者は、第3条の規定による受益権については信託契約締結日に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

【受益権の申込単位および価額】

第13条 指定販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第8条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、当該指定販売会社がそれぞれ別に定める単位をもって取得申込みに応じることができるものとします。

- ② 前項の取得申込者は、指定販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、指定販売会社は、当該取得申込みの代金（第3項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- ③ 第1項の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、指定販売会社がそれぞれ別に定める手数料および当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込みにかかる受益権の価額は、1口につき1円に、指定販売会社がそれぞれ別に定める手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ④ 前項の規定にかかわらず、受益者が第45条第2項に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第39条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑤ 前各項の規定にかかわらず、指定販売会社は、この信託契約締結日以降において、取得申込日がニューヨーク、ロンドンまたは香港の取引所の休業日のいずれかに当たる場合には、受益者が第45条第2項に基づいて収益分配金を再投資する場合を除き、当該取得申込みに応じません。
- ⑥ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付けを中止することおよび既に受け付けた取得申込みの受付けを取り消すことができます。
- ⑦ この信託約款において取引所とは金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。

【受益権の譲渡にかかる記載または記録】

第14条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設した者でない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

【受益権の譲渡の対抗要件】

第15条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

【投資の対象とする資産の種類】

第16条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項の「特定資産」をいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、第23条、第24条および第25条に定めるものに限りまゝ。）
 - ハ. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）
- ニ. 金銭債権
2. 特定資産以外の資産で、以下に掲げる資産
 - イ. 為替手形

【運用の指図範囲等】

第17条 委託者は、信託金を、主として、三井住友D Sアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である「エマージング株式インデックス・マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券または次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. 資産の流動化に関する法律に規定する特定目的信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第13号で定めるものをいいます。）
11. コマーシャル・ペーパー
12. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）お

よび新株予約権証券

13. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
14. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
15. 投資証券もしくは新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。次号において同じ。）で次号に定めるもの以外のもの
16. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下本号において同じ。）または外国投資証券で投資法人債券に類する証券
17. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
18. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限りまゝ。）
19. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
20. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
21. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）
22. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であつて前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
23. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第1号の証券または証書、ならびに第13号、第19号および第21号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第16号の証券ならびに第13号、第19号および第21号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものならびに第19号および第21号の証券または証書のうち第16号の証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第14号および第15号の証券ならびに第19号および第21号の証券または証書のうち第14号および第15号の証券の性質を有するものを以下「投資信託証券」といいます。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
 1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であつて金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。
- ④ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑤ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

【デリバティブ取引等にかかる投資制限】

第18条 委託者は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

【利害関係人等との取引等】

第19条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び

投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であつて、受託者が当該第三者の代理人となつて行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第31条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第16条、第17条第1項および第2項に定める資産への投資等ならびに第22条から第28条まで、第30条および第34条から第36条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができます。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第16条、第17条第1項および第2項に定める資産への投資等ならびに第22条から第28条まで、第30条および第34条から第36条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。
- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

【運用の基本方針】

第20条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従つて、その指図を行います。

【投資する株式等の範囲】

第21条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

- ② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

【信用取引の指図】

第22条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができますものとしします。

- ② 前項の信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該売付けにかかる建玉の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該売付けにかかる建玉の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ④ 信託財産の一部解約等の事由により、第2項の売付けにかかる建玉の時価総額の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

【先物取引等の指図】

第23条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、日本の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）、および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）、ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱う

ものとし（以下同じ。）。

- ② 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、日本の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- ③ 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、日本の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

【スワップ取引の指図】

- 第24条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第5条に定める信託期間を超えないものとし。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
 - ③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとし。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとし。
 - ④ 前項においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
 - ⑤ スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額により行うものとし。
 - ⑥ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとし。

【金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の指図】

- 第25条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- ② 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第5条に定める信託期間を超えないものとし。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
 - ③ 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとし。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の一部の解約を指図するものとし。
 - ④ 前項においてマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

- ⑤ 金利先渡し取引、為替先渡し取引および直物為替先渡し取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額により行うものとします。
- ⑥ 委託者は、金利先渡し取引、為替先渡し取引および直物為替先渡し取引を行うにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- ⑦ 本条において「金利先渡し取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間にかかる国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取決めにかかる数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
- ⑧ 本条において「為替先渡し取引」とは、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間にかかる為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引にかかる外国為替相場と当該先物外国為替取引にかかる外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金にかかる決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
- ⑨ 本条において「直物為替先渡し取引」とは、当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金の授受を約する取引、その他これに類似する取引をいいます。

【有価証券の貸付けの指図】

- 第26条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸し付けることの指図をすることができます。
- 1. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - 2. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- ② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
 - ③ 委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

【有価証券の空売りの指図】

- 第27条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産において有しない有価証券または第28条の規定により借り入れた有価証券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、売り付けた有価証券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- ② 前項の売付けの指図は、当該売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えない範囲で行うものとします。
 - ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

【有価証券の借入れの指図】

- 第28条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。

ます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図をするものとします。

- ② 前項の指図は、当該借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えない範囲で行うものとします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する借り入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。
- ④ 第1項の借入れにかかる品借料は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

【特別の場合の外貨建有価証券への投資制限】

第29条 外貨建有価証券への投資については、日本の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

【外国為替予約取引の指図】

第30条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

- ② 前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- ③ 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。
- ④ 第2項において、信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

【信託業務の委託等】

第31条 受託者は、委託者と協議の上、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合する者（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

- 1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
- 2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
- 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
- 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
 - 1. 信託財産の保存にかかる業務
 - 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 - 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
 - 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

【混蔵寄託】

第32条 金融機関または金融商品取引業者（金融商品取引法第2条第9項に規定するものをいいます。本条においては、外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者を含みます。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者の名義で混蔵寄託することができるものとします。

【信託財産の登記等および記載等の留保等】

- 第33条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。
- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
 - ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
 - ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

【一部解約の請求および有価証券の売却等の指図】

第34条 委託者は、信託財産に属するマザーファンド受益証券にかかる信託契約の一部解約の実行請求ならびに有価証券の売却等の指図ができます。

【再投資の指図】

第35条 委託者は、前条の規定による一部解約の代金、有価証券の売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

【資金の借入れ】

- 第36条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、有価証券等の売却代金、解約代金または償還金の入金日までに限るものとし、資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。
 - 1. 一部解約金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却等による受取りの確定している資金の額の範囲内
 - 2. 一部解約金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払資金の不足額の範囲内
 - 3. 借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内
 - ③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
 - ④ 借入金の利息は受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

【損益の帰属】

第37条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

【受託者による資金の立替え】

- 第38条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。
- ② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立て替えて信託財産に繰り入れることができます。
 - ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど別にこれを定めます。

【信託の計算期間】

- 第39条 この信託の計算期間は、毎年12月1日から翌年11月30日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は2021年8月23日から2021年11月30日までとします。
- ② 前項の規定にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次

の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第5条に定める信託期間の終了日とします。

【信託財産に関する報告等】

第40条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

【信託事務等の諸費用】

第41条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産の財務諸表の監査費用の全部または一部（消費税等に相当する金額を含みます。）および受託者の立て替えた立替金の利息等（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

【信託報酬等の額および支弁の方法】

第42条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第39条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の43の率を乗じて得た額とします。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに、信託財産中から支弁します。

【収益の処理方法】

第43条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

【収益分配金、償還金および一部解約金の払込みと支払いに関する受託者の免責】

第44条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第45条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第45条第4項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

【収益分配金、償還金および一部解約金の支払いならびに収益分配金の再投資】

第45条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者となります。）に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める「累積投資約款」に従った契約（別の名称で同様の権利

義務関係を規定する契約を含むものとし、その場合は、当該別の名称に読み替えるものとします。)に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が指定販売会社に交付されます。この場合、指定販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第11条第3項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。

- ③ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ④ 一部解約金は、第47条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として6営業日目から当該受益者に支払います。
- ⑤ 前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行うものとします。
- ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。なお、「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど、当該口数により加重平均され、収益分配のつど、調整されるものとします。また、「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど、当該口数により加重平均され、収益分配のつど、調整されるものとします。

【収益分配金および償還金の時効】

第46条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

【信託契約の一部解約】

第47条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、一部解約の実行の請求日がニューヨーク、ロンドンまたは香港の取引所の休業日のいずれかに当たる場合には、当該一部解約の実行の請求を受け付けません。
- ③ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ④ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。
- ⑤ 受益者が一部解約の実行の請求をするときは、指定販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- ⑥ 委託者は、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付けを中止すること、および既に受け付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことができます。
- ⑦ 前項により一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付け中止前に行った実行されていない一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、第4

項の規定に準じて算出した価額とします。

【質権口記載または記録の受益権の取扱い】

第48条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この信託約款によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

【信託契約の解約】

第49条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が30億口を下回ることとなったとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までの手続きを行うことが困難な場合も同様とします。

【信託契約に関する監督官庁の命令】

第50条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第54条の規定に従います。

【委託者の登録取消等に伴う取扱い】

第51条 委託者が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第54条の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

【委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い】

第52条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

【受託者の辞任および解任に伴う取扱い】

第53条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申し立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第54条の規定に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

【信託約款の変更等】

- 第54条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとし、
- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつてはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
 - ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
 - ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
 - ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
 - ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
 - ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

【反対受益者の受益権買取請求の不適用】

- 第55条 この信託は、受益者が第47条の規定による一部解約の実行の請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第49条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な信託約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

【他の受益者の氏名等の開示の請求の制限】

- 第56条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。
- 1. 他の受益者の氏名または名称および住所
 - 2. 他の受益者が有する受益権の内容

【運用状況に係る情報の提供】

- 第57条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める事項に係る情報を電磁的方法により提供します。
- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があつた場合には、当該方法により行うものとし、

【公告】

- 第58条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。
<https://www.smd-am.co.jp>
- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は日本経済新聞に掲載します。

【信託約款に関する疑義の取扱い】

- 第59条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

2021年8月23日（信託契約締結日）

委託者	東京都港区虎ノ門一丁目17番1号 三井住友DSアセットマネジメント株式会社

受託者	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社

追加型証券投資信託
三井住友D S・先進国債インデックス・ファンド
約款

三井住友D S アセットマネジメント株式会社

〔運用の基本方針〕

信託約款第20条に基づき、委託者の定める運用の基本方針は以下の通りとします。

1. 基本方針

この投資信託は、F T S E 世界国債インデックス（除く日本、円ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

「外国債券パッシブ・マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として外国の国債に投資することにより、F T S E 世界国債インデックス（除く日本、円ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。
- ② マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を保ちます。
- ③ 実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。
- ④ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、日本の取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引およびオプション取引、金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。
- ⑤ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことができます。
- ⑥ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うことができます。
- ⑦ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
- ⑧ デリバティブ取引（法人税法第61条の5で定めるものをいいます。）は、信託財産の資産または負債にかかる価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
- ⑨ 外国為替予約取引は、信託財産の資産または負債にかかる為替変動により生じるリスクを減じる目的以外には利用しません。

(3) 投資制限

- ① 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ② 国債を除く同一発行体の発行する債券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ③ 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- ④ 投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- ⑥ 有価証券先物取引等は、信託約款第24条の範囲内で行います。
- ⑦ スワップ取引は、信託約款第25条の範囲内で行います。
- ⑧ 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引は、信託約款第26条の範囲内で行います。

3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配金額を決定します。

- ① 分配対象額は、経費控除後の利子、配当等収益と売買益（評価損益を含みます。）等の範囲内とします。
- ② 収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、委託者の判断により分配を行わないことがあります。
- ③ 留保益の運用については特に制限を定めず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託
『三井住友ＤＳ・先進国債インデックス・ファンド』
〔信託約款〕

【信託の種類、委託者および受託者】

第1条 この信託は、証券投資信託であり、三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

【信託事務の委託】

第2条 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条、第19条第1項および第2項、第32条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

【信託の目的および金額】

第3条 委託者は、金100万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

【信託金の限度額】

第4条 委託者は、受託者と合意の上、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意の上、前項の限度額を変更することができます。

【信託期間】

第5条 この信託の期間は、信託契約締結日から第50条第1項、第51条第1項、第52条第1項または第54条第2項による信託終了の日までとします。

【受益権の取得申込みの勧誘の種類】

第6条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

【当初の受益者】

第7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

【受益権の分割および再分割】

第8条 委託者は、第3条の規定による受益権については100万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議の上、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

【追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法】

第9条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この信託約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第29条に規定する借入れ有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、日本における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

③ 第31条に規定する予約為替の評価は、原則として日本における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

【信託日時の異なる受益権の内容】

第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

【受益権の帰属と受益証券の不発行】

第11条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。
- ③ 委託者は、第8条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

【受益権の設定にかかる受託者の通知】

第12条 受託者は、第3条の規定による受益権については信託契約締結日に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

【受益権の申込単位および価額】

第13条 指定販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第8条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、当該指定販売会社がそれぞれ別に定める単位をもって取得申込みに応じることができるものとします。

- ② 前項の取得申込者は、指定販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、指定販売会社は、当該取得申込みの代金（第3項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- ③ 第1項の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、指定販売会社がそれぞれ別に定める手数料および当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込みにかかる受益権の価額は、1口につき1円に、指定販売会社がそれぞれ別に定める手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ④ 前項の規定にかかわらず、受益者が第46条第2項に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第40条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑤ 前各項の規定にかかわらず、指定販売会社は、この信託契約締結日以降において、取得申込日がニューヨークまたはロンドンの銀行の休業日のいずれかに当たる場合には、受益者が第46条第2項に基づいて収益分配金を再投資する場合を除き、当該取得申込みに応じません。
- ⑥ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付けを中止することおよび既に受け付けた取得申込みの受付けを取り消すことができます。
- ⑦ この信託約款において取引所とは金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。

【受益権の譲渡にかかる記載または記録】

第14条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設した者でない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

【受益権の譲渡の対抗要件】

第15条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

【投資の対象とする資産の種類】

第16条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項の「特定資産」をいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、第24条、第25条および第26条に定めるものに限りします。）
 - ハ. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）
- ニ. 金銭債権
2. 特定資産以外の資産で、以下に掲げる資産
 - イ. 為替手形

【運用の指図範囲等】

第17条 委託者は、信託金を、主として、三井住友D Sアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である「外国債券パッシブ・マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券または次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. 資産の流動化に関する法律に規定する特定目的信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第13号で定めるものをいいます。）
11. コマーシャル・ペーパー
12. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）お

よび新株予約権証券

13. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
14. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
15. 投資証券もしくは新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。次号において同じ。）で次号に定めるもの以外のもの
16. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下本号において同じ。）または外国投資証券で投資法人債券に類する証券
17. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
18. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限りします。）
19. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
20. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
21. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）
22. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
23. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第1号の証券または証書、ならびに第13号、第19号および第21号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第16号の証券ならびに第13号、第19号および第21号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものならびに第19号および第21号の証券または証書のうち第16号の証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第14号および第15号の証券ならびに第19号および第21号の証券または証書のうち第14号および第15号の証券の性質を有するものを以下「投資信託証券」といいます。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
 1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。
- ④ 委託者は、信託財産に属する株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。以下本項において同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑤ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑥ 前2項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

【デリバティブ取引等にかかる投資制限】

第18条 委託者は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

【利害関係人等との取引等】

第19条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第32条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第16条、第17条第1項および第2項に定める資産への投資等ならびに第23条から第29条まで、第31条および第35条から第37条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができます。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第16条、第17条第1項および第2項に定める資産への投資等ならびに第23条から第29条まで、第31条および第35条から第37条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。
- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

【運用の基本方針】

第20条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行います。

【投資する株式等の範囲】

第21条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

- ② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

【同一発行体の発行する公社債への投資制限】

第22条 委託者は、信託財産に属する同一の発行体にかかる公社債（日本および外国の国債証券を除きます。以下本項において同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該同一発行体にかかる公社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

- ② 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

【信用取引の指図】

第23条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。

- ② 前項の信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該売付けにかかる建玉の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総

額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該売付けにかかる建玉の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

- ④ 信託財産の一部解約等の事由により、第2項の売付けにかかる建玉の時価総額の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

【先物取引等の指図】

第24条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、日本の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。

- ② 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、日本の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- ③ 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、日本の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

【スワップ取引の指図】

第25条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- ④ 前項においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑤ スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額により行うものとします。
- ⑥ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

【金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の指図】

第26条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

- ② 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の想定元本の総額とマザーファンド

の信託財産にかかる金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

- ④ 前項においてマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑤ 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額により行うものとします。
- ⑥ 委託者は、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- ⑦ 本条において「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間にかかる国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取決めにかかる数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
- ⑧ 本条において「為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間にかかる為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引にかかる外国為替相場と当該先物外国為替取引にかかる外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金にかかる決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
- ⑨ 本条において「直物為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金の授受を約する取引、その他これに類似する取引をいいます。

【有価証券の貸付けの指図】

第27条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸し付けることの指図をすることができます。

1. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
2. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- ② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③ 委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

【有価証券の空売りの指図】

第28条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産において有しない有価証券または第29条の規定により借り入れた有価証券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、売り付けた有価証券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

- ② 前項の売付けの指図は、当該売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えない範囲で行うものとします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

【有価証券の借入れの指図】

第29条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図をするものとします。

- ② 前項の指図は、当該借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えない範囲で行うものとします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する借り入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。
- ④ 第1項の借入れにかかる品借料は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

【特別の場合の外貨建有価証券への投資制限】

第30条 外貨建有価証券への投資については、日本の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

【外国為替予約取引の指図】

第31条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

- ② 前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- ③ 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。
- ④ 第2項において、信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

【信託業務の委託等】

第32条 受託者は、委託者と協議の上、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合する者（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

- 1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
- 2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
- 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
- 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
 - 1. 信託財産の保存にかかる業務

2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

【混蔵寄託】

第33条 金融機関または金融商品取引業者（金融商品取引法第2条第9項に規定するものをいいます。本条においては、外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者を含みます。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者の名義で混蔵寄託することができるものとします。

【信託財産の登記等および記載等の留保等】

- 第34条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。
- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
 - ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
 - ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

【一部解約の請求および有価証券の売却等の指図】

第35条 委託者は、信託財産に属するマザーファンド受益証券にかかる信託契約の一部解約の実行請求ならびに有価証券の売却等の指図ができます。

【再投資の指図】

第36条 委託者は、前条の規定による一部解約の代金、有価証券の売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

【資金の借入れ】

- 第37条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、有価証券等の売却代金、解約代金または償還金の入金日までに限るものとし、資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。
 1. 一部解約金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却等による受取りの確定している資金の額の範囲内
 2. 一部解約金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払資金の不足額の範囲内
 3. 借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内
 - ③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
 - ④ 借入金の利息は受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

【損益の帰属】

第38条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

【受託者による資金の立替え】

第39条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立て替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど別にこれを定めます。

【信託の計算期間】

第40条 この信託の計算期間は、毎年12月1日から翌年11月30日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は2021年8月23日から2021年11月30日までとします。

- ② 前項の規定にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第5条に定める信託期間の終了日とします。

【信託財産に関する報告等】

第41条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

【信託事務等の諸費用】

第42条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産の財務諸表の監査費用の全部または一部（消費税等に相当する金額を含みます。）および受託者の立て替えた立替金の利息等（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

【信託報酬等の額および支弁の方法】

第43条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第40条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の27の率を乗じて得た額とします。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに、信託財産中から支弁します。

【収益の処理方法】

第44条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- 1. 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
 - 2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

【収益分配金、償還金および一部解約金の払込みと支払いに関する受託者の免責】

第45条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。）につい

ては第46条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第46条第4項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

【収益分配金、償還金および一部解約金の支払いならびに収益分配金の再投資】

第46条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める「累積投資約款」に従った契約（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとし、その場合は、当該別の名称に読み替えるものとし、）に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が指定販売会社に交付されます。この場合、指定販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第11条第3項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。

- ③ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

- ④ 一部解約金は、第48条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として6営業日目から当該受益者に支払います。

- ⑤ 前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行うものとし、

- ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとし、
- ⑦ 「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど、当該口数により加重平均され、収益分配のつど、調整されるものとし、
- ⑧ 「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど、当該口数により加重平均され、収益分配のつど、調整されるものとし、

【収益分配金および償還金の時効】

第47条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

【信託契約の一部解約】

第48条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、一部解約の実行の請求日がニューヨークまたはロンドンの銀行の休業日のいずれかに当たる場合には、当該一部解約の実行の請求を受け付けません。

- ③ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規

定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

- ④ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。
- ⑤ 受益者が一部解約の実行の請求をするときは、指定販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- ⑥ 委託者は、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付けを中止すること、および既に受け付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことができます。
- ⑦ 前項により一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付け中止前に行った実行されていない一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、第4項の規定に準じて算出した価額とします。

【質権口記載または記録の受益権の取扱い】

第49条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この信託約款によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

【信託契約の解約】

- 第50条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が30億口を下回ることとなったとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
 - ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
 - ④ 第2項の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
 - ⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までの手続きを行うことが困難な場合も同様とします。

【信託契約に関する監督官庁の命令】

- 第51条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。
- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第55条の規定に従います。

【委託者の登録取消等に伴う取扱い】

- 第52条 委託者が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し信託を終了させます。
- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社を引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第55条の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

【委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い】

第53条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する

事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

【受託者の辞任および解任に伴う取扱い】

第54条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申し立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第55条の規定に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

【信託約款の変更等】

第55条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあってはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっては、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

【反対受益者の受益権買取請求の不適用】

第56条 この信託は、受益者が第48条の規定による一部解約の実行の請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第50条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な信託約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

【他の受益者の氏名等の開示の請求の制限】

第57条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

【運用状況に係る情報の提供】

第58条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める事項に係る情報を電磁的方法により提供します。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行うものとします。

【公告】

第59条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。
<https://www.smd-am.co.jp>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は日本経済新聞に掲載します。

【信託約款に関する疑義の取扱い】

第60条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

2021年8月23日（信託契約締結日）

委託者	東京都港区虎ノ門一丁目17番1号 三井住友DSアセットマネジメント株式会社

受託者	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社

追加型証券投資信託
三井住友D S・新興国債インデックス・ファンド
約款

三井住友D S アセットマネジメント株式会社

〔運用の基本方針〕

信託約款第20条に基づき、委託者の定める運用の基本方針は以下の通りとします。

1. 基本方針

この投資信託は、J Pモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・プラス（円換算ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

「米ドル建て新興国債インデックス・マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として米ドル建ての新興国の公社債に投資することにより、J Pモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・プラス（円換算ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。ただし、運用の効率性を勘案し、流動性の高い国、銘柄を中心に投資します。
- ② マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を保ちます。
- ③ 実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。
- ④ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、日本の取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引およびオプション取引、金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。
- ⑤ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことができます。
- ⑥ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うことができます。
- ⑦ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
- ⑧ デリバティブ取引（法人税法第61条の5で定めるものをいいます。）は、信託財産の資産または負債にかかる価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
- ⑨ 外国為替予約取引は、信託財産の資産または負債にかかる為替変動により生じるリスクを減じる目的以外には利用しません。

(3) 投資制限

- ① 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ② 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- ③ 投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ④ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- ⑤ 有価証券先物取引等は、信託約款第23条の範囲内で行います。
- ⑥ スワップ取引は、信託約款第24条の範囲内で行います。
- ⑦ 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引は、信託約款第25条の範囲内で行います。

3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配金額を決定します。

- ① 分配対象額は、経費控除後の利子、配当等収益と売買益（評価損益を含みます。）等の範囲内とします。
- ② 収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、委託者の判断により分配を行わないことがあります。
- ③ 留保益の運用については特に制限を定めず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託
『三井住友ＤＳ・新興国債インデックス・ファンド』
〔信託約款〕

【信託の種類、委託者および受託者】

第1条 この信託は、証券投資信託であり、三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

【信託事務の委託】

第2条 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条、第19条第1項および第2項、第31条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

【信託の目的および金額】

第3条 委託者は、金100万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

【信託金の限度額】

第4条 委託者は、受託者と合意の上、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意の上、前項の限度額を変更することができます。

【信託期間】

第5条 この信託の期間は、信託契約締結日から第49条第1項、第50条第1項、第51条第1項または第53条第2項による信託終了の日までとします。

【受益権の取得申込みの勧誘の種類】

第6条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

【当初の受益者】

第7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

【受益権の分割および再分割】

第8条 委託者は、第3条の規定による受益権については100万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議の上、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

【追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法】

第9条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この信託約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第28条に規定する借入れ有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、日本における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

③ 第30条に規定する予約為替の評価は、原則として日本における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

【信託日時の異なる受益権の内容】

第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

【受益権の帰属と受益証券の不発行】

第11条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。
- ③ 委託者は、第8条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

【受益権の設定にかかる受託者の通知】

第12条 受託者は、第3条の規定による受益権については信託契約締結日に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

【受益権の申込単位および価額】

第13条 指定販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第8条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、当該指定販売会社がそれぞれ別に定める単位をもって取得申込みに応じることができるものとします。

- ② 前項の取得申込者は、指定販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、指定販売会社は、当該取得申込みの代金（第3項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- ③ 第1項の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、指定販売会社がそれぞれ別に定める手数料および当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込みにかかる受益権の価額は、1口につき1円に、指定販売会社がそれぞれ別に定める手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ④ 前項の規定にかかわらず、受益者が第45条第2項に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第39条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑤ 前各項の規定にかかわらず、指定販売会社は、この信託契約締結日以降において、取得申込日がニューヨークまたはロンドンの取引所、ニューヨークまたはロンドンの銀行の休業日のいずれかに当たる場合には、受益者が第45条第2項に基づいて収益分配金を再投資する場合を除き、当該取得申込みに応じません。
- ⑥ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付けを中止することおよび既に受け付けた取得申込みの受付けを取り消すことができます。
- ⑦ この信託約款において取引所とは金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所およ

び金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。

【受益権の譲渡にかかる記載または記録】

第14条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設した者でない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

【受益権の譲渡の対抗要件】

第15条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

【投資の対象とする資産の種類】

第16条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項の「特定資産」をいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、第23条、第24条および第25条に定めるものに限りします。）
 - ハ. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）
- ニ. 金銭債権
2. 特定資産以外の資産で、以下に掲げる資産
 - イ. 為替手形

【運用の指図範囲等】

第17条 委託者は、信託金を、主として、三井住友D Sアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である「米ドル建て新興国債インデックス・マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券または次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. 資産の流動化に関する法律に規定する特定目的信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第13号で定めるものをいいます。）
11. コマーシャル・ペーパー

12. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
 13. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
 14. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
 15. 投資証券もしくは新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。次号において同じ。）で次号に定めるもの以外のもの
 16. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下本号において同じ。）または外国投資証券で投資法人債券に類する証券
 17. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 18. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）
 19. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
 20. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 21. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）
 22. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
 23. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
- なお、第1号の証券または証書、ならびに第13号、第19号および第21号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第16号の証券ならびに第13号、第19号および第21号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものならびに第19号および第21号の証券または証書のうち第16号の証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第14号および第15号の証券ならびに第19号および第21号の証券または証書のうち第14号および第15号の証券の性質を有するものを以下「投資信託証券」といいます。
- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
 1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
 - ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。
 - ④ 委託者は、信託財産に属する株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。以下本項において同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
 - ⑤ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
 - ⑥ 前2項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

【デリバティブ取引等にかかる投資制限】

第18条 委託者は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

【利害関係人等との取引等】

第19条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第31条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第16条、第17条第1項および第2項に定める資産への投資等ならびに第22条から第28条まで、第30条および第34条から第36条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができます。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第16条、第17条第1項および第2項に定める資産への投資等ならびに第22条から第28条まで、第30条および第34条から第36条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。
- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

【運用の基本方針】

第20条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従つて、その指図を行います。

【投資する株式等の範囲】

第21条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

- ② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

【信用取引の指図】

第22条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。

- ② 前項の信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該売付けにかかる建玉の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該売付けにかかる建玉の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ④ 信託財産の一部解約等の事由により、第2項の売付けにかかる建玉の時価総額の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

【先物取引等の指図】

第23条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回

避するため、日本の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。

- ② 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、日本の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- ③ 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、日本の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

【スワップ取引の指図】

- 第24条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
 - ③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
 - ④ 前項においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
 - ⑤ スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額により行うものとします。
 - ⑥ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

【金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の指図】

- 第25条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- ② 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
 - ③ 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

- ④ 前項においてマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑤ 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額により行うものとします。
- ⑥ 委託者は、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- ⑦ 本条において「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間にかかる国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取決めにかかる数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
- ⑧ 本条において「為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間にかかる為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引にかかる外国為替相場と当該先物外国為替取引にかかる外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金にかかる決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
- ⑨ 本条において「直物為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金の授受を約する取引、その他これに類似する取引をいいます。

【有価証券の貸付けの指図】

第26条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸し付けることの指図をすることができます。

- 1. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
- 2. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- ② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③ 委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

【有価証券の空売りの指図】

第27条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産において有しない有価証券または第28条の規定により借り入れた有価証券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、売り付けた有価証券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

- ② 前項の売付けの指図は、当該売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えない範囲で行うものとします。

- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

【有価証券の借入れの指図】

第28条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図をするものとします。

- ② 前項の指図は、当該借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えない範囲で行うものとします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する借り入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。
- ④ 第1項の借入れにかかる品借料は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

【特別の場合の外貨建有価証券への投資制限】

第29条 外貨建有価証券への投資については、日本の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

【外国為替予約取引の指図】

第30条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

- ② 前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- ③ 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。
- ④ 第2項において、信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

【信託業務の委託等】

第31条 受託者は、委託者と協議の上、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合する者（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

- 1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
- 2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
- 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
- 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
 - 1. 信託財産の保存にかかる業務
 - 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 - 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
 - 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

【混蔵寄託】

第32条 金融機関または金融商品取引業者（金融商品取引法第2条第9項に規定するものをいいます。本条においては、外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者を含みます。）から、

売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者の名義で混蔵寄託することができるものとします。

【信託財産の登記等および記載等の留保等】

- 第33条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。
- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
 - ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
 - ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

【一部解約の請求および有価証券の売却等の指図】

- 第34条 委託者は、信託財産に属するマザーファンド受益証券にかかる信託契約の一部解約の実行請求ならびに有価証券の売却等の指図ができます。

【再投資の指図】

- 第35条 委託者は、前条の規定による一部解約の代金、有価証券の売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

【資金の借入れ】

- 第36条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、有価証券等の売却代金、解約代金または償還金の入金日までに限るものとし、資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。
 - 1. 一部解約金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却等による受取りの確定している資金の額の範囲内
 - 2. 一部解約金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払資金の不足額の範囲内
 - 3. 借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内
 - ③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
 - ④ 借入金の利息は受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

【損益の帰属】

- 第37条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

【受託者による資金の立替え】

- 第38条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。
- ② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立て替えて信託財産に繰り入れることができます。
 - ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど別にこれを定めます。

【信託の計算期間】

第39条 この信託の計算期間は、毎年12月1日から翌年11月30日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は2021年8月23日から2021年11月30日までとします。

- ② 前項の規定にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第5条に定める信託期間の終了日とします。

【信託財産に関する報告等】

第40条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

【信託事務等の諸費用】

第41条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産の財務諸表の監査費用の全部または一部（消費税等に相当する金額を含みます。）および受託者の立て替えた立替金の利息等（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

【信託報酬等の額および支弁の方法】

第42条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第39条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の43の率を乗じて得た額とします。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに、信託財産中から支弁します。

【収益の処理方法】

第43条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
 2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

【収益分配金、償還金および一部解約金の払込みと支払いに関する受託者の免責】

第44条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第45条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第45条第4項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

【収益分配金、償還金および一部解約金の支払いならびに収益分配金の再投資】

第45条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかか

る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、ます。)に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める「累積投資約款」に従った契約（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとし、その場合は、当該別の名称に読み替えるものとします。）に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が指定販売会社に交付されます。この場合、指定販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第11条第3項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。
- ③ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、ます。)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ④ 一部解約金は、第47条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として6営業日目から当該受益者に支払います。
- ⑤ 前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行うものとします。
- ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。なお、「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど、当該口数により加重平均され、収益分配のつど、調整されるものとします。また、「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど、当該口数により加重平均され、収益分配のつど、調整されるものとします。

【収益分配金および償還金の時効】

第46条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

【信託契約の一部解約】

第47条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、一部解約の実行の請求日がニューヨークまたはロンドンの取引所、ニューヨークまたはロンドンの銀行の休業日のいずれかに当たる場合には、当該一部解約の実行の請求を受け付けません。
- ③ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ④ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。
- ⑤ 受益者が一部解約の実行の請求をするときは、指定販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- ⑥ 委託者は、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付けを中止すること、お

よび既に受け付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことができます。

- ⑦ 前項により一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付け中止前に行った実行されていない一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、第4項の規定に準じて算出した価額とします。

【質権口記載または記録の受益権の取扱い】

第48条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この信託約款によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

【信託契約の解約】

- 第49条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が30億口を下回ることとなったとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までの手続きを行うことが困難な場合も同様とします。

【信託契約に関する監督官庁の命令】

- 第50条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。
- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第54条の規定に従います。

【委託者の登録取消等に伴う取扱い】

- 第51条 委託者が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し信託を終了させます。
- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第54条の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

【委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い】

- 第52条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

【受託者の辞任および解任に伴う取扱い】

- 第53条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益

者は、裁判所に受託者の解任を申し立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第54条の規定に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

【信託約款の変更等】

第54条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつてはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっては、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

【反対受益者の受益権買取請求の不適用】

第55条 この信託は、受益者が第47条の規定による一部解約の実行の請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第49条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な信託約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

【他の受益者の氏名等の開示の請求の制限】

第56条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

【運用状況に係る情報の提供】

第57条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める事項に係る情報を電磁的方法により提供します。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行うものとします。

【公告】

第58条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.smd-am.co.jp>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は日本経済新聞に掲載します。

【信託約款に関する疑義の取扱い】

第59条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

2021年8月23日（信託契約締結日）

委託者	東京都港区虎ノ門一丁目17番1号 三井住友DSアセットマネジメント株式会社

受託者	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社

追加型証券投資信託
三井住友D S ・国内リートインデックス・ファンド
約款

三井住友D S アセットマネジメント株式会社

〔運用の基本方針〕

信託約款第20条に基づき、委託者の定める運用の基本方針は以下の通りとします。

1. 基本方針

この投資信託は、東証REIT指数(配当込み)の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

「Jリート・インデックス・マザーファンド」(以下「マザーファンド」といいます。)受益証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① マザーファンド受益証券への投資を通じて、実質的に以下の運用を行います。

- ・主として日本の取引所に上場(上場予定を含みます。)している不動産投資信託(REIT)に投資することにより、東証REIT指数(配当込み)の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。
- ・不動産投資信託(REIT)への投資にあたっては、東証REIT指数採用銘柄(採用予定を含みます。)に投資を行うものとします。
- ・ベンチマークとの連動を維持するため、不動産投信指数先物取引等を活用する場合があります。このため、不動産投資信託(REIT)の実質組入時価総額と不動産投信指数先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が純資産総額を超えることがあります。

② マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を保ちます。

③ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

④ デリバティブ取引(法人税法第61条の5で定めるものをいいます。)は、信託財産の資産または負債にかかる価格変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

(3) 投資制限

① 投資信託証券への実質投資割合には、制限を設けません。

② 株式への投資は行いません。

③ 外貨建資産への投資は行いません。

④ 不動産投信指数先物取引は信託約款第22条の範囲内で行います。

⑤ 投資信託証券とコマーシャル・ペーパーおよび短期社債等以外の有価証券への投資は、買い現先取引または債券貸借取引に限りします。

⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配金額を決定します。

① 分配対象額は、経費控除後の利子、配当等収益と売買益(評価損益を含みます。)等の範囲内とします。

② 収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、委託者の判断により分配を行わないことがあります。

③ 留保益の運用については特に制限を定めず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託
『三井住友ＤＳ・国内リートインデックス・ファンド』
〔信託約款〕

【信託の種類、委託者および受託者】

第1条 この信託は、証券投資信託であり、三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

【信託事務の委託】

第2条 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条、第19条第1項および第2項、第24条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

【信託の目的および金額】

第3条 委託者は、金100万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けま

す。

【信託金の限度額】

第4条 委託者は、受託者と合意の上、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意の上、前項の限度額を変更することができます。

【信託期間】

第5条 この信託の期間は、信託契約締結日から第42条第1項、第43条第1項、第44条第1項または第46条第2項による信託終了の日までとします。

【受益権の取得申込みの勧誘の種類】

第6条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

【当初の受益者】

第7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

【受益権の分割および再分割】

第8条 委託者は、第3条の規定による受益権については100万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議の上、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

【追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法】

第9条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この信託約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第21条に規定する借入れ公社債を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

【信託日時の異なる受益権の内容】

第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

【受益権の帰属と受益証券の不発行】

第11条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けるとし、受益権の帰属は、委託者

があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。
- ③ 委託者は、第8条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

【受益権の設定にかかる受託者の通知】

第12条 受託者は、第3条の規定による受益権については信託契約締結日に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

【受益権の申込単位および価額】

第13条 指定販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第8条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、当該指定販売会社がそれぞれ別に定める単位をもって取得申込みに応じることができるものとします。

- ② 前項の取得申込者は、指定販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、指定販売会社は、当該取得申込みの代金（第3項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- ③ 第1項の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、指定販売会社がそれぞれ別に定める手数料および当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込みにかかる受益権の価額は、1口につき1円に、指定販売会社がそれぞれ別に定める手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ④ 前項の規定にかかわらず、受益者が第38条第2項に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第32条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑤ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付けを中止することおよび既に受け付けた取得申込みの受付けを取り消すことができます。
- ⑥ この信託約款において取引所とは金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。

【受益権の譲渡にかかる記載または記録】

第14条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設した者でない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みま

す。)に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

【受益権の譲渡の対抗要件】

第15条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

【投資の対象とする資産の種類】

第16条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項の「特定資産」をいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、第22条に定めるものに限りします。）
 - ハ. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）
- 二. 金銭債権
2. 特定資産以外の資産で、以下に掲げる資産
 - イ. 為替手形

【運用の指図範囲等】

第17条 委託者は、信託金を、主として、三井住友DSアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である「Jリート・インデックス・マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券または次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
2. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
3. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券または証書の性質を有するものの
4. 投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
5. 投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
6. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

なお、第1号の証券にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻条件付の買入れ）および債券貸借取引（現金担保付債券借入れ）に限り行うことができます。また、第4号の証券および第5号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

【デリバティブ取引等にかかる投資制限】

第18条 委託者は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

【利害関係人等との取引等】

第19条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第24条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第16条、第17条第1項および第2項に定める資産への投資等ならびに第21条、第22条および第27条から第29条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができます。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第16条、第17条第1項および第2項に定める資産への投資等ならびに第21条、第22条および第27条から第29条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。
- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

【運用の基本方針】

第20条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行います。

【公社債の借入れの指図】

第21条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図をするものとします。

- ② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えない範囲で行うものとします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- ④ 第1項の借入れにかかる品借料は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

【先物取引等の指図】

第22条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、日本の取引所における不動産投信指数先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるもののうち、不動産投信指数にかかるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれと類似の取引を行うことの指図をすることができます。

【外貨建資産への投資制限】

第23条 委託者は、外貨建資産への投資の指図をしません。

【信託業務の委託等】

第24条 受託者は、委託者と協議の上、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合する者（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること

3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
 1. 信託財産の保存にかかる業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

【混蔵寄託】

第25条 金融機関または金融商品取引業者（金融商品取引法第2条第9項に規定するものをいいます。本条においては、外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者を含みます。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者の名義で混蔵寄託することができるものとします。

【信託財産の登記等および記載等の留保等】

- 第26条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。
- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
 - ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
 - ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

【一部解約の請求および有価証券の売却等の指図】

第27条 委託者は、信託財産に属するマザーファンド受益証券にかかる信託契約の一部解約の実行請求ならびに有価証券の売却等の指図ができます。

【再投資の指図】

第28条 委託者は、前条の規定による一部解約の代金、有価証券の売却代金、有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

【資金の借入れ】

- 第29条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、有価証券等の売却代金、解約代金または償還金の入金日までに限るものとし、資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。
 1. 一部解約金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却等による受取りの確定している資金の額の範囲内
 2. 一部解約金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払資金の不足額の範囲内

3. 借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内
- ③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

【損益の帰属】

第30条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

【受託者による資金の立替え】

- 第31条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。
- ② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立て替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど別にこれを定めます。

【信託の計算期間】

- 第32条 この信託の計算期間は、毎年12月1日から翌年11月30日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は2021年8月23日から2021年11月30日までとします。
- ② 前項の規定にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第5条に定める信託期間の終了日とします。

【信託財産に関する報告等】

- 第33条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

【信託事務等の諸費用】

第34条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産の財務諸表の監査費用の全部または一部（消費税等に相当する金額を含みます。）および受託者の立て替えた立替金の利息等（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

【信託報酬等の額および支弁の方法】

- 第35条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第32条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の35の率を乗じて得た額とします。
- ② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

【収益の処理方法】

- 第36条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。
1. 配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

【収益分配金、償還金および一部解約金の払込みと支払いに関する受託者の免責】

第37条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第38条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第38条第4項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

【収益分配金、償還金および一部解約金の支払いならびに収益分配金の再投資】

第38条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、別に定める「累積投資約款」に従った契約（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとし、その場合は、当該別の名称に読み替えるものとし。）に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が指定販売会社に交付されます。この場合、指定販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第11条第3項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④ 一部解約金は、第40条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として6営業日目から当該受益者に支払います。

⑤ 前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行うものとし、

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとし、

「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとし、

また、「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど、当該口数により加重平均され、収益分配のつど、調整されるものとし、

【収益分配金および償還金の時効】

第39条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

【信託契約の一部解約】

第40条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

- ② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。
- ④ 受益者が一部解約の実行の請求をするときは、指定販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- ⑤ 委託者は、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付けを中止すること、および既に受け付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことができます。
- ⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付け中止前に行った実行されていない一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、第3項の規定に準じて算出した価額とします。

【質権口記載または記録の受益権の取扱い】

第41条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この信託約款によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

【信託契約の解約】

第42条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が30億口を下回ることとなったとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までの手続きを行うことが困難な場合も同様とします。

【信託契約に関する監督官庁の命令】

第43条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第47条の規定に従います。

【委託者の登録取消等に伴う取扱い】

第44条 委託者が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第47条の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

【委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い】

第45条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

【受託者の辞任および解任に伴う取扱い】

第46条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申し立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第47条の規定に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

【信託約款の変更等】

第47条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつてはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

【反対受益者の受益権買取請求の不適用】

第48条 この信託は、受益者が第40条の規定による一部解約の実行の請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第42条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な信託約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定

の適用を受けません。

【他の受益者の氏名等の開示の請求の制限】

第49条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

【運用状況に係る情報の提供】

第50条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める事項に係る情報を電磁的方法により提供します。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行うものとします。

【公告】

第51条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。
<https://www.smd-am.co.jp>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は日本経済新聞に掲載します。

【信託約款に関する疑義の取扱い】

第52条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

2021年8月23日（信託契約締結日）

委託者	東京都港区虎ノ門一丁目17番1号 三井住友DSアセットマネジメント株式会社

受託者	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社

追加型証券投資信託
三井住友D S ・先進国リートインデックス・ファン
ド
約款

三井住友D S アセットマネジメント株式会社

〔運用の基本方針〕

信託約款第20条に基づき委託者の定める運用の基本方針は以下の通りとします。

1. 基本方針

この投資信託は、S & P先進国REIT指数（除く日本、配当込み、円換算ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

「外国リート・インデックス・マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① マザーファンド受益証券への投資を通じて、実質的に以下の運用を行います。

- ・日本を除く世界各国の不動産投資信託（REIT）等に投資することにより、S & P先進国REIT指数（除く日本、配当込み、円換算ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。
- ・不動産投資信託（REIT）等への投資にあたっては、S & P先進国REIT指数（除く日本）採用銘柄（採用予定を含みます。）に投資を行うものとします。

② マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を保ちます。

③ 実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。

④ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

⑤ デリバティブ取引（法人税法第61条の5で定めるものをいいます。）は、信託財産の資産または負債にかかる価格変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

⑥ 外国為替予約取引は、信託財産の資産または負債にかかる為替変動により生じるリスクを減じる目的以外には利用しません。

(3) 投資制限

① 投資信託証券への実質投資割合には、制限を設けません。

② 株式への投資は行いません。

③ 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

④ 不動産投信指数先物取引は信託約款第24条の範囲内で行います。

⑤ 投資信託証券とコマーシャル・ペーパーおよび短期社債等以外の有価証券への投資は、買い現先取引または債券貸借取引に限りします。

⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配金額を決定します。

① 分配対象額は、経費控除後の利子、配当等収益と売買益（評価損益を含みます。）等の範囲内とします。

② 収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、委託者の判断により分配を行わないことがあります。

③ 留保益の運用については特に制限を定めず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託
『三井住友ＤＳ・先進国リートインデックス・ファンド』
〔信託約款〕

【信託の種類、委託者および受託者】

第1条 この信託は、証券投資信託であり、三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

【信託事務の委託】

第2条 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条、第19条第1項および第2項、第25条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

【信託の目的および金額】

第3条 委託者は、金100万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

【信託金の限度額】

第4条 委託者は、受託者と合意の上、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意の上、前項の限度額を変更することができます。

【信託期間】

第5条 この信託の期間は、信託契約締結日から第43条第1項、第44条第1項、第45条第1項または第47条第2項による信託終了の日までとします。

【受益権の取得申込みの勧誘の種類】

第6条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

【当初の受益者】

第7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

【受益権の分割および再分割】

第8条 委託者は、第3条の規定による受益権については100万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議の上、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

【追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法】

第9条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この信託約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第21条に規定する借入れ公社債を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、日本における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

③ 第23条に規定する予約為替の評価は、原則として日本における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

【信託日時の異なる受益権の内容】

第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

【受益権の帰属と受益証券の不発行】

第11条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。
- ③ 委託者は、第8条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

【受益権の設定にかかる受託者の通知】

第12条 受託者は、第3条の規定による受益権については信託契約締結日に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

【受益権の申込単位および価額】

第13条 指定販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第8条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、当該指定販売会社がそれぞれ別に定める単位をもって取得申込みに応じることができるものとします。

- ② 前項の取得申込者は、指定販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、指定販売会社は、当該取得申込みの代金（第3項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- ③ 第1項の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、指定販売会社がそれぞれ別に定める手数料および当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込みにかかる受益権の価額は、1口につき1円に、指定販売会社がそれぞれ別に定める手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ④ 前項の規定にかかわらず、受益者が第39条第2項に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第33条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑤ 前各項の規定にかかわらず、指定販売会社は、この信託契約締結日以降において、取得申込日がニューヨーク、オーストラリアの取引所またはニューヨークの銀行の休業日のいずれかに当たる場合には、受益者が第39条第2項に基づいて収益分配金を再投資する場合を除き、当該取得申込みに応じません。
- ⑥ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付けを中止することおよび既に受け付けた取得申込みの受付けを取り消すことができます。
- ⑦ この信託約款において取引所とは金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。

【受益権の譲渡にかかる記載または記録】

第14条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設した者でない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

【受益権の譲渡の対抗要件】

第15条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

【投資の対象とする資産の種類】

第16条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項の「特定資産」をいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、第24条に定めるものに限りします。）
 - ハ. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）
- 二. 金銭債権
2. 特定資産以外の資産で、以下に掲げる資産
 - イ. 為替手形

【運用の指図範囲等】

第17条 委託者は、信託金を、主として、三井住友DSアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である「外国リート・インデックス・マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券または次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
2. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
3. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券または証書の性質を有するもの
4. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
5. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
6. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

なお、第1号の証券にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻条件付の買入れ）および債券貸借取引（現金担保付債券借入れ）に限り行うことができます。また、第4号の証券および第5号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
1. 預金

2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

【デリバティブ取引等にかかる投資制限】

第18条 委託者は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

【利害関係人等との取引等】

- 第19条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第25条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第16条、第17条第1項および第2項に定める資産への投資等ならびに第21条、第23条、第24条および第28条から第30条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。
- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができます。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第16条、第17条第1項および第2項に定める資産への投資等ならびに第21条、第23条、第24条および第28条から第30条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。
- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

【運用の基本方針】

第20条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行います。

【公社債の借入れの指図】

- 第21条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図をするものとします。
- ② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えない範囲で行うものとします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- ④ 第1項の借入れにかかる品借料は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

【特別の場合の外貨建有価証券への投資制限】

第22条 外貨建有価証券への投資については、日本の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

【外国為替予約取引の指図】

第23条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）

との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

【先物取引等の指図】

第24条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、日本の取引所における不動産投信指数先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるもののうち、不動産投信指数にかかるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれと類似の取引を行うことの指図をすることができます。

【信託業務の委託等】

第25条 受託者は、委託者と協議の上、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合する者（受託者の利害関係人を含みません。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
1. 信託財産の保存にかかる業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

【混蔵寄託】

第26条 金融機関または金融商品取引業者（金融商品取引法第2条第9項に規定するものをいいます。本条においては、外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者を含みます。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者の名義で混蔵寄託することができるものとします。

【信託財産の登記等および記載等の留保等】

第27条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

【一部解約の請求および有価証券の売却等の指図】

第28条 委託者は、信託財産に属するマザーファンド受益証券にかかる信託契約の一部解約の実行請求ならびに有価証券の売却等の指図ができます。

【再投資の指図】

第29条 委託者は、前条の規定による一部解約の代金、有価証券の売却代金、有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

【資金の借入れ】

第30条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、有価証券等の売却代金、解約代金または償還金の入金日までに限るものとし、資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。

1. 一部解約金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却等による受取りの確定している資金の額の範囲内

2. 一部解約金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払資金の不足額の範囲内

3. 借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内

③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

【損益の帰属】

第31条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

【受託者による資金の立替え】

第32条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立て替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど別にこれを定めます。

【信託の計算期間】

第33条 この信託の計算期間は、毎年12月1日から翌年11月30日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は2021年8月23日から2021年11月30日までとします。

② 前項の規定にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第5条に定める信託期間の終了日とします。

【信託財産に関する報告等】

第34条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

【信託事務等の諸費用】

第35条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産の財務諸表の監査費用の全部または一部（消費税等に相当する金額を含みます。）および受託者の立て替えた立替金の利息等（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

【信託報酬等の額および支弁の方法】

第36条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第33条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の43の率を乗じて得た額とします。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに、信託財産中から支弁します。

【収益の処理方法】

第37条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- 1. 配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
 - 2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

【収益分配金、償還金および一部解約金の払込みと支払いに関する受託者の免責】

第38条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第39条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第39条第4項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

【収益分配金、償還金および一部解約金の支払いならびに収益分配金の再投資】

第39条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める「累積投資約款」に従った契約（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとし、その場合は、当該別の名称に読み替えるものとし、）に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が指定販売会社に交付されます。この場合、指定販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第11条第3項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。
- ③ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ④ 一部解約金は、第41条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として6営業日目から当該受益者に支払います。
- ⑤ 前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行うものとし、
- ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時

の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。なお、「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど、当該口数により加重平均され、収益分配のつど、調整されるものとします。

【収益分配金および償還金の時効】

第40条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

【信託契約の一部解約】

- 第41条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。
- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、一部解約の実行の請求日が、ニューヨーク、オーストラリアの取引所またはニューヨークの銀行の休業日のいずれかに当たる場合には、当該一部解約の実行の請求を受け付けません。
 - ③ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
 - ④ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。
 - ⑤ 受益者が一部解約の実行の請求をするときは、指定販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
 - ⑥ 委託者は、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付けを中止すること、および既に受け付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことができます。
 - ⑦ 前項により一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付け中止前に行った実行されていない一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、第4項の規定に準じて算出した価額とします。

【質権口記載または記録の受益権の取扱い】

第42条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この信託約款によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

【信託契約の解約】

- 第43条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が30億口を下回ることとなったとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
 - ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみな

します。

- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までの手続きを行うことが困難な場合も同様とします。

【信託契約に関する監督官庁の命令】

第44条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第48条の規定に従います。

【委託者の登録取消等に伴う取扱い】

第45条 委託者が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第48条の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

【委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い】

第46条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

【受託者の辞任および解任に伴う取扱い】

第47条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申し立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第48条の規定に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

【信託約款の変更等】

第48条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつてはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあって、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

【反対受益者の受益権買取請求の不適用】

第49条 この信託は、受益者が第41条の規定による一部解約の実行の請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第43条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な信託約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

【他の受益者の氏名等の開示の請求の制限】

第50条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

【運用状況に係る情報の提供】

第51条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める事項に係る情報を電磁的方法により提供します。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行うものとします。

【公告】

第52条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。
<https://www.smd-am.co.jp>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は日本経済新聞に掲載します。

【信託約款に関する疑義の取扱い】

第53条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

2021年8月23日（信託契約締結日）

委託者	東京都港区虎ノ門一丁目17番1号 三井住友DSアセットマネジメント株式会社

受託者	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社

追加型証券投資信託
三井住友D S ・ ゴールドインデックス ・ ファンド
(為替ヘッジあり)
約款

三井住友D S アセットマネジメント株式会社

〔運用の基本方針〕

信託約款第19条に基づき、委託者の定める運用の基本方針は以下の通りとします。

1. 基本方針

この投資信託は、L BMA金価格（円ヘッジ換算ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

「ゴールド・インデックス・マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として、金地金価格との連動を目指す投資信託証券に投資し、実質組入外貨建資産について原則として対円での為替ヘッジを行うことにより、ロンドン貴金属市場協会（L BMA）金価格（円ヘッジ換算ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。
- ② マザーファンド受益証券が主要投資対象とする投資信託証券は、継続的にモニタリングを行い、商品性及び運用上の効率性を損なわない範囲で、委託者の判断により見直しを行うことがあります。
- ③ マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を保ちます。
- ④ 実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを活用し、為替変動リスクの低減を図ります。
- ⑤ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
- ⑥ 外国為替予約取引は、信託財産の資産または負債にかかる為替変動により生じるリスクを減じる目的以外には利用しません。

(3) 投資制限

- ① 投資信託証券への実質投資割合には、制限を設けません。
- ② 投資信託証券とコマーシャル・ペーパーおよび短期社債等以外の有価証券への投資は、買い現先取引または債券貸借取引に限りします。
- ③ 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- ④ 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には、原則として制限を設けません。ただし、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、当該投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配金額を決定します。

- ① 分配対象額は、経費控除後の利子、配当等収益と売買益（評価損益を含みます。）等の範囲内とします。
- ② 収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、委託者の判断により分配を行わないことがあります。
- ③ 留保益の運用については特に制限を定めず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託
『三井住友ＤＳ・ゴールドインデックス・ファンド（為替ヘッジあり）』
【信託約款】

【信託の種類、委託者および受託者】

第1条 この信託は、証券投資信託であり、三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

【信託事務の委託】

第2条 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条、第18条第1項および第2項、第23条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

【信託の目的および金額】

第3条 委託者は、金100万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

【信託金の限度額】

第4条 委託者は、受託者と合意の上、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意の上、前項の限度額を変更することができます。

【信託期間】

第5条 この信託の期間は、信託契約締結日から第41条第1項、第42条第1項、第43条第1項または第45条第2項による信託終了の日までとします。

【受益権の取得申込みの勧誘の種類】

第6条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

【当初の受益者】

第7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

【受益権の分割および再分割】

第8条 委託者は、第3条の規定による受益権については100万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議の上、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

【追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法】

第9条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この信託約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第20条に規定する借入れ公社債を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、日本における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

③ 第22条に規定する予約為替の評価は、原則として日本における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

【信託日時の異なる受益権の内容】

第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

【受益権の帰属と受益証券の不発行】

第11条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。
- ③ 委託者は、第8条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

【受益権の設定にかかる受託者の通知】

第12条 受託者は、第3条の規定による受益権については信託契約締結日に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

【受益権の申込単位および価額】

第13条 指定販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第8条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、当該指定販売会社がそれぞれ別に定める単位をもって取得申込みに応じることができるものとします。

- ② 前項の取得申込者は、指定販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、指定販売会社は、当該取得申込みの代金（第3項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- ③ 第1項の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、指定販売会社がそれぞれ別に定める手数料および当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込みにかかる受益権の価額は、1口につき1円に、指定販売会社がそれぞれ別に定める手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ④ 前項の規定にかかわらず、受益者が第37条第2項に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第31条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑤ 前各項の規定にかかわらず、指定販売会社は、この信託契約締結日以降において、取得申込日がニューヨークの取引所またはニューヨークの銀行の休業日のいずれかに当たる場合には、受益者が第37条第2項に基づいて収益分配金を再投資する場合を除き、当該取得申込みに応じません。
- ⑥ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付けを中止することおよび既に受け付けた取得申込みの受付けを取り消すことができます。
- ⑦ この信託約款において取引所とは金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。

【受益権の譲渡にかかる記載または記録】

第14条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設した者でない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

【受益権の譲渡の対抗要件】

第15条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

【投資の対象とする資産の種類】

第16条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項の「特定資産」をいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）
 - ハ. 金銭債権
2. 特定資産以外の資産で、以下に掲げる資産
 - イ. 為替手形

【運用の指図範囲等】

第17条 委託者は、信託金を、主として、三井住友DSアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である「ゴールド・インデックス・マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券または次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
2. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
3. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券または証書の性質を有するもの
4. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
5. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
6. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

なお、第1号の証券にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻条件付の買入れ）および債券貸借取引（現金担保付債券借入れ）に限り行うことができます。また、第4号の証券および第5号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
 1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

- 3. コール・ローン
- 4. 手形割引市場において売買される手形
- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

【利害関係人等との取引等】

- 第18条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第23条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第16条、第17条第1項および第2項に定める資産への投資等ならびに第20条、第22条および第26条から第28条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。
- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができます。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
 - ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第16条、第17条第1項および第2項に定める資産への投資等ならびに第20条、第22条および第26条から第28条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。
 - ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

【運用の基本方針】

- 第19条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行います。

【公社債の借入れの指図】

- 第20条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図をするものとします。
- ② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えない範囲で行うものとします。
 - ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
 - ④ 第1項の借入れにかかる品借料は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

【特別の場合の外貨建有価証券への投資制限】

- 第21条 外貨建有価証券への投資については、日本の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

【外国為替予約取引の指図】

- 第22条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

【信託業務の委託等】

- 第23条 受託者は、委託者と協議の上、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合する者（受託者の利害関係人を含みま

す。)を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
1. 信託財産の保存にかかる業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

【混蔵寄託】

第24条 金融機関または金融商品取引業者（金融商品取引法第2条第9項に規定するものをいいます。本条においては、外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者を含みます。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者の名義で混蔵寄託することができるものとします。

【信託財産の登記等および記載等の留保等】

第25条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

【一部解約の請求および有価証券の売却等の指図】

第26条 委託者は、信託財産に属するマザーファンド受益証券にかかる信託契約の一部解約の実行請求ならびに有価証券の売却等の指図ができます。

【再投資の指図】

第27条 委託者は、前条の規定による一部解約の代金、有価証券の売却代金、有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

【資金の借入れ】

第28条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、有価証券等の売却代金、解約代金または償還金の入金日までに限るものとし、資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。

1. 一部解約金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却等による受取りの確定

- し ている資金の額の範囲内
2. 一部解約金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払資金の不足額の範囲内
3. 借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内
- ③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

【損益の帰属】

第29条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

【受託者による資金の立替え】

- 第30条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。
- ② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立て替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど別にこれを定めます。

【信託の計算期間】

- 第31条 この信託の計算期間は、毎年12月1日から翌年11月30日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は2021年8月23日から2021年11月30日までとします。
- ② 前項の規定にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第5条に定める信託期間の終了日とします。

【信託財産に関する報告等】

- 第32条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

【信託事務等の諸費用】

第33条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産の財務諸表の監査費用の全部または一部（消費税等に相当する金額を含みます。）および受託者の立て替えた立替金の利息等（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

【信託報酬等の額および支弁の方法】

- 第34条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第31条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の35の率を乗じて得た額とします。
- ② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに、信託財産中から支弁します。

【収益の処理方法】

- 第35条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。
1. 配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を

控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

【収益分配金、償還金および一部解約金の払込みと支払いに関する受託者の免責】

第36条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第37条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第37条第4項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

【収益分配金、償還金および一部解約金の支払いならびに収益分配金の再投資】

第37条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める「累積投資約款」に従った契約（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとし、その場合は、当該別の名称に読み替えるものとし、）に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が指定販売会社に交付されます。この場合、指定販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第11条第3項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。

- ③ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

- ④ 一部解約金は、第39条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として6営業日目から当該受益者に支払います。

- ⑤ 前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行うものとし、

- ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとし、
- ⑦ 「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとし、
- ⑧ また、「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど、当該口数により加重平均され、収益分配のつど、調整されるものとし、

【収益分配金および償還金の時効】

第38条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委

託者に帰属します。

【信託契約の一部解約】

- 第39条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。
- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、一部解約の実行の請求日が、ニューヨークの取引所またはニューヨークの銀行の休業日のいずれかに当たる場合には、当該一部解約の実行の請求を受け付けません。
 - ③ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
 - ④ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。
 - ⑤ 受益者が一部解約の実行の請求をするときは、指定販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
 - ⑥ 委託者は、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付けを中止すること、および既に受け付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことができます。
 - ⑦ 前項により一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付け中止前に行った実行されていない一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、第4項の規定に準じて算出した価額とします。

【質権口記載または記録の受益権の取扱い】

- 第40条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この信託約款によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

【信託契約の解約】

- 第41条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が30億口を下回ることとなったとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
 - ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
 - ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
 - ⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までの手続きを行うことが困難な場合も同様とします。

【信託契約に関する監督官庁の命令】

- 第42条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第46条の規定に従います。

【委託者の登録取消等に伴う取扱い】

第43条 委託者が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第46条の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

【委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い】

第44条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

【受託者の辞任および解任に伴う取扱い】

第45条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申し立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第46条の規定に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

【信託約款の変更等】

第46条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつてはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

【反対受益者の受益権買取請求の不適用】

第47条 この信託は、受益者が第39条の規定による一部解約の実行の請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第41条に規定す

る信託契約の解約または前条に規定する重大な信託約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

【他の受益者の氏名等の開示の請求の制限】

第48条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

【運用状況に係る情報の提供】

第49条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める事項に係る情報を電磁的方法により提供します。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行うものとします。

【公告】

第50条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。
<https://www.smd-am.co.jp>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は日本経済新聞に掲載します。

【信託約款に関する疑義の取扱い】

第51条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

2021年8月23日（信託契約締結日）

委託者	東京都港区虎ノ門一丁目17番1号 三井住友D Sアセットマネジメント株式会社

受託者	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社